海漢文叢
晉劉生仿

大禮記念
昭和漢文叢書

十八史略新釋
下卷二
文學博士中山久四郎
鹽野新次郎
共著

前出師表

臣亮言先帝創
業未半而中道
崩殂今天下三分
益州疲敝此誠
危急存亡之秋
也然侍衛之臣

受恩感激
今當遠離
臨表涕零
不知所云
岳飛

精華堂上石

序說

文學博士　中山久四郎

本講義もいよ〳〵宋一代の史實に入ること〻なつた。宋は國運を維持すること三百二十年にして、つひに蒙古の元朝に亡ぼされた。其間國步艱難の時が少くなかつた。文運の盛なるとともに、國事多難の際が比較的に多かつた。今こ〻に宋一代の國勢を論じ、且つ其末路を我國の平氏のそれと比較して、その悲壯美の點を記して以て序說に更ふること〻する。

抑〻宋は其建國以來、契丹の外患を以て憂とし、北宋の末に至り徽宗は契丹の衰へしに乘じ、女眞の力をかりて之を滅し、而して女眞の更に契丹より恐るべき外敵たることを慮らず。契丹の滅後金と境を接するに至り、はじめて强敵と相接するを悔いしも、事すでに遲し。而して國力を養はず、兵力を强くせず、外交を愼まず、却つて自ら爭端を開き、以て西晉と同樣の國難の來ることを速にし、高宗の南渡後、國運ます〳〵非にして、つひに或は臣と稱し、或は姪と稱し、或は歲貢、或は歲幣、名は異なるも、其實は屈服の進物である。かくて殆んど一百年、宋の君臣は金より受くる所の屈

辱に對して不平なるも、或は薄志弱行、或は苟且偸安、數人の忠臣勇將あるも、其手腕を振ふことを得ず。

南宋第五世の理宗の世に至り、祖先の失敗に省みずして、又もや蒙古人の力をかりて金を滅し、以て一時の快を取りしが、輕々しく約を破り、金よりも一層强大なる蒙古の怒を招きたり。こゝに至りて宋の國運いよ〳〵非なり。

然れども、宋の太祖もと惇厚を以て國を建て、之に重ぬるに仁宗の恭儉にして、民を愛するを以てし、其他の諸帝も、特別の賢君又は英主には非るも、他の諸代にありしが如き人を殺すことを好むやうな暴君なく、且つ宋一代の后妃の賢に至りては、漢唐諸朝の遠く及ばざる所である。是を以て國勢常に振はざるも、人民は之に離畔せず、忠臣義士常に國事を憂へ難に殉ずる者多し。特に之を唐に比較する時は、宋の忠臣甚だ多きを見るべし。

舊唐書	忠義傳	二卷	(本傳)四四人	(附傳)一二人	(合計)五六人
新唐書	同	三卷	(同)　三六人	(同)　二四人	(同)　六〇人
宋史	同	一〇卷	(同)一七三人	(同)一〇一人	(同)二七四人

唐時代の忠臣義士の五十六人なるに比して、宋時代の忠義の士人は二百七十四人、約五倍の多きに達して居る。是は宋時代の堅實にして氣節を尊重する學風の感化影響も、與りて大に力あるものである。尚ほ右の宋の二百七十四人中には、文天祥等の大忠臣をいれてないのである。

兎に角、蒙古人の女眞人にかはりて興りてよりは、弱宋の滅亡殆んど旦夕に迫るが如き狀態なりしも、なほ能く至弱の宋を以て至强の蒙古に對し、國家を維持すること四十年許りなり。他の契丹、女眞の國が、忽然として割合に早く滅びしが如くならず。實に是れ宋の祖先の君主が民を愛せし餘澤と、宋代儒學の堅實なりしことによるものと思ふ。然り而して宋が最初の國都たりし河南の汴京より南渡して、諸處に轉々し、つひに杭州の臨安府に移り、次いで福州に走り、最後に廣東方面の南海々島に追窮せられ、其一族君臣南海の魚腹の中に葬らるゝに至りしこと、之を我が國史に其類似をもとむれば平氏が京都より、福原、一の谷、屋島とのがれ、最後に壇浦に滅びしことに似て居り、共に悲慘なる末路である。而して之を滅したるもの、彼は蒙古、此は源氏、共に北方又は東北方より起り宋及び平氏に較べて武强なる所など類似の點なきにあらず。これを以て我が國の學者、宋末の厓山の役と、平家壇の浦の役とを比較して詩文を作る者がある。例へば左の如し。

壇浦　安積艮齋

黑風吹レ海浪掀レ天。往事悠々轉可レ憐。萬馬東來犯ニ城闕一。六龍西幸御ニ樓船一。冕旒空葬淵中月。粉黛俱消浦上煙。千古厓山同ニ峻節一。君臣至レ死不ニ曾捐一。〔艮齋詩略〕

なほ平家の末路につきては、琵琶法師の平家物語を彈ぜると同樣の事が宋の末路にもある。中林蘭林の講習餘筆卷三に之を記してあるが、其中に翟存齋の汴梁を過る時の詩を引いて、

陌頭盲女無愁恨。能撥琵琶說趙家。

といつてある。「趙家」とは卽ち趙姓の宋のことである。

尚また宋の岳飛、文天祥其他の宋の忠臣義士の我國の人に欽慕されたる事、從つて其感化影響の偉大なりしことにつきては記すべきこと甚だ多し。例へば藤田東湖、吉田松蔭等の正氣歌の如きは文天祥の正氣歌によりて作られたるものなり。其他之に類すること多けれども卷頭の紙面多からざれば、已むを得ず之を割愛省略す。

十八史略新釋　下卷二目次

卷六（下）

卷七

目次終

十八史略新釋　卷六(下)

文學博士　中山久四郎
鹽野新次郎　著

宋

宋太祖皇帝、姓趙氏、名匡胤、其先涿人也。相傳、爲漢京兆尹廣漢之後。父弘殷、爲洛陽禁衛將校。生匡胤於甲馬營。赤光滿室。營中異香一月。人謂之香孩兒營。少從辛文悅學。文悅嘗夢邀駕。乃匡胤也。周世宗時、掌軍政。凡六年。士卒服其恩威。數從征伐立大功。世宗一日於文書篋中得一木

点檢作ニ天子ー

書。曰、點檢作ニ天子ー。時張永德爲ニ點檢ー。世宗乃遷レ之、而易以ニ匡胤ー。世宗殂。恭帝卽位之明年、命ニ領ニ宿衞ー、禦ニ契丹ー。時主少國危。中外始有ニ推戴之議ー。

〔訓讀〕宋の太祖皇帝、姓は趙氏、名は匡胤、其の先は涿人なり。相傳ふ、漢の京兆の尹、廣漢の後なりと。父弘殷、洛陽の禁衞將校たり。匡胤を甲馬營に生む。赤光、室に滿つ。營中、異香あること一月、人之を香孩兒の營といふ。少にして辛文悅に從つて學ぶ。文悅嘗て駕を邀ふと夢む。乃ち匡胤なり。周の世宗の時、軍政を掌ること凡て六年。士卒其の恩威に服す。數〻征伐に從つて大功を立つ。世宗、一日文書篋中に於て、一の木書を得たり。曰く、「點檢、天子と作らん」と。時に張永德、點檢たり。世宗乃ち之を遷し、易ふるに匡胤を以てす。世宗殂す。恭帝卽位の明年、命じて宿衞を領して、契丹を禦がしむ。時に主少く國危し。中外始めて推戴の議有り。

〔通釋〕宋の太祖皇帝は姓は趙、名は匡胤といつて、其の先代は涿郡の人である。世の傳へる所によると、漢の京兆の長官だつた廣漢の子孫であるといふ。父の弘殷は、洛陽の近衞の將校であつた。(その弘殷が)匡胤を甲馬營といふ軍營で生んだ。(後年天子となる程の人であるから、不思議な瑞徵

があつて）、生れた時、その室內は光明赫々と耀き、一月ばかりも不思議な佳い香が漂つた。そこで）世人は、（之を不思議がつて、其の家を）香孩兒の營（香氣のある赤坊の營）と名づけた。幼少の時から辛文悅といふ人に就いて學業を受けた。その辛文悅が或る時、夢に天子の車駕を奉迎すると見て、中の乘つてゐる人を見ると、それが匡胤であつたといふのである。（生時既に異徵あり、今又文悅に瑞夢あり、匡胤の凡人ならざるを明にしたのである）。匡胤は五代後周の世宗の時、軍政を掌ること凡て六年であつたが、部下の士卒は皆匡胤が、恩愛と威嚴とを程よく施すに因つて心服した。彼は屢々賊を征伐して大功を立てた。五代後周の世宗皇帝が或日（書見をしてゐたところが）、書物箱の中から一枚の木札を見附けた。それには「點檢が天子とならう」と書いてあつた。その時張永德といふ人が殿前都點檢といつて、（近衞兵の總指揮官といふやうな官であつたから、木札の豫言は張永德だと早合點して）、早速これを他の職に遷した。そして匡胤を都點檢に取り易へた。（豈に圖らんや木札の豫言は趙匡胤であるとは、帝も氣が附かなかつたのである）。帝が崩じたので、恭帝が其の後を嗣いで卽位した。その翌年（匡胤に）命じて近衞兵を統率して、契丹を禦がせた。その當時、恭帝はまだ幼く（七歲にして卽位）、國力微弱で、（內憂外患、危急存亡の時であつた）。それで朝廷の內外に於

日下復有一日

て始めて趙匡胤を（天子に）推し立てようといふ意見が持ち上つた。

【語釋】 涿（地名。涿郡。今の河北省京兆の涿縣である。かの蜀漢の劉備も涿の生れであつた。） ○京兆尹（前にも屢々見えたが、京兆は漢の三輔の一。漢代その首都長安附近の地を三輔と稱して帝室の輔翼とした。即ち京兆・左馮翊・右扶風である。京兆は今の陝西省西安縣。左馮翊は今の西安縣以東の地。右扶風は今の西安縣以西の地。三輔にはそれぞれ長官を置いて、之を尹と云つた。） ○廣漢（字は子都、茂才に擧げられて陽翟の令となつて治績があつた。京兆尹に遷り、よく民情を精知し、奸惡を摘發すること神の如しと云はれた。豪強を威制し、小民、職を得、匈奴も其の名を聞いて懼れたといふ。後、事に坐して罪せられるに及んで、數萬の吏民は宮門に號泣して「臣生きて益なし、願くは趙京兆の死に代らん」と訴へた。けれども遂に赦されなかつた。宋の趙匡胤は其の後である。） ○禁衛將校（禁衛は宮城を守衛する兵備で、その兵を指揮する將校。我が近衛附の將校の如きもの。） ○甲馬營（軍營の名。河南府の城外に在つて、もと後唐の夾馬營で、宋の太祖出生の地。甲と夾と通じ、夾馬營とも書く。） ○孩兒營（孩兒は嬰兒のこと。赤ン坊。にほひのよい子供のゐる陣屋。） ○辛文悅（宋の太祖、幼にして文悅に就いて學ぶ。太祖位に即くに及んで、文悅を招いて判太府事といふ職を授けた。時に後周の鄭王が房州に居た。太祖は文悅が寛厚の長者であるので、命じて房州に知事たらしめ、以て鄭王を保全した。） ○文書篋中（篋はハコと訓じ、長方形の箱。即ち書物箱である。） ○點檢（官名。天子の侍衛及び扈從の官である。後唐以來天子行幸の時、及び出征の時に、大内都點檢の官を置いたのが、都點檢の始である。後周に至つて驍勇の士を選んで殿前都點檢とし、諸軍の總指揮官とした。） ○殂（ユクと訓じ、死にゆくこと。魂の天に上り行く意で、天子の死に用ひる字。崩殂、殂落など、熟語する。） ○宿衛（禁中を衞る軍隊。近衛兵である。領宿衛は近衛兵を統率すること。）

大軍既出。軍校苗訓見日下復有一日。黑光相盪。指曰、此天命也。夕次陳橋驛。軍士聚議、先立點檢爲天子、然後北征。環列待旦。點檢醉臥不知也。黎明軍士擐甲執兵。直叩寢門曰、諸將無主。願策大尉爲天子。點檢驚起。

羅拜呼萬歲

國號宋

披衣、則相與扶出、被以黃袍、羅拜呼萬歲。擁上馬南行。拒之不可。乃攬轡誓諸將、整軍自仁和門入。秋毫無所犯。恭帝遂禪位。以所領節鎮、爲宋州歸德軍、故國號曰宋。

訓讀 大軍既に出づ。軍校苗訓、日下に復一日有り、黑光相盪くを見、指して曰く、「此れ天命なり」と。夕に陳橋驛に次す。軍士聚議す、先づ點檢を立てゝ天子と爲し、然る後に北征せんと。環列して旦を待つ。點檢、醉臥して知らざるなり。黎明に軍士、甲を擐き兵を執り、直ちに寢門を叩いて曰く、「諸將、主なし。願くは大尉を策して天子と爲さん」と。點檢驚き起ちて衣を披れば、則ち相與に扶け出で、被するに黃袍を以てし、羅拜して萬歲と呼ぶ。擁して馬に上らせて南行す。之を拒げども可かず。乃ち轡を攬つて諸將に誓ひ、軍を整へて仁和門より入る。秋毫も犯す所無し。恭帝遂に位を禪る。領する所の節鎮、宋州の歸德軍たるを以て、故に國號を宋と曰ふ。

通釋 （そこへ丁度この度、契丹を征伐しようとして）、大軍が既に都(汴京)から出發したのである。(時あだかも天象に異變があつた)。軍中の一將校である苗訓といふ人が太陽の下方に復た一つの太陽

が有つて、黒い光が兩方から互に射し合つてゐるのを熟視して曰ふには、「(天に二日なく國に二王なしといふが、今や天に二日あり。而も黒い光が射し合つて、下の日が上の日に代らんとするやうである。今、朝廷の内外に於て趙匡胤を推戴して天子となさうとするの議は、正しく彼の天象に叶つてゐる)、これは天の命であり、自然の運命でなければならぬ」と。(そこで一同推戴の意を固めた)。その夕方、陳橋驛に宿した。其の夜、軍士が集り相談して、先づ殿前都點檢の趙匡胤を天子として、それから北方契丹を伐征しようと決議した。そして匡胤の陣を圓く取り圍んで列んだまゝで、夜の明けるを待つて居た。(一同、意志を貫徹しようとする意氣込の強さが察せられる)。ところが御當人の點檢は、宵から酒に醉つぱらつて寢込んでしまひ、何も御存じない。夜明け方に、軍士がみな〳〵甲冑に身を固め武器を持ち、直ちに匡胤の寢室の戸を叩いて「(國家多難、而も天子は幼弱で)、諸將は君主として頼むべき人がない。とうぞ太尉閣下を立てゝ天子と致したい」と申し出た。(太尉とは匡胤のことである。匡胤は世宗の時既に殿前都點檢であつたが、恭帝が更に歸徳軍の節度使とし、檢校太尉の官を加へたのである)。そこで點檢趙匡胤は驚いて起き出で、着物を着ると、みんなが寄つて來て點檢をつれ出し、むりやりに天子の服を着せて、羅列敬禮して萬歳と叫んだ。(とう〳〵天下にかつぎ上

げてしまつたのである)。そして諸將は點檢を取り圍んで馬に乘せ、南の方都へと引き返した。匡胤は(都へ歸ることを)拒んで、(是非北征しようと焦つたが)諸將が承知しない。そこで、(仕方なく、思ひ切つて)、馬の手綱を自ら執り(馬首を都の方へ向け)、諸將に誓つて(「汝等、我を天子に立てようとするならば、能く我が命を遵奉せねばならぬ。今都には天子が居られる、之を驚かし犯してはならない。又、朝廷の府庫は之を侵掠してはならない。我が命を奉ずる者には賞を行ひ、我が命に背く者は嚴罰に處するであらう」)と言つた。かくて軍を整へて都に歸り、仁和門から宮城に入つた。(かねて諸將と誓つたやうに)、少しも恭帝の尊嚴を傷けるやうなことをしなかつた。恭帝も(目下の成り行きを察して)、遂に位を匡胤に禪つた。そこで匡胤は(帝位に卽き)、これまで支配してゐた節度使が宋州の歸德軍であつた由緒で、その宋の字を採つて國號を宋といひ(汴——河南開封に都した)。

語釋 軍校(校は一隊を率ゐる士官。校尉といふ熟語もある、同じく士官のこと。) ○黑光相盪(盪はウゴクと訓じ、ゆくうごく義。太陽の下に又太陽があつて、黑い光が兩方から射して、互にスレ合つてゐること。) ○陳橋驛(河南開封の東北。前出。) ○次(ヤドルと訓じ、宿泊すること。) ○擐甲(擐はツラヌクと訓じ、穿つ義。ヨロヒを着ること。) ○黎明(黎は黑の意、明は夜明け。卽ち夜が明けようとしてまだ暗い頃をいふ。) ○寢門(寢室の門。寢室の戸のこと。又寢の字を廟・宮殿の意に用ひることがある。卽ち廟門を寢門といひ、宮中の正殿を寢殿といひ、路寢といふ類である。) ○策(前出。下卷一の五二三頁參照。臣下より天子に册する謂はれはない。五代爭亂の世、いかに本末上下を誤り、禮道が頹したかを見るに足る。) ○黃袍(隋の時代から天子は黃色の上衣を服する制があり、唐代以後亦之を襲用した。我國も其制にならひ、歷代天皇の御袍は麴塵(キクヂン)色といつて、矢張り地色は黃色であつた。そして臣下は絕對に其色を用ひることはなかつた。)

方面大耳

任自爲之

淮南平

である。）○維拜（維は羅列、ならぶこと。並んで拜禮する意。）○攬轡（轡はダヅナ（手綱）である。我國ではクツワと訓んでゐるが、字の本義ではない。攬はトルと訓じ、手に持つこと。手綱を執つて馬を引きとめること。）○仁和門（當時の周の都城であつた汴京の城門。）○秋毫（少しもといふこと。秋は獸の毛が細くなるといふので、僅少又は微細の意。毫末、毛頭などいふに同じい。）○宋州（河南歸德府。）

即位之初、欲陰察羣情、頗爲微行。或諫毋輕出。上曰、帝王之興、自有天命。周世宗見諸將方面大耳者、皆殺之。我終日侍側、不能害也。微行愈數。曰、有天命者、任自爲之、不汝禁也。中外讋服。○昭義節度使李筠、故周宿將。反於澤州。上命石守信討之。尋親征。筠自焚死。澤潞平。○淮南節度使李重進、周祖之甥也。亦反。上命石守信討之。尋親征。重進自焚死。淮南平。○荊南高寶融卒。弟寶勗代之。○南唐泉州留從効稱藩。

訓讀 即位の初、陰かに羣情を察せんと欲して、頗る微行を爲す。或「輕しく出づる勿れ」と諫む。上曰く、「帝王の興るや、自ら天命有り。周の世宗、諸將の方面大耳なる者を見て、皆之を殺す。我終日、側に侍す。害する能はざるなり」と。微行愈〻數〻す。曰く、「天命有る者は、自ら之を爲す

に任す、汝を禁せざるなり」と。中外、讋服す。○昭義の節度使李筠は、故の周の宿將なり。澤州に反す。上、石守信に命じて之を討たしむ。尋いで親ら征す。筠、自焚して死す。澤潞平ぐ。○淮南の節度使李重進は、周祖の甥なり。亦反す。上、石守信に命じて之を討たしむ。尋いで親征す。重進、自焚して死す。淮南平ぐ。○荊南の高寶融、卒す。弟寶勗、之に代る。○南唐泉州の留從効、藩と稱す。

【通釋】宋の太祖皇帝は即位した初にあたつて、ひそかに、（今度の革命に對する）一般民衆の意向を知らうとして、頻繁に忍び歩きをした。すると臣下の或る者が（萬一を氣遣つて）「輕卒に御微行遊ばしてはいけません」と諫めた。帝は之に對して、「帝王の興るのは、自然に天命があるからである。（天命の有る者にはいかに危害を加へようとしても出來ないものである）。例へば周の世宗は、諸將の中で、（貴人の相であるところの）四角な顏で大きな耳の者を見ると、（此奴は、將來勢力强大となつて、必ず累を我れに及ぼすに相違ないといふので）、皆之を殺したものであつた。ところが儂は、終日その側に居たにも拘はらず、わしを傷害することが出來なかつたではないか。（さうして天下は儂のものとなつた。これ即ち天命が我が身に在つたからである）」と答へて益々微行を續け、「他に帝王

たる天命を持つてゐる者があるならば、自由に行動するがよい。儂は其の者の爲ることを決して禁めはしない」と豪語した。（この大膽不敵の言葉には）、朝廷の内外を問はず皆すつかり畏れ服してしまつた。（以下文意明かであるから通釋を省略する）。

【語釋】　察二羣情一（一般民衆の心持を知つて政治の参考にすること。こゝはそれによつて施政の方針を定めようとするのである。）○微行（人にそれと氣附かれないやうに従者も従へずに歩くこと。しのびあるき。おしのび）○天命（天命には時代によつて意味に變化はあるが、こゝでは上代の信仰思想で天帝の命令といふ意味である。天帝が衆民を見渡して最も才德優れた者を選んで天子たらしめるといふのが即ち天命である。）○方面大耳（四角な顔で大きな耳。貴人の相である。）○愈數（益々度重ねる。）○有二天命一者、任二自爲一レ之云々（天命を受けて天子となるものは、誰でも勝手に天子となるがよい。決して汝の行動を禁止せぬ。）○讋服（讋（セフ）は慴（セフ）と同意。相手の强さに威壓されて縮み上ること。）○澤潞（今の山西省澤州地方。唐の時始めて昭義軍節度使を設けて其の役所を潞に置いた。李筠は昭義の節度使として潞に居たが、澤州の城郭が堅固であつたからそれに據つたのである。）○故（モトと訓む。以前）○宿將（經驗年功を經た將軍。老將。）○自焚（自ら火中に身を投げて死ぬこと。）○南唐（五代の時の十國の一。徐知誥が吳の禪を受け、金陵に都して南唐と稱したのである。地は今の江蘇安徽の淮南、福建江西及び湖西の北部であつた。後に宋に滅さる。泉州は今の福建省に屬する。委しくは五代晉の條下に見えた。下卷一の四七六頁參照。）○稱レ藩（藩屛・藩臣と稱することで歸服して臣從すること。）

李景

○建隆二年、南唐主李景、遷二都于南昌一、以二其子從嘉一守二建康一。景殂。從嘉立。更二名煜一。

趙普

國家長久計

○上既誅二筠・重進一、召二樞密直學士趙普一問曰、吾欲下息二天下兵一、爲中國家長久計上。其道何如。普言、唐季以來、帝王數易。由二節鎭太重、君弱臣强一而

石守信
非統御才
終夕未安枕

已。今莫若稍奪其權、制其錢穀、收其精兵、則天下自安。又言、殿前帥石守信等、皆非統御才。宜授他職。上悟、召守信等。宴酣屛左右謂曰、我非爾曹之力不至此。然終夕未嘗安枕也。居此位者、誰不欲爲之。

訓讀 建隆二年、南唐主李景、都を南昌に遷し、其の子從嘉を以て建業を守らしむ。景殂す。從嘉立つ。名を煜と更む。〇上、既に筠・重進を誅し、樞密直學士趙普を召して問うて曰く、「吾れ天下の兵を息めて、國家長久の計を爲さんと欲す。其の道何如」と。普言く、「唐季以來、帝王數〻易はる。節鎭太だ重く、君弱く、臣強きに由るのみ。今稍く其の權を奪ふに若くは莫し。其の錢穀を制し、其の精兵を收めば、則ち天下自ら安からん」と。又言く、「殿前の帥石守信等、皆統御の才に非ず。宜く他の職を授くべし」と。上悟り守信等を召す。宴酣にして左右を屛けて謂ひて曰く、「我、爾が曹の力に非んば此に至らず。然れども終夕未だ嘗て枕を安ぜさるなり。此位に居る者は誰か之を爲すを欲せざらん」と。

通釋 建隆二年、南唐の主李景が（漸次宋に壓迫されて）、都を南昌に遷し、舊都建康を其の子の從

嘉に守らせた。李景が崩ずると、子の從嘉が其の後を繼いで、名を煜と更めた。○太祖皇帝は既に李筠と李重進とを誅殺し、（一段落ついたので）、樞密直學士の趙普を召し、「俺は今後、天下の兵亂を根絶やしにして、國家長久の計劃を爲さうと思ふが、どんな方針を取つたらよからうか」と問うた。すると趙普は「唐の末頃から（五代に入つて）以來、帝王は頻繁に易りました。それは節度使の勢力が强大で、君が弱くて臣が强いといふ非常に不合理な原因があつたからであります。（從つて）此の際だん〳〵と節度使の權力を奪ふ方針を御執りになることが最も必要であらうと存じます。（即ち節度使の持つ所の）金錢米穀を制限し、又その兵力を（中央政府に）御召し上げになりましたならば、天下は自然と泰平無事に治まりませう」と答へた。彼は又、「嘗て近衞の長官の石守信等は、（大勢の者を引きまはし）部下を統御してゆくことの出來る人材ではありません。（萬一の際には、とても役に立ちさうに思はれませんから）、宜しく（その器量に相應した）他の職を御授けになつた方が宜しからうかと存じます」とも奏上した。そこで帝は深く心に悟る所があつたと見えて、守信等を招いて酒宴を催した。そして宴の眞最中に、（帝は突然）側の侍臣を遠ざけ、（守信等に向つて）言つた。「俺は若しお前等の力を借らなかつたならば此の地位に達することは出來なかつたらう。（其の點、お前達に

感謝する)。けれどもまだ(俺の心は不安に驅られて)終夜、安眠することが出來ないのだ。誰だつて、此の天子の位に即きたく思はぬ者は無からうからな」と。

語釋 南昌(當時は洪州、後に江州、即ち漢晋豫章、今の江西省南昌縣。) ○趙普(字は則平、薊州の人、宋の太祖の即位にあたり、創業の功を以て右諫議大夫を授けられた。後に宰相に遷る。太祖が數々普の家に微行して、國事を謀つたことは後文に見える通りである。節度使の權を殺がん爲、諸州に通判を置き、各節鎮の所領が、悉く京師に直隸するに至つたのは皆趙普の計に出たものである。尋いで太宗に仕へて重用せられ、梁國公に封ぜられ、卒して忠獻と謚された。) ○息二天下兵一(天下の兵亂を杜絶やしにする。) ○共道(其の方法。) ○唐季以來云々(五十年間十三代の帝王中、姓を易へること實に八回であつた。) ○節鎮(唐以後、諸州に節度使を置いて鎮めた。それを節鎮とも又藩鎮とも云つた。) ○統御才(部下をひきまはす器量。) ○殿前帥(守信は、侍衞都指揮使即ち近衞の長官であつたから斯くいふ。) ○安酣(酣(タケナハ)は事の眞盛りをいふ。即ち酒宴の最中、宴酣(タケナハ)といへば、酒宴が盛りを過ぎて終り頃をいふ。) ○非二爾曹之力一云々(爾曹は汝輩に同じ。曹はトモガラと訓んで幾人かを指す語。點検を立てよとの議は、守信等が中心となつて唱へたのである。) ○終夕(終夜。夜通し。) ○安レ枕(安らかに眠る。) ○居二此位一者(天子の位に即くことは。)

守信等頓首曰、陛下何爲出二此言一。天命已定。誰敢有二異心一。上曰、汝曹雖レ無二異心一、如二麾下之人欲二富貴一何。一旦以二黄袍一加二汝之身一、雖レ不レ欲レ爲、其可レ得乎。守信等頓首泣曰、臣等愚不レ及レ此。惟陛下哀矜、指二示可レ生之途一。上曰、人生如二白駒過一レ隙。所レ爲レ好二富貴一者、不レ過レ欲三多積二金錢一、厚自娯樂、使二子孫無一レ貧乏耳。汝

生死肉骨

曹何不釋去兵權、出守大藩、擇便好田宅、爲子孫計。多置歌童舞女、日飲酒相安。不亦善乎。皆拜謝曰、陛下念臣等至此。所謂生死而肉骨也。明日皆稱疾請罷。

訓讀 守信等頓首して曰く、「陛下何爲れぞ此の言を出す。天命已に定る。誰か敢へて異心有らん」と。上曰く、「汝が曹、異心無しと雖も、麾下の人の富貴を欲するを如何せん。一旦黃袍を以て汝が身に加へば、爲すを欲せずと雖も、其れ得べけんや」と。皆頓首して泣いて曰く、「臣等愚にして此に及ばず。惟陛下哀矜して、生くべきの途を指示せよ」と。上曰く、「人生は白駒の隙を過ぐるが如し。富貴を好むを爲す所の者は、多く金錢を積んで、厚く自ら娛樂し、子孫をして貧乏なる無からしめんと欲するに過ぎざるのみ。汝が曹、何ぞ兵權を釋き去つて、出でゝ大藩を守り、便好の田宅を擇んで、子孫の計を爲さゞる。多く歌童舞女を置き、日々に酒を飲んで相安んぜば、亦善からずや」と。皆拜謝して曰く、「陛下、臣等を念うて此に至る。所謂死を生かして骨に肉つくなり」と。明日皆疾と稱して罷めんことを請ふ。

通釋（これを聞いて）、守信等は、頭を地にすりつけ、恐懼の意を表して言ふには、「（とんでもない）。陛下はどうしてそんな事を仰せられるので御座いますか。天命はもはや、しかと定まつて（陛下の御位には些かのゆるぎも御座いません。（此の時に方つて）、誰が無理に帝位を覦ふやうなだいそれた考を起しませうか。（全く、さやうな御心配は御無用で御座います）」と。帝は（頭を振つて）言つた、「（いやいや、たとひ）御前達はさやうな異心を抱かずとも、部下の者が富貴を欲して（お前達を帝位に卽け、其の餘光を以て王侯とならうとしたならば）、其の時はどうするか。（それらの野心家が）一たび（無理矢理にも）天子の服をお前等の身に着せたならば、いかにお前等が帝位を欲しなくとも、仕方なく其の心になるだらう」と。（嘗て太祖に、無理矢理、天子の服を着せた守信等にとつては、この言葉は、ひし〱と骨身にこたへた）。守信等は、皆頭を下げて、泣きながらいふ、「臣等は愚か者で、そこまでは考が及びませんでした。（若し仰せの如くなれば、陛下の罪人として萬死も償ふことは出來ません）。唯陛下よ、臣等を御憐み下さつて、臣等の生くべき途をお示し下さい」と（おろ〱聲で縋る）。（かうしてまんまと帝の術中に陷つたのである）。そこで帝は（言葉を柔らげて）言つた。「人生は日光が戸の隙間を通り過ぎるほどに、いちはやく過ぎ去つてしまふものである。（その短

い人生に於て)、富貴を好むといふのも、多く金錢を貯めて、自ら歡樂の限りを盡し、更に子孫にも貧乏させないやうにするに外ならぬ。されば お前等は、なぜ(骨の折れる)兵馬の權力なぞを解き去り、(節度使となつて)、地方に出て廣大な封土を守り、便利のよい田地屋敷を擇び取つて、子孫長久の計畫をなさないのか。そして側には歌舞音樂の上手な童女を侍らし、毎日酒を飮んで安樂に餘生を送つたら、こんな善いことはないではないか」と。(なか〳〵世情を穿つた言なので)、守信等は拜伏して感謝し、「陛下は、かくまで御親切に、臣等を思つて下さる。これこそ諺に謂ふ、死者を生かして骨に肉をつけるといふもので誠に再生の御恩で御座います」と言つた。そしてその翌日、皆病氣といふ口實で、退職を願ひ出たのであつた。

語釋　頓首(頓は首を以て地を叩(タヽ)く義で、頭を地に附ける禮法。ねかづくこと。その頭を地につける時間の長短に因つて、禮に淺深がある。稽首といふのが頭を地に長く止めて置く卽ち最敬の禮である。頓首は頭を地につけて直ぐ又擧げる。稽首に次ぐ禮である。併し後には必ずしも區別せず、ともに同じく敬禮の意に用ふ。)　○異心(謀叛心。)　○麾下(旗本。部下。麾は、兵の指揮に用ひる大將の旗。)　○哀矜(哀も矜もともにあはれむ意。)　○白駒過レ隙(月日の過ぎ易いことや人生のはかないことを譬へて、白い馬が馳せゆくのを戶の隙間から見るが如く、一瞬間であると云つたのである。一說に白駒は日影、隙は壁隙、日かげが壁の隙間を過ぐる丸しともいふが、反つて苦しい解釋である。)　○厚自娛樂(十分に自ら歡樂を盡す。)　○釋二去兵權一(禁中守護の任を釋き去る。)　○出二守大藩一(節度使として地方に出て、廣大な封土を領有する。)　○擇二便好田宅一(便利のよい田地家宅を擇んで買ひ取る。)　○生レ死肉レ骨(已に死んだ者を又生きかへらせ、白骨に再び肉をつけるといふ意。人より大恩を受けること。同生の恩又は再生の恩といふに同じ。魯の季平子の語左傳に見える。)

○趙普薊人。遇上於滁州。用爲節度掌書記。上卽位後、專與謀議、倚信之。○女眞貢馬。○回鶻・于闐來貢。○建隆三年、泉州留從効卒。衙將陳洪進、推張漢思領軍務。○定難節度使周西平王李彝興貢馬。○武平・武安鎭帥周行逢卒。子保權領軍府。衡州太守張文表作亂、起兵據潭州。保權表請救于宋。○荊南高寶勗卒。兄子繼冲代之。○高麗來貢。

訓讀 趙普は薊人なり。上に滁州に遇ふ。用ひて節度掌書記と爲す。上、卽位の後、專ら與に謀議し、之を倚信す。○女眞、馬を貢す。○回鶻・于闐、來貢す。○建隆三年、泉州の留從効卒す。衙將陳洪進、張漢思を推して軍務を領せしむ。○定難の節度使周の西平王李彝興、馬を貢す。○武平・武安の鎭帥、周行逢卒す。子、保權軍府を領す。衡州の太守張文表、亂を作し、兵を起して潭州に據る。保權、表して救を宋に請ふ。○荊南の高寶勗、卒す。兄の子繼冲、之に代る。○高麗來貢す。

通釋 趙普は薊の人である。太祖皇帝にはじめて滁州で面會した。帝は普を用ひて節度掌書記とい

荊南湖南平　熟狀　劄子

ふ役にしたが、即位の後には、專ら彼と治國の計を相談し、(一にも普、二にも普と)、大層これをたよりにして信用した。(以下文意明かであるから通釋を略する。なほ語釋を參照されたい。)

語釋　薊(河北省北平。即ち今の北京の地。)　○滁州(今の安徽滁泗道滁縣地方。)　○節度掌書記(節度使の秘書官のやうな役。)　○倚信(倚は倚頼でタヨリにすること。信は信用すること。)　○女眞(古の肅愼の遺種で、今の滿洲吉林省あたりから露領沿海州あたりへかけての地域。)　○回鶻(回紇とも書き、又勅勒・鐵勒ともいつた。もと突厥の別種である。唐代には內外蒙古を有し、宋元時代には天山南路に據つた。)　○于闐(今の伊犁の和闐に住んでゐた種族。)　○泉州(前々節に出づ。)　○衙將(衙は唐制の南北衙のことで、禁軍を掌る。即ち近衛兵の將。)　○定難節度使云々(西夏の節度使で、後周から西平王に封ぜられた李彝興といふ者。定難は西夏の節度使の軍名である。)　○武平・武安鎭帥(武平は潭州、武安は朗州の軍名、鎭帥は節度使のこと。)　○衡州(今の湖南衡陽縣の地。)　○表請二救于宋一(表は上表。天子に書面を奉つて。)

○乾德元年、命二慕容延釗等一、會二周保權一、討二張文表一、師出二江陵一。高繼沖出降。荊南平。延釗至二湖南一。文表先已敗死。保權聞三宋師下二荊南一、懼而拒守。師進討レ之、獲二保權一。湖南平。○二年、宰相范質・王溥・魏仁浦、乞レ罷。質等周朝舊相也。自レ唐以來、宰相惟面奏二大政事一、餘號令刑賞除拜、但入二熟狀一。質等自以二前朝大臣一、稍存二形跡一、每レ事具二劄子一進呈。退批二所レ得聖旨一。同列皆書レ字以志

奏御之多始レ此

レ之。奏御之多キ始ルレ此ニ。質等既ニ罷ム。以テ趙普ヲ同平章事トス。

訓讀 乾徳元年、慕容延釗等に命じて、周保權に會して、張文表を討たしむ。師、江陵より出づ。高繼沖出でゝ降る。荊南平ぐ。延釗、湖南に至る。文表先に已に敗死す。保權、宋の師荊南に下ると聞き、懼れて拒守す。師進んで之を討ちて保權を獲たり。湖南平ぐ。○二年、宰相范質・王溥・魏仁浦、罷められんことを乞ふ。○質等は周朝の舊相なり。唐より以來、宰相惟だ大政事を面奏し、餘の號令刑賞除拜は但熟狀を入る。質等自ら前朝の大臣たるを以て、稍形跡を存す。事毎に劄子を具へて進呈す。退いて得る所の聖旨を批す。同列皆字を書して以て之を志す。奏御の多き此に始まる。質等、既に罷む。趙普を以て同平章事とす。

通釋 乾徳元年（太祖即位四年目）に太祖は、（周保權の願出により）、慕容延釗等に命じ周保權の軍と聯合して（反將）張文表を討たせた。（そこで宋軍は）、先づ（道を假りると稱して荊南節度使の治所たる）江陵を襲つた。（面喰つた）節度使高繼沖は、出で〻降伏したので、荊南は亡んだ。（次いで）延釗軍は湖南に至つたが、張文表は、既に周保權と戰つて敗死してゐた。保權は、（文表が既に敗

死したのに)、宋軍(益々南下して)荊南に下つて來たと聞き、(今度は自分まで危くなつたと)、大に驚き懼れ、(居城を拒ぎ守つた。宋軍は進んで之を討ち、保權を生擒つてしまつた。斯くて湖南地方は平定した。○乾德二年に宰相の范質・王溥・魏仁浦等が職を罷められんことを願ひ出た。質等は前朝(後周)時代から引繼き宰相となつてゐた人物である。唐より以來は、國家の重大な政事に限つて宰相が直接天子に拜謁の上、奏上して其の裁可を得、其の餘の指圖とか刑罰褒賞とか、官吏の任免に關する事などは、これを評議した結果を書面に認めて、天子の手元に差出し、聽許を受けるのが例であつた)。ところが質等は、前朝以來の大臣であるので、(太祖の英明を憚り、疑ひの眼を以て見られることを恐れて)だん／＼と君臣間の形式的儀禮を立てるやうになり、(事柄の大小に拘らず)何でも一々書付に書いて差出し、(拜謁してその可否の御上意を伺つた上で)、退下してから、(同役の宰相たちが)その御上意について各自の意見を述べ、同役の者が之に書判を書いて承知したといふ誌にした。これ以來文書を以て天子に奏聞することが非常に多くなつた。(今や、この)質等が官を退いたので、(帝は)、趙普を同平章事(宰相)とした。

語釋　除拜(除は舊官を除くこと、拜は新官を拜する意。卽ち官吏を任免すること。)　○面ニ奏大政事ニ(重大な政事は、天子に直接拜謁して奏上すること。唐以來、重要政事は宰相が天子の前に出て坐談的に申上げ、天子の上旨を承は

蜀亡

修二降表一李家

宰相須レ用二讀書人一

五星聚レ奎

り、後つて茶を賜うて退下するのが例で、前朝の五代までさうであつたといふ。）　○號令（指圖。）　○熟狀（宰相等が、政事に關して評議した事を書いて上奏する文書。天子より裁可の證に可字を受けて、之を民に施行するのである。）　○前朝（五代の後周を指す。）　○稍存二形跡一（漸次大臣としての形式的儀禮を立てるやうになつたといふ意。即ち前朝の貴臣であるので、天子に疑はれはしまいかと氣遣つて、一層恭順に臣下としての態度を盡したのである。）　○劄子（サツシ。天子に事を奏上する文書の一種。表でもなく、狀でもない。上奏の一書式で、唐代には牓子又は錄子と云ひ、宋代には劄子と云つた。劄は剳とも書く。本音タフ。慣用音サツ。）　○批二所レ得聖旨一（下げ渡された上意を批判する。」意について宰相が各自の意見を述べること。）　○同列皆書レ字以志レ之（同列は、同列の宰相の意。同役、同僚といふこと。字は花押「クワアフ」のこと。即ち草書で名を書くことで、書判「カキハン」ともいふ。志は「シルス」と訓む。上意を拜見したといふシルシ。同役の宰相が皆署名すること。今日の大臣の副署に當る。）　○奏御（文書を以て上奏進達すること。御は進の意。これより從來の坐論の禮が廢れて文書奏上が多くなつたといふのである。）

○命二王全斌一伐レ蜀。乾德三年、蜀相李昊勸二蜀主孟昶一出降。蜀亡。前蜀王氏之亡也、降表亦昊所レ草。蜀人夜書二其門一曰、世修二降表一李家。○初上命二宰相一擇二前代未レ有年號一以改レ元。及レ是得二蜀鑑一、乃有二乾德四年鑄字一。怪レ之召問。學士竇儀曰、昔僞蜀王衍有二此號一。上歎曰、宰相須レ用二讀書人一。○五年、五星聚レ奎。先レ是周顯德中、竇儼・楊徽之・盧多遜、同爲二諫官一。儼善推レ步。嘗曰、丁卯歲五星聚レ奎。自レ此天下太平。二拾遺見レ之。儼不レ預也。至レ是果然。○夏州李

彝興卒。子光叡領軍務。

訓讀 王全斌に命じて蜀を伐たしむ。乾德三年、蜀の相李昊、蜀主孟昶を勸めて出で降らしむ。蜀亡ぶ。前蜀王氏の亡ぶるや、降表も亦昊が草する所たり。蜀人、夜、其の門に書して曰く、「世々降表を修する李家」と。○初め上、宰相に命じて、前代に未だ有らざる年號を擇ばしめ、以て今の元に改む。是に及んで蜀の鑑を得たり。乃ち「乾德四年に鑄る」の字有り。之を怪んで召して問ふ。學士竇儀曰く、「昔僞蜀王衍に此の號有り」と。上、歎じて曰く、「宰相は須らく讀書の人を用ふべし」と。○五年、五星、奎に聚る。是より先、周の顯德中、竇儼・楊徽之・盧多遜、同じく諫官たり。儼、推步を善くす。嘗て曰く、「丁卯の歳、五星、奎に聚らん。此より天下太平ならん。二拾遺は之を見ん。儼は預らじ」と。是に至つて果して然り。○夏州の李彝興卒す。子の光叡、軍務を領す。

通釋 (忠武軍の節度使たる)王全斌に命じて蜀を伐たした。乾德三年に蜀の宰相李昊が、蜀主の孟昶に勸めて、城を出て降らせた。(其の降伏の爲に差し出した書狀は、李昊の立案に成つたものである)。蜀は遂に滅亡した。前の蜀の主、王氏が滅亡した時も、其の降伏の上書は、やはり李昊が起草したのであつた。(そこで)蜀人が、或る夜、其の門に、「代々降參狀ばかり書いてる李氏は、この家

でござい」と落書して（賤しめた）。○初め帝が宰相に命じて、前代にも未だ嘗てない良い年號を擇ばせ、そこで今の（乾德といふ）のに改めたのであつた。ところが此度（蜀を征伐した時、蜀の女官の持つてゐる蜀の鑑を見つけた。その鑑には「乾德四年鑄」といふ五文字が鑄付けられてあつた。帝は腑に落ちぬので、學士の竇儀を召して尋ねた。竇儀は、「昔僞つて蜀王と稱へた王衍の年號に、乾德といふのが御座いました」と答へた。天子はいたく歎息して、「（これだから）、宰相には、必ず學問の有る者を用ひなければならない」と言ひ、（これからます／＼儒者を重んじたのであつた）。○乾德五年に、（木火土金水の）五星が、（西方）奎星の場所に聚まつた。（奎星は文章を司どる星である。その場所に五星の聚るのは天下文運隆盛の兆だと言ひ傳へられた）。これより以前、後周の顯德年中に、竇儼・楊徽之・盧多遜の三人が、ともに（天子を諫める）諫官の職となつて居た。其の中で、儼は、（天文曆星の學に精しく）日星の運行を前知することに長じてゐた。或る時（楊徽之等に向つて）曰ふには「今後丁卯の歳になると、五星が奎星の宿に聚るだらう。（これは文運隆盛の兆で）、天下はそれから太平になるだらう。御兩君は其の太平の御代を見られようが、俺は（その頃はもう死んでしまつて）、其の恩澤に預られまい」と言つたが、この度、果してその豫言は適中したのであつた。○夏州の李彝

興が卒して、其の子の李光叡がその節度使の軍務を統領した。

語釋 降表(降服する旨を書いた書狀。) ○草(文案を練ること。) ○世修二降表一李家(代々降參狀の下書きをする李氏の家。) ○改二今元一(元は年號の第一年をいふ。年號を改めるを改元といふ。今の元とは今の年號といふ意味である。) ○僞蜀(一般に、正統でなくして帝王の號を稱する者を僞といふのであるが、前の朝廷や王室を卑んで僞朝とか僞といふことが多い。こゝもその意味である。) ○五星(木星・火星・土星・金星・水星。) ○聚レ奎(奎は二十八宿の一で、西方にあり、十六の星が相集つてゐるもの。文章を司る星宿と言はれてゐる。卽ち文明の象徵であつた。文章を奎文といひ、文運を奎運といふも是が爲である。) ○諫官(天子に諫言を呈する官。天子の御意見役。) ○推步(日月星辰の運行を推知すること。日星の天に運行するのは、恰も人が步行するのに同じいといふ意で、星曆を推算することを推步といつた。) ○二拾遺(楊徽之・盧多遜二人が諫官の左右拾遺であつたからいふ。拾遺は遺ちたるを拾ふ義で、君の過を補ふといふ意味から、諫官に左右の拾遺といふ役を置いたのである。) ○不レ預(預は與に同じ。太平に與る仲間にはいれぬ。)

○開寶元年、北漢主劉鈞殂。養子繼恩立。郭無爲弑レ之。而立二其同母弟繼元一。皆異姓子也。○雷德驤判二大理寺一。官屬與二堂吏一、附二會宰相一、擅增二減刑名一。德驤憤惋。直詣二講武殿一奏レ之。幷言、趙普强二市人第宅一、聚二斂財賄一。上怒叱曰、鼎鐺尙有レ耳。汝不レ聞二趙普吾之社稷臣一乎。引二柱斧一擊二折其二齒一、命二曳出一黜レ之。○二年、命二曹彬等一伐二北漢一。尋親征、攻二太原一。城久不レ下。頓二兵百草池一。中二著

繼恩繼元
雷德驤
鼎鐺尙有レ耳
攻二太原一

雨軍中疾疫。詔班師。

【訓讀】開寶元年、北漢主、劉鈞殂す。養子、繼恩立つ。郭無爲、之を弑す。而して其同母弟、繼元を立つ。皆、異姓の子なり。○雷德驤、大理寺に判たり。官屬と堂吏と、宰相に附會し、擅に刑名を增減す。德驤、憤惋す。直ちに講武殿に詣り之を奏す。幷に言ふ、「趙普、强ひて人の第宅を市ひ、財賄を聚斂す」と。上怒り叱して曰く、「鼎鐺、尙耳有り。汝、趙普は吾が社稷の臣なるを聞かざるか」と。柱斧を引いて其二齒を擊折し、命じて曳き出さしめて之を黜く。○二年、曹彬等に命じて、北漢を伐たしむ。尋いで親征して太原を攻む。城久しく下らず。兵を百草池に頓す。暑雨に中つて、軍中疾疫す。詔して師を班さしむ。

【通解】開寶元年に北漢の主の劉鈞が崩殂したので、養子の繼恩が立つた。(ところが)郭無爲が之を弑して繼恩の同母弟繼元を立てた。(初め北漢主劉旻の女が薛氏に嫁して、繼恩を生み、再び何氏に嫁して繼元を生んだが、二人とも早く父を無くした孤兒であつた。劉旻は我子の劉鈞に子が無かつたから、この二人の孤兒を養はせて劉姓を名乘らせたが)實は皆異姓の子である。○雷德驤といふ者が、(刑罰を掌る)大理寺の判官となつてゐた。ところが、大理寺附屬の役人と、宰相の役所附の役人と

が、（宰相に諛つて）强ひて宰相の意見に同意して、勝手に刑の名目を增減し、（或は重い罪を輕くし、輕い罪を重くするやうな事をした）。そこで雷德驤は大に憤慨して、直ちに講武殿に至つて、（此の不都合を）奏上し、それに附け加へて、「宰相趙普は、（權力を笠に被て）、むりやりに人の第宅を買ひ取り、又は人から賄賂を取つては溜め込んで居ります」と（意氣込んで）奏上した。すると帝は、大に怒つて、（德驤を）叱りつけた。（默れ！）「鼎や鍋にも耳がある。（汝は耳を持ちながら）趙普が我が國家の重臣である事を聞いてをらぬか」と。（かんかんに怒つて）、いつて、坐側に備へてある斧を引寄せて、彼れの齒を二枚たゝき折り、侍臣に命じて（殿外）へ引張り出させ、（商州の司戸參軍といふ）卑い役におとしてしまつた。○開寶二年に、曹彬等に命じて、北漢を伐たせ、引續き帝自ら親征して太原を攻めたが、城郭堅固でなかなか落ちない。そこで兵を百草池といふ處に止めて（長圍の計を取つたが）、暑さと雨とに中てられて、惡疫が流行したので、詔して軍を引き還へさせた。

語釋　同母弟（父は異なつて母は同じい俗には種ちがひの弟。）○大理寺（九寺の一。裁判と刑獄とを掌る役所。寺はテラではない。官廳の意。長官を大理寺卿といひ、佐官を少卿といふ。雷德驤は大理寺卿であつた。）○官屬堂吏（官屬は、こゝは大理寺附の官吏をいふ。堂吏は、政事堂卽ち宰相府の役人。）○附會（附け會はすこと。無理に人の意見につけあはせて贊成すること。人にへつらふをいふ。又强ひてこぢつけ自己の說に引きつけ合はせることをもいふ。牽强附會の附會はそれである。）○宰相（趙普を指す。）○增二減刑名一（罪名を增したり減らしたりして、刑を重くしたり輕くしたりする。）○憤惋（憤は駭き。怨む。）○市（カフと訓む、買ふこと。ウルと訓んで、賣る意

微行幸二功臣家一

一榻之外皆他人家

味にも用ひられる。）　○聚二斂財賄一（賄賂を取つて金を溜める。聚斂は、あつめをさめる。）　○鼎鐺（テイタウ。鼎は三足で、兩つ耳（把手）があり、祖先の廟に供へる供物を煮る一種の鍋。鐺も三足二耳で、矢張り物を煮る鍋。）　○社稷臣（社稷は國家の意。前に出づ。國家の重臣といふこと。）　○柱斧（宋にては、天子の坐側に水晶の小斧を置いた。又臣下も朝廷に升るとき水晶製の小斧を携帶したとある。一說には大斧ともいふ。）　○頓（屯に同じ。トヾムと訓じて駐在すること。）　○百草池（不明。太原の近傍であらう。通鑑には「甘草地中」とある。）　○班（カヘスと訓じ、還に同じ。）

○上自即位、或微行幸功臣之家。不可測、趙普每退朝、不敢脫衣冠。一夕大雪。普意上不復出矣。久之聞叩門聲。異甚。亟出、則上立雪中。普惶恐迎拜。即普堂設重裀地坐。熾炭燒肉。普妻行酒。上以嫂呼之。普從容問曰、夜久寒甚。陛下何以出。上曰、吾睡不能著。一榻之外、皆他人家也。故來見卿。普曰、陛下少天下邪。南征北伐、此其時也。願聞成算所向。上曰、吾欲取太原。

訓讀　上、位に即きしより、或は微行して功臣の家に幸すること、測るべからず。趙普、每に朝を退き、敢へて衣冠を脫せず。一夕、大に雪ふる。普意へらく、「上復た出でじ」と。久うして門を叩く

聲を聞く。異むこと甚し。亟かに出づれば、則上、雪中に立つ。普、惶恐して迎拜す。普の堂に卽き、重裀を地に設けて坐す。炭を熾にして肉を燒く。普の妻、酒を行ふ。上、嫂を以て之を呼ぶ。普、從容として問うて曰く、「夜久しく寒甚し。陛下何を以てか出づる」と。上曰く、「吾睡り著く能はず。一榻の外、皆他人の家なり。故に來りて卿を見る」と。普曰く、「陛下天下を少とするか。南征北伐此れ其時なり。願はくは、成算の向ふ所を聞かん」と。上曰く、「吾太原を取らんと欲す」と。

〔通釋〕帝は卽位以來、時々、忍びで功臣の家に行幸したが、それは何時とも豫測出來なかつた。それ故、趙普は、常々朝廷から退出して、自宅へ歸ると、成るべく禮服を脫がないで、（不時の行幸を待つて居た）。或夜大雪が降つた。普は心中に、「よもや、陛下も、今夜の大雪にはお出にはなるまい」と思つて（氣を許してゐた）。ところが、すつかり夜が更けてから、門を叩く音がする。（此の深夜に人の來るのは）甚だ怪しいと思ひながら、急いで出て見ると、（意外にも）帝が雪中に立つてゐられた。（普は思ひかけない行幸に）、ひどく恐れ入つて迎ひ入れた。帝は普の客間に通り、地に坐布團を幾枚も重ねて敷き、其の上に坐つた。（そこで普は）、炭を熾をおこして肉を燒いて饗し、普の妻が酒のお酌をした。帝は普の妻を、（親しげに）「嫂さん！」と呼ぶのであつた。時に、普は靜かに（一膝

のり出して、「かやうな夜更け、しかも嚴しい寒さを冐して、陛下には何とて御出まし遊ばされたので御座いますか」と問うた。帝は、「俺はどうしても寢つかれない。（その筈ぢやないか）俺の寢臺の外は、みんな他人の家同樣なのだもの。（考へて見ると心細い。だから）、今晩も又、そなたの顏を見にやつて來たのだ」と言つた。（其の言葉は、當時自立の國が多く、宋の地は未だ廣くない、丁度他人の家に取り圍れてゐると同樣だといふ意味なのである）。普は（帝の意を悟つて）曰ふには、「つまり陛下は御自分の天下を狹く思召すのですか。（御意の通り、いかにもまだ廣いとは申されません）。南を攻めるにも北を伐つにも、今が好い時機で御座います。ひとつ陛下の御計畫を承りたいものであります」と（話に水を向けた）。すると帝は「俺は先づ（北征して）太原を攻め取らうと思ふのぢや」と言つた。

語釋 不レ可レ測（時日を豫知出來ぬ。）○衣冠（朝廷に出仕する禮服。我國でいへば衣冠束帶である。）○異（アヤシムと訓む。怪訝に思ふ。）○惶恐（おそれいる。恐懼する。）○即二普堂一（趙普の客間に通る。堂は當といふ意。南向で正當の室。表座敷。）○重裀（裀はシトネ。坐布團である。幾枚も坐布團を重ねること。）○地坐（椅子などにかゝらずに、シタにすはること。）○嫂（あによめ。兄の妻をいふ。）○行レ酒（酌をする）○夜久（夜更け。）○榻（タフ。腰掛け。寢臺の類。）○成算（胸中に出來上つた計劃。見込み。「胸有二成算一」とも「胸有二成竹一」とも用ひるが同意である。成算所レ向とは、見込みのついてゐる方といふ意。）○少二天下一（少は小に作るが宜しい。「孟子」盡心上に「登二太山一而小二天下一」とある。恐らくこの字面より來たものであらう。）○太原（北漢の都する所。今の山西省冀寧道陽曲縣の地。）

彈丸黑子之地

君家與周氏世仇

懼漢氏之不血食

普默然良久曰、非臣所知也。太原當西北二邊。使一擧而下、邊患我獨當之。何不姑留以俟削平諸國。彼彈丸黑子之地、將何所逃。上笑曰、吾意正爾。姑試卿耳。於是用師荊湖、繼取西川。嘗因北漢諜者語北漢主鈞曰、君家與周氏世仇。宜不屈。今我與爾無所間。何爲困此一方之人。鈞遣諜者復命曰、河東土地兵甲、不足當中國之什一。區區守此、蓋懼漢氏之不血食也。上哀其言、終鈞之世、不以大軍北伐。及繼元立、始用兵。

訓讀　普、默然たり。良ゝ久うして曰く、「臣の知る所に非るなり。太原は西北の二邊に當る。一擧して下らしめば、邊患は我獨り之に當らん。何ぞ姑く留めて以て諸國を削平するを俟たざる。彼の彈丸黑子の地、將た何の逃るゝ所あらん」と。上笑つて曰く、「吾意も、正に爾り。姑く卿を試むる耳」と。是に於て師を荊湖に用ひ、繼いで西川を取る。嘗て北漢の諜者に因つて、北漢主鈞に語げて曰く、「君か家、周氏と世々仇たり。宜なり、屈せざること。今、我と爾と間する所無し。何んの爲めにか

此の一方の人を困むる」と。鈞、諜者を遣り、復命せしめて曰く、「河東の土地兵甲は、中國の什が一に當るに足らず。區々として此を守るは、蓋し漢氏の血食せざるを懼れてなり」と。上其言を哀んで、鈞の世を終ふるまで、大軍を以て北伐せず。繼元の立つに及んで、始めて兵を用ふ。

通釋 普は（帝の考と自分の考とが甚だ距離があるので）、默り込んだが、大分たつてから口を開いて、「それは私の存じよらぬ所であります。（どうも腑に落ちかねます）。太原は西の方西夏と、北の方契丹との二方面の夷の衝に當つて、（この二方面を喰ひとめて居るのであります）。然るに今若し一たび兵を擧げて太原を攻め下したならば、西夏と契丹との侵入は、忽ち我が宋で引受けなければなりません。（これでは甚だ不利益であります）。なぜ暫く太原をそのまゝ留め置いて、（他の諸國を征伐し）、それらが平定した後で太原を征服なさいませんか。（攻めるとなれば）あの彈丸か黒子ほどしかない、小さな太原などは、一溜りもなく降伏するでありませう」と申した。すると帝はにつこり笑つて、「俺の腹も實は左樣なのだ。ちよつと、お前の腹を探つて見たゞけのことさ」と言つた。そこで先づ兵を南方に向けて、（高繼沖を伐つて）荊南を平定し、（周保權を伐つて）湖南を平らげ、引き續いて西川を伐つて（蜀主孟昶を降伏させ、全く南方を平定したのであつた。帝が或時、北漢の間諜

を利用して、北漢主の劉鈞に告げて、「君の家と周とは、代々仇敵の間柄である。だから君が、周氏に抵抗して屈しないのは當然のことである。(ところで)此方君とは別に仲違ひする理由がない。それは、なぜ(飽くまで敵對して)、此の河東一地方の人民を苦しめられるか」と曰はせた。すると劉鈞も亦間諜を遣はし返答させて曰ふには、(御言葉ではあるが)、「我が河東の土地は、狹小な處で、軍隊も中國に比べると十分の一にも足らない程である。(今、我が北漢が、此の弱小國を)こせ〱と守るのは、(別に中國を覘ふとかいふ大それた野心があるのではない)。それは、我が漢氏の祖先の祀が絶えることを懼れるからである」と。帝は、(祖先の祀を絶やさない爲に守るといふ)その言を憐んで、劉鈞の死ぬまでは、大兵を發して北漢を討伐することはしなかつたのであるが、このたび劉鈞が死んで、養子の繼元が立つたので、始めて大兵を差向けたのである。

【語釋】 非二臣所一レ知(臣の腑に落ちぬこと。贊成出來ぬといふ意。) ○西北二邊(太原は北漢國の都で、其の西に西夏、其の北に契丹がある、それで西北二邊といふ。邊は國境である。) ○邊患(夷狄から國境を侵される心配。) ○我獨當レ之(宋國のみで引受けねばならぬ。) ○彈丸黑子(彈丸は鐵砲のたま、黑子は頰点で、いづれも小なるもの。借りて狹小の土地に喩へいふ。) ○諜者(間諜。間者。まはし者。こちらから敵國に入り込ませて、敵國の情狀を探らせるもの。こゝは、北漢から入り込んでゐる間諜を利用して言はせたのである。) ○與二周氏一世仇(漢は一旦、周に亡ぼされた。) ○無レ所レ間(間は不和。不和になる理由が無い。) ○困二此一方之人一(此一方は、河東方面を指す。北漢が宋に對して戰を開くから、河東方面の人民のみ、苦しまねばならぬと云つたのである。) ○復命(返答。また命ぜられることを遂行して、その結果を報告することをもいふ。)

契丹明記

南漢亡

交趾内附

趙普言行

補綴以進

○河東（北漢は黄河の東部に國してゐるからいふのである。）○中國（こゝは宋自らを指していふ。）○什一（十分の一。）○區々（小さき事。小さい事にこだはること、こせ〳〵すること。自己の心を謙遜していふ言葉。）○血食（先祖を祀ること。祖先を祀るには、牛、羊、豕を犧牲（イケニヘ）として供へる。犧牲は生身で血がついてゐる。神が其の血のついて犧牲を食ふといふ意で、神として祀られることをいふ。こゝは祖先が子孫によつて祭られること。）

○是歳契丹弑其主述律。號穆宗。迎立其伯父兀欲之子明記。更名賢。○三年、命潘美伐南漢。四年、克廣州。劉鋹降、南漢亡。○六年、交趾丁璉上表求内附。詔以爲靜海節度使安南都護。○趙普罷相、領河陽三城節度。普沈毅果斷、以天下爲己任。嘗欲除某人爲某官。上不用。明日又奏之。上怒裂其奏。普徐拾以歸、補綴以進。上悟乃可之。

訓讀 是の歳、契丹、其の主述律を弑す。穆宗と號す。其の伯父兀欲の子、明記を迎立す。名を賢と更む。○三年、潘美に命じて南漢を伐たしむ。四年、廣州に克つ。劉鋹降り、南漢亡ぶ。○六年、交趾の丁璉、上表して内附を求む。詔して以て靜海の節度使、安南都護と爲す。○趙普、相を罷め、河陽三城の節度を領す。普、沈毅果斷にして、天下を以つて己が任と爲す。嘗て某人を除して某官と

爲さんと欲す。上用ひず。明日、又之を奏す。上、怒りて其の奏を裂く。普、徐かに拾うて以つて歸り、補綴して以つて進む。上悟りて乃ち之を可す。

通釋 又、此の歲（開寶二年）、契丹が、其の主として居た述律を弑した。述律の諡を穆宗といふ。そこで、穆宗の伯父に當る兀欲の子の明記を迎へて契丹の主と立て、其の名を賢と改めた。〇開寶三年に潘美に命じて南漢を討たせた。同じく四年に、潘美が廣州を攻め破つたから、劉鋹は城を出で降參した。そこで南漢が亡んだ。〇開寶六年に、交趾の丁璉といふ者が、書を太祖皇帝に奉つて、中國(宋)に降參致したいと願ひ出た。(帝は其の請を容れて)、詔を下して、丁璉を靜海節度兼安南都護に任命した。〇趙普が宰相を罷めた。そして河陽の三城の節度使となつて所領を治めた。普は落付があつて、意志が強く、物事を思ひ切つてやつた。天下の治亂は、すべて己の責任であるとして、最善の努力を盡した。嘗て、或る人を或る官に昇任させようとしたことがあつたが、帝は其の意見を取り上げなかつた。普は(それに臆せず)翌日又任官の旨を奏上した。帝は遂に怒つて、其の奏上の書附を引き裂いてしまつた。すると趙普は、おもむろに其の裂かれた書附を拾つて歸り、これを綴り合はせて又帝に差出した。(これには流石の)帝も始めて自分の非を悟つて、昇任を許したといふことであ

る。

語釋 內附（外國が歸服すること。降參すること。）○河陽三城（河北三鎭のこと。卽盧龍・成德・魏博をいふとの說。又一說には三鎭とは別で、一は北岸、一は南岸、一は河中の灘にあり、唐の時に李光弼が立てこもつて史思明を伐つた所だともいふ。）○沉毅果斷（沉は事に臨んで落付あること。允着。毅は意志の强いこと。堅忍不拔。果斷は事に當つて躊躇せず思ひ切つてやること。）○徐（シヅカニと訓む。）○補綴（つくろひ、つゞり合はせる。）○可（ユルスと訓む。許可すること。）

又有下立レ功當レ遷レ官者上。上素嫌二其人一不レ與。普力請レ下。曰、朕固不レ與奈何。普曰、刑賞天下之刑賞。安得下以二私喜怒一專上レ之。上不レ聽起。普隨レ之。上入レ宮。普立二宮門一不レ去。上卒可レ之。普常設二大甕於閤後一。表疏意不レ可者、投二其中一焚レ之。其多得レ謗以レ此。雷德驤之子又訐レ之。上始疑レ普。先レ是雖下置二參知政事一以副上レ普、不レ宣レ制、不レ押レ班、不レ知レ印、不レ升二政事堂一。至レ是始詔二參政升二政事堂一同議レ政、更知レ印・押レ班與レ普齊。未レ幾普遂罷。薛居政・呂餘慶等其後繼爲レ相。

訓讀 又、功を立て、當に官に遷すべき者有り。上素より其の人を嫌うて與へず。普、力めて下さ

んと請ふ。曰く、「朕固く與へずんば奈何」と。普曰く、「刑賞は天下の刑賞なり。安んぞ私の喜怒を以つて之を專にするを得ん」と。上聽かずして起つ。普、之に隨ふ。上、宮に入る。普、宮門に立つて去らず。上、卒に之を可す。普、常に大甕を閣後に設けて、表疏の、意に可とせざる者をば其の中に投じて之を焚く。其の多く謗を得るは此を以てなり。雷德驤の子、又、之を訐く。上、始めて普を疑ふ。是より先、參知政事を置いて以て普に副すと雖も、制を宣せず、押班せず、知印せず、政事堂に升らず。是に至つて始めて二參政に詔して、政事堂に升つて同じく政を議し、更に知印・押班、普と齋しからしむ。未だ幾ならずして、普、遂に罷めらる。薛居政・呂餘慶等、其の後繼いで相と爲る。

通釋　又、國家の爲めに功勞があつた、是非とも昇進させなければならぬ人物が有つた。が帝は平素から其の人柄を嫌つて居たから、其の任官にお許を與へなかつた。普は極力、任官の許を下されたいと願つた。すると帝は、「朕が何としても許さなかつたらばどうするか」と(やゝ皮肉に出た)。趙普は「(これは異なことを承るものです)。刑罰褒賞は天下公平なもので(決して勝手に處分すべきものでは御座いません)、どうして陛下御一人の喜怒によつて賞罰を勝手氣儘に遊ばすことが出來ませう

か」と（逆捻ぢを食はせた）。けれども帝は聽き入れないで、ついとその坐を立つた。（どこまでども
お供しますといふ面持で）、普も其の後について行く。帝は宮中にはひつて、ぴしやりと戸を閉めて
しまつた。（流石の普も引還したらうと思ひの外）、普は宮門の前に突立つて、立ち去る氣色もない。
（到頭、帝の方が兜を脫いで）遂にその願ひ出でを許可した。（普の沉毅果斷は、ざつとこのやうであ
つた）。彼は、常に大きな甕を宰相の部屋の後に置いて、他から帝に奉る上表や上疏の中、自分の
氣に入らぬものがあると、この甕の中に投げ込んで、燒いてしまつた。普が多く外部から非難された
のは、之が爲である。（以前、裁判官の雷德驤が、普の收賄することを奏上して罪を得たことがあつ
たが）、今、其の子が又、普の陰事を訐いて上訴した。そこで帝は、始めて普を疑ふやうになつた。是
より以前に、參知政事といふ職を置いて、趙普の副役として政事に參與させたが、（これは、全く名前
だけの役目で實權なく）、帝の詔を受けてそれを下々に宣べ傳へるでもなく、宰相の位に列して百
官の點呼を行ふでもなく、又、分擔して宰相の印を押す大事な務もせず、勿論、政事堂に出席して政
事を評議することもせず、全くこれらを趙普の獨占に委ねたのであつた。（普の專擅振りは斯くの如
く甚しかつたから）、この度は、この二人の參政に詔を下して、政事堂に出席してともに政を議し、

曹彬伐二江南一

不レ用レ命者斬レ之

更る〳〵宰相の印を司り、宰相の位に列して署名すること等、すべて普と同格たるべし、といふことにしたのであつた。かくする中に、普は宰相を罷めさせられ、薛居政・呂餘慶等が其の後を繼いで宰相となつた。

語釋 閤後（部屋のうしろ。こゝは續通鑑に「設二大瓦壺於視レ事閤中一」とある。卽ち宰相として政事を視る部屋のうしろの意である。）○表疏意不レ可者（表疏は上表とも上疏ともいひ、書式によつて名が異るが、何れも下民から天子に申上げる書面のこと。その內容が趙普自身の氣に入らぬもの。）○雷德驤之子（名は有隣といふ者。父德驤が先に趙普を訴へて卬けられたので、之を恨んで、普が收賄したといふやうな事を摘發したのである。）○訐（アバクと訓じ、人の秘密を暴露すること。）○參知政事（唐時代に屢〻見えた、同平章事の副で、略して參政ともいふ。宰相と同樣に政事に參與する官である。）○副レ普（趙普の添へ役とする。）○宣レ制（宰相が天子の詔令を受けて、これを下に宣べ傳へること。）○押班（宰相が出仕の百官を點呼すること。押は按の義で、拈檢、點呼の意。しらべること。班は位次で、百官の席次である。宋の初の制には、天子は每日正殿に出御しないで、宰相（參知政事）が內へ入つて政務を奏上する。その時百官やそれ〴〵の席次について控へてゐる。宰相は奏し畢つて退き、百官を點呼して、それから一同再拜して退出することになつてゐたと、便蒙に朱子の言を引いて說明してある。卽ち押班は宰相參政の職務であるのに、この時の參政はそれをしなかつた。參政の當權がなかつたのである。）○知印（宰相は日を分けて、宰相の印判を預かり、之を押して當日の責任者となる。それをいふ。知は主（ツカサドル）の意。印判を主つて當日の政務を取扱ふのである。）

○七年、命二曹彬一伐二江南一。初上屢遣レ使喩二江南國主李煜一入朝。不レ至。乃以二彬及潘美等一討レ之、戒以下切勿レ暴二略生民一、務廣二威信一、使二自歸順一、不上レ須二急擊一。取二匣劍一授レ彬曰、副將而下不レ用レ命者斬レ之。美以下皆失レ色。自二王全斌平一レ蜀多殺一

樊若水

造大艦 爲浮梁

人、上每恨之。彬性仁厚。故專任焉。先是江南樊若水擧進士不第。上書言事。不報。乃釣魚采石江上、以繩度江廣狹、詣闕陳策。上用其言。令荊南造大艦、爲浮梁以濟師。至是用之、不差尺寸。

訓讀 七年、曹彬に命じて江南を伐たしむ。初め上、屢々使を遣はして、江南國主の李煜に喩して入朝せしむ。至らず。乃ち彬及び潘美等を以つて之を討たしめ、戒むるに、「切に生民を暴略する勿れ、務めて威信を廣め、自ら歸順せしめて、急に擊つを須ひざる」を以てす。匣劍を取つて彬に授けて曰く、「副將より下、命を用ひざる者は之を斬れ」と。美以下、皆色を失ふ。王全斌、蜀を平げて多く人を殺せしより、上、毎に之を恨む。彬の性、仁厚なり。故に專ら任ず。是より先き、江南の樊若水、進士に擧げられて第せず。上書して事を言ふ。報ぜず。乃ち魚を采石の江上に釣り、繩を以つて江の廣狹を度り、闕に詣りて策を陳す。上、其の言を用ふ。荊南に令して大艦を造りて、浮梁と爲し以つて師を濟す。是に至つて之を用ふるに、尺寸を差へず。

通釋 開寶七年、曹彬に命じて江南地方を討たした。初め帝が幾度も使を遣はして、江南國主の李

煜に入朝せよと諭したが、なか〳〵入朝しなかつた。そこで帝は怒つて、曹彬及び潘美等に命じて江南を征討させたのである。（曹彬等がいよ〳〵出發するといふ間際に）、帝は固く戒めて「汝等は江南を征討するにあたつて、決して彼の地の人民に亂暴掠奪を加へてはならぬ。成るべく威光と信義とを廣めて、自然に人民を畏服親順させよ。（功を急ぐのあまり）、（罪無き民衆を殺す）の必要はない」と諭した。そして匣入りの劍を取り出して曹彬に授け、「副將以下一兵卒に至るまで、お前の命令に背く者があつたら斬つてしまへ」といつて、それを與へた。（これはうつかりした事は出來ぬと）、副將の潘美以下の將士は皆青くなつて懼れた。（これといふのも）以前、王全斌が蜀を平定した時、餘りに多く人を殺したのを、帝は常々遺憾に思つて居たので、（此度特に嚴重に戒めたのである）。曹彬は慈悲深く、人情の厚い性質だつたから、特に江南討伐の大任を委せられのである。是より以前に、江南の仕人樊若水は、進士に選拔されて（江南の朝廷で）試驗を受けたが、及第しなかつた。復又、（江南の朝廷に）上書して國事を論じたけれども、それに對して官より何の沙汰もなかつた。（憤慨して樊若水は、遂に窃かに心を宋に寄せて、裏切運動を開始し）、先づ采石（今安徽省に屬す。前に出づ）の楊子江上に魚を釣りながら、繩で以て江の廣狭を測量し、それを持つて宋の朝廷に赴き、江南を取る

圍二金陵一

鉉不レ能レ對

天下一家

計劃を上奏したのであつた。帝は彼を（右贊大夫）に任じた上、其の言を採用して（江南を伐つ事を決心し）、（采石の上流なる）荊南地方に命じ（黃黑龍船と稱する）大艦數千艘を作らせ、それを楊子江に浮橋として軍隊を渡らせ、（江南に侵入させることが出來た）。其の時、樊若水の測量を實地に用ひたが、少しの間違もなかつたゝめに、非常に助かつたのであつた。

語釋 李煜（南唐主李景の子、文學に長じ、書畫を巧にした。宋將曹彬に亡ぼされた。） ○暴略（亂暴奪掠。） 使二自歸順一（自然に、非を悟って降伏させる。） ○匣劍（匣（カフ）は箱、匱（キ）・匵（トク）、皆同じく箱である。其中、大きな箱を匵といひ、中を匣、小を匱といふ。匣劍は箱に入れた劍。） ○失レ色（眞青な顏色になる。） ○仁厚（人情に厚い。） ○不レ報（何の沙汰もない。） ○采石（金陵へ渡る要津。既出。） ○度（ハカルと訓む。測量すること。） ○浮梁（梁は橋梁と熟して橋のこと。浮梁は船を浮かして船橋を作つたのである。） ○進士（人才を選拔する試驗科目の名。唐時代、士を取るに、詩賦を試みて取るを進士といひ、經書を試みて取るを明經といつた。進士の試驗に及第すると直ちに官祿を授けられた。現今我國で行はるゝ高等文官試驗の如きもの。）

○八年、曹彬圍二金陵一急。李煜遣二徐鉉一入貢、求レ緩レ兵。鉉言、煜以レ小事レ大、如二子事一レ父。其說累二數百一。上曰、爾謂二父子一爲二兩家一可乎。鉉不レ能レ對還。尋復至奏言、江南無レ罪。辭氣益厲。上怒按レ劍曰、不レ須二多言一。江南亦有二何罪一。但天下一家。臥榻之側、豈容二他人鼾睡一乎。鉉惶恐而退。金陵受レ圍、自レ春徂レ冬、勢愈窮蹙。

宜三早爲二之所一

彬終欲降之。累遣人告煜曰、某日城必破。宜早爲之所。

訓讀 八年、曹彬、金陵を圍むこと急なり。李煜、徐鉉をして入貢せしめ、兵を緩うせんことを求む。鉉言はく、「煜、小を以て大に事ふること、子の父に事ふるが如し」と。其の說數百を累ぬ。上曰く、「爾、父子と謂ふ、兩家を爲して可ならんや」と。鉉、對ふる能はずして還る。尋いで復た至り奏して言く、「江南罪無し」と。辭氣益〻厲し。上、怒りて劍を按じて曰く、「多言を須ひず、江南亦何の罪か有らん。但だ天下は一家なり。臥榻の側、豈に他人の鼾睡を容れんや」と。鉉、惶恐して退く。金陵、圍を受けて、春より冬に徂き、勢、愈〻窮蹙す。彬、終に之を降さんと欲す。累りに人を遣はし煜に告げて曰く、「某日、城必ず破れん。宜しく早く之が所を爲すべし」と。

通釋 開寶八年に曹彬が（江南主李煜の都城である）金陵（卽ち今の南京）を圍んで、劇しく攻め立てた。そこで李煜は、學士の徐鉉を宋に入つて貢物を奉らせ、そして兵を緩めてもらひたいと要求して來た。鉉は太祖に拜謁して曰ふ、「我が主李煜は、從來江南の小國を以て大なる宋朝に事へること、恰も子が父に事へる如くに從順でありました。それにも拘らず、何故に、かやうに征伐せらる

〻のでありませうか」と數百言を累ねて陳述した。帝はこれに對して、「御身は父子の例を引いて申されるが、（一體父子は一家に同棲するものである。然るにその子たる者が江南に割據して命を奉ぜず、純然たる）兩家を爲してゐてよいものであらうか」と。これには徐鉉も返答が出來ないで（江南へ）歸つた。が、再び彼は來つて引き續き歎願した上、「江南の人民には何の罪もありません。（征伐されるやうな覺えは毛頭無いと信じます）」ときつぱり言ひ放つた。其の口上振りが以前と違つて、非常に荒々しかつたので、帝は怒つて劍の柄に手を掛け、「（つべこべと）多く言葉を費す必要はない。（たゞ、一言だけ言つて置く）、「江南の人民には無論何の罪もない。併し天下は一家でなければならぬ。俺の寐床の側で、他人が鼾をかいて寐てをるのを、赦すことが出來ようか」と。（天下は宋の一家でなければならない。それに李煜が、江南に王を稱へて入朝しないのは、丁度寐床の側に他人の鼾聲を聞くに同じだと喩へたのである）。鉉はすつかり縮み上つて退いた。（かくして依然）金陵は圍を受け、春から冬にかけて、旗色はいよ〳〵惡くなり、危機が迫つて來た。彬は（力攻めにすると彼我の人命を傷ふから、成るべく（降伏させようとして、累りに使を遣はして李煜に告げさせて、（幾日には必ず落城するから豫め其の處置をするがよい」と申送つて、（脅威した）。

彬忽稱ㇾ疾
焚ㇾ香約誓
南唐亡
舟中惟圖籍衣衾
錢俶賜ニ黃袱一

語釋 其說累ニ數百一（辯解に數百言を費した。） ○爲ニ兩家一（二軒の家に分れる。宋と江南と并立することを指す。） ○按ㇾ劍（劍の柄に手を掛け、いざとならば拔打にしようとする氣勢を執ること。） ○臥榻之側云々（自分の寢床の側で、他人の鼾をかくを許さない。即ち我が宋の天下に於て、王を稱へ帝を稱へて割據するを許さない。それらを滅してしまはねば枕を高くして安眠することが出來ぬといふのである。鼾睡は、いびきかいて眠ること。） ○窮蹙（勢力が衰へてゆきづまること。） ○爲ニ之所一（處置をすること。こゝは城の陷つた時、狼狽せぬやう其の始末をしておけとの意。）

一日彬忽稱ㇾ疾。諸將來問。彬曰、彬之疾非ニ藥能愈一。諸公若共爲ニ信誓一、破ㇾ城不ㇾ妄殺ニ一人一、則彬病愈矣。諸將皆許諾、焚ㇾ香約誓。翌日城陷。煜出降。南唐亡。捷書至。上泣曰、宇縣分割、民受ニ其禍一。攻ㇾ城之際、必有下橫罹ニ鋒鏑一者上。可ㇾ哀也。彬還。舟中惟圖籍衣衾。閤門通ニ其榜子一曰、奉ㇾ勅江南幹ㇾ事回。其不ㇾ伐如ㇾ此。○九年、吳越王錢俶來朝。辭歸。上賜以ニ黃袱一、封緘甚固。曰、途中宜ニ密觀一。及ㇾ啓ㇾ之、皆羣臣乞ㇾ留ㇾ俶章疏。俶感懼。

訓讀 一日、彬忽ち疾と稱す。諸將、來り問ふ。彬曰く、「彬の疾は、藥能く愈するに非ず。諸公若し共に信誓を爲して、城を破るに妄りに一人をも殺さずんば、則ち彬の病愈えん」と。諸將、皆許

諾し、香を焚いて約誓す。翌日、城陷る。煜、出でゝ降る。南唐亡ぶ。捷書至る。上泣いて曰く、「宇縣の分割、民其の禍を受く。城を攻むるの際、必ず橫に鋒鏑に罹る者有らん、哀むべきなり」と。彬還る。舟中惟圖籍衣衾のみ。閤門より其の榜子を通じて曰く、「勅を江南に奉じて事を幹して回る」と。其の伐らざること此の如し。○九年、吳越王錢俶、來朝す。辭して歸る。上、賜ふに黃袱を以てす。封緘、甚だ固し。曰く、「途中にして宜しく密かに觀るべし」と。之を啓くに及び、皆、羣臣俶を留めんことを乞ふの章疏なり。俶、感懼す。

通釋 或日、彬が、突然、病氣だと言つて引籠つた。そこで諸將は驚いて見舞に來た。すると曹彬がいふには、「俺の病氣は藥では治らない。諸君が若し、共々に固く誓を立てゝ、此の城を破るに、一人でも妄りに罪なき者を殺さないといふならば、俺の病氣は直に治るだらう」といつた。諸將は皆これを承諾して、香を焚いて（罪なき者は殺さないことを）誓約した。其の翌日城が陷り、李煜は城を出て降伏した。かくして、南唐は終に亡んだのである。（南唐は、李昇が晉の高祖の天福元年に王號を稱へてから今日まで三世三十一年であつた）。直ちに勝軍の報知が朝廷に屆いた。すると帝は泣いて言つた。「天下の郡縣が、（群雄によつて）分けられて、（互ひに攻伐を事とし、罪なき人民が）其の

戰禍を蒙つてゐる。それさへあるに城を攻る際には、必ず刄や矢じりに罹つて橫死を遂げたものがあるだらう。誠に氣の毒である」。(が、實は曹彬の手腕によつて、流血の慘を見ずして金陵を陷れ得たのであつた。此の君にして此の臣ありといふべきである)。(やがて)曹彬は軍を引き上げたが、その舟中(何の戰利品もなく)、たゞ書物と着物と寢具があるのみであつた。そして都に到着すると、(凱旋將軍たる彼は)、宮中の小門からそつと名刺を差出して曰ふことに、「勅命に從つて江南に赴き、仰せの事を處置して只今歸りました」と復命した。曹彬が大功を樹てながら其の功に誇らないことは、大抵かくの通りであつた。開寶九年に、吳越王の錢俶が宋に來朝した。そして暇を乞うて歸らうとする時、帝は黃色の袱紗包を賜うたが、それには、嚴重に封がしてあつた。その際、帝が、「此の袱紗包は、直ぐに開くではない。歸國の途中、極祕にして見るがよい」と言つた。そこで錢俶が、途中密かに開いて見ると、こはいかに宋の群臣が、「今度入朝しました錢俶を、此の儘止め置いて、國に歸さぬ樣に遊ばすが宜しう御座います」といふ意味の上奏文であつた。錢俶は、(それを讀んで、帝恩の廣大に)感ずるとゝもに、(群臣が自分を疑ふことを)深く懼れたのであつた。

語釋　信誓(誓約。ちかひ。)　○捷書(戰勝の報告書。)　○宇縣分割(宇は天地四方の義。宇內の意。宇縣とは、宇內の縣邑で天下中の縣や郡の意。天下の土地が羣雄によつて分割されてゐること。)　○

太平天子

在レ德不レ在レ險

横(横死で、不慮の災難にかゝつて死ぬこと。) ○鋒鏑(鋒は刃の尖で、鏑は矢の根(やじり)である。戰場とか戰爭とかいふ意に用ひる。) ○圖籍衣衾(書籍と衣類と夜具。他に何等の戰利品を持たぬことを表はす。) ○閤門(宮中の小門。) ○榜子(榜は札。文字を木札・紙等に記して公衆に示すものをいふ。こゝは名刺の意に用ひた。その體裁は現今のものと違つて、廣さ四五寸の紙に姓名を記し、これを箸のやうに卷いて、紅い紐で縛つたものであるといふ。) ○幹レ事(事を爲し終る。終了する。) ○伐(ホコルと訓む。功績を自慢すること。) ○黄袱(黄色の袱紗包。) ○章疏(かきつけ。) ○感懼(帝の恩に感じ、臣の疑を懼れる。)

○上如ニ西京一。謁ニ宣祖安陵一。○夏四月郊。都民垂白者相謂曰、我輩少經ニ離亂一。不レ圖、今日復覩ニ太平天子儀衞一。有ニ泣下者一。○上欲レ留ニ都洛陽一。羣臣咸諫。上曰、吾且レ都ニ長安一。晉王叩頭曰、在レ德不レ在レ險。上曰、吾將ニ西遷一者、欲下據ニ山河之勝一而去中冗兵上。晉王之言固善。今姑從レ之。不レ出ニ百年一、天下民力殫矣。乃還ニ大梁一。

訓讀 上、西京に如き、宣祖の安陵に謁す。○夏四月郊す。都民、垂白なる者、相謂ひて曰く、「我輩、少より離亂を經たり。圖らざりき、今日復、太平の天子の儀衞を覩んとは」と。泣下る者有り。○上留りて洛陽に都せんと欲す。羣臣咸く諫む。上曰く、「吾且に長安に都せんとす」と。

晉王、叩頭して曰く、「德に在りて險に在らず」と。上曰く、「吾、將に西に遷らんとする者は、山河の勝に據りて、冗兵を去らんと欲すればなり。晉王の言、固に善し。今姑く之に從はん。百年を出でずして天下の民力殫きん」と。乃ち大梁に還る。

〔通釋〕帝が西京（宋は大梁を東京とし、洛陽を西京とした）に行つて、洛陽の安陵に葬つてある父宣祖の廟に參拜した。○夏四月、帝は洛陽の郊外で天の祭を行つた。洛陽の民で白髮を垂れた者どもが、互に語り合うて曰ふには、「儂らは、若い頃から兵亂に出遭つて、（一族もばら／＼になつてしまふやうな憂き目を見て來たが、今日かうして、二度と太平の御代に會うて、このやうに立派な天子の御行列が見られようとは、全く夢にも思ひませんでしたわい」といつて、中には淚を流して喜ぶ者さへ有つた。○帝はこの儘留まつて都を洛陽に移してしまはうと思つた。すると羣臣は口を揃へて、これを思ひ止るやうに諫めたので、帝は、「予は實は洛陽にも居たくはないので、行く／＼は長安に都しようと思つてるのだ」と言つた。（ます／＼意外な言葉に、弟の）晉王は頓首して諫めて曰ふには、（何程要害の土地に都しても、天子に德がなければ直ちに滅亡するものです）。國家の安危は全く德を下に施すか否かにあるので、決して土地の險阻か否かにあるのではありません」と曰つた。すると帝

太祖言行
市不レ易レ肆
不レ樂レ義久レ之

は、「いや、予がこれから西の方長安に都を遷さうとするのは、實は長安の要害の地に據つて、無用の兵備を省き去らうと思ふからだ。しかし晉王の言も固に尤もだ。（全く問題は、德に在つて、險に在るのではない）。で、晉王の言葉に從つて長安遷都は止めにしよう。（けれどもこの大梁に居ては軍備の爲に疲れて）、百年立たぬ間に天下の財力は盡きるであらう」と歎息した。（が已むを得ず又）大梁の都に引きかへした。

語釋 宣祖安陵（太祖の父、弘殷の廟を宣祖と名づけ、安陵に葬られて有つた。）○郊（天子が天地を祭る儀式をいふ。郊外に於て祀るから郊といふ。）○垂白（白髪を垂れてゐる老人のこと。）○縱ニ離亂一（兵亂に逢つた。離は罹。）○不レ圖（思ひがけなかつた。）○儀衛（劍戟を執つて天子を護衛する兵士。こゝは天子が洛陽城の南郊に出て、天を祭らるゝ時の盛んな儀衛の行列をいつたもの。）○叩頭（欵願又は謝罪する時の動作で、地に頭を擦りつけること。）○冗兵（無駄な兵備。）○天下民力殫矣（殫はツクと訓んで、盡きること。大梁は、四通の地で四方に敵を受くべき所であるから、兵備が大變である。そのために、天下の民力が疲弊しきつてしまふであらうとの意。）○大梁（今の河南開封縣の地で、戰國の魏の都した所。一名汴梁ともいひ、宋これに都して汴京と稱した。）

○上崩。在位十七年。改元者三。曰ニ建隆・乾德・開寶一。壽五十。上仁孝豁達、有ニ大度一。陳橋之變、迫ニ於衆心一。洎レ入ニ京師一、市不レ易レ肆。嘗一日罷レ朝、坐ニ便殿一、不レ樂者久レ之。左右請ニ其故一。上曰、爾謂下爲ニ天子一容易上邪。適乘レ快指ニ揮一事一而誤。故

宴二紫雲樓下一

不レ樂耳。嘗宴二近臣紫雲樓下一。因論二及民事一。謂二宰相一曰、愚下之民、雖レ不レ分二菽麥一、藩侯不下爲二撫養一、務行中苛虐上。朕斷不レ容レ之。

宋太祖像

訓讀　上崩ず。在位十七年なり。改元する者三たび。建隆・乾德・開寶と曰ふ。壽は五十なり。上、仁孝豁達にして大度有り。陳橋の變、衆心に迫らる。京師に入るに泊んで、市、肆を易へず。嘗て一日朝を罷め、便殿に坐して樂まざる者之を久しうす。左右、其の故を請ふ。上曰く、「爾、天子となりて容易なりと謂ふか。適〻快に乘じて一事を指揮して誤る。故に樂まざるのみ」と。嘗て近臣を紫雲樓下に宴す。因つて民事に論及す。宰相に謂つて曰く、「愚下の民、菽麥を分たずと雖も、藩侯爲めに撫養せず、務めて苛虐を行ふ。朕斷じて之を容さず」と。

通釋　太祖皇帝が崩御になつた。帝位に居ること十七年。其の間、年號を改めること三回。建隆・

乾徳・開寶がそれである。年は五十歳であつた。帝はなさけ深く。親孝行で、しかも氣性はさつぱりしてゐて小事に拘泥せず、人を容れる大度量があつた。かの陳橋驛の變には、衆人に迫られて(無理に天子に擁立され)、都に入つてからは(規律嚴肅、少しも犯すところが無かつたから、人民は安堵して)、市場ては店の陳列品の位置を易へる程の混雜さへも無かつた。(全く珍らしいほど穩かな革命であつた)。(こんな逸話もある)。嘗て或日、朝政を執り終へて居間に歸り、大層不愉快の樣子で長時間打ち欝いでゐられた。左右の侍臣が其の理由を伺ふと、帝は、「お前達は、天子の仕事を、容易い事のやうに思ふかも知れぬが、(どうして、なか／＼容易な事ではない)。今日なぞ、ふといゝ氣持になり、調子に乘つて或事を指揮して、とんだ間違ひをやつてしまつた。それで不愉快でたまらぬのだ」と言つた。又、或時、近臣を紫雲樓の下に集めて酒宴を賜つた。いろ／＼と話の序に、人民の事に及んだが、その時、帝は宰相に向つて、「假令、豆と麥との區別さへも出來ないほど無智な人民であつても、藩鎭の諸侯が之を可愛がらずに、むやみと重税惡税をかけて苦しめるやうな事をするなら、予は決して容赦しない」と言はれた。

【語釋】豁達有ニ大度ニ(豁達は、澄み渡つた大空のやうに心に一點のわだかまりなく、小事に拘泥しないこと。大度は度量、廣大で、太つ腹なこと。) ○陳橋之變(太祖の未だ帝たらざりし前、周の恭帝の命をうけて契丹を襲

端直軒豁
如ニ我心ー

川班殿直

所レ與卽
爲ニ恩澤ー

がんと出征し、陳橋驛に宿した其の夜、諸將謀つて無理に帝位に卽かしめた出來事をいふ。本章の首節にくはしい。）　○洎（オヨブと訓む。及に同じ。）　○市不レ易レ肆（肆は商品を陳べてある店先。商店が店先の陳列も動かさずに、商賣をつゞける。市中の穩かなことをいつたのである。）　○罷レ朝（天子が政廳から退出すること。）　○便殿（天子が一日の政務を了へて休息する居間。正殿に對していふ。）　○久レ之（之は助詞。久シウスといふに同じい。）　○乘レ快（い丶氣持になつて、調子に乘る。）　○愚下之民（愚劣下等の人民。無智の民。）　○不レ分ニ菽麥ー（菽（シユク）は豆。豆と麥との區別は明瞭であるが、それさへ分らぬ程の無智といふ意。）　○撫養（可愛がり養ふ。撫はなでさするやうに可愛がること。）　○苛虐（苛はいぢめる。虐はしひたげる。こゝでは租稅を取つて人民を苦しめること。）

開寶初、修ニ京城及大內ー、營繕畢。上坐ニ寢殿ー、令レ洞ニ開諸門ー。皆端直軒豁、無レ有ニ壅蔽ー。因謂ニ左右ー曰、此如ニ我心ー。少有ニ邪曲ー、人皆見レ之矣。平レ蜀之後、嘗擇ニ其兵百餘ー、爲ニ川班殿直ー。郊禮行レ賞、以ニ御馬直扈從ー、特增レ給。川班擊ニ登聞鼓ー、援レ例陳乞。上怒曰、朕之所レ與、卽爲ニ恩澤ー。豈有レ例邪。斬ニ其妄訴者四十餘人ー、餘悉配ニ隷諸軍ー。遂廢ニ其直ー。

訓讀　開寶の初、京城及び大內を修め、營繕し畢る。上、寢殿に坐して諸門を洞開せしむ。皆、端直軒豁にして、壅蔽有る無し。因つて左右に謂ひて曰く、「此れ我が心の如し。少しも邪曲有れば、

人皆之を見る」と。蜀を平げて後、嘗て其の兵百餘を擇んで、川班殿直と爲す。郊禮して賞を行ふや、御馬直が扈從するを以て、特に給を增す。川班、登聞鼓を擊つて、例を援きて陳べ乞ふ。上怒つて曰く、「朕の與ふる所、卽ち恩澤たり。豈例有らんや」と。其の妄りに訴ふる者四十餘人を斬り、餘は悉く諸軍に配隷す。遂に其の直を廢す。

通釋 開寶の初年に、京城と皇居とを修繕させた。それが落成を告げた時、帝は宮中の正殿に坐し、諸門を明け放させて眺めると、（幾重にもなつてゐる門が）眞直にからりと見通され、何物も目を遮るものがない。帝は（心地好げに）侍臣を顧みて、「これは丁度予の心持そつくりだ。少しでも、これに曲つたところがあれば、すぐに人は皆それに注目する（だから、少しも曲るわけにはゆかぬ）」と言はれた。蜀が平定されて後、或る時、蜀の兵（の弓馬に熟達した者）百餘人を選拔して、（殿中の宿直の役に任じ）、川班殿直と名づけた。其の後、天を祭る郊祭が行はれた時に、式典の關係者一同に恩賞があつたが、御馬直の兵が御供した功勞によつて、特別に給料を增された。すると川班殿直が（不平を唱へて）、登聞鼓（天子に訴訟する時に打つ太鼓）を打鳴らして、御馬直增給の例を引いて（自分達にも）增給（されんこと）を歎願した。帝はこれを大に怒り、（朕が、御馬直に增給したのは、特別の

撫髀嘆
惟有劍耳

恩惠である。(與へるも與へざるも朕の勝手だ)。それを(當然のことのやうに)先例呼ばりするとは以ての外である」といつて、其の輕率に訴へ出た者四十餘人を斬り、其の餘の者は皆諸軍に分配してその部下に附けた。それ以來この宿直を全廢してしまつた。

語釋　開寶初(寶は建隆三年の事。本書の誤である。)　○京城(宋は大梁を東京とし、洛陽を西京とした。京城は即ち大梁の城池である。大梁は即ち汴京であること前に述べた。今の河南省の首府開封縣。)　○大内(天子の宮殿。禁裏。大は尊稱。)　○營繕(修繕。つくろひ。)　○寢殿(正寢または路寢といつて帝王の正殿である。表御殿。寢室ではない。)　○洞開(見通しに打開けて居ること。)　○端直軒豁(端直は正しくまつすぐで、屈曲のないこと。軒豁は、高く廣いこと。幾重にもなつてゐる門の扉なおし開いたので、一直線にからりと見通されることを云つたのである。)　○無有壅蔽(壅は塞ぐ、蔽は掩ふ。目障になる何物もないこと。)　○邪曲(よこしま。不正。)　○川班殿直(蜀の士卒の勇敢な者を、殿中に宿直させて、かく名づけた。蜀地を四川とも西川ともいひ、班は隊のことで、川班は蜀の兵隊の意である。殿直は殿中の宿直の意。)　○郊禮行賞(郊禮(既出)の、關係者一同へ恩賞があつた。)　○御馬直(天子出御の時に御伴する騎兵。)　○扈從(扈は後尾の意、行列の後に隨從すること。おとも。)　○登聞鼓(天子に事を訴へんとする時に鳴らす大鼓。其の音殿中に登り聞えて、天子のお耳に達するといふ意味。主として、民の無實の罪を奏聞させるために設けたもの。隋の世から始まつたといふ。)　○配隸(人數を分つてそれぞれ部下につけること。)

內臣有逮事後唐者。上問、莊宗英武定天下。享國不久何也。其人言其故。上撫髀嘆曰、二十年夾河戰爭。取得天下、不能用軍法約束、誠爲兒戲。朕今撫養士卒、不吝爵賞。苟犯吾法、惟有劍耳。五代以來、藩鎭強盛。上以漸

諸侯勢輕

晩節好讀書

削之。罷諸節鎭、專用儒臣。分理郡國、以革節鎭之橫。又置諸州通判、以分刺史之權。自是諸侯勢輕、禍難不作。專務愛養民力、罷卻貢獻、禁進羨餘。常衣澣濯之衣、寢殿靑布緣葦簾。晩節好讀書。嘗歎曰、堯舜之世、四凶之罪止於投竄。何近代法網之密邪。

訓讀　內臣、後唐に事ふるに逮ぶ者有り。上問ふ、「莊宗、英武にして天下を定む。國を享くること久しからざるは何ぞや」と。其の人共の故を言ふ。上、髀を撫し嘆じて曰く、「二十年、河を夾んで戰爭し、天下を取り得て、軍法を用ひて約束する能はざるは、誠に兒戲たり。朕今、士卒を撫養し、爵賞を吝まず。苟も吾が法を犯さば、惟劍有るのみ」と。五代以來、藩鎭、强盛なり。上、漸を以つて之を削る。諸の節鎭を罷めて、專ら儒臣を用ふ。郡國を分理して、以つて節鎭の橫を革む。又諸州の通判を置き、以つて刺史の權を分つ。是より諸侯勢輕くして、禍難作らず。專ら民力を愛養することを務め、貢獻を罷め卻け、羨餘を進むるを禁ず。常に澣濯の衣を衣、寢殿は靑布をもつて葦簾に緣す。晩節、書を讀むを好む。嘗つて歎じて曰く、「堯舜の世、四凶の罪、投竄に止まる。何ぞ近代、法網

の密なるや」と。

[illegible] 宦官の中に（李承進といつて）、往年、後唐の莊宗に事へて居た者が居た。或る時帝が（李承進に）問うて、「莊宗は英邁勇武の資を以て、天下を平定したのに、國を保つこと久しからず、（數年にして亡んだのは）何の爲だらう」と言つた。すると彼（李承進）が、「それは、莊宗が畋獵を好み、優柔不斷で、命令が民衆に行はれず、人を賞するにも節度が無かつたからで御座います」と理由を答へた。帝は髀を拊つて歎息して言ふには、「莊宗は二十年の長い年月、黄河を夾んで梁と戰つて、漸く天下を取り得ながら、軍の法度を嚴重にして部下を取締ることが出來ず、（終にあはれな末路を見たとは）、全く小兒の遊び事みたいなものだ。予は今士卒を愛し養つて、功ある者には爵位褒賞を吝まず與へようが、若し軍法を犯す者あらば、たゞ劍あるのみだ。（容赦なく斬罪に處するであらう）」と。

五代よりこの方、節度使の勢力が强大で、（之を制御するには、一通でなかつた）。そこで帝は、（趙普の謀を用ひて次第々々に其の勢力を削る方法を執つた。そして遂に諸方の節度使を罷め、專ら學者を用ひて、郡國を分けて治めさせ、從來の、節度使の横暴專制を改革した。又、諸州には通判の職を置いて、（地方長官即ち刺史に副たらしめ）、武人たる刺史の權力を分割させた。これから後、諸

侯の勢力が輕くなり、亂を作さないやうになつた。（かくの如く一方に權臣の專横を挫いて置き）、一方では民力の休養に務めて、人民がお上へ貢物を獻上することを罷めさせ、（又、從來、州縣の費用の餘は之を天子に獻じ、その歡心を得て得意とする惡地方官も有つたが）、その州縣餘剩金を獻ずることを全く禁じた。（かく無用の冗費を省き、帝自身も儉約を實行して）、常に洗ひ晒しの着物を着、宮中の正殿には、青い色の布で緣を取つた葦の簾を懸けるといふ緊縮ぶりだつた。（されば其の他は推して知るべしである）。晩年には讀書を好んで、（歷史にも通じてゐられたが）、或時しみ〲と歎息して、「上代堯帝・舜帝の世には、（共工・驩兜・三苗・鯀の）四人の惡者を罪するにも、たゞ遠國に放逐するといふだけの極めて簡單の刑に過ぎなかつたのに、どうしてまあ近代はこんなに刑罰が複雜になつたのであらうか」と言つた。

【語釋】内臣（宮中の奥殿に奉仕する臣、宦官のこと。）　○莊宗（名は存勗、李克用の子、十七歳にして父の後を嗣ぎ晉王となつた。後、梁を亡して天子となり國を唐と號した。爾來遊樂に耽り、政を顧みず、爲めに國亂れ、臣下に弑せられた。在位僅かに三年であつた。下卷一の四四七頁以下參照。）　○英武（性質が人よりすぐれて勇のあること。）　○享レ國（天子となつて國家を有つこと。王位に在ること。）　○撫レ髀（撫は拊に通じ、ウツといふ意である。髀は股（モヽ）。股を拊つて歎息すること。殘念がるさま。）　○約束（取締ること。）　○兒戲（子供の遊びごと。思慮なきをいふ。）　○惟有レ劍耳（斬るより外はない。）　○以レ漸削レ之（次第にその勢力を殺ぐ。）　○分理（分割して治める。）　○節鎭之橫（節度藩鎭の横暴。）　○通判（宋の太祖、藩鎭の弊に懲り、各府州に通判といふ職を置き、州や府を監督し、其の政治に參與させた。通判の職は兵事・民事・錢穀・戶口・賦役・獄訟聽斷の事を裁決し、

禮而存レ之

周恭帝

輟レ朝十日

薄二陶穀一

依レ樣畫二葫蘆一

地方長官と共に之を行ふことであつた。）　〇刺史（唐の武德元年に、太守を改めて刺史とし、同時に郡を改めて州とした。天寶元年には、再び刺史を太守、州を郡に改めて、これ以後、刺史と太守、州と郡とは、名は異つても、實は同一である。五代を通じて刺史の稱を用ひ、宋太祖の頃には權知軍州事と號した。）　〇貢獻（貢物の獻上。轉じては或事の利益になり爲めになることをもいふが、こゝはさうでない。）　〇羨餘（羨も餘に同じく餘ること。進二羨餘一とは州縣の費用の餘りを國庫に獻ずるのである。すると獻上した州縣は治績ありと賞讃される。だがその實は人民から惡税を取り立てゝ外面を飾る惡地方官の政略なのである。其の弊害甚だしかつたので、太祖こゝに着目して之を禁じたのである。）　〇澣濯之衣（澣濯は洗濯。洗ひ晒しの衣服。）　〇晚節（晚年。又操といふ意に用ひることもある。）　〇四凶（四人の惡人。共工・驩兜・三苗・鯀。）　〇投竄（投は棄つること。竄は放つこと。遠方に棄て放つこと。即ち流し者にすること。流竄といふ熟語も亦同意である。上卷（卷一）三〇頁參照。）　〇法網之密（法律の複雜。法を網に喩へて、法網といふのである。）

削二平諸國一。必招レ之、不レ至而後用レ兵。及二其既降一、皆不レ加レ戮。禮而存レ之、終二其世一。嘗幸二武成王廟一、觀二從祀一、有二白起一。指曰、起殺二已降一、不武。命去レ之。周恭帝封二鄭王一、後遷二于房州一。上以二辛文悅長者一、俾レ爲二房州守一。恭帝先レ上二年、始卒。上發レ哀、輟レ朝十日、還葬如レ禮。上初入レ京時、周韓通死レ節。追贈優厚。王彥昇棄レ命專レ殺、終レ身不レ授二節鉞一。受禪之際、倉卒未レ有二恭帝禪制一。學士陶穀出二諸懷中一。上薄レ之。穀久在二翰林一、頗怨望。上曰、吾聞學士草レ制、依レ樣畫二葫蘆一耳。何勞之

有卒不レ登二之政府一。

【訓讀】諸國を削平するには、必ず之を招き、至らずして後に兵を用ふ。其の既に降るに及んでは、皆戮を加へず、禮して之を存し、其の世を終へしむ。嘗つて武成王の廟に幸して、從祀を觀るに、白起有り。指して曰く、「起已に降れるを殺す、不武なり」と。命じて之を去らしむ。周の恭帝、鄭王に封ぜられ、後、房州に遷る。上、辛文悅が長者なるを以つて、房州の守と爲らしむ。恭帝、上に先つこと二年、始めて卒す。上、哀を發して、朝を輟むること十日、還り葬ること禮の如くす。上、初め京に入りし時、周の韓通、節に死す。追贈優厚なり。王彥昇、命を棄てゝ殺を專らにせしかば、身を終るまで節鉞を授けず。禪を受くるの際、倉卒にして、未だ恭帝、禪の制有らず。學士陶穀、諸を懷中より出す。上、之を薄んず。穀、久しく翰林に在り、頗る怨望す。上曰く、「吾聞く、學士の制を草する、樣に依りて葫蘆を畫くのみ。何の勞か之れ有らん」と。卒に之を政府に登さず。

【通釋】太祖が、諸國を征服する際には、先づ使を遣はして之を招いて入朝させる。それでも入朝しないと、今度は兵を向ける。兵を向けて既に降伏すると、之を殺さずに、それ相當の禮を加へてその

家を潰さずにおき、その一生を無事に終らせるやうにした。或る時、太祖が武成王（周の太公望のこと。唐の肅宗帝が太公望に追贈した諡號である）の廟にお詣りした。（廟の兩方の廡に七十二人の武將を配祀してあつたが）、其の配祀の人物の中に、秦の白起が加はつてゐたのを、指し示して、「彼の白起は（趙を伐つて）、降卒（四十萬人）を生埋にした人物である。（誠に殘忍無道で）、武德ある者とは言はれない」と言つて、白起の像を取り去るやうに命じた。後周の恭帝は、（帝位を太祖に禪つて）、鄭王に封ぜられ、其の後、房州に遷つた。太祖は、辛文悅が溫厚の君子であるから、特に房州の太守と爲らせて（恭帝を保護させた）。しかるに恭帝は、太祖崩御の二年前に卒した。太祖が非常に哀れに思ひ、十日間も朝政を執る事を止めて、哀悼の意を表し、遺骸を房州から都に還つて葬るにあたつても、天子を葬る禮に據つたのであつた。初め太祖が（周の恭帝の臣として出軍中、衆によつて天子に推され、陳橋驛から引き返して）汴京に入つた時、周の韓通が（衆を帥ゐて帝の入城を禦がうと謀り、終に王彥昇の爲に害せられて）節義の爲に死んだ。天子は深く之を惜んで、（中書令といふ）高官を追贈して（其の忠烈を表彰し）、厚く優遇したのであつた。而して王彥章は（心して周の朝廷を犯さぬやうにと、太祖が諸將に約束したにも拘らず）、其の命令を棄てゝ、かくの如く擅に人を殺した

ので、（帝は其の不仁を悪んで）、終身、節度使に任じなかつた。又帝が、周の恭帝の禪を受けて帝位に卽いた際に、あまり俄の事で、未だ恭帝讓位の詔勅が出來てゐなかつた。すると學士の陶穀が、（讓位の勅書を豫め書いて置いて）、之を懷中から出して奉つた。（それを間に合はせて恭帝は、禪位したのであつたが）、帝は（陶穀の態度が、恭帝に對して餘りに不忠であつたから）、心中、ひどく見下げたのであつた。（其の後）、穀は永く翰林院に奉職してゐたが、官位が進まないので、深く帝を怨んでゐた。併し、帝は、「（陶穀は、あの詔勅を書いたことを手柄顏にしてゐるのかも知れぬが）、予の聞く所によると、學士が天子の詔敕を書くには、（舊來の詔敕を手本として書くのださうだから）、丁度手本を見て、瓢簞の畫を書くと同樣で、何の苦勞が有るものか。（そんなことで高官を望むとは以ての外だ）」と言つて、後々まで政府の要職には登さなかつた。

語釋 削平（征伐。敵國を削り平げる。攻め取ること。） ○從祀（配祀に同じ。合はせ祀ること。例へば帝釋天を祀るに、其の外臣なる持國天・増長天・廣目天・多聞天の四天王を合はせ祀り、孔子を祀るに其の門人の十哲を合はせ祀るやうなこと。配享・配食ともいふ。皆同意である。） ○武成王（太公望の諡號。） ○白起（春秋戰國時代の秦の勇將。趙を伐つて其の將の趙括を殺し、降卒四十萬人を長平といふ處で生埋にしたといはれてゐる。） ○不武（武人の道にそむくこと。） ○房州（今の湖北省房縣。） ○輟レ朝（輟はヤムと訓んで中止すること。朝政をとるを中止する。） ○長者（いろいろの意味に用ひる。「百萬長者」といへば富者のこと。「寛厚長者」といへば德行の優れた人。「長者の爲めに枝を折る」といへば年長者のこと。「門外多く長者の車有り」といへば高位高官の人。こゝでは辛文悦の德行あることをいふのである。） ○韓通（周の副都指揮使であつたが、衆を帥ゐて、太祖の入京を拒がうとしたのである。） ○節鉞（節は將帥たる者に天子から賜はる證であ

定銓選法　寬商征　大辟詳覆法　折杖法　新刑統　差役法

る。牛毛を以て飾つてある。鉞はマサカリで、人を刑する器。天子が将軍に鉞を賜はるのは、不逞の徒を刑せよとの意。「授節鉞」は、節度使に任命すること。）　○倉卒（にはか。突然。）　○恭帝禪制（禪はユヅル。天子の位を譲ること。制は詔書即ち禪位の旨を記した恭帝の詔勅。）　○薄之（輕んずること。いやしむこと。見さげる。）　○草制（詔書を起草する。草は草稿で、したがきすること。文章を作るをいふ。）　○依様畫葫蘆（葫蘆、コロは瓢簞。型通りに瓢簞を描く。瓢簞の畫は手本を寫して書き易いところから、こゝは詔勅の前例によつて其の通り書けば、到つて書き易きに喩へたのである。この故事から、すべてありふれた事のみして新味を出すことをしないのを「依様畫葫蘆」といふ。）

內外官、有時望者、籍記姓名、以待不次選用。稱職者、多久任不遷。定銓選法、嚴舉主連坐法、嚴贓吏法、有寘極刑者。懲五代藩鎭、苛征重斂之弊、寬商征、寬麴鹽酒禁。倉吏多入民租者、或棄市。五代多以武人爲牧守、率意用刑。上懲之。故入者必抵罪。定大辟詳覆法、定折杖法、頒新刑統、定差役法。作版籍・戶帖・戶鈔。

【通釋】內外の官、時望有る者、姓名を籍記して以つて不次の選用を待つ。職に稱ふ者、久しく任じて遷らざること多し。詮選の法を定め、擧主連坐の法を嚴にし、贓吏の法を嚴にし、極刑に寘く者あり。五代藩鎭の苛政重斂の弊に懲りて、商征を寬くし、麴鹽酒の禁を寬うす。倉吏の多く民租を入る

〻者をば、或は棄市す。五代、多く武人を以つて牧守と爲す。意に率ひて刑を用ふ。上、之に懲る。故らに入る〻者は必ず罪に抵す。大辟詳覆法を定め、折枝の法を定め、新刑統を頒ち、差役法を定む。版籍・戸帖・戸鈔を作る。

通釋 （帝は又）內外の官吏にして、人望のある者は、其の姓名を帳簿に記錄しておいて、順序を構はず、適才を適處に拔擢する機會を待つた。適任の者は、なるべく永く其の職に居て、無暗に他に轉任させぬやうにした。又、新たに、人才選拔法を定め、擧主連坐法を嚴重に實施した。（この法によると、若し不適當の人物を擧用した者は、擧用された者と同樣に罪を受けるのであつた）。又、賄賂を受けた役人を處罰する法を設けて嚴重に取締つた。それが爲に重刑に處せられた役人も有つた。（太祖は）、五代時代の節度使が、むごい重稅を取り立て〻人民を苦しめた弊害に懲りて、商人の課稅を輕くし、從來禁じてゐた麴や鹽や酒の私造も大目に見るやうにし、又人民から米穀を取り立てる倉役人が、規定以上の運上米を取り立て胡魔化すと、死刑に處することもあつた。五代時代には多く武人を地方長官としたのであるが、（それらの地方長官は）、己の心まかせに人民を刑に處して、（罪無き民衆の刑せられるものが多かつたので）、之に懲りた帝は、故意に人を罪に陷入れる地方長官をば、

必ず罪科に處することゝした。また死刑再審法を定め、折杖法（罪人を杖でたゝくのに其の杖數を輕減する法）をこしらへ、新刑統（刑に關する新法律）を天下に發布し、差役法（人夫を使ふ法）を定め、また、戸籍・戸帖・戸鈔の法（詳しくは語釋に說く）を作つた。

語釋　內外官（內官とは京師の官省の役人、卽ち京官をいひ、外官とは地方官をいふ。）○時望（當時に於ける人望。）○籍記（帳面に書きとめること。）○不次選用（不次は順序又は時期に拘らぬこと。順序に拘らず拔擢して任用するをいふ。）○稱レ職者（稱はカナフと訓んで釣合ふこと。適任者。）○銓選法（銓はハカルと訓じて人材の大小可否を考へはかること。銓衡と熟する。之を詮衡と書くのは誤である。人選法。）○擧主連坐法（擧主とは人を推擧した者、推薦者のこと。連坐は、かゝりあひになつてマキゾヘをくふこと。此法は推薦された者が不適當な場合、その推薦者まで責任を負うて罰せられる法律である。）○贓吏法（贓とは不正な事をして取つた物品のこと。盜み取つたもの又は賄賂に取つたものなどを贓品とも贓物ともいふ。こゝは賄賂を取つた役人を罰する法。）○寘ニ極刑ニ（極刑は最も重い刑、卽ち死刑。寘はオクと訓じ、置に同じ。死刑に死すること。）○苛征重斂（むごい取り立て。征はトルと訓じ、斂はヲサムと訓ず。ともに税を課して取り立てること。苛斂誅求といふに同じ。）○商征（商人に對する課税。營業税の類。）○倉吏（くら役人。政府へ納める年貢米を取扱ふ役人。）○牧守（牧は民を治める意。州牧郡守といひ、州郡を治める官。地方長官のこと。）○率レ意（意にしたがふ。自分の思ふまゝに。勝手に。）○故入者（わざと人を罪におとす者。故はコトサラニと訓じ、故意など熟す。ワザトすること。）○大辟詳覆法（大辟は大罪の意で死罪をいふ。詳覆とは、くりかへして詳しく調べる意。卽ち死罪を犯した者でも、地方官で直ちに處刑しないで、中央政府に送つて調べたゞす法である。）○新刑統（書名。新刑法綱領などいふ意で、判大理寺竇儀の撰した刑法書である。）○折杖法（折は換または減の意。少きを以て多きに換へる法とも多きを減じて少くする法ともいふ。罪あるものをむちうつのに、杖一百に當るものは二十に減じ、九十は十八に、八十は十七に減ずるといふ迄である。）○差役法（差役とは人民が歲每に人夫となつて公役に服する法で、我國では夫役（ブヤク）といつた。然るにその割當には從來不公平があつたが、新法によつて、若し不公平なあれば人民がそれを申し出る道が開かれたのである。）○版籍・戸帖・戸鈔（版籍とは人民の戸口、田地、財產等の數目を記錄して官に留めおくもの。戸帖は、それと同じ帳面で、官の版籍と照らし合はせる爲に人民に渡しておくもの。戸鈔とは戸劵の類で、戸別の手形である。）

賑饑鐲租
詔天下求遺書
撰日曆

長吏有度民田不實者、或杖流之。諸州旱蝗、賑饑鐲租、惟恐不及。擧德行孝悌、親策制科擧人。放進士榜、嚴覆試法、御殿親試進士。試書判拔萃、數幸國子監。詔天下求遺書。初用和峴所定雅樂、初行劉溫叟所上開寶通禮二百卷。命宰執日記時政、送史館撰日曆。制度典章、彬彬有條理。太弟晉王立。是爲太宗皇帝。

訓讀 長吏、民田を度りて實ならざる者有れば、或は之を杖流す。諸州に旱蝗あれば、饑を賑し、租を鐲きて、惟及ばざるを恐る。德行孝悌を擧げて、制科擧人を親策し、進士の榜を放ち、覆試の法を嚴にし、殿に御して進士を親試す。書判拔萃を試み、數〻國子監に幸し、天下に詔して遺書を求む。初めて和峴が定むる所の雅樂を用ひ、初めて劉溫叟が上る所の開寶通禮二百卷を行ふ。宰執に命じて、日に時政を記し、史館に送り、日曆を撰ばしむ。制度典章、彬々として條理有り。太弟晉王立つ。是を太宗皇帝と爲す。

宋太祖陵

通釋 役人の中には、民間の田地調査にあたつて、數字を胡魔化し、不正な事をする者があつた。かやうな者は、或は杖刑に處し、或は流罪に處した。諸國に旱魃や蟲害があつて、(五穀の實らない凶年には)、飢ゑたる者に食を與へ、或は租稅を免除して、(出來るだけ救濟に力めて)、只管行き屆かぬ處なきやう注意した。又、人民に、德行ある者、父母に孝なる者、兄弟の道に篤き者がある場合には、直ちにこれを官吏に擧用した。又帝親ら、制科(賢良・經學・吏理、三科の試驗)に應じた者を試驗して、(人才登庸に努力し)、又進士試驗及第者の姓名を木札に書いて揭示したり、再試驗の法を採つて、(食祿ある者の子弟は、盡く再試驗することゝして、私情に依る及第を防いだりした)。(又試驗官に不正ありと訴へた者があつたから)、帝親ら講武殿に出御して、進士の試驗をした。又書判の優秀な者を試驗することにした。(唐時代の人物試驗法は、身・言・書・判の四であつた。身は身體容貌のすぐ

れた者、言は辯舌の正しい者、書は字を立派に書く者、判は文章の理路整然たる者で、以上を考査して人物を採用したが、この度は、書と判との優秀なる者より拔擢する法を再興したのである)。又帝は度々國子監(卽ち大學のこと)に臨幸して、學生の勉學の狀を視察し、或は天下に詔して、世に埋れた珍書を求めた。(又、從來用ひ來つた朝廷の音樂は、あまりに悲哀に近くて不適當なので)、此度和峴が制定した雅樂を用ひる事にした。又、始めて劉溫叟の上つた開寶通禮といふ儀式に關する書物二百卷を天下に施行した。尙、宰相に命じて、毎日の政事を記錄させ、之を國史院(歷史を編纂する役所)に送つて、日曆を編纂させた。(太祖はかやうに多方面に亘つて改革を施したので)、諸般の制度、儀式が、盡く完備して、それが一々合理的に行はれた。(今や、この明君が崩じたので)、帝の弟の晉王が其の後を嗣いだ。これが太宗皇帝である。

語釋 長吏(かしらの役人。) ○不レ實(不正。) ○杖流(杖は杖刑で、流は流刑卽ち遠人に流し者にすること。) ○旱蝗(カンクワウ。旱は旱魃。ヒデリの爲に稲の枯死すること。蝗はイナゴと訓んで、稲を害する蟲。蟲害の意。) ○賑レ饑(饑饉の地方に食物を送つて救ふ事。) ○蠲レ租(蠲はノゾクと訓んで除く意。租稅を免除する。) ○親ニ策制科擧人一(策は、策問を出して試驗すること。制科とは周以來詔制(ミコトノリ)によつて定められた科目。擧人はその科目に擧げられて受驗資格を得た人。制科擧人とは、詔制によつて設けられたる賢良・經學・吏理の三科目に擧げられて試驗に應ずる人のこと。擧子ともいふ。) ○放ニ進士榜一(放は放出で、一般に揭示すること。進士試驗及第者の姓名を、木札に書いて尙書省に揭示するのである。) ○覆試法(中書省で行はれた、再試驗する法。覆は復で一旦及第した者を再び試驗される法である。これは食祿の家の子弟に限つて、蓋し王祐が擧人の試驗をした時に、陶穀の子の陶邴が及第したところ、帝は、穀は

子を訓ふることの出來ぬ人物であるのに、その子が及第する筈はないとて、急に中書に命じて再試驗を行はせた。その時から、食祿の家からする擧人は皆再試驗することに定められたといふ。）　○御ㇾ殿親ニ試進士ㇾ（殿は講武殿を指す。御は出御。これは李昉が私情によつて人を取捨したと訴へる者があつたので、帝みづから講武殿におでましになつて進士を試驗されたのである。爾來、これを以て求久の制度とした。）　○書判拔萃（ツマル　書判は通釋に詳述した。拔萃とは萃はアツマルと訓じ、多く集まれるものゝ中から拔き出す意で、群衆に傑出する者、ぬど出てゐる者、卽ち優秀者のこと。）　○宰執（宰相のこと。一國を宰制（とりしまり）して其の政柄を執る者の意。）　○開寶通禮二百卷（禮儀制度に關する書。蓋し唐の開元禮を再興して之に宋の制度を附け加へたものである。）　○日記ニ時政ニ（毎日の政治を記錄する。）　○日曆（日記といふに同じ。朝廷の日記である。）　○制度典章（國家の掟（おきて）や儀式。）　○彬々有ニ條理ニ（物々が程よく完備して立派で、一々すぢみちの立つてゐること。彬々は文に流れず質にかたよらず、程よく調和して完全なこと。論語に「文質彬々然後君子」とある。）

餘論　これこの記事を讀んで分るやうに、太祖は實に英主であつた。租稅を輕くし、刑罰を緩うし、賄賂を嚴禁し、攻伐の際にも殺戮を禁じ、諸國の降れるものを優遇し、天下に一の寃枉の民なからしめんと期し、世に一の不平の聲なかしめんと努めた。その寛仁大度の風は、自から前代の帝王に過ぐるものがある。且つ文學を興し、德行を擧げ、節義に死んだものを追葬するなど、心を風敎の上に用ふることも甚だ厚かつた。誠に彼は創業の英主であると同時に、また守成の明君であつた。就中、太祖が最も力を注いだのは、唐末以來の積弊たる武將專權の風を改めて、寛厚篤實の文治主義を樹立することであつた。その爲めには、禁軍の老將に諭して、その兵權を解かしめた。節度使に缺員を生じた時は、文臣を以て之を補うた。諸州に通判を置いて刺史の權を殺いだ。その他あらゆる

太宗皇帝號令諸將戢士卒

昭憲杜太后

機會に於て、武臣の跋扈を抑へることに腐心した。同時に一方には、文學の士を擧用することに汲々とし、「宰相須レ用ニ讀書人一」と喝破するに至つた。その結果は、果して藩鎭武將の勢ひ衰へて、文武の大權は悉く朝廷に歸するやうになつた。太祖の、この政治的努力は、實に偉大なものと謂はねばならない。さうして此の文治主義は、宋一代を通じて政治のモットーとなつたのである。

併しながら、物極まれば則ち弊を生ず。太祖の植ゑつけた文治主義は、文を尙び武を卑しむの風を馴致して、寛厚の弊は流れて因循姑息となり、上下滔々として文弱に流れ、徒らに思索と口舌とを誇つて、國家を擁護して外侮を禦ぐの武力に乏しく、爲めに始めは契丹に苦しめられ、中ごろ金に脅かされ、終りに元に滅ぼさるゝに至つたのは、また是非なきことゝ謂はねばならない。

太宗皇帝初名匡乂、太祖長弟也。太祖入京城、匡乂首請號令諸將戢士卒。仍自於馬前戒標掠。太祖受禪、乃改名光義。尹開封、同平章事。封晉王。建隆二年、昭憲杜太后臨崩謂太祖曰、汝知所以得天下者乎。太祖曰、皆祖考與太后之餘慶。太后笑曰、不然。正由柴氏使幼兒主天下耳。汝萬歲

國有長君社稷之福也

後、當傳位晉王、晉王傳秦王、秦王以傳德昭。國有長君、社稷之福也。太祖曰、謹受教。

訓讀 太宗皇帝、初めの名は匡乂、太祖の長弟なり。太祖、京城に入るや、匡乂、首として諸將に號令し、士卒を戢めんと請ふ。仍りて自ら馬前に於て標掠を戒しむ。太祖、禪を受けて、乃ち名を光義と改む。開封に尹として、同平章事たり。晉王に封ぜらる。建隆二年、昭憲杜太后、崩ずるに臨みて太祖に謂ひて曰く、「汝天下を得る所以の者を知る乎」と。太祖曰く、「皆祖考と太后との餘慶なり」と。太后笑つて曰く、「然らず。正に柴氏が幼兒をして天下に主たらしめしに由るのみ。汝萬歲の後、當に位を晉王に傳へ、晉王は秦王に傳へ、秦王は以つて德昭に傳ふべし。國、長君有るは、社稷の福なり」と。太祖曰く、「謹んで教を受く」と。

通釋 太宗皇帝は初めの名を匡乂といつて、太祖の直ぐ次の弟である。太祖が（天子に推戴されて陳橋驛から）都に入つた時、匡乂は第一に進み出て「この際、私は諸將に號令を下して、士卒を取締りたいと存じます」と請ひ、帝の承諾を得たので、自ら（太祖の）馬前に於て、士卒を戒め、良民を

劫したり。財物を掠奪したりすることは、決して相成らぬと命令した。太祖が（周の恭帝から）位を禪られた際、（彼も亦）名を光義と改めて、開封の知事となつて（帝都の治安に任じ）、更に同平章事を兼ねて國政に參與し、晉王に封ぜられたのであつた。さて建隆二年に、（太祖の母の）、昭憲太后が崩じたが、その臨終の際、太祖に向つて、「（そなたは、今天子として天下に君臨する身であるが）、どうしてその天下を手に入れることが出來たか、其の理由を御存じか」と問うた。太祖はこれに答へて、「（勿論）ひとへに亡き父上と母上との御善行のおかげによるものと存じます」と言ふと、太后が笑ひながら（頭を振つて）、「いやいや、さうではない。たゞ丁度善い都合に柴氏（周の世宗の姓）が、七歳の幼兒（に過ぎぬ恭帝）を天子として天下を治めさせたからぢや。（世宗が若しも壯年者を後繼としたならば、天下はそなたのものとならなかつたかも知れぬ）。これをよい手本として、そなたは長命を保つて後は、位を（そなたの子の幼い德昭に傳へずに）、弟の晉王に傳へ、晉王はまた（次弟の）秦王に傳へ、秦王（に至つて、はじめて之を）德昭に傳へるがよい。國に年長の君があるといふことは、國家の幸である」と遺言した。太祖は聞き了つて、「謹んで御教を受けました。（必ず御言葉に從ひます）」と言つた。

於楊前爲誓書
必作太平天子

【語釋】 京城（都。汴梁即ち汴京を指す。）○戢（ヲサムと訓む。鳥が翼をキユツとひきしめる意で、取締ること。）○標掠（標は剽と同じく人を刧すこと。掠は奪掠と熟語して人の物をかすめ取ること。）○同平章事（前に屢々詳述した。）○昭憲杜太后（太祖皇帝の母。昭憲は諡。杜は姓である。）○祖考（普通には亡き祖父の意であるが、こゝは亡き父の意でなくてはならぬ。大考とでもすべき所である。考は亡父のこと。禮記に「生には父母といひ、死には考妣といふ」とあり、考に對して亡母を妣といふ。）○餘慶（易に「積善之家必有餘慶」とあつて、祖先が功德を積んで置くと、子孫に報いられて、子孫が富貴顯榮となること。）○柴氏（周の世宗の姓。）○萬歲後（死後といふこと。百歲後ともいふ。即ち長命を保つた後死ぬといふ意で、直接に死といふことを憚つていふ語。特に天子の死についていふ。）○秦王（名は廷美、晉の弟である。當時は晉王も秦王も未だ王に封ぜられてゐないのだが、後人が追書して王としたのである。）○德昭（太祖の長子。）○長君（年長の君主。）

太后呼趙普曰、趙書記共記吾言、不可違。因命普於楊前爲誓書。普署紙尾曰、臣普記。藏之金匱。太祖友愛篤至。晉王嘗寢疾灼艾。太祖亦自灸以分其痛。嘗曰、晉王龍行虎步。且生時有異。他日必作太平天子。福德非吾所能及也。

【通釋】 太后、趙普を呼んで曰く、「趙書記、吾言を記せよ、違ふべからず」と。因つて普に命じて、楊前に於て誓書を爲らしむ。普、紙尾に署して曰く、「臣普記す」と。之を金匱に藏す。太祖、友愛篤く至る。晉王嘗て疾に寢して灼艾す。太祖も亦自ら灸して以つて其の痛を分つ。嘗て曰く、「晉王は

龍行虎歩す。且つ生るゝ時異有り。他日必ず太平の天子と作らん。福德は吾の能く及ぶ所に非ざるなり」と。

【通釋】昭憲太后は更に趙普を呼び寄せて、「趙書記よ、お前は（立合人となつて）、予が言ふことをよく憶えて置いて呉れ。決してこの言葉に違つてはならぬ」と言つて。趙普に命じて、寢床の前で、（讓位は遺言通りに行ふ旨の）誓約書を書かせた。趙普は（立合人として、）其の紙の終りに「臣普記」と書き入れた。そこで之を金の匱の中に藏めて（堅く錠を下し、大切に保存した。かやうに、將來について懇々と諭して置いて太后は靜に瞑目したのである）。太祖は非常に兄弟思ひであつた。晉王が或時疾に罹つて床に就き、治療の爲に灸を据ゑたことがあつた。すると太祖も亦自ら灸を据ゑて其の痛さを體驗し、苦みを分つて同情したのであつた。又、或時太祖は、「（我が弟）晉王の樣子は、龍の天翔けるが如く、虎の歩くが如く（いかにも颯爽として威嚴に富んでゐる）。其の上、彼が生れた時には、不思議な祥瑞が有つた。彼は、後には、必ず太平を開く天子となるだらう。その福と德とは迚も自分の及ぶ所ではない」と（言つて、弟を賞讚した）。

【語釋】趙書記（昭憲太后崩御當時は、趙普は、樞密副使といふ堂々たる大臣であつたが、以前に掌書記といふ低い職に在つたから、太后は常に其の舊官を呼んでゐたのであつた。）　〇記二吾言一（我が言葉を記憶せよ。）　〇

布衣張齊賢

傳位之定久

好爲レ之

楊前(寢臺の前。)　○金匱(キンキ。金屬製の箱。)　○友愛(兄弟の愛情。友は「友二于兄弟一」とあつて兄弟の仲のよいこと。)　○灼艾(灼は燒く。艾はヨモギといふ草。卽ちモグサである。モグサを燒いて灸をすゑること。)　○龍行虎步(步き方が、衆人と異つて威嚴のあること。)　○生時有レ異(異は不思議。晉王が生れる時、赤光が火の如く立ち昇り、街中に佳い香が漂つたといふことを指す。)

太祖幸レ蜀。有二布衣張齊賢一。獻二十策一。召問賜レ食。且啗且對。太祖善二其某策一。齊賢固稱。餘策皆善。太祖怒斥便出。既還語二晉王一曰、吾幸二西都一、得二一張齊賢一。吾不レ欲レ用レ之。他日留與レ汝作二宰相一。蓋傳位之定久矣。太祖不豫。后遣二王繼恩一召二皇子德芳一。繼恩徑召二晉王一。王至二宮中一。散二遣左右一、所レ言皆不レ可レ得レ聞。但遙見二燭影下、王有二離席之狀一。既而上引二柱斧一戳レ地、大聲曰、好爲レ之。遂崩。

訓讀　太祖蜀に幸す。布衣張齊賢といふもの有り。十策を獻ず。召し問うて食を賜ふ。且つ啗ひ且つ對ふ。太祖其の某れの策を善しとす。齊賢、固く稱す、「餘の策も皆善し」と。太祖怒つて斥けて便ち出す。既に還り晉王に語つて曰く、「吾れ西都に幸して一の張齊賢を得たり。吾、之を用ふるを欲せず。他日留めて汝に與へて宰相と作さん」と。蓋し傳位の定ること久し。太祖不豫なり。后、王繼

恩を遣はして皇子德芳を召さしむ。繼恩、徑ちに晉王を召す。王、宮中に至る。左右を散遣して、言ふ所皆聞くを得べからず。但遙かに燭影の下に、王の席を離るゝの狀あるを見るのみ。既にして上、柱斧を引いて地を戳し、大聲して曰く、「好く之を爲せよ」と。遂に崩ず。

【通譯】太祖が蜀の地に行幸した時、その地に住む、無位無官の士の張齊賢といふ者が、十個條の策略を獻上したので、（太祖は彼を）召し出して、（尙、委しく）其の意見を尋ね、且つ食事を賜はつた。張齊賢は、（無遠慮に）むしや〳〵と口を動かしながら、帝の下問に答へた。太祖は、十個條中、或る個條の策は、頗る名案だと賞めると、齊賢は頑固に、「いや其の他の條々も、皆宜しからうと存じます」と言ひ張つた。（あまりの强情さに）、嚇と怒つた太祖は、その席から張齊賢を追ひ出してしまつた。（しかし、彼を見込のある人物と睨んだ帝は）、都に還つてから晉王に告げて、（予は西都に行つて、張齊賢といふ）人物を見つけた。でも予は彼を用ひようとは思はぬが、（後日御身が天子となつた時）、御身に與へて宰相とさせよう」と言つた。思ふに、位を晉王に傳へようといふ帝の意志は、隨分以前からあつたのである。太祖の病氣が重態となると、皇后は、（急いで宦官の）王繼恩といふ者に命じて、皇子の德芳（太祖の次子）を迎へにやつた。ところが繼恩は（皇子の方へ行かないで）

共保二富貴一

廉二察官吏一

陳舜封

まつ直ぐに晉王を召しに行つた。晉王が宮中に驅けつけると、太祖は左右の人を遠ざけて（後事を諭した。人々は）如何なる事を告げたかを聞くよしもなく、唯遠くから蠟燭の光の下に、晉王が席を離れる樣子が見えるのみであつた。そのうちに（突然）、太祖が、側の斧を引き寄せて地に突立て、大聲で「しつかりやつてくれ」と叫んだのが聞えたが、帝は其まゝ崩じたのであつた。

語釋　幸レ蜀（一本には「幸レ洛」となる。太祖が蜀に幸したことは史に見えぬし、且つ下に、吾幸二西都一と見えてゐるから、蜀は洛の誤りであらう。張齊賢は洛陽の人である。洛は洛陽で、西都又は西京ともいつた。）○布衣（平民の着る布の衣服。それより轉じて無位無官の身分卑しい者をいふ。）○且啗且對（啗はクラフと訓む。むしや〳〵食ひながら返答する。）○善二其某策一（某策は或る策といふ意。太祖は十策中、四策に贊成したのであつた。）○固稱（頑固に主張する。）○不豫（豫は喜ぶ。不豫は喜ばぬこと。即ち不快の義。轉じて、病氣に罹ることにいふ。）○散遣（拂ひのける。遠ざける。人拂ひする。）○戳レ地（戳はサスと訓む。突立てること。）○好爲レ之（うまくやれ。しつかりやれ。）

后見晉王、愕然曰、吾母子之命、皆託二官家一。王曰、共保二富貴一。無レ憂也。王卽レ位。更二名炅一。秦王廷美尹二開封一。改封二齊王一。德昭封二武功郡王一。○遣レ使分二行州縣一、廉二察官吏一、第二其優劣一。罷軟不レ勝レ任、惰慢不レ親レ事免レ官。○贓吏配者、遇レ赦不レ叙。○大理評事陳舜封奏レ事。口捷、擧止類二倡優一。問二誰氏子一。對以二父爲一レ伶官。

呉越獻地

上曰、汝眞雜類。豈得任淸望官。改授殿直。○陳洪進來朝、獻漳・泉二州。○吳越王錢俶來朝。遂獻其地。

訓讀 后、晉王を見て、愕然として曰く、「吾が母子の命は、皆官家に託す」と。王曰く、「共に富貴を保せん。憂ふる無れ」と。王、位に即く。名を炅と更む。秦王廷美、開封に尹たり。改めて齊王に封ぜらる。德昭、武功郡王に封ぜらる。○使を遣はして州縣に分行して、官吏を廉察し、其の優劣を第せしむ。罷軟にして任に勝へず、惰慢にして事を親らせざるは官を免ず。○贓吏の配せらるゝ者は、赦に遇ふも叙せず。○大理評事陳舜封、事を奏す。口捷くして、擧止、倡優に類す。問ふ「誰氏の子ぞ」と。對ふるに父伶官たるを以てす。上曰く、「汝は眞に雜類なり。豈に淸望の官に任ずるを得んや」と。改めて殿直を授く。○陳洪進、來朝し、漳・泉二州を獻ず。○吳越王錢俶、來朝す。遂に其の地を獻ず。

通釋 太祖の皇后は（帝の臨終に際して遺言を受けたのは、皇子の德芳とのみ思ひ込んで、帝の病室にはいつて行くと、其處にゐたのは案外にも晉王であつたので、晉王を見て驚いて、「我々親子の生

命は、上様(晉王を指す)に御委せ致しますから、よろしく御願ひ申上げます」と哀願すると、晉王は、「お互に富貴を保つ様に致しませう。決して御心配には及びません」と答へた。そこで晉王は帝位に卽き、名を炅と改めた。(これが太宗である)。(新帝は、弟の)秦王廷美を開封の長官に任じ、更に齊王に封じ、(太祖の長子の)德昭を、武功郡王に封じた。〇(次いで、政治刷新の第一步として)、使を手分けして各州縣に遣はし、官吏の治績を嚴重に視察させ、其の優劣によつて等級をつけて、柔弱にして氣力乏しくして其の職に堪へぬとか、又は怠惰、放慢で(他人まかせにして)自分で其の事務を取つて居らぬとかいふ部類の官吏は、どし〳〵免職させた。〇(又收賄といふ事を最も重大視し)、賄賂を取つた爲めに遠方へ流罪に處せられた役人は、たとへ大赦に遇つて放免になつても、再び役には就かせぬ事にした。〇(又、刑罰を司る)大理評事の職に在る陳舜封が、或事を奏上したところ、それが、とても早口で、しかも、その擧動は俳優か何かのやうに輕薄であつたので、帝は(眉を顰めて)、「その方は、何者の子であるか」と尋ねた。陳舜封は答へて、「手前の父は樂人で御座います」と奏上した。帝は、(さもあらうといふ面持で、大きくうなづいて)、「(さすれば)そちは、全く下賤の者ぢや。その方如き者を、人の羨む顯職に任じて置くわけには行かぬ」と言つて、役目を改めて殿中の宿

直役とした。○陳洪進が來朝して、漳・泉の二州を獻上した。（洪進は泉州の衙將であつたが、遂に其の地に割據した人物である。太祖帝の建隆三年に「泉州の留從效卒す。衙將陳洪進、張漢思を推して軍務を領せしむ」とあつた）。○吳越王の錢俶が來朝し、（洪進に倣つて）、遂に其の地を盡く獻上した。（そこで帝は詔して、俶を淮南國王に封じた）。

語釋　愕然（おどろくさま。）○官家（天子を稱していふ。五帝は天下を官とし、天子の位を官と見て、賢臣に帝位を傳へるといふ意。三王は天下を家とする。家は天子の位を家と見て、帝位を子孫に傳へるといふ意、天子は三皇五帝の德を兼ねるといふので之を官家といふ。一說に、官家とは、漢代には天子縣官といひ、魏晉には官と稱したと同じく、天子を指して敢て正言せざるのであると。）○分行（手分けをして差遣はす。）○廉察（廉は嚴の意。きびし。嚴重に糺察すること。）○第（次第をつける。等級をつける。）○罷軟（罷は疲弊、軟は、軟弱で、無氣力、いくぢなしである。）○不レ親レ事（事務を自身で執らぬ。）○遇レ赦不レ敍（大赦に遇つても、再び官に任ぜぬ。）○大理評事（刑罰を掌る官。）○口捷（捷は早きこと。口早に喋舌ること。）○擧止（擧動。そぶり。態度。）○倡優（二字とも「ワザヲギ」と訓んで、滑稽な戯をすること。優倡とも俳優ともいふ。芝居役者。）○伶官（樂人。）○雜類（雜色戶・紅籍などといつて役者藝人等の賤民のこと。）○淸望官（淸は淸要で、淸き要路の職。望は聲望で、人の望んで名譽とする意。即ち人の望んで名譽とするやうな要路の職。）○殿直（殿中の宿直役。）○漳・泉（今、ともに、福建に屬す。）

北漢亡

○命二潘美一伐二北漢一。尋親征圍二太原一。劉繼元出降。北漢亡。○詔征二契丹一。易州涿州來降。上攻二幽州一。踰レ旬不レ下。遂班レ師。郡王德昭從二征幽州一。軍中嘗夜驚。

有下謀レ立二德昭一者上

德昭自刎

不レ知二上所一レ在。有下謀レ立二德昭一者上。上聞不レ悅。及レ歸以二北征不一レ利、不レ行下平二北漢一之賞上。德昭言レ之。上大怒曰、待二汝自爲一レ之。賞未レ晚也。德昭退而自刎。

訓讀　潘美に命じて北漢を伐たしむ。尋いで親征して太原を圍む。劉繼元、出で降る。北漢亡ぶ。○詔して契丹を征す。易州涿州來降す。上、幽州を攻む。旬を踰えて下らず。遂に師を班す。郡王德昭、從つて幽州を征す。軍中嘗つて夜驚く。上の在る所を知らず。德昭を立てんと謀る者有り。上聞いて悅はず。歸るに及んで、北征利あらざるを以て、北漢を平ぐるの賞を行はず。德昭之を言ふ。上、大に怒つて曰く、「汝が自ら之を爲さんを待つ。賞すること未だ晚からざるなり」と。德昭、退いて自ら刎ぬ。

通釋　(太宗)は、潘美に命じて、北漢を伐たせ、引續いて帝親ら征伐して、太原を圍んだ。(遂に、北漢主)劉繼元は降參し、北漢が亡んだ。(北漢は、劉崇が後周の廣順元年に王號を稱へてから、ここに至るまで四世二十九年である)。○帝は更に詔を下して契丹を征伐したところ、難なく易州と涿州とを降伏さすことが出來たので、(この勢に乘じて更に)幽州を攻めた。が(今度は)、十日餘り

岐王德芳卒

も攻圍したが下らなかつたので、終に軍を引き還へした。この幽州征伐には、武功郡王德昭も帝に從つて行つたのであるが、或夜、何事か軍中大いに騷動することがあつて、帝の所在が分らなかつた。すると早くも德昭を帝位に卽けようと策動した者があつた。帝はこの事を耳に挾んで、非常に不愉快に思つてゐた。さて、都へ歸つたが、帝は今度の幽州征伐がうまく行かなかつたといふので、北漢平定の褒賞も行はなかつた。そこで德昭が、(「北漢平定の論功行賞を遊ばしてはいかゞです」と)之を促した。すると帝は、(今までの鬱憤を一度に爆發させて)、「卿が他日天子となつたら其の行賞を爲せ。それまで待つても別に晩くはあるまい」(と言葉に針を含めて怒鳴りつけた)。(意外な疑を被つた)德昭は、(思はず嚇と逆上せあがり)、其の場を立去ると、自ら頭を刎ねて自殺してしまつた。(帝は其の死を聞いて大に驚き、屍を抱いて哭したといふ。)

語釋 踰レ旬(十日以上經つて。旬は十日。) ○汝自爲レ之(汝自ら北漢を征して論功行賞をなせといふので、汝自ら天子となつて之を爲せとの意。)

後二年、岐王德芳卒ス。自二リ太祖ノ二子相繼イデ死一セシ、齊王廷美不二自ラ安一ンゼ。他日上嘗テ以テ二傳國ノ意ヲ一訪フ二趙普ニ一。普曰ク、太祖已ニ誤ル。陛下豈ニ容ンヤ二再ビ誤ル一邪ト。於レテ是ニ普復タ入ツテ相タリ。廷美遂ニ

延美得レ罪
普恐ニ李符一

得レ罪降ニ涪陵縣公一。普復使下知開封府李符、告中其怨望上。南還ニ房州一。尋殺レ之。普恐ニ李符漏一レ言。因ニ弭德超譖ニ曹彬一故、以ニ符薦ニ德超一、貶ニ符春州一卒。

訓讀 後二年、岐王德芳卒す。太祖の二子相繼いで死せしより、齊王廷美自ら安んせず。他日、上嘗て、傳國の意を以て趙普に訪ふ。普曰く、「太祖已に誤る。陛下豈に再び誤るべけん邪」と。是に於て、普、復入て相たり。廷美、遂に罪を得て涪陵縣公に降さる。普、復た知開封府李符をして其の怨望を告げしむ。南の方房州に還る。尋いで之を殺す。普、李符が言を漏らさんことを恐る。弭德超が曹彬を譖する故に因つて、符が德超を薦むるを以て、符を春州に貶して卒す。

通釋 其の後二年を經て、岐王の德芳（太祖の第二子）が卒した。かやうに太祖の二子、（德昭と德芳）が相繼いで死去して後は、齊王の廷美も（迫害されはしまいかと氣遣つて）不安に暮して居た。其の後、帝は或時、將來、國を秦王に傳へたいといふ意志を以つて、それに對する意見を趙普に尋ねた。すると趙普が曰ふには、「太祖皇帝陛下が、（皇子殿下に帝位を御傳へ遊ばされなかつたといふ事は）已に大なる誤でありました。陛下は、再び先帝の如き御過失を遊ばされぬやう、（帝位は必ず皇子殿

种放

此子亦參政邪

下にお傳へ遊ばしませ」と奏上した。（この言葉が、太宗の意に適つたので）、趙普は復び入つて宰相となつた。かくて廷美は（趙普の指金により）、遂に罪を得て涪陵縣公に爵位を貶された。趙普は、（更に之を陷れんとし）開封府の知事李符に、廷美が怨んでゐると奏上させた。（そこで帝は怒つて）更に廷美を南方の房州に遷したが、次いで、到頭、之を殺してしまつた。（ところが、飽くまで陰險な）趙普は、廷美を讒した事を李符が洩らしはせぬかと氣遣ひ、弭德超は、嘗て曹彬を讒言した惡人であるが、其の惡人を朝廷に推薦した者は李符であるとの理由の下に、李符を春州に貶してしまつた。符は其の地で死んだ。

語釋 岐王德芳（太宗の第二子。岐王は、死後贈る。）○齊王（この時まだ秦王であつたから、正しくは秦王といふべきである。）○傳國意（國を秦王に傳へようとの意。）○豈容二再誤一（容はベシと訓む。どうして再び誤つてよいものですか。）○涪陵縣公（縣は、今の四川省にある。但しこゝでは、封爵の名義に過ぎぬ。）○還二房州一（還は遷の誤）○尋殺レ之（實は自ら憂死したのであるが、春秋の筆法に依つて殺レ之としたのである。）○譖（讒言すること。）○春州（今の廣東省舊肇慶府内。）

种放隱二于終南山一。結レ草爲レ廬、以講習爲レ務。後進多從レ之學。上聞召レ之。辭以二母老一。上高二其節一、厚賜二錢帛一旌レ之。○呂蒙正爲二參政一。有二朝士一。指レ之曰、此子亦

參政邪。蒙正佯不聞。同列欲詰其姓名。蒙正止之曰、若一知名姓、則終身不忘。不如無知也。○召華山陳摶。賜號希夷先生。

訓讀 种放、終南山に隱る。草を結んで廬を爲り、講習を以つて務と爲す。後進、多く之に從うて學ぶ。上、聞いて之を召す。辭するに母の老いたるを以てす。上、其節を高しとして、厚く錢帛を賜うて之を旌す。○呂蒙正、參政と爲る。朝士有り。之を指して曰く、「此の子も亦參政か」と。蒙正佯りて聞かざるが如くす。同列、其の姓名を詰らんと欲す。蒙正、之を止めて曰く、「若し一たび名姓を知らば、則ち身を終るまで忘れず。知る無きに如かざるなり」と。○華山の陳摶を召す。號を希夷先生と賜ふ。

通釋 种放といふ者が終南山に世を遁れてゐた。草を結び合はせて廬を造り、弟子に教授することを仕事としてゐた。多くの若手の學者が彼に從つて學んでゐた。帝は、其の名聲を耳にしたので、都に召し出さうとしたが、种放は、老母が有るからといつて辭退した。帝は、其の節操の高きを賞め、厚く錢や帛を賜はつて高德を表彰した。○呂蒙正が參政となつて（國政に參與する事になつた）。或日

朝廷に出仕すると、一朝臣が蒙正を指して（聞えよがしに）「あんな奴でも參政か」といつた。蒙正は、（この無禮至極な言葉を）、わざと聞かぬ振りして行き過ぎようとしたが、同役の人々が憤慨して、其の姓名を詰問しようとした。ところが蒙正は之を抑し止めて、「若し、一度、其の姓名を知つてしまつたら、一生忘れられない。それよりは知らぬ方が増しだ」といつて、其の儘に棄て置いた。（これも亦、當時の一美談とされた）。○帝は又華山の隱士の陳摶を召して、號を希夷先生と賜はつた。（彼れの大德を賛美したのである）。

語釋　种放（字は沈選、終南山に居り。酒を好み、身ら耕し、自ら雲谿醉叟と號した。一日陳希夷に見えた時、樵夫と爲り途下に拜した。希夷は之を堂上に招いて曰ふには、「君は眞の樵夫ではない。二十年後には高官にならう」と。後、眞宗帝召して左司諫と爲し、手を携へて龍圖閣に登り、天下の政事を論じた。そして第一區を賜はつた。間もなく辭して山に歸つた。祥符八年秋、忽ち早起し、諸生を聚めて痛飲し平生作る所の文稿を悉く焚き、酒數盃を傾けて死んだ。娶らず、子無し。工部尚書を贈られた。）　○終南山（長安の附近にある山。長安は秦漢の古都であつたから、終南山も隨つて名所として傳はつてゐる。）　○後進（若手の學者。）　○旌（旌はアラハスと訓む。其人の功德を世に表はし明らかにすること。旌表。表彰。）　○佯不レ聞（聞かぬふりをする。佯はイツハルと訓む。陽に同じく、表面をよそふこと。）　○同列（同役。）　○華山（五嶽の一で陝西省華陰の南に在る高山である。五嶽とは、泰山（山東省）・華山（陝西省）・衡山（湖南省）・恒山（山西省）・嵩山（河北省）をいふ。）　○陳摶（字は圖南、眞源の人。華山に隱居して道を修すること四十年。一たび寝れば、百餘日起きず。嘗て白驢に乘り、汴中に入らうとした。途にて太祖帝の崩御を聞き、大に笑つて驢馬から落ちて曰ふには、天下これより大に定らんと。太宗は、之を延英殿に招見した。その席上、宰相の宗項が、神仙の術を問うた、摶曰く、「たとへ白日昇天するも何の益があらう。今や君臣同德、興化行はる。何の勤行修錬の必要があらう」と。そこで、帝は益々之を重んじて、號を希夷先生と賜つた。）　○希夷先生（希夷とは道家の語で道の深遠さを形容した語である。「老子」第十四章に「視レ之不レ見、名曰レ夷。聽レ之不レ聞、名曰レ希。搏レ之不レ得名曰レ微。」とあるに據る。）

開寶寺塔
塗レ膏釁レ血
契丹王隆緒立
女眞臣ニ契丹一

開寶寺塔成。前後八年。所レ費億萬。田錫奏曰、衆以爲二金碧熒煌一、臣以爲二塗レ膏釁一レ血。上不レ怒。○先レ是西夏李光叡卒。子繼筠嗣。又卒。弟繼捧嗣。繼捧來朝、獻二四州地一。其弟繼遷叛去、數入二寇邊一。○契丹主明記殂。號二景宗一。子隆緒立。年十二。母蕭氏專二其國政一。○上命二曹彬等一、分レ道伐二契丹一。彬兵大敗二於岐溝關一。詔班レ師。契丹自レ是連年入寇。後女眞以三契丹隔二其朝貢之路一、請レ擊レ之。不レ許。女眞遂臣二於契丹一。

訓讀　開寶寺の塔成る。前後八年。費す所億萬なり。田錫奏して曰く、「衆は以て金碧熒煌と爲せども、臣は以て膏を塗り血を釁れりと爲す」と。上怒らず。○是より先西夏の李光叡卒す。子の繼筠嗣ぐ。又卒す。弟繼捧嗣ぐ。繼捧、來朝して四州の地を獻ず。其の弟繼遷叛き去り、數〻邊に入寇す。○契丹の主明記殂す。景宗と號す。子隆緒立つ。年十二なり。母蕭氏、其の國政を專にす。○上、曹彬等に命じて道を分ちて契丹を伐たしむ。彬の兵大に岐溝關に敗る。詔して師を班す。契

丹是より連年入寇す。後、女眞、契丹が其の朝貢の路を隔つるを以つて、之を撃たんと請ふ。許さず。女眞遂に契丹に臣たり。

【通釋】（汴京に在る）開寶寺の塔が出來上つた。（高さ三百六十尺、その工事期間は、實に）前後八年を要し、其の經費は億萬錢であつた。時に知制誥の田錫が、この塔につき奏上して、「開寶寺の塔が出來上つて、民衆は金碧の照り輝く壯嚴の美にうたれて、これを賛歎してゐますが、私から見ますれば、この塔は、民衆の膏や血を搾り取つて塗りつけた、いかにも慘澹たる地獄の堂塔としか見られません」と言つた。（無遠慮な言葉ではあつたが、成程と感じたのか）帝は別に怒りもしなかつた。○これより以前に、西夏の李光叡が卒した。そしてその子の繼筠が後を嗣いだが、又卒したので、（繼筠の）弟の繼捧が嗣いだ。其の繼捧が宋に入朝して、（臣禮を執り、夏・銀・綏・宥の）四州の土地を獻上した。ところが其の弟の繼遷は宋に叛いて、屢々宋の國境に攻込んで來た。○契丹の主の明記が死んだ。その廟を景宗と號し、子の隆緒が後を嗣いで立つたが、年は纔か十二歳であつたので、其の母の蕭氏が思ふまゝに國政を左右した。太宗は、（契丹の主の幼弱なるに乘じ）、曹彬等に命じて、道を分けて（各方面から）契丹に攻め込ませた。が彬等の兵が（涿州の西南に在る）岐溝關で大敗したので、

趙保忠
趙保吉
檻送保忠於闕下

帝は詔を下して軍を引き上げさせた。(この大敗北の後、契丹は宋を見くびつて)年々來襲した。其の後、女眞國は、宋に年々貢物を獻上する道を契丹に遮られて、(朝貢が出來ぬから)是非とも之を征伐したいと願ひ出たけれども、(宋は前の大敗に懲りてゐるので)、この申出を許さなかつた。それで女眞國は(宋に叛いて)契丹に臣となつてしまつた。

語釋 開寶寺塔(汴京の開寶寺に、佛舍利を藏める爲めに作つた塔。) ○熒煌(光り輝くこと。建築の彩色の美麗な事を形容した。) ○塗レ膏釁レ血(民の膏血を搾つて塗りつける。苛酷の税を課して人民を苦めるに喩へた。) ○西夏(單に夏ともいふ。西方に當るから西夏といふのである。今の甘肅省一帶に割據した。もと西藏族の建てた國で、其の酋長拓跋思恭は唐の代に夏州節度使となつた。其の子孫相繼いで、李德明に及んだ。李德明の子の元昊、雄毅大略あつて、宋に臣たるを甘んぜず。屢々侵略して黃河の西部を悉く奪取し、自ら大夏皇帝と號した。そして連年宋と兵を交ふるに至つた。)

上賜二李繼捧姓名趙保忠一、授二節度使一、命レ管二夏・銀・綏・宥・靜五州一、使レ圖二繼遷一。繼遷降。賜二姓名趙保吉一。保吉復寇レ邊。命二李繼隆一討レ之。保忠言、已與二保吉一解レ仇。乞レ罷レ兵。上怒、命下繼隆先移レ兵討上レ之。繼隆入二夏州一、檻二送保忠於闕下一。保吉尋亦請レ降。而復叛。命二繼隆一討レ之。○蜀自二既平一之後、府庫之物、悉載歸二內府一。士

狹民稠。有司不無賦外之科。王小波起爲盜。小波死。李順繼之。攻陷成都、僭號蜀王。上命王繼恩討擒之。蜀平。

訓讀 上、李繼捧に姓名を趙保忠と賜ひ、節度使を授け、命じて夏・銀・綏・宥・靜の五州を管せしめ、繼遷を圖らしむ。繼遷降る。姓名を趙保吉と賜ふ。保吉復た邊に寇す。李繼隆に命じて之を討たしむ。保忠言はく、「已に保吉と仇を解く。乞ふ兵を罷ん」と。上怒り、繼隆に命じて先づ兵を移して之を討たしむ。繼隆夏州に入り、保忠を闕下に檻送す。保吉尋いで亦降を請ふ。而して復た叛す。繼隆に命じて之を討たしむ。〇蜀既に平ぎしよりの後、府庫の物、悉く載せて內府に歸る。土狹く民稠し。賦外の科無きにあらず。王小波起りて盜を爲す。小波死す。李順、之に繼ぐ。成都を攻陷し、蜀王と僭號す。上、王繼恩に命じて討たしめて之を擒にす。蜀平らぐ。

通釋 太宗は、(降服した)西夏の主の李繼捧に姓名を趙保忠と賜ひ、(定難の)節度使を授けて、夏・銀・綏・宥・靜の五州を管轄させ、弟の繼遷を討滅する計畫をさせた。が、繼遷も降伏したので、姓名を趙保吉と賜はつた。然るに、この保吉が復た謀叛して國境に來襲したので、帝は李繼隆に命じて之

を討伐させた。すると兄の保忠が「私は、既に、弟保吉と和解しましたから、出兵を止めて下さい」と申し込んだ。（如何にも朝廷を愚弄してゐるので）、帝は大に怒つて李繼隆に命じて（保吉の討伐を後廻しにし）、先づ兵を移して李保忠を討伐させた。李繼隆は、夏州に攻め込み、保忠を捕虜にし、檻に入れて帝の下へ送つて來た。すると續いて李保吉も亦降伏を申し込んだが、やがて復た反いた。そこで李繼隆に命じて復た之を討たした。（西夏の反服常なきことかくの如くで、宋朝の一大苦慮の本となつたのである）。〇（太祖の乾德三年に、蜀主孟昶が降伏し）蜀が平定されてから後、其の倉庫の財寶を悉く車に較せて、汴京にある朝廷の倉庫に輸送した。元來、蜀地は土地が狹いのに人民が多く、（需用は供給に伴はず、經濟狀態が頗る窮迫してゐるのに、宋より派遣の役人が）普通の課稅の外に、法外の稅を取り立てたので、（人民は塗炭の苦しみに陷つてゐた）。かゝる際、王小波といふ者が起つて、盛に（富豪から）掠奪をはじめた。（彼は、俺は貧富を均一にして、細民の苦痛を除かうとするのだと唱へたので、細民は皆之に應じ、なか〳〵侮り難い勢力となつた）。この王小波が死ぬと、（其の妻の弟の）李順が後を繼ぎ、（遂に、蜀の首府）成都を攻め落して、勝手に蜀主と號した。そこで帝は、王繼恩に命じて討伐させ、李順を擒にしてしまつた。蜀地はこれで全く平定した。

大校黎桓

霖潦過度

積陰之讁

誅王淮

語釋 夏・銀・綏・宥・靜（夏州は、今の陝西省横山縣の西。銀州は其の東。綏州は其の東南。宥州は其の西南。靜州は綏の北隣。）○使レ圖ニ繼遷一（圖はハカルで見込を立て計畫することであるが、かやうに用ひた時は、相手を討ち滅ぼさうと考へはかる意味となる。）○解レ仇（これまで仲違ひをしたのを和解すること。仲直りすること。）○檻送（檻はヲリで、罪人、猛獸、狂人などを入れ置くところ。檻送りとは罪人をヲリの車に載せて送ること。）○闕下（闕は禁闕で、皇居のこと。皇居の下、おひざもと。）○內府（帝室の府庫。）○稠（シゲシと訓む。多數でこみいつて居ること。稠密などと熟する。）○賦外之科（賦は租税を割當てること。科は課責で、罰税のこと。即ち常税の外の分外の取立物をいふのである。）

○交趾丁璉卒。大校黎桓、囚其宗族而專其國。上初命討之。無功。已而桓奉貢。竟以桓爲交趾郡王。○時霖潦過度。上曰、朕於刑獄盡心。安得積陰之讁。寇準越班對言、某州局吏侵官錢若干。於法爲小過。陛下殺之。王淮參政王沔之弟。盜錢數百萬。於法爲大憝。陛下以沔故務相容蔽。如此而曰刑獄盡心。如之何無積陰之讁。上卽日誅淮罷沔。俄而雨止。

訓讀 交趾の丁璉卒す。大校黎桓、其の宗族を囚へて其の國を專にす。上、初め命じて之を討たしむ。功無し。已にして桓、奉貢す。竟に桓を以て交趾郡王となす。○時に霖潦、度に過ぐ。上曰く、

「朕、刑獄に於て心を盡す。安ぞ積陰の譴を得たる」と。寇準、班を越えて對へて言はく、「某州の局吏、官錢を侵すこと若干。法に於て小過と爲す。陛下之を殺す。王淮は參政王沔の弟なり。錢數百萬を盜む。法に於て大憝と爲す。陛下、沔が故を以つて務めて相容蔽す。此の如くにして刑獄に心を盡すと曰ふ。之を如何ぞ積陰の譴無からん」と。上、卽日に淮を誅し、沔を罷む。俄かにして雨止む。

通釋 (初め、太祖の乾德六年に、交趾の主、丁璉は上表して內附を求め、靜海の節度使・安南都護に任ぜられて、久しく臣禮を執つて來たが、この度丁璉が卒した。すると大將校の黎桓が、丁璉の一族を押籠めて、其の國政を我儘にしたので、太宗は之を憤つて、將に命じて討伐させたが、その結果は香ばしくなかつた。其の中に、黎桓の方から、貢物を奉つて來たので、太宗は、そのまゝ黎桓を以つて交趾郡王とした。○此の頃、雨や出水が度外れて長くつゞき、(人民は隨分水害を蒙つた)。そこで帝は、(臣下達に向つて)、「予は平素、刑罰や訟獄については隨分と心を盡し、心配をしてる。それにどうして、かやうに陰氣が積つてその咎めで長雨が降るであらうか」と嘆じた。すると寇準は末席に居たが、上席の人達をさし措いて曰ふには、「(されば御座います。この程)某州の官吏が公金を少々流用した事件が御座いました。之は、國法に照らせば、極めて小過失で御座います。にも

拘らず、陛下は之を死罪に處せられました。又、かの王淮は參政の職の王沔の弟で御座います。それが公金數百萬錢を横領致しました。之は、國法に照らせば實に大悪人で御座いますにも拘らず、陛下は、彼が參知知事の弟なるが故に、かやうな罪狀を隱蔽して、其の罪をお見逃し遊ばしました。（かやうな片手落ちなことを遊ばしながら）、刑獄に心を盡すと仰せられます。これでは、どうして陰が積つて天罪を受けないわけに參りませう」と（臆する氣色もなく）奏上した。帝は（非を悟つて）其日直ちに、王淮を誅し、王沔を罷めさせた。すると、（天譴が解けたのか）程なく雨が止んだのであつた。

語釋 大校（大將校で、大將軍と曰ふに同じい。）○霖潦（霖は長く雨の降ること。潦は雨水の地上に漲ること。永雨で水害を被ること。）○積陰之譴（古來支那では、天變天災は政治の過失に基くものと信ぜられた。この過失に陰陽の別があり、天災にも其に相應して陰陽の別あるものとされた。刑罰は陰に屬し、雨も亦陰に屬してゐる。それで刑罰の公平に行はれぬ爲に、天が長雨を降らせて之を咎めるのだと解したのである。譴はトガメと訓じ、罪を責めること。天譴。）○越レ班（班は席順・序列・末席に居て、上席の人をさし措いて乗り出すこと。）○局吏（局は官に同じ。官吏。）○大憝（憝（タイ）は惡。惡事の張本人。大惡人。）○容蔽（容は罪を許すこと、蔽はおほひ隱すこと。罪をかばつて隱蔽し許してやること。）○即日（其の日たちに。）○俄而雨止（俄はニハカニと訓じ、普通には「急に」の意であるが、又ホドナクの意に用ひる。列子に「俄而掘レ谷得レ斧」とある俄而も程なくである。こゝもそれ。）

太宗崩

上崩。在位二十二年。改元者五。曰太平興國、曰雍熙・端拱・淳化・至道。壽五十九。薛居正・沈倫・趙普・宋琪・李昉・呂蒙正・張齊賢・呂端等、相繼爲レ相。普凡

趙普不レ釋レ卷

臣有ニ論語一部一

再入再罷、尋薨。普初以ニ吏道一聞ニ寡學術一。太祖嘗勸以ニ讀書一。普遂手不レ釋レ卷。毎ニ朝有ニ大議一、輒闔レ戶自啓ニ一篋一、取ニ一書一閲レ之。及レ卒家人視ニ其篋一、則論語也。嘗謂レ上曰、臣有ニ論語一部一。以ニ半部一佐ニ太祖一定ニ天下一、以ニ半部一佐ニ陛下一致ニ太平一。

訓讀 上、崩ず。在位二十二年。改元すること五。太平興國と曰ひ、雍熙・端拱・淳化・至道と曰ふ。壽五十九なり。薛居正・沈倫・趙普・宗琪・李昉・呂蒙正・張齊賢・呂端等、相繼いで相と爲る。普は凡て再び入つて再び罷められ、尋いで薨ず。普、初め吏道を以つて聞え、學術寡し。太祖嘗つて勸むるに讀書を以てす。普、遂に手に卷を釋かず。朝に大議有る毎に、輒ち戶を闔ぢて自ら一篋を啓き、一書を取りて之を閲す。卒するに及んで、家人、其の篋を視れば則ち論語なり。嘗て上に謂ひて曰く、「臣、論語一部有り。半部を以て太祖を佐けて天下を定め、半部を以つて陛下を佐けて太平を致す」と。

通釋 太宗が崩御になつた。在位二十二年間。年號を改めること五回、太平興國以下がそれである。年正に五十九歲であつた。帝の代には、薛居正・沈倫等々が前後相繼いで宰相となつた。其の中で趙

普は（太祖の代にも宰相であつたが）帝の代にも（先づ太平興國年間に宰相となり、端拱年間に）再び入つて宰相となり、再び罷められた後、死んだのであつた。趙普は、最初は、官吏としての腕が達者だといふ評判が高かつたが、學問には乏しかつたので、或時太祖が、普に本を讀むやうに勸めた。それから後は彼は（讀書に懸命になつて）手から書物を放さなかつた。そして、朝廷に重要會議が開かれることになると、彼はいつでもきまつて一室に閉ぢ籠つて、書物箱から一冊の書物を取り出して讀んだものだ。普の死後、家人が其の篋を開いて見ると、その中にあつたのは論語であつた。（道理で）、趙普は或時太宗に向つて、「私は一部の論語を持つて居りますが、其の半部は、先帝陛下をお佐けして天下を平定するに用ひ、殘り半部で、陛下をお佐けして、天下の太平を致すに用ひました」と申上げたことがあつた。

語釋 吏道（官吏としての仕事。） ○大議（大會議。重要會議。） ○輒（スナハチと訓ずるが、意は、その度毎にとか、何時でもとか、或は、又、直ぐにとか解する字である。こゝでは「いつでも」の意である。）

蒙正晩出。嘗與普並相。普甚推之。蒙正嘗置册子夾袋中。疏四方人才姓名。以待選用。初太祖嘗以張齊賢屬上。至齊賢擧進士。上欲置之上第。而

呂端

小事糊塗 大不糊塗

盧多遜

有司第其名在下。乃詔一榜特與通判。卒至大用。呂端爲相。人謂呂相作事糊塗。上知之曰、端小事糊塗、大事不糊塗。自上卽位以來、以小人爲相者、盧多遜一人而已。太子立。是爲眞宗皇帝。

訓讀 蒙正、晩に出づ。嘗て普と並び相たり。普、甚だ之を推す。蒙正、嘗つて冊子を夾袋中に置いて、四方の人才の姓名を疏し、以て選用を待つ。初め太祖嘗て張齊賢を以つて上に屬す。齊賢、進士に擧げらるゝに至つて、上之を上第に置かんと欲す。而して有司其の名を第して下に在り。乃ち詔して一榜特に通判を與ふ。卒に大に用ひらるゝに至る。呂端、相と爲る。人々謂へらく、「呂相、事を作すに糊塗す」と。上之を知つて曰く、「端、小事は糊塗し、大事は糊塗せず」と。上、位に卽きしより以來、小人を以つて相と爲しゝ者は、盧多遜一人のみ。太子立つ。是を眞宗皇帝と爲す。

通釋 呂蒙正は他の人々よりも後れて出世した人物であるが、（端拱元年には、元老の）趙普と肩を並べて宰相になつて居た。趙普は、非常に呂蒙正を尊敬してゐた。蒙正は、以前には、手帳を巾着の中に入れ、これに天下の人才の姓名を書留めて置いて、人物の必要の時選抜する用意にしてゐた。

ずつと以前、太祖が（蜀に行幸した時）、張齊賢といふ人物を見つけて、之を太宗に與へたが、其の齊賢が進士の試驗を受けた時、太宗は、彼を一等及第の部に入れたいと思つたのであるが、係の役人がそれを二等及第の部に入れたので、帝は、（已むを得ず）、詔して、この時一、二等及第者の姓名を貼り出した榜の全體（百餘名）のものを特に（京官及び）通判といふ役に任じた。かくして彼は終に大いに重用さるゝに至つたのである。呂端が宰相となつた時には、衆人は口々に、「呂宰相の事務の執り方は、誠にあやふやでいけない」と非難した。帝は之を聞いて、（成程）呂端は、小さな事を取扱ふには曖昧かも知れぬが、大事件になると決して曖昧ではない。（極めて明快である）。」と辯護した。帝が位に卽いてから（宰相に任じた人物は、殆んど立派な人物ばかりで）、小人を宰相に任じたのは、盧多遜一人だけであつた。次いで太子が卽位した。是が眞宗皇帝である。

語釋　晩出（他よりも後れて出世すること。後進といふに同じ。）　○甚推レ之（推は推量の意で尊敬すること。一目おく。）　○置ニ冊子夾袋中一（夾袋は、我國でいへば紙入とか巾着とかに類するもの。その中へ小さな手帳を入れたのである。「夾袋冊子」と使用してある所もある。）　○疏（細かに分類して書きつけること。）　○屬レ上（帝に與へる。屬は與へること。あづけること。）　○上第（及第の甲科。一等及第者。）　○榜（榜とは姓名を書いた札。進士の試驗に及第した者の姓名を書して掲示する爲の札。前に出づ。一榜は金榜といふに同じく、こゝでは一等及第者を始め張齊賢を含む二等及第者に至るまでを書いて張り出した木札全體の者をいふ。）　○通判（太祖の章「太祖言行の條」に出づ。尤もこの時は通判のみならず京官（いはゆる本省附の官吏）にも任じたのであるから、本文、通判の上に京官と加へるべきだとの說がある。）　○糊塗（コト。正しくはコツトツと讀む。糊はノリ。塗はヌル。糊で塗り塞ぐ意で、卽ち外面を塗り塞いで曖昧にすること。ものごとをす

るに、明瞭でなく、あやふやにして置くこと。今ゴマカシの意に用ひるのもその故である。)

眞宗皇帝　揚礪夢　王門斷役皆將相　王均僭號

眞宗皇帝、初名元侃。封襄王。有舉人楊礪。嘗夢至一大殿。有坐殿上者。語之曰、我非汝主。來和天尊汝主也。指示令謁之。礪後進士第一。入爲襄王府記室。既謁如夢中所見。太宗嘗遣相者詣襄王。及門而返曰、王門斷役皆將相也。王可知矣。立爲太子。至是即位。更名恒。○咸平二年、契丹入寇。上親征、至大名府而還。○三年、益州卒王均反。僭號大蜀。以雷有終知州。討擒之。益州平。

訓讀　眞宗皇帝、初の名は元侃。襄王に封ぜらる。擧人楊礪といふもの有り。嘗て夢に一大殿に至る。殿上に坐する者有り。之に語つて曰く、「我は汝が主に非ず。來和天尊は汝が主なり」と。指示して之に謁せしむ。礪、後に進士第一たり。入つて襄王府の記室と爲る。既に謁すれば夢中に見る所の如し。太宗、嘗て相者をして襄王に詣らしむ。門に及んで返つて曰く、「王門は斷役も皆將相なり。

王は知るべし」と。立つて太子と爲る。是に至つて位に卽く。名を恆と更む。○咸平二年、契丹入寇す。上、親征して大名府に至つて還る。○三年、益州の卒、王均反す。大蜀と僭號す。雷有終を以て州に知とす。討ちて之を擒にす。益州平ぐ。

通釋 眞宗皇帝は、初めの名は元侃といつて、襄王に封ぜられてゐた。(その頃)、進士の受驗者で楊礪といふ者が有つたが、或る時の夢に、大きな宮殿に行くと、そこに坐つて居る者があつて、(楊礪に向ひ)、俺は、お前の主君ではない。あそこにおいでになる來和天尊がお前の主君である」といつて、其の方を指し、彼に拜謁させた。(と見て夢が覺めたのであつた。來和天尊とは、道家の奉ずる神の名である)。この楊礪が、後に進士の試驗を受けて第一席で及第した。(そして仕官して)襄王府の書記となつたので、(新任の挨拶を言上する爲、王宮に赴いて)、襄王に拜謁すると、(意外にも、すべての有樣が)以前に見た夢にそつくりであつた。又、或る時太宗が人相見を襄王府に遣はしたことがあつたが、其の人相見は襄王府の門まで行つたゞけで引き返し來て、太宗に「襄王府の門まで參りますと、下郎下男までが皆大臣大將たる人相を備へて居ります。あれでは襄王殿下の人相は拜見しませんでも、其の御非凡のほどが推察致されます」と言上した。(かやうに、凡物ならざることを示して

范廷召撃二契丹一
李繼遷叛

ゐた襄王は、やがて太子に立つたのであつたが、太宗が崩じたので、後を嗣いで卽位し、名を恆と改めた。○咸平二年に契丹が侵入した。帝は親ら征伐に向ひ、河東の大名府まで至つて引き返した。○その三年に、益州の守備兵が亂を起し、王均を頭首に推して謀叛をなし、勝手に大蜀と號したので、朝廷は雷有終といふ者を益州の知事に任じて之を討伐させた。有終は、王均を伐つて之を生捕つてしまつたので、益州は遂に平定した。

語釋　擧人(毎年八月、州縣の學校から選拔されて、進士の受驗資格を與へられる者を、鄉貢進士といふ。翌年二月、その鄉貢進士は都へ出て禮部省で試驗を受ける。この受驗者を擧人といふのである。此の試驗に通ると、其年の三月、天子親ら朝廷で試驗をする。之を廷試といふ。これに通ると始めて進士及第として官祿を與へられるのである。)　○來和天尊(道家の奉ずる神の名。)　○記室(記錄を掌る役、卽ち書記。)　○相者(人相見。)　○及レ門(門まで行つて。)　○厮役皆將相(厮(シ)は召使・下部などの意で、厮役は、薪を折り、水を汲み、飯を炊ぐなどの雜役に服する奴僕をいふ。こゝは身分卑しい下僕にも大將宰相の貴相があるとの意。)　○大名府(今の河北省元城縣。)　○益州卒王均反(便宜の說によつて、益州の守備兵が亂を起し、都虞侯王均を推して頭首となし、反を謀つた意と解すべきである。)

○范廷召撃二契丹一。求二援於高陽關都部署康保裔一。亟赴レ之。廷召潛遁。保裔爲レ所レ圍、力戰死レ之。○李繼遷、先朝奪二所レ賜姓名一。寇レ邊不レ已。攻二陷靈州一。西涼六合、酋長潘羅支、乞下會二王師一討上レ之。繼遷攻二陷西涼府一。潘羅支要而擊レ之。繼

遷中流矢死於靈州之境。其子德明請降。復賜姓趙。後封爲西平王。楊嗣・楊延朗、智勇善戰。加團練使。虜憚之、目曰楊六郎。

訓讀 范廷召、契丹を擊つ。援を高陽關の都部署康保裔に求む。亟かに之に赴く。廷召、潛かに遁る。保裔、圍む所と爲り、力戰して之に死す。○李繼遷、先朝、賜ふ所の姓名を奪はる。邊に寇して已まず。靈州を攻陷す。西涼六合の酋長潘羅支、王の師に會して之を討たんと乞ふ。繼遷、西涼府を攻陷す。潘羅支、要して之を擊つ。繼遷、流矢に中り、靈州の境に死す。其の子德明、降を請ふ。復、姓を趙と賜ふ。後、封じて西平王と爲す。楊嗣・楊延朗、智勇にして善く戰ふ。團練使を加ふ。虜、之を憚りて目して楊六郎と曰ふ。

通釋 范廷召が契丹を擊つた。廷召は援兵を安州の高陽關の都部署（兵事を掌る官）の康保裔に求めたので、（保裔は）直ちに（廷召救援に）向つた。然るに廷召は（援軍の來ぬ中に）ひそかに逃げてしまつたので、保裔は契丹の兵に圍まれてしまひ、遂に奮戰して討死した。○西夏の李繼遷は、先朝太宗の時、（宋に降伏して）、姓名を（趙保吉と）賜つたが、（後、叛いた爲に）之を取り上げられて以來、

絶えず國境に入寇して、（咸平五年には）靈州を攻め落した。（この時に際して）、西涼六合の酋長の潘羅支が、宋軍に合同して契丹を討たうと願ひ出たので、（朝廷は之を許して、潘羅支を朔方の節度使とした。さうかうしてゐる間に）、繼遷が西涼の首府涼州を攻め落したので、潘羅支は、之を要所に邀ひ撃つて破つた。時に繼遷は流矢に中つて、靈州の國境で死んだ。そこで其の子の李德明が降伏して來た。よつて朝廷は、復た姓を賜つて趙德明と名乘らせて（定難の節度使とし）、後、西平王に封じた。楊嗣と楊延朗との二人は、（久しく國境守備に任じてゐたが）、智勇があり善く戰つてゐたので、（朝廷は其の功を賞して）團練使の官を與へた。契丹の虜どもは、之を怖れ、楊延朗を楊六郎と呼んで憚つてゐた。

語釋　高陽（今の河北省保定道にあり。）　○都部署（兵事を掌る官名。）　○先朝（先の朝廷。こゝは太宗の朝を指す。）　○西涼六合酋長（西京は即ち京州。今の甘肅省敦煌縣地方。六合は他本六谷に作る。六谷酋長は涼州内吐蕃族の首領。）　○要而撃之（要は待ち伏せすること。要撃。）　○團練使（唐の肅宗の時はじめて之を置いた。宋及び遼もこれを置いたが明以後は置かない。その職掌は義兵を團結して防禦に任ずるのである。）　○楊六郎（支那では、兄弟、從兄弟、再從兄弟（またいとこ）、三從兄弟（やいとこ）等、一族多數に上る場合には、上下の別を立てる爲めに年齡順に番號をつける。之に輩行といふ。男には郎をつけ、女には娘をつける。たとへば八郎・十二郎などは男の方で、五娘・六娘などいへば女の輩行である。又單に數字をつけて、司馬十二・南八・元二などゝいふ。多きは百以上に上る事があるさうだ。楊六郎といふのは楊氏の一族に於て年齡順に六番目の男といふ意である。扨こゝの文章は宋史の楊延明傳には、「楊延朗は邊境に任ること二十餘年、敵人之を憚りて目して「楊六郎と氐す」とあるから、楊六郎とは楊延朗一人の事であつて、楊嗣には關係がない。それで一本には楊嗣二字は衍文として、本文から取り除いて讀めばよいとしてある。今その說に從つておく。但し一說には、楊嗣傳には「二人久しく北邊に居り、倶に善く戰ふを以て聞ゆ。時に二楊と稱

澶州之役
中外震駭

斬以釁
鼓

撻覽中
弩死

す」とあるから、楊六郎は二楊
と改めるがよいといふ。）

○景德元年、契丹主、與其母蕭氏大擧入寇。中外震駭。參政陳堯叟蜀人。請幸蜀。王欽若江南人。請幸江南。上以問宰相寇準。準問、誰畫此策。上曰、卿姑斷其可否。勿問也。準曰、臣欲得獻策之臣、斬以釁鼓、然後北伐耳。遂定親征之議。上駐蹕韋城、尋至衞南。契丹擁兵抵澶州、圍合三面。李繼隆等出禦之。契丹撻覽中弩死。大挫退却、不敢動。

訓讀　景德元年、契丹の主、其の母蕭氏と大擧して入寇す。中外震駭す。參政陳堯叟は蜀の人なり。蜀に幸せんことを請ふ。王欽若は江南の人なり。江南に幸せんことを請ふ。上以て宰相寇準に問ふ。準問ふ、「誰か此の策を畫する」と。上曰く、「卿姑く其の可否を斷ぜよ。問ふこと勿れ」と。準曰く、「臣策を獻ずるの臣を得て、斬りて以て鼓に釁り、然る後、北伐せんと欲するのみ」と。遂に親征の議を定む。上、蹕を韋城に駐め、尋いで衞南に至る。契丹、兵を擁して澶州に抵り、三面を圍合す。李繼

隆等出でゝ之を禦ぐ。契丹の撻覽、弩に中りて死す。大に挫けて退却し、敢て動かず。

宋初要地圖

通釋　景德元年に、契丹主の隆緒が、其の母の蕭氏と共に、大兵を擧げて攻め寄せて來た。これには、朝野ともに震ひ上つて駭き、（臆病者は逸早く都を棄てゝ逃げようと構へた）。其中でも參政の職に在る陳堯叟は蜀の人であるから、帝を奉じて蜀に逃げようと請うた。又同じく參政の王欽若は江南の人であるから、金陵に行幸あらん事を請うた。そこで帝は、どうしたものであらうかと、宰相の寇準に意見を求めた。寇準は、（むづかしい顏をして）、「一體何者が、さやうな事を奏上したので御座いますか」と詰め寄せた。帝は「まあ〳〵そ

れは誰でもよいから、(都を引拂ふことが)可いか惡いかを決めたがよからう」と言ふ。すると寇準は、「(いや〳〵誰でもよいとは申されませぬ)。手前は先づ、かゝる卑怯至極の計劃を奏上した臣を頂戴して、眞二つと致し、此奴が血を進軍太鼓に塗り附けて血祭をした上で、北の方契丹を討伐致す所存で御座います」と言つた。(この勇氣凜々たる言葉によつて)、遂に相談は天子親征といふことに一決した。帝は暫く駕を韋城に駐め、更に衞南にまで進んだ。時に契丹は、兵を率ゐて澶州に攻め寄せ、三面から包圍攻擊をしたので、宋の大將李繼隆等が出でゝ之を禦いだ。そのうちに契丹の大將撻覽が弩に中つて戰死したので、(契丹軍は)意氣沮喪して退却し、鳴りをひそめて、堅く陣を守つた。

語釋 契丹主、與二其母蕭氏一云々(太宗帝の末年に、契丹主明記が死に、其の子隆緒が立つた。年纔かに十二。母の蕭氏が其の國政を專らにすとあつた。それで契丹主がまだ若年であるから母の蕭氏がついて來たのである。) ○姑(まづ〳〵。まあ〳〵。一時おさへる語である。) ○勿レ問(其の人の誰であるかを問ふな。) ○釁レ鼓(釁はチヌルと訓んで、人を殺して其の血を鼓に塗ること。こゝでは太鼓に血塗つて血祭りとなし、進軍の祝とするのである。古昔から支那では、太鼓は進軍の時に鳴し、鐃は走却の時に鳴して合圖とした。) ○駐蹕(天子の乘物の暫く止まること。蹕はお先拂で、君主行幸の時に行を止めて道を淸めること。警蹕と熟する。又轉じて天子の車馬を指していふ。こゝもその意に用ひた。) ○韋城(舊注に、「縣、開州に屬すとある。今河北省濮陽縣の地。) ○衞南(韋城の附近にある地名。) ○大挫(すつかり士氣沮喪して。)

寇準力勸レ上渡レ河。殿前帥高瓊亦力贊。猶豫間瓊麾二衞士一進レ輦曰、陛下若

不レ過レ河、百姓如レ喪ニ考妣一。梁適呵レ之。瓊怒、曰君輩此時尚責ニ人失禮一。何不レ賦ニ一詩一退ニ虜耶。遂擁レ上以渡。既至ニ澶州一、登ニ北城一、張ニ黄旗幟一。諸軍皆呼ニ萬歳一。聲聞ニ數十里一。契丹氣奪。

訓讀 寇準力めて上を勸めて河を渡らしむ。殿前の帥高瓊も亦力め贊す。猶豫の間、瓊、衛士を麾き、輦を進めて曰く、「陛下若し河を過ぎざれば、百姓、考妣を喪するが如くならん」と。梁適之を呵す。瓊、怒りて曰く、「君が輩、此時尚ほ人の失禮を責む。何ぞ一詩を賦して虜を退けざる」と。遂に上を擁して以て渡る。既にして澶州に至り、北城に登り、黄旗幟を張る。諸軍皆萬歳と呼ぶ。聲數十里に聞ゆ。契丹、氣奪はる。

通釋 宰相の寇準は、帝に、(この機を逸せず)黄河を渡つて河北に進出するやう、しきりに勸めた。殿前都指揮使の高瓊も亦口を極めて之に贊成した。だが、帝は躊躇してゐる。たまりかねた高瓊は、帝が未だ何れとも決しかねてゐる間に、護衛兵を指揮して、帝の乘物を進めさせ、「陛下が今若し、黄河を渡つて(契丹に皇威をお示しにならなければ)、(河北の衆民は失望して、父母を喪つたやうに悲

歎するでありませう。（是非ともお渡りにならなければなりません）」と促し立てた。すると（お側に居た文官の）梁適が（其の無分別を咎めて）叱つた。高瓊、怒つて「君等はこの一刻も猶豫すべからざる際に於ても、まだ人の無禮を責めるか、（そんな暇があつたら、君等は文臣だ）、なぜ詩でも作つて、（その力によつて）、賊を遠く退かせないのか」と怒鳴りつけ、そのまゝ帝を擁護して黃河を渡つた。やがて澶州に至り、北城に登つて、（天子の印たる）黃色の旗や幟を押し立て、諸軍皆萬歳と連呼して、（皇威の發揚を稱へたが）、其の聲は數十里の外にまで聞えた。契丹の賊は驚愕のあまり、茫然として自失したのであつた。

語釋 殿前帥（殿前は近衛の軍隊。前に屢々見えた。帥は長官の義。高瓊は殿前都指揮使であつたから斯く言つたのである。）○猶豫間（ぐづ〳〵して決しないうちに。猶豫は疑慮して決せぬこと。二字ともに獸の名で猶は猨の屬。豫は象の屬どちらも疑ひ深い性質だといふ。）○衞士（護衞兵。近衞兵。）○輦（輦輿・鳳輦・輦轂などゝ熟して、天子の御車をいふ。）○考妣（「生には父母といひ、死には考妣といふ」とあつて、父母の死後之を呼んで考妣といふのである。亡き父亡き母といふに同じい。「如レ喪ニ考妣一」は父母を失うたやうだといふので、失望の大なることを言つたのである。）○何不下賦ニ一詩一退上レ虜耶（蓋し梁適は詩文に巧みだといふので用ひられたものであるから斯う言つたのである。）○呵レ之（呵は叱る意。どなりつける。）○澶州（河北省濮陽縣の南。卽ち五代の德勝の南北城で、こゝにいふ北城は德勝の北城である。）○黃旗幟（天子の旗じるし。天子の御物は總べて黃色を用ひたからである。前に屢々見えた。）

先レ是王繼忠者陷レ虜。嘗言ニ和好之利一。故雖ニ大擧一、亦遣レ使以ニ繼忠書一來。上命ニ

寧與金帛和
不忍生靈重困

曹利用報之。至是利用與契丹使者韓杞偕來、請世宗所取關南故地。上曰、地必不可得。寧與金帛以和。準意亦不欲與。且畫策以進曰、如此則可保百年無事。不然數十歲後、戎復生心。準蓋欲擊之使隻輪不返。上曰、數十歲後、當有能禦之者。吾不忍生靈重困。姑聽其和。

訓讀　是より先、王繼忠といふ者虜に陷る。嘗て和好の利を言ふ。故に大擧すと雖も亦使を遣はし、繼忠の書を以て來らしむ。上、曹利用に命じて之に報ぜしむ。是に至つて利用、契丹の使者韓杞と偕に來り、世宗の取りし所の關南の故地を請ふ。上曰く、「地は必ず得可からず。寧ろ金帛を與へて以て和せん」と。準の意も亦與ふるを欲せず。且畫策して以て進めて曰く、「此の如くせば則ち百年の無事を保つ可し。然らずんば數十歲の後、戎復た心を生ぜん」と。準は蓋し之を擊つて隻輪をも返らざらしめんと欲せしなり。上曰く、「數十歲の後は當に能く之を禦ぐ者有るべし。吾、生靈の重ねて困しむに忍びず。姑く其の和を聽さん」と。

通釋　これより以前に、王繼忠といふ者が契丹に捕はれて彼の地に居た。そして契丹の爲に、中國

と和睦した方が利益である事を力說して居た。それで(契丹は)此度大擧して攻め寄せて來たが、(戰敗れた爲めに)使者に王繼忠の手紙を持たせて(和議を求めに)派遣してよこした。そこで帝は、曹利用といふ者に命じて(和議承諾の旨を)契丹主に報ぜさせた。曹利用は(契丹に到つて使命を傳へ)契丹の使者韓杞と偕に歸つて來た。(韓杞は主命を奉じて)後周の世宗帝によつて奪取された契丹の舊領、卽ち瓦橋關・益津關の南方の地、瀛・莫・易等の諸州を返して呉れと請うた。然るに帝は、「土地は決して渡すことは出來ぬ。それよりも、(土地に相當する)金帛を與へて媾和をしようではないか」と言つた。宰相寇準の意志も亦土地を與へる事は好まなかつた。(のみならず彼は金帛を與へることをも好まない。宜しく契丹を討つて之を臣從せしめ、今猶ほ契丹の手中にある幽州・薊州の地をも返獻せしめようといふのである)。そこで策を立て、之を帝に獻じて奏上するには、この謀のやうに致しますれば、百年の泰平を保つ事が出來ませう。若しさもない時には、數十年の後には、戎どもが復び異心を生じて叛くで御座いませう」と言つた。準の腹では、この機會に乘じて契丹の兵を鏖にし、敵の兵車の一輪をも本國に歸らせないやうにしたかつたのである。然るに帝は(姑息の計を取つて)いふやうには「いや、數十年の後には(よし夷か謀叛しようとも)よく防禦するものがあるだらう。

勿二來見一レ準

（其時は其時として）、今現在、人民が戰爭の爲めに此の上に困しむ態を、予としては見て居られない。まあ〱彼の請ふやうに和議を許してやらうぢやないか」と。

語釋　陷レ虜（賊の計劃に陷つて捕はれた。）　○言二和好之利一（媾和した方が有利だと言ふ。）　○關南故地（初め五代の時、晉主石敬塘が父の禮を以て契丹に事へ、其の兵を借りて唐を伐つて大に之を破つたので、報酬として契丹に、燕・薊・瀛・莫等の十六州を與へた。其後に後周の世宗が契丹を伐つて、瓦橋關・益津關の南方の瀛・莫・易の三州の地を取つた。それで關南の故地といつたのである。）　○戎復生レ心（左傳の語。生レ心とは再び仇する心を起すこと。異志を抱くこと。）　○生靈（人民。人は萬物の靈である。而も生命あり。故に生靈といふ。）　○隻輪（隻は一つ。車に兩輪がある。その片輪即ち隻輪のこと。兵事の兩輪は勿論、片輪をも歸ることが出來ぬやうにするの意で、敵をみなごろしにすることをいふ。）

遂再遣二利用一往。利用請二歲賂金帛之數一。上曰、必不レ得レ已、雖二百萬一亦可。準召二利用一語レ之曰、雖レ有二敕旨一、不レ得レ過二三十萬一。如過二此數一、勿二來見一レ準。準斬レ汝矣。利用卒以二絹二十萬銀十萬一定二和議一。南朝爲レ兄、北朝爲レ弟、交二誓約一、各解レ兵歸。

通釋　遂に再び利用を遣はして往かしむ。利用、歲ごとに賂ふ金帛の數を請ふ。上曰く、「必ず已むを得ずんば、百萬と雖も亦可なり」と。準、利用を召して之に語つて曰く「勅旨ありと雖も、三十萬に過ぐるを得ず。如し此數を過ぎなば、來つて準を見る勿れ。準、汝を斬らん」と。利用、卒に絹二十萬

銀十萬を以て和議を定め、南朝を兄となし、北朝を弟となして、交々誓約し、各々兵を解いて歸る。

通解 (和議を承諾することになつたので)、再び曹利用を契丹に行かせ、(その旨を傳へさせた)。利用は行くに臨んで、宋朝より毎年契丹に贈る金帛の數量を御取り極め願ひたいと帝に願つた。(飽くまで弱氣の) 帝は、「是非とも已むを得ぬといふ場合には、たとひ百萬でも苦しうない」との言葉。すると宰相寇準は、密かに利用を召して、「陛下の仰せではあるが、三十萬を超えてはならない。若し此の數を超えるやうな事であれば、汝は生きて歸つて來るな。若しおめ／＼と拙者の目の前へ出て來ようものなら、立所に一刀兩斷に致すぞ」と嚴命した。利用は結局、絹二十萬匹、銀十萬兩で和睦を結び、そして南朝(卽ち宋)を兄となし、北朝(卽ち契丹)を弟とし、互に(兄弟の關係を結んで永く平和を保たうと)誓約して、各々引き揚げて歸つた。

餘論 宋一代の通患は、夷狄の侵入であつた。而も之を禦いで國威を張る武力は、文治主義の宋には、生憎にも殆ど持ち合せてゐなかつた。その最初の大敵が此の契丹であり、而してその最初の屈辱が此の澶洲の役である。敵を伐つて隻輪をも返すを得しめざらんとした寇準が「斯くの如くするにあらずんば數十年の後、戎また心を生ぜん」と叫んだのに對して、眞宗は何と答へか。曰く、「數十年の

後は、當に能く之を禦ぐ者あるべし。吾、生靈の重ねて困しむに忍びず。姑らく其の和を聽さん」と。
その場のがれ、一時しのぎ、名を仁德に假る姑息因循の態度。それは併し眞宗一人の態度ではなかつた。歷代宋朝の天子が皆さうであつた。皆この講和主義であつた。

この眞宗である、講和使の曹利用から、歲賂の金帛の數を聞かれて、「必不レ得レ已、雖二百萬一亦可」などといふに不思議はない。寇準が頑張つて、絹二十萬疋、銀十萬兩で、やつと和議は落ちついたが、次の仁宗の時には、絹は三十萬疋となり銀は二十萬兩に增加した。おまけに橫合から、西夏といふ奴が飛び出して、利權の奪取にかゝつた――銀・絹・茶二十五萬をよこせといふのだ。

一代百六十年の間、契丹から、金から、元から、絞られどほしに絞られて、とう〳〵骨と皮になつて斃れたのが宋である。

百姓皆兵

準初發京師、命朝士出知諸州、皆於殿廊受敕。戒之曰、百姓皆兵、府庫皆財。不責汝浪戰。但失一城一壁、當以軍法從事。恐欽若沮親征之議、以其有智且有福、出欽若知天雄軍。契丹至城下。欽若閉門、束手無策。修齋誦

修齋誦經

經而已。上還自澶淵、待準極厚。欽若歸深恨準。嘗退朝、上目送準。欽若進曰、陛下敬準、爲其有社稷功邪。城下之盟春秋小國所恥也。上愀然。欽若毎曰、澶淵之役、準以陛下爲孤注。上待準遂寢薄。尋罷相。

訓讀 準、初め京師を發せしとき、朝士に命じて出でゝ諸州に知たらしめ、皆殿廊に於て勅を受けしむ。之を戒めて曰く、「百姓は皆兵にして、府庫は皆財なり。汝に浪りに戰ふを責めず。但だ一城一壁を失はゞ、當に軍法を以て事に從ふべし」と。欽若が親征の議を沮まんことを恐れ、其智有り且福有るを以て、欽若を出して天雄軍に知たらしむ。契丹、城下に至る。欽若、門を閉ぢ、手を束ねて策なく、齋を修し、經を誦するのみ。上、澶淵より還り、準を待つこと極めて厚し。欽若歸りて深く準を恨む。嘗て朝より退くや、上、準を目送す。欽若進んで曰く、「陛下の準を敬するは、其社稷の功有るが爲か。城下の盟は、春秋の小國も恥づる所なり」と。上、愀然たり。欽若毎に曰く、「澶淵の役、準、陛下を以て孤注と爲す」と。上、準を待つこと遂に寢々薄し。尋いで相を罷む。

通釋 （話は前に溯るが）、寇準が初め（契丹を征する爲めに）都を出發しようとする時、（軍事

を掌らせるために)、朝廷の役人(張齊賢、丁謂等を指す)をそれ〴〵地方長官に任命した。そして朝廷の廻廊で勅命を受けさせた後で、準は訓戒の言葉を與へて、「(諸君が赴いて治める)人民は皆國家の兵卒である。又州城にある府庫の財物は、皆國家の軍用金である。(だから大切に思はねばならぬ)。予は諸君にむやみと戰をせよと望むのではない。が、萬一一城一壘なりとも失つて賊の手に委ねるやうなことがあつたならば、(其分にはさし置かぬ)。必ず軍法を以つて處分するであらう」と激勵した。(又寇準は、以前契丹入寇に對して非戰論を唱へた)王欽若が、天子親征の議を邪魔するかも知れぬと氣遣ひ、王欽若が智恵もあり福相でもあるから(必ず成功するであらう)といふ理由の下に、彼を帝都から離れさせて魏博の天雄軍の節度使に任じ、(河北地方を治めさせた——つまり體よく追ひのけたのである)。ところが欽若は、契丹がいよ〳〵城下に迫つて來ると、ぴつたりと門を閉ぢて何の手出しもなし得ず、たゞ身を潔めて、(怨敵退散とばかりに)御經ばかり唱へて居た。やがて帝が契丹を伐つて澶州から歸つて來ると、寇準を待遇することが極めて厚かつた。同じく都へ歸つた欽若は、(自分が地方へ遠ざけられたことについて)深く準を恨んで居た。或る時、寇準が朝廷から退出した時、帝は寇準の後姿を見送つた。(すると傍からこれを見てゐた)王欽若が進み出て、「さほ

どまでに陛下が準に敬意を表せられますのは、彼が國家に功勞あると思召してのことで御座いませうか。（陛下は、彼が契丹と和議を結んだことを功勞と思召すのかも知れませんが）、敵に城下まで攻め寄せられて已むなく媾和するなどといふことは、昔春秋時代に於ては如何なる小國でも恥辱としたことで御座います。（況してそれを以て手柄などゝするのは、とんでもないことで御座います）」とけなしつけた。（帝は、まんまと此の言葉に乘せられて）すつかり悄氣てしまつたのであつた。又欽若は、折ある毎に帝に向つて、「（かの博奕を打つ者が、連敗した揚句に、財布の底をはたいて有金殘らずさらけ出し、最後の運試しをすることを孤注と申します。若しこれに負ければ、とんだ憂目を見なくてはならぬ危い藝當で御座います）。ところが寇準は、あの澶州の戰に於て、陛下をこの孤注と致しました。實に危險千萬な事でありました」と焚きつけた。これから段々と、帝の寇準を待遇することが薄らぎ、遂には宰相を罷めさせてしまつた。

語釋　命ニ朝士一出知ニ諸州一（朝臣に命令し、之を地方の諸州に分遣してその地の長官とならしめた。これ其他の軍事を掌り、契丹征伐に備へんが爲である。張齊賢・丁謂等數人がそれであつた。）○不レ責ニ汝浪戰一（浪はミダリと訓み、ムヤミニ又は、無謀にの意。むやみに戰爭せよと責めはせぬ。）○有レ福（福は福分とか福相とかの意。風采の福々しく成功の人相あるをいふ。唐の李勣は將相を選ぶ時、必ずこの福相ある人を採つたといふ。その故事に倣つたのである。）○天雄軍（魏博節度使の軍名。河北三鎭の一である。）○束レ手（束手は袖手と同じく、手をしまつて置くことで、何の手出しもせぬをいふ。）○修レ齋（精進潔齋すること。或はいふ。齋會を修する意で、僧を招いて齋（トキ）を進め供

王旦

植三槐于庭

上表乞粮

朝廷有人

養することだと。亦通ず。）　誦レ經（佛敎の經文を讀んで祈禱すること。）　○澶淵（澶州の古名。）　○目送（後ろ姿を見送ること。こゝは人君が大臣に敬意を表する意。）　○城下之盟（敵に我が城下まで攻めよせられて、否應なしに不利な條件で和を結ぶこと。左傳宣公十五年に「敝邑易レ子而食、析レ骸以爨。雖レ然城下之盟、有三以レ國斃一、不レ能レ從也。去レ我三十里、唯命是聽」とあるによつても、城下の盟を以て如何に不名譽な事としたかゞ知られる。併し眞宗の場合は、河を渡り契丹を追うて之と盟つたので、固より城下之盟といふべきではない。たゞ王欽若が、うまくこぢつけて帝を載せたのである。）　○愀然（セウゼン。顏色を變じてシホれること。）　○孤注（賭博に於て勝負することを注といふ。最後の運命を賭けて一か八かの勝負するを孤注といふ。一六勝負。）

以二王旦一同平章事。旦王祐之子也。太祖嘗遣レ祐按レ事。謂祐還與二王溥官職一。祐不レ徇二太祖意一。竟不二大用一。祐曰、祐不レ做、兒子二郎必做。植二三槐于庭一曰、吾後世必有下爲二三公一者上。至レ是旦果爲レ相。深沈有二德望一。能斷二大事一。上心深屬レ之。趙德明、嘗以二民饑一、上レ表乞レ粮。羣臣皆請レ責レ之。旦曰、臣欲レ詔二德明一云、塞上儲粮、不レ可レ與。已於二京師一積二百萬一。可三自遣二衆來取一。德明再拜受レ詔曰、朝廷有レ人。

訓讀　王旦を以て同平章事とす。旦は王祐の子なり。太祖嘗て祐を遣はし事を按ぜしむ。謂ふ、「祐還らば王溥の官職を與へん」と。祐、太祖の意に徇はず。竟に大に用ひられず。祐曰く、「祐、做

らずとも兒子二郎は必ず做らん」と。三槐を庭に植ゑて曰く、「吾が後世必ず三公と爲る者有あらん」と。是に至りて、旦、果して相と爲る。深沈にして德望有り。能く大事を斷ず。上の心深く之に屬す。趙德明、嘗て民の饑ゑたるを以て、表を上りて粮を乞ふ。群臣皆之を責めんと請ふ。旦曰く、臣「德明に詔せんと欲す。云く、『塞上の儲粮は與ふべからず。已に京師に於て百萬を積む。自ら衆をして來り取らしむ可し』」と德明、再拜して詔を受けて曰く、「朝廷人有り」と。

通釋 （寇準が官を罷めた爲に）王旦を同平章事とした。王旦は王祐の子である。太祖が或る時、王祐を遣はして、（魏博の節度使符彥卿が惡事を行つてゐるといふ噂について）その眞相を調査させたことがあつた。（祐は、時に知制誥といふ役であつたが、いよ〳〵任を帶びて出發する際）、「汝が使命を全うして歸つて來たならば、王溥の官職を與へよう」と言つた。（王溥はその時、宰相であつた）。王祐は（魏州に赴いたが、符彥卿については、さつぱり）太祖の希望したやうに取調べないで、（たゞ、彥卿の家僕二人が我儘を働いてゐるといふことだけを報告した）。この爲に太祖の機嫌を損じて、遂に要職に就くことが出來なかつた。ところが祐は、（人に向つて、如何にも自信ありげに）、「俺は高官になれなくとも、伜の二郎は、將來必ず高官に爲りますよ」と語つて。そして又、三本の槐

樹を庭前に植ゑつけて、俺の子孫には、(この樹の表はすやうに)必ず三公となる者があらう」といつた。ところが果して、今度王旦が宰相となつたのである。王旦は、生れつき落付いてゐて、德行あり人望の高い人物であつた。國家に重大事件が起つた際には、それをうまく取り裁いたので、眞宗は深く彼を信賴してゐた。或時、(西平王)の趙德明が、領內の人民が、飢饉の爲に苦しんで居るからといふので、上書して粮米(百萬石)を給せられたいと願ひ出た。すると群臣達は憤つて、彼の圖々しさを責めることに致したいと請うた。(何しろ德明は、歸順を許されて景德三年に西平王に封ぜられたのであるから、人質を送つて、恩を謝せなければならぬのに、それもしないで、其の後間もなく契丹に誼を通じて其の冊命を受けて夏國王となつたやうな男である。然るに今何の顏を以つて粮を乞ふかといふわけで、群臣達が憤慨したのである)。すると王旦が言つた。「臣は、德明にかやうな詔を御下し願ひたいと存じます。卽ち、『國境の城塞に貯蓄する米穀は、與へるわけには相成らぬが、現在京師には、百萬の米穀を貯蓄致してあるから、そちらより人足を差向けて受取り參れ』と(かやうに御返事遊ばれますならば、當方の體面も保ち得て安全でも御座いませう)」と。帝は此の意見を納れてその樣に勅を下すと、德明は再拜して詔を受けて、(流石)、朝廷にはえらい人物がをられると

王欽若
請ニ封禪一
河圖洛書
以ニ神道一
設レ敎耳
九天司命
天尊

賞歎した。

語釋 按レ事（事實を取調べる。） ○不レ做（做は作の俗語。こゝはその官にならぬといふ意。） ○兒子二郎（二郎は排行である。） ○三槐（三本の槐（エンジユ）で、三公に象る。周禮に見えてゐる「三槐に面して三公位す」といふ故事から取つたので、槐は懷で、遠國の人を懷けて服從させる意から、槐樹を三公の後所に植ゑたわけである。故に三公のことを、三槐といひ、其位を槐位といふ。） ○屬レ之（屬は附ける意、心をその方へ附けるといふので其人を信頼すること。屬レ望ともいふ。） ○塞上儲粮（國境の城塞に貯藏してある米穀。） ○有レ人（立派な人物がゐる。物の分る人物がゐる。）

上既入ニ欽若之言一。數問ニ欽若一、何以刷レ恥。欽若知ニ上厭レ用レ兵、謬曰、取ニ幽薊一乃可。上令レ思ニ其次一。乃請下封禪以鎭ニ服四海一、誇中示夷狄上。又言、封禪當レ得ニ天瑞一。前代有下以ニ人力一爲上レ之。河圖洛書果有ニ此邪一。聖人以ニ神道一設レ敎耳。於レ是自ニ大中祥符一以來、數有ニ天書降一。東封ニ泰山一、西祀ニ后土於汾陰一。又有ニ趙氏祖九天司命天尊降一。天下立ニ天慶觀一。置ニ聖祖殿一。諱ニ聖祖名玄朗一。京師作ニ玉淸昭應宮一。旦不レ能レ止ニ其事一。

訓讀 上、既に欽若の言を入れて、數〻欽若に問ふ、「何を以て恥を刷はんと」。欽若、上の兵を用

ふるを厭ふを知り、謬りて曰く、「幽・薊を取らば乃ち可なり」と。上、其次を思はしむ。乃ち「封禪して以て四海を鎭服し、夷狄に誇示せん」と請ふ。又言ふ「封禪は當に天瑞を得べし。前代、人力を以て之を爲す有り、河圖洛書、果して此有らんや。聖人、神道を以て教を設けしのみ」と。是に於て、大中祥符より以來、數々天書有りて降る。東の方泰山に封じ、西のかた后土を汾陰に祀る。又、趙氏の祖九天司命天尊有りて降る。天下に天慶觀を立て、聖祖殿を置き、聖祖の名玄朗を諱み、京師に玉清昭應宮を作る。且も其事を止むる能はず。

通釋　眞宗は、すつかり王欽若の言葉を信じて、「どうしたら澶州の恥辱を拭ひ去る事が出來よう」と。(例の城下の盟がひどく氣にかゝる面持で)尋ねた。欽若は、帝が戰爭を嫌つてゐることを見拔いてゐるので、殊更に詐つて、「(それは再び出兵して契丹を伐ち)、幽州と薊州を攻め取つたら良いでせう」と答へた。(帝はまんまと果して河北地方の人民が戰禍に苦しむに忍びぬとて贊成せず)、其次の良法を考へよと言ふ。欽若「それならば、封禪して(天地山川を御祀り遊ばし)天下を治めて、四方の虜に威力を御示し遊ばすが宜しいでせう」と答へ、更に又、「元來、封禪は目出度い天のきざしが表はれて後に行ふものとされてをりますが、(しかし天瑞といふものはさういつでも得られるもので

はありません)。それで前代帝王の中には、竊に人力で之を拵へた人もあるやうで御座います。あの、河圖(伏羲の時に龍馬が圖を負つて河から出たこと)とか洛書(禹王が水を治めた時、神龜が文を負つて洛水から出たこと)とかと申すことが、果して實際有つた事でせうか。これらは所謂『聖人人道を以て教を設く』で、聖人が奇蹟に托して衆人を導く教法を設けたに過ぎません」と申し上げた。かくて、大中祥符年中より後、時々(不思議にも)天から書き物が降つて來たといふわけなのである。(何ぞ計らん、すべて帝と欽若との細工に過ぎなかつたのである。そこで天瑞有りと稱して)東方泰山に封じて天地を祀り、西方山川を汾水の北岸に祀つた。又、宋の皇室の先祖と稱する九天司命天尊が天降られたといふので、天下到る處に天慶觀といふ樓閣を造り、聖祖殿といふ殿堂を設けて之を祀り、且つ聖祖趙玄朗の名の玄朗の二字を忌み憚つて用ひないやうにした。又京師には天書を奉安する爲に玉淸昭應宮を作つた。この馬鹿げた行ひを宰相の王旦も止める事が出來なかつた。

語釋 刷レ恥(恥をすゝぐ。刷はヌグフと訓ず。拭ひ去ること。恥とは契丹に對して城下の盟を爲したことをいふ。) ○幽薊(前出。今の河北省の東北方。晋以來契丹に領せられてゐる地。) ○令レ思ニ其次ニ(第二案を考へさせる。) ○封禪(土盛りをするを封といふ。天地の神を祀る爲に土を高く盛り上げて壇を作るのである。地ならしをするを禪といふ。これも山川の神を祀る爲めに、小山を地ならし平げて祭場を作ること。前出。) ○天瑞(天から賜はる瑞兆。) ○以ニ人力ニ爲レ之(ひそかに人間の手で拵へ上げる。) ○河圖洛書(河圖は黃帝の條に見えた。上卷一六頁參照。洛書とは、禹王が大洪水を治めた時、神龜が背に文字を負うてゐた。それには九つの數があつた。禹王はそれによつて九

李沆讀₂論語₁
節ㇾ用愛ㇾ人使ㇾ民以ㇾ時
當ㇾ使ㇾ知₂疾苦₁
李文靖眞聖人

時を作つたといふ。九時は九法に同じ。）　○聖人以₂神道₁爲ㇾ教（易の觀の卦の彖傳の語で、「觀₂天之神道₁而四時不ㇾ忒（タガハズ）。聖人以₂神道₁設ㇾ教。而天下服矣。」とある。天道は靈妙、神の如くであるから神道といふ。四時の次第に行はれて萬古その序次を易へざること、これ神道妙用の證である。故に聖人は天に繼いで、この萬古不易の神道を以て民を敎ふるに、天下服せずといふことなしとの意。然るに王欽若は其意をこぢつけて帝を欺いたのである。）　○趙氏祖九天司命天尊（初、汀州の人王捷が、「南康に於て道人に遇うたところ、姓は趙氏といひ、授けるに小環神劒を以てした。是れぞ宋朝の御先祖卽ち聖祖である」と云つた。すると宦者の劉承珪が其事を天子に奏聞したので、帝はこの聖祖を尊號して、聖祖上靈高道九大命保生天尊大帝と稱した。）　○天書（僞つて書を作り、之を天より降つたと言ひ觸らして、天書と呼んだのである。）　○后土（地の神。皇天に言ふ。）　○汾陰（今、山西省榮河縣にあり。）

○上在位二十六年。自₂元年呂端罷₁後、張齊賢・李沆・呂蒙正・向敏中・畢士安・寇準・王旦相繼爲ㇾ相。惟旦居ㇾ位十一年。當₂李沆爲ㇾ相時₁、旦甫參政。沆喜讀₂論語₁。嘗曰、爲₂宰相₁、如₂論語中、節ㇾ用而愛ㇾ人、使ㇾ民以ㇾ時兩句₁、尙不ㇾ能ㇾ行。聖人之言、終身誦ㇾ之可也。沆日取₂四方水旱盜賊₁奏ㇾ之。旦謂細事、不ㇾ足ㇾ煩₂上聽₁。沆曰、人主少年、當ㇾ使ㇾ知₂人間疾苦₁。不ㇾ然、血氣方剛、不ㇾ留₂意聲色犬馬₁、則土木甲兵禱祠之事作矣。吾老不ㇾ及ㇾ見。此參政他日之憂也。及₂太中祥符₁、封禪祠祀土木並興。旦乃歎曰、李文靖眞聖人也。

【訓讀】上、在位二十六年。元年呂端罷められてより後、張齊賢・李沆・呂蒙正・向敏中・畢士安・寇準・王旦、相繼いで相と爲る。惟り旦、位に居ること十一年。李沆の相たりし時に當りて、旦、甫めて參政たり。沆、喜んで論語を讀む。嘗て曰く、「宰相と爲りて、論語中の『用を節して人を愛し、民を使ふに時を以てす』といふ兩句の如き、尙行ふ能はず。聖人の言は、終身之を誦して可なり」と。沆、日々に四方の水旱盜賊を取つて之を奏す。旦謂ふ、「細事なり、上聽を煩すに足らず」。沆曰く、「人主少年なり、當に人間の疾苦を知らしむべし。然らざれば、血氣方に剛なり、意を聲色犬馬に留めずんば、則ち土木・甲兵・禱祠の事作らん。吾老いたり、見るに及ばじ。此れ參政他日の憂ならん」と。大中祥符に及んで、封禪・祠祀・土木竝び興る。旦、乃ち歎じて曰く、「李文端は眞の聖人なり」と。

【通釋】眞宗は在位二十六年間であつた。卽位の元年に呂端が宰相を罷められてから後、張齊賢・李沆・呂蒙正・向敏中・畢士安・寇準・王旦が相繼いで宰相となつた。其中で、王旦のみは宰相の位に居ること十一年の長きに亙つた。李沆が宰相當時、王旦は漸く參政となつて居た。李沆は論語の愛讀者であつたが、或時、「宰相として天下の政事を行つてみると、論語中の『用を節して人を愛し、民を使

ふに時を以てす』との僅か二句でさへも、なか〳〵實行がむづかしい。聖人の教へは終身諳誦してゐてもよいと思ふ」と言つた。李沆は、毎日四方から報道してよこす水害や旱魃の災や盜賊の害などを一々帝に奏上した。これについて王旦が、「かゝる小事はわざ〳〵陛下の御耳を煩はすまでもない事でせう」といふと、李沆は、「いやいや、陛下はまだ御年若だから、此の時分から人民の苦痛といふものを御知らせ申上げて置かねばならぬ。さもないと、血氣盛となつて(何でもかでも自分の意志を押通さうとする壯年時代に御はいりになつた時に)、音樂や女色に耽溺遊ばしたり、或は(遊獵を好んで)良犬駿馬に御心を奪はれることになるか、さなくば、無用の土木を起すとか、無暗に戰爭をするとか、大がゝりな祈禱をするとかいふことを盛んに遊ばすやうになるであらう。(もしさうなつても)俺はもはや年老いてゐるから、それを見ないうちに死んでしまふだらうが、參政(旦を指す)にとつては、後日心配の種となるであらう」と言つた。太中祥符に及んで、果して(彼れの豫言通り)封禪や祠祀や土木の事などが一緒に行はれるやうになつたから、旦はしみ〴〵歎息して「李文靖は全く聖人であつた」と曰つた。

語釋　李沆(字は太初、太原の人。太宗の時進士に登り、右補闕知制誥となり、眞宗の朝に、宰相となつた。性質直諒謹嚴で、聲譽を求めず、閑居の日と雖も危坐して體容を崩さなかつた。帝一夕、使を遣はし、詔書を持參させて、劉美人を貴妃となさうとした。沆卽ち燭

王旦悒悒不レ樂

削レ髮披レ緇以斂

張詠

を引き沼を焚き、「臣以て不可となす」と復命させた。帝嘗て、沆が密奏せぬので、「人皆密啓あるのに卿獨り密奏なきは何故か」と問うた。沆、曰ふには、「臣は公事は之を公言しますから密奏の要は有りません。人臣となつて密啓する者は讒に非ざれば佞であります。臣は常に之を惡んでをります」と卒して文靖と諡され、大尉中書令を贈られた。）　○節レ用而愛レ人云々（論語學而篇の語。「子曰道二千乘之國一、敬レ事而信。節レ用愛レ人、使レ民以レ時」とある。人君たる者は入費を節約して、重税を民に課せぬやうにして人民を愛養し、人民を夫役に使ふにも、耕作時の妨げにならぬやうにしたならば、能く國家を治めることが出來ようとの意。）　○水旱（水害と旱害。）　○血氣方剛（血氣盛になつて氣が強い。）　○聲色（音樂女色。）　○犬馬（遊獵用の乘馬と獵犬。）　○甲兵（戰爭の意。）

每レ有二大禮一、旦輒以二首相一奉二天書一以行、常悒悒不レ樂。欲レ去則上遇レ之厚。及レ薨二于位一、遺令削レ髮披レ緇以斂。議者謂、旦得レ君而不レ能二以レ正自終一。或比二之馮道一云。張詠嘗言、吾榜中得レ人最多。謹重有二德望一、無レ如二李文靖一。深沉才德、鎭二服天下一、無レ如二王公一。面折廷爭、素有二風采一、無レ如二寇公一。當二方面之寄一、則詠不二敢辭一。

【訓讀】大禮有る每に、旦、輒ち首相なるを以て天書を奉じて以て行く。常に悒悒として樂まず。去らんと欲すれば、則ち上之を遇すること厚し。位に薨ずるに及んで遺令すらく、「髮を削り緇を披せて以て斂せよ」と。議者謂ふ、「旦、君を得たれども、正を以て自ら終る能はざりき」と。或は之を馮道

に比すといふ。張詠嘗て言ふ、「吾が榜中人を得ること最も多し。謹重にして德望あるは、李文靖に如くは無く、深沈才德ありて天下を鎭め服するは、王公に如くは無く、面折廷爭して素より風采有るは、寇公に如くは無し。方面の寄に當りては、則ち詠、敢て辭せず」と。

通釋　國家に大禮ある每に、王旦は首座の大臣であるから（仕方なしに）天書を捧げて儀式を執行したものゝ、（では天子を輔佐する責任を果し得ない事を內心恥ぢて）、いつも欝々として樂まなかつた。それかといつて宰相の地位を去らうとすれば、帝の好遇を（思ひ切つて振捨てる譯にも行かず）、かくて遂に在職中に薨じたのであつたが、その薨ずるに臨んで、「（俺が死んだら）髮を削り墨染の衣を着けて、僧形にして葬つて呉れ」と遺言した。（これは、生前思ひ切つて帝を諫め得なかつたことを後悔してのことであつた）。世人、王旦を評して、「旦は陛下の御信任は得たが、（天書の詐誕を知つてゐても諫めもせず）、正道を以て終を全うすることが出來なかつた」と言つた。又或る論者は、王旦を（後唐の大臣）馮道に比して、彼に節操のないことを非難した。併し張詠の如きは、嘗て、「俺と同年の進士及第者中には、立派な人物が非常に多いが、先づ謹愼重厚で、而も德あり人望ある點では、李文靖には及ぶ者がない。又、落付きがあつて、而も才有り德有り、天下を治め服させる手腕を持つ

て居る點では、王旦に及ぶ者がない。又、君の面前で其の非を挫き、堂々と朝廷で諫爭し得て、高尙な風采を有する點で、寇準に及ぶ者がない。もしそれ一方面の鎭撫防禦を委任せられることは、自分が、多少自信があるから）決して辭せない」と曰つた。

語釋 大禮（禪祭祀事を指す。）○悒々（心の鬱々として晴れないこと。うれふるさま。）○遺令（命令をのこす。即ち遺言する。）○披レ緇（緇は黑衣。僧侶の服。緇徒・緇流など皆僧侶の事をいふ。披は着る。）○斂（ヲサムと訓ず。こゝは入棺する。）○以レ正自終（正道を踏んで終を全うする。）○馮道（字は可道。瀛州景城の人。五代の唐・晉・漢・周の四代に仕へて宰相となつた人。世その節操なきを譏る。周の世宗の世に卒した。委しくは五代の條に見えた。）○吾榜中（自分と一緒の名札に、進士及第の名を列ねた者。）○面折廷爭（君の面前にて君の非を詰り、朝廷にて君の非違を諫爭すること。剛直の臣を形容していふ。）○方面之寄（一方面を鎭撫せよとの委任。寄はヨセで信じたよつて委任すること。寄託。）

當二旦之世一、王欽若已相。欽若罷、寇準再入相。參政丁謂、事レ準甚謹。嘗會食、羹汚二準鬚一。謂起拂レ之。準笑曰、參政國大臣。乃爲二官長一拂レ鬚邪。謂甚愧恨。準罷。李迪・丁謂爲レ相。準遠貶。迪罷。謂獨相。時上已有レ疾、昏眩。如二準罷貶一、皆謂白二中宮一行レ之。上不レ知矣。尋崩。年五十五。在レ位改元者五。曰二咸平・景德一、曰二大

中祥符。曰天禧・乾興。太子立。是爲仁宗皇帝。

訓讀 旦の世に當つて、王欽若已に相たり。欽若罷められ、寇準再び入りて相たり。參政丁謂、準に事へて甚だ謹む。嘗て會食せしとき、美準の鬚を汚す。謂、起つて之を拂ふ。準、笑うて曰く、「參政は國の大臣なり、乃ち官長の爲に鬚を拂はんや」。謂甚だ愧恨す。準罷められ、李迪・丁謂、相と爲る。準、遠く貶せられ、迪罷められ、謂獨り相たり。時に上已に疾有り、昏眩す。準の罷め貶せられし如き、皆謂、中宮に白して之を行ひ、上は知らざるなり。尋いで崩ず。年五十五。位に在りて改元する者五。咸平・景德と曰ひ、大中祥符と曰ひ、天禧・乾興といふ。太子立つ。是を仁宗皇帝となす。

通釋 王旦の宰相時代に、王欽若も相となつた。欽若が罷められて、寇準が再び入つて宰相となつた。參政の丁謂は、（準の推薦によつて出世したので、之を恩に感じて）甚だ氣をつかつて準に事へてゐた。或時、丁謂が準と會食した時、肉汁が準の鬚に附いて鬚が汚れた。すると丁謂わざ〳〵起つて行つて、之を拭つてやつた。準は笑つて、「參政は國家の大臣であるのに、長官の爲めに鬚まで

仁宗皇帝晝夜啼不レ止

赤脚大仙一笑

拂ふのか」と。（その卑屈な態度を戒めた）謂は、この言葉に恥ぢ入り、又、ひどく恨んだ。準が宰相を罷められると、李迪と丁謂の二人が宰相となつた。準は遠く（雷州の司戸に）貶せられ、（後道州司馬に移された）。李迪が宰相を罷めて後は、丁謂の獨り舞臺となつた。此の頃になり、眞宗は病氣の爲に目が昏み眩がして、政事を聽くことが出來なくなつた。（そこで中宮の劉后が政務を決した）。準が宰相を罷めさせられたのも、遠く貶されたのも、皆丁謂が中宮に申してやつた事で、帝はさつぱり知らなかつたのである。やがて帝は崩じた。時に五十五歳であつた。在位中改元されること五回で、咸平・景德・大中祥符・天禧・乾興がそれである。次いで太子が即位した。是が仁宗皇帝である。

【語釋】 羹（あつもの。肉の吸物。）○拂レ鬚（諂に人に諂ふことを、お鬚の塵を拂ふといふのは、これが出處である。）○昏眩（目がくらんで、めまひのすること。）○中宮（皇后に同じ。こゝは皇后劉氏を指す。）

仁宗皇帝名禎。母李氏。章獻明肅劉皇后子レ之。眞宗得二皇子一已晚。始生晝夜啼不レ止。有二道人一。言能止二兒啼一。召入。則曰、莫レ叫莫レ叫。何似二當初莫一レ笑。帝即止。蓋謂三眞宗嘗籲二上帝一祈二嗣。問二羣仙一、誰當レ往者、皆不レ應。獨赤脚大仙一笑。

劉太后垂簾

遂命降爲眞宗子。在宮中好赤脚其驗也。自昇王爲太子、年十三卽位。劉太后垂簾同聽政。

訓讀 仁宗皇帝、名は禎。母は李氏。章獻明肅劉皇后、之を子とす。眞宗、皇子を得ること已に晩し。始め生れて晝夜啼いて止まず。道人あり。言ふ、「能く兒の啼くを止めん」と。召し入る。則ち曰く、「叫ぶ莫れ、叫ぶ莫れ。何ぞ當初の笑ふ莫きに似かん」と。啼くこと卽ち止む。蓋し謂ふ、眞宗嘗て上帝に籲びて嗣を祈る。羣仙に問ふ、「誰か當に往くべき者ぞ」と。皆應ぜず。獨り赤脚大仙、一笑す。遂に命じて、降つて眞宗の子と爲らしむ。宮中に在りて、赤脚を好むは、其の驗なり。昇王より太子と爲り、年十三にして位に卽く。劉太后、簾を垂れて同じく政を聽く。

通釋 仁宗皇帝は名は禎といひ、生母は李氏であるが、(眞宗の皇后の章獻明肅劉皇后が自分の子として養育した。眞宗帝は皇子を得る事が晩かつた。(この禎の生れたのは、實に眞宗の四十三歳の時である)。ところで此の禎は、生れてから晝夜啼き通しで、ちつとも啼き止まない。時に一人の神仙の道を奉ずる道士が有つて、「俺が其の子の啼くのを止めて見よう」と言つたので、すぐさま其の

道士を宮中に呼び入れた。すると道士は、啼き叫ぶ兒に向つて、「啼くな〳〵。そんなに啼く位なら、初めに笑はなければ宜かつたのぢや」と曰ふと、すぐに、ぴたりと啼き止んだのであつた。これは何故かといふに、或る道士の話によると、眞宗が或時天帝に、世嗣を與へられんことを祈つた。そこで天帝は、多くの仙人達に、「誰か下界に下（つて、宋室の世嗣にな）らうと思ふ者はないか」と問うたが、誰も應へる者も無かつた。其の時唯一人、素足の丈の高い仙人が、カラカラと笑つて（承諾の意を表したので）、天帝はその仙人に命じて、下界に下つて眞宗の子に生れ替らせた。禎が宮中に在りながら、素足を好んで、（股引や足袋を穿くことを嫌つた）のはその證據である。（だから啼くのを止める時、あんなことを言つたのだ）といふことであつた。（どうも荒誕極まる話だが、當時は無暗に祥瑞を尙んだ時であつたので、神仙に託してかやうな附會の言が行はれたのである）。禎は昇王から太子となり、十三歲で帝位に卽いた。（眞宗の病氣中、代つて政事を執つてゐた）劉太后は（引續き）簾を垂れて、陰にゐて（新帝とゝもに）政事を執つた。

語釋　章獻明肅劉皇后（眞宗の皇后で、姓は劉氏。章獻明肅の四字は諡である。これまでは皇后の諡はすべて二字であつたが、此の時になつて始めて四字とされた。）　○道人（道士。神仙の道を奉ずる人。）　何似ニ當初莫ヒ笑（はじめに笑はぬ方がよかつた。笑つたからこゝに生れて來たのである。今更仕方がない。あきらめて啼き止むがよいといふの意。似は如と同じくシクと訓じ、何似は「ナンゾ……シカン」と讀む。）　○籲（音はユ。訓はヨブ呼ぶこと。天帝に

丁謂用事

草準責詞

當拔眼中丁

向つて呼びかけたのである。）　○赤脚（すあし。足に何も穿かず、露出すること。赤は赤裸・赤貧の赤で、無の意。）　○垂簾（みすの中で政事を執るといふので、天子が幼少の時、皇后が之に代つた。併し表面に立たず、内部で政治を聴く意。）

丁謂用事。竄寇準爲雷州司戸。參政王曾密奏。謂包藏禍心、擅移皇堂於絶地。遂罷謂、貶至崖州司戸。謂初命學士草準責詞、令用春秋無將・漢法不道、爲證事。及謂竄、學士乃用其語。人快之。方逐準時、京師語曰、欲得天下寧、當拔眼中丁、欲得天下好、莫如召寇老。然準竟不及北還而卒。

【訓讀】丁謂、事を用ふ。寇準を竄して雷州の司戸と爲す。參政王曾、密に奏す。「謂、禍心を包藏して、擅に皇堂を絶地に移す」と。遂に謂を罷め、貶して崖州の司戸に至らしむ。謂、初め學士に命じて、準の責詞を草せしめ、春秋無將・漢法不道を用ひて證事と爲さしむ。謂の竄せらるゝに及んで、學士乃ち其の語を用ふ。人之を快とす。準を逐ふ時に方り、京師語りて曰く、「天下の寧きを得んと欲せば、當に眼中の丁を拔くべく、天下の好みを得んと欲せば、寇老を召すに如くは莫

し」と。然れども、準、竟に北に還るに及ばずして卒す。

通釋 丁謂は宰相となつて横暴を逞しうし、寇準を流して雷州の司戶とした。然るに參政の王曾といふ者が、內々上奏して、「丁謂は（畏れ多くも）帝室に對し奉つて謀叛心を抱いて居ります。彼は眞宗陛下の御陵（の選定地）を勝手に（變更して）、御墳穴を水分多くして土氣の絕えた處に移し參らさうとしました。（幸にして、土地が惡いために工事が難澁を極めたので、中止しましたが、誠に朝家に對して不都合至極の者で御座います」と言つたので、丁謂は宰相を免ぜられて、崖州の司戶に貶せられた。これより以前、丁謂は學士（宋授）に命じて、寇準の罪責を起草させた。その文中に寇準の大逆無道を言ふに、春秋にある無將といふ語と、漢代の掟とされた不道といふ語とを採つて例證とさせた。（無將といふのは、春秋の莊公三十二年の公羊傳に「君親無レ將、將而必誅焉。」とあるを指す。將とは將さに叛亂せんとするを言ふので、君と親とに對して亂を爲さうといふ心だけあつても、事の實現を待たずして誅せられるといふ意味である。又、不道とは、漢代に於ては、不忠の臣、不孝の子をば、不道といふ名義をつけ、最大の罪惡を犯した者として誅殺したことをいふ。丁謂は、この無將不道の二語を以て寇準の罪責に當てたのである。今や、丁謂自身が罪を受けて崖州に逐ひ遣られる

時に際して、學士宋授は今ぞとばかりに、罪責の詞に此の語を用ひたので、世人は非常に之を痛快がつた。初め丁謂が寇準を逐ひ出した時に、汴の都の人々の間では、「天下泰平を望むなら、眼の中の釘を拔かにやならぬ。(丁と釘とは音が同じいから、釘は暗に丁謂を指したのである)。天下好かれと望むなら、寇準老人を呼ぶがよい」といふ言葉が流行した。かくの如く、天下の人は寇準を敬慕したが、準は遂に此方(都)に還る事にならない中に、(雷州で)卒してしまつた。

語釋　用レ事(權力をふるつて我儘勝手をする。)　○雷州(今の廣東省海康縣。)　○包ニ藏禍心一(内心に惡企みを抱く。)　○山陵(天子の墓を、秦では長山といひ、漢では陵といつたので、後世は通じて山陵といふ。)　○擅移ニ皇堂於絶地一(時に丁謂が山陵使となつてゐたから、山陵都尉の雷允恭に命じて、勝手に眞宗の山陵の選定地を變更して、更に上方の山上に移さうとした。然るに水石が多くて、工事が出來なかつた爲めに中止したのである。皇堂は、天子の墓穴。絶地は、水と石とが多くて土氣(つちけ)のない處。地脈の斷絶した地。かゝる地は、子孫斷絶を意味するから、その家にとつて不吉とされてゐる。)　○崖州(今の廣東省崖州。)　○責詞(罪科を責める書狀。官より下げ渡すものである。)　○春秋無將・漢法不道(詳細は通釋を見られたい。要するに、往古より君父に對する罪は極めて重いものとされてゐるといふ例證として、之を引き、以て寇準も亦この大逆罪に相當するとしたのである。)　○證事(引證の故事。例證。)　○學士用ニ其語一(學士宋授は、丁謂の罪を責める語として「無將之戒、舊典甚明。不道之辜(ツミ)、常刑無レ赦」と言つたといふ。)　○欲レ得ニ天下寧一、當レ拔ニ眼中丁一(眼中の釘を拔くといふ語は古くから行はれた諺で、眼前の邪魔物を取り去る意である。然るに今、釘を丁謂の丁に通はして、丁謂を除けと暗示したのである。釘と、丁とは同韻である。)　○欲レ得ニ天下好一、莫レ如レ召ニ寇老一(寇老は寇準老人。これも、好と老とが同韻であるから口調がよい。蓋し當時流行語であつたのであらう。)　○北還(北方、汴の都へ還ること。汴は寇準のゐた雷州から北に當るが故にいふ。)

王曾爲レ相、王欽若再相。欽若卒。張知白相。知白卒。張士遜相。士遜罷、呂夷

狀元三場喫著不盡

怨使誰當

簡相。惟王曾自天聖初居相位。至是七年而罷。曾初擧進士。青州發解・禮部・廷試、皆第一。人曰、狀元三場、喫著不盡。曾曰、曾平生之志、不在溫飽。眞宗末、正色立朝。朝廷賴以爲重。作相日、所進退士、莫有知者。或問其故。曾曰、恩欲歸己、怨使誰當。

訓讀 王曾、相と爲り、王欽若再び相たり。欽若卒す。張知白相たり。知白卒す。張士遜相たり。士遜罷められ、呂夷簡、相たり。惟、王曾、天聖の初より相位に居る。是に至りて七年にして罷めらる。曾、初め進士に擧げらる。青州の發解・禮部・廷試、皆第一なり。人曰く、「狀元三場、喫著して盡きず」と。曾が曰く、「曾が平生の志、溫飽に在らず」と。眞宗の末、色を正しくして朝に立つ。朝廷、賴りて以て重きを爲す。相と作るの日、進退する所の士、知る者ある莫し。或ひと其の故を問ふ。曾曰く、「恩を己に歸せんと欲せば、怨は誰をして當らしめん」と。

通釋 (仁宗卽位の年に)王曾が宰相となり、王欽若も亦再び入つて宰相となつた。王欽若が死んで後、張知白が宰相となり、知白が死ぬと張士遜が入つて宰相となつた。この士遜が罷められた後は、

呂夷簡が宰相となつた。(かやうに他の宰相はしきりに代つたが)、獨り王曾だけは、(仁宗の卽位の初め、卽ち天聖年中から宰相となつて、以後七年間その地位に居たが、是の時になつて罷められたのである。王曾は、初め進士に擧げられた時、先づ鄕里靑州(山東省)の選拔試驗にも、都の禮部省で行はれる會試にも、更に第三回目の、天子直接に試驗する廷試にも、すべて第一席で及第した。そこで或る人が、「王曾は、(鄕貢・禮部・廷試の)三試驗とも第一席を占めたから、(あの成績では素晴らしい俸祿にありついて)、一生、生活には困るまい」と曰ふと、それを聞いた王曾は、「俺の平素の志は、(たゞ〳〵天下を太平に致すことにあるのであつて)、さやうな暖衣飽食の富貴を目的としてゐるのではない」と言つた。(かやうにしつかりした人物であつたら)眞宗の末年(卽ち國を擧げて、奇瑞とか祭祀とかに、逆せあがつてゐる時にも)、彼は顏色を正しくし、儼然として朝廷に立ち、(宰相丁謂の專政に對抗した)。朝廷は、全く彼のお陰で、其の面目を保つことが出來たのである。仁宗の世になつて曾が宰相となつてからは、官を上げられた者も、それが曾の計らひである事を知る者がなかつた。或る人が(なぜ、自分の取計らひで昇進させてやつたのだぞといふことを、本人に知らせないかと)其の理由を尋ねると、王曾は、「(人を進めた)恩を自分に取つて、(自分ばかりがいゝ子にならうとすれ

ば）、（人を退けた）怨は誰に押しつけようか、（自然陛下が御一人でそれを背負はれなければなるまい。かくの如きは實に不臣の至りである）」と答へた。

語釋　王曾（字は孝先、幼少より穎悟にして文を善くした。眞宗の咸平中に進士に及第し、中書侍郎・中書門下・平章事などに累進し、沂國公に封ぜられた。卒して文正と諡された。）○天聖（仁宗の年號。）○青州發解（青州は王曾の郷里、今山東省に屬する。その郷里の學校で、都へ送るべき者を選拔する試驗を發解といふ。解とは、上に申上げる意。之に及第したものを郷貢と云つた。）○禮部（南省即ち尙書省である。此處で郷貢の士に試驗するを、會試又は省試といふ。）○殿試（天子自ら、會試の及第者に行ふ試驗。殿試とも言つた。）○狀元（狀は札。元はカシラ。第一番の意。試驗及第者の姓名を札に書いて揭示するに、第一に置かれること。即ち及第第一席のことである。）○三場（郷試・會試・廷試の三試驗。）○喫著不レ盡（喫は飯を食ふ事、著は着物を著ること、不盡とは、食ひ盡されず。着盡されない意。生活に困らぬこと。衣食に窮せぬ意。）○溫飽（溫は、溫い着物を著ること、飽はタラフク食ふこと。衣食の充分なこと。）○正レ色（溫衣飽食顏色を正しくする、即ち態度の嚴肅なこと。）○賴以爲レ重（もたれたのんで力にする。）○作レ相日（宰相となつてゐる間。始めて宰相に任ぜられた當日といふ意味ではない。作は爲と同じ。）○進退（字義は、官を上げることゝ下げることであるが、此處では退い方は輕い。）○恩欲レ歸レ己（官位昇進を自分の恩に著せて、自分一人が有難がられようと思ふこと。）

○交趾、黎桓、景德中卒。子龍廷、殺其兄龍鉞、而自立來貢。賜名至忠。大中祥符間、至忠卒。子幼。弟爭立。大校李公蘊、遂殺之而自立。至是公蘊卒。子德政立、來告喪。封交趾郡王。○契丹主隆緒殂。號聖宗。子宗眞立。○西夏、趙德明卒。子元昊立。

訓讀 ○交趾の黎桓、景德中に卒す。子龍廷、其の兄龍鉞を殺して自立し、來貢す。名を全忠と賜ふ。大中祥符の間、全忠卒す。子幼なり。弟、立つを爭ふ。大校李公蘊、遂に之を殺して自立す。是に至りて公蘊卒す。子、德政立ち、來りて喪を告ぐ。交趾郡王に封ぜらる。○契丹主隆緒、殂す。聖宗と號す。子、宗眞立つ。○西夏の趙德明卒す。子、元昊立つ。

通釋 (文意明かであるから省略する)。

語釋 全忠(全は至の誤である。「全忠卒」とあるのは、李公蘊が至忠を殺したのである。)

上母李氏　太后崩

○劉太后、以上爲己子。而上、母李氏、默默處先朝嬪御中、未嘗自異。人亦畏后不敢言。疾革。乃進位宸妃而薨。宰相呂夷簡奏太后、宜備禮以葬。曰、他日、莫道夷簡不曾說來。宸妃卒。踰一年太后崩。稱制十一年。上始親政。

訓讀 ○劉太后、上を以て己の子と爲す。而して上の母李氏、默默として先朝の嬪御の中に處りて、未だ嘗つて自ら異にせず。人亦后を畏れて敢て言はず。疾革る。乃ち位を宸妃に進めて薨ず。宰相呂夷簡、太后に奏す。宜しく禮を備へて以て葬るべし。曰く、「他日、夷簡曾て說き來らずと道ふな

かれ」と。宸妃卒す。一年を踰えて太后崩ず。制を稱すること十一年なり。上、始めて政を親らす。

通釋 劉太后は、仁宗を自分の子として養育したのであつたが、實際生みの母たる李氏は、默々として（一言の不平も言はず）、先帝眞宗の女官中に交つて、（決して、天子の生みの母であるといふやうな）特別な態度は取らなかつた。他の人々も、劉太后の威勢を畏れて、强ひて（帝は劉太后の實子ではないといふことを）口に出す者もなかつた。然るにこの度、李氏の病が危篤に陷つたので、そこではじめて位を進めて宸妃とし、間もなく薨去した。（劉太后は、自分が帝の實母でないことが明らかになるのを厭ふ爲に、李氏を單に宮女の格式で葬らうとしたのであつたが）、宰相の呂夷簡が、太后に、相當の禮を以て葬られねばならぬ旨を奏上し、更に、「御思召に從つて、天子の御生母を一宮女の禮を以て葬りましたならば、後必ず不敬の罪を受ける者が出ませうが）、其の時になつて、夷簡が別に何とも申出て來なかつたから、かやうなことになつたのだなどと仰せ遊ばされませぬやうに」と、釘をさした。これには劉太后も返答に窮してしまひ、遂に命じて厚く葬らせた。宸妃が薨じてから一年を經て、太后も亦崩じた。太后は、十一年間も簾を垂れて天下に命令したのであつたが、こゝに至つて帝

權在夷簡

廢郭后

は始めて自ら政を執るやうになつた。

【語釋】先朝嬪御（先朝は眞宗をいふ。嬪御は女官のこと。天子には九嬪・九御あつて、皆帝側に奉仕するのである。）〇未嘗自異（未だ一度も、他人に對して、自分が一段と身分の高いやうな樣子を見せぬ。）〇不敢言（帝が劉太后の實子でないことを言はぬ。）〇疾革（病氣が危篤となる。革は本當はスヽムと訓じて病勢の進んで危篤に陷ることをいふのであるが、今多くアラタマルと讀んでゐるから、姑くそれに從つておく。）〇宸妃（女官の官名。）〇不曾說來（李氏を葬ることについて、別に何とも言つて來なかつたといふ意。）〇稱制（制は天子の命令、卽ち詔勅。命令を天下に下して萬民を統べること。）

先是呂夷簡・張士遜並相。夷簡罷、李迪相。而士遜爲首相。無所發明而罷。夷簡復相。迪罷。王曾復相。而權在夷簡。夷簡之初罷也、以郭皇后之言。及復入、而后有尙美人爭寵之隙。遂廢郭后。夷簡有力焉。臺諫孔道輔・范仲淹爭不得而出。

【訓讀】是より先、呂夷簡・張士遜並に相たり。夷簡罷められ、李迪、相たり。而して士遜、首相たり。發明する所無くして罷めらる。夷簡、復た相たり。迪罷む。王曾、復た相たり。而して權は夷簡に在り。夷簡の初め罷められしは、郭皇后の言を以てす。復た入るに及びて、后、尙美人の寵を爭ふの

隙有り。遂に郭后を廢す。夷簡、力有り。臺諫孔道輔・范仲淹、爭へども得ずして出づ。

通釋 前略。夷簡が最初宰相を罷められたのは、郭皇后の言に因つてゞあつた。（だから彼は、深く皇后を怨んでゐた）。ところが、今度又宰相となつた時に、偶々皇后が女官の尙美人と帝前で寵を爭うて、一過失を仕出來した。（といふのは、尙美人が帝の寵を得てゐる爲に、以前から屢々ごたごたが有つたが、或る日のこと、尙美人が帝前に於て皇后を侮辱したので、皇后は嚇と怒つて、いきなり尙美人の頰を打つた。ところが帝が急いで尙美人を庇つたので、再び打ち下した皇后の手が、誤つて帝の頸を打ち、おまけに引搔傷までつけてしまつた。これには帝も大に怒つて）、遂に郭皇后を廢してしまつた。（その裏面にはしきりにこれを焚きつけた夷簡が大に與つて力があつたのである。此の時、臺諫の職にゐる孔道輔と范仲淹とが、皇后廢立について強く反對したけれども、其の意見は通らないで、（孔道輔は泰州の知事に、仲淹は睦州の知事に追ひ出されてしまつた。

語釋 無レ所ニ發明一（これぞと自ら考へ出して施設する所がない。きはだつて手腕が認められない。）○郭皇后之言（劉太后が崩ずると、人々は口を揃へて太后の政事を非難したので、帝は夷簡と謀り、張耆・夏竦等は皆太后に附いたといふので之を罷めようとした。夷簡は之に同意した上、退いて郭后にこの事を告げた。ところが后は「では、夷簡だけは太后に附かなかつたといふのか」と言つたので、この爲に夷簡も亦罷めさせられたのであつた。）○尙美人（尙は姓で、美人は九嬪の下につく女官の名。）○隙（不和。仲たがひ。）○臺諫（宋時代に御史臺が諫官を兼務した。故に臺諫といつた。御史臺とは、今日の司法と警察の職掌に當る。諫官は天子に意見し、其の他國家の利害得失について論議する役。）

范仲淹議時政
歐陽修責高若訥
人間羞恥事
四賢一不肖

仲淹、還朝爲待制、知開封府。言事愈急、數議時政。夷簡訴其越職、罷知饒州。館閣余靖・尹洙爭之。皆坐貶。歐陽修責諫官高若訥、不諫、謂不知人間有羞恥事。若訥、奏其書。亦貶。蔡襄作四賢一不肖詩。四賢指仲淹・洙・靖・修、不肖指若訥也。王曾、因對斥夷簡納賂示恩。夷簡・曾並罷。王隨・陳堯佐代之。以無所建明而罷。張士遜・章得象代之。

訓讀　仲淹、朝に還りて待制となり、開封府に知たり。事を言ふ愈々急にして、數々時政を議す。夷簡、其の職を越ゆるを訴ふ。罷めて饒州に知たらしむ。館閣余靖・尹洙、之を爭ふ。皆坐して貶せらる。歐陽修、諫官高若訥の諫めざるを責め、謂ふ、「人間羞恥の事有るを知らず」と。若訥、其の書を奏す。亦貶せらる。蔡襄、四賢一不肖の詩を作る。四賢は仲淹・洙・靖・修を指し、不肖は若訥を指すなり。王曾、對に因りて夷簡が賂を納れて恩を示すを斥す。夷簡・曾並に罷めらる。王隨・陳堯佐、之に代る。建明する所無きを以て罷めらる。張士遜・章得象、之に代る。

【通釋】其の後、范仲淹は、朝廷に還つて待制となり、更に開封府の知事となつた。彼は、益々國事については思ひ切つて意見を言ひ、度々時の政事の弊害を論議した。そこで宰相の呂夷簡は、范仲淹が職務以外の事に喙を容れるのは怪しからぬと、帝に訴へたので、帝は又范仲淹の官を免じて饒州の知事とした。この時、館閣の職に在る余靖と尹洙とが、范仲淹の罪なきことを主張して爭うたので、共に連坐して、(余靖は筠州の、尹洙は郢州の、いづれも酒税の監督官に)貶せられた。又(館閣校勘の職に在る)歐陽修は、諫官の職に在る高若訥に(書を與へて、帝が范仲淹を貶するのを見ながら)それを諫めない不都合さを責めて、(仲淹は罪なくして逐はれてゐるのに、君は一言も陛下を諫めない。何の面目有つて朝廷に出入するか)。これ、人の世に恥辱といふものゝあるのを知らぬものだ、破廉恥漢だ」と申送つた。若訥は(大に怒つて)其の書の趣を帝に奏上した。その爲に歐陽修も亦(夷陵郡の令に)貶せられた。又、(館閣校勘の)蔡襄は、四賢一不肖の詩を作つて(正義を讚へ、不正を罵つた)。四賢とは、范仲淹・尹洙・余靖・歐陽修を指し、一不肖とは高若訥を指すのである。又、王曾は天子の問に對へて、呂夷簡が賄賂を貰ひ受けて、人に恩を施してゐると素破抜いた。(しかし此の言にも、間違ひがあつたりなどしたものだから)、簡も王曾もともに官を罷められてしまつた。そこで王隨と、

陳堯佐とが之に代つて宰相となつたが、別に建言して事理を明らかにするといふやうなこともしなかつたので、罷められてしまひ、張士遜と章得象とが之に代つたのであつた。

語釋 言レ事愈急（益々思ひ切つて意見を述べる。）○越レ職（自分の職分以外の事にまで口出しする。）○饒州（今江西省潯陽道鄱陽縣の地。）○館閣（館とは昭文館・史館・集賢院の三館をいひ、閣とは秘閣・龍圖・天章の諸閣をいふ。皆帝室の圖書館で、その官吏には一代の學者文人を用ひ、詔勅の起草、欽定の著作などに從事せしめたのである。その官名は種々あるが總稱して館職といひ、皆翰林院や秘書省に附屬した役目で、當時英才の登龍門とされた。）○歐陽修（字は文叔、廬陵と號す。後醉翁と號し、又六一居士と號した。唐書及び五代史を著した。唐宋八大家の一人。）○羞恥事（若訥が、諫官の職に居ながら、天子の非行を諫めないのを恥づべきこととしたのである。）○因レ對（御前で御尋ねの節。對は入對。）○斥（サスと訓む。指すこと。指摘すること。）○人間（世の中。世間。）○建明（建議開明。建議して事理を明らかにする。）

餘論 當時、人材輩出し、從つて侃々諤々の論客の多かつた中にも、范仲淹・歐陽修・蘇軾などは其の尤なるものであつた。范仲淹と歐陽修との關係は面白い。初め、范仲淹が陳州の通判から召されて司諫（諫官）に任ぜられた時、歐陽修は書を范仲淹に寄せて、仲淹が天子を諫めず、天子の期待を裏切るものであるといふことを責めた。八家文や文章軌範にある「上二范司諫一書」がそれである。然るに仲淹は其の後、本文にも見える通り、時弊を指摘して政事を通論したので、宰相呂夷簡に忤ひ、饒州に貶せられた。そこで修は、今度は大いに同情を表して、書を諫官の高若訥に寄せ、若訥が諫官の職にありながら、天子を諫めて仲淹の無實の罪を救はざるを責めて、「足下猶能以二面目一見二士大夫一、出二入

大夏皇帝

富弼

朝中稱宦官。是足下不復知人間有羞恥事爾」と極論するに至つたのである。文は八家文に「與高司諫書」として出てゐる。機會あらば一讀せられんことを勸む。

○趙元昊據有夏・銀・綏・宥・靈・鹽・會・勝・甘・涼・瓜・沙・肅州之地、居興州、阻賀蘭山、爲固、僭號大夏皇帝入寇。西邊騷然。范雍經略西夏。聞元昊將攻延州、懼、甚閉門不救。劉平戰。中官黃德和誣奏平降賊、以兵圍其家、議收其族。富弼言、平自環慶來援、姦臣不救。故敗、罵賊而死。德和誣人、冀免。坐腰斬。范雍罷。

通譯 ○趙元昊、夏・銀・綏・宥・靈・鹽・會・勝・甘・涼・瓜・沙・肅州の地を據有し、興州に居り賀蘭山を阻して固めと爲し、大夏皇帝と僭號して入寇す。西邊騷然たり。范雍、西夏を經略す。元昊の將に延州を攻めんとするを聞き、懼ること甚だしく、門を閉ぢて救はず。劉平、戰ふ。中官黃德和、平、賊に降ると誣奏し、兵を以て其の家を圍み、其の族を收めんと議す。富弼言ふ「平、環慶より來り援

ひ、姦臣救はず。故に敗れ、賊を罵りて死す。德和、人を誣ひて免れんことを冀ふなり」と。坐して腰斬せらる。范雍罷めらる。

〔通釋〕(西夏の)趙元昊が、夏・銀・綏等の十三州の地を據有して、興州に居り、賀蘭山を楯にとつて固めとし、大夏皇帝と僭號した上、宋に侵入して來た。このため、西方の國境は、上を下への大騷動をはじめた。時に范雍は、(鄜・延・環・慶四州の安撫使として)西夏の土地の經營侵略に任じてゐたが、元昊が今にも延州に攻込まうとしてゐると聞いて、すつかり震へ上つてしまひ、固く城門を閉ぢて、(諸所の城塞が危急に瀕しても、之を)救援に往かなかつた。(これに反して鄜・延二州の副總官の)劉平は、勇敢に賊と戰つた。然るに宦官の黃德和が、(己れの賊を懼れて敗走した非を掩はんが爲に)、劉平が賊に降つたと詐り奏したので、(朝廷では)平を以つて劉平の家を圍み、其一族を捕へようと評議したのであつた。その時、審弼が、曰ふには、「劉平は環慶から援軍を率ゐて(延州へ)援ひに來たが、(途中で賊軍に包圍されたのに)、姦臣范雍が門を閉ぢて之を救はなかつたものだから、平は戰に敗れて(捕虜となり)、遂に賊を罵つて死んだのである。それだのに德和は、この勇敢な劉平を讒誣して、劉平が降參したゝめに、自分も止むなく敗走したのだと體裁の好いことを言ひ)、己の罪を免れよ

韓琦上疏
小范老子
大范老子
一韓一范

うとする全く不都合至極である」と(眞相を述べ立てたので)、遂に德和は、其罪に坐して腰斬の刑に處せられ、范雍は罷められたのであつた。

語釋 趙元昊(西夏の主、趙德明の子である。父に繼いで起ち、雄毅大略があつた。繪畫を能くし、佛學に通じ、又漢と蕃との文字に通じてゐた。仁宗の代に叛く黄河の西方の地を略取し、興慶(今の甘肅省寧道の寧夏縣)に都し、大夏皇帝と自稱した。仁宗其の官爵を削り、互市を絕つた。これから後、連年宋に入寇した。後、宋と和し在位十七年慶曆八年に殂した。) ○夏銀等十三州(陝は陝西省に屬し、會は鞏昌に屬し、餘の十二州は甘肅省に屬す。) ○興州(卽ち靈州。甘肅省に屬す。元昊が之を改めた。) ○阻(楯に取ること。) ○賀蘭山(甘肅省寧夏府の南北に亙る大山脈。) ○延州(今の陝西省膚施縣。) ○中官(君側に奉侍する小官、卽ち宦官。) ○收二其族一(その一族を捕へる。) ○環慶(二州の名であるが、隣接地であるから一地方として呼ぶ。ともに甘肅省涇原道內にある。) ○誣レ人冀レ免(罪なき者を中傷して之に自分の罪をぬりつけて自ら罪を免れようとする。)

時軍興多事。張士遜無レ所レ補。諫官韓琦上疏曰、政事府豈養病坊邪。於レ是士遜致仕。夷簡復相。用二韓琦・范仲淹一爲二邊帥一。仲淹嘗兼知二延州一。夏人相戒曰、毋レ以二延州一爲レ意。小范老子、胸中自有二數萬甲兵一。不レ比二大范老子可一レ欺也。邊人爲二之語一曰、軍中有二一韓一。西賊聞レ之心膽寒。軍中有二一范一。西賊聞レ之驚破レ膽。昊之不レ得二大逞一。蓋藉二琦・仲淹之宣一レ力居レ多。

【訓讀】時に軍興りて多事なれども、張士遜補ふ所無し。諫官韓琦、上疏して曰く、「政事府は豈養病の坊ならんや」と。是に於て、士遜、致仕す。夷簡復た相たり。韓琦・范仲淹を用ひて邊帥と爲す。仲淹、嘗て兼ねて延州に知たり。夏人、相戒めて曰く、「延州を以て意と爲す毋れ。小范老子、胸中自ら數萬の甲兵有り。大范老子の欺く可きに比せざるなり」と。邊人、之が語を爲して曰く、「軍中に一韓有り。西賊、之を聞きて、心膽寒し。軍中一范有り。西賊、之を聞きて膽を驚破す」と。吳の大に逞しうするを得ざりしは、蓋し琦・仲淹の、力を宣ぶること多きに居りしに藉るなり。

【通釋】時に戰爭が起つて、國家は甚だ多忙を極めたが、宰相張士遜は、何等軍國に裨益する所がなかつた。そこで諫官の韓琦が上書して、「政府は病人の療養所では御座いません」と痛烈に其無能を非難した。そこで士遜が職を退いて、呂夷簡が復び入つて宰相となり、韓琦范仲淹を邊防の將に任じて國境を守らせた。范仲淹は、前に延州知事を兼任したこともあるので（事情に通じてをり、今度赴任すると、日夜兵を訓練し、奇策を出して賊を挫いたので）、西夏人は互に戒めて、「延州迂濶に手を出すな。（智惠者の）小范親爺（范仲淹を指す）の胸の中には、數萬の軍兵が納ひこんである。（この前のてもなく欺された）大范「親爺（范雍を指す）とは比べ物にならぬぞ」と言ひ合つた。又國境地方の人々

は、韓琦と范仲淹とが邊將に任ぜられたのを大に喜んで、「我が軍、一人の韓あれば、西夏の賊共が膽を冷す。我が軍、一人の范あれば、西夏の賊共、膽潰す」と歌つた。當時、趙元昊が宋に進出しても、大に目的を達することの出來なかつたのは、韓琦と范仲淹とが大いに骨を折つたからであつた。

語釋 無レ所レ補（役立つ所がない。）〇政事府（政事堂。政府宰相の居る處。）〇養病坊（病氣を靜養する處卽ち病院。）〇致仕（役を退いて隱居すること。）〇毋下以二延州一爲上レ意（延州を心にかけるな。延州を侵略しようと思ふな。）〇小范老子（小范老子は范仲淹、大范老子は范雍。大・小は年齢からいふ。老子は西戎の俗語で、父のこと。之を父といふのは尊稱である。又一州の知事の尊稱ともいふ。）〇軍中有二一韓一云々（これは一種の歌謠である。一韓の「韓」と、心膽寒の「寒」とは、韻をふみ、又、有一范の「范」と、驚破膽の「膽」も同韻である。）〇不レ得二大逞一（十分に志を露し遂げられぬ。）〇宣レ力（こゝは骨を折る意。）

契丹、乘三朝廷有二西夏之撓一。遣二泛使一、求下石晉所レ割、周世宗所レ取關南地上。知制誥富弼接伴。時夷簡任レ事、人莫二敢抗一。弼數侵レ之。夷簡欲下因レ事罪二弼一、以レ弼報使上。弼至、往返論難、力拒二其割一レ地。使還、再遣。而國書故爲二異同一。夷簡欲二以陷一レ弼。弼疑而啓觀。乃復回奏、面責二夷簡一、易レ書而往、增二歲賂一、銀絹各十萬。定二和議一而還。

訓讀 契丹、朝廷の西夏の撓れ有るに乘じて、泛使を遣はして、石晉の割きし所、周の世宗の取りし所の關南の地を求めしむ。知制誥富弼、接伴す。時に夷簡、事に任じ、人敢て抗する莫し。弼、數々之を侵す。夷簡、事に因りて弼を罪せんと欲し、弼を以て報使とす。弼至り、往返論難、力めて其地を割くを拒む。使して還れば再び遣る。而も國書故らに異同を爲す。夷簡、以て弼を陷れんと欲す。弼、疑ひて啓き觀る。乃ち復た回奏し、夷簡を面責し、書を易へて往き、歲賂の銀絹各々十萬を增し、和議を定めて還る。

通釋 契丹は、宋の朝廷が西夏のごた〳〵に惱んでゐる弱點に乘じて、常例以外の使者、即ち臨時の使者を遣はして、(瓦橋關以南の地は)、嘗て後晉の石敬塘から契丹に貰ひ受けた地であるのに、後周の世宗が之を奪ひ取つてしまひ、其後引續き宋の領土に加入されてゐる。(此の際改めて、この)瓦橋關以南の地を返して頂きたいと難題を申し込んだ。その接役となつたのが、知制誥の職に在る富弼であつた。當時、權力を笠に被て、我儘放題をやる呂夷簡に對して、誰一人として抗議するものが無かつたが、ひとり富弼のみは度々遠慮會釋なく之をやつつけた。このために呂夷簡は、何か事が有つたら富弼を罪しようとその機會を狙つてゐたのであつたが、(圖らずもこの契丹の事が起つたので)、

富弼を返答使として（契丹に赴かせた）。富弼は契丹に至り、繰返し〳〵論じ立てゝ、徹頭徹尾、（契丹の要求する）土地を割讓する事を拒絕した。（この强硬な態度には、契丹の主も如何ともすることが出來ず、別の案を提出した上、一先づ富弼を歸國させた）。富弼は歸國して（その妥協案を報告したので、朝廷では會議を開いて對策を練つた上、呂夷簡の命令によつて）再び富弼を契丹に遣はすことにした。（腹に一物ある呂夷簡は其時富弼に托した）國書の內容を、彼に授けた口上とは殊更に違はせた。（言ふ迄もなく）富弼を罪に陷れようとする計略であつたのだ。ところが富弼は、早くもこれは怪しいと感づいて、途中でその國書を啓いて見ると、（果してその內容は、嚮に呂夷簡から授かつた口上とは大に相違があつたので）、直ちに其處から（朝廷に）引き返して、其旨を奏上し、呂夷簡を面と向つて詰責した上、國書を取り易へて（契丹に）往き、（談判の結果）、歳每に契丹に送る銀と絹と從來より、各十萬增す事にして、和議を調へて還つた。

語釋　西夏之撓（撓は、ミダレと訓んで、擾の意。西夏のごた〳〵。）　○報使（常例以外の使。臨時の使者。舊注には、海に泛んで來た使者とあるが、取らない。）　○石晉（石敬塘の晉。司馬氏の晉と區別していふのである。）　○關南地（瓦橋關以南の地。前に出づ。）　○知制誥（中書省に屬し、詔勅や上諭文の起草を司る。神宗の元豊三年に官制を改革し、此の名を改めて中書舍人とした。）　○接伴（應接する。）　○任レ事（一人で我儘勝手に事を處理する。）　○侵（やつゝける。とつちめる。）　○報使（返答使。）　○往返論難（繰返し〳〵論議する。）　○國書故爲二異同一（異同は、異が重く同は意極

更天下弊事

夏竦杜衍

慶曆聖德詩

めて軽い緩急の緩、多少の少と同様であるので一句の意は、國書の内容を、わざと、富弼に述べさせる口上と相違させたといふこと。）　○面責（面と向って責める。）　○銀絹各十萬（眞宗の景德元年に契丹と和議を結んだ際に、絹二十萬、銀十萬を契丹に年々送ることゝした。この度更に十萬づゝ増して絹三十萬疋、銀二十萬兩としたのである。）

○呂夷簡求罷。上遂欲更天下弊事、増諫官員、命王素・歐陽修・余靖・蔡襄、供諫院職、以韓琦・范仲淹爲樞密副使、召夏竦爲樞密使。諫官論罷竦、以杜衍代之。國子直講石介喜曰、此盛德事也。乃作慶曆聖德詩。有曰、衆賢之進、如茆斯拔、大姦之去、如距斯脫。大姦指竦也。

〔訓讀〕呂夷簡罷めんことを求む。上、遂に天下の弊事を更めんと欲し、諫官の員を増し、王素・歐陽修・余靖・蔡襄に命じて、諫院の職に供せしめ、韓琦・范仲淹を以て樞密副使と爲し、夏竦を召して樞密使と爲す。諫官、論じて竦を罷め、杜衍を以て之に代ふ。國子直講石介喜んで曰く、「此れ盛德の事なり」と。乃ち慶曆聖德の詩を作る。曰へる有り、「衆賢の進むは茆の斯に拔くるが如く、大姦の去るは距の斯に脫するが如し」と。大姦は竦を指す也。

通釋 呂夷簡が宰相を罷めたいと申出たから、（帝は之を免じた）。帝此の際天下の弊害を改革しようとして、先づ諫官の人員を增して、（天下の弊害を言はせ自分の非を諫めさせようとして）、王素・歐陽修・余靖・蔡襄等に命じて、諫官の職に任じ、韓琦・范仲淹を樞密副使とし、夏竦を召して樞密使とした。すると、諫官（歐陽修、蔡襄等が）、夏竦は、陰險で臆病な人物であると痛論したので、彼を罷めさせて、杜衍を之に代らせた。（かやうに着々として廓清の實が擧がつたので）、國子直講の職に居る石介は大に喜び、かやうに「（賢人が朝廷に集るといふことは）、國家の大盛事である」と言つて、慶曆聖德詩を作つた。其の詩には、次のやうなことが歌はれてあつた。「數多の賢人が朝廷に進み出ること、さながら茅の根を引くやうである。（一つの根を引くとき、それからそれへと根が引き上るが如く、一賢人が朝に立てば、次々へと賢人が引き上げられる）。大惡人の朝廷を去ること、さながら雞の距が脫け去るやうである。（距を失くした雞のみじめな如く、地位を失つた惡人はもはや威張れない」と。大惡人とは夏竦を指したのである。

語釋 諫院（諫官の廳をいふ。その官を左司諫、右司諫と稱した。）○樞密使（宋代、軍國の機務、兵防、國境の守備、其他軍事に關する事を司る役所を樞密院といひ、其の長官を樞密使、次官を樞密副使といつた。言はゞ參謀總長、參謀次長のやうな役目）○國子直講（國子監の直講といふ職。國子監は國立大學で、直講は大學教授の如きもの。）○盛德事（極めてめでたい事。）○慶曆聖德詩（慶曆は仁宗の年號。仁宗が弊政を改革し、小人をである。）

爲ニ此怪鬼輩ニ壞事

朋黨論

遠ざけ、賢人を登庸したのを喜んで、丞相の章得象・晏殊參知政事の賈昌朝、樞密使の杜衍、樞密副使の富弼・范仲淹・韓琦、諫官の歐陽修・余靖・蔡襄・王素等十一人の德を頌賛した詩。）○如ニ茹斯拔一（茹は茅と同じで、カヤのこと。易の泰の初九に、「拔レ茅連レ茹」とある。これは、茅を一本引拔くと、一緒に何本も拔けて來るといふ意で、一人の賢人を擧げ用ひると、つゞいて何人もの賢人が用ひられることに譬へたのである。茹は茅の根の牽きつながること。）○大姦（大惡人。）○如ニ距斯脫一（距はケヅメ。横暴を極めた惡人が官職を失ふのは、威張つてゐた鷄が蹴爪を失ふと同じだ。もう人を害することに出來ないといふ意。韓愈の詩に、「或拔ニ其角一、或脫ニ其距一」とある。）

仲淹・琦、適自ニ陝西一來、道中得レ詩。仲淹、拊レ股謂レ琦曰、爲ニ此怪鬼輩一壞レ事。竦因與ニ其黨一造レ論、目ニ衍等一爲ニ黨人一。歐陽修乃作ニ朋黨論一上レ之。略曰、小人無レ朋、惟君子有レ之。小人同レ利之時、暫爲レ朋者僞也。及ニ其見レ利而爭レ先、或利盡而情疎、反相賊害。君子修レ身則同レ道而相益、事レ國則同レ心而共濟。終始如レ一。此君子之朋也。爲レ君者、但當下退ニ小人之僞朋一、進中君子之眞朋上。則天下治矣。

訓讀 仲淹・琦、適々陝西より來り、道中に詩を得たり。仲淹、股を拊つて琦に謂ひて曰く、「此の怪鬼輩の爲に事を壞られん」と。竦、因りて其黨と論を造り、衍等を目して黨人と爲す。歐陽修、乃ち朋黨論を作りて之を上る。略に曰く、「小人は朋無し、惟だ君子のみ之有り。小人の利を同じくす

るの時、暫く朋を僞す者は僞なり。其利を見るに及んで先を爭ひ、或は利盡きて情疎に、反つて相賊害す。君子身を修むれば則ち道を同じくして相益し、國に事ふれば則ち心を同じくして共に濟ふ。終始一の如し。此れ君子の朋なり。君たる者、但だ當に小人の僞朋を退けて、君子の眞朋を進むべし。則ち天下治まらん」と。

通釋 此の時丁度、(樞密副使に任ぜられたので、召還を受けた)范仲淹と韓琦とが、陝西地方から都へ上つて來たが其の道中で、石介の作つた聖德詩を讀んで、范仲淹が股を拊つて歎息し、韓琦に向つて、(何といふへまなことをしたもんだらう)。あの何をやり出すか分らぬ化物ら(夏竦)は、(こんな詩を讀めば必ず立腹して事を企むだらうから)、折角建て直された綱紀も之が爲に破壞せられるだらう」と言つた。果して夏竦は、この爲に、一味の者と結托し、論を作つて、杜衍等を目ざして、徒黨を組んで惡事を爲すものとした。そこで歐陽修は、(その辯駁)朋黨論といふ文を作り、之を帝に上つた其の大略はかうである。「小人には、(眞に志を同じうする)仲間といふものがありません。唯、(德を以て集る)君子にのみ、眞の仲間といふものが有り得るのです。(成程)小人と雖も、(目前)の利益を同じうする時には、一時的に仲間を作ることもありますが、それは僞の仲間であります。(その證

據には、一旦彼等が目前に利を見た時には、(仲間など忘れてしまつて)先を爭つて之を得ようとし、又利益が盡きると、(打つて變つて)交が疎くなり、(甚しきは)互に害し合ふやうにさへなるのであります。(だから小人には、眞の仲間がないわけであります。君子は(これと反對で)、我が身の修養に志す時には、一つの道を守つて互に助け合ひ、又國に事へる時には、一心協力して共に國家の爲盡します。(かやうに、私事公事の區別なく)、終始一貫して其の節を變へないのが君子の仲間であります。人君たる者は、宜しく小人の僞仲間を退けて、君子の眞の仲間を進め用ひらるべきであります、かやうにすれば、天下はよく治ります」と論じた。

語釋 得詩(詩は、石介の作つた慶歷聖德詩。) ○拊レ股(拊はウツと訓む。股を打つのは歎息するさま。) ○怪鬼輩(化物共。夏竦等を指す。奇怪な事を仕出來す者共といふ意味でかく言ふ。一説に怪鬼は石介を指すといふ。) ○壞レ事(整頓しかけた政事をぶちこはす) ○黨人(徒黨を組んで惡事を行ふ者。) ○朋黨論(有名な文章で、唐宋八家文に收められてある。朋黨は組或は仲間といふこと。黨派を立てること。) ○賊害(兩字とも「ソコナフ」と訓む。危害を加へること。) ○共濟(共同して事を行ふ。)

○仲俺遷リ二參政一、富弼爲ル二樞副一ト。上既ニ擢デ二仲淹等ヲ一、毎ニ二進見スル一、必ズ以テ二太平ヲ一責メレ之ヲ、開キテ二天章閣ヲ一召對シ、賜ヒレ坐ヲ、給ス二筆札ヲ一。仲淹等皆惶恐ス。退イテ列二奏ス十事ヲ一。一ニ曰ク、明ニセヨ二黜陟ヲ一。二ニ曰ク、抑ヘヨ二

僥倖。三曰、精貢擧。四曰、擇官長。五曰、均公田。六曰、厚農桑。七曰、修武備。八曰、減徭役。九曰、覃恩信。十曰、重命令。上方信向、悉用其說。惟武備、欲復府兵一說、宰相以爲不可。

訓讀 〇仲淹、參政に遷り、富弼、樞副と爲る。上、既に仲淹等を擢んで、進見する每に、必ず太平を以て之を責め、天章閣を開きて召對し、坐を賜ひ、筆札を給す。仲淹等、皆惶恐す。退いて十事を列奏す。一に曰く黜陟を明にせよ。二に曰く、僥倖を抑へよ。三に曰く、貢擧を精しくせよ。四に曰く、官長を擇べ。五に曰く、公田を均しうせよ。六に曰く、農桑を厚うせよ。七に曰く、武備を修めよ。八に曰く、徭役を減ぜよ。九に曰く、恩信を覃べよ。十に曰く、命令を重んぜよと。上、方に信向して悉く其說を用ふ。惟だ武備、府兵を復せんと欲する一說は、宰相以て不可と爲す。

通釋 仲淹は、樞密副使から參知政事に遷り、富弼が樞密副使となつた。仁宗は、かやうに范仲淹等を拔擢した上、彼等が謁見に參內する度に必ず「そち達の力で天下を太平にしなくてはならぬと責任を負はせた。帝は又、翰林院內の天章閣を開放して、(范仲淹等を)召し寄せ、下向に對へさせ、坐

席を賜ひ、筆や紙を與へて、(各自の意見を書いて出すやうに命じた)。仲淹等は皆恐れ入り、一度退席して(合議の上)十ケ條の意見を列擧して奏上した。その第一は、官吏の任免を公平にせられよ。第二は、實力なくして僥倖に出世したいとしないやうにせられよ。第三は、試驗による人物拔擢法を一層精密にせられよ。第四は、諸官省の長官たる人物を嚴選なされ。第五は、官より百姓に渡す田地は、大小のないやう均一になされ。第六は、農業養蠶の保護を手厚くせられよ。第七は、武備を嚴重にせられよ。第八は、人民の賦役を輕減せられよ。第九は、恩惠と威信とを一般に行屆かせなされ。第十は、命令はすべて、愼重にせられよといふのであつた。帝は、深く彼等を信用し、心を傾けて、彼らの意見に、從はうとしてゐる際であるから、此の進言を全部用ひた。たゞ(武備を嚴にせよといふ條項の具體的方法としての)府兵を復活することの一條は、宰相が不贊成を稱へたので採用せられなかつた。(府兵は、唐の盛時に置かれたが、後廢せられたものである)。

語釋　進見(天子が召し出して面會すること。)　○以二太平一責レ之(天下を太平にすることをその責任とさせる。)　○召對(召し出して問題を出してそれに對へさせること。)　○列奏(幾箇條も列べたて、奏上する。)　○黜陟(チュツチョク黜は退けること。陟は進めること。即ち役人に任じたり、退職させたりすること。)　○僥倖(こぼれざいはひ。)　○貢擧(貢は、地方の郡縣から、才學ある者を政府に送ること、擧は、制擧で、試驗によつて人物を選擧すること。即ち人物を選擧すること)　○均二公田一(官より百姓に渡す田地に、大小のないやう均一にせよ。)　○徭役(壯丁が、年に幾日と定められた公役に服すること。ぶやく。)　○覃二恩

章得象晏殊
夏竦造レ謗
杜衍裁ニ僥倖ー

信ー（恩恵と威信とを親近者のみでなく、一般にまで及ぼすこと。覃はノブ・ヒク・オヨボスと訓んで、引き延ばすこと。）○重ニ命令ー（一度下した命令を取消したり變更したりしては、朝廷の威信に拘るから之を下す前に愼重に考へよ。）○方今（丁度今。）信向（信用して、その方へ心を傾ける。）○府兵（唐の盛時に置いたが後に廢した。府毎の農民を、事有る際に兵としたもの。）

時ニ章得象・晏殊、並ニ同平章事。未レ幾、仲淹宣ニ撫陝西・河東ー、富弼、宣ニ撫河北ー。竦等造レ謗。故仲淹等不レ安ニ於朝ー。歐陽修亦出使ニ河北ー。晏殊罷。杜衍同平章事。衍務裁ニ僥倖ー。毎ニ內降ー、率寢格不レ行。積ニ詔旨ー十數、輒納ニ上前ー。上嘗語ニ諫官ー曰、外人知ニ衍封ニ還內降ー邪。朕在ニ宮中ー、毎以レ不レ可レ告而止者、多ニ於所ニ封還ー也。

訓讀　時に、章得象・晏殊、竝に同平章事たり。未だ幾くならず、仲淹、陝西・河東を宣撫し、富弼、河北を宣撫す。竦等謗を造る。故に仲淹等、朝に安んぜず、歐陽修亦た出でゝ河北に使す。晏殊、罷めらる。杜衍、同平章事たり。衍務めて僥倖を裁す。內降ある毎に、率ね寢格して行はず。詔旨を積むこと十數なれば、輒ち上の前に納る。上、嘗て諫官に語りて曰く、「外人、衍が內降を封還するを知るか。朕、宮中に在つて、毎に告ぐべからざるを以て止む者は、封還する所よりも多しと。

【通釋】時に、章得象と晏殊とが宰相となつてゐた。この事あつて間もなく、(意外にも)范仲淹は出されて陝西・河東の安撫使となり、富弼は河北の宣撫使となつた。それといふのも、夏竦が讒を構へて、仲淹、富弼等を陷し入れようとしたので、仲淹等は朝廷に安んじて居ることが出來なくなり、(自ら願つて地方に出たのである)。次いで、歐陽修も亦河北都轉運使となつて、(都を去つた)。晏殊が罷められて、杜衍が同平章事となつた。杜衍は、僥倖によつて、好地位にありつかうと願ふ者を、努めて抑壓した。それで、帝から誰彼を任官せよと內命があつても、大抵は片端からそれを握り潰してしまつた。そして詔が積り積つて十數件も溜ると、帝の前に返納した。(杜衍のやり口がかやうであつたので)、帝は或時、諫官(歐陽修)に向つて「外の者共は、杜衍が內命書の封をして、そのまゝ朕に突き返すことを存じてをるかどうか知らぬが、(實は、杜衍から)返して來る數よりも、朕が宮中に在つて、(誰彼を任命しようとしても、杜衍に言へば)承知すまいと思つて、(內命を思ひ)止まる數の方がまだ〳〵多いよ」と語つたことがあつた。

【語釋】裁二僥倖一(裁は裁抑と熟し、おさへ止めること。僥倖によつて出世しようとする者を抑壓すること。)　○內降(中書門下二省の議を經ずに、天子から直接に下す內々の詔、內命。)　○寢格(寢は、息で、やむこと。格は、止で、そのまゝにして行はないこと。こゝでは天子の內勅をそのまゝに握り潰して行はないこと。)　○外人(外の者共。世間の者共。)　○以レ不レ可レ告而止(言ひにくゝて思ひ止まること。或は「可(キ)」かざるを以て、

告げて止むる者」と讀んで、杜衍が聽き入れないから、賴み手）にその旨を告げ含めて願ひを差止めると解する說もある。

蘇舜欽

一網打盡

夏竦爲樞密使

會衍婿蘇舜欽、監進奏院、用鬻故紙公錢、祀神會客。御史中丞王拱辰、素不便衍等所爲。因攻其事。置獄得罪者數人。拱辰喜曰、吾一網打去盡矣。衍相七十日而罷。賈昌朝平章事兼樞密使。韓琦罷樞副知楊州事。章得象罷。陳執中平章事。昌朝罷。夏竦代爲樞密使。

訓讀 會々衍の婿、蘇舜欽、進奏院に監とし、故紙を鬻ぎし公錢を用て、神を祀り客を會す。御史中丞王拱辰、素より衍等の爲す所を便とせず。因つて其事を攻む。獄を置いて罪を得る者數人なり。拱辰喜んで曰く、「吾、一網に打ち去り盡せり」と。衍、相たること七十日にして罷めらる。賈昌朝、平章事兼樞密使たり。韓琦、樞副を罷められて、楊州の事に知たり。章得象、罷められ、陳執中、平章事たり。昌朝、罷められ、夏竦、代りて樞密使と爲る。

通釋 丁度此の頃、杜衍の婿である蘇舜欽が、進奏院（門下省に屬し、詔勅を天下に公布したり、

諸官省の告示を諸州に頒つ事を司る役所)の監督をしてゐたが、反故紙を賣つた官金で、神の祭りを行ひ、客を招いて饗應したりしたので、かね〴〵衍等のやり口を快く思つてゐなかつた御史中丞の王拱辰は、(勿怪の幸とばかりに)此の事件を攻撃した。そこで遂に、裁判沙汰となり、(蘇舜欽を始として)罪を受け獄に下された者が數人あつた。王拱辰は大喜びで、「(どうじや)、俺の力で、たつた一網に彼等を捕り盡した」と(得意になつた)。これには杜衍も(心安からず思つたが、更にいろいろ讒言もあつて)、宰相たること七十日にして罷められてしまつた。(以下、文意明かであるから略する)。

語釋　進奏院(通釋參照。)　○鬻故紙公錢(反故紙を賣つた官金。)　○會客(客を招待して宴會を催す。)　○不便(都合わるく思ふ。)　○置獄(裁判を開く。)　○衍相七十日而罷(七十日は百二十日の誤。衍が宰相に任ぜられたのは慶曆四年九月であり、罷められたのは、五年正月である。)　○一網打去盡(犯罪者の全部を一擧にして捕へ盡すこと。一網で魚の群を捕へ盡すに喩へた語。今(イチモウダジン)といふ。去は當時の俗語で行爲の完了を表はす。)

○貝州卒王則反。文彥博宣撫河北、討平之。彥博入爲平章事。○趙元昊、慶曆初、嘗因范仲淹請和、反覆數歲、竟納款復稱臣。策命爲夏國王、名曩

霄、歲賜銀絹茶綵二十五萬五千。遂不復寇邊。卒。子諒祚立。○陳執中以無所建明罷。○夏竦罷、宋庠代之。尋同平章事。未幾罷。

訓讀 ○貝州の卒、王則、反す。文彦博、河北を宣撫す。討ちて之を平らぐ。彦博、入りて平章事と爲る。○趙元昊、慶曆の初、嘗て范仲淹に因りて和を請ひ、反覆數歲、竟に款を納れて復た臣と稱す。策命して夏國王と爲し、曩霄と名づけ、歲ごとに銀絹茶綵二十五萬五千を賜ふ。遂に復た邊に寇せず。卒す。子、諒祚立つ○陳執中、建明する所無きを以て罷めらる。○夏竦罷められ、宋庠之に代る。尋いで同平章事たり。未だ幾くならずして罷めらる。

通釋 貝州の軍卒の王則といふ者が反したが、文彦博が河北の宣撫使となつて討伐に赴き、遂に之を平げた。次いで彦博は、朝廷に入つて宰相となつた。（西夏の）趙元昊は、嘗て慶曆元年春、范仲淹を介して和睦を請うて以來、數年間といふもの、或は叛いたり、或は降伏したりして居たが、とゞのつまり、降參して、再び臣禮を執つたから、帝より勅書を與へて、夏國王に封じ、曩霄と名を賜ひ、歲毎に銀と絹と、茶と綵と、その數量合計二十五萬五千を賜ふことにした。趙元昊は、その後はも

一日除二四使一

儂智高

龐籍罷

う國境に攻め入らなかつた。やがて彼が死ぬと、其の子の諒祚が立つた。宰相の陳執中は、國事について、一向これといふ働きも示さなかつたので。役を罷められた。又、夏竦も（之を非難する者があつた爲、樞密使を）罷められ、宋庠が之に代り、次いで平章事となつたが、彼も亦、間も無く罷められた。

語釋 貝州（今の河北省大名道清河縣。）○反覆（降つたり叛いたり、きまりのないこと。）○納レ款（款は誠の意。誠意を表して降服し來ること。）○策命（天子が諸侯王卿大夫を冊書を以て任命すること。冊命ともいふ。冊は王言。）○建明（前に出づ。）

○張貴妃兄堯佐、一日除二四使一。監察御史裏行唐介論レ之。不レ聽。遂劾二奏文彥博向守レ蜀、以二燈籠錦一獻二貴妃一得二執政一。故黨二堯佐一。上怒遠二貶介一。彥博亦求レ罷。龐籍平章事。○廣源州儂智高、寇二廣州一、連歲陷二諸州一、自レ邕至二廣西一、皆被二其害一。命二樞副狄青一討二平之一。還爲二樞密使一。○龐籍罷。

訓讀 張貴妃の兄、堯佐、一日、四使に除せらる。監察御史裏行唐介、之を論ず。聽かれず。遂に

劾奏す、「文彦博、嚮に蜀に守たりしとき、燈籠錦を以て、貴妃に獻じて、執政を得たり。故に堯佐に黨す」と。上、怒りて介を遠貶す。彦博も亦た罷めんことを求む。龐籍、平章事たり。○廣源州の儂智高、廣州に寇し、連歲、諸州を陷れ、邕より廣西に至るまで、皆其害を被る。樞副狄靑に命じ、討ちて之を平げしむ。還りて樞密使と爲る。○龐籍、罷めらる。

通釋 張貴妃の伯父の堯佐は、(其の緣故によつて)、一日の間に(淮寧軍節度使、羣牧制置使、宣徽南院使、景靈宮使)の四役に任ぜられた。(どうも餘りのことだといふので)、監察御史裏行の職に在る唐介が之を論難したが、帝は之を聽き入れなかつた。そこで唐介は、(これといふのも、すべて宰相文彦博がよくないからだと)文彦博の罪狀を調べて帝に奏上した。それには、「文彦博は、以前に蜀の知事であつた時、(蜀地の名產)の蜀江の錦に燈籠の模樣を織込んだものを貴妃に獻上し、其の御蔭で宰相になつた。それ故に、今堯佐の肩を持つのでありますと奏上した。(この遠慮會釋のない言葉に)帝はすつかり腹を立てゝ、唐介を遠く(春州の別駕に)貶してしまつた。同時に文彦博も屑とせずして、願つて宰相の職を退き、龐籍が代つて同平章事となつた。(以下、文意明かであるから通釋を略する。尙ほ語釋を參照されたい)。

豈不賢於夢卜

洪基　日遵

語釋　張貴妃（張は名、貴妃は女官の宮名。）　○兄（諸書、兄を伯父に作る。宋鑒を案ずるに、貴妃は堯佐の姪にあたつてゐる。）　○一日（一月の誤。）　○監察御史裏行（未だ正式に監察御史に任ぜられず、その格式で職務を行ふもの。）　○劾奏（罪状を調べ上げて上奏する。）　○燈籠錦（燈籠模樣を織り出した錦。錦は蜀の名産である。）　○黨（肩を持つ。）　○廣源州（今の安南國諒山府の東北。）　○邕（今の廣西省宣化縣。）

○陳執中・梁適、平章事。適罷、劉沆代之。執中罷、文彥博・富弼並同平章事。士大夫相慶得人。上曰、人情如此、豈不賢於夢卜哉。上嘗問王素、孰可爲相。素曰、惟、宦官宮妾、不知姓名者、可充其選。上慨然曰、如此、則富弼耳。○契丹主宗眞殂。號興宗。子洪基立。○交趾李德政卒。子日遵立。○劉沆罷、文彥博・韓琦平章事。富弼罷。

訓讀　○陳執中・梁適、平章事たり。適罷められ、劉沆之に代る。執中罷められ、文彥博・富弼並に同平章事たり。士大夫、人を得たるを相慶す。上曰く、「人情此の如し、豈に夢卜に賢らずや」と。上嘗て王素に問ふ、「孰か相と爲すべき」と。素曰く、「惟、宦官宮妾の、姓名を知らざる者を、其の選

に充つべし」と。上、慨然として曰く、「此の如くんば、則ち富弼のみ」と。〇契丹の主、宗眞、殂す。興宗と號す。子、洪基立つ。〇交趾の李德政、卒す。子、日遵立つ。〇劉沆、罷められ、文彥博、罷められ、韓琦、平章事たり。富弼、罷めらる。

通釋 陳執中と梁適とが同平章事となつたが、やがて梁適罷められて、劉沆が之に代り、次いで執中も亦罷められて、文彥博と富弼とが同平章事となつた。(此の兩人が朝廷に入ることになると)、朝廷の士大夫らは、まことに善い人物が得られたと互に喜び合つた。この有樣を見て取つた帝は、(翰林學士の歐陽修に向つて)、(良相を得たことを喜ぶ)人情はかやうである。(古は夢によつて名相を得たり、龜卜によつて賢臣を得た人君も有つたが)、今はそれにも勝つてゐるではないか」と語つた。(これより以前)、帝は嘗て王素に、「一體誰を宰相とすればよからうか」と。問うたことがあつた。すると王素は、(別にむづかしい條件はありません)。惟だ宦官や宮妾が姓名を知らない者でしたら、其の適任者で御座いますと答へた。(卽ち王素は宦官や宮女などの內援を求めない潔白硬骨の人物を要求したのである)。帝は(これを聞くと)非常に意氣込んで。「それに當る人物は、富弼一人だ」と言つたが、(このたび遂に富弼を同平章事としたのである)。(以下、文意明かであるから略する)。

王安石

蘇洵 辨姦論

司馬光

三劄五規

【語釋】豈不ㇾ賢ニ於夢卜ー哉(古昔、殷の高宗は夢に傳説といふ賢人を得、之れを用ひて宰相とした。又周の文王は(ウラナヒ)をして太公望を得、武王の相として周の天下を開いた。しかも今は、夢卜などを用ひて求める以上に、良相を得ることが出來たではないかといふ意。賢はマサルと訓ずる。)

○王安石知制誥。安石每遷官、遜避不已、至知制誥、則不復辭官矣。安石嘗侍賞花釣魚宴、誤食鈎餌。已悟而食之既。上以其不情而遂非、惡之。安石有重名。士爭向之。惟蘇洵不見。著辨姦論、亦以爲不近人情、必大姦慝。

○司馬光知諫院。進三劄。一論君德有三。曰仁、曰明、曰武。二論御臣。曰任官、曰信賞。曰必罰。三論揀軍。又、進五規。曰保業。曰惜時。曰遠謀。曰謹微。曰務實。

【訓讀】○王安石、知制誥たり。安石、官を遷さるゝ毎に遜避して已まざりしが、知制誥に至りて則ち復た官を辭せず。安石、嘗て花を賞し、魚を釣るの宴に侍し、誤りて鈎餌を食ふ。已に悟りて、之を食ひ既す。上、其の不情にして非を遂ぐるを以て之を惡む。安石、重名有り。士、爭ひて之に向ふ。

惟蘇洵のみ見ずして、辨姦論を著し、亦た以爲らく、人情に近からず、必ず大姦慝ならんと。○司馬光、諫院に知たり。三劄を進む。一に、君德に三有るを論ず。曰く仁、曰く明、曰く武。二に、臣を御するを論ず。曰く、官に任ず。曰く、賞を信にす。曰く、罰を必とす。三に、軍を揀ぶを論ず。又、五規を進む。曰く、業を保つ。曰く、時を惜む。曰く、謀を遠くす。曰く、微を謹む。曰く、賞を務むと。

【通解】王安石が知制誥の役になつた。安石は從來官職が遷る每に、ひどく謙遜して、しきりに辭退したものであつたが、この度知制誥となるに至つて、もはや以前のやうに辭退しなかつた。(どうも、をかしな人物である)安石は、或る時、(御苑で催された)花を觀、魚を釣る酒宴に、侍つたことがあつたが、その際、釣に用ひる餌をうつかり口へ入れてしまつた。はつと氣はついたが、まゝよとばかり呑みこんでしまつた。(ちらりと之を見た)帝は、安石の非人情で、過と知りながら改めない剛情さを惡んだ。彼は名文を以て天下に名高かつたから、士人は爭うて彼に近附かうとした。たゞ蘇洵のみは、王安石と顏も合はせず、辨姦論を作つて、(安石の眞人物でない事を論じ)、王安石は人情に反した人物であるから、必ず猫被りの大惡人に相違ないと斷じた。○司馬光は、諫院の知事となつて三通

の書面を帝に上つた。其の第一は、君德を論じたものである。それは、君としては、仁と明と武との三つの條件が必要だといふのである。第二は、君として臣を治める方法を論じたものである。それは臣を官に任ずる際の心得。功ある者は必ず賞すること。罪ある者は罰することといふのである。第三は、軍兵擇選の必要を論じたもので（量よりも質に重きを置けといふのであつた）。彼は又、更に五個條の戒めを奉つた。それは、天子のつとめを守ること。時を惜むこと。遠大なる計を立てること。小事をおろそかにせぬこと。すべて（虚飾を去つて）實踐に重きを置くことの五事であつた。（帝は盡く之を嘉納）。

語釋　王安石（字は介甫、半山と號す。唐宋八大家の一人。その人物、事業は後文に詳しく出てゐる。）　○知制誥（前に出づ。）　○遜避（謙遜して辭退する。）　○賞レ花釣レ魚宴（雍熙以後の年中行事で、暮春の候近臣を園中に召して、花を賞し魚を釣る宴で、三館の職は皆之に列席した。）　○鈎餌（釣針につける餌。）　○食既（食つてしまふ。既はツクスと訓じて、盡の意。）　○不情遂レ非（人情に戻り、過と知りつゝ押し通すこと。）　○重名（高い評判。聲價。）　○向レ之（之と交際しようとする。）　○蘇洵（字は明允、老泉と號す。蜀の人。東坡（軾）潁濱（轍）二人の父である。世にこの三人を呼んで三蘇といふ。洵は年二十七にして始めて發憤學を爲し、進士の試驗に應じたが及第しなかつたので、慨然として平生作る所の文を悉く焚き、戸を閉ぢ書を讀み、遂に六經百家の說に通じ、歐陽修に認められて、文名一時に揚つた。彼は才の人、文勢波瀾に富むと稱せられた。）　○辨姦論（猫被りの惡者の見分け方を論ずる論といふ意。その文は唐宋八家文にある。文中、王安石とは名を指さず、陰險なる僞善者として之を劾し、王衍・盧杞の二人を合して一人としたやうなものだ、その爲す所人情に反す、必ず大姦物であらうと斷じてゐる。）　○姦慝（姦慝二字とも、道に戻り、惡事をすること。又慝事をする者をいふ。）　○司馬光（字は君實。公といふ。溫國公に封ぜらる、故に司馬溫公といふ。その人物事業は後文に見ゆ。）　○劄（サツ。劄子といつて、上書の一體である。）　○揀レ軍（揀は、エラブと訓

仁宗崩

君子滿レ朝

悲號不レ能レ止

んで擇びとること。傑秀な軍兵を擇び取る。) ○五規(五箇條の規箴。自ら戒め謹むべき事項五ケ條、) ○保レ業(天子のつとめを守る。) ○遠レ謀(さき〴〵のことを考へる。遠大の計劃を立てる。) ○謹レ微(小事をおろそかにせぬ。) ○務レ實(外見の虚飾に心を奪はれず、實踐に重きを置く。)

○策二制科人一得二蘇軾・蘇轍一。○曾公亮平章事。○上、在位四十二年。改元者九。天聖・明道、則垂簾之政也。景祐以來、政由レ己出。寶元・康定間、西鄙多事。慶曆更化、君子滿レ朝。至二皇祐・至和・嘉祐一、天下承平無事。恭儉之德、愛レ人恤レ物之心、自二即位一至二升遐一、終始如二一日一。遺制下、雖二深山窮谷一莫レ不二奔走悲號一而不レ能レ止。壽五十四。皇子立。是爲二英宗皇帝一。

訓讀 制科の人を策して、蘇軾・蘇轍を得たり。○曾公亮、平章事たり。○上、在位四十二年。改元するもの九。天聖・明道は、則ち垂簾の政なり。景祐以來は、政己より出づ。寶元・康定の間は、西鄙多事なり。慶曆、更め化し、君子朝に滿つ。皇祐・至和・嘉祐に至りて、天下承平無事なり。恭儉の德、人を愛し物を恤むの心、即位より升遐に至るまで、終始一日の如し。遺制下りて、深山窮谷と

雖も奔走せざる莫く、悲號して止む能はず。壽五十四。皇子立つ。これを英宗皇帝と爲す。

通釋 帝自ら受驗者を試驗して、蘇軾・蘇轍の兄弟二人を得た。曾公亮が同平章事となつた。仁宗は、在位四十二年(にして崩御した)。其の間改元する事が九回で、天聖・明道年間は、劉太后が簾中に政を攝つた。景祐から以來は、帝自ら政を聽いた。寶元・康定年間は、西方の國境方面に事が起つて、軍國多忙であつた。慶曆年間は、(韓琦・范仲淹・王素・歐陽脩・富弼等)諸君子が朝に立つて(政綱革新時代であつた)。皇祐・至和・嘉祐年間は、天下太平無事であつた。帝は溫恭と節儉の德を以て人を愛し、萬物を恤む心を、即位から、崩御まで、さながら一日の如く一貫して變へなかつた。その遺言が天下に發表されると、深山幽谷に住む人民も、(その地の役所へ)馳けつけて(哀悼の意を表し)、皆悲しんで聲をあげ泣き號んで止まなかつた。聖壽は、五十四であつた。後を嗣いで皇子が立つた。是が英宗皇帝である。

語釋 策ニ制科人一(制科は、天子親しく行ふ試驗。制科人は、制科の受驗者。策は策問で、問題を與へて答へさせること。) ○垂簾之政(天子幼少なる時太后が代つて政を執るをいふ。こゝは劉太后が仁宗の幼少の時、政務を執つたことを指す。前に見ゆ。) ○西鄙多事(西鄙は、西方の邊境西夏の屢々入寇したことを指す。) ○更化(改革されること。) ○升遐(崩御。遐は遠、遠きにのぼり行くといふ意で、特に天子の崩御をいふ語。登遐ともいふ。) ○遺制(崩御の際、皇子に即位せしむることの遺言。) ○窮谷(行きつまりの谷、谷の隅。)

英宗皇帝初名宗實。濮安懿王允讓之子、太宗之曾孫也。仁宗立爲皇子。賜名曙。仁宗崩。固避數四、而後卽位。以憂疑致疾。慈聖光獻曹太后、權同聽政。上擧措或改常度、遇宦官尤少恩。左右多不悅。乃共爲讒間。兩宮遂成隙。賴宰相韓琦、參政歐陽修等調護。上旣康復親政、太后撤簾。

訓讀 英宗皇帝、初めの名は宗實。濮の安懿王允讓の子、太宗の曾孫なり。仁宗、立てゝ皇子と爲し、名を曙と賜ふ。仁宗崩ず。固く避くること數四、而して後位に卽く。憂疑を以て疾を致す。慈聖光獻曹太后、權に同じく政を聽く。上の擧措、或は常度を改め、宦官を遇する尤も恩少し。左右多く悅はず。乃ち共に讒間を爲す。兩宮遂に隙を成す。宰相韓琦、參政歐陽修等の調護に賴り、上、旣に康復して政を親らし、太后簾を撤す。

通釋 英宗皇帝は、初の名を宗實といつた。濮の安懿王允讓の子で、太宗帝の曾孫に當るのであるが、仁宗は、之を立てゝ皇子となし、名を曙と賜うた。仁宗が崩じた際、固く帝位に卽く事を避け、

再三再四辭退した後、漸く位に卽いたのであつた、其後も(これについて)憂悶疑惑の結果、遂に病に罹つたので、(仁宗の后の)慈聖光獻(と謚した)曹太后が、帝に代つて政を執つた。併し帝は(神經衰弱の爲に)擧動が時々常規を逸するやうな事があり、特に宦官には酷く當つた。それで左右に侍する宦官は不平を懷き、口を揃へて讒言し、帝と太后とを仲違ひさせようと謀つた。この爲に、兩宮が一時不和となつたが、宰相の韓琦と、參政の歐陽修等が、双方の間に立つてとりなしたので、(事なきを得た)。其後帝は健康を回復して、自ら政を執つたから、太后は御簾を取りのけて、(再び朝廷には臨まなくつた)。

語釋 濮安懿王允讓(濮王で、謚は安懿、名は允讓である。) ○固避數四(再三再四、固く辭退した。數四はたびたび。) ○權(カリニと訓む。假と同じ。) ○擧措(擧止措置の意。そぶり。振舞。行爲。) ○改ニ常度ー(尋常と異る。) ○少レ恩(思ひやりがない。冷酷。) ○爲ニ讒間ー(讒言して仲違ひさせる、) ○兩宮(帝と太后。) ○調護(調停保護。とりなし。) ○康復(健康回復。病氣全快。) ○撤レ簾(御簾を取拂ふといふことで、太后が政事を聽くことを止めるを指す。)

琦一日出ニ空頭勅ヲ一。修已ニ僉シ、趙概未レ僉セ。修曰ク、第ダ書レ之ヲ。韓公必ズ有ラント說。琦坐シ政事堂ニ、召シテ內侍任守忠ヲ、立タシメテ庭下ニ曰ク、汝ノ罪當レ死ニ。責メテ蘄州ニ安置ス。蓋シ交ニ鬪スルノ兩宮ヲ之人也。

空頭勅 汝罪當死

○議下崇二奉濮王一典禮上。執政欲レ稱二皇考一。又以二太后詔一、令下上稱上レ親。司馬光・范鎭・呂誨・范純仁・呂大防・呂公著、交論以爲二不可一。鎭罷二翰林一、誨・純仁・大防解二言職一、公著罷二侍講一。議竟不レ決。○契丹改二號大遼一。○上崩。在位四年、改元者一。曰二治平一。年三十八。皇太子立。是爲二神宗皇帝一。

【通讀】琦、一日空頭の勅を出す。修已に僉し、趙概未だ僉せず。修曰く、「第之に書せよ。韓公、必ず說有らん」と。琦、政事堂に坐し、內侍任守忠を召して、庭下に立たしめて曰く、「汝の罪死に當す」と。責めて蘄州に安置す。蓋し兩宮を交鬭するの人なり。○濮王を崇奉する典禮を議す。執政、皇考と稱せんと欲す。又太后の詔を以て、上をして親と稱せしめんとす。司馬光・范鎭・呂誨・范純仁・呂大防・呂公著、交〻論じて以て不可と爲す。鎭、翰林を罷め、誨・純仁・大防、言職を解かれ、公著侍講を罷めらる。議竟に決せず。○契丹、大遼と改號す。○上崩ず。在位四年、改元する者一。治平と曰ふ。年三十八。皇太子立つ。是を神宗皇帝と爲す。

〔通釋〕韓琦が、或日、授くべき人名の書いてない勅書を出して、(參知政事の連署を求めた)。歐陽修は、無造作に署名したが、趙概は署名を躊躇した。すると歐陽修が、「まあ〳〵いゝから、早く署名し給へ。韓琦に、必ず相當の意見あつての事だらうから」と言つて、(署名させて書類を韓琦の手許へ返した)すると韓琦は政事堂に坐して、宦官の任守忠といふものを召し出し、庭に立たせて、「(汝は、上に對し奉つて、不屈至極の者である)。其の罪は死刑に相當する(が、特に輕減して遣はす)と責めて、蘄州に安置する旨を言ひ渡し、(例の勅書を取り出し、直に空白の場所に任守忠の姓名を書き込んで與へた。最初から姓名を書いて置かなかつたのは、事の未然に漏れることを慮つたからであつた)。蓋し、この任守忠は、兩宮を離間して、不和にしようと謀つた張本人であつた。帝は、生父の濮王を尊崇するのに、如何なる禮に從ふべきかを(諸臣に)論議させた。すると、執政の韓琦等は、皇考(天子の父)の尊號を奉ることにしたいと主張した。なほ曹太后の詔によつて、濮王を帝より親と呼んで差支へないといふことになつた。しかるに司馬光・范鎭・呂誨・范純仁・呂大防・呂公著などの連中が、交々論じてこれに不贊成を唱へた。そこで、范鎭は翰林學士を罷めさせられ、呂誨・范純仁・呂大防は諫官の職を解かれ、呂公著は侍講を罷めさせられた。しかし、結局、濮王に尊號を奉る議は決しない

で、（有耶無耶に終つてしまつた）。（以下、文意明かであるから略す）。

語釋 空頭勅（授くべき人名の書き込んでない勅書。前の方が空白だから空頭といふ。人名を明けておいて必要に應じて記入するので、漏洩を恐れて故らに之を用ひたのである。） ○僉（簽と通ず。署名すること。） ○第（タダと訓む。但である。まあ〳〵とにかく。） ○必有レ說（必ず然るべき意見あつてのことであらう。） ○政事堂（宰相の詰所。） ○內侍（宦官。） ○蘄州（蘄州の誤。今の湖北省黃州府蘄州。） ○安置（一定の場所に据ゑつける意で、其處より他へ行かれぬやうにする罪名。） ○交鬪（互に鬪はせる。兩方を不和にして爭はすこと。） ○議下崇二奉濮王一典禮上（英宗の實父濮王に尊號を奉らうとして、如何なる禮に因るかを論議させた。先づ司馬溫公は、「人の後を嗣いだ者は、養父を主として、其の生父を顧みる暇がない。だから濮王には高官を贈り、大國に追封すれば宜しい。天子の父として尊號を上る必要がない」と論じた。次に歐陽修は、「人の後を嗣いだ者は、其の生父母の爲めには、三年の喪服を減じて、一年の喪に服するのが至當である。だが親は親として名義を沒してはならない。だから濮王は天子の親として尊號を上るべきだ」との議を吐いた。宰相の韓琦の原案では、「禮は本を忘れてはならない。濮の安懿王は盛德高位であるから、天子の皇考（亡父の意）として尊奉すべきだ」といふのであつた。衆議區々、遂に沙汰止みとなつたのである。） ○皇考（皇は大の義。考は亡父のこと。皇考は亡父をよんでいふ語で、天子の父に限らず一般に用ひて差支なかつたが、宋時代に至つて、特に天子の父にのみ言ふ語と限られ、一般に用ひることを禁止された。） ○言職（言論を以て天子を諫める職。即ち諫官のこと。） ○改二號大遼一（晉の天福二年に遼と改めたが、次いで契丹と號し、更に又大遼と號したのである。）

神宗皇帝、名頊。母曰二宣仁聖烈皇后高氏一。曹太后之甥也。幼與二英宗一同鞠二后所一。後爲二英宗配一生レ頊。自二潁王一爲二太子一、尋卽レ位。○自レ有二濮議一以來、言者攻二歐陽修一不レ已。遂罷。韓琦亦罷。○王安石爲二翰林學士一入對、首以レ擇レ術爲レ言、言必稱二堯舜一。

訓讀 神宗皇帝、名は頊。母は宣仁聖烈皇后高氏と曰ふ。曹太后の甥なり。幼きとき、英宗と同じく、后の所に鞠はる。後、英宗の配と爲りて頊を生む。潁王より太子と爲り、尋ぎて位に卽く。○濮の議有りしより以來、言者、歐陽修を攻めて已まず。遂に罷めらる。韓琦も亦た罷めらる。○王安石、翰林學士と爲りて、入對し、首に術を擇ぶを以て言と爲し、言へば必ず堯舜を稱す。

通釋 神宗皇帝は、名を頊と言つた。母は宣仁聖烈皇后高氏と曰ひ、曹太后の甥である。(高氏は)幼少の時から叔母の曹太后の許に引き取られて、英宗と共に養育され、後に英宗の皇后となつて頊を生んだ。頊は潁王から皇太子と爲り、ついで帝位に卽いたのである。○(先帝英宗の時、生父)濮王禮遇の評定があつてから、歐陽修は世間に憎まれ、何か事があると、皆が、さん〴〵に歐陽修を攻撃するといふ始末だつたので、遂に參知政事を罷められ、宰相の韓琦も亦免官になつた。○王安石は召されて翰林學士と爲り、朝廷に入つて帝の御下問に奉答することゝなつた。(其の際)天子は先づ第一に、天下を治むる術をつかまねばならぬ。さて其の術と言つても、色々の方法があるが、何を置いても堯舜の術が最も簡易適切であるから、これに從はれねばならぬと言上した。

語釋 甥(姉妹の子。)　○鞠(ヤシナフと訓む。養育すること。)　○配(配偶者。つれあひ。)　○濮議(濮王崇奉の議論、前英宗の條末文に出てゐる。)　○入對(宮中に入つて帝の御下問に奉答

安石執レ政
袖中彈文乃新參也
大姦似レ忠
兩降二手詔一

すること。）　○首以レ擇レ術爲レ言（先づ第一に、天下を治める術をつかまねばならぬことを言上した。）

○富弼同平章事。王安石參政。安石既執レ政。士大夫素重二其名一。以爲太平可二立致一。呂誨時爲二御史中丞一。將レ對。學士侍讀司馬光亦將レ詣二經筵一、相遇並行。光密問。今日所レ言何事。誨曰、袖中彈文、乃新參也。光愕然曰、衆喜レ得レ人。奈何論レ之。誨曰、君實亦爲二此言一邪。安石執二偏見一、喜二人佞一レ己。天下必受二其弊一。光退而思レ之、不レ得二其說一。搢紳間有下傳二其疏一者上。往往疑二其太過一。誨言、大姦似レ忠。大詐似レ信。安石外示二朴野一、中藏二巧詐一、驕蹇慢レ上、陰賊害レ物。疏二其十事一。上兩降二手詔一諭レ誨。誨論レ之不レ已。遂罷レ誨。

訓讀　○富弼、同平章事たり。王安石、參政たり。安石、既に政を執る。士大夫、素より其の名を重んず。以爲へらく、「太平立どころに致すべし」と。呂誨、時に御史中丞たり。將に對せんとす。學

士侍讀司馬光も、亦た將に經筵に詣らんとし、相遇ひて竝び行く。光、密に問ふ。「今日の言ふ所は何事ぞ」と。誨曰く、「袖中の彈文は、乃ち新參なり」と。光、愕然として曰く、「衆、人を得たるを喜ぶ。奈何ぞ之を論ずる」かと。誨曰く、「君實も亦た此言を爲すか。安石は偏見を執り、人の己に佞するを喜べり。天下必ず其弊を受けん」と。光、退きて之を思へども、其の說を得ず。搢紳の間其の疏を傳ふる者有り、往々其の太だ過ぎたるを疑ふ。誨言ふ、「大姦は忠に似たり。大詐は信に似たり。安石、外、朴野を示し、中、巧詐を藏し、驕蹇にして、上を慢り、陰賊、物を害ふ」と。其の十事を疏す。上、兩び手詔を降して、誨を喩す。誨、之を論じて已まず。遂に誨を罷む。

通釋　(熙寧二年二月)、富弼は同平章事となり、王安石は參知政事となつた。王安石が、中央にはひつて政事を執るやうになつたので、安石の名を重んじ、其の手腕に信賴してゐた士大夫達は、いづれも、「これで天下もぢきに穩かになるであらう」と多大の期待を以て迎へた。當時御史中丞の呂誨といふ者があつたが、御下問に奉答する爲め參內しようとしてゐた。すると學士侍讀の司馬光も亦・經書の御進講の爲めに參內するところで、二人は途中ひよつくり出逢ひ、道連れになつて四方山の話をして行きながら、光はそつと誨に、「今日、君は參內して、どんなことを上奏されますか」と尋ねた。誨

は答へて、「此の袂の中に、彈劾文が一通ひそんでゐます。それは、あの新米の參知政事をやつつけてやるんです」と言つた。光はびつくりして、「みんないゝ人が參政になつてくれたと喜んでゐますのに、君はどうして彈劾せられるのですか」と聞き直すと、誨は（いやな顏して）、「君までがそんなことを言つて居られるのですか。（君はそんなことでは駄目ですね）。あの安石といふ奴は、目の片つぽについた奴で、かたよつた考へしか持つてゐない上に、ぺこ〱諂つて來る奴ばかり引き立てるしれものですよ。あんな奴が參知政事では、今に天下はひどい目に合ひます」と（吐き棄てるやうに）言つた。司馬光は、御殿から歸つてゆつくり考へて見たけれども、どうしても誨の言つたことに合點がゆかなかつた。ところが間もなく大官連の間に、誨の安石彈劾の上奏文といふ怪文書が傳へられたが、大概の人は、「呂誨の言ふことは大袈裟過ぎる。安石はまさかそんな惡い人でもあるまい」と、皆疑つて誨の言を信じなかつた。誨の彈劾文の要旨は、「非常な惡者は却て忠臣に見え、大詐僞師は實直を裝つてゐるものである。安石は、うはべは質朴な風をつくてゐるが、心の中には恐しい惡巧をひそめてゐて、驕りたかぶつてお上をも慢り陰險惡辣で人に害を與へる恐しい人間である」と言つて、十箇條にわたつて事實を擧げて論じてあつた。帝は二度まで直筆の勅語を誨に賜はつて反省を求めたが、飽く

まで突つ張つてやまないので、（其の年六月）遂に誨を免職させた。

語釋 對（前ノ入對も同じ。天子の御下問に奉答すること。） ○經筵（宮中、天子に書物の講義をしてお聞きかせ申す席、御進講の席。） ○彈文（彈劾文。在官の人ノ罪状を指摘して排斥する文書。） ○新參（新任の參知政事。即ち王安石をさす。） ○得レ人（適當な人を見付けた、いゝ人が來てくれた。） ○君實（司馬光の字。） ○偏見（かたよつた考へ。） ○佞（諂ふ。） ○不レ得二其說一（そのわけが、のみこめぬ。合點がゆかぬ。） ○搢紳（搢はさしはさむ、紳は大帶・笏を大帶の間にさしはさむ者といふ意で、朝廷の大官をいふ。） ○疏（上奏文の一體・箇條書にしたもの。） ○太過（太はハナハダと訓ず。即ち餘り言ひ過ぎの意。） ○朴野（かざりけがなく正直なこと。） ○驕蹇（二字共に、おごり高ぶること。） ○陰賊（賊はソコナフと訓ず。陰で人を陷れること。） ○手詔（天子が手づから書かれた詔書、直筆の詔書。）

安石建議、創二制置三司條例司一、議レ行二新法一、言周置二泉府之官一、變二通天下之財一。後世惟桑弘羊・劉晏、粗合二此意一。今當下修二泉府之法一、以收中利權上。安石多與二呂惠卿一謀。人號二安石一爲二孔子一、惠卿爲二顏子一。先レ是治平中、邵雍與レ客散二步天津橋上一、聞二杜鵑聲一、愀然不レ樂。客問二其故一。雍曰、洛陽舊無二杜鵑一。今始至。天下將レ治、地氣自レ北而南、將レ亂、自レ南而北。今南方地氣至矣。禽鳥飛類、得二氣之先一者也。不二二年一、上用二南士一作レ相、多引二南人一、專務二更變一。天下自レ此多事矣。至

議レ行二新法一

號二安石一爲二孔子一

洛陽舊無二杜鵑一

天下自レ此多事

是ニ雍ノ言果シテ驗アリト云フ。

訓讀 安石、建議して制置三司條例司を創め、新法を行はんことを議して言ふ、「周、泉府の官を置きて、天下の財を變通す。後世、惟、桑弘羊・劉晏、粗ぼ此の意に合す。今當に泉府の法を修めて、以て利權を收むべし」と。安石、多く呂惠卿と謀る。人、安石を號して孔子と爲し、惠卿を顏子と爲す。是より先、治平中、邵雍、客と天津橋上に散歩し、杜鵑の聲を聞きて、愀然として樂まず。客、其の故を問ふ。雍曰く、「洛陽、もと杜鵑無し。今始めて至る。天下將に治まらんとするや、地氣北よりして南し、將に亂れんとするや、南よりして北す。今、南方の地氣至る。禽鳥飛類は、氣の先を得る者なり。二年ならずして、上、南士を用ひて相と作し、多く南人を引きて、專ら更變を務め、天下此れより多事ならん」と。是に至りて、雍の言果して驗ありと云ふ。

通釋 王安石は、先づ制置三司條例司といふ役所を新設し、新法律を施行して、(國家の財政を助け、經濟生活の大改革を行はうとして)、論じて曰ふには、「周では、泉府といふ官を置いて、商品の捌け工合を調節し、貨幣の流通をはかつて國民の生活を安定ならしめた。(其の後は、其處に意を用ふる政治

家が無く、僅に漢の武帝の世の桑弘羊と、唐の德宗の時の劉晏との二人の政治だけが、大體此の意にかなつてゐたばかりである。(今、國庫の窮乏を濟ひ物資の融通をはかるには)、かの泉府の法を行つて、利權を國家の手に收むるより外にはない」と言つた。安石は、萬事呂惠卿と相談して事を行つたので、時の人は、安石を孔子に比し、惠卿を顏回に比したといふ。これより前、(英宗の)治平年間に邵雍といふ人が、友達と天津橋上を散歩して、ふと杜鵑の聲を聞き、俄に顏を曇らせて憂はしげな樣子に變つたので、其の友は「一體どうしたんだ」と尋ねると、雍が答へて、「洛陽には元來杜鵑は居ないのだ。それに今啼くところを見ると(杜鵑は南の國の鳥だから、南方から飛んで來たに違ひない)。一體天下が治らうとする時には、地氣は北から南に動き亂れようとする時には、南から北に向ふものである。今、南方の杜鵑がやつて來たのは)、地氣が南から北へ移る(前兆である。杜鵑に限らず)すべて鳥や獸は、地氣の動きを先に知るものだからな。これから二年とたゝないうちに、陛下は南方の人をお用ひなさて大臣とし、(又これらの大臣は)、多く南方の人を引き上げて部下となし、只管政治の改革に狂奔して、天下はこれから騷しくなるであらう」と豫言したことがあつたが、今、邵雍の言は果して事實となつてあらはれた。

語釋 制置三司條例司（先づ三司とは、鹽鐵司＝山澤の利を司る、度支使＝財政を司る、戶部＝戶籍を司る。此の三司を總べて取締り、財政を經畫し、舊法を改革して天下の利を通ぜんとする一種の經濟調査會。） ○新法（文字の意味は單に新しい法律であるが、王安石の新法は、以下述べんとする青苗法以下の獨特法をさして曰ふ。） ○泉府之法（周代の官、商人の貨物の賣れないものを買ひ取り、時機を見て原價で賣り出す其の役所。） ○合（かなふと訓む、一致すること。） ○天津橋（洛陽の天津橋。） ○愀然（憂へに沈んだ形容。） ○地氣南北（陰陽の理に從へば、北は陰で臣、南は陽で君、北より南すとは臣が君に朝し、南より北すとは君が臣に從ふことになる。） ○得氣之先（地氣の移動を豫知する。）

安石欲行青苗法。以爲周官國服爲息法也。蘇轍曰、以錢貸民、吏緣爲姦、錢入民手、雖良民不免妄用。及其納錢、雖富民不免違限。鞭箠必用、州縣不勝煩矣。參政唐介爭論新法不勝。疽發背卒。時人有生老病死苦之喩。謂安石爲生、曾公亮爲老、介死、富弼議論不合、稱病。參政趙抃無如安石何、惟稱苦苦而已。安石折抃曰、君輩坐不讀書耳。抃曰、皐・夔・稷・契、何書可讀。安石亦不能對。

訓讀 安石、青苗法を行はんと欲す。以爲らく、周官の國服を息と爲すの法なりと。蘇轍曰く、「錢

を以て民に貸さば、吏、緣りて姦を爲し、錢、民の手に入らば、良民と雖も、妄に用ふるを免れじ。其の錢を納るゝに及んでは、富民と雖も違限を免れじ。鞭箠必ず用ひば、州縣煩に勝へざらん」と。參政唐介、新法を爭論して勝たず。疽、背に發して卒す。時の人、生老病死苦の喩有り。安石を謂ひて生と爲し、曾公亮を老と爲す。介は死し、富弼は議論合はずして、病と稱す。參政趙抃は安石を如何ともすること無く、惟苦苦と稱するのみ。安石、抃を折きて曰く、「君が輩は書を讀まざるに坐するのみ」と。抃曰く、「皐・夔・稷・契、何の書をか讀むべき」と。安石も亦た對ふる能はず。

【通釋】安石は、先づ青苗の法を實行しようとして、自ら思ふに、これは周代の制度に、民に錢を貸し與へ、職業上の生産物を以て利息として取つたのと同じだと信じて、(之を蘇轍に示して其の意見を叩いた)。蘇轍は(まだ此の法には缺點のあることを指摘して)、「官から民に錢を貸すとなれば、自然、中に立つて取扱ひをする官吏が、これを利用して不正なことをし易いし、民は錢が手にはひると、兎角無用のことに浪費し、又愈々返濟の時になれば、何不自由ない者でも期限に遲れないとは限らぬ。こんなことを取締つて、一々法にてらして處分して居たならば、地方官は事務が煩雜になつてとてもやりきれないであらう」と言つた。參知政事の唐介も、青苗法の不可なることを論じて、安石と爭つ

たが勝たず、（甚だ憤慨した）偶々背中に腫物が出來て、其の毒の爲に死んで了つた。當時、五人の有力者を生老病死苦の五つに喩へて批評した者があり、それが世間に言ひはやされてゐた。それは、王安石は（今正に日の出の勢で、これから益々榮える人だといふ意味で）生とし、曾公亮は、（既に年老いてゐたので）老とし、唐介は、（怒つて死んだから）死とし、富弼は、安石と意見が合はないで、病と稱して引き籠つてゐたので、病とし、參知政事の趙抃は、（安石に抑へつけられてぐうの音も出ず）、唯苦しいうめきを發して居るだけなので、苦としたのである。ある時、安石が趙抃をやり込めて、「君等が一向役に立たぬのは、本を讀まぬからである」といふと。抃も（默つては居ず）、「（君は一にも堯舜、二にも堯舜といふが、其の堯舜を輔佐した）皐・夔・稷・契の賢臣達は、一體どんな本を讀んだのだらう」と逆襲したので、これには安石も一本參つた。

語釋　青苗法（青い苗を植ゑつける時、政府から農民に錢を貸してやり、秋に稻が熟して取り入れをした後、二分の利息を添へて還納せしめる法。）　○周官國服爲レ息法（周官は周禮、周の制度、國服とは人民各々自己の生業に生ずる物、例へば農は穀物、工は器物などを貢物として國家の御入用に供すること。即ち周代の制度に於て、人民に物を貸し、其の物の評價をして置いて、貢物に利息を添へて還へさしめる法。）　○違限（期限に遅れること。）　○鞭箠（二字共にむち、罪人をむちうつ、即ち處刑すること。）　○疽（たちの悪いできもの。）　○生老病死苦（佛語の生老病死に苦を加へた。斯樣な譬へは、文學を弄ぶ支那人のしやれにすぎぬ。）　○苦苦（ククと苦しさうにしてゐる形容。）　○折レ抃（抃をやりこめる。）　○坐レ不レ讀レ書（坐は原因する、よるの意、但し悪いことに用ひる。）　○皐・夔・稷・契（いづれも堯舜の世の賢臣、皆前に見えた。）

罷義倉

陳升之

焚香告天

繳定詞頭

○遣使察農田水利。○罷義倉。○行均輸法。○臺諫劉琦・錢顗以議新法貶。○諫院范純仁・檢詳文字蘇轍以議新法罷。○行青苗法、置常平官。○富弼罷、陳升之同平章事。升之初附安石、既相頗爲異同。○行豫買法、令諸路豫給錢、和買紬絹。○趙抃罷。抃日所爲事、夜必焚香告於天。○親試擧人、初用策。葉祖洽以附會新法、擢爲第一。○右正言孫覺・御史裏行程顥以議新法罷。○中丞呂公著・裏行張戩以議新法罷。○李定爲裏行。知制誥宋敏求・蘇頌・李大臨以繳定詞頭罷。

訓讀　使を遣して農田水利を察せしむ。○義倉を罷む。○均輸法を行ふ。○臺諫の劉琦・錢顗、新法を議せしを以て貶せらる。○諫院范純仁・檢詳文字蘇轍、新法を議するを以て罷めらる。○青苗の法を行ひ、常平官を置く。○富弼罷められ、陳升之同平章事たり。升之初め安石に附きしが、既に相となるや頗る異同を爲せり。○豫買の法を行ひ、諸路に令して預め錢を給して紬絹を和買せしむ。○趙

抃罷める。抃、日に爲す所の事、夜は必ず香を焚きて天に告ぐ。〇擧人を親試し、初めて策を用ふ。葉祖洽、新法に附會せしを以て、擢んでられて、第一と爲る。〇右正言孫覺・御史裏行程顥・新法を議するを以て罷める〇。中丞呂公著・裏行張戩、新法を議するを以て罷める。〇李定、裏行と爲る。知制誥宋敏求・蘇頌・李大臨、定の詞頭を繳するを以て罷める。

通釋 (熙寧二年四月に、三司條例司の請によつて)、使者を各地方に遣して、耕地の多寡、水利の便否、納税の能力、賦役の程度等を調査させた。〇(太祖が凶年の用意に村々に設置した)義倉も、(此の度三司條例司の意見で)廢止された。〇(ついで漢の武帝の法にならひて)、均輸法を實施し、(物資の有無を通じはじめた)。〇臺諫の劉琦と錢顗の二人が、新法に反對したので、その官を免じて地方官に逐ひやつた。〇また、諫院の范純仁、檢詳文字の蘇轍も、新法を批評して罷めさせられた。〇(この年九月に、愈々)青苗法を實施し、また常平官を置いて(物價の高低を調節させた)。〇(同平章事の)富弼は、(王安石と意見が合はないので)遂に辭職し、陳升之が代つて同平章事となつた。升之は、初は安石にくつついてゐたが、宰相になつてからは、余程態度を變へて、反對の意見を吐き始めた。〇今度は豫買の法とて、地方廳に命じて、さきに人民に金を貸し、紬や絹の出來た時に、官民雙

方協定の値で、貸金だけの物を官に納めさせた。○(三年四月に、遂に)趙抃が辭職した。抃は常に、(晝間行つたことは)、夜分必ず香をたいて天に報告してゐた。○(其の前の月に)、帝自ら進士の受驗生を試驗し、試驗の科目に初めて政治に關する論文を出した。此の試驗に、葉祖洽といふ者が、新法にへつらつて時の天下をほめたゝへたので、第一等の成績で及第した。○右正言の孫覺と、監察御史裏行の程顥が、新法に反對して罷めさせられた。○御史中丞の呂公著、監察御史の張戩も、新法を批評してやめさせられた。○李定といふ男が、(安石にへつらつてゐたお蔭で)、一躍して監察御史裏行となつた時、知制誥の宋敏求・蘇頌・李大臨の三人が、(余りに等を越えた昇進で法を亂すものであると言つて)、李定任命の詔書を返上したので、三人共免職になつた。

語釋 義倉(太祖が地方に創設したもので、租税の十分の一だけの米穀を別に納めさせ、それを蓄へて凶年の助けにしたのである。) ○均輸法(地方から朝廷に納める年貢は、其の地方で最も澤山出來たものを、其の地方の相場に見積つて、納めさせ、政府はこれをその品物の不足してゐる地方に賣り出し、有無相通ずると共に政府も亦利を得る法である。) ○常平官(物價の高低を調査する官。) ○爲ニ異同一(同には意味は無い。異つた說を出す。) ○親ニ試擧人一(進士の受驗生を天子自ら試驗する。) ○用レ策(これまで試驗には詩賦のみ出したのを、はじめて論文を用ひたのである。) ○附會(無理にこじつける、へつらつた理窟をのべる。) ○繳ニ定詞頭一(詞頭は任命の詔書、繳は還へす。李定任命の詔書を天子の許へつきかへす。)

萬言書
百姓歌舞
保甲法

○謝景溫爲御史知雜。○直史館蘇軾以嘗上萬言書、及擬對廷試策、議新法忤安石。爲景溫所劾去。○鄧綰上書言、陛下得伊・呂之佐、百姓歌舞青苗・免役等法。又與安石書及頌。置中書檢正、以綰爲之。鄉人皆笑罵。綰曰、笑罵從佗笑罵。好官我須爲之。○曾公亮罷。○策制科人。呂陶・張繪・孔文仲力詆新法。皆報罷。○范鎭以數議新法、及嘗薦蘇軾・孔文仲罷。乞致仕。陳升之罷。○韓絳・王安石同平章事。○立保甲法。○曾布爲中書檢正。
○更科舉、法罷詩賦明經諸科、以經義論策試進士。

訓讀 謝景溫、御史知雜となる。○直史館蘇軾、嘗て萬言の書を上り、及び廷試の策に對するに擬し、新法を議して、安石に忤へるを以て、景溫の劾する所となりて去る。○鄧綰、上書して言ふ、「陛下、伊・呂の佐を得て、百姓、青苗・免役等の法を歌舞す」と。又、安石に書及び頌を與ふ。中書檢正を置き、綰を以て之を爲さしむ。鄉人皆笑ひ罵る。綰曰く、「笑罵は佗の笑罵に從せん、好官は我須

らく之を爲すべし」と。曾公亮罷めらる。○科人を策制す。呂陶・張繪・孔文仲、力めて新法を詆る。皆、報じ罷めらる。○范鎭は、數々新法を議し、及び嘗て蘇軾・孔文仲を薦めしを以て罷めらる。乞ひて致仕す。陳升之も罷めらる。○韓絳・王安石、同平章事たり。○保甲法を立つ。○曾布、中書檢正と爲る。○科擧の法を更め、詩賦明經の諸科を罷め、經義論策を以て進士を試む。

通釋　謝景溫といふ男が、侍御史雜事となつた。○直史館の蘇軾は、さきに一萬字に上る長文の書を上つて、帝の反省を求め、又朝廷の御下問に答へるやうな體裁にして、新法を誹り、安石に反對したので、謝景溫に彈劾せられて、杭州の通判といふ役に轉じて都を去つた。○處がこゝに鄧綰といふ地方官があつたが、上書して(新法の大提灯を持つた)。曰く、「陛下は殷の伊尹や周の太公望のやうな名臣の輔佐を受けて仁政を施され、下萬民は、青苗法や賦役免除などの新しい御政治に浴して、皆々躍り上つて喜んで居ります」と言ふのであつた。又、王安石には、手紙と頌德の文を贈つて(臆面もなく諂つたので)、安石は大いに喜んで、わざ〳〵中書檢正といふ官を設けて綰を任命した。(綰の)同鄕の人は、皆(綰の卑劣を)笑ひ罵したが、綰は(一向平氣で)、「笑はうと罵らうと、それはみんなの勝手だ。俺はこんないゝ官につけたので滿足だ」といつてしやあ〳〵してゐた。○(三年九月に、

同平章事の）曾公亮が罷められた。〇（其の月）帝自ら進士の受驗者を試驗すると、呂陶・張繪・孔文仲等が、極力新法を攻擊したので。（安石は怒つて帝に申して）皆現職をとり上げて了つた。〇范鎭も度々新法を批評し又嘗て蘇軾や孔文仲など（の反王安石派の人物）を推薦したのがたゝつて、翰林學士をやめられ、自ら乞うて全く浪人して了つた。ついで陳辨之も亦同平章事を退いた。〇韓絳と王安石は遂に代つて同平章事となつた。〇（此の年の暮れに）、保甲法（とて、國民皆兵の徵兵制度）を布いた〇曾布が中書檢正となつた。（凞寧四年二月に）、官吏登庸試驗の制度を改正して、（徒らに形式にのみとらはれて韻文を作る）詩賦や、（經書の本文や註の暗記に沒頭する）明經などの科目を廢して、新しく經義（卽ち經書の意味や）、論策（卽ち時事問題に對する論文）を課して、進士の合格不合格を決定することにした。

【語釋】 擬レ對ニ廷試策一（朝廷の試驗問題に答へる形式をまねて。） 〇伊・呂之佐（伊尹や呂尙のやうな立派な輔佐役、伊尹は殷の湯王太甲に仕へたる名臣、呂尙は所謂太公望、周の武王を輔けた賢臣。） 〇歌舞（歌をうたひ踊り上つて喜ぶ。） 〇免役法（これまで人民を年に幾日と限つて强制的に政府の勞役に召集してゐたのを廢して、官で錢を出して人を雇つて使ふやうにした。） 〇從ニ佗笑罵一（從はまかす、佗は他、笑はらと罵らうと、人の勝手だ。わしには關係ないといふ意。） 〇保甲法（これまでの傭兵制度をやめて國民皆兵の徵兵制度を布いたのである。十家を保とし、五保を大保、十大保を都保といふ風にして各々長を置き、之に屬する壯丁を保丁といひ、平素から農間に武事を教へ、盜賊に備へると共に萬一の時の用意とした。）

三不足

四不如

○司馬光先自學士除樞副、力辭不拜。數言新法之害。上喩安石曰、聞三不足之說否。曰、不聞。上曰、外人云、朝廷以爲天變不足畏。人言不足恤。祖宗法不足守。昨學士院進館職策問、專指此三事。策問光所爲也。光屢請外、得永興、移許州。上言、臣之不才、最出群臣之下。先見不如呂誨。公直不如范純仁・程顥。敢言不如蘇軾・孔文仲。勇決不如范鎭。屢請判西京留司御史臺。至是得請。後四任、提擧嵩山崇福宮。

訓讀 ○司馬光、先に學士より樞副に除せられしが力めて辭して拜せず。數々新法の害を言ふ。上、安石に喩して曰く、「三不足の說を聞きしや否や」と。曰く、「聞かず」と。上、曰く、「外人云ふ、『朝廷は以て天變畏るゝに足らず。人言恤ふるに足らず。祖宗の法守るに足らず』となすと。昨、學士院館職の策問を進めて、專ら此の三事を指せり」と。策問は光の爲る所なり。光屢々外を請ひて永興を得、許州に移さる。上言す、「臣の不才、最も群臣の下に出づ。先見は呂誨に如かず。公直は范純仁・

程顥に如かず。敢言は蘇軾・孔文仲に如かず。勇決は范鎭に如かず」と。屡々西京留司御史臺に判たらんことを請ふ。是に至りて請を得たり。後、四たび任ぜられて、嵩山の崇福宮に提擧たり。

通解 司馬光は、さきに翰林學士から樞密副使に昇されようとしたが、(光はもと〱安石の新法に反對であるので)、固く辭退して受けなかつた。そして益々新法の弊害を論じてやまなかつた。帝は、或時安石を喩さうとして、「お前は三不足といふことを聞いたことがあるか」と尋ねた。安石は、「まだ耳にして居りません」と答へると、帝は「では聞かしてやらう、世間の者はこんなことを言つてゐる。『朝廷では天變地異は畏れるに足らぬ。人の批評を意とするに足らぬ。祖宗の定められた掟は守るに足らぬと言つて、(どし〱舊法を棄てゝ新法を布いてゐるが、これは怪しからぬことだ』と內々惡口言つて居るさうだ。昨日も學士院から館員登用試驗の問題を持つて來たが、それには專ら此の三つのことを書いてあつた。(世間の評判は余程やかましいと見える)」と言つて(安石に注意した)。此の問題といふのは、實は司馬光が拵へたものであつた。光は屡々地方官にまはされたいと願つて、遂に永興軍の知事となつて陝西に行くことになり、ついで河南の許州に轉任を命ぜられたが。(赴任せずに)上書して曰ふには、「私は誠に無能で、群臣中最下等の愚者でございます。先見の明は呂誨に及びませ

募役法

ず、公平正直なことは范純仁程顥に及びませず、又蘇軾や孔文仲のやうに胸の中をずば〳〵としやべることも出來なければ、范鎭のやうな決斷心も持つて居りません。(此の愚者の申上げることには御無禮なことが多々ございませう。お氣にさはりましたら存分御處分下さいませ)と奏上した。これはこれまで屢々西京留司御史臺の判官にして戴きたいと願ひ出たが、(取上げられなかつたので、斯樣な上奏をしたのである。)それで今度やつと許されて西京洛陽に歸ることが出來た。其の後、(三年滿期の此の職を、四度つとめ、(都合十五年洛陽にゐて)。嵩山の崇福宮の提擧となつて都を出た。

語釋 外人(朝廷外の人、) ○天變不足畏(嘗て災變のあつたとき、帝が正殿を避けて謹愼して居ると、安石が、天變は天が勝手にすることで、人間に關係のあるものではありませんと言つたことがあるのを指す。) ○館職策問(館とは三館即ち昭文館、史館、集賢院、其の職員に任命する爲め、直學士即ち學士の下の者を試驗する其の問題。) ○呂誨先見(眞先に安石を彈劾したことを指す。) ○范鎭勇決(新法に合はずして速に隱退したことを指す。)

○歐陽修先知青州。以擅止給散青苗錢、徙知蔡州。至是乞致仕。○富弼先知亳州。坐格青苗法、徙知汝州。○中丞楊繪・裏行劉摯、以議新法罷。○罷差役行募役法。○立大學三舍法。○行市易法。○行保馬法。○頒方田

大學三舍法
平戎策
開熙河之役

均税法。○置熙河路、以王韶爲經略安撫等使。先是韶上平戎策。謂欲平西夏、當復河湟。今古渭之西、熙河蘭鄯、皆漢隴西等郡。吐蕃唃廝囉一族國其間。宜併有之以絶夏人右臂。安石以爲奇謀、始開熙河之役。韶克河洮岷疊宕等州、又據青唐咽喉之地。邊堠益斥。役兵之死亡甚多。

訓讀 歐陽修、先に青州に知たり。擅に、青苗錢を給散するを止むるを以て、徙りて蔡州に知たり。是に至つて乞うて致仕す。○富弼、先に亳州に知たり。青苗法を格するに坐して、徙りて汝州に知たり。○中丞楊繪・裏行劉摯、新法を議するを以て罷む。○差役を罷め、募役法を行ふ。○大學三舍法を立つ。○市易法を行ふ。○保馬法を行ふ。○方田均税法を頒つ。○熙河路を置き王韶を以て經略安撫等使と爲す。是より先、韶平戎の策を上る。謂ふ「西夏を平げんと欲せば、當に河湟を復すべし。今、古渭の西、熙河蘭鄯は、皆漢の隴西等の郡なり。吐蕃の唃廝囉一族、其の間に國す。宜しく之を併有し、以て夏人の右臂を絶つべし」と。安石、以て奇謀と爲し、始めて熙河の役を開く。韶、

河洮岷疊宕等の州に克ち、又青唐咽喉の地に據る。邊堠益々斥く。役兵の死亡、甚だ多し。

通釋 ○歐陽修は、さきに(山東の)知事となり、勝手に青苗錢の貸付を禁止したので、(河南の)蔡州に轉任されたが、(四年六月に至つて)、暇を願出て隱居して了つた。○富弼は、さきに(河南の)亳州の知事をしてゐたが、これ亦青苗法を行はなかつたといふ罪で、(河南の)汝州に移された。○御史中丞の楊繪と、監察御史裏行の劉摯とは、新法を攻撃したのがたゝつて、二人ともやめさせられて(地方官に落ちた)。○(三年十二月に、太宗以來の)强制賦役法を廢して、志願制度にした。○(四年十月に)、大學の學生を三等に分ち、(試驗により上級に進むやうにした)。○(五年三月に)、京都に市易務といふ役所を設け、(物價の調節をすると共に産業を奬勵し、旁ら政府も利を占めた)。○(五年五月には)、保馬法とて、保甲に軍馬の飼養を奬勵した。○千步四方の方田に等級を附けて税額を決定し、各縣は端數を切り上げて徵收することの出來ないやうにした。(五年十月に)、始めて熙河路を置き、其の長官に王韶といふ者を任用して、(西北國境地方に於いて國威の宣揚に力をそゝぐことになつた)。これより以前に、王韶は、(西夏が、宋の西部國境に、防備の手薄に乘じて侵入して來たので)、蠻族を平ぐる一策を獻じて曰ふには、「西夏を平げようと思ふならば、先づ其の前に、黄河・湟水の二水の

間の地を取り戻さなければなりませぬ。今の古渭の砦から西、熙・河・蘭・鄯の四州に至るまでの地は、皆漢の時の隴西郡の地で、（我が漢民族の所有地でありました）。そこへ吐蕃の唃厮囉の一族がやつて來て、我が物顏に占領して居りますから、これを征服して此の地を併せ有し、西夏の右臂を斷ち切つて了つたが上策でございます。」と申上げた。安石は、これはうまい方法であるといふので、始めれて熙河の方面に兵を出した。詔は其の大將となつて、河・洮・岷・疊・宕等の諸州を取り、敵ののどぶえともいふべき、青唐の地を占領して、其處に本營を置いた。斯様な勢で、國境は益々西へひらけて宋の領土は廣へなつたが、兵士の死亡する者は非常な數に上つた。

語釋　差役（人民を九階級に分け、上の四等を役にあて、下の五等を免除した賦役法。）　○募役（人民中から勞働者を募集し、勞銀を給して使用した法。）　○大學三舍法（大學の學生を三階級に區別して、初めの級は外舍に入れ、次の級は内舍に入れ、最上級は上舍に入れ、いづれも試驗を行つて、上級の舍に進ませる制度。）　○市易法（市場に賣れない貨物は政府に買上げ、又政府の所有貨物と交換もする。買いたいといふ者があれば勿論拂下げをする。それで需要供給の關係を調節して物價の變動が少くなる。又資金の融通を希望する者があれば、抵當を取つて貸附けをする。これには半年に一割の利を取る。）　○保馬法（前に出てゐた保甲法に伴ふ法である。各保で軍馬を飼ふ者には、一戸について一匹又は二匹を官より給し、毎年馬を檢査して死馬や病馬の出たときには保に辨償させる。）　○方田均稅法（千歩四方の田を方田とし、之を標準として、土地の肥瘠などによつて五階級に差をつけ、稅額を決定する、これを方田法といふ。均稅とは、縣吏は米や絹などの物を徴收する際、端數は端數として計算し、勝手に切り上げて餘分に取つてはならぬといふおきて、例へば五升八合といふ場合に八合を一升に勘定して六升として了つてはならぬといふのである。又別に免稅地をも折定した。）　○熙河路（地名、甘肅省鞏昌府。）　○經略安撫等使（經略は土他を侵してこれを取ること。安撫はなでしたがへること、征服といふも意味は同じ。使は常に見える勅使の長官。）　○河湟（河名、黃河と湟水此の二河の中間の地をさす。）　○熙河蘭鄯（地名、皆甘肅省。）　○咽喉之

地（のどぶえのやうな急所、一番大事な土地。）　〇邊堠（堠は、土で壇を築き、里程の標としたもので、五里に一つゞつ作つた。これがひらけるとは領土の擴がること。）

經制南北江蠻　浮屍蔽江　不雨　流民圖

〇中書檢正章惇察訪湖北。始議經制南北江蠻。辰州、南北江、乃古、錦州之地、接施黔牂柯。命章惇措置。惇言招諭梅山蠻徭。令作省戶、皆歡迎。其實殺戮、浮屍蔽江。〇置詩書周禮三經義局。安石提擧。呂惠卿及安石、子雱等爲檢討。〇熙寧七年。天久不雨。河東北・陝西、流民皆流入京城。而京城、外饑民尤多。監安上門鄭俠、畫爲圖、上書曰、陛下南征北伐、皆以勝捷之勢、作圖來上。無一人以天下憂苦妻子不相保、遷移困頓、遑遑不給之狀、爲圖而獻者。安上門逐日所見、百不及一。亦可流涕。況千萬里外哉。

訓讀　〇中書檢正章惇、湖北を察訪す。始めて議して、南北江蠻を經制す。辰州の南北江は、乃ち古の錦州の地にして、施黔牂柯に接す。章惇に命じて措置せしむ。惇、言ふ「梅山の蠻徭を招

き諭し、令して戸を省くことを作さしめ、皆歡迎す」と。其の實は殺戮して、浮屍、江を蔽ふ。○詩書・周禮三經義局を置く。安石提擧たり。呂惠卿及び安石の子雱等、檢討たり。○熙寧七年。天久しく雨ふらず。河東北・陝西の流民、皆流れて京城に入る。而して京城の外は饑民尤も多し。安上門を監する鄭俠、畫いて圖を爲り、上書して曰く「陛下、南征北伐、皆戰捷の勢を以て、圖を作りて來りて上る。一人も、天下憂苦して、妻子相保たず、遷移困頓して、遑遑として給せざるの狀を以て、圖と爲して獻ずる者無し。安上門、逐日見る所、百にして一に及ばず。亦涕を流すべし。況んや千萬里の外をや」と。

通釋 ○（其の翌日）中正檢正の章惇を、湖北察訪使として同地方を巡視せしめた。（そして、惇の巡視の報告に基づいて）始めて南江、北江の蠻族を征服する計畫を立てた。この南北江といふのは、昔の錦州の地で、施州、黔州、牂柯郡等に接して、蠻族の占據してゐる土地である。それでこれらの處置は、一切章惇に命じて處分させた。惇は復命して曰ふには、「梅山の蠻族を呼んで、よく話して聞かせましたところ、（皆歸順しましたので）、布令を出しまして、戸數を少くして彼等の稅金と賦役を輕減してやりました。彼等は大變歡迎しまして、（御上の御威光に服して居ります。）とまことしやか

に申上げたが、實は皆引き捕へて斬り殺し、(悉く楊子江に投げ込んだのである)。其の時には死骸が楊子江の水面を被ふ程流れてゐたといふ。〇(六年三月に)・詩經・書經・禮記の三經義局を置いて、(三經の新解釋をさせた)。王安石は其の總裁となり、呂惠卿と安石の子の雱といふのが監督官になつた。〇熙寧六年七月から七年の四月まで、雨といふ雨が降らず、(その爲に作物は全滅して、食ふ物がなくなり)、河東・河北・陝西の窮民は、食を求めてぞろ〳〵と京師に流れ込み、しかもまだ都の外には、飢餓に瀕してゐる國民が充滿してゐるといふ、目もあてられぬ慘狀であつた。當時、都の安上門の監視をしてゐる鄭俠といふ者が、(此の有樣を見るに忍びず飢民塗炭の苦しみの實況を)寫生し、書を上つて曰つた。「陛下が、南に北に征伐をなさいますのに、皆皇軍戰勝の光景ばかりを畫いて獻上して居ります。誰一人として、此のやうに、天下の民が憂へ苦しみ、妻や子とも散り〴〵になつて、あちらへさまよひこちらへうろつき、衣食に事缺いてうろ〳〵してゐる有樣を畫いて上つた者がございません。(此の繪は)、私が安上門の監視をして居りまして日々此の眼で見ましたことでございます。これは、とても國民の苦しみの百分の一をもあらはして居りまんが、それでも思はず涙をさそひます。まして、見ぬ千萬里外の民の苦しみは、またどんなでございませうか」と奏上した。

傳法沙門

護法善神

手實法

自金陵七日至闕下

語釋 察訪（巡視に同じ。）○湖北（洞庭湖の北の地。）○經制（前の經略安撫と同じ。）○錦州（地名、湖南省の西部。）○施州（地名、湖北省に屬す。）○黔州（地名、四川省に屬す。）○牂柯郡（地名、貴州に屬す。）○招諭（まねきさとす。）○梅山（地名、湖南省に屬す。）○蠻徭（徭は、南夷の種名。）○省レ戶（戶數を少くして、税金や賦役を減じてやること。）○經義局（經書の意義を研究する役所。）○提擧（總裁。）○檢討（監督官。）○河東北（河東及び河北。）○流民（衣食に窮して流れ歩く民。）○監（目付役、監視人。）○安上門（都の城門の名。）○妻子不二相保一（妻や子と一緒に生活することが出來ず、散り〲ばら〲になること。）○遷移困頓（あちらこちらさまよひ歩き苦しみなやむこと。）○遑々（うろ〲するさま。又せはしいさま。此處では初の方がよい。）○逐日（毎日。）○百不レ及レ一（百分の一にも足らぬ。）

時以旱故求直言。言者皆咎新法。上疑欲罷之。安石不悅、求去。除知江寧府。安石薦韓絳代己爲相、呂惠卿爲參政。時號絳爲傳法沙門、惠卿爲護法善神。惠卿建議、免役出錢不均、出於簿書之不善。行手實法。惠卿既得勢、恐安石復入、遂逆閉其途、出安石私書。有勿令上知之語。凡可以害安石者、無所不用其智。又數與絳忤。絳乘間白上、復相安石。安石罷不一年再入。聞命不辭。自金陵七日至闕下。後數月、絳與惠卿相繼罷。○行戶馬、

法。

【訓讀】時に旱を以ての故に直言を求む。言者、皆新法を咎む。上、疑ひて、之を罷めんと欲す。安石悅ばず、去らんことを求む。知江寧府に除す。安石、韓絳を薦めて己に代りて相たらしめ、呂惠卿を參政と爲す。時に絳を號して傳法沙門と爲し、惠卿を護法善神と爲す。惠卿、建議す、「免役出錢均しからざるは、簿書の不善に出づ」と。手實の法を行ふ。惠卿、既に勢を得て、安石の復び入らんことを恐れ、遂に逆め其の途を閉ぢ、安石の私書を出す。上をして知らしむる勿れの語有り。凡そ以て安石を害ふべき者は、其の智を用ひざる所無し。又數々絳と忤ふ。絳、間に乘じて上に白して復た安石を相とす。安石、罷められて一年ならずして、再び入る。命を聞きて辭せず。金陵より七日にして闕下に至る。後數月、絳と惠卿と相繼ぎて罷めらる。○戶馬の法を行ふ。

【通釋】（さて雨は何時になつても降らぬ。民の苦しみは愈々言語に絕する。流石の朝廷も遂にはうつて置けなくなつたので）帝は詔書を下し、旱魃の原因は如何なる朕の不德に依るのであらうかと、廣く國民の意思を問うた。此の時、朝廷に出て直言をした者は、皆口を合はせたやうに、旱魃は王安石

の新法の祟りであると論じたので、帝も、或はそれが眞實であるかも知れぬと思つて、新法の取消しをしようとした。安石は不快でたまらず。それでは辭職させて戴かうと申出たので、(其のまゝ勅許あつて)、江寧府の知事に轉任させられた。(しかし安石は朝廷を退く際)、同志の韓絳といふ者を推薦して、自分の後任とし、呂惠卿を參知政事とした。(此の二人は、王安石の新法を受けついで其のまゝ忠實に實行してゆく、傳法護法の人形に過ぎなかつたので)、世間は、絳を傳法沙門と綽名し、惠卿を護法善神と呼んだ。惠卿は、免役法について、民の上納金に多い少いがあつて頗る不公平であるのは、財產調杳の帳簿の不完全な爲であると建議して、新しく手實の法とて、民に資產所有物をすつかり書き出させそれによつて悉く稅金を取るやうにした。惠卿は、既に朝廷に立つて勢力を得て來ると、(最早や引立てゝ貰つた安石の恩を忘れて)再び安石が都に還つて來ることを恐れ、前以て安石の再任の途をふさがうと、安石から來た私信を帝に見せた。其の中に「此の事は陛下には秘密にしてくれ」と書いてあつた(ので、わざと帝に見せて仲を裂かうとしたのである)。其の他、少しでも安石を斥けるのに都合のよいことは、百方智慧をしぼつて運動した。又、度々絳と衝突して仲違ひになつたので、絳は(惠卿をやり込めてやらうと)、隙をねらつて帝に、安石を復活されるやうに言上した。それが奏

韓琦薨

御製碑

功して、安石は、前に罷められてから一年たゝぬうちに又朝廷にはひつて、宰相の椅子につくことになつた。(安石は、勿論心から朝廷を退いたのではないので)、再任の辭令を受け取ると、辭退どころか、金陵から僅か七日で宮城に馳せつけた。かくて數月後には絳も惠卿も二人とも罷めさせられた。

○保馬法を實施した。(これは前に特定の地域に限つて施行されたのであるが、今度は廣く各地に行つたのである)。

語釋　求直言(旱魃は、天子の不德に怒つた神のしわざであるとして、廣く人民に募つて、天子の行ひに過あるのを憚らず上言させる。)　○傳法沙門・護法善神(沙門は僧の意。當時、佛敎が盛であつたので、斯樣の言葉が用ひられたのである。傳法は新法を傳へる。護法は新法を護るといふ意味。)　○免役出錢(免役法を行ふについて民からの上納錢。)　○手實法(一切の資產を人民に書き出させ、それを基本にして殘す所なく稅をかける法。)　○逆閉其途(逆は豫、あらかじめ。王安石が再び朝廷に還つて來れないやうに復活の途をたちきること。)　○私書(私信、內々の手紙。)　○忤(さからふ。)　○金陵(江寧の古名。)　○戸馬法(保馬法に同じ。)

○判相州韓琦薨。琦天資忠厚、能斷大事。治平間爲首相、政事問集賢、典故問東廳、文學問西廳、大事則自決之矣。出判相州。初言靑苗不便。朝廷不從。卽命散給曰、藩臣之體當如是。在鄉郡八年而終。御製碑曰、兩朝顧

命定策元勛之碑。

訓讀 ○判相州の韓琦、薨ず。琦は天資忠厚、能く大事を斷ず。治平の間、首相と爲り、政事は集賢に問ひ、典故は東廳に問ひ、文學は西廳に問ひ、大事は則ち自ら之を決す。出でゝ相州に判たり。初め青苗の不便を言ふ。朝廷從はず、卽ち命じて散給して曰く、「藩臣の體、當に是の如くなるべし」と。鄕郡に在ること八年にして終る。御製の碑に曰く、兩朝の顧命定策元勛之碑」と。

通釋 （熙寧八年六月に）、相州の通判の韓琦が薨去した。琦は、生れつきまじめでおとなしく、しかも凜乎たる所があつて、能く重大事を處決した。（英宗の）治平年間に總理大臣となり、政治に關しては專ら（次席の）集賢學士（曾公亮）に諮り、典例故實は東廳（參知政治趙槪）に問ひ、文學は西朝（の參知政事歐陽修）に尋ね、たゞ重大事件のみは自ら之を決斷した。其の後地方に出て、相州の通判となつた。初め、青苗法の不便を論じて之を廢止させようとしたが、朝廷では相手にしなかつたので、青苗錢を其のまゝ民に與へて了つて「地方官の政治はこのやうにしなければならぬものだ」と豪語した。かくて琦は、鄕里の相州を治むること八年にして死んだ。帝は其の死を哀み、碑銘に親しく筆を

とつて「兩朝顧命定策元勛之碑」と書いた。

語釋 判相州(相州の通判、相州は河南省高陽縣、通判は地方廳の目付て殆んど長官の實權を握つてゐる。) ○首相(數人の宰相の首席、總理大臣。) ○集賢(集賢學士曾公亮。) ○典故(典例故實。) ○東西廳(いづれも參知政事の役所東廳は趙概、西廳は歐陽修。) ○散給(青苗錢を民に分け與へる。) ○藩臣(地方官。) ○體(政治のしぶり。) ○鄉郡(相州は琦の鄉里である。) ○兩朝顧命定策元勛之碑(兩朝は仁宗と英宗をさす。顧命とは先帝の遺言。仁宗の遺言によつて英宗と、英宗の遺言によつて今上を策立せる勳功大なる元老との意。勛は勳。)

○命韓縝如河東割地。先是遼使屢至言、河東沿邊增修戍壘、起鋪舍侵入彼國蔚應朔州界。乞行毀撤別立界至。蓋遼人見朝廷招高麗、建熙河、西山植楡柳、創保甲、築河北城池、創都作院、降弓刀新樣、置界北三十七將、疑有復燕之意、故以爭地界爲名、觀朝廷所以應。安石斷之曰、將欲取之、必姑與之。東西失地七百里。

訓讀 韓縝に命じて、河東に如きて地を割かしむ。是より先、遼の使屢々至りて言ふ、「河東は沿邊に戍壘を增修し、鋪舍を起して、彼の國の蔚應朔の州界に侵入す。乞ふ、毀撤を行うて、別に界至を

立てん」と。蓋し遼人、朝廷の高麗を招き、熙河を建て、西山に楡柳を植ゑ、保甲を創し、河北城池を築き、都作院を創し、弓刀新樣を降し、界北の三十七將を置くを見て、燕を復するの意有るを疑ひ故に地界を爭ふを以て名と爲し、朝廷の以て應ずる所を觀る。安石、之を斷じて曰く、「將に之を取らんと欲すれば、必ず姑く之に與へん」と。東西地を失ふこと七百里。

通釋　(八年七月に)韓縝に命じて、河東に行つて地を割いて遼に讓らしめた。(これは次のやうな理由によるのである)。これよりさきに、度々遼の使者が來て、「貴國は、(我が國との境なる)河東の國境に堡壘を增築したり、商店を設けたりして、我が國の蔚州・應州・朔州の界內に侵入して來られたが、(これは誠に不都合のことである。以後はかゝる事無きやう、かくの如き造營物はすつかり取り拂ひ、別に兩國の境界石を立てようではないか」とねぢん込んで來た。これは、近頃、宋が高麗を招いて屬國にした、熙河路を新しく開いたり、叉西山に楡や柳を植ゑて遼兵の侵入を妨げ、保甲法を布いて軍備の充實をはかり、河北の城池を修繕し、都作院といふ役所を新設して新兵器を發明させたり、北境に三十七將を置いたりして、戰爭の用意をしてゐるのを見て、遼ではこれは長らく失つてゐた燕以北の地を恢復する下拵へに違ひないと感づき、わざと國境協定を名として使者を遣し、宋が何と返

談先王
行管商

欲興兵
報復

事するかを伺ひに來たのである。王安石は之を處斷して、「將に之を取らんと欲すれば、先づ與へよだ。暫く辛抱したがよからう」と言つて、河東の地七百里を遼に與へた。

語釋 沿邊(國境地方) ○戍壘(とりで。) ○鋪舍(商店。) ○彼國(遼のこと。宋の日からは彼の國になるが、遼自身の言ならば我が國となるべきところ。) ○毀撤(こはしのぞく。) ○界至(境界。) ○植楡柳(楡はにれ、楡や柳を密生させて遼騎の侵入を妨げるのである。) ○都作院(武器を作る役所そこで新型の弓や刀を試作し、地方に下してそれを見本として製作させたのである。) ○新樣(新しいかた。) ○欲取之必姑與之(老子の語。)

○安石再相二年。屢謝病。子雱死。求去尤力。上益厭其所爲、出判江寧府。遂不復用。自安石用事、口談先王、而專行管商之政。知上有富强之志、思所以濟其欲。謂立法當用小人、而後以君子守之。不悟其無是理也。天下騷然、而國未嘗富。邊鄙生事、徒多喪敗、而國未嘗强。西鄙自治平末、种諤取綏州、夏人卽欲興兵報復。

訓讀 ○安石再び相たること二年、屢〻病を謝す。子雱死す。去らんことを求めて尤も力む。上益

益〻其の爲す所を厭ひ、出して江寧府に判たらしめ、遂に復用ひず。安石の事を用ひしより、口に先王を談じて、專ら管商の政を行ひ、上の富强の志あるを知りて、其の欲を濟す所以を思ふ。謂ふ「法を立つるには當に小人を用ひ、而して後に、君子を以て之を守らしむべし」と。其の是の理無きを悟らざるなり。天下騷然として國未だ嘗て富まず。邊鄙事を生じ、徒に多く喪敗して、國未だ嘗つて强からず。西鄙は、治平の末に、种諤、綏州を取りしより、夏人卽ち兵を興して報復せんと欲す。

〔通釋〕○安石は再び朝廷に還つて宰相をつとむること既に二年になつたが（新法は思はしき成績をあげず、乾分達も追々に離れてゆくのに氣を腐らし）、度々病と稱して職を解かれんことを願ひ出てゐたが、息子の雱が夭死すると、（愈々淋しくなり）、極力辭職を乞うた。帝も近頃安石の所作を不快に思つて居たので、これをいゝことにして、望みを叶へ、朝廷から出してさきと同じ江寧府の通判に任じ、最早やこれで生涯宰相の地位にはつけなかつた。安石は國政を專らにするやうになつてからは、口を開けば堯舜文武を稱し、（而かも實際行ふ政治は）、管仲商鞅輩の富國强兵の霸道に過ぎなかつた。帝に富國强兵の志のあるのを知り、これを充たして帝に取り入らうとしたのである。安石

の信條として、新しい法律を作る際には、初め小人を用ひて自分の思ふがまゝに取りきめ、あとは溫厚の君子を用ひて之をそのまゝ施行させるのが上策であると考へてゐた。こんな道理が世にあるべき筈がないのを、安石は氣がつかなかつたのである。だから(新法施行以來)、天下は騷然とやかましく、高國の術はならず、却て國境にいさこさを生じて廣大の土地を損失し、强兵の實も擧がらなかつたのである。西邊は治平四年に、邊將种諤が夏の綏州を取つてから、夏は必ず兵を起して報復しようと構へてゐた。

語釋　謝病(病と稱して辭職を願出る。)　○管商之政(齊の管仲、秦の商鞅の行つた富國强兵の覇道、詳しくは其の條を見よ。管仲は春秋、商鞅は戰國。)　○無是理(斯樣な道理のあらう筈がない。)

秉常　起彝　交人入寇

夏主諒祚卒。子秉常立。大入寇。安石雖用王韶取熙河之策、徒構怨西蕃、致鬼章等屢爲寇患、初不能以此制西夏。所用沈起・劉彝、又生釁南方。交趾李日遵卒、子乾德立。起・彝相繼知桂州。集土丁爲保甲、於海濱集舟師、敎水戰、禁止州縣與交人貿易。交人大擧入寇、圍邕州陷欽廉、聲言中國

作青苗助役法、以困民、出兵相救。安石怒、遣趙卨等討之。官軍死者十六。兵禍訖安石之去而未已。呉充王珪繼安石爲相。充先在政府、數言政事非便。既代安石。蔡確・鄧潤甫等共攻之、不能去。

訓読 夏主諒祚卒す。子秉常立つ。大に入寇す。安石、王韶の熙河を取るの策を用ひしと雖も、徒らに怨を西蕃に構へて、鬼章等が屢々寇患を爲すを致し、初めより此を以て西夏を制する能はざりき。用ふるところの沈起・劉彝又釁を南方に生ず。交趾の李日遵卒し、子乾德立つ。起・彝相繼ぎて桂州に知たり。土丁を集めて保甲と爲し、海濱に於て、舟師を集めて水戰を敎へ、州縣と交人と貿易するを禁止す。交人大擧して入寇し、邕州を圍み、欽・廉を陷れ、聲言すらく「中國、青苗・助役の法を作りて、以て民を困しむ、兵を出して相救はん」と。安石怒りて、趙卨等を遣して之を討たしむ。官軍の死する者十に六。兵禍、安石の去るに訖ぶまで未だ已まず。呉充・王珪、安石に繼ぎて相となる。充、先に政府に在りて數々政事の便に非ざるを言ふ。既にして安石に代る。蔡確・鄧潤甫等、共に之を攻めしも、去る能はず。

【通釋】たま／＼夏主諒祚が死に、子の秉常が位に卽くと、大擧して宋に侵入して來た。安石は、王韶の建言にもとづき、熙河を取つて(夏の右臂をもがうとしたが)、却て土着の部族の怒りを招き、(土地は取ることは取つたもの)、酋長鬼章等に屢々攻め込まれ、豫期通り西夏の侵入を牽制することは出來なかつた。また(南方經略の爲に)、新に拔擢した沈起と劉彝は、交趾と事を構へるやうになつた。時恰も交趾では、王の李日遵が死んで、子の乾德が代つて立つた時であつた。起と彝は相ついで桂州(廣西省)の知事となり、桂州の青年を集めて保甲法を行ひ、海岸には海軍を編成して水戰を敎へ、そして管內の民の交趾と貿易するのを禁止した。交趾人は大いに怒り、大擧して攻め入り、邕州(廣西省)を圍み欽州廉州(廣東省)を陷れ、聲言して曰ふには、「中國が青苗錢や助役法を作つて民を困めたから、今兵を出して之を救ふのだ」と言ひふらした。安石は之を聞くと大いに怒り、趙卨を遣して之を討たしめた。しかし、(暑氣は烈しく、土地には馴れず、病に斃れる者多く)宋軍の死者は六割にも達したが、(交趾を服することは出來ず)、戰亂は安石が朝廷を去る時になつてもまだやまなかつた。(安石が江寧府に行つてから)、吳充と王珪の二人が大臣となつた。充はさき政府にあつて、屢々新法の不便を論じたことがあつたので、今度大臣になつたのである。(しかし相位についてからは存

贏得兒童語音好

斥鹵變二桑田一

外に失政が多く、參知政事の蔡確や御史中丞の鄧潤甫に攻撃されながら、責を引いて辭職する勇氣なく、相當批難があつた。

語釋　取二熙河一之策（王韶の平戎策、前に見えた。）○生レ釁（戰爭を起す。）○土丁（土民の壯丁。）○交人（交趾人。）○聲言（言ひふらす。）○十六（十中の六。六割。）○訖（オヨブと訓んで至り及ぶこと。）○不レ能レ去（自ら勇退することが出來なかつたといふ意。通釋を見よ。）

○元豐二年、知湖州蘇軾、安二置黃州一。先レ是、中丞李定言。軾自二熙寧一以來、怨二謗君父一。舒亶亦言。軾議二時事一。陛下發二錢本一、以業二貧民一、則曰、贏得兒童語音好。一年强半在二城中一。明法以課二試羣吏一、則曰、讀二書萬卷一不レ讀レ律。致二君堯舜一終無レ術。興二水利一、則曰、東海若知二明主意一、應レ敎二斥鹵變一二桑田一。謹二鹽禁一、則曰、豈

以譏謗爲主

是聞詔解忘味。邇來三月食無鹽。其他觸物卽事無不以譏謗爲主。

訓讀 ○元豐二年、知湖州蘇軾、黃州に安置す。是より先、中丞李定言ふ、「軾、熙寧より以來、君父を怨謗す」と。舒亶も亦言ふ、「軾、時事を議す。陛下、錢本を發し、以て貧民を業れば、則ち曰く、『贏ち得たり、兒童語音の好を。一年强半、城中に在り』と。明法、以て群吏を課試すれば、則ち曰く、『書を讀む萬卷、律を讀まず。君を堯舜に致す、終に術無し』と。水利を興せば、則ち曰く、『東海若し明主の意を知らば、應に斥鹵をして桑田に變ぜしむべし』と。鹽禁を謹めば、則ち曰く、『豈是れ詔を聞き味を忘るるを解せんや、邇來三月、食に鹽無し』と。其の他物に觸れ、事に卽き、譏謗を以て主と爲さゞるなし』と

通釋 ○元豐二年に、湖州(浙江省)の知事蘇軾が、黃州(湖北省)に左遷された（さうなつたわけは次のやうである)。これよりさきに、御史中丞の李定が上奏して、「蘇軾は熙寧三年に貶せられてから、深く陛下をお怨み申して居ります」と曰つた。すると、舒亶も亦奏して曰ふには、「軾は當代の御政事を批評しまして、陛下が青苗の法を發布せられて、資本金を下して貧民をお助けになりますれば、軾

は詩を作つて諷して申しますには、『靑苗錢のお蔭で何の利益もなかつたが、せめて子供の言葉遣ひが城下風になつた位が唯一の獲物だ。（借り受けの手續きやら、返金滯納のおことわりやらで）、一年の半分は城下に呼び出されてゐるからだ』と誹つて居ります。又法律を明にするため、官吏登用の試驗に法科をお定めになりますれば、彼は、『萬卷の書を讀んでも、法律書を讀んでゐないから、我が君を堯舜の如き聖天子に致さうとしても、其の方法さへつかぬ』と笑つて居ります。又河水を通じて耕田灌漑の利をお興しになりますと、やはり詩を作つて、『東の海が若し陛下の有難い大御心を知つたならあの海岸の潮に濕つた不毛の地を、忽ちにして靑々とした桑田に變へてくれるであらう』と申します。又鹽の秘密賣買を嚴重に取締りますと、『昔、孔子は齊に在つて、舜帝の德を稱へた音樂を聞いて樂しさの餘り、三月ケの間肉の味を知らなかつたといふが）、今はそんな音樂の爲に味がわからぬのではない。既に三ケ月鹽が嘗められぬので、物の味がちつともわからぬ』と皮肉つて居ります。其の外、何につけかにつけ詩を作れば御上の惡口を主にしないものはありません」と言上した。

【語釋】 怨謗（うらみそしる。） ○君父（君と父と、又單に君のみをさす。此處は其の意味。） ○錢本（資本金。） ○業（たすくと訓む。） ○贏得（儲物する。） ○語音好（言葉遣ひがきれい。） ○一年强半（一年の中半分以上。） ○課試（試驗の科目として課する。） ○水利（田地の灌漑の便利。） ○斥鹵（二字共に鹽氣の多い作物の出來ない地。）

追軾檜詩

連坐二十二人

○醵禁（醵を官業にして民間人々の酤買を禁ずる。即ち專賣。）　○聞韶忘味（孔子、齊に在りて、韶を聞きて樂しさの餘り、三月肉の味ひを忘れたといふこと論語にあり。韶は舜帝の德を讚美した音樂。）

乃追軾、繫御史獄、詔定與張璪推治。王珪言軾有不臣意。擧軾檜詩。根到九泉無曲處。世間惟有蟄龍知。陛下飛龍御天、而軾彼欲求之地下之蟄龍。非不臣而何。上曰、彼自詠檜。何預朕事。上本無意罪軾。吳充・王安禮皆勸上容之。獄成而有是命。弟轍亦坐救軾而貶。坐軾詩案黜罰者、張方平・司馬光以下二十二人。上實憐軾、尋移汝州。且復用矣、爲蔡確・張璪等所沮。

通譯　乃ち軾を追うて、御史の獄に繫ぎ、定と張璪とに詔して推治せしむ。王珪言ふ、「軾、不臣の意有り」と。軾の檜の詩を擧ぐ。「『根は九泉に到りて、曲處無し、世間惟蟄龍の知る有り』と。陛下は飛龍天に御するがごとし。而して軾は、彼れ之を地下の蟄龍に求めんと欲す。不臣に非ずして何ぞ」と。上曰く、「彼自ら檜を詠ず。何ぞ朕の事に預らん」と。上、本軾を罪するに意無し。吳充・王安禮

皆上に勸めて之を容さしむ。獄成りて是の命有り。弟轍亦た軾を救ふに坐して貶せらる。軾の詩案に坐して黜罰せらるゝ者、張方平・司馬光以下二十二人なり。上、實に軾を憐む。尋いで汝州に移し、且に復だ用ひんとして、蔡確・張璪等の爲に沮まる。

〔通釋〕そこで軾を追捕して御史臺の牢屋に繫ぎ詔を下して李定と張璪の二人に軾の罪を取調べさせた。すると更に又宰相王珪が、軾の作つた檜の詩を持ち出して、軾に不臣の心があると言つて騷ぎ出した。其の言ふことは、「檜の根は、地の底の底まで延びてゐるが、ちつとも曲つてはゐない。それは唯、地中にこもつてゐる龍が知つてゐるだけだと申して、自分には少しもやましい點はない、それは唯、地中の龍が知つてゐるといふ意味を歌つたのでございます。陛下は、天上をかけめぐる龍に比せられる方でございますのに、地中にこもつてゐる龍とは聞き棄てならぬ言葉でございます。これは確かに陛下を蔑にした不臣の句でございます」と言ふのであつだ。しかし帝は、「軾は勝手に檜のことを詠んだゞけだ。朕の知つたことではない」と言つて取り上げなかつた。もと〳〵帝は、軾を處分する意向はちつともなかつたのである。それに吳充や王安禮も皆、軾をお容しなされと帝に勸めたので、李定等の作製した有罪の判決文が出來上つた時、赦免の勅詔が出て、黄州に轉任になつたのである。

軾の弟の轍も亦、兄を救はうとして上書し、却て官を貶された。其の他、軾の詩の問題の爲に、まきぞへを食つて、或は罰せられ或は官を貶された者は、張方平、司馬光以下二十二人に上つた。帝は實は、蘇軾を可哀さうに思つたが、（周圍の事情已むを得ず、一度黄州に左遷し）、間もなく汝州に轉任させ、近くまた朝廷に呼び戻さうとしたが、蔡確、張璪等に妨げられて實行し得なかつた。

語釋 追レ軾（軾を追捕する。湖州に召取りにゆく。） ○推治（罪狀を吟味し調書を作る。） ○不臣（臣としてあるまじき不敬の行爲。） ○九泉（地中のどんぞこ。） ○蟄龍（地中に蟄伏せる龍。） ○預（關係する。與に同じ。） ○詩案（詩の問題。） ○黜罰（黜は、しりぞける。）

○吳充罷。踰レ月而卒。○元豐元年、大正二官名一。元豐五年、官制成。改二平章事一爲二左右僕射一、以二王珪・蔡確一爲レ之。參知政事爲二門下中書侍郎一、章惇・張璪爲レ之。置二尚書左右丞一、蒲宗孟・王安禮爲レ之。以二三省一統二領百職一。中書取レ旨、門下覆奏、尚書施行。珪爲レ相。人謂二之三旨宰相一。凡事惟曰レ取二聖旨一、得二聖旨一則曰レ領二聖旨一、退書レ之則曰レ奉二聖旨一而已。上厭レ之。確請レ珪曰、上久欲レ取二靈武一。公能

任責、則相位可保也。珪喜如其言。命内侍李憲等、分道伐夏國、攻靈州。不克。士卒死、及凍餒者十五六。憲上再擧之議。徐禧又議築永樂新城。夏人大擧攻城。城陷、禧等蕃漢官及諸軍、死者萬三千。上聞奏慟哭。

訓讀 ○吳充罷められ、月を踰えて卒す。○元豐元年、大に官名を正す。元豐五年、官制成る。平章事を改めて左右僕射と爲し、王珪・蔡確を以て之と爲す。參知政事を門下中書侍郎と爲し、章惇・張璪を之と爲す。尙書左右の丞を置き、蒲宗孟・王安禮を之と爲す。三省を以て百職を統領せしむ。中書旨を取り、門下は覆奏し、尙書施行す。珪、相と爲る。人之を三旨宰相と謂ふ。凡そ事惟だ聖旨を取ると曰ひ、聖旨を得れば則ち聖旨を領すと曰ひ、退きて之を書すれば、則ち聖旨を奉ずと曰ふのみ。上、之を厭ふ。確・珪に謂ひて曰く、「上、久しく靈武を取らんと欲す。公、能く責めに任ぜは、則ち相位保つ可きなり」と。珪、喜びて其の言の如くす。内侍李憲等に命じ、道を分ちて夏國を伐ち、靈州を攻めしむ。克たず、士卒死し、及び凍餒する者十に五六なり。憲、再擧の議を上る。徐禧、又、永樂の新城を築かんことを議す。夏人大擧して城を攻む。城陷り、禧等の蕃漢官及び諸軍の死す

る者萬三千。上、奏を聞きて慟哭す。

〔通釋〕（元豐三年三月に）、吳充は職を罷めさせられて、翌月病死した。○元豐三年に官制の大改革に着手し、五年に出來上つた。（其の主要な點を言ふと）、先づこれまでの同平章事を左右の僕射と改稱し、王珪・蔡確を之に任じた。參知政事を門下中書侍郎と改め、章惇・張璪を之に任じた。尙書省には左右の丞を置き、蒲宗孟、王安禮を以て之に充て、この中書、門下、尙書の三省で朝廷の百官を統率させた。中書省は、帝の旨を伺ひ、門下省は具體案を作つて裁下を仰ぎ、尙書省は之を實行するのである。王珪は大臣（僕射）となつたが、人は珪を三旨の大臣と綽名して（馬鹿にした）。それは（實權を全く蔡確に奪はれて）、何事も先づ聖旨を伺ふと言ひ、次に裁下を得れば、聖旨を領したと言ひ、最後に退いて之を記錄すれば、聖旨を奉ずと言ふ。（卽ち中書、門下、尙書三省の仕事を事務的に行ふだけで、何等大臣としての經綸を行ふ所が無かつたので、かく綽名されたのである）。帝も王珪を好かなかつたので、蔡確は（親切ごかしに）珪に言ふには、「陛下は久しい以前から西夏の靈州、武州を取りたがつて居られる。だから、君がうまくやつて二州を取ることが出來たら、君の大臣の地位は安全だらうとすゝめた。珪は喜んで、早速其の言に從ひ、（帝を動かして西夏討伐の軍を起させ）、宦官

富弼遺表

斯須不忘朝廷

の李憲等に命じて、道を分つて諸道から西夏に入り、目的の靈州を攻撃させたが、遂に城は陷ちず、(却て兵糧に不足を來し、或は寒氣に苦しめられ)、凍死する者餓死する者續出し、遂に全軍の十分の五六は失つて了つた。李憲は(之に懲りず)、再擧をはからうと議し、徐喜といふ男も永樂(地名、陝西省)に新城を築かうと願ひ、(大急ぎで造り上げたはよかつたが)、忽ち夏軍が大擧して攻め落して了つた。此の戰地で、喜徐を初めとし、夷人漢人の官吏及び士卒の戰死する者一萬三千人に上つた。帝は此の報知を得て、聲を限りに泣き悲しんだ。

語釋 元豐元年(三年の誤り。) ○平章事(同平章事のこと、宰相、大臣。) ○取レ旨(帝の聖旨を伺ふ。) ○覆奏(伺ひ得た思召しによつて其の案を作り、奏上して御裁下を仰ぐ。) ○施行(實際に行ふ。) ○靈武(西夏の地名、靈州、武州甘肅省の地。) ○內侍(宦官のこと。) ○十五六(十分の五六、卽ち五六割。) ○蕃漢官(歸化せる外人や漢人の官吏。) ○慟哭(いたみ泣く。大聲をあげて悲しみ泣く。)

○富弼上遺表言、忠諫杜絕、諂諛日進、興利之臣、爲國斂怨。又言、西事大可憂。望留聖念。弼、早有公輔之望。名聞夷狄。遼使每至、必問其出處安否。忠義之性、老而彌篤。家居一紀、斯須不忘朝廷。至是薨。○宰相同對。上有

資治通鑑

上有レ疾

無人才之歎。蒲宗孟曰、人才半爲司馬光邪說所壞。上不語。視宗孟久之曰、蒲宗孟乃不取司馬光邪。宗孟尋罷。司馬光資治通鑑成。上卽位之初、已嘗御製序。至元豐七年、書始上。初官制將行、上欲取新舊人兩用之、曰、御史大夫非司馬光不可。蔡確曰、國是方定。願少遲之。既而上有疾。又曰、來春建儲。當以司馬光・呂公著爲師保。公著夷簡子也。

【訓讀】〇富弼遺表を上りて言ふ、「忠諫杜絶して、諂諛日に進み、興利の臣、國の爲に怨を斂む」と。又言ふ、「西事、大に憂ふ可し、望むらくは聖念を留められんことを」と。弼、早く公輔の望有り。名、夷狄に聞え、遼の使至る毎に、必ず其の出處安否を問ふ。忠義の性、老いて彌々篤く、家居一紀、斯須も朝廷を忘れず。是に至りて薨ず。〇宰相同じく對す。上、人才無きの歎有り。蒲宗孟曰く、「人才の半は、司馬光の邪說の壞る所と爲る」と。上、語らず、宗孟を視ること久しくして曰く、「蒲宗孟は乃ち司馬光を取らざるか」と。宗孟、尋いで罷めらる。司馬光の資治通鑑成る。上、卽位の初、已

已に嘗て御製の序あり。元豐七年に至り、書始めて上る。初め官制將に行はれんとするや、上、新舊人を取りて、兩つながら之を用ひんと欲す。曰く、「御史大夫は司馬光に非ざれば不可なり」と。蔡確曰く、「國是方に定まる。願はくは少しく之を遲て」と。既にして、上、疾有り。又曰く、「來春、儲を建てば、當に司馬光・呂公著を以て師保となすべし」と。公著は夷簡の子なり。

通釋 ○(元豐六年六月に富弼が薨じた)。富弼は死に臨み、遺表を上つて曰ふには、「忠信直諫の途はふさがつて通ぜず、諂らひおもねる姦臣のみ、日々陛下のお前に進み、國利を興すと稱する一派の輩は、却て國の爲に人民の怨みを集め、天下は騷然として靜まる時もありませんと」。又曰ふ、「西邊西夏との紛擾は、事態重大でございます。陛下、願はくは聖慮をおとどめ下さいませ」と。弼は早くから三公として天子、輔弼の大任に適してゐるとの人望が高かつた。其の名は外國の間にも聞え、遼の使者が中國に來る度に、必ず富弼の動靜安否を問うた。生れつき忠義の性は、老いて益々篤く、家に居ること十二年、其の間片時も朝廷のことも忘れず、國家の前途を憂慮してゐたが、遂に今薨去したのである。○或時、宰相達が打ち揃つて御前に召されて、色々下問に奉答したことがあつた。其の席で、帝は(朝廷に)人才の無いことを嘆くと、蒲宗孟が、「(人才は決して無かつたわけではありま

せんが)、其の半は、司馬光のよこしまな説の爲に蹂みにじられて、退いて了つたのであります」と答へた。帝は無言のまゝ、しばらくじつと宗孟の顔を見つめた後「蒲宗孟よ、お前は司馬光の人物を好まぬのか」と曰つた。間も無く宗孟は免職になつた。(元豐七年十二月に)司馬光の資治通鑑が完成した。(資治通鑑は、英宗の末年に、勅命に依つて、光が編輯總裁となり、前後十九年かかつて出來上つた史書で)既に神宗より卽位の初に(書名を資治通鑑と賜ひ)、御製の序文も賜つて、(其の完成を待たれてゐたのであるが)、元豐七年になつて、始めて献上することが出來たのである。(其の名は、治世の資とすべき上下を通じての鑑といふ意味で、全二百九十四卷、周の威烈王の二十三年から五代の末に至るまで年次を追つて記せる歴史である)。さきに新官制が制定されたとき、帝は、新法黨と其の反對黨と共に併せ用ひようと思ひ、「御史大夫は、(公正剛直の人物でなければならぬから)、司馬光の外には人物はない」と曰ふと、蔡確は、(もとより司馬光を怖れてゐるので)、「國家の方針も今始めて一定した時でありますから光を御採用のことは暫くお待ち下さいませ」と(言つて沮止した)。その中に帝は病に罹り、或はと思つたので、「我死して來春 皇太子を定めたら、必ず司馬光呂公著の二人を、師範役と守役とにせよ」と遺言して置いた。公著は呂夷簡の子である。

厲精求治　安石之災　無一事如意

語釋　遺表（表は上表文、將に死せんとする時、天子に遺す上表文。）　○杜絕（杜はふさぐ、ふさぎたゆ。）　○諂諛（二字共にへつらふ。）　○興利之臣（國利を興さうといふ臣、新法の黨をさす。）　○歛怨（歛はあつめる。國民の怨府即ち怨みの的となること。）　○西事（西部國境の事、即ち西夏との爭ひ。）　○公輔（公は三公、輔は輔弼、天子の輔佐役。）　○出處（出でて仕へると、退いて家に居ると。進退といふに同じ。）　○斯須（しばらく。）　○同對（對は召對、同列でうちつれて天子の召對に應ずる。召對は天子の御呼出しに應じて參朝して御下問に奉答すること。）　○乃（なんぢと訓む。）　○新舊人（新人は新法黨、舊は其の反對者。）　○國是（國定のよしと認める方針、即ち國家の方針。）　○遲（まつと訓む。）　○儲（儲君まうけの君、皇太子のこと。）　○師保（師範役と守り役。）

上在位十八年、改元者二、曰熙寧・元豐。厲精求治、日昃不暇食。平生不御畋游、不治宮室、惟勤惟儉。將以大有爲也。奈何熙寧以來誤於安石、元豐以後用事者、終始皆安石之黨、竟爲天下患。憤北狄倔強、慨然有恢復幽燕之志。欲先取靈夏、滅西羌、乃圖北伐、及安南失律、喟然歎赤子無罪而死、永樂之敗、益知用兵之難、始息念征伐。卒無一事如意崩。年三十八。皇太子立。是爲哲宗皇帝。

訓讀　上在位十八年。改元する者二、熙寧・元豐と曰ふ。厲精、治を求め、日昃くまで食するに暇

あらず。平生畋游を御せず、宮室を治めず、惟れ勤惟れ儉、將に以て大に爲す有らんとす。奈何せん、熙寧以來安石に誤られ、元豐以後事を用ひる者終始皆安石の黨にして、竟に天下の患と爲る。北狄の倔强を憤り、慨然として、幽燕を恢復するの志有り。先づ靈夏を取りて、西羌を滅し、乃ち北伐を圖らんと欲せしが、安南、律を失ふに及びて、喟然として赤子の罪なくして死するを歎じ、永樂の敗に、益々兵を用ふるの難きを知りて始めて征伐を念ふを息む。卒に一事の意の如くなる無くして崩ず。年三十八。皇太子立つ。之を哲宗皇帝と爲す。

【通釋】帝は、在位十八年、改元すること二度、熙寧元豐といふ。刻苦勉勵、只管天下の太平を志し、政務に忙殺して日のかたむくまで食事の暇さへない位であつた。平生遊獵に出たことも無く、宮殿の普請修繕もせず、勤儉そのものの如く、まさに大いに國威を張らうとの大志を抱いて居たが、悲しい哉、熙寧以來、王安石の新法に禍せられ、元豐以後、朝廷に勢力ある者は皆安石の乾分で、竟に天下の害毒をなしたのである。又遼の勢力が日に增大して、(中國の輕蔑せられる)のに憤慨し、幽州燕州地方を恢復しようとの志を抱き、(其の爲には)、先づ西夏と吐蕃とを滅し、然る後大擧して北の方遼を討たうと思つて居たが、安南(卽ち交趾經略の劉彝等が)軍律を失つて敗北した際、深いため

いきをついて、赤子の如き大勢の國民が、何の罪も無いのに惨しい死に方をしたのを嘆いた。つづいて(徐禧が)永樂城で大敗してから、益々戰爭の容易でないことを知り、始めて征伐を斷念した。かくて內治外征一つとして意の如くなるものは無く、失意の中に崩じた。年三十八であつた。次は皇太子が立つて哲宗皇帝といふ。

語釋 厲レ精求レ治(厲は勵に同じ、精を出して國の泰平につとめる。) ○日昃(太陽が西の方にまはる、午後の二時三時頃になる。) ○御ニ畋游一(畋游は狩獵のこと。御は馬車を馭して狩りをするのでいふ。) ○倔强(頑强といふ意。) ○北狄(北方の夷、契丹即ち遼をさす。) ○靈夏(西夏のこと、靈は靈州、西夏の根據地なるによつてかくいふ。) ○西羌(漢以後中國の西方に住居した蠻族、但しここでは單に西方の夷の意、西夏、吐蕃等をくるめてさす。) ○安南失レ律(交趾征伐の失敗をさす。) ○永樂之敗(徐禧の大敗をさす。)

十八史略新釋 卷六終

哲宗皇帝

刑恕包二藏禍心一

十八史略新釋　巻七

宋

哲宗皇帝、名煦、初爲延安郡王。神宗大漸、立爲太子。先是蔡確遣舍人邢恕、邀高公繪、欲使白太后。言延安幼沖。岐・嘉皆賢王也。公繪懼曰、公欲禍吾家。亟去。恕包藏禍心、反謂、太后與王珪表裏、欲捨延安而立子顥・頼。己及章惇・蔡確、得無變。且播其說於士大夫間矣。

訓讀　哲宗皇帝、名は煦、初め延安郡王となり。神宗の大漸なるとき、立ちて太子と爲る。是より先蔡確舍人邢恕を遣して、高公繪を邀へ、太后に白さしめんと欲す。言ふ、「延安は幼沖なり。岐・嘉は皆賢王也」と。公繪懼れて曰く、「公吾が家に禍せんと欲するか。亟に去れ」と恕禍心を包藏し、反

りて謂ふ、「太后王珪と表裏し、延安を捨てゝ子顥を立てんと欲せしが、己及び章惇・蔡確に賴りて、變無きを得たり」と。且つ其の說を士大夫の間に播す。

通釋 哲宗皇帝は(神宗の第六子で)名は煦といつた。初め延安郡王となり、神宗が危篤に陷つた時、立つて皇太子となつた。さてこれより前に、蔡確は(神宗が復もや司馬光などを用ひて、己れの宰相の職を奪はれはせぬかと恐れ、天子擁立の功を己が手に收めて、以て己れの地位を鞏固にしようとの考へから)舍人の邢恕といふ者を遣し皇太后(英宗の皇后)の甥に當る高公繪といふ者を味方に引張り込み、皇太后に「延安郡王はまだ余りに幼少である。それに皇太后の子の岐王顥と嘉王頵とは共に賢明なお方であるから、何れかを速に太子に立てたがよい」と進言させようとした。(太后は我が子を立てることだから、この甥の勸めには無論贊成であらう。だから此の計畫はきつと成功するに違ひないと、蔡確等は考へたのである)。所が公繪は(邢恕から之を聞くと膽をつぶし、「(これは途方もない事だ。そんな事でも申した日には、あの嚴格な皇太后からどんなお叱りを蒙るかも知れぬそんな事を勸める)あなたはわが高氏の家に禍しようとするのであるか。(近頃迷惑千萬な話である。)早く歸つて貰ひたい」といつて之を拒絕した。邢恕は之を怨みに思ひ高氏の家に禍をしてやらうといふ惡心を起し、

太后聽政

罷新法

歸つてから（人に對して）「太后と王珪とが內外しめし合はして延安郡王を廢し、自分の子の顥を立てようと企てられたのを、自分と章惇と蔡確との三人の力により（このお家騷動を未發に防いで）無事なることを得たのだ」と言ひ、なほその逆宣傳を士太夫の間に言ひひろめた。

語釋 大漸（漸は進む意、病の進み重くなること。危篤。） ○舍人（官名。こゝは起居舍人といふ職。天子の左右に侍して四方の書を獻納することを掌る役。但しそれは邢恕が地方官に貶せられる時の官で、此時はまだ起居舍人ではなかつた。） ○邀（要と同じ。味方に要めること。强ひて味方に引き入れること。） ○高公繪（太后の甥で、平素邢恕と識り合つてゐた。） ○太后（英宗の皇后で、神宗の母、公繪の叔母に當る。高氏。） ○岐嘉（岐王顥と。嘉王頵と共に英宗及び太后の子で神宗の弟である。舊注に哲宗の二兄とあるは誤。） ○包藏禍心（禍しようとする心を包み抱く。わるだくみを腹に持つてゐること。） ○表裏（表は外裏は中。卽ち內外呼應する。太后は中から王珪は外から謀り合はすこと。） ○播（布く義。言ひ觸らす。ふりまく。）

神宗崩、太子卽位。甫十歲。太皇太后同聽政。熙寧中、太后已嘗流涕爲神宗言安石變法不便。既垂簾知天下厭苦日久、首罷東京戶馬、罷京東西路保馬、罷京東西物貨場、罷諸州鎭寨市易抵當、罷汴河堤岸司・地課・放市易・常平免役息錢、罷在京免行錢、罷提擧・保甲・錢粮・巡教等官、罷方田等。皆從中出、大臣不與。

訓讀　神宗崩じ、太子位に卽く。甫めて十歳なり。太皇太后同じく政を聽く。熙寧中、太后已に嘗て涕を流して神宗の爲に安石の變法便ならざるを言へり。既に、簾を垂れて天下の厭苦すること日久しきを知り、首として東京の戸馬を罷め、京の東西路の保馬を罷め、京の東西の物貨場を罷め、諸州の鎮寨市易の抵當を罷め、汴河堤岸司の地課・放てる市易・常平免役の息錢を罷め、在京の免行錢を罷め、提擧・保甲・錢粮・巡教等の官を罷め、方田等を罷む。皆中より出で、大臣は與らざりき。

通釋　神宗が崩じて太子が位に卽いた。年は漸く十歳の幼君であつたので、太皇太后(英宗の皇后高太皇のこと。哲宗より數へて太皇太后となる。)が帝と同席して政治を聽いた。太后はさきに熙寧中涕を流して神宗の爲に、王安石の新法は極めて不便であることを言はれたことがあつたが、茲に(帝の後見をして)簾を下して政を聽くやうになり、天下の人民が新法を厭つて長い間苦しんでゐることを知り、先づ第一に東都大梁の戸馬法を罷め、郡の東西兩路の保馬法をやめ、都の東西の官立賣場を罷めて(市易法を廢し、)邊地諸州鎮の所に於ける市易の抵當を廢し、又汴河堤岸司の取り立ててゐた地税を免じ既に人民に貸付けた市易や、常平利子の拂込み及び免役錢をそのまゝ免除し、都の商人の

兒童走卒知司馬君實

收める免行錢を罷め、提擧・保甲・錢粮・巡敎等の官を廢し、方田法等も罷めた。是等は皆（太后の一存で宮中から命令が出たので、）當路の大臣達は一向關係しなかつた。

語釋 同聽レ政（帝と同席して政を聽くこと。前出。） ○戸馬・保馬・市易・免役・保甲・方田（皆王安石の新法で、既に神宗の條に說明して置いた。各〻其の箇所の本文及び語釋を參照。） ○東京（宋の都。東京は大梁、西京は洛陽。） ○物貨場（神宗の條、市易法の解を見よ。） ○鎭寨（トリデのこと。鎭所は都を遠く離れた諸州の首都のこと。） ○市易抵當（神宗の條市易の解を見よ。） ○汴河堤岸司地課（汴河堤岸司は役所の名、其の役所が徴收してゐた地代。） ○在京免行錢（都の問屋から一定の率で御用金を納めてゐた。これを免行錢といふ。） ○提擧ニ錢粮巡敎（新法の監察官として諸路に遣はされた官吏。）

司馬光像

○王珪卒。蔡確・韓縝爲ニ左右僕射ト、章惇知ニ樞密院ヲ。司馬光門下侍郎タリ。光居ルコト洛ニ十五年、兒童走卒モ皆知ル司馬君實ヲ。神宗升遐スルヤ、赴キテ闕ニ入臨ス。衞士望見シ、以テ手ヲ加ヘテ額ニ曰ク、司馬相公也ト。爭ヒテ擁シ馬首ヲ呼ビテ曰ク、公毋レ歸ルコト洛ニ。留リテ相トシテ天子ニ活セヨト百姓ヲ。所在數千人聚リ觀ス

之。光懼歸洛。已而召爲執政。

訓讀 ○王珪卒す。蔡確・韓縝、左右の僕射と爲り、章惇樞密院に知たり。司馬光、門下侍郎たり。光洛に居ること十五年、兒童走卒も皆司馬君實を知る。神宗の升遐するや、闕に赴きて入りて臨む。衞士望見し、手を以て額に加へて曰く、「司馬相公なり」と。爭ひて馬首を擁して呼び曰く、「公、洛に歸るなかれ。留まりて天子に相として百姓を活かせ」と。所在數千人之を聚觀す。光懼れて洛に歸る。すでにして、召されて執政となる。

通釋 ○(凞寧十八年)王珪が死去した。そこで蔡確と韓縝とは左右の僕射となり、章惇は樞密院に知事となり、司馬光は門下侍郎となつた。光は洛陽に居ること十五年(德望いよ〳〵高く)子供や使走りの下部に至るまで皆司馬君實を慕ひ知つてゐた。神宗の崩御されるや、宮門に赴いて御弔問申し上げた。すると禁衞の士が遠くより望み見て、額に手をかざしながら、「やあ、あれは司馬相公だ」といつて(かけつけ)、馬の首を取巻き、「司馬公よ洛陽に歸り給ふな。此處に留つて天子を相けて人民を救つて下さい」と嘆願した。さうしてあちらこちらから數千人の群集が聚つて來て光を見るといふ有

様なので、光は(これらに無理やりに盛りたてられること)を懼れて洛陽に歸つたが、間もなく召されて執政となつた。

語釋 兒童走卒(子供や使走りの下郎。) ○升遐(升はのぼる遐ははるかに遠いところ、崩御、天子のおかくれ。登遐に同じい。) ○入臨(宮中に入りて弔問する。喪に臨んで哭すること。) ○以レ手加レ額(手を額にかざす遠くを望見するさま又敬意を表はす作法であるといふ說もある。) ○所在(あちらこちら。) ○爲二執政一(初めの門下侍郎になつたことをさす。)

○河南程顥以二是歲一卒。顥字伯淳、弟頤字正叔。兄弟皆從二濂溪周惇頤一受レ學。惇頤字茂叔、博學力行、聞レ道早、遇レ事剛果、有二古人風一。爲レ政嚴恕、務盡レ理、以二名節一自礪。雅有二高趣一。牕前草不レ除。曰、與二自家意思一一般。黄庭堅稱。其人品甚高、胸中灑落、如二光風霽月一。有二太極圖・通書一。行二于世一。

訓讀 ○河南の程顥是の歲を以て卒す。顥字は伯淳、弟頤字は正叔。兄弟、皆濂溪の周惇頤に從ひて學を受く。惇頤字は茂叔、博學力行、道を聞くこと早く、事に遇ひて剛果、古人の風あり。政を爲すこと嚴恕にして、務めて理を盡し、名節を以て自ら礪く。雅より高趣あり。牕前の草を除かずし

愛蓮池址
周惇頤像

て曰く、「自家の意思と一般なり」と。黄庭堅稱す、「其の人品甚だ高く、胸中灑落なること光風霽月の如し」と。太極圖・通書有り、世に行はる。

通釋 ○(熙寧八年五月に河南の)程顥が死んだ。顥は字を伯淳といひ、弟の頤は字を正叔といふ。兄弟何れも濂溪の周惇頤に就いて學問を受けた。惇頤は字を茂叔といひ、學問の博い努力家で、(當時の學者中でも)道を聞き悟ること最も早く、剛毅果斷、古の君子の風があつた。嘗て官にあつたが、非常に嚴格な一面にはまた思ひやりが深く、何事もそこのそこまで道理をつくさねばすまぬたちで、名譽節操を重んじて常に人格の向上に心がけてゐた。元來高尚な趣味を

有し、窓先の草がぼう〳〵と地を埋めてゐるのを拔かうともせず、その理由を問へば「草の青々と繁茂してやまないのは、予の生々已まざる心と同じである。（之を除くに忍びぬ）」と答へて平氣であつたといふ）。黃庭堅は惇頤を批評して「その人品は甚だ高く、胸の中がさつぱりしてゐて、之れに對すると、雨後の風月のやうである」と譽めたことがあつた。而して周惇頤の遺した著書には太極圖、通書等があつて世に廣く讀まれてゐる。

語釋 濂溪（川の名、湖南省道縣にあり。茂叔此の川のほとりに生れ、後居を廬山の蓮花峯の前に移し、其處にある川を亦濂溪と名づけた。世人茂叔を呼んで濂溪先生といふ。）○剛果（剛毅果斷、心がしつかりしてゐて思ひ切がよい。）○嚴恕（嚴格で而かも思ひやりがある。）○名節（名譽節操。）○礪（みがく。修養する。）○牕前（牕は窓に同じ、まど。）○一般（同様。）○灑落（洒々落々さつぱりとして大きいこと。）○光風霽月（雨上りの後の風や日、微塵のわだかまりのないさつぱりした氣象を形容する。光風は雨已みて日出で、風吹き草木の光色あるをいふ。）○太極圖通書（太極圖は宇宙と人生との關係を圖で表したもので、圖說としては二百二十八字の解說がついてゐる。通書は太極圖に關連して倫理道德を論じたもので、凡て四十篇よりなる。天地萬物の本源を太極といふ。太極は無聲、無臭、無形の感覺で認識することの出來ないものなるによつて無極とも言ひ、萬物の生ずる本源なるによつて太極と言ふ。太極動きて陽を生じ、靜まつて陰を生じ、靜極まれば動き、動極まれば靜となり、一動一靜互に原因となつて陰陽を生ず。陰陽二氣分れて木火土金水の五行を生じ、無極の眞陰陽五行の精妙合して形を生じ、男女兩性を生ず。これが萬物の始めである。本體卽ち太極より萬物の生ずる時、人類は其の最も秀いでた氣を享けて生ずる。故に人の本性は誠である。卽ち天にあつては太極と言ひ、人にあつては誠と言ふ。太極はもと靜なものなるにより、誠も亦靜なものである。人性は誠で善なるものであるが、動に感じて惡を生ずる。故に動を愼み慾を無くし、以て誠の靜を保つのが人生の目的最高の善であるといふのが其の學說の大要である。）

顥・頤初從之。首令尋仲尼顏子所樂何事學成、各以斯文為己任。顥嘗言、

一命以上、苟存心於愛物、於人必有所濟。熙寧中、以新法不合去國。神宗嘗使推擇人才、所薦數十人。以表叔張載・弟頤爲首。其死也、文彥博采衆論、表其墓曰明道先生。

【訓讀】顥・頤初め之に從ふや、首として仲尼・顏子の樂む所は何事ぞと尋ねしむ。學成るや、各々斯文を以て己が任と爲す。顥嘗て言ふ、「一命以上、苟くも心を物を愛するに存せば、人に於て必ず濟す所有らん」と。熙寧中新法の合はざるを以て國を去る。神宗、嘗て人才を推擇せしめしに、薦むる所數十人。表叔の張載・弟頤を以て首と爲せり。其の死するや、文彥博衆論を采りて、其の墓に表して明道先生と曰ふ。

【通釋】程顥程頤の兄弟は初め惇頤に弟子入りした時、第一に孔子が「樂その中にあり」といひ、顏回が「その樂を改めず」と言つたその樂しみとはどんなことであるかと考へさせた。兄弟共に學問が成就すると、聖人の道を明にすることを以て己の任務とした。顥がある時いふやう、「士以上の官吏は、かりにも心を物を愛することに留めて居れば、必ず社會人類の爲に何事か裨益することが出來よう」

と。熙寧年間に顥は新法黨と意見が合はなかつたので國を去つた。神宗がある時人才を推擧させたところ、顥は數十人を選んだが、その中で母方の叔父に當る張載と實弟の頤を首位においた。（顥はかくの如く叔父や弟を首位に推薦して憚らぬほど公明正大の人物であつた）。その死去した時、文彥博は大勢の人の意見に從つて、その墓に明道先生と誌した。

語釋 斯文（この文、この道、儒學をさす聖人の道を明にする學。） ○一命以上（一命は士をさす。一命にして士となり、再命にして大夫となり、三命にして卿となる。士以上即ち士大夫卿。） ○表叔（表は外、母方の叔父。） ○明道先生（顥の學は聖人の道を世に明にするといふのでかく名づけた。） ○表其墓（墓表は文の一體、此處では墓にしるす位の意。）

而弟頤爲之序曰、周公沒聖人之道不行。孟子死聖人之學不傳。道不行、百世無善治。學不傳、千載無眞儒。無善治、士猶得明夫善治之道、以淑諸人、以傳諸後。無眞儒、天下貿貿焉、莫知所之、人欲肆而天理滅矣。先生生于千四百年之後、得不傳之學於遺經、辯異端、息邪說、使聖人之道復明於世。蓋自孟子之後一人而已。嘗語人、欲知吾之道者、觀此序可矣。

訓讀　而して弟頤之が序を爲りて曰く「周公沒して聖人の道行はれず、孟子死して聖人の學傳はらず。道行はれざれば、百世善治無し。學傳はらざれば、千載眞儒無し。善治無くとも、士は猶ほ夫の善治の道を明かにし、以て諸を人に淑し、以て諸を後に傳ふることを得。眞儒無くば天下貿々焉として、之く所を知ること莫く、人欲肆にして天理滅せん。先生千四百年の後に生れて、不傳の學を遺經に得、異端を辨じ、邪說を息め聖人の道をして復世に明かならしめたり。蓋し孟子の後より一人のみ」と。頤嘗て人に語ぐ、吾の道を知らんと欲する者は此の序を觀ば可なりと。

通釋　弟の頤が序文を作つて「周公旦が死んで後聖人の道は行はれず、孟子が死んで後聖人の學は傳はらなかつた。道が行はれねば百世の間も善政が布かれず、聖人の學が傳はらねば千年も眞の儒者が出なかつた。政事の方は善政がなくても、士は古の善治の道を明にし、古人の跡について私かに研究し、之を後世に傳へることが出來る。しかし眞の儒者がない時は世人は皆盲目のやうなもので一體どちらを向いて行つていゝのかわからぬ。人々はたゞ欲情を肆にして天の道理は滅んでしまふ。先生は孟子より千四百年の後に生れて、その久しく傳はらなかつた學問を、殘存せる經典（論語や孟子など）に求め得て、聖人の道にあらざる諸學派を區別し斥け、邪な說を止めて、聖人の道を再び世

に顯はすに至つた。思ふに先生は孟子より後道を明にした唯一の學者である」と。頤がある時人に告げて「わが道を知らうと思ふ者はこの序文を觀れば大體分らうと」いつた。

語釋 淑二諸人一（淑はよくすと訓む、人の言行を手本として間接にわが身をよくする。） ○貿々（月の明でない形容、まつくらい） ○異端（聖人の敎と異りて一端をなせる敎、邪說といふも內容に變りはない。） ○明道之學說（宇宙の本源は乾元の一氣となす。一氣分れて陰陽の二氣となり、二氣交感して萬物を生ず。交感の度の正しきものは人となり、偏れるものは物となる。人類はもと乾元の一氣を受くるが故に生れつきに善惡はない道理であるが、陰陽二氣交感の度未だ全く正とは言へず、偏るを免れないので此處に差別を生ずる。善は卽ち其の中庸を得たもので、惡は過ぎたるもの、及び及ばないものである。後の言を借りれば本然の性には善惡なく、氣質の性には善惡ありといふわけである。人類は因つて生ずる所の本源卽ち乾元の一氣を體得し、天と人とはこれ一物、物と我とはこれ一體の妙諦をつかまねばならぬ、是れ卽ち仁の境界に達したものである。その爲には氣に過不及無き聖人は修養は要らぬが、過不及ありて物慾に蔽はれたる凡人は性の天眞を發揮する爲に修養を積まねばならぬ。しかして其の具體的方法として、敬と義とをあげた。これが其の學說の大要である。）

張載

張載字子厚、初無所不學。後聞二程之言、乃盡棄其學而講焉。有東銘、西銘、正蒙、理窟等書、行于世。人謂之橫渠先生。

邵雍

共城邵雍字堯夫、居河南、與二程友。雍之學玩心高明、觀天地變化、陰陽消長、以達萬物之變。精於物數、推無不中。

加一倍法

頤嘗在考試院。以其數推之。出謂雍曰、堯夫數只是加一倍法。雍歎其聰明。

訓讀 張載字は子厚、初め、學ばざるところ無し。後二程の言を聞きて、乃ち盡く其の學を棄てゝ講ず、東銘・西銘・正蒙・理窟等の書ありて世に行はる。人これを横渠先生といふ。共城の邵雍字は堯夫、河南に居り、二程と友たり。雍の學、心を玩ぶこと高明にして天地の變化・陰陽の消長を觀て、以て萬物の變に達す。物數に精く、推して中らざること無し。顥嘗て考試院に在り。其の數を以て之を推す。出でゝ雍に謂ひて曰く、「堯夫の數は只是れ加一倍の法なり」と雍其聰明を歎ず。

通釋 張載は字を子厚といつた。初は諸子、佛學など、あれもこれもと手をつけ殆んど頭を突込まぬものはない程廣く研究したが、後に程顥程頤の說を聞いて全く敬服し、これまで研究した學問をすつかり捨てゝ專ら儒學を講究した。東銘、西銘、正蒙、理窟等の著者があつて、世に廣まつてゐる。横渠といふ地(鳳翔の横渠)に住まつてゐたので、世に横渠先生と呼んだ。共城の邵雍は字を堯夫といひ、河南に居て二程子と親しく交際してゐた。雍の學問は心を高遠明朗の境に遊ばしめ、天地の變化や、陰陽二氣の或は衰へ或は盛んになる有樣を見て萬物の變化に通達し、數理に精通し數の發展をもとにして萬事を推測するのに中らぬことはなかつた。程顥がある時考試院で雍の數理を應用して人事の推測を試み、出でゝ雍に向つて「君の數法は只加一倍の法だ」といつたので雍はその頭のよいの

に感歎(かんたん)した。

【語釋】二程（程顥、程頤兄弟。）○玩レ心高明（玩は遊ぶ、心を高遠にして明朗な世界に遊ばす。俗の世界から哲學的本體の世界に心を遊ばす。）○陰陽消長（消は衰へる、長は盛んになり、或時は陰が衰へて陽が盛んになり、或時は其の反對に、陰が盛んになつて陽が衰へる。）○加一倍法（二の等比級數二、四、八、十六といふ風に數字を倍に發展してゆくこと。太極は兩儀を生じ、兩儀は四象を生じ、四象は八卦を生ずる類。）○物數（物の數、數理。）○考試院（官吏登用試驗を行ふ役所。）○張載之學說（宇宙の本體を太虛と名づける。太虛は無形の氣で、陰陽二屬性を有する。即ち動くときは之を陽と言ひ、靜なるときは之を陰といふ。太虛は元來活動中のものであつて凝集すれば形を生じて萬物となり、發散するときは形を失ひて太虛に歸る。萬物に差別のあるのは陰陽二氣の交る度合を異にするからである。物も人も我も彼も共に太虛の凝集であるから、其の質は全く同一である。故に天地高遠の眼を以て見れば、天と人と、物と我と同一體である。人は太虛の形を得たるものであるから、人の生れつきは善であるこれを天地の性と言ふ。氣の凝集するとき其の性に正しきものと偏れるもの、清きものと濁れるものとを生ずるこれを氣質の性と言ふ。氣質の性は天賦のものであるが、これを變化して天地の性に還へすことが出來る。其の狀態に天人合一物我一體の絕對境である。而して其の境界に至る方法は一には心を正しうして虛心平氣であること、二には禮を重んぜよ、といふのが其の學說の要點である。）○邵雍之學說（大體に於て易の繼承であるが、易が陰陽の二元を重んじてゐるのに對して陰陽剛柔の四象を重く見てゐるのが相違してゐる。太極兩儀を生じ、兩儀四象を生じ、四象八卦を生ずといふ易の根本思想には變りなく、唯其の內容は、太極を一動一靜の間、兩儀を動靜、四象を陰陽剛柔、八卦を太陽、太陰、小陽、小陰、小剛、小柔、大剛、大柔と名づけた。數の發展を基礎にし、歷代の興亡、人事の百般悉く數の變化にあてはめ、これを以て亦未來のことも推測したのである。）

雍欲下以二數學一傳中二程上。二程不レ受。邪恕欲レ受。雍不レ許曰、徒長二姦雄一。雍有二皇極經世書十二卷、擊壤集歌一。傳二于世一。人謂二之康節先生一。富弼・司馬光等、皆深敬二重之一。宋自下歐陽修以二古文一倡中天下上、文章雖二大變一、而儒者義理之學、至二周

程出、然後大明。雍・惇頤・載、皆歿於神宗之世。至是顥又歿、惟頤在。學者宗之、爲伊川先生。

訓讀　雍數學を以て二程に傳へんと欲す。二程受けず。邢恕受けんと欲す。雍許さずして曰く、徒に姦雄を長ぜんと。雍、皇極經世書十二卷、擊壤集歌有り。世に傳ふ。人之を康節先生といふ。富弼・司馬光等、皆深く之を敬重せり。宋は歐陽修古文を以て天下に倡へしより、文章大いに變ぜりと雖も、而も儒者義理の學は、周程出づるに至りて、然して後大いに明かなり。雍・惇頤・載、皆神宗の世に歿す。是に至りて顥又歿し、惟頤のみ在り。學者之を宗とし、伊川先生と爲す。

通釋　雍はその學說を二程子に傳へようとしたが二人は之を受けなかつた。刑恕といふ人が授りたいと願つたが雍は之を許さず、「（之を彼に傳へることは）徒に彼姦雄を增長させるばかりである」といつた。雍の著書には皇極經世書十二卷と詩集擊壤集とがあつて世に傳はつて居る。世人は雍を其の諡によつて康節先生と呼んだ。富弼や司馬光等も深くこの人を敬ひ重んじた。宋は歐陽修が（五代以來文章が卑俗になつたのを慨き）秦漢以前の文章天下に唱道したので文章は大いに面目を改めたが、

二程子祠

儒者の倫理哲學の研究は周惇頤と二程が出てから大いに明になつた。さて邵雍や周惇頤や張載は皆神宗の世に沒したが、今また顥が死んで、たゞ程頤が一人（名儒として）殘つた。學者は之を儒宗として尊び、伊川先生と呼んだ。

語釋 撃壤集歌（歌の字は誤入したものであらう。削る方がよい。或は集を上下にして撃壤歌集とすれば意味は通じる。）○姦雄（悪賢い英雄。）○義理之學（文學の解釋から一歩を出て、意義道理を究める學問、倫理哲學。）○古文（唐の中世韓退之、柳宗元等によつて六朝の柔弱なる文章を棄てゝ秦漢以前の雄健壯大な文章に改められたが、唐末から五代にかけて又逆戻りして一時暗黒時代を出現した。此處に歐陽修が出て韓退之に私淑し、再び古文復興の大運動を起したのである。）○宗ㇾ之（宗は長、をさ。之を首位として。之を儒宗としての意。）○伊川之學說（宇宙は理氣の二元より成り、陰陽の二氣によつて萬物の形をなし、理は必ず之に賦與せられたる精神的活力である。氣あれば必ず理有り・理あれば必ず氣有り、各〻單獨にては存在し得ない。人類と萬物との生ずるのは、氣の純粹なものを受けると雜なものを受けることによつて分れるのである。人の性は理に基く。故に善なるものである。しかし性が一度發動して情となれば或は善ともなり、或は惡ともなる。人の才は氣に基くものであつて、これは氣に淸濁があるから、自然淸らかなものを受けたものは善であり、濁つたものを受けたものは惡である。即ち惡は才より來るものであるが、修養によつて本性の善をあらはし得。其の方法としては第一敬である。これは靜坐が一番いゝ。今一つ、それは、日に日に知識を究め、それを積んで遂に豁然と心に會得するやうになるといふのが其の學說の大要である。）

司馬十二爲相

以母改子

○元祐元年、蔡確罷。與章惇邢恕相交結。恕往來、傳送語言、自謂有定策功。言官王覿、極言惇・確及韓縝・張璪朋邪、劉摯・朱光庭・蘇轍、累數十疏論劾。確先黜。以司馬光爲左僕射。時王安石已病。其弟以邸吏狀示之。安石曰、司馬十二作相矣。悵然久之。識者或謂、三年無改父道。新法姑稍損其甚者足矣。光慨然爭之曰、先帝之法、善者雖百世不可變。若安石惠卿等所建、爲天下害、非先帝本意者、當如救焚拯溺。猶恐不及。況太皇太后以母改子、非子改父。衆議乃定。

【訓讀】元祐元年、蔡確罷めらる。確、章惇・邢恕と相交結す。恕往來し、語言を傳送し、自ら謂ふ、定策の功有りと。言官王覿、極めて惇・確及び韓縝・張璪の朋邪なるを言ひ、劉摯・朱光庭・蘇轍、數十疏を累ねて論劾す。確先づ黜けらる。司馬光を以て左僕射と爲す。時に王安石已に病む。其の弟邸吏の狀を以て之に示す。安石曰く、司馬十二相と作ると。悵然たること之を久しくす。識者或は謂

ふ、三年父の道を改むること無しと。新法も姑く稍其の甚しき者を損せば足らんと。光慨然之を爭ひて曰く「先帝の法、善き者は百世と雖も變ず可からず。安石・惠卿等が建つる所天下の害を爲し、先帝の本意に非ざる者の若きは、當に焚を救ひ溺を拯ふが如くなるべし。猶ほ及ばざらんことを恐る。況んや太皇太后母を以て子を改め、子父を改むるに非ざるをや」と。衆議乃ち定まる。

通釋 元祐元年に蔡確が僕射を罷めさせれた。蔡確は章惇や刑恕と交を結んでゐた。刑恕は確と惇との間を往來して巧に雙方の言葉を橋渡しゝた。そして（實は帝の即位を妨げようとして失敗したくせに）自分は今上陛下の御即位について功があつたと言ひ觸らした。諫官の王覿は（之を見て）章惇、蔡確及び韓縝、張璪が徒黨を結んで良からぬことを企んでゐると痛烈に論告した。又劉摯、朱光庭、蘇轍も數十回にわたつて上疏し、蔡確等の罪を彈劾したので、蔡確が先づ退けられたのである。さうしてそれに代つて司馬光を左僕射にせられた。その時王安石は已に病氣に罹つてゐたが、その弟の王安國が京師の邸の役人のもたらした手紙を安石に示したところ、「（あゝあの）司馬十二奴が總理となつたか」といつて暫くの間嘆いた。當時政論家の中には（新帝の政治について）、「父の喪にある三年の間は父のなしたことを改めぬが（孝であると論語にもある。）だから新法も（惡法とはいひなが

安石失聲

ら、光帝のお定めになつたものであるから）その中でひどく害になるものだけをぼつ〳〵除いてゆけば十分であらう」といつた。すると司馬光が憤慨して之と爭ひ、「先帝の法で宜しいものは百世の後も變へてはならぬ。しかし安石や惠卿等が始めたもので天下に害を爲し、先帝の御本意から出たものでないものは、燒け死にしようとする者を救ひ、水に溺れる者を救ふやうに分秒を爭つて速に撤廢すべきである。自分はそれでも猶遲くはないかと心配する。まして太皇太后が母の御資格で子のなされた法を改められるのであつて、子として今上が父帝の仕方を改められるのではないのであるから、（新法は廢止するのは當然である。）といつたので、人々の評議も一度に決つて了つた。

語釋　定策功（天子を定める手柄。）○弟（王安石の弟、王和甫、）○邸吏狀（邸は都にある安石の屋敷、吏はその留守番。狀はそこから來た手紙。）○司馬十二（十二は一族中の年齡の順で、十二番目の者。）○悵然久レ之（しばらくなげいた。）○三年無改父道（論語の學而篇及び里仁篇に三年無レ改二父之道一可レ謂レ孝矣とあり。）○救レ焚拯レ溺（燒ける者は救ひ溺れるものを救ふ。拯は音ショウ、救ふ。）○太皇太后（英宗の皇后高氏。哲宗の祖母に當る。哲宗がまだ幼少であつたから政を攝してゐた。神宗は其の子であるから以レ母改レ子と言ふのである。）

或謂レ光曰、章惇・呂惠卿輩、他日有下以二父子之儀一聞中於上上、則朋黨之禍作矣。

光起立拱レ手、厲レ聲曰、天若祚レ宋、必無二此事一。安石毎レ聞二朝廷變一レ其法、夷然不二

此法終不可罷

以為意。及聞罷助役復差役、愕然失聲曰、亦罷至此乎。良久曰、此法終不可罷。安石與先帝議之、二年乃行。無不曲盡。

訓讀 或ひと光に謂ひて曰く、「章惇・呂惠卿が輩、他日、父子の議を以て上に間する有らば、朋黨の禍作らむ」と。光、起立して手を拱き聲を厲して曰く、「天若し宋に祚せば、必ず此の事無からむ」と。安石朝廷のその法を變ずるを聞く毎に、夷然として以て意と爲さず。助役を罷めて差役を復すと聞くに及びて、愕然として聲を失して曰く「亦罷めて此に至れるか」と。良や久しくして曰く、「この法終に罷むべからず」と。安石先帝と之を議し、二年にして乃ち行ふ。曲に盡くさざるなし。

通釋 ある人が光に向つて「章惇や呂惠卿が他日(新法を廢したのは)、父の遺法を子が改めたもので人情の爲すべきことでないといふ議を以て、帝に奏聞することがあつたならば、宋の朝廷は陛下をお助けする者と皇太后に味方する者と二派に分れて黨人の爭が起るであらう」といふと、光は起ち上り、手を拱き、(嚴然たる態度を持して)語氣を烈しくして「天が若し宋の國をお見棄てなければ、決して左様なことはあり得ない」と言ひ放つた。安石は、朝廷が自分の建てた新法を撤廢されることを

福建子

聞いても、いつも平氣で大して氣にかけぬ樣子であつたが、助役の法を罷めて差役の法を回復したと聞いたときには流石に驚いて思はず聲を出し、「この法まで止めにしてしまつたか」と嘆き、又暫くしてから「この法だけは罷めることは出來ぬ」と言つた。安石は先帝と二年間もこの法を議し、(種々研究した上で)行つたもので、(外の法律には幾多批評すべき缺點があつたにも關らず)此の法だけは極めて合理的で細い點までよく行き屆いてゐた。

語釋 父子之議(子として父の定められた法を忽ち變更するのは孝行の道に於て缺けるといふ議論。) ○拱レ手(兩手を胸の前でこまぬく。威儀を正したのである。) ○夷然(夷は平の義。平氣で落ち付いて、) ○助役、差役(ともに神宗の條に見えた。) ○失レ聲(思はず聲を出す。) ○曲盡(すみからすみまで十分に盡す。)

○章惇・韓縝罷。○王安石卒。安石在金陵。常獨語福建子。恨惠卿也。惠卿叛安石。惟章惇終始不叛。安石又常曰、新法之行、始終以爲可行者、曾子宣也。始終以爲不可者、司馬君實也。○呂公著右僕射。文彥博軍國重事。程頤崇政殿說書。蘇軾翰林學士。竄貶呂惠卿・鄧綰等。

訓讀　〇章惇・韓縝罷る〇王安石卒す。安石金陵に在りて、常に福建子と獨語す。惠卿を恨める也。惠卿安石に叛く。惟章惇のみ終始叛かず。安石又常に曰く、「新法の行はるゝや、始終以て行ふ可しと爲せる者は曾子宣也。始終以て不可と爲せる者は司馬君實也」と呂公著右僕射たり。文彦博軍國重事たり。程頤崇政殿說書たり。蘇軾翰林學士たり。呂惠卿・鄧綰等を竄貶す。

通釋　章惇・韓縝が免官になつた。〇この年（元祐元年）王安石が死去した。安石は金陵（江蘇省江寧府）にあつてよく「福建子奴、〱」と獨言をいつたが、之を呂惠卿を恨んで言つたのである。（惠卿の福建の人で）始は新法黨であつたが、後安石に叛いた。たゞ章惇ばかりは始から終まで安石に叛かず、（忠實なる新法の支持者であつた。）安石は又常に「新法を行ふ時、常贊成してくれた者は曾子宜であり、常に反對した者は司馬君實である」といつた。〇呂公著は右僕射となり、文彦博は軍國重事となり、程頤は崇政殿の說書となり、蘇軾は翰林學士となり、（新法黨の）呂惠卿・鄧綰等の官をおとして地方官として遠く都を追つ拂つた。

語釋　福建子（呂惠卿のこと、福建生れの人であつたのでかく呼んだ）

司馬光薨
畫像鬻之
自不妄語入

○司馬光爲相、八閲月而薨。太皇太后哭之慟。上亦感涕不已。贈太師溫國公、謚文正。光在位、遼人・夏人使來、必問光起居。而遼人勅其邊吏曰、中國相司馬矣。切毋生事開邊隙。及卒、京師民罷市。畫其像、印鬻之。畫工有致富者。及葬、四方來會者、哭之如哭其親戚。光嘗語晁無咎曰、吾無過人。但平生所爲、未嘗不可對人言者耳。劉安世問光一言可以終身行之者。光曰、其誠乎。安世問其所從入。曰、自不妄語入。

通讀　○司馬光、相と爲りて、八閲月にして薨ず。太皇太后、之を哭して慟す。上も亦た感涕して已まず。太師溫國公を贈り、文正と謚す。光の位に在るや、遼人・夏人の使來れば、必ず光の起居を問ふ。而して遼人、其の邊吏を勅めて曰く、「中國司馬を相とす。切に事を生じて邊隙を開くこと毋れ」と。卒するに及びて、京師の民、市を罷む。其の像を畫き、印して之を鬻ぎ、畫工富を致す者有り。葬るに及びて、四方より來會する者、之を哭して、其の親戚を哭するが如し。光嘗て、晁無咎に

語げて曰く、「吾、人に過ぎたること無し、但平生の爲す所ろ、未だ嘗て人に對して言ふ可からざる者あらざるのみ」と。劉安世光に一言以て身を終ふるまで之を行ふ可き者を問ふ。光曰く、「其れ誠か」と。安世其の從りて入るところを問ふ。曰く、「妄語せざるより入る」と。

通釋　司馬光は僕射（總理）となつてから、八ケ月で薨じた。（時に元祐元年九月である。）太皇太后は聲をあげて泣き、身も魂も消え入らんばかりに悲しまれた。帝も亦とめどなく淚を流して悲しまれた。太師・溫國公榮號を贈り、文正と諡せられた。光が總理をしてゐる頃遼や夏から使が來ると必ず光の御機嫌を伺つた。猶遼は宋との邊境の官吏に注意して「中國では司馬公を宰相としてゐる。（愼重な態度を持つて、）問題を引き起して中國と戰端を開くことのないやうにせよ。（今中國と爭ひを起したら必ず負けるにきまつてゐるから。）」と言つた。光の死が傳ると京師の民は商賣を休んで（哀悼の意を表した）。又（利にさとき者は）光の肖像を畫き、板畫にして賣り出し、（それが羽が生えて飛ぶものだから）畫工で大金持になつたものさへあつた。葬式の日には、四方から會葬する者の泣き悲しむ樣は恰も自分達の親戚の喪を痛むやうであつた。曾て光が、晁無咎といふ者に「自分は何等人にすぐれたところはないが、たゞ平生の行動に就いて人に話されないやうな後暗いことは少しもない」

蘇軾嘲侮程頤

といつたことがあつた。(光は此の言葉の通り光明正大の人であつた。)又ある時劉安世といふ人が「一生涯行うべき心得を一言で言つて頂きたいといふと、光は「其れは一つの誠であらうか」と答へた。それで安世がそれでは誠に入るにはどうしたらよいかと尋ねると、「嘘を言はぬことが第一歩だ」と答へた。

語釋 哭(人の死を悲しんで、大聲をあげて泣く。)　○慟(悲しみ嘆く。悲しみの過ぐるのを言ふ。)　○溫國公(略して溫公といふ。司馬溫公として有名である。)　○邊吏(邊境の役人。國境の役人。)　○邊隙(國境に於ける紛爭、隙は不和。)　○印(板書にする。)　○妄語(でたらめ。うそ。)

○蘇軾・程頤同在經筵。軾喜諧謔、而頤以禮法自持。軾每嘲侮之。光之薨也、百官方有慶禮。事畢欲往弔。頤不可曰、子於是日哭則不歌。或曰、不言歌則不哭。軾曰、此枉死市叔孫通制此禮也。頤怒。二人遂成隙。門人朱光庭・賈易爲言官。力攻軾。傅堯俞・王巖叟・呂陶等相繼論列。堯俞・巖叟右光庭。陶右軾。

訓讀 蘇軾・程頤同じく經筵に在り。軾は諧謔を喜び、頤は禮法を以て自ら持す。軾每に之を嘲侮す。光の薨ずるや、百官方に慶禮あり、事畢りて往きて弔はんと欲す。頤可かずして曰く、「子是の日に於て哭すれば歌はず」と。或るひと曰く、「歌へば哭せずとはいはず」と。軾曰く、「この枉死市の叔孫通此の禮を制せし也」と。頤怒る。二人遂に隙を成せり。門人朱光庭・賈易、言官たり。力めて軾を攻む傅堯兪・王巖叟・呂陶等相繼ぎて論列す。堯兪・巖叟は光庭を右け、陶は軾を右く。

通釋 蘇軾と程頤とは、同じく宮中の御學問所に出仕してゐたが、軾は滑稽を好み、頤は禮儀作法を守つて身を謹んでゐたので、軾は常にその（融通のきかぬのを）嘲り侮つた。光が薨じた時、其の日は丁度朝廷にお祝事があつたので、百官はその儀がすんでから往つて弔はうとした。頤は之に反對して、「孔夫子は人の死を哀哭した日には遠慮して歌はれなかつたといふ。（今日の吊問は禮でない）」と言つた。するとある人が「（孔子は哭すれば歌はずと申されたが、歌へば哭せずとは申されなかつたから（何の差支があらう）」と反駁した。すると軾は「そんなかたぐるしい禮儀は（今頃生きて居たら）一市中でのたれ死にする位の漢の叔孫通といふ馬鹿者の作つたものだ。」と皮肉つたので頤はかんかんに怒つてしまつた。これから二人はとう／＼不和になつた。頤の門人の朱光庭及び賈易はその時諫官

であつたが、一生懸命に（師匠の敵）軾を攻撃した、そこへ傳堯・王巖叟・呂陶等が相ついで跳び込んで來てやんやと議論をし出した。堯兪・巖叟は光庭を助け、陶は軾の味方をした。

語釋　經筵（宮中の學問所。天子に經書の御進講をする席。）○諸謔（お道化など言ひ戯れる、滑稽。戯談。）○狂死市（市中で横死する。）○有慶禮（元祐元年九月に明堂で天地の大祭があり、父神宗をも併せ祭つて、天下に大赦を行はれた。その祝賀。）○叔孫通（漢の初に、禮法を定めた人、高祖の條に既に見えた。實際に狂死したわけではないが、それ位の人物と言つて罵つたのである。）

諸賢分黨

呂公著卒

是時元豐大臣、退於散地、皆銜怨入骨、陰伺間隙。諸賢不悟、方自分黨相攻。有洛黨・川黨・朔黨。洛黨以頤爲領袖。光庭・易爲羽翼。川黨以軾爲領袖。陶等爲羽翼。朔黨以劉摯・王巖叟劉安世爲領袖。而羽翼尤衆。未幾頤罷、不復召。久之軾亦罷、後再入三入、皆不久而出。○呂公著爲司空同平章軍國事。呂大防・范純仁左右僕射。純仁仲淹子也。公著尋薨。

訓讀　是の時元豐の大臣、散地に退けられ、皆怨を銜みて骨に入り、陰に間隙を伺ふ。諸賢悟らず、方に自ら黨を分ちて相攻む。洛黨・川黨・朔黨有り。洛黨は頤を以て領袖と爲す。光庭・易羽翼たり。

川黨は軾を以て領袖と爲す。陶等羽翼たり。朔黨は劉摯・王巖叟・劉安世を以て領袖と爲す。而して羽翼尤も衆し。未だ幾くならず、頤罷められて復召されず。之を久しくして軾も亦た罷められ、後再び入り、三たび入り皆久しからずして出づ○呂公著司空同平章軍國事と爲る。呂大防・范純仁左右僕射たり。純仁は仲淹の子也。公著尋いで薨ず。

〔通釋〕當時、先帝の御代元豐年間の大臣（呂惠卿・章惇蔡確等の如き）は閑散な地位に退けられて、皆恨、骨髓に徹し、ひそかに折もあらばと、舊法派の隙を伺つて居たが、舊派の諸公は之を察せず、各派に分裂して互に攻擊しあつた。其の黨派には洛黨、川黨、朔黨といふのがあつて、洛黨は頤を總裁とし、光庭と易とが副總裁株となつて之を助け、川黨は軾を總裁とし、陶等が羽翼となつて之を助けた。朔黨は劉摯、王巖叟、劉安世を頭株とし、羽翼となつて輔佐する者は一番多かつた。間もなく程頤は崇政殿說書を罷められて再び召されなかつた。其の後しばらくしてから軾も亦官を退けられたが再び召されて用ひられ、（又退けられ、）三度召されて出仕した。（此のやうに切角朝廷に召されても、軾はあたり構はず痛烈に人を攻擊するので、それが崇つて）いつもすぐ罷められた。○呂公著が司空・同平章軍國事となり、呂大防と范純仁とが左右の僕射となつた。純仁は仲淹の子である。公著

は其の後間もなく薨じた。

語釋 元豐大臣（元豊は神宗治世の年號、大臣は呂惠卿、章惇など新法を行つたもの。）○散地（重要でない閑散な地位。）○洛黨川黨朔黨（程頤は河南洛陽の人、故に洛黨といふ。蘇軾は蜀の人、蜀は四川である。故に川黨又は蜀黨といふ。朔は北である。劉摯等は皆北方の人であるので朔黨といふ。）○領袖（えりとそでと。衣を持つ時そこをつまめばしやんとして皺が寄らない。それより衆人の首位に立ちて儀表となる人のこと。をさ。かしら。）○羽翼（鳥の左右に着いてゐて鳥の飛揚を助ける。それより左右にあつて輔佐する者に言ふ。）

車蓋亭詩

○知漢陽軍吳處厚言、蔡確謫安州日、作夏中登車蓋亭詩、譏訕臺諫。論確不已。安置新州。呂大防・劉摯・范純仁・王存等、以爲不宜令過嶺置死地。純仁曰、此路荊棘八十年矣。奈何開之。吾曹政恐不免耳。爭之不得。臺諫交章攻純仁、黨確。純仁遂罷。劉摯爲右僕射。大防・摯欲引用元豐黨人、以平舊怨、謂之調停。蘇轍等力陳其不可。摯罷。蘇頌爲右僕射。頌罷、純仁又代之。

調停

訓讀 知漢陽軍の吳處厚言ふ、「蔡確安州に謫せられし日、夏中に車蓋亭に登るの詩を作りて、臺諫

を譏訕せり」と。確を論じて已まず。新州に安置す。呂大防・劉摯・范純仁・王存等以爲へらく、宜しく嶺を過ぎて死地に置かしむべからずと。純仁曰く、「この路荊棘八十年なり。奈何ぞ之を開かむ。吾曹政に免れざらんことを恐るゝのみ」と。これを爭へども得ず。臺諫交章して純仁の確に黨するを攻む。純仁遂に罷めらる。劉摯右僕射となる。大防・摯元豐の黨人を引き用ひて以て、舊怨を平らげむと欲し、これを調停といふ。蘇轍等力めて其の不可を陳す。摯罷めらる。蘇頌右僕射と爲る。頌罷められて、純仁又之に代る。

通解 知漢陽軍の吳處厚といふものが上書して「蔡確は安州に流される日、夏の半に車蓋亭に登ると題する詩を作り、(唐の高宗の時の故事を引いて)諫官が(太后の攝政を諫止しなかつたことを)譏つた」と言ひ、確を彈劾して止まなかつたので、(四年の五月)新州(廣東省)に遷した。呂大防、劉摯、范純仁、王存等は(之に反對で)、五嶺を越えて死地に流すはよくないと考へた。中でも純仁は「新州への道は八十年間もいばらの茂るに任せてあつて、(誰一人流されたことがない)。どうして今又其の草分けをして確を遣れよう。もし今確を流せば、次は吾々が(罪を蒙つて)此の地に流される番になりはせぬかと恐れる」と言つて反對の主張をしたが、遂に之を止めることが出來なかつた。所が諫官達

宜レ用ニ一番人一

女中堯舜

は代るがわる上書して純仁が確を庇ふのを攻撃したので、純仁は遂に罷められ、劉摯が代つて右僕射となつた。大防と摯とは元豐の黨人を引き立て採用して、曾て官を貶されて遠く流された怨を宥め和げようとし、之を調停ととなへた。しかし蘇轍等は其の不可なることを力爭したので、摯は罷められて、蘇頌が右僕射となつた。ついで頌が罷められて、純仁が復之に代つた。

語釋 譏訕（譏め訕るそしると訓む。人を惡しざまに言ふ。）○臺諫（諫官、君を諫め、百官の罪を鳴らす役。）○交章（交はこもごも、章は上奏文、代るがわる上奏する。）○過レ嶺（五嶺を越えて南に行く。此の地に毒氣あつて中國の人が往けば多く死んだといふ。五嶺については幾多の説があつて今どれと指定し兼ねるが、要するに支那の南方を出る道を遮る山脈。）○荊棘八十年（荊棘はいばら。八十年間いばらの茂るに任せてある。）○政（正に同じ、間違ひなく。）○平ニ舊怨一（昔の怨みをなだめる。）○調停（と。妥協和解して兩方を全うすること。當時の俗語であつたらしい。）○登車蓋亭詩（その原文は嬌々名臣郝甑山。忠言直節上元間。釣臺蕪沒知何處。歎息思君倚碧潯。といふので唐の高宗が上元中に疾の爲に位を武后に禪らうとしたとき、甑山公の郝處俊が之を諫止したのを譽めたゝへたものである。）

○元祐八年九月、宣仁聖烈太皇太后崩。臨レ崩對レ上、謂ニ大防・純仁等一曰、老身沒後、必多有下調ニ戲官家一者上。宜レ勿レ聽レ之。公等亦宜三早退、令ニ官家別用ニ一番人一。呼ニ左右一問、曾賜ニ出社飯一否。因曰、公等各去喫ニ一匙社飯一。明年社飯時、思ニ量老身一也。后聽レ政九年、天下稱爲ニ女中堯舜一。

訓讀　○元祐八年九月、宣仁聖烈太皇太后崩ず。崩ずるに臨み上に對し、大防・純仁等に謂ひて曰く、「老身歿せし後、必ず多く官家を調戯する者有らん。宜しく之を聽く勿かるべし。公等も亦た宜しく早く退きて、官家をして別に一番の人を用ひしむべし」と。左右を呼びて問ふ、「嘗て社飯を賜出せしや否や」と。因りて曰く、「公等各々去りて一匙の社飯を喫し、明年社飯の時、老身を思量せよ」と。后政を聽くこと九年、天下稱して女中の堯舜と爲す。

高太公

通釋　元祐八年九月に、宣仁聖烈太皇太后が崩じた。太后は死に臨み、帝の面前にて大防、純仁等に向ひ、「この老婆が死んだ後は、必ず帝を侮り弄ぶものが澤山出ませうが、決してそれ等の言を聽き入れてはなりませぬぞ。お身達もまた早く職を退いて（後進の道を開き）、すつかり入れ代つた新しい人を帝に用ひさせて下さい」といはれ、また左右の者を呼び、最早秋の社日に朝廷から賜はる飯は下賜した

かどうかを問ひ、（まだでございますと答へると）、大防等に「お身達各々退いてあちらで一匙の社飯を食べ、それを記念として明年の社飯の時この老婆を思出してくれますやうに」といはれ、（間もなく崩じた）。　太后は九年の間攝政をなし、（其の間善政を布かれたので）人民はみな「女の中の堯舜である」と言つてほめた。

語釋　老身（老いたる身、卽ち太后自らのこと。）　○調戲（愚弄する。侮り弄ぶ。）　○官家（天子。哲宗を指す。）　○一番人（一番は當時の俗語。一遞卽ち一交代の義。すつかりかはつた人の意。又一番は一組のことであるといふ說もある。）　○社飯（朝廷より賜はる秋の社日の飯立秋後第五の戊の日に豚や羊の肉を飯に炊き込んで、それを親しい間柄の家に配る行事。）

賢者集レ朝

不レ比セ二外家ニ一。以テ下擁二佑スル嗣君ヲ一之故ヲ上、二子一女皆疏ゼラル。以テ二至公ヲ一御シ二天下ヲ一、當世ノ賢者畢ク集ル二于朝ニ一。君子之盛ナルコト、後世以テ二慶曆・元祐ヲ一並ベ稱ス焉。承ケテ二神宗厭ヘル一レ兵ヲ之後ヲ一、與レ民休息ス。

慶曆元祐

西蕃ノ鬼章爲ニ二邊將ノ一擒ヘ獻ゼラル。釋シテ不レ誅セ、以テ招ク二其ノ部屬ヲ一。夏國自リ二其ノ主秉常卒シ、乾順立ツ一。政亂レ主幼ナリ。屢〻冠シテレ邊ヲ失フ二藩臣ノ禮ヲ一。皆强臣爲シレ之ヲ、以テ二其ノ君民ノ非ルヲ一レ有ルレ罪、不レ忍ビ下興シテレ師ヲ討二伐スルニ上、詔シテ二諸路ニ一、嚴ニシテレ兵ヲ自ラ備フル而已。

【訓讀】外家に比せず、嗣君を擁佑するの故を以て、二子一女皆疎んぜらる。至公を以て天下を御し、當世の賢者畢く朝に集まる。君子の盛んなること、後世慶曆・元祐を以て竝べ稱す。神宗兵を厭へるの後を承けて、民と休息す。西番の鬼章邊將の爲に擒獻せらる。釋して誅せず、以て其の部屬を招く。夏國其の主秉常卒し、乾順立ちしより、政亂れ主幼なり。屢々邊寇して藩臣の禮を失ふ。皆强臣之れを爲し、其の君民罪有るに非ざるを以て、師を興して討伐するに忍びず、諸路に詔して兵を嚴にして自ら備ふるのみ。

【通釋】太后は自分の實家である高氏の一族に私することなく、嗣君の哲宗を守り立てる爲に（世間の誤解を招かざるやう、自分の腹に出來た）二人の王子、一人の王女をも故らに疏遠にせられた。極めて公平な心を以て天下を治められたので、當時の賢者は皆朝廷に集り仕へ、其の人物の多く盛なことは、後世仁宗の慶曆時代とこの元祐時代とを並べ稱するのでもわかる。太后は神宗が戰爭を厭はれた後を受け繼いで、民と共に平和を樂しまれた。西番の酋長の鬼章が宋の國境守備の隊長に捕へられて朝廷に護送せられ來たが太后は之を釋して殺さず、却て其の部下の者を宋に招いて歸化させられた。また夏は其の主の秉常が死んで乾順が立つてから政が亂れ、國王は幼くて（權臣を統御することが

出來ず）（將軍達が勝手に）宋の國境に攻めて來て屬國の禮を失ふことが度々あつたけれど、之は夏の權臣が（國主の命を受けず勝手に）やつたことで、その君と人民に罪があるわけでないといふので、軍を起して之を討伐するに忍びず、たゞ國境の國々に軍を下して、兵備を嚴重にして防禦の用意をさせられたばかりであつた。

語釋　不レ比ニ外家一（外家は高氏の一族、比は私情にとらはれて味方すること。王后は自分の實家を取り立てるやうなことはしなかつたとの意。）　○擁佑（擁護する。佑はたすける。）　○二子一女（太后の實子の二人の王子と一人の王女。）

○上始親レ政。侍郎楊畏首叛ニ呂大防一、自謂迹雖ニ元祐一、心在ニ熙豐一、入對乞レ召ニ章惇一。明年改ニ元紹聖一。大防罷、惇爲ニ右僕射一。純仁罷。惇之來也、道遇ニ陳瓘一。惇素聞ニ其名一。獨請ニ共載一。訪以ニ世務一。瓘曰、請以ニ所レ乘舟一爲レ喩。偏重其可レ行乎。或左、或右。其偏一也。惇默然。長久曰、司馬光姦邪、所レ當ニ先辨一。瓘曰、相公誤矣。此猶欲レ平ニ舟勢一、而移レ左以置レ右也。果然將レ失ニ天下之望一。

楊畏
陳瓘
以レ舟諷

訓讀 上はじめて政を親らす。侍郎揚畏、首として呂大防に叛き、自ら謂へらく、「迹は元祐と雖も心は熙豐に在り」と。入對して章惇を召さむと乞ふ。明年紹聖と改元す。大防、罷められ、惇右僕射と爲る。純仁、罷めらる。惇の來るや、道に陳瓘に遇ふ。惇素より其の名を聞く。獨り共に載らんことを請ひ、訪ふに世務を以てす。瓘曰く、「請ふ乘る所の舟を以て喩へと爲さん。偏重ならば其れ行る可けんや。或は左し或は右せん。其の偏は一也」と。惇默然たり。良久しくして曰く、「司馬光の姦邪、當に先づ辨ずべき所なり」と。瓘曰く、「相公誤れり。此れ猶ほ舟の勢ひを平かにせんと欲して、左を移して以て右に置く也。果して然らは、將に天下の望を失はんとす」と。

通釋 （太皇太后が崩じたので）哲宗が始めて政を親らとられた。侍郎の楊畏が第一に呂大防に裏切し、私かに思ふやう「帝の親政の行事は元祐式であるが心は熙寧、元豐時代の新法に戀々として居られる」と。そこで拜謁の際、章惇を召し入れたいと願つた。明る年、年號は紹聖と改まり、大防は官を退けられて惇が右僕射となり、ついで純仁もまた罷められた。惇が都に來るとき、途中陳瓘に出會つた。惇は以前から瓘の名聲を聞いてゐたので、同船を乞ひ、當世の急務について尋ねた。すると瓘が（新法舊法の何れに偏してもいけないことを諷して）「今私共の乘つてゐる舟を以て喩へて申し

ませう。一方片側だけに力を加へましたら舟は傾いてしまいます。右に傾いても左に傾いても道理は同じことで、どちらにしても進むことは出來ません。といつた。惇は（痛い所を抑へられて）暫く默つてゐたが、「しかし司馬光の姦邪であることだけは第一に辯論すべきである」といふと、瓘は「それは閣下の誤解です。それではやはり、舟を平にしようと思ひながら左の重さを右に移すまでゞございます。若し左樣なことをなさつては天下の人望を失はれますよ」といつて忠告した。

語釋 楊畏首叛（楊畏は王安石の黨であるが、元祐の初、罪を得るを恐れて呂大防に附いた。大防は之を信じ、拔擢して禮部侍郎に推薦したが、今哲宗親政に際し、大防に裏切つたのである。） ○熙豐（熙寧、元豐、何れも神宗治世の年號。）

復熙豐之法　罪元祐之人

惇既至、以漸盡復熙豐之法、治元祐人之罪。無虛日。司馬光・呂公著・王巖叟・趙瞻・韓維・孫固・范百祿・胡宗愈・司馬康等、已死者、皆追貶奪贈。呂大防・劉摯・蘇轍・梁燾・范純仁・劉奉世・韓維・王覿・韓川・孫升・呂陶・范純禮・趙君錫・馬默・顧臨・范純粹・孔武仲・王欽臣・呂希哲・呂希純・呂希績・姚勔・吳安詩・王份・張耒・鼂補之・黃庭堅・賈易・程頤・秦觀・朱光庭・孫覺・趙卨・李之純・杜純・李

周・蘇軾・范祖禹・劉安世・鄭俠等、皆連貶竄。

訓讀 惇既に至るや、漸を以て盡く熙豐の法を復し、元祐の人の罪を治すること虚日無し。司馬光・呂公著・王巖叟・趙瞻・韓維・孫固・范百祿・胡宗愈・司馬康等の已に死せし者は、皆追貶して贈を奪ひ、呂大防・劉摯・蘇轍・梁燾・范純仁・劉奉世・韓維・王覿・韓川・孫升・呂陶・范純禮・趙君錫・馬默・顧臨・范純粹・孔武仲・王欽臣・呂希哲・呂希純・呂希績・姚勔・吳安詩・王份・張耒・晁補之・黃庭堅・賈易・程頤・秦觀・朱光庭・孫覺・趙卨・李之純・杜純・李周・蘇軾・范祖禹・劉安世・鄭俠等は、皆連りに貶竄せらる。

通釋 惇は都に來ると次第〳〵に熙寧、元豐の新法を採用して遂に殘らず復活し、元祐年間に新法を廢した者の罪を處分するにこれ日も足らぬ有樣で、司馬光・呂公著等の既に死んだ者も皆罪にして、死後官位を貶し、謚を剝ぎ取つた。又呂大防・劉摯・蘇轍等四十人ばかりの者は、どし〳〵官をおとされ遠くへ流された。

語釋 以レ漸（次第に） ○追貶（死後官位を貶すこと。）

文彦博薨
廢皇后
抵奏於地

文彦博久致仕。降爲太子太保、罷節鉞、尋薨。皇后孟氏太皇太后所選聘也。在中宮五年而廢。章惇・蔡卞請追廢太皇太后。賴太后向氏・太妃朱氏泣諫上悟。惇卞堅請施行。上怒曰、卿等不欲朕入英宗廟庭乎。抵其奏於地。

訓讀 文彦博久しく致仕す。降して太子太保と爲し、節鉞を罷められ尋ぎて薨ず。皇后孟氏は太皇太后の選聘する所なり、中宮にをること五年にして廢せらる。章惇・蔡卞、太皇太后を追廢せんと請ふ。太后向氏・太妃朱氏の泣きて諫むるに賴り上悟る。惇卞堅く施行せんと請ふ。上怒りて曰く、「卿等朕が英宗の廟庭に入るを欲せざるか」と。其の奏を地に抵つ。

通釋 文彦博は（さきに護國軍山西南道の節度使をしてゐたので、退職後も久しくその待遇を受けてゐたが）引き下して太子の太保とし、節度使たる時に賜はつた旗印と斧鉞とを取り上げられたが、間もなく薨じた。又皇后の孟氏は太皇太后のお眼鏡にかなつて選び出された婦人であつたので、皇后御所に在ること五年で廢せられた。章惇と蔡卞とは猶も太皇太后をも追廢したいと請うたが、帝の母

に當る皇太后同氏と（神宗の第二夫人）の太妃朱氏とが泣いて諫めた爲、帝も悟つて思ひ止つた。然るに惇と卞とは是非施行されたいとしつこく請うたので、帝は怒つて「卿等は朕が英宗の廟に入るのを欲しないのか」といつてその奏文を地に投げつけた。

語釋 太子太保（皇太子のお守役。） ○抵（なげうつ。なげつける。） ○致仕（官を退いて隱居する。） ○節鉞（節度使に賜ふ所の旗印と斧鉞。） ○選聘（選び召すこと。） ○太后（神宗の皇后で、哲宗の母に當る人。） ○太妃（神宗の第二夫人。） ○入英宗廟庭（英宗は哲宗の祖父で、太皇太后の夫君である。太皇太后を追廢するは英宗の廟をおろそかにするものである。）

○立賢妃劉氏爲后。右正　鄒浩。乞追停册禮、別選名族。詔浩除名。勒停羈管新州。浩道過其友田晝、臨別出涕。晝正色曰、使君隱默官京師、遇寒疾不汗、五日死矣。豈獨嶺海之外能死人哉。願無自沮。士所當爲者、未止此也。○元符三年上崩。在位十五年、改元者三、壽三十五。皇子立。是爲徽宗皇帝。

訓讀 賢妃劉氏を立てゝ后となす。右正言鄒浩、册禮を追停し、別に名族を選ばむと乞ふ。詔して、

浩をば名を除き、勒停して新州に覊管す。浩道に其の友田晝に過り、別に臨みて涕を出す。晝色を正して曰く、「君をして隱默して京師に官たらしむとも、寒疾に遇ひて汗せずんば、五日にして死せむ。豈獨り嶺海の外のみ能く人を死せしめんや。願はくは自ら沮むこと無かれ。士の當に爲すべき所の者は、未だ此に止まらざる」也と○元符三年上崩ず。在位十五年、改元する者、三壽三十五。皇子立つ。是を徽宗皇帝と爲す。

【通釋】賢妃(官名)の劉氏を選んで哲宗の皇后に立てた。右正言の雛浩は、劉氏の罪との數へて帝を諫め、「劉氏立后の大禮を取り消し、別に家柄の立派な家から選び立てることを願うた。(然るにこの議は惇の反駁にあつて成助せず、)帝は詔を下して浩を永久に聯員名簿から除いて仕官を禁止し、新州(廣東省新興縣)に流して其處に禁足した浩は新州に行く途中、其の友人の田晝を訪ひ、別れを告げて涕を流した。晝は顏色を正して、「一君をして諫言せしめずに京師に仕官させても、風邪を引いて五日間汗が出て(熱が下らなかつたならば)死ぬるであらう。人を殺すのは何も嶺海の外ばかりときまつたわけではない。(人間といふものは何時何處で死ぬことやらわかつたものではない。)どうか落膽せずに行つてくれ、これから士の爲すべき事はこの一事に盡きては居ない。(體をいたはつて大いに活躍し

徽宗皇帝　浪子　章惇失レ措　范純仁等收叙

てくれ）。」といつて之を慰め勵ました。○元符三年に哲宗は崩御した。位に在ること十五年、改元したことは三度で、年は三十五歳であつた。次は皇太弟が立たれた。之を徽宗皇帝と申す。

【語釋】右正言（官名、唐の拾遺の改名で左右正言あり、天子の失言を正し非行を諫む。）○追停（後から停止する。）○冊禮（皇后冊立の禮。立后の大禮。）○除レ名（朝廷の名簿から名を除く。）○勒停（さしとめる、官に仕へることを禁止する。勒は馬の口にふくませるくつわ、こゝは抑へる義。）○羈管（僻地に移して、餘所へ出ることを禁ずる。）○過（よぎると訓む。立寄ること。）○隱默（かくれて默つてゐる。諫言立てしないこと。）○寒疾（風邪。）○嶺海之外（嶺は五嶺、海は南海、五嶺の南の海岸の地といふ意。）

●徽●宗●皇●帝●名佶。神宗第十一子也。初封二端王一。哲宗崩。欽聖憲肅皇太后向氏、召二宰執一議レ立レ嗣。后欲レ立二端王一。章惇曰、端王浪子耳。曾布身長。望二見端王已在一レ簾下一。叱曰、章惇聽二太后處分一。王出レ簾。惇惶恐失レ措。王即レ位。請二太后權同處二分軍國事一。范純仁等二十餘人、並收叙。龔夬・陳瓘・鄒浩爲二臺諫一。○韓忠彥爲二右僕射一。忠彥琦子也。○文彥博・司馬光等三十三人、追二復官一。

【通釋】徽宗皇帝、名は佶、神宗の第十一子なり。初め端王に封ぜらる。哲宗崩ず。欽聖憲肅皇太

后向氏、宰執を召して嗣を立つることを議す。后端王を立てんと欲す。章惇曰く、「端王は浪子のみ」と。曾布身長し。望み見れば端王已に簾下に在り。叱して曰く、「章惇、太后の處分を聽け」と。王簾より出づ。惇惶恐して措を失す。王位に卽く。太后に請ひて權に同じく軍國の事を處分せしむ。范純仁等二十餘人、竝に收叙せらる。龔夬・陳瓘・鄒浩を、臺諫となす。〇韓忠彥右僕射と爲る。忠彥は琦の子也〇文彥博・司馬光等三十三人、官を追復せらる。

【通譯】徽宗皇帝の名は佶といひ、神宗の第十一番目の子である。初め端王に封ぜられた。哲宗が崩じた時、欽聖憲肅皇太后向氏が宰相執政を召し集めて、皇嗣の定立を議せられた。太后はこの端王を立てようとせられたが、章惇は之に反對して「端王は輕はづみ。これといふ識見もない方でありますから如何かと存ぜられます」といつた。この時(曾布がふと玉座の方を望んだ。)すると布は背丈が高かつたので、端王が已に御簾の下に居るのが見えたので、周章てゝ惇を叱り付け、「章惇太后の御指圖通りにするんだ」と注意した。其處へ端王が簾を出て姿をあらはされたので、章惇は恐縮して身のおき所がなく、穴にも這入りたい氣持で居た。かくて端王は位に卽き、太后に請うて假りに帝と力を協せて軍事國事を處分せられ、范純仁等二十餘人を皆官に叙し、龔夬・陳瓘・鄒浩を諫官に任ぜら

垂簾半年

射レ人先射レ馬

れた。○韓忠彦が右僕射となつた。忠彦は琦の子である。○(さきに官位を追奪せられた)文彦博・司馬光等三十三人も追復せられた。

語釋 向氏(神宗の皇后。) ○宰執(宰相執政、僕射や門下侍郎など。) ○浪子(當時の俗語で、輕佻者といふ意。) ○失レ措(措はおく、體をおくところ、うろたへて身のおき處がない。どうしてよいか分らぬこと) ○收叙(役に付ける。)

○太后垂レ簾半年而還レ政。○章惇罷。尋竄。○韓忠彦・曾布左右僕射。○貶二邢恕一。○貶二蔡京・蔡卞一。卞安石婿也。先レ是臺諫龔夬・陳瓘・任伯雨等、攻レ卞、罷二其執政一。京爲二翰林承旨一。瓘見二其視レ日不一レ瞬、謂此人必大貴。然以二其區區精神一、敢抗二太陽一。他日得レ志、必爲二天下患一。瓘語レ人曰、射レ人先射レ馬。擒レ賊先擒レ王。連疏攻レ之甚力。京罷。尋又以二御史陳次升等言一、與レ卞倶貶。

訓讀 太后簾を垂るゝこと半年にして政を還す。○章惇罷められ、尋いで竄せらる。○韓忠彦・曾布、左右の僕射たり。○邢恕を貶す。○蔡京・蔡卞を貶す。卞は安石の婿也。是より先臺諫龔夬・

陳瓘・任伯雨等、卞を攻めて其の執政を罷めしむ。京翰林承旨と爲る。瓘其の日を視て瞬せざるを見て、謂ふ、「此の人必ず大いに貴からん。然れども其の區區たる精神を以て、敢て太陽に抗す。他日志を得ば、必ず天下の患を爲さん」と。瓘人に語げて曰く、「人を射んには先づ馬を射よ。賊を擒にせんには先づ王を擒にせよ」と。連疏して之を攻むること甚だ力む。京罷めらる。尋いで又御史陳次升等の言を以て、卞と倶に貶せらる。

【通釋】太后は(群臣及び帝の切なる願によつて)簾を垂れて攝政をしたが、半年ほどして帝に政を還した。○僕射の章惇が罷められて、間もなく、遠く雷州の地に流された。○韓忠彥と曾布とが代つて左右の僕射となつた。○邢恕は官を貶された。○蔡京と蔡卞とが再び左遷せられた。卞は安石の婿である。是よりさきに諫官の龔夬・陳瓘・任伯雨等が相共に卞を攻擊して門下侍郎を罷めさせて地方官に出してあつた。又京は曾て翰林承旨となつたとき、陳瓘が、京が太陽をまともに見ても瞬しないのを見て、「この人は屹度貴くなるであらう。しかし小さな人間の心であの偉大な太陽に楯を突く男だから、他日志を達したならば、必ず天下の患を仕出かすであらう」と言つたが、(果して事實となつてあらはれた。(瓘はまたある時人に向つて「(杜甫の詩にある通りだ。)大將を射ようと思つたら先づ

上欲レ紹二述一
正人不レ容二於朝一

その馬を射よ。賊を擒にしようと思つたら先づその首魁を生捕にせよ。（今姦人を去らうと思ふなら先づその頭目を斃さねば駄目だ」と言つたが、（其の主義で）連け様に上疏して彈劾の手をゆるめなかつた。それで京は職を罷められ、間もなく又御史の陳次升等の言論によつて卞と共に重ねて左遷せられるやうになつたのである。

語釋 竄（遠方に流しものにして、そこに禁錮すること。）〇不躋（また、きしない。）〇區々精神（ちつぽけな精神。）〇射レ人先射レ馬（杜甫の前の出塞の詩の句。）〇連疏（つゞけさまに上書する。）

〇上意專欲レ紹二述熙豐之政一。而曾布微有下兩二存熙豐・元祐一之意上。故建中靖國初、嘗略變二章惇・蔡卞所一レ爲。既而布迎二上旨一、正人任伯雨・江公望・陳瓘等不レ容二於朝一。小人雖二各有一レ黨、更迭出入、意向則同、祖二安石一而已。

通釋 上の意は專ら熙豐の政を紹述せんと欲す。而して曾布は微かに熙豐・元祐を兩存するの意有り。故に建中靖國の初、嘗て略々章惇・蔡卞の爲しゝ所を變ず。既にして、布、上の旨を迎へしかば、正人任伯雨・江公望・陳瓘等、朝に容れられず。小人各〻黨ありて、更迭出入すと雖も、意向は則ち

遼天祚
女眞興

同じく、安石を祖とするのみ。

通釋 帝の意は專ら熙寧・元豐の新法の政を受けついで、之を復興したいのであつた。曾布は內々熙寧・元豐の新法と元祐の舊法とを兩存したいと思つて、建中靖國の初に、章惇・蔡卞の施設を殆んど改めたが、後間もなく帝の意のあるところを迎へて(新法派となつた)。それで任伯雨・江公望・陳瓘等の舊派の正しい者は、朝廷に用ひられず(皆罷めて了つた)。小人共は又其の中に各々小黨派があつて、それらが或は勢を得、或は振はず。かはるがはる朝廷に羽振りをきかせたり縮まつたりしてゐたが、彼等の政策とては一樣に王安石の受賣りであつた。

語釋 紹述(前人の志をついで之をより盛んにする。) ○熙豐之政(熙寧元豐、卽ち王安石の新法をさす。) ○元祐(反王安石派の勢力を占めた時代であるから、舊法をさす。) ○建中靖國(四字の年號。) ○更迭出入(代るがはる朝廷にはひつたり、出でたり。卽ち要職についたり罷めさせられたりした。)

○遼主弘基殂。號道宗。孫延禧立。號天祚。○女眞阿骨打立。女眞本名朱里眞。肅愼之遺種、而渤海之別族也。或曰、本姓拏、辰韓之後。三國志所謂挹婁、元魏所謂勿吉、唐所謂黑水靺鞨者其地也。有七十二部落。本不相

統。自太中祥符以後、絕不與中國通。有生女眞者。其類猶繁。其酋曰巖版。有孫曰楊哥太師。遂雄諸部。或曰、楊割之先、新羅人完顏氏、女眞妻之以女、生子二人。長曰胡來、傳三人而至楊割。阿骨打其子也。爲人沈毅有大志。

訓讀 遼主弘基殂す。道宗と號す。孫延禧立つ。天祚と號す。○女眞の阿骨打立つ。女眞は本の名は朱里眞、肅愼の遺種にして、渤海の別族なり。或は曰く、「本姓は拏、辰韓の後にして、三國志に謂ふ所の挹婁、元魏に謂ふ所の勿吉、唐に謂ふ所の黑水靺鞨とは、其の地なり」と。七十二の部落有り。本と相統べず、太中祥符より以後、絕えて中國と通ぜず。生女眞といふ者有り。其の類猶ほ繁し。其の酋を巖版と曰ふ。孫有り、楊哥太師と曰ふ。遂に諸部に雄たり。或は曰く、「楊割の先は新羅の人完顏氏にして、之れに妻はすに女を以てし、子二人を生む。長を胡來と曰ひ、三人に傳へて、楊割に至る。阿骨打は其の子なり」と。人と爲り沈毅にして大志あり。

通釋 遼の國主弘基が死んだ。道宗と號す。次は孫の延禧が立つた。天祚と號する。○（この時北

滿洲の）女眞（部族名ツングース族）では阿骨打が酋長となつた。この女眞といふのは、もとの名は朱里眞といひ、肅愼民族の遺種で渤海國の別族である。一說には本姓を拏といひ、（三韓の一の）辰韓の後で、三國志にいふ挹婁・南北朝の魏でいふ勿吉、唐でいふ黑水靺鞨とはこの女眞の地であるともいふ。七十二の部落があつて、初は全體の統率者がなかつた。宋の眞宗の太中祥符年間より後、中國と全く交通しないやうになつた。（遼との國境近くに熟女眞といふのが居り、之と爭つてゐた）生女眞も、亦其の中に澤山の小部族があつて、その酋長を巖版といつた。其の孫の楊哥太師といふのが遂に全女眞の頭目となつた。一說には楊割と（阿骨打の父）先祖は新羅の人完顏氏で、女眞の一酋長がその女を妻にやつたところ、二人の子を生んだ。大きい方を胡來といつた。それから三代の後に楊割が出た。阿骨打はこの楊割の子であるといふのである。この阿骨打は沈着剛毅で女眞興隆の大志を抱いてゐた。

語釋　渤海（滿州の大部と朝鮮の北部を領し、日本にも朝貢した。もと靺鞨の地で粟末、黑水の二部に分れてゐた。唐の睿宗先天二年粟末部の酋長祚榮を冊して渤海郡王としてより渤海國と稱するやうになつた。）○太中祥符（宋の眞宗の年號。）○生女眞（熟女眞に對するもので、生はまだ歸順しないもの。熟は歸順しておとなしいもの。）○完顏（王といふやうな意味。）○沈毅（沈着剛毅、落ちつき拂つて精神の強く撓まぬこと。）

○建中靖國一年而改崇寧。韓忠彥罷。再追奪司馬光等官、籍元祐黨人。

○曾布罷。蔡京爲相。蔡卞執政。再貶竄元祐人。立姦黨碑。京自崇寧爲僕射。歷大觀・政和・重和。爲大師。嘗暫罷。輒復入。雖罷之日。實執國命。其間趙挺之・張商英作相。嘗與京異。然在位各不過數月或一年而罷。如何執中・鄭居中・劉正夫・余深。雖在相位。或久或淺。居中亦與京異。常相排。正夫亦小異。然於京之權寵無損也。

【訓讀】建中靖國一年にして崇寧と改む。韓忠彥罷めらる。再び司馬光等の官を追奪し、元祐の黨人を籍す。○曾布罷めらる。蔡京相と爲り、蔡卞執政となる。再び元祐の人を貶竄し、姦黨の碑を立つ。京崇寧より僕射と爲り、大觀・政和・重和を歷て大師と爲る。嘗て暫く罷められしも、輒ち復た入り、罷めらるゝの日と雖も、實は國命を執れり。其の間趙挺之・張商英相と作り、嘗て京と異なり。然れども位に在ること各ゝ數月或は一年に過ぎずして罷めらる。何執中・鄭居中・劉正夫・余深の如きは、相位に在りといへども、或は久しく或は淺く、居中も亦京と異にして、常に相排せり。正夫も亦小異

なり。然れども京の權寵に於て損すること無し。

〔通釋〕建中靖國の年號は、僅か一年で崇寧と改められ、（世は又新法黨の天下となつた）。先づ僕射の韓中彥が職を罷められ、再び司馬光等の官位を追奪し、元祐の舊派の黨人百十九人の姓名を一々帳簿に書き留めて、（其の子孫は永久に宮中の席次を得ざらしめ、且皇族と婚姻するを禁じた。）○曾布も僕射を罷められ、代つて蔡京が僕射となり、蔡卞が門下侍郎となつた。そして再び元祐の黨人即ち反新法派の官を貶したり、遠方へ流したりし、それればかりではなく（司馬光等を姦人として）、姦黨の碑を宮城の端禮門に立て、又州縣に命じて全國に立てさせた。京は崇寧の初め僕射となつてから、大觀・政和・重和の年號を歷て、遂に三公の一なる太師となつた。其の間暫く僕射を罷められてゐたこともあつたがすぐ復召し還へされた。罷められてゐた日も實は國政を執つてゐたのである。其の間趙挺之・張商英が（京と並んで僕射となり）、京と意見が合はなかつたが、それ等は位にあること各々數ケ月內至一年に過ぎずして罷められた。其の外、何執中・鄭居中・劉正夫・余深なども僕射になつて、中には多少長く勤めた者もあつたが、（どれも大した勢力はなかつた）。又居中は京と意見を異にして常に攻擊し合ひ、正夫も亦少しく反對意見を出したが、すべて其等は京の權勢と君寵とを減ずること

は出來なかつた。

語釋 籍（姓名を帳簿に記し、其の子孫は永く廟堂に列するをとゞめ、又皇族と婚姻を結ぶことを禁じた。） ○姦黨碑（文臣執政官の文彥博・司馬光等二十二人、待制上官の蘇軾等三十五人、餘官の秦觀等四十八人、內臣の張士良等八人、武臣の王獻可等四人の姓名を書きとめて姦黨といひ、帝の御書を請うて碑を端禮門に建てた。明年又自ら姦黨碑を書き、州縣に頒つて石に刻ましめた。後姦黨の數は三百九十人に達した。） ○國命（國政に同じ。） ○或淺（淺は日淺し、即ち日時の短いこと。） ○損（減ずる。）

京子攸之婦出入宮禁。攸遂大用、至父子權勢自相軋。上寵攸而尊其子弟親戚。滿朝皆其父子之黨。京倡邪說。以爲當豐亨豫大之運。專以奢侈勸上、窮極土木之功。廣京城、修大內、盛築內苑、鑄九鼎。鼎成。以九州水土納鼎中。及奉安北方寶鼎、忽水漏于外。作大晟樂。

訓讀 京の子攸の婦宮禁に出入す。攸遂に大いに用ひられ、父子權勢自ら相軋るに至る。上攸を寵して其の子弟親戚を尊くす。滿朝皆其の父子の黨なり。京邪說を倡ふ。以爲らく豐亨豫大の運に當ると。專ら奢侈を以て上に勸め、土木の功を窮極し、京城を廣め、大內を修め、盛に內苑を築き、九

鼎を鑄る。鼎成る。九州の水土を以て鼎中に納る。北方の寶鼎を奉安するに及びて、忽ち水外に漏る。大晟樂を作る。

【通釋】蔡京の子の攸の妻(宋氏)が宮中に出入して(帝のお目にとどまつた)ので、攸は大いに取り立てられ、親子の間に勢力爭ひが起るやうになつた。帝は攸を寵愛し、京の子弟親戚を重く用ひられたので、廷臣はすべて蔡京父子の黨となつた。京は途方もない邪說を唱へ、「今は物資が豐富で、萬事樂しみに滿ちてゐる時でありますから、少しはおくつろぎになつたがよろしうございます」と言ひ、專ら帝に奢侈を勸め、無暗に土木事業を起し、都の構へを壯大にし、皇居を修繕し、盛に御苑を築き、(夏の禹王を氣取つて)九鼎をも鑄た。鼎が出來上ると九州の水と土とを納れて安置したが、北方の寶鼎を奉安するとすぐ(ひゞが入つて)水が外に漏れた。(これは北方の亂れる兆である。)それから大晟といふ新しい音樂も作つた。

【語釋】相軋(軋は車の輪のすれること。轉じてなめらかにゆかずお互に角立て、にくみ合ふ意に用ふ。)　○倡(唱に同じ。となへる。)　○豐亨豫大之運(豐は易の卦の名で豐盛の義、豫も亦卦の名で豫樂の義。蔡京が易の「豐亨」「豫之時義大矣哉」に因りて邪說を倡道し、財物豐盛なれば奢侈を極めても吉である。時世豫樂なれば欲する所を逞しうするが吉であると帝に說き、帝をして政治を顧みないやうにしたのである。)　○京城(首都大梁。單に御所だけと誤解せぬやう。)　○大內(大內裏、御所。)　○內苑(御所の御園。)　○九鼎(昔夏の禹王が九州の金を貢せしめて九鼎を鑄たのにならつたのである。其の說は上卷四〇頁を見よ。)

作玉清神霄宮、崇信道士林靈素。策上爲教主道君皇帝。作延福宮、作保和殿、作萬歲山。以朱勔領花石綱、奇花異木怪石珍禽奇獸、無遠不致。民間、一花一木之妙、輙令上供。有一花費數千緡、一石費數萬緡者。二十年間山林高深。麋鹿成羣。改名艮嶽。又爲村居野店酒肆靑帘於其間、每歲冬至後、卽放燈縱令飮博。謂之先賞元宵。

訓讀 玉清神霄宮を作り、道士林靈素を崇信す。上を策して教主道君皇帝と爲す。延福宮を作り、保和殿を作り、萬歲山を作る。朱勔を以て花石綱を領せしめ、奇花異木怪石珍禽奇獸、遠しとして致さゞる無し。民間の一花一木の妙も、輙ち上供せしむ。一花に數千緡を費し、一石に數萬緡を費す者有り。二十年間山林高深にして、麋鹿羣を成す。艮嶽と改名す。又村居野店酒肆靑帘を其の間に爲り、每歲冬至の後、卽ち燈を放ち縱に飮博せしむ。之を先元宵を賞すといふ。

通釋 (又帝の誕生の地に玉清和陽宮といふ御殿を作り) 後玉清神霄宮と改名された。(帝は道教に

歸依して）道士の林靈素を尊信された。靈素等は帝に尊號を上つて教主道君皇帝と稱へ、（道教の法王にした。）次に延福宮を作り、保和殿を作り、萬歳山を築き、朱勔に命じて珍花奇石を廻漕する舟を取締らせ、珍しい草花や樹木や巖石や禽獸はどのやうな遠方からでも皆徴發し、民間に有する一本の花一本の木も、これはといふものはすぐ獻上させて、一本の花に數千緡の金をかけ、一つの石に數萬緡の金を費すやうな（大袈裟なことさへした。）それから二十年の間、植樹はどん〳〵成長して山林は鬱蒼と繁茂して、鹿や大鹿が群をなして遊ぶやうになつた。萬歳山は都の丑寅に當るといふので艮嶽と改名し、其の中に百姓家や茶店や酒屋を置き酒屋の青い旗など立てさせ、毎年冬至の後、燈火をつけさせて人民を自由に入れ、飲酒博奕をさせて之を上元の宵を賞するのだと言つた。

語釋　道士（道教の僧、道教は黄帝老子を開祖と仰ぐもので、老子の學說に儒教の易の思想を交へ、それを迷信化して一種の宗教が出來、遂に支那全土に流行するに至つたのである。）　○策レ上（策は玉册、帝に尊號を上ること。）

○萬歳（漢音バンゼイ、呉音マンザイ、之をバンザイと訓むは明治二十二年二月十一日の憲法發布の日からである。當時帝國大學では皇室に對し奉り、赤誠を吐露するに適切な語を求めてえず、時の文部大臣森有禮氏に請うてこの萬歳を得た。初めバンゼイと稱へたが音量が豐でない。マンザイと改めて見たが、三河萬歳などを連想して可笑しい。遂に漢音呉音を混じてバンザイとしたところ洵によいので遂に之に決定した。さて當時二重橋の前に於て陛下の御出門を迎へ、外山博士音頭となり、大學生一同之に和して萬歳を唱へたのである。）　○領ニ花石綱一（舟を數雙つないで運漕することを綱といふ。即ち花や石を運漕することを司る。）　○上供（獻上の意。）　○緡（穴あき錢を糸に通ほした一本を緡といふ。緡とはその糸のこと。）　○青帘（酒屋の青い招き旗。）

○元宵（上元の宵、一月十五日を上元といふ。此の夜都城一帶に燈をともして夜遊ぶ行事である。）　○飲博（飲は飲酒、博はばくち。）

天災地異

稱瑞表賀

兩内侍

○時星芒屢見、地震河決。怪異迭出、率以爲常。京等誣奏。甘露降、祥雲現、飛鶴蔽空、竹生紫花、芝草產于艮嶽、及諸州連理木、雙花芙渠芍藥牡丹。至指臘月雷、三月雪、皆稱瑞表賀。○內侍童貫・梁師成用事。師成專務應奉、以蠱上心、勢焰熏灼、竊威福於中。童貫專務開邊、生事於外。皆與蔡京父子相表裏。

訓讀 時に星芒屢々見はれ、地震ひ河決す。怪異迭ひに出で、率ね以て常と爲す。京等誣奏す。甘露降り、祥雲現はれ、飛鶴空を蔽ひ、竹紫花を生じ、芝草艮嶽に產し、及び諸州に連理の木、雙花の芙渠芍藥牡丹有りと。臘月の雷、三月の雪を指して皆瑞と稱して表賀するに至る。○內侍童貫・梁師成事を用ふ。師成は專ら應奉を務め、以て上の心を蠱し、勢焰熏灼、威福を中に竊む。童貫は專ら邊を開くを務めて、事を外に生ず。皆蔡京父子と相表裏せり。

通釋 當時慧星が屢々現はれ、地震が絕えず、黃河が氾濫するなど、其の他天災地變妖怪變化が續

いて起り、それが當り前のことのやうになつた。それでも蔡京等はやれ甘露が降つたの、やれ目出度い雲が現はれたの、鶴が空を蔽うて飛んだの、竹に紫の花が咲いたの、靈芝が艮嶽に生じたの、或は諸州に連理の木が生じたの、二つ花の蓮や芍藥や牡丹が咲いたのとまるで正反對のことを帝に聞かせ十二月の雷や、三月の雪など(氣節外れの大不吉のことまで)皆聖代の瑞祥であると僞つて、上表してお祝ひを申上げるまでになつた○(また同時に)内侍の童貫や梁師成が幅をきかし、師成は帝のおそばに侍つて事毎に御機嫌取りをして帝の心を惑はし、其の勢の盛なことはあだかも烈火が物を灼き盡すやうで、恩威を宮中内で獨專してゐた。童貫は專ら外國を征伐して邊境を擴げることに務め、遂に外國關係を險惡にしてぬきさしならぬ破目に陥つた。いづれも皆蔡京父子と内外呼應してやつたのである。

【語釋】 星芒(彗星。芒は光輝の放射。) ○河決(黄河の堤が切れて水が氾濫する。) ○率以爲常(大概普通のことになつた。程しげ〳〵とあつた。) ○諛奏(偽り奏す。) ○甘露(天より降る甘い液。) ○祥雲(めでたい雲。) ○芝草(靈芝の一種。) ○連理木(二本の木が根は別々で幹が一緒になつてゐるもの。) ○雙花(一本の莖のさきに二つの花をつけたもの。) ○芙蕖(蓮の花。) ○臘月(十二月、臘は冬至の後第三の戌の日に八百萬の神を祭ること。) ○應奉(上の意を迎へること。) ○勢焰熏灼(熏灼共にやく意。火が物を灼き盡すやうに勢力の盛なこと。) ○竊威福(威は威光を以て人をおどし、福は又恩をきせて伏すること、竊むとは、其の權を勝手にふるまふを言ふ。) ○表裏(内外呼應する。内外氣脈を通ずる。)

○女眞阿骨打以重和元年戊戌稱帝。初遼主天祚刑賞僭濫、荒於禽色、歲索名鷹海東青於女眞。女眞與其隣東北五國戰鬪、乃能獲此禽以獻。不勝其擾。阿骨打遂叛、攻陷混同江東之寧江州。遼遣將討之而敗。又起中京・上京・長春・西遼四路兵並進。獨淶流河一路深入大敗。三路皆退。女眞悉虜遼東界、熟女眞、鐵騎益衆。天祚親征復大敗。女眞乘勝幷渤海・遼陽五十四州。又度遼西降五州。阿骨打遂建號改名旻、國號大金。明年破遼上京。

訓讀 女眞の阿骨打、重和元年戊戌を以て帝と稱す。初め遼主天祚刑賞僭濫、禽色に荒み、歲ごとに名鷹海東青を女眞に索む。女眞其の隣東北の五國と戰鬪し、乃ち能く此の禽を獲て以て獻ず。其の擾に勝へず。阿骨打遂に叛き、混同江東の寧江州を攻陷す。遼將を遣し之を復ちて敗る。又中京・上京・長春・西遼、四路の兵を起して並に進む。獨り淶流河の一路、深く入りて大敗す。三路皆退く。

女眞悉く遼の東界の熟女眞を虜にす。鐵騎益々衆し。天祚親征して、復大に敗る。女眞勝に乘じて渤海・遼陽五十四州を并せ、又遼西に度りて五州を降す。阿骨打遂に號を建て〻名を旻と改め、國を大金と號す。明年遼の上京を破る。

通釋 女眞の阿骨打は、重和元年戊戌(實は政和五年乙未)の年に席號を稱した。(それまでの經過を言へば)初め遼主の天祚は、刑罰褒賞が出鱈目で、狩りと女色に耽り、毎年鷹狩に用ひる海東青といふ鷹の逸物を女眞に獻上せしめてゐた。女眞はその爲に(數百人の軍勢を出し)東北の五といふ國(今の吉林省內)と戰爭して(その國境の巣穴から)この鳥を獲て獻じてゐたが、毎年〳〵あまりの手數に堪へ切れず、阿骨打は遂に遼に叛いて、混同江(今の松花江)の東なる寧江州を攻め落した。遼は大將を遣して之を討伐させたが却て敗れたので、又中京路・上京路・長春路・西遼路の四路の兵を集めて並び進ましめたところ、淶流河の一路の兵が余り深入りしたゝめに大敗し、それが影響して他の三路の兵も皆退いた。女眞は遼東の界の熟女眞を捕虜にしたので、其の兵が加へて、女眞の勇兵は益々多くなつた。遼の天祚は親ら馬を陣頭に進めて征伐に出たが再び大敗した。女眞は勝に乘じて渤海・遼陽五十四州を併せ、又遼河の西に渡つて五州を取つた。かくて阿骨打は遂に帝號を建て、名を旻と

改め、國を大金と號したのである。その明年遼の首都上京(臨潢府)を破つた。

語釋 重和元年戊戌(政和五年乙未の誤り。) ○禽色(禽は狩獵、色は女色。) ○五國(國の名。今の吉林省内の三姓附近にあつた。一説に五國は鐵勒・噴訥・玩突・怕忽・咬里沒の五ケ國とも言ふ。) ○不勝共擾(その面倒さに堪へられぬ。) ○熟女眞(遼に歸服せる女眞。)

○高麗來求醫。上遣二醫往。還奏、實非求醫。乃彼知中國將與女眞圖契丹、謂、苟存契丹、猶足爲中國捍邊。女眞狼虎。不可交。宜早爲之備。上聞之不樂。○上嘗微行都市酒肆妓館。正字曹輔上言、編管郴州。○童貫自崇寧間、與王詔之子領兵復湟州、任責措置邊事。已而復鄯州・廓州。貫遂建節爲宣撫。既得志於西邊。遂謂北邊亦可圖。

訓讀 高麗來りて醫を求む。上二醫を遣して往かしむ。還りて奏す、「實は醫を求むるに非ず。乃ち彼、中國の將に女眞と契丹を圖らんとするを知りて謂ふ、苟し契丹を存せば、猶ほ中國の爲に邊を捍ぐに足らん。女眞は狼虎なり。交る可からず。宜しく早く之が備を爲すべし」と。上之を聞きて樂し

まず。〇上嘗て都市の酒肆妓館に微行す。正字曹輔上言し、彬州に編管せらる。〇童貫崇寧の間より、王韶の子と兵を領して湟州を復し、責に邊事を措置するに任ず。已にして、鄯州・廓州を復す。貫遂に節を建て丶宣撫と爲る。旣に志を西邊に得たり。遂に謂へらく「北邊も亦圖る可し」と。

(通釋)高麗の使者が來て、「弊國は醫術が進んでゐませんから、お醫者を御送り下さい」と請求したので、帝は二人の醫者を遣された。ところがその醫者が還つて來て、「高麗の眞意は實は醫者を求めたのではありませぬ。我が國が女眞と同盟して契丹を滅さうとしてゐるのを知つて『もし契丹を存しておかれたならば(女眞との間にはさまつてゐて)中國の爲に十分邊境を拒いでくれるでございませう。女眞は狼や虎の如き恐るべきものでございますから、それと交際せられるのは危險でございます。早く用心なさらねばなりません。』とわざ〱忠告してくれる爲に呼んだのでございました」と奏上した。帝は之を聞いて(不快なことを聞いたものだと)いやな顏をせられた。〇帝がある時都の酒屋や遊女屋にしのびあるきせられたので、正字の曹輔が諫言したところ、(帝の怒に觸れて)彬州に流されてそこに禁足せられた。〇童貫は崇寧年間から王韶の子と共に、兵を支配し、湟州(甘肅省内)を取戻し、邊境の事を處置する責任を負ひ、其の後また鄯州(甘肅省内)廓州(甘肅省内)を西羌から取戻

した。貫はそれより(勅命を奉じて)旗印を建て丶宣撫使となつた。かく西邊に於て成功したので、彼は北境の契丹を滅すことも容易であると考へた。

語釋　毉(醫に同じ。)　○酒肆妓館(酒屋や遊女屋、肆は店のこと。)　○微行(しのびあるき。)　○正字(官名、諫官の一、前に見えた。)　○編管(既に前に見えた。その地の戸籍に編入羈管せらる義。罪を以て地方に流されるといふ當時の常套語。)　○措置(處分。措はとりはからふ意。)

政和初、乃自請奉使覘遼國。有燕人馬植者。陳滅燕之策。貫挾以歸、更姓名趙良嗣。復燕之議遂起。政和末、有漢人泛海來。具言女眞攻遼事。重和春、乃用蔡京・童貫議、遣馬政由海道至阿骨打所居阿芝川・淶流河、與議共攻遼。阿骨打遂遣使來。宣和初、至京。詔京・貫諭以夾攻取燕之意、差軍校呼慶送其使由海道歸國。是歲王黼爲相、力贊攻遼之策。

通釋　政和の初、乃ち自ら請ひて使を奉じて遼國を覘ふ。燕人馬植といふ者あり。燕を滅すの策を陳す。貫挾みて以て歸り、姓名を趙良嗣と更む。燕を復するの議遂に起る。政和の末、漢人海に浮

びて來るものあり。具に女眞の遼を攻むる事を言ふ。重和の春、乃ち蔡京・童貫の議を用ひて、馬政を遣し海道より阿骨打の居るところの阿芝川・淶流河に至らしめ、與に共に遼を攻めんことを議す。阿骨打遂に使を遣して來らしむ。宣和の初、京に至る。京・貫に詔して諭すに夾み攻めて燕を取るの意を以てし、軍校呼慶を差して其の使を送らしむ。海道より國に歸る。是の歳王黼相と爲り、力めて遼を攻むるの策を贊す。

通釋 そこで(童貫は)政和の初、自ら請うて使者となり、遼國の様子を探りに行つた。その時燕の人の馬植といふ者があつて燕を滅す策略をのべたので、貫は引きつれて國に歸り、姓名を趙良嗣と改めさせて(政府に推擧した)。そこで(馬植の策に從つて)燕を遼から取り戻さうといふ評議が起つた。其の後政和の末に(女眞に行つて居た)中國人の(高藥師と言ふ者が)舟に乘つて歸朝し、女眞が遼を攻めた一部始終を細かに告げた。(それで、遼の恐るゝに足らぬことが明になつたので)重和の春、蔡京・童貫の發議を用ひ、馬政といふ者を遣し、海路、阿骨打の本據の阿芝川・淶流河のほとりに行かせ、中國と金と提携して遼を攻めようと相談をさせた。そこで阿骨打は遂に使者を中國に遣し、宣和の初に都の大梁についた。帝は蔡京と童貫とに命じて、宋と金とが遼を夾み撃ちにして燕を取らうではな

與レ金約取二燕京一

いかと、其の使者を諭させ、倘、軍校(官名)の呼慶を遣して使者を送らせ、海路より國に歸へした。この歳王黼が宰相となり、力めて遼を攻める策を贊成した。

語釋 滅レ燕(燕はもと中國の領地であったのを、今遼に占領されてゐるそれを取り戻さうといふのである。) ○泛レ海來(海路から來た。)

及下呼慶復與二金使一來上、時阿骨打在二上京一。遂遣二良嗣一往、約金國取二遼中京一、本朝取二燕京一。歲幣如下與二遼之數一。良嗣曰、燕京一帶、則併二西京一是也。金主亦許レ之、以レ札付二良嗣一。期以下女眞兵自二平地松林一趨二古北一、南兵自二白溝一夾攻上。良嗣歸。馬政復與二子擴一持二國書一往、訂二彼此兵不一レ得レ過レ關。未レ幾、金使復來。又以二國書一就付二其使一歸レ國。

訓讀 呼慶復金使と來るに及び、時に阿骨打上京に在り。遂に良嗣を遣して往かしめ、約すらく、「金國は遼の中京を取り、本朝は燕京を取らん。歳幣は遼に與ふるの數の如くせん」と。良嗣曰く、「燕京一帶は、則ち西京を併せて是れ也」と。金主も亦之を許し、札を以て良嗣に付す。期するに女眞の

兵は平地松林より古北に趨き、南兵は白溝より夾み攻むるを以てす。良嗣歸る。馬政復子擴と國書を持して往き、彼此の兵關を過ぐることを得ざるを訂す。未だ幾くならず、金使復來る。又國書を以て就きて其の使に付して國に歸らしむ。

通釋 呼慶が復金の使を連れて歸つて來た。この時阿骨打は上京に居たので、遂に趙良嗣を使に立てゝ、金は遼の中京(東蒙古にある大定府)を取り、中國は燕京(今の北平)を取ること、及び中國から金への毎年の贈物はこれまで遼に與へてゐたと同額を出すことを約束させた。この時良嗣は「燕京一帶といふのは西京(山西省内大同府)をも含むのである」といふと、金主も亦之を諒とし、證書を良嗣に渡して、金の兵は内蒙古の平地松林より古北口(河北省順天府内の關所)に赴き、宗の兵に白溝河(河北省保安附近)より進んで遼を夾擊することを取りきめて、良嗣は歸つて來た。馬政は復子の擴と國書を以て金に往き、宋兵金兵は互に國境の關所を通過することなきやうにと條約を訂結した。それから間もなく金の使が來たので、國書を渡して國に歸らせた。

語釋 歲幣(毎年の贈物。) ○平地松林(また千里松林ともいふ。今蒙古の克什克騰の西南になる。) ○訂(訂結する。)

北事作

遼主入雲中

時淮南・京西・河北・江南、相繼盜起。山東宋江方就招安。睦寇方臘連陷浙郡。中都爲震。童貫甫平方臘、而北事作矣。金人悉師度遼、趨中京攻陷之。中京者故奚國也。遂引兵至松亭關、以與宋有各不過關之約止、引兵由其西而過。遼主先已引避。或言、金前鋒將至。遼主震驚、亟奔雲中、入夾山。

訓讀 時に、淮南・京西・河北・江南、相繼ぎて盜起る。山東の宋江方に招安に就く。睦の寇方臘連りに浙郡を陷る。中都爲に震ふ。童貫甫めて方臘を平げて、北事作る。金人師を悉して遼を度り、中京に趨きて攻めて之を陷る。中京は故の奚國なり。遂に兵を引きて松亭關に至り、宋と各關を過ぎざるの約あるを以て止まり、兵を引きて其の西より過ぐ。遼主先きに已に引きて避く。或ひと言ふ、「金の前鋒將に至らんとす」と。遼主震驚して、亟に雲中に奔り、夾山に入れり。

通釋 この時淮南・京西・河北・江南の各地に相續いで盜賊が蜂起した。山東の宋江といふ者は說諭して降服させたが、睦州の賊の方臘が連りに浙郡を攻め降したので、首都大梁はその爲めに震へ上

宋師敗
宋師再擧

つた。しかし童貫がこの方臘を平定して了ふと、愈〻北方遼を征伐することになつた。金は軍勢をすつかり繰り出して遼河を渡り、遼の中京を攻め落した。中京はもと(遼と同族の)奚といふ種族の本據であつた。それから遂に兵を率ゐて松亭關に達したが、宋と互に關所を通過しないといふ約束がしてあつたので、其處で進軍を止めて、其の西の方に廻つて通過した。遼主は(中京の陷つた時)、已に避難してゐたが、金の先鋒は近〻押し寄せて來る」といつたので大いに驚き、急いで雲中(山西省)に奔り夾山(山西省)に逃げ込んだ。

語釋 山東宋江(これが有名な水滸傳中の主人公である。)　○招安(說諭して罪を免じて降伏させること。)　○亟(音キヨク、すみやかと訓む。)

時燕王淳守燕。蕭幹立淳爲主。宋童貫・蔡攸帥師、東路至白溝、西路至范村。蕭幹迎戰甚力。宋師敗退。耶律淳死。宋師再擧。遼涿州將郭藥師、領常勝軍來降。宋兵五十萬進駐盧溝河。蕭幹拒之。藥師間道襲燕。幹還救死鬪。藥師屢敗、僅以身免遁還。盧溝之師遂潰。貫・攸懼無功獲罪。時金主在

奉聖州。乃遣レ客禱二金主一圖レ之。

〔訓讀〕時に燕王淳燕を守る。蕭、幹淳を立てゝ主と爲す。宋の童貫・蔡攸、師を帥ゐて、東路は白溝に至り、西路は范村に至る。蕭幹迎へ戰ひて甚だ力む。宋の師敗れ退く。耶律淳死す。宋の師再擧す。遼の涿州の將郭藥師、常勝軍を領して來り降る。宋兵五十萬、進みて盧溝河に駐まる。蕭幹之を拒ぐ。藥師間道より燕を襲ふ。幹還り救ひて死鬪す。藥師屢々敗れ、僅に身を以て免れ、遁れ還る。盧溝の師遂に潰ゆ。貫・攸功無くして罪を獲んことを懼る。時に金主、奉聖州に在り。乃ち客を遣はして金主に之を圖らんことを禱む。

〔通釋〕當時燕王の耶律淳は燕京を守つてゐたが、都統の蕭幹が淳を立てゝ遼王とした。此の時宋の童貫・蔡攸が(二道より)軍勢を率ゐて進み、東路よりは白溝に至り、西路よりは范村に迫つたが、蕭幹が之を迎へて必死になつて戰つたので、宋軍は敗れて退いた。しかし間もなく耶律淳が死ぬと、宋は再び北伐の軍を起した。そこへ遼の涿軍の將郭藥師が常勝軍を率ゐて降參して來たので、(大いに勢を得て)全軍五十萬、堂々と進軍して盧溝河(今の北平附近)に陣を取つた。遼は蕭幹が之を

燕降於金

許歲幣外百萬

防ぐことになつた。藥師が間道から俄に燕京（今の北平）を襲ふと、幹は兵を還して燕京の兵を救ひ、死物狂に戰つたので、藥師は幾度か敗れて、やつと身一つで逃げ還つた。この爲に盧溝河の宋軍は遂に散り〴〵になつてしまつた。童貫・蔡攸は（折角大軍を率ゐて遠征に出ながら）今大敗して歸れば定めて重いお尤めを受けるであらうと懼れた。その時金主は奉聚州（河北省宣化府）に居たので、貫攸は（密に）使を遣り、金主に燕京を攻め陷してくれと願つた。

語釋　禱（求める、願ひ求める。）

金主分三道進兵、遂入居庸關。燕降於金。金使來言、燕京以金兵攻下。其地與宋、租稅當以輸金。宋使趙良嗣往議之。許歲幣如契丹舊數、外更以百萬代租稅、而併求雲中之地。金人僅以燕京・涿・易・檀・順・景・薊六州來歸。貫・攸攻入燕。燕之金帛・子女・職官・民戶、金人席卷而東、所得空城而已。貫・攸歸。以王安中知燕山府、詹度・郭藥師同知。○有星如月。徐徐南行而落。光

照二人物一、與レ月無レ異。

訓讀 金主三道に分れて兵を進め、遂に居庸關に入る。燕金に降る。金使來り言ふ、「燕京は金の兵を以て攻め下す。其の地は宋に與へ、租税は當に以て金に輸すべし」と。宋の使趙良嗣往きて之を議す。歳幣は契丹の舊數の如くし、外に更に百萬を以て租税に代へんことを許し、并せて雲中の地を求む。金人僅に燕京・涿・易・檀・順・景・薊の六州を以て來歸す。貫・攸燕に入る。燕の金帛・子女・職官・民戸は、金人席卷して東し、得る所は空城のみ。貫・攸歸る。王安中を以て燕山府に知たらしめ、詹度・郭藥師同知たり。〇星有りて月の如し。徐々として南行して落つ。光人物を照し、月と異なる無し。

通釋 金主は(之を承諾して)三道から兵を分けて進み、遂に居庸關に迫つたので、燕京の兵は遂に金に降參した。そこで金の使が宋に來て「燕京は金の兵によつて攻め陷したのであるから、其の土地だけは貴國に差上げても、その租税は當然私の方にお貰ひしたい」と要求した。宋からは趙良嗣が使節として金に往いて斷判し、(宋から金への)年々の贈物はこれまで遼に贈つてゐた(絹二十萬疋銀二十

修ニ神保觀一

萬兩の外に）更に錢百萬緡を增して贈るから、燕は租稅ぐるみそつくり宋の方に貰ふことにし、尙雲中の地をも宋に讓り受けたいと申込んだ。しかし金は僅に燕京・涿・易・檀・順・景・薊の六州を引渡しただけで（外の要求は全部跳ねつけた。）因つて童貫、蔡攸が燕京に入つて見ると、燕の金銀絹布はもとより、子供も女も官吏も人民もすつかり金人がひつさらへて東に去り、殘つてゐるのはたゞがらあきの城ばかりであつた。それでも二人が歸つて來ると、宋は燕京を燕山府と改稱し、王安中を知事とし、詹度・郭藥師を其の次官に任じて、（宋の領土とした）。○時に妖星があらはれて月のやうに大きく、それがそろ〳〵と南に移り行き、遂に地に落ちたが、光は人や物を照らすこと、月と變らぬ位であつた。

語釋　許（宋がやむを得ずに差し出さうと言つたのである。）　○舊數（契丹と契約した時の數。）　○席卷（蓆を片一方からまくつてゆくやうに丸取にして殘さぬこと。）　○人物（人と物と。）

○修ニ神保觀一。其神都人素畏レ之。傾レ城男女負レ土以獻、名曰ニ獻土一。又有下飾ニ作鬼使一催ニ納土一者上。上亦微服觀レ之。後數日旨禁。○京師・河東・陝西、地震。宮中殿門、搖動且有レ聲。蘭州草木沒入、山下麥苗乃在ニ山上一。○金國無ニ城郭・宮

室。用契丹舊禮、如結綵山作倡樂。鬪雞・擊鞠之戲、與中國同。但於衆樂後、飾舞女數人、兩手持鏡、類電母。其國茫然。皆茇舍以居。至是方營大屋數千間、盡倣中國所爲。

訓讀 〇神保觀を修む。其の神は都人素より之を畏れたれば、城を傾けて男女土を負ひて以て獻じ、名づけて獻土と曰ふ。また鬼使を飾作し、土を納るゝを催がす者あり。上も亦微服して之を觀しが、後數日旨あつて禁ず。〇京師・河東・陝西、地震ふ。宮中の殿門、搖動して且つ聲あり。蘭州の草木、沒入し、山下の麥苗乃ち山上に在り。〇金國城郭・宮室無し。契丹の舊禮を用ひ、結綵山に如きて倡樂を作す。鬪鷄・擊鞠の戲、中國と同じ。但だ衆樂の後に於て、舞女數人を飾り、兩手に鏡を持たしむること電母に類す。其の國茫然たり。皆茇舍して以て居る。是に至りて方に大屋數千間を營み、盡く中國の爲す所に倣ふ。

通釋 〇(道教の神を祀つた)神保觀を修繕した。その神は都の人が常から畏れ敬つてゐたので、城内の男女が、殘らず土をかついで之を獻上し、之を獻土といつた。すると、鬼神の使のいでたちをし

た者があらはれて土を納めることを催促してまはつた。帝も(その騷ぎが余り大きいので)おしのびで之を見に行かれたが、數日すると、上意とて禁令が出た。○また京師・河東・陝西に地震が起つて宮中の御殿や門もゆら〳〵と搖れ動き、且不思議な聲が聞えた。蘭州では草木が地下に埋まり、山の下の麥苗が頂上に移つたなどのことがあつた。○金の國には城郭もなく、宮室もなく、すべて契丹のしきたりに從ひ、五色の絹を結びあはせて山の形に拵へ、其の下で、踊つたり歌つたりする。又雞を闘はし 鞠を撃つ遊びは中國と同樣である。たゞ色々な音樂を奏した後で、舞女數人に着飾らして、兩手に鏡を持つてきら〳〵させることは(中國では行はぬことで、其の樣子は)雷神に似てゐる。其の國土は廣々として果しない(平野や丘陵で)これまで皆野營してゐたが、此の時分から宏大な家屋を建て、すべて中國の眞似をし出した。

語釋 觀(觀とは佛敎の寺院のやうに道敎の神を祀つた殿堂である。) ○傾レ城(こゝは城下を擧げての意。この語傾城といふ時は人の城をくつがへすことである。又之を顧みれば城を傾けるといふ意から婦人の容色の美なるをいふ。) ○飾作(いでたちをする。) ○旨禁(帝の旨で禁ずる。) ○結綵山(五色の絹を結び合せて山の形を造つた場所、所謂山車の如きもの。) ○電母(雷神、雷公は大鼓を鳴らして雷鳴を起し、雷母は鏡によりて雷光を起すといふ其の電母である。) ○倡樂(倡は俳優、即ち役者の演技や音樂。) ○茫然(とりとめもなく廣々とした形容。) ○茇舍(野宿、野營、即ち天幕生活。) ○數千間(柱と柱との間を間といふ、數千間とは其の宏大なことを意味するのである。)

○兩京河淅路、災異疊見。都城有ㇾ賣ニ青菓一男子ㇾ。孕而誕ㇾ子。又有ニ豐樂樓ノ酒保朱氏一、其妻年四十、忽生ニ髭髯一、長六七寸。宛一男子。詔度爲ニ女道士一。○河北・山東盜起。連歲凶荒。民食ニ楡皮一。野菜不ㇾ給、至ニ相食一。饑民並起爲ㇾ盜。有ニ張仙者一、衆十萬。張迪、衆五萬、高托山、衆三十萬、自餘二三萬者、不ㇾ可ニ勝計一。

訓讀 ○兩京河淅路、災異疊見す。都城青菓を賣る男子有り。孕みて子を誕む。又豐樂樓の酒保朱氏有り。其の妻年四十にして、忽ち髭髯を生じ、長さ六七寸。宛も一男子なり。詔して、度して女道士となす。○河北・山東盜起る。連歲凶荒なり。民楡皮を食ふ。野菜給せず、相食むに至る。饑民並び起り盜を爲す。張仙といふ者有り、衆十萬、張迪の衆五萬、高托山の衆三十萬、自餘二三萬の民は、勝げて計ふべからず。

通釋 ○京東、京西及び河北、河南淅江の諸路に變災が連りに起つた。例へば都の城内に果物を賣る男子があつたが、その男が身重になつて子を生んだ。又豐樂樓といふ酒樓のとうじに朱氏といふ者

があつたが、其の妻が四十歳になつて、どうしたことか俄に六七寸のひげが生えそれが鼻の下にも顎にもきれいに生えて、恰も男子のやうであつた。その女は勅命によつて得度して女道士となつた。○河北や山東の地方に盜賊が起つた。それは毎年〳〵饑饉續きで、民は楡の皮を剝いで食ひ、野菜などはもとより足らず、甚しきは人間の肉を食ひ合ふ者さへあつた。そこで饑ゑかつれた窮民が四方に起つて、盜賊を働くのである。其の中でも張仙といふ者は手下の十萬も連れて居り、張迪は五萬、高托山は三十萬といふ手下を有し、（それ等が諸所を荒しまはるのであるが）、その他二、三萬の乾兒を有する者は數へきれぬ程あつた。

語釋 豐樂樓（酒樓の名。）○酒保（酒壺の醞匠、俗にとうじといふ。醞匠の造つた酒は信用することが出來るといふ意より酒保といふ。）○凶荒（穀物は實らず、野菜も生育せぬこと。饑饉。）○詔度（詔して祠部より度牒を給せしめ女道士となるを許すこと。舊制に道士僧尼には課役を免じたので、課役を免ぜられんが爲に濫に僧尼道士となるものが多かつた。それで度牒法を立て、之を禁じた。度は僧家のいふ得度の義。）○髭髯（髭は口上のひげ、髯はあごひげ。）

○金主稱レ帝。六年而殂。號二太祖太聖武元皇帝一。弟吳乞買立。改二名晟一。燕山之地、易州、西北乃金坡關、昌平之西乃居庸關、順州之北乃古北關、景州之北乃松亭關、平州之東乃楡關、楡關之東乃金人來路。凡此數關、天限二

蕃漢得之則燕境可保。然關内之地、平・灤・營三州、自後唐爲契丹阿保機所陷、以營・灤隷平、爲平州路。得燕而不得平州、則關内之地、蕃漢雜處、而燕爲難保矣。

訓讀 ○金主帝と稱する、六年にして殂す。太祖大聖武元皇帝と號す。弟 呉乞買立つ。晟と改名す。燕山の地、易州の西北は乃ち金坡關、昌平の西は乃ち居庸關、順州の北は乃ち古北關、景州の北は乃ち松亭關、平州の東は乃ち隃關、隃關の東は乃ち金人の來路なり。凡そ此數關は天蕃漢を限れるなり。之を得ば則ち燕の境保つ可し。然るに關内の地、平・灤・營の三州は、後唐に契丹の阿保機の陷る〻所と爲りしより、營・灤を以て平に隷し、平州路と爲す。燕を得て平州を得ざれば、則ち關内の地、蕃漢雜處して、燕保ち難しと爲す。

通釋 ○金主の阿骨打は帝號を稱してから六年の後(宣和五年八月)死去した。諡を大祖太聖武元皇帝といふ。次は弟の呉乞買が立つて、名を晟と改めた。燕山の地は、易州の西北には金坡關があり、昌平(直隷省順天府)の西には居庸關があり、順州の北には古北關があり、景州の北には松亭

張穀

金歸二曲於宋一

關があり、平州の東には險關(山海關)があつて、險關の東は金から中國に來る通路である。すべてこれ等の關所は夷と中國とを隔てる天然の要害で、この數關を握つて居れば、燕の地は安全に中國の手にあるのであるが、この關所に守られた地の中平・灤・營三州は後唐(五代の唐)の明宗の時、契丹の阿保機に攻め落されてから、契丹は營州灤州を平州に組み入れて平州の一路として置いた。それで今宋が切角燕を手に入れても平州を共のまゝにして置いては、關内の地は蕃人、漢人共に雜居して、之を保つことは困難なのである。

語釋　天限二蕃漢一(天の神が夷と中國とを分けた天然の境界である。)

遼張穀守二平州一。金已遣レ人招レ穀。穀曰、契丹凡八路。今特平州存耳。敢有二異志一。既而乃以二平州一南附。宋遽納レ之。趙良嗣力爭。以爲、必招二金兵一。金人諜知、卽襲二平州一陷レ之、得二宋詔札一。自レ是歸レ曲、累レ檄取レ穀。不レ得レ已、命二王安中一縊レ之、而函二送其首一。

訓讀 遼の張轂平州を守る。金已に人を遣して轂を招く。轂曰く、「契丹凡そ八路あり。今特平州存するのみ。敢て異志有らんや」と。既にして乃ち平州を以て南附す。宋遽に之を納る。趙良嗣力め爭ふ。以爲へらく、必ず金の兵を招かんと。金人諜して知り、卽ち平州を襲ひて之を陷れ、宋の詔札を得たり。是れより曲を歸し、檄を累ねて轂を取らんとす。已むを得ず王安中に命じて之を縊らしめて、其の首を函送す。

通譯 この時、遼の將軍張轂が平州を守つてゐたが、金は(先手をうつて、)使者を遣して之を招き降さうとした。轂は「契丹は初めすべてゝ八路を領有してゐましたが、今はたゞこの平州路一つが殘つてゐるばかりです。(このやうな無勢力ですから)貴國に對し決して異志は抱いて居りませぬ」と返答したが、間もなく平州を以て宋に附きたいと願つて來た。宋は(これ幸と)俄に張轂の來降を許して平州を受取つた。趙良嗣は「これは必ず金の怒りを招くであらう」と言つて、平州を合併することを止めさせようと極力主張したが、(用ひられなかつた)金は間者を入れて之を知り、突然平州を襲擊して之を陷れた。そして曾て宋から轂に賜うた詔書を發見した。之によつて金は罪を宋に歸し、幾度か檄文を送つて轂を引き渡せと要求した。それで宋は已むを得ず、王安中に命じて轂を絞殺させ

契丹亡

其の首を函に入れて金に送つた。

語釋 南附(南の宋に附き從ふ。) ○招二金兵一(金を怒らして、金の兵の攻撃を受ける。) ○諜(間者を出して内偵する。) ○宋詔札(宋朝より毅に賜うた勅詔。) ○歸レ曲(罪をなすりつける。) ○累レ檄(檄文を連發する。幾度か要求書を送る。) ○函送(函に入れて送る。)

未レ幾、金太子斡離不、已由二平州路一將レ入レ燕矣。宋方且遣レ人、密誘二天祚一來降、以二童貫一宣撫、兩河燕山路、將レ迎二天祚一。金人方退。天祚入二陰夾山一、不レ可レ得。至レ是領レ衆南出、遂爲二金人所一レ敗、就レ擒。契丹自二阿保機一至二天祚一九世而亡。時宣和七年乙巳歲也。

訓讀 未だ幾ならずして、金の太子斡離不、已に平州路より將に燕に入らんとす。宋方に且つ人を遣して、密に天祚を誘ひて來り降らしめ、童貫を以て兩河燕山路を宣撫せしめ、將に天祚を迎へんとす。金人方に退く。天祚陰夾山に入らんとして得べからず。是に至りて衆を領して南に出で、遂に金人の敗る所となり、擒に就く。契丹は阿保機より天祚に至るまで九世にして亡ぶ。時に宣和七年乙

已の歳なり。

通釋　しかし間もなく、金の太子斡離不は平州路から燕に攻め入らうとした。時に宋では丁度人を遣はし、密に遼の天祚にすゝめて宋に降參せしめ、童貫を河東・河北・燕山三路の宣撫使に任じ、將に天祚を迎へようとした。その時丁度金人は退いたので、天祚は（宋行きを中止して）陰夾山にはいらうとしたが果し得ず、兵を率ゐて南に出たが（運惡く）金軍にぶつつかり、遂に敗られて捕虜になつた。契丹は阿保機より天祚に至るまで九世にして亡んだ。時は宋の宣和七年乙巳の年であつた。

是冬金斡離不・粘罕分道而南。斡離不陷燕山。郭藥師降之。金兵長驅而進。郭藥師爲前驅。童貫自太原逃歸。粘罕圍太原。太原帥張孝純歎曰、平時童太師作多少威重。乃畏怯如此。身爲大臣、不能死難。何面目見天下士。孝純以冀景守關。知朔寧府孫翊來救。兵不滿二千。與金人戰于城下。

訓讀　是の冬金の斡離不・粘罕道を分ちて南す。斡離不燕山を陷る。郭藥師之に降る。金兵長驅

して進む。郭藥師爲に前驅す。童貫太原より逃れ歸る。粘罕太原を圍む。太原の帥張孝純歎じて曰く、「平時には童太師多少の威重を作す。乃ち畏怯すること此の如し。身大臣となりて、難に死する能はず、何の面目ありて天下の士に見えん」と。孝純冀景を以て關を守らしむ。知朔寧府孫翊來り救ふ。兵二千に滿たず。金人と城下に戰ふ。

通釋 この歲の冬、金の斡離不と粘罕とが道を分けて南下し、斡離不は燕山を攻め落したので宋の郭藥師は之に降參した。勝に乘じた金兵は馬に鞭つてひた走りに進軍して來た。しかも降將の藥師がその先鋒となつて來たのである。童貫は(この報で、大いに恐れ)戰はずして太原から逃げ歸つた。時を移さず粘罕の軍は太原(山西省内)を圍んだ。太原の守將長孝が嘆息して曰ふには、「太師童貫は平素はことさらにいかめしい樣子をして威張つてゐたが、(いざとなれば)この通りの卑怯だ。身は大臣でありながら、國難に死することが出來ないやうではどの面さげて天下の士に見える積だらう」といひ、部下の冀景をして關門を守らしめた。其の時朔寧府の知事の孫翊が救援に來た。孫翊の兵は僅か二千に滿たぬ小勢であつたが先づ城下で金軍と戰つた。

語釋 長驅(長途を追ひ進む。) ○童太師(童貫は當時太師となつてゐた。) ○作二多少威重一(多少はこゝでは大いにの意、少に意味はない。大いに威張る。)

孫翊死節　無一騎降　但建出奔策

張孝純曰、賊已在近。不敢開門。觀察可盡忠報國。翊曰、但恨兵少耳。乃復引戰。金人大沮。再益兵。力不能敵。翊死焉。無一騎肯降。時王黼先一年已罷。而白時中・李邦彥並相。皆鄙夫也。金兵來、時中但建出奔之策而已。上內禪。在位二十六年、改元者六、曰建中靖國、曰崇寧・大觀・政和・重和・宣和。太子立。是爲欽宗皇帝。

訓讀 張孝純曰く、「賊已に近きに在り。敢て門を開かず。觀察忠を盡し國に報ず可し」と。翊曰く、「但だ兵少きを恨むのみ」と。乃ち復引きて戰ふ。金人大いに沮む。再び兵を益す。力敵すること能はず。翊死す。一騎の敢て降るもの無し。時に王黼先つこと一年已に罷められて、白時中・李邦彥並に相たり。皆鄙夫也。金の兵來るや、時中但だ出奔の策を建るのみ。上內禪す。位に在ること二十六年、改元する者六、建中靖國と曰ひ、崇寧・大觀・政和・重和・宣和と曰ふ。太子立つ。是を欽宗皇帝と爲す。

欽宗皇帝
陳東等乞誅六賊

通釋　張孝純が（城壁の上から、下に居る孫翊を激勵して、）「賊は間近に迫つてゐるから、今門を開くことが出來ない。觀察よ、必ず忠義を盡して國恩に報いてくれ」といふと、翊は「たゞ兵の少いのが殘念です」といつたまゝ、また兵を引き連れて奮戰した。孫翊の力鬪で金軍は一時大いにひるんだが、更に兵を益して攻めて來たので、力及ばず遂に翊は戰死した。其の際部下の兵士は一人降參するものなく、（皆華々しい最期を遂げた。）この時朝廷では王黼が丁度一年前に罷められ白時中、李邦彥が相並んで僕射となつたが、皆心のさもしい小人である、それで金の兵が攻めて來た時、時中はたゞどうして逃げようかと出奔の算段の外には何の名案も無かつた。遂に帝は位を皇太子に禪られた。在位二十六年、改元したことは六度で、建中靖國、崇寧、大觀、政和、重和、宣和といつた。皇太子が卽位された。之が欽宗皇帝である。

語釋　觀察（官名、正式の名稱は邢巡檢使、當時孫翊がその官にゐたので觀察と呼んだのである。）○鄙夫（陋劣な小人。）○內禪（位を皇太子に讓る。）

欽宗皇帝名桓、在東宮無失德。蔡京・童貫輩咸憚之、欲動搖不可。至是卽位。太學生陳東等、伏闕上書、乞誅蔡京・童貫・王黼・梁師成・李彥・朱勔六賊、

以謝天下。彥以根括民田、破蕩百姓、結怨於河北・京東西三路者也。勔以花石綱所在騷動、結怨於東南者也。靖康元年、首竄黼・勔・彥。尋皆殺之。○有狐升御榻而坐者。詔毀狐王廟。○上皇奔應天府。○以李綱爲行營使、定城守策。○除元祐黨籍、追贈范仲淹・司馬光等官。

訓讀 欽宗皇帝名は桓、東宮に在りて失德なし。蔡京・童貫の輩咸く之を憚り、動搖せんと欲すれども不可なり。是に至りて位に卽く。太學生陳東等、闕に伏して上書し、蔡京・童貫・王黼・梁師成・李彥・朱勔の六賊を誅して、以て天下に謝せむと乞ふ。彥は、民田を根括するを以て、百姓を破蕩し、怨を河北・京東西三路に結ぶ者なり。勔は花石綱を以て、所在騷動して、怨を東南に結ぶ者なり。靖康元年、首として、黼・勔・彥を竄し、尋いで、皆之を殺す。○狐の御榻に升りて坐する者あり。詔して狐王廟を毀たしむ。○上皇、應天府に奔る。○李綱を以て行營使となし、城守の策を定めしむ。○元祐の黨籍を除き、范仲淹・司馬光等に官を追贈す。

通釋 欽宗皇帝は名を桓といひ、（英明の素質をうけて、）皇太子の時分から何一つ失敗がなかつた。

それで蔡京、童貫等は皆之を煙たく思つて、(何かあら捜しをして)皇太子の位を滑らし、(他に御し易い皇子を以て代へようとしたが、遂に實行出來ず、此處いよ〳〵位に卽かれたのである。(待ち構へて居た)大學生の陳東等は、闕下に拜伏して上書し、蔡京、童貫、王黼、梁師成、李彥、朱勔の六惡人を誅殺し、陛下自ら天下に謝罪して(民心を和げられたい)と願つた。六賊の中、李彥は民田を根本から取調べ、ことさらに餘分の土地を測り出して公田とし、公田錢といふ新税を課し、百姓の膏血をしぼり取つて一文なしの窮乏に陷れ、河北、京東、京西の三路の民をして朝廷を怨ましめた者である。また勔は花石綱(前に徽宗の條に見えた)を支配して諸所を騷動させ、これまた東南地方に民に怨を搆へた者である。それで靖康元年に先づ王黼、朱勔、李彥を流罪に處し、間もなく殺して了つた。○或日一匹の狐が御殿に上つて帝の寢臺に坐つてゐたので、詔によつて狐を祀つたお社を毀した。○この時上皇は(金を恐れて)應天府(河東)に出奔された。○(追々に金軍來襲の風聞が高くなつたので)、李綱を行營使として都城を守る計略を立てさせられた。○つゞいて元祐の黨人卽ち反新法黨の氏名を姦人の名簿から除き范仲淹や司馬光等に官位を追贈された。

語釋　動搖(こゝは皇太子の位を動かしゆすぶつて追ひ出すこと。)　○根括(根本からたづねきはめる。根こそぎ検べあげること。李彥は徽宗の時に制定した大晟樂尺といふ從來の尺より五分ばかり短いモノサシを以て人民の田地を測量し、臺帳記載の

斡離不入京

邦彥等主和

金人之需

面積より數字上餘分になる土地を公田として官に没收し、公田法を設けて新しく稅を課した。）○破蕩（人民の身代をすつかり破産せしめること。蕩は蕩くす意で一文なしの貧乏にすること。）○花石綱（既に徽宗の所に見た。徴發した奇花怪石を舟で運漕すること。）○所在（あちらこちら、到る處。）○御榻（榻はコンカケで、細長い牀几であるが、こゝは榻牀卽ち寢臺のこと、榻を我國でシヂと訓じ、牛車の轅（ナガエ）を支へ持つ臺のことをいふ。）○狐王廟（狐を祀つたお社、日本の稻荷社の如きものか。支那でも唐以來、狐を神として祀ることが行はれ、その社を狐王廟と云つたのである）○應天府（宋州のことで、今の河南商丘縣。但しこゝに應天府としたのは誤で、鎭江府とするが正しいとの說。）

○白時中罷。李邦彥・張邦昌爲相。○春正月、斡離不抵京師。先是朝廷遣李鄴求和。斡離不携鄴以攻京城。不克。乃遣王汭與鄴偕來。邦彥等皆主和。惟綱欲戰。上是邦彥之計、遣鄭望之出使。未至而遇王汭、與俱入見。又遣李梲出使。梲又與金使偕來。金人需犒師金五百萬兩・銀五千萬兩・牛馬萬頭・表段百萬匹、割中山・河間・太原三鎭地二十餘郡、且欲宰相・親王爲質。遣張邦昌副康王如其營。

訓讀 白時中、罷む。李邦彥・張邦昌、相と爲る。○春正月、斡離不、京師に抵る。是より先、朝廷李鄴を遣して和を求む。斡離不、鄴を携へて以て京城を攻む。克たず。乃ち王汭を遣し、鄴と偕に

來らしむ。邦彦等皆和を主とす。惟綱のみ戰はんと欲す。上邦彦の計を是とし、鄭望之を遣して出でて使せしむ。未だ至らずして王汭に遇ひ、與に倶に入りて見ゆ。又李梲を遣して出でゝ使せしむ。梲、又金使と偕に來る。金人、犒師金五百萬兩・銀五千萬兩・牛馬萬頭・表段百萬匹と、中山・河間・太原の三鎭の地二十餘郡を割かんことを需め、且つ宰相・親王を質と爲さんと欲す。張邦昌を遣はし康王に副として其の營に如かしむ。

【通釋】白時中が罷められ、李邦彦、張邦昌が代つて宰相となつた。○靖康元年の春正月、金將斡離不が京師汴京(卽ち大梁)に攻めて來た。之より前に朝廷では李鄴を使節として金に遣して和睦を求めたのであつたが、和議遂に纒らず、斡離不は鄴を連れて京城を攻めに來たのである。併し此の戰は金軍に不利であつた。そこで金は王汭と言ふ者を鄴と共に宋に寄越して宋の意を確めさせた。この時、宋の朝廷では(大評定があつて)、李邦彦一同は皆和睦を主張したが、たゞ李綱だけは戰爭を主張して讓らなかつた。しかし帝は邦彦の計を是として、鄭望之を使に立てゝ講和を申込んだ。望之がまだ金に達せぬうちに、途中で金使の王汭に出會つたので望之は王汭を伴つて引き返へし、帝に拜謁を賜はつた。よつて更にまた李梲を遣はしたところ、これもまた金の使者と共に歸つて來た。金は(和

睦の條件として）宋から償金五百萬兩、銀五千萬兩、牛馬一萬頭、絹物の表地百萬匹を出すこと、並びに中山（直隷省内）河間（直隷省内）太原（山西省内）の三鎭の地二十餘郡を割讓すること、且つ宰相及び親王を人質に出すことを要求した。宋は（それを拒絶するだけの勇氣がなかつたので、その要求を納れることにして、講和條約を訂締し、）宰相の一人張邦昌を康王に副へて人質として金の營所にやつた。

語釋 犒師金（犒はネギラフと訓み、軍隊をねぎらふ金。卽ち金軍が遠々征伐に出た其の勞をねぎらふ爲の出資、慰勞金の意で、出兵に對する償金である。）○表段（縑帛で、衣服のウハギ（表衣）となるべきものをいふ。段は絹織物。）
○康王（徽宗の第九子で、欽宗の弟、名は構といふ。）

金國太子與康王同射。連發三矢皆中筈。金人謂是將家子、非親王。遣歸。更請肅王爲質。种師道等諸路勤王兵至。師道奏、京城周回八十里、城高數十丈。粟支數年。宜於城內劄寨拒守、俟困擊之。綱亦奏、金以孤軍深入。如虎投檻。不可與角一旦之力。縱歸擊之、必勝之計。上然之。而李邦彥・吳

汝議論定時我已渡河

敏等專主和議、論不一。致虜有待汝議論定時、我已渡河之譏。

訓讀　金國の太子、康王と同じく射る。三矢を連發して皆筈に中る。金人謂らく、是れ將家の子にして、親王に非ずと。歸らしむ。更めて肅王を請ひて質と爲す。种師道等諸路の勤王の兵至る。師道奏す、京城は周回八十里、城の高さ數十丈、粟數年を支ふ。宜しく城內に於て寨を剳して拒守し、困むを俟つて之を擊つべし」と。綱も亦奏す、「金孤軍を以て深く入る。虎の檻に投ずるが如し。與に一旦の力を角す可らず。縱ち歸らしめて之を擊たば、必勝の計ならん」と。上、之れを然りとす。而るに李邦彥・吳敏等は、專ら和を主とし、議論一ならず。虜に、汝が議論の定まる時を待たば、我已に河を渡らんの譏あるを致せり。

通釋　金國の太子が康王と共に弓を射つたところ、康王は三本の矢を放つたが、皆後より射る矢が(全く同じ所に命中して、二番三番の矢は的にさゝつた一番の矢の筈に中つた。)前の矢の矢筈に中つた。(これは弓の上手でなくては出來ぬことなので)、之を見た金人は、このやうな弓の名人は、武將の子であつて、(深宮に育つた)親王ではないと信じ、康王を歸らせた。そして更に皇弟の肅王を人質に請

うた。その時种師道等の率ゐる諸路の勤王の兵が都に到着した。師道は（國難を救ふ方策として）、京城は周圍が八十里あり、城壁の高さは數十丈あつて、城内に貯へた兵糧は今後數年は大丈夫でございます。（城内の諸所に）寨を設けて（固く守り）、敵が疲勞して來た時を待つて之を攻撃したがよろしからうと存じます」と奏上した。李綱も亦「金が孤立無援の軍勢で深く侵入して來ましたのは、虎が檻の中に入つたやうなもので（最早や逃れ出ることが出來ぬとなると、死にもの狂ひで、どんなことをしでかすかも知れません）。今檻の中で此の虎と力づくの一回勝負を決するのは、策の宜しきものではございません。彼を自由に歸へしてやつて（其の安心して歸つてゆく所をめがけて）追ひ撃ちしたならば、我軍の勝利は疑無からうと存じます」と申上げた。帝はこれは尤の謀であると考へられたが、李邦彥、吳敏等は和議を主張し、結局小田原評定で容易に決せず、遂に全人から「貴樣の議論のきまるのを待つてゐる間に、おのれの軍隊は何時か黃河を渡つて引き上げて了つてゐるさ」と皮肉な冷笑を浴びせられるに至つた。

語釋 中レ筈（筈は矢の後端、弓の弦につがへる所、後の矢が前に射た矢の矢筈に中る寸分違はず、同じ所に中る意。）○肅王（徽宗の第五子で、欽宗の弟、名は樞。）○粟（穀物。兵糧。）○於ニ城内一剳レ寨（於は十八史略原本には「與」とある。薛應旂の宋元通鑑にも「於ニ城内一剳レ營、而城上嚴レ兵拒守」に作る。與が於の誤であることは、先儒の既に說く所、故に本書は於と改めた。剳レ寨はトリデを立てること。當時の俗語であるといふ。）○不レ可ニ與爭一

姚平仲

陳東等乞レ復レ綱

得ニ割レ地詔ニ而還

一旦之力ニ（一時の力くらべをすることは出來ぬといふ意。與はトモニと訓ずるが、それと組み合ふ意である。）

未レ幾、統制官姚平仲、宵攻ニ金營一。不レ克。上大驚懼、廢ニ行營一、罷ニ李綱一、以謝ニ金人一。大學生陳東及都人數萬、伏レ闕乞レ復用レ綱。得レ旨復ニ右丞一、充ニ守禦使一。衆乃散。金使復來。乃以下割ニ三鎭一詔書上、遣レ使持往。時括ニ在レ京金一、僅得ニ二十餘萬兩一、銀四百餘萬兩。藏蓄已空。金人圍ニ京城一。凡三十三日。得ニ割レ地詔一、不レ俟ニ金幣數足一而退。种師道請下臨レ河要中擊之上。綱亦以爲、彼兵六萬、而我勤王之師二十餘萬。縱ニ其半渡一、而擊レ之、必勝。邦彦等不レ從。惟詔ニ三鎭一、仍堅守不レ割。

訓讀　未だ幾くならずして、統制官姚平仲、宵、金の營を攻む。克たず。上、大に驚懼して、行營を廢し、李綱を罷めて、以て金人に謝す。大學生陳東及び都人數萬、闕に伏して、復た綱を用ひんことを乞ふ。旨を得て右丞に復し、守禦使に充つ。衆乃ち散ず。金の使復た來る。乃ち三鎭を割くの詔

書を以て、使を遣して持し往かしむ。時に京に在るの金を括して、僅かに二十餘萬兩、銀四百餘萬兩を得たり。藏蓄已に空し。金人、京城を圍むこと凡て三十三日。地を割くの詔を得、金幣の數の足るを俟たずして退く。种師道、河に臨みて之を要撃せんと請ふ。綱も亦た以爲らく、「彼の兵は六萬にして、我が勤王の師は二十餘萬なり。其の半ば渡るを縱して之を擊たば必ず勝たん」と。邦彥等從はず。惟三鎭に詔して、仍ほ堅守せしめて割かず。(そこへ金軍から違約の罪を責めて來た)。

通釋 其の後間もなく、總司令官の姚平仲が、夜、金の陣營を襲うたが、勝てなかつた。帝は之を聞いて非常に狼狽され、(今度の事は姚平仲や李綱の一存で、朝廷の與り知らざる所であると辯解して)、俄に行營使を廢し、李綱(時に行營使)を罷めさせて、金に陳謝した。すると太學生の陳東及び都の民數萬人が、宮門の前にたかつて、再び李綱を用ひられんことを嘆願した。そこで帝のお許しを得て李綱を右丞の職に復し、(以前通り)隊長に任ぜられたので、群衆は(やつと納得して)解散した。其の後また金の使者がやつて來た、(前約の履行を迫つたので)先の三鎭(中山、河間、太原)を割讓するといふ詔書を認めて、新しく使者を立てゝそれを持つて金に行かせた。その時(償金を揃へる爲め)都中の金をさらへ集めたのに、僅に金が二十萬兩、銀が四百萬兩あつたばかりで、貯蓄も最早からに

蔡京童貫所レ誅

なつて了つた。金軍は京城を圍むこと前後三十三日で、三鎭割讓の詔書を得たので、償金や絹物の數量の揃ふのを待たずに引きあげた。种師道は黃河に待ち受けて、歸りゆく金軍を襲擊したいと願つた。李綱も亦「金の兵は六萬に過ぎず、それに對して我が勤王の軍勢は二十萬もあるから、彼が黃河の中程まで渡つた時を見すまして、急に攻擊したならば、必ず勝利が得られるであらう」と建議したが、邦彥等が反對し、たゞ三鎭に詔して堅く守らしめ、之を金に割讓しなかつた。

語釋 統制官（職官志にいふ、師を出して征討するに、諸將相統一せざれば、卽ち一人を拔いて總統制とす。後之を統制官といふと。）○括（總括する。さらへあつめる。すつかり調べ上げて集める。）○要擊（待ち受けて迎へ擊つ。）○縱二其半渡一（金軍が黃河の中程まで渡つて行くまで知らぬ顏してゐた。）

○京師受レ圍時、梁師成已誅。至レ是竄二蔡京於儋州一。至レ潭而死。年八十。蔡攸、竄二萬安軍一。尋有レ詔、卽二所在一斬レ之。童貫亦遠竄。追斬二於南雄一。○李邦彥罷。張邦昌・吳敏並相。邦昌罷。徐處仁相。處仁・敏罷。唐恪相。恪罷。何㮚相。

訓讀 京師、圍を受くる時、梁師成、已に誅せらる。是に至りて蔡京を儋州に竄す。潭に至りて死す。年八十なり。蔡攸は萬安軍に竄せられ、尋いで詔ありて、所在に卽きて之を斬らしむ。童貫も

亦遠竄せらる。追ひて南雄に斬る。○李邦彦罷めらる。張邦昌・呉敏、並び相たり。邦昌罷めらる。徐處仁、相たり。處仁・敏罷めらる。唐恪、相たり。恪罷めらる。何㮚、相たり。

通釋 ○都が金の圍を受けてゐる時、梁師成は已に誅殺せられたが、又こゝで蔡京を儋州(廣東省)に流した。京は途中潭州(湖南省)まで行つて死んだ。年は八十歳であつた。蔡攸は南海の萬安軍(廣東州)に流されたが、間もなく詔が下つて其の地で死刑になつた。童貫も亦(英州の古陽軍)に流され、つゞいて配所に旅立つた後を追つて南雄(廣東省)で斬つた。(下略)

語釋 所在(居る所の地。其の地の意。又「到るところ」「どこでも」などの意にも解する。)

○上皇歸京師。數月金兵復至。斡離不由東路陷眞定、長驅先抵京師。粘罕由西路陷隆德・太原府・汾澤州・平定軍・平陽府・河南府・河陽府・鄭州・懷州、抵京師。張叔夜等統兵赴闕。唐恪・耿南仲專主和議曰、今百姓困匱。養數十萬於城下、何以給之。乃止各道兵、勿得動。

【訓讀】○上皇、京師に歸る。數月にして金の兵復至る。斡離不、東路より眞定を陷れ、長驅して先づ京師に抵る。粘罕、西路より隆德・太原府・汾澤州・平定軍・平陽府・河南府・河陽府・鄭州・懷州を陷れて、京師に抵る。張叔夜等、兵を統べて闕に赴く。唐恪・耿南仲、專ら和議を主として曰く、「今百姓困匱す。數十萬を城下に養はゞ、何を以てか之に給せん」と。乃ち各道の兵を止めて、動くことを得る勿らしむ。

【通釋】○先に應天府に避難して居た、上皇が京師に歸ると、數月にして金の兵が復もや攻めて來た。斡離不は東路より眞定(河北省正定府)を攻め落し、長途を行軍して眞つ先に汴京に到着し、粘罕は西路より(山西の)隆德以下の六地、(河南の)河南府以下の四地を攻め落して、汴京に着いた。宋の大將張叔夜等が兵を率ゐて御所を援ひに駈けつけたが、唐恪や耿南仲が專ら和議を主張し、「今、人民は衣食にも事缺いて苦しんで居る。そこで數十萬の兵を城下に集めて養はうとしても、どうして給與することが出來よう」といつて反對し、折角都へ馳けつける諸路勤王の軍を止めて、そこから一歩も進んではならぬと命令した。

【語釋】困匱(匱はトボシと訓む。乏に同じ。糧食が不足で困難すること。)

京師自十一月、受圍凡四十日。有卒郭京者。言能用六甲法、生擒粘罕・斡離不。盡令守禦人下城、獨坐城樓上、以親兵數百自衞。俄頃金人鼓譟而進。京紿衆曰、須自下城作法。因引餘兵南遁。虜兵登城者纔四人。衆皆披靡大潰。上聞城陷、慟哭曰、朕不用种師道言、以至於此。時師道前一月卒矣。護駕人猶有萬餘。馬亦數千。張叔夜連戰四日、斬其貴將一人、欲護駕突圍而出。上惑於和議不定。士卒號哭而散。

訓讀　京師十一月より、圍を受くること凡て四十日。卒郭京といふ者有り。言ふ、「能く六甲の法を用ひて、粘罕・斡離不を生擒せん」と。悉く守禦の人をして城を下らしめ、獨り城樓の上に坐し、親兵數百を以て自ら衞る。俄頃にして金人鼓譟して進む。京、衆を紿きて曰く、「須らく自ら城を下りて法を作すべし」と。因りて餘兵を引きて南に遁る。虜兵、城に登る者纔かに四人のみ。衆皆披靡して大いに潰ゆ。上、城陷ると聞き、慟哭して曰く、「朕、种師道の言を用ひずして、以て此に至れり」

と時に師道前つこと一月にして卒せり。護駕の人、猶ほ萬餘あり、馬亦數千。張叔夜、連戰すること四日、其の貴將一人を斬り、駕を護し圍を突いて出でむと欲す。上、和議に惑ひて定まらず。士卒號哭して散ず。

【通釋】汴京は十一月に金軍の包圍を受けてから早や四十日になつた。この時兵卒の中に郭京といふ者があつて「私はよく六甲の法を以て、粘罕、斡離不を生擒にすることが出來ます」といふので、(朝廷では之を信じて其の六甲の法といふのを行はせて見ることになつた)。郭京は先づ今までの守禦の兵を城からおろし、自分一人が城の櫓の上に坐り、手下の兵(募集した六甲の兵の一部)五六百人を以て、自分の身邊を護衞させ、(その他の六甲の兵を宣化門から出して敵に當らせた)。暫くすると、金人が太鼓を打ち、ときの聲をあげて進んで來た。(郭京の軍は忽ち敗退して、皆護龍河に落ちこみ、河は死骸で一杯になる位だつた)。そこで郭京は(こりや敵はぬと)衆をいつはつて、「おれは是から城を下りて六甲つ法を行つて見せう」と言つて(城を下り)、殘りの兵を引きつれて、南の方へと逃げて行つてしまつた。この時、金兵の城に登つて來た者はたつた四人だけだつたのに、宋の兵はなだれを打つて總崩れとなつて退却した。帝は城が陷つたと聞き、聲をあげて泣き悲しんで、「あゝ种師道の

言を用ひなかつた爲に、こんな事になつてしまつた」と言つて後悔せられた。師道はこれより一ヶ月前に此の世を去つたのであつた。しかし帝の身を護る者は猶ほ一萬人以上あり、馬も猶ほ數千頭あつた。張叔夜は連戰四日に及び、金の上將一人を斬るなど殊功をあらはし、遂に帝を護衞して重圍を突き破つて脱出しようとしたが、帝はまだ和睦說に惑はされて心が定らないので、士卒は（其の腑甲斐なさに）泣き叫びつゝちりぢりに解散してしまつた。

語釋 六甲法（六甲とは甲子、甲寅、甲辰、甲午、甲申、甲戌の六つの干支である。この年に生れた七千七百七十七人の兵を以て軍隊を組織し、其の兵を率ゐて敵軍を破る法だといふ。）○親兵（こゝは手兵といふに同じく、自分の手下の兵のこと。即ち募集した六甲の兵の一部である。）○俄頃（ニハカニとは訓むが、少頃と同じく、程なくの意である。）○下レ城作レ法（作レ法は六甲の法を行ふといふ意。）○餘衆（打ちもらされた殘兵。）○披靡（ひらきなびく。敵を恐れて道をひらき、退きにげること。前にしばしば見えた。）○慟哭（哭は聲をあげて泣く慟は身をゆりうごかして泣くことで、悲泣の極である。）○种師道言（种師道が敵を要擊せんと言つたことを指す。前に出づ。）○貴將（おもだつた將軍。上位の大將。）

虜使劉晏請上出城。都民爭入、臠而食之。何㮚欲率都民巷戰。聞者爭奮。金人由是斂兵不下。惟以割地責金幣和議爲辭、以誤戰守之計。侍郞耿南仲力主議和。上以爲然、遂墮其計。二元師請與上皇相見。上曰、上皇驚

上如青城

憂已病。朕當自往。遂如青城見之、二宿而返。明年、春、復請上出郊、續逼出上皇。

訓讀　虜使劉晏、上に請ひて城を出でしむ。都民爭ひ入り、臠して之を食ふ。何㮚、都民を率ゐて巷戰せむと欲す。聞く者爭ひ奮ふ。金人、是に由りて兵を斂めて下らず、たゞ地を割くと金幣を責むるとの和議を以て辭と爲し、以て戰守の計を誤らしむ。侍郎耿南仲、力めて和を議するを主とす。上、以て然りと爲し、遂に其の計に墮つ。二元帥、惟上皇と相見えむことを請ふ。上曰く、「上皇、驚憂して、已に病む。朕當に自ら往くべし」と。遂に青城に如きて之を見、二宿して返る。明年の春、復た上に請うて郊に出でしめ、續いて逼つて上皇を出さしむ。

通釋　時をすかさず金の使者の劉晏が來て、帝に城を御退出相成り度いと申入れた。すると之を聞き付けた都の民は（非常に怒つて）、爭うて城中になだれ入り、晏を斬り殺し、その肉をずた〳〵に斬り刻んで食つてしまつた。（此の有樣に意を強うした）。何㮚は、それ等の市民を率ゐて市街戰を以て、金軍を驅逐しようと考へた。これを聞いた市民は吾も〳〵と奮ひ起つて其の軍勢に加はり度いと志願

した。當時、金軍は（汴京の近くの青城に屯してゐたが、汴の市民の敵愾心におぢけをふるつて）、武器をしまひ込んだまゝ一兵も外へ出さず、たゞ土地の讓と金銀絹布の不足を催促して、（それさへ調達すれば）媾和を結んでやらうと言ひ、（それを以て宋の朝廷をまどはして）守城の策を誤らせようとつとめた。果して門下侍郎の耿南仲が熱心に和議を主張し、帝もそれに贊成して、遂にすつかり金の計略に陷つてしまつた。金の二元帥（斡離不、粘罕）が上皇に拜謁したいと請うた。帝は之に答へて「上皇は驚きと心配のあまり、只今病臥してゐられる。是非にとならば朕が代つて行くであらう」といひ、遂に金の本營の青城に行き、二將に會見して、二晩引きとめられて歸て來られた。翌年の春になると、金は再び帝に城外へ行幸を請ひ、（出られるとすぐ捕へて青城に幽閉し）、續いて上皇の城外に出られることを强請した。

語釋 臠（切り身。肉を小さく切ること。） ○巷戰（市街戰。） ○斂兵不下（兵器をしまひ込んで兵士を出さぬ。卽ち戰を休止すること。） ○青城（地名。青城に二つある。一は汴京の城南にあつて、天を祭るの齋宮であり、一は城北にあつて地を祭るの齋宮である。こゝは蓋し南青城を指す。金はそこに屯して本營としてゐたのである。）

張叔夜諫曰、今上一出不歸。陛下不可再往。臣當率勵精兵、護駕以出。縱

生不レ陷ニ於夷狄ニ

悉赴ニ軍前ニ

金人以ニ帝ニ北歸

虜騎追至、臣決死戰、或可僥倖。若天不祚。死於封疆。不猶生陷於夷狄乎。上皇欲飲藥。爲范瓊所奪。逼上皇出宮。皇后・太子・親王・帝姬・皇族・前後三千餘人、悉赴軍前。城中子女・金帛・寶玩・車服・器用・圖書・百物括索、公私上下倶空。然後宣金主詔書、選立異姓、遂册前太宰張邦昌爲楚帝、以宋二帝北歸。

訓讀 張叔夜、諫めて曰く、「今、上一たび出でゝ歸らず、陛下再び往くべからず。臣、當に精兵を率勵し、駕を護りて以て出づべし。縱ひ虜騎追ひ至るとも、死を決して戰はゞ、或は僥倖すべし。若し天、祚せずんは、封疆に死せん。猶ほ生きながら夷狄に陷らざらんか」と。上皇、藥を飲まんと欲す。范瓊の奪ふ所と爲る。上皇に逼りて宮を出でしむ。皇后・太子・親王・帝姬・皇族・前後三千餘人、悉く軍前に赴く。城中の子女・金帛・寶玩・車服・器用・圖書・百物括索して、公私上下倶に空し。然る後金主の詔書を宣して、異姓を選立し、遂に前の太宰張邦昌を册して楚帝と爲し、宋の二帝を

以て北に歸る。

通釋 其の時、張叔夜が上皇をお諫めして、「今上陛下には一度お出ましになつたまゝ遂にお歸りがございませぬ。今又陛下がお出でになりましては、どんなことになるかも知れませんから、これは是非おやめ下さいませ。臣は精兵を率ゐ勵まし、車駕をお護りして、圍を突き破つて出ませう。たとひ金の騎兵が追撃して來ましても、臣が必死になつて戰ひましたならば、或る思ひがけない幸で逃げおほせるかも知れませぬ。若し天が我が宋の國を見棄てるのでございましたら、母國の內で討死に致しませう。せめて生きながらおめ〳〵と夷の手に捕へられて辱めを受けることだけは免れたいものですと奏した。上皇は最早や此の上苦しみをなめるに堪へず、毒藥を飮んで死なうとせられたが、范瓊といふ者に藥を奪はれて遂げられなかつた。瓊は上皇に逼つて、無理やりに宮城から引張り出した。皇后・太子・親王・皇女・皇族の三千餘人、うち續いて金の軍門に赴いた。金人は城中の女子供、金銀絹布、寶物骨董、車馬衣服並びに諸道具、圖書、其他ありとあらゆる物をかつさらへたので、官といはず民間といはず、貴きも賤しきも悉く丸裸になつて了つた。然る後、金人は金主の詔書を宣布して、趙氏(宋の朝廷の姓)以外の者を選び、遂に前太宰の張邦昌に辭令を下して楚帝と號せしめ、

宋の二帝(徽宗、欽宗の二人)を引立てゝ北に歸つた。

語釋 封疆(さかひのうち。我が領土内の意。) ○飲レ藥(藥は毒藥のこと。) ○帝姬(王女。徽宗の政和三年に公主を改めて帝姬と稱することにした。) ○括二索公私一(公私の區別なくさらへとる意。さらへあつめて持つてゆくこと。)

餘論 時に欽宗の靖康二年(西曆一一二七年)、故に之を靖康の變といふ。屈辱以外に外交の道を知らなかつた宋である。既に澶淵の盟に於て契丹に屈して歲幣を納めた宋は、ついで起つた西夏にも亦屈せざるを得なかつた。西夏に屈したものは、また遼に屈しなければならぬ。遼に屈したものが、また金に屈するは、あまりにも明らかなる道理である。屈辱を以て終始した彼氏は、とう〳〵太子親王皇女皇族三千餘人が敵の軍門に降り、二帝は囚はれて敵の首都に檻送されるといふ前代未聞の國辱を惹き起してしまつた。讀んでこゝに至れば、他事ながら慄然たらざるを得ない。かくて宋の運命は、夕陽の落つるが如く、遂に滅亡の壇の浦まで行くのである。

金人在レ汴凡七閱月而去。始至、張叔夜嘗力戰。餘皆主レ和、以至二吳幵・莫儔・王時雍・徐秉哲・范瓊等一、往來逼二逐上皇以下一出レ郊、議レ擧二異姓一。方上在二青城一、

逼易御服。時惟李若水抱持大呼奮罵。金人刀裂其頤、斷其舌而後梟之。相謂曰、大遼破、死義者十數。今南朝惟李侍郎一人。然一時憤死者甚衆。金人不知也。

訓讀 金人、汴に在ること凡て七閱月にして去る。始めて至りしとき、張叔夜嘗て力戰す。餘は皆和を主とし、以て吳幵・莫儔・王時雍・徐秉哲・范瓊等に至りては、往來して上皇以下を逼逐して郊に出でしめ、異姓を擧げんことを議せり。上の青城に在るに方りて、逼りて御服を易へしむ。時に惟だ李若水のみ抱持して大いに呼び奮ひ罵る。金人、刀もて其の頤を裂き、其の舌を斷ちて後之を梟す。相謂ひて曰く、「大遼の破れしとき、義に死せし者十數あり。今、南朝、惟李侍郎一人のみ」と。然れども一時憤死せし者甚だ衆し。金人知らざる也。

通釋 金人は汴京を圍むこと七ケ月の後、國に歸つた。始め金軍の攻めて來た時、張叔夜が獨り奮戰したが、其の他の者は皆和議を主張した。吳幵・莫儔等に至つては、互に往き來して（秘かに畫策し）、上皇以下に迫つて城を出でさせ、（趙氏を滅して）異姓の君を立てようと相談したのであつた。帝が

張叔夜何㮚不レ食死

青城に居られる際、金人は强ひて天子の御衣を脫がせようとした。(侍臣は一人としてそれを止めようとしなかつたが)、侍郎の李若水のみは、帝をしつかと抱き庇ひ、大聲で金人を罵つて(この狗め！狗め、と言つて)止まなかつたので、金人は刀を拔いて其の頤を裂き、その舌を斷ち斬つて曝し首にした。金人は互に「大遼の破れた時は忠義の爲に死する者が十何人あつたが、今の宋朝には君に殉ずる者がたゞ李侍郎一人しかない。(宋の朝臣は腰拔けばかりだ)」と言つて罵つた。しかし實際は、(この悲報に接して)憤慨の極、自刄した者は非常な數であつたが、金人は之を知らなかつたのである。

語釋 逼逐(せまりおふ。無理に引立てること。むりやりに追ひ出す。) ○抱持(だきかばふ。) ○梟(罪人の首を獄門にかけること。さらしくび。) ○南朝(金より宋を指していふ。) ○李侍郎(李若水、當時吏部侍郎であつたから斯くいふ。)

吳革結レ衆欲二劫還一二帝、爲二范瓊誘殺一。何㮚・孫傳・張叔夜・秦檜・司馬朴・皆爭論乞レ存二立趙氏一。金人驅レ之、從レ上北行。叔夜不レ食レ粟、惟飮レ湯、過二界河一死。㮚至レ燕亦不レ食死。當二京城危急時一、四方勤王之師至者、皆詔止不レ進、恐レ妨二和議一、

訖金人之退、未嘗交兵。上在位不二年國破。改元曰靖康。弟康王立于南京。是爲高宗皇帝。

訓讀 呉革、衆に結びて二帝を刧し還さんと欲し、范瓊の爲に誘殺せらる。何㮚・孫傅・張叔夜秦檜・司馬朴・皆爭論して趙氏を存立せんと乞ふ。金人之を驅りて上に從ひて北行せしむ。叔夜、粟を食はず、惟だ湯を飲み、界河を過ぎて死す。㮚、燕に至りて、亦食はずして死せり。京城の危急なる時に當りて、四方勤王の師に至る者、皆詔して止めて進まざらしめ、和議を妨げんことを恐れ、金人の退くに訖るまで、未だ嘗て兵を交へず。上、在位二年ならずして國破る。改元して靖康と曰ふ。弟康王、南京に立つ。是を高宗皇帝と爲す。

通釋 時に呉革は同志を集めて金軍を刧かし、二帝を取り戻さうとしたが、范瓊にあざむかれて殺された。何㮚・孫傅・張叔夜・秦檜・司馬朴等は、皆宋の一族中から君を立てたいと爭論したが、金人はこれ等の人を追ひ立てゝ帝に從つて北行せしめた。張叔夜は夷狄の飯は食はぬと言つて斷食し、たゞ湯ばかり飲んでゐたが、國境の河を過ぎた時(自ら喉をしめて)死んだ。(「生きて夷狄に陷らず」

高宗皇帝

民遮道請無往

の言を實行したのである)。何㮚も燕に行つてから絶食して死んだ。さきに京城の危急な時、折角四方から駈つけた勤王の兵を、和議を妨げてはならぬとて、皆詔を下して一步も城内に入れず、その爲に金軍が京城を荒して悠々と引き上げるまで、遂に一度の戰爭もしなかつた。欽宗が位に卽いてから二年を經たぬうちに、早や國は破れたのである。改元は一度で靖康といつた。次は弟の康王が南京(應天府)で位に卽いた。之が高宗皇帝である。

語釋 誘殺(誘はこゝではアザムクの意。だまし討ちにあふ。) ○粟(籾のまゝの米、轉じて廣く穀物の總稱。) ○界河(國界の河。卽ち白溝河のこと。河北省にあり、大淸河に入る。宋と遼金との國界をなしてゐたから界河とも云つた。) ○南京(河南省の應天府。前に出づ。今の南京卽ち江寧とは別である。)

南宋

高宗皇帝名構。徽宗第九子也。母韋氏。徽宗夢吳越武肅錢王入室、已而生構。封康王。靖康初、嘗出使斡離不軍。是冬斡離不再來。奉詔再出使。耿南仲偕行。至相州民遮道請無往。至磁州守臣宗澤止之。相州守以蠟書

言、金人方遣騎物色康王所在、乃回相州、與南仲揭榜、召兵勤王。有詔。以康王爲大元帥、汪伯彥宗澤爲副、領兵入衛。

訓讀 高宗皇帝、名は構、徽宗の第九子なり。母は韋氏。徽宗、吳越の武肅錢王、室に入ると夢み、已にして構を生む。康王に封ぜらる。靖康の初、嘗て出でゝ斡離不の軍に使す。是冬、斡離不再び來る。詔を奉じて再び出でゝ使す。耿南仲、偕に行く。相州に至れば、民、道を遮りて行く無かれと請ふ。磁州に至れば、守臣宗澤之を止む。相州の守、蠟書を以て言ふ「金人方に騎を遣して康王の所在を物色す」と。乃ち相州に回り、南仲と榜を揭げて兵を召し王に勤めしむ。詔有り。康王を以て大元帥と爲し、汪伯彥・宗澤を副と爲し、兵を領して入りて衛らしむ。

通釋 高宗皇帝は名を構といひ、徽宗の第九皇子である。母は韋氏と言ひ、嘗て徽宗が、吳越王の錢鏐が御座所へ入つて來たといふ夢を見たが、間もなく構（高宗）が生れた。（錢鏐は江南の臨安に都したもの。よつて構が後に帝位に卽いて臨安に都することの前兆をなしたものであらう）。構は後に康王に封ぜられ、靖康のはじめ（元年正月、父君の命を受けて）、金の將軍斡離不の軍營に軍使として

行つた。その冬（十一月）、斡離不が再びやつてきたので、又勅命によつて使に出た。その時は耿南仲が隨員として附いて行つた。さて康王が相州まで行くと、相州の氏は王の行手を遮つて、「（金の陣營においでになることは危險ですから、）此處で引還へして下さい」と願つた。（康王はこれを聽き入れず、尙道を進めて磁州まで行くと、磁州の知事宗澤も亦是非引還すやうにと願つた。その時相州の知事の汪伯彥が、手紙を蠟の中に秘めて送つて云ふには、「今、金人は騎兵をあちらこちらに走りまはらせて、殿下の御所在を搜して居ります」と言つて來た。そこで康王は相州に引返して、耿南仲と共に勅命による立札をして勤王の兵を集めた。その時、欽宗帝から康王を大元帥に任じ、汪伯彥と宗澤を副元帥として、兵を率ゐて都に入り、宮城を守禦せよとの詔が下つた。

語釋　南宋（高宗は帝應天府で位に卽き、明後年都を臨安府に遷した。臨安は汴京より南方にあるから、高宗以後の宋を南宋といふ。西暦一千百二十七年より一千二百七十九年に至る百五十三年間である。臨安は古の越の地で今の浙江省杭縣。南宋に對して、欽宗以前の宋を北宋ともいふ。）　○韋氏（徽宗の妃。後に宣和皇后といふ。）　○吳越武肅錢王（五代の時に吳越に雄飛した錢鏐の事で、武肅はその謚である。その子孫は宋の太祖の臣となつた。錢鏐は臨安に都したもので、今もそこに錢鏐の廟があるといふ。）　○相州（今河南省彰德府治。）　○磁州（今河北省廣平縣。）　○蠟書（敵に見つからぬやう、蠟をかためて其の中に手紙を入れて持たす。これを蠟書又は蠟といふ。）　○物色（人相書をまはして人をさがすこと。轉じて單に人を探す意味にも用ひる。）　○掲レ榜（榜は立て札。こゝは勅榜と云つて、百官を戒厲し、軍民に諭告する時に立てる制札である。我が國の令旨といふが如きものと見ればよい。）　○入衛（入りて衛る、都に入つて宮城を守ること。）

張邦昌立國號楚
風霾薄暈
迎孟太后

王從伯彥議、出北門、渡河至太名。聞京師陷。澤請進兵向京城。伯彥請王、移兵東平、措身安地。南仲亦以爲然。遂東去。知河閒府黃潛善亦領兵至、進屯濟州探報。二帝北行、張邦昌爲金所立、國號楚。是日風霾、日有薄暈。百官慘怛。邦昌亦有憂色。惟王時雍・范瓊等欣然若有所得。邦昌在位三十三日。御史馬伸貽書邦昌、請速行改正、易服歸省。遂迎元祐孟太后聽政。

訓讀 王伯彥の議に從ひて、北門を出で、河を渡りて太名に至る。京師の陷るを聞く。澤「兵を進めて京城に向はんと請ふ。伯彥、王に請ふ、兵を東平に移して、身を安地に措かん」と。南仲も亦以て然りと爲す。遂に東に去る。知河閒府黃潛善、亦兵を領して至り、進みて濟州に屯して探報す。「二帝北行し、張邦昌、金の立つる所と爲り、國を楚と號す」と。是の日、風霾ありて、日に薄暈有り。百官慘怛す。邦昌も亦憂色有り、惟王時雍・范瓊等、欣然として得る所有るが如し。邦昌位に在る

こと三十三日。御史馬紳、書を邦昌に貽りて、速に改正を行ひ、服を易へて省に歸らんことを請ふ。遂に元祐の孟太后を迎へて、政を聽かしむ。

【通釋】康王は伯彥の建言に從ひ、都の北門を出で、黃河を渡つて太名に行き着いたとき、汴京が金軍の爲めに陷されたことを聞いた。宗澤は直ちに軍を進めて汴京の恢復に向ひたいと請ひ、之に對して伯彥は軍を東平に移して暫く安全な地に避難し、(再擧をはかつたがよい)と願つた。耿南仲も亦伯彥の說に贊成したので、遂に東の方に移つた。此の時、河間府の知事の黃潛善も亦兵を率ゐて來り、進んで濟州に軍をとゞめて、上皇及び今上が金軍に捕へられて北方に護送され、宰相の張邦昌が金人に擁立されて國號を楚と稱へたことを探知して、康王に報告して來た。是の日は大風が吹いて、砂塵を捲き上げ、その爲めに太陽はぼんやりと暈をかぶつて、(何となく不吉を告げるもの丶やうであつた)。朝廷の百官達も是の天候を見ては(宋の運命もはかり知られて)心を痛めた。流石の邦昌でさへも(これはどうなることであらうと)憂はしげな顏色をして居た。たゞ王時雍・范瓊等だけは、(自分等の主張が通つて、趙氏以外の君を立て得たので、其の功を誇つて)にこ〳〵と得意の樣子であつた。邦昌が楚君の位に卽いてやうやく三十三日目に、御史の馬紳が書を邦昌に貽つて「速に僭竊の行爲

を改め、天子の衣服を脱ぎ棄てゝ、(宋の臣にかへり)、前の通りに尚書省に歸つて御奉公をするがよい」と忠告して來たので、邦昌は遂に元祐孟太后を迎へて萬機の政を執らしめた。

南宋塞外地圖

南宋地圖

語釋 北門(國都の北門即ち汴京の北門。) ○太名(地名今の河北省太名縣。) ○京城(京師即ち國都汴京。) ○東平(山東省泰安府。) ○知河間府(河間府の知事のこと。河間は今の河北省河間縣。) ○濟州(今の山東省鉅平縣西南の地。) ○探報(敵の様子を探つて知らせること。) ○二帝(徽宗欽宗の二帝。) ○霾(ツチフルと訓ず。大風が砂塵を揚げて、薄暗い様をいふ。) ○薄暈(暈とは月や太陽の周圍を取り捲いた雲氣即ちカサのこと。太陽がボツとして薄暗きをいふ。) ○慘怛(非常に心を痛ましめること。音サンダツ。) ○欣然若レ有レ所レ得(欣然は喜悦の貌。心中悦んで得意の樣子があつたといふ意。即ち王時雍范瓊等は前に異姓を立てようとしたが、今邦昌が、帝となることになつたので、自分等は擁立の功があるものとして得意であつたのである。) ○馬紳(通鑑綱目には馬伸とある。その方が正しい。) ○行ニ改正一(自己の進退の改正を行ふ。即ち金人に立てられて楚帝となつた非行を改め速に野に下ること。) ○易レ服歸レ省(楚帝の服を脱ぎ易へて、再び宋の臣となり、もと通り尚書省に歸つて働けとの意。) ○元祐孟太后(元祐は哲宗の年號。孟太后は哲宗の皇后である。徽宗欽宗の二帝は金の爲めに捕はれ北につれて行かれたが、當時孟太后は廢后であつたため都に殘されてゐた。)

迎立康王
帳邦昌請死
卽眞救父母
復主和

太后迎立康王。詔告中外。有曰、漢家之厄十世、宜光武之中興、獻公之子九人、惟重耳之尙在。遣使奉表、及以孟后詔、來。邦昌繼至、伏地慟哭請死。使臣自河北竄來、進道君手札曰、便可卽眞、來救父母。王慟哭拜受。遂趨應天府卽位、改元建炎。以主和誤國、罷竄耿南仲、召李綱爲相、以宗澤知開封爲留守。綱至、邊防軍政略有緒。而潛善・伯彥復主和、亟遣祈請使矣。

訓讀 太后、康王を迎立す。詔して、中外に告ぐ。曰ふ有り「漢家の厄十世、光武の中興に宜しく、獻公の子九人、惟だ重耳之れ尙ほ在り」と。使を遣して表を奉り、及び孟后の詔を以て來らしむ。邦昌、繼いで至り、地に伏し慟哭して死を請ふ。使臣、河北より竄げ來り、道君の手札を進めて曰く、「便ち眞に卽き、來りて父母を救ふべし」と。王、慟哭して拜受す。遂に應天府に趨きて位に卽き、元を建炎と改む。和を主とし國を誤るを以て、耿南仲を罷竄し、李綱を召して相と爲し、宗澤を以て開封に知として留守と爲す。綱、至りて、邊防、軍政略ぼ緒有り。而して潛善・伯彥復た和を主

とし、亟に祈請使を遣す。

【通釋】そこで孟太后は康王を迎へて帝位に卽けることに決心し、詔を下して朝廷の文武百官並びに天下萬民に布告した。其の詔書の中に次のやうな言葉があつた。「昔漢の帝室は十代目哀帝の時に王莽の厄に遭つて滅亡しようとしたが、幸にも光武帝の中興の業宜ろしきを得た爲めに（漢室は再興することが出來た）。又春秋の世、晉の獻公は九人の子があつたが、（內亂によつて將に滅びようとした時、九人の中八人まで死んで）、只一人重耳（後の文公）が居つた爲めに（後には五覇の一つとなつて榮えた。今、宋の皇室も金軍の爲めに二帝は捕虜となつて金につれて行かれ、國家は將に滅亡しようとして居るが、必らず宗室の中から漢の光武、晉の重耳のやうな賢君が出て、宋の天下を中興するであらう）」と。邦昌は康王の許に使者を遣はして上表文を奉り、又孟太后の詔を持たしてやつた。間もなく邦昌自身も來り、地にひれ伏して聲をあげて悲しみ泣き、自分が金人の爲めに立てられて楚君となつた罪を詫びて、死刑に處せられたいと願つた。其の時に一人の急使が都に馳せつけて來た。それは河北の地から敵の目をかすめて逃げ來た二帝からの使者であつた。使者は道君（徽宗帝）の親筆の御手紙を康王に持參して來たのである。その手紙には「今すぐに汝（康王）は眞天子の位に卽いて、兵

を率ゐて父母を救ひ出しに來い」と書いてあつた。康王は是の手紙を押しいたゞいて大いに慟哭した。遂に應天府に趨いて天子の位に卽いて年號を建炎と改めた。そこで徒らに和議を主張して國家の大局を誤つた耿南仲を罷めさせて遠くへ流し、李綱を召し出して宰相とし、宗澤を開封府の知事として京師の留守と爲した。李綱が宰相となつて來つてから、國境防備の軍政も略ぼ整頓して來た。所が潛善と汪伯彥はまた和議を主張して、早速講和請願使を金に遣した。

語釋　漢家之厄十世（前漢は十代目哀帝に至つて王莽の爲に位を奪はれたが、後漢の光武によつて再興された。今、宋も太祖より丁度十世に當る。故に高宗を以て光武にたとふ。）○中興（衰へかゝつた世運が興るべき機運を得て再び盛になること。興るに中るの意。一說に、中ごろ興るの意ともいふ。）○獻公之子九人惟重耳之尚在（獻公は春秋の世の晉の獻公である。重耳は五覇の一人、文公のこと。左傳僖公二十四年に「介子推曰、獻公之九人、唯君在矣」とある。今此の語を引いたものであらう。上卷一七六頁を參照。又高宗（康王）は徽宗の第九子でもあるから、高宗を以て文公に比したのである。）○遣レ使奉レ表（張邦昌が使を濟州の康王の許に遣はし、上表文を奉呈したのである。）○道君（徽宗帝のこと。徽宗は位を太子に禪り自ら道君と號した。）○手札（親筆の手紙。）○卽レ眞（眞の帝位に卽くの意。）○罷竄（免職して遠地へ流すこと。）○開封（河南省開封府。卽ち汴京。）○邊防軍政（國境守備軍の政治。）○有レ緒（いとぐち。俗にいふ目鼻がきくといふことで、今日では多くその仕事の整理が出來て、仕事にとりかゝれるといふやうな意味に「緒に就く」といふ。）○祈請使（金に和睦を請願しに行く使者。）

綱相數十日而罷。潛善・伯彥爲レ相。首誅ニ上書人陳東・歐陽撤一。決レ策幸ニ東南一。無下復經ニ制兩河一之意上。是冬車駕遂至ニ揚州一。金人分ニ三道一南來。二年春金人

宗澤連ニ
死時過ニ河

至汴、爲宗澤所敗。澤招撫羣盜、募四方義士、合百餘萬、糧支半歳、表疏連數十、請上還汴。潛・善忌其成功、從中沮之。憂憤疽發背而沒。臨終無一語及家事。但連呼過河三。都人爲之號慟。聞者皆相弔出涕。

訓讀 綱、相たること數十日にして罷め、潛善・伯彥、相と爲る。首として上書の人陳東・歐陽澈を誅す。策を決して東南に幸す。復た兩河を經制するの意無し。是の冬、車駕、遂に揚州に至る。金人三道に分れて南に來る。二年春、金人汴に至り、宗澤の敗る所と爲る。澤、群盜を招撫し、四方の義士を募りて、百餘萬を合し、糧、半歳を支ふ。表疏、數十を連ねて、上に汴に還らんことを請ふ。潛善其成功を忌みて、中より之を沮む。憂憤して、疽、背に發して沒す。終に臨みて一語の家事に及ぶ無し。但だ河を過ぎんと連呼すること三たび。都人之が爲に號慟し、聞く者皆相弔ひて涕を出す。

通釋 李綱は宰相たること僅に數十日（七十七日といふ）退き、潛善、伯彥の二人が代つて宰相となつた。二人は先づ手始めに、曩に上書して（時事を論じ、李綱の留任運動をした）大學生の陳東及び歐陽澈の二人を誅した。それから今後の方針を決定して、帝を東南に遷幸させることゝし、最早や河北

河南の地を奪回する意志はなかつた。是の歳の冬遂に帝は（二人に勸められて）揚州に移つた。で、金軍は三道に分れて南の方（宋に）攻めて來た。そして翌二年の春、汴京に着いたが、宋の將宗澤の爲めに敗られて退却した。宗澤は土匪軍を招きなづけ、又勤王の義士を募つて、百餘萬人の兵を集め、兵糧も半年は支へられる程あつた。そこで上表文數十通を矢繼早やに上つて、帝に汴京に還幸あらむことを請うた。併し潛善は、宗澤の功を嫉んで、帝のおそばに居つて、帝がそれに從はれる事を妨げた。宗澤は之を聞いて憤激の餘り、背に疽といふ腫物をふき出し、それがために遂に死んだ宗澤は臨終に至るまで、たゞ國家の前途を憂へて、一語も一家の事は口にしなかつた。（黃河を渡つて金を討つことを畢世の事業とした宗澤は）、息を引取るとき「黃河を渡らう」と三度も呼びつゞけた。都の人は宗澤の死を悲しんで泣き號び、その最期の言葉を聞いた者は、皆互ひに悲み合つて涕を流した。

語釋　陳東歐陽澈（陳東は大學の學生で上書して、李綱を留めて、潛善と伯彥とを罷免されたいと乞ひ、又帝自ら出陣して前に北へつれてゆかれた徽宗欽宗の二帝を取り戻し諸將の北伐を肯じない者を罪して、以て士氣を鼓舞し、車駕は京師に還幸されたいと云つた。歐陽澈は潛善・伯彥を誹つたのである。）　○經制（經略制置の意で、取つて治めること經營に同じ。こゝでは奪ひ回へすこと。）　○兩河（河北河南のこと。）　○揚州（江蘇省揚州府。）　○金人分二三道一南來（金の將粘罕の軍は雲中から大行に下り、黃河を渡つて河南の地に攻め入らうとし、斡離不と兀朮の軍は燕山の內から黃河を渡つて山東を攻めようとし、又婁宿・撒喝の軍は同州から河を渡つて陝西方面に攻め入らうとしたのである。）　○招撫（まねきなでる。罪をゆるして引き寄せること。）　○表疏（上表上疏の文。天子へ上る書。）　○疽（腫物の名。項羽の軍師范增も疽が背に出來て、死んだことは前に見えた。）　○過河（宗澤が臨終に於てかく叫んだのは、黃河を渡つて北進し、金を討つ事を夢に

烟焰漲天
上如杭川
二兇作亂

も忘れなかつたことを示すものである。）　○相吊（互に悲しい事だと言つても舞ひ合ふこと。因みに、吊は我國では死んだ時に悔みを言ふことにのみ用ひるが、本來は必ずしも然るとは限らぬ。お氣の毒であつたと、見舞ふことである。）

三年春、金人將至揚州。上得報亟出。二相方會食。堂吏呼曰、駕行矣。乃戎服南走。回望揚州、烟焰已漲天矣。呂頤浩・張浚、追及上於瓜洲。得小舟以渡。至鎭江、遂如杭州。罷潛善・伯彥、以朱勝非爲相。御營將、苗傅・劉正彥、作亂、請上禪位於皇子旉。未三歲、孟太后聽政。呂頤浩・張浚、帥師勤王。韓世忠爲前軍、張浚翼之。劉光世游擊爲殿。勝非說二兇、亟反正。尊孟后爲隆祐皇太后。勝非罷、呂頤浩爲相。二兇走。世忠追之。皆伏誅。

訓讀　三年春、金人將に揚州に至らんとす。上、報を得て亟に出づ。二相方に會食す。堂吏呼んで曰く、「駕、行く」と。乃ち戎服して南に走る。揚州を回望すれば、烟焰已に天に漲る。呂頤浩・張浚、上に瓜洲に追ひ及ぶ。小舟を得て以て渡る　鎭江に至り、遂に杭州に如く。潛善・伯彥を罷

め、朱勝非を以て相と爲す。御營の將、苗傅・劉正彥、亂を作し、上に請ひて位を皇子旉に禪らしむ。未だ三歲ならず。孟太后政を聽く。呂頤浩・張浚、師を帥ゐて王に勤む。韓世忠、前軍と爲り、張浚、之を翼く。劉光世、遊擊して殿と爲る。勝非、二兇に說いて、亟に正に反へらしむ。孟后を尊びて隆祐皇太后と爲す。勝非罷められ、呂頤浩、相と爲る。二兇走る。世忠之を追ふ。皆誅に伏す。

通釋 建炎三年の春、金軍は(行在所)揚州を襲はうとしたので、帝は此の報知を得るや否や、大いに驚いて宮中を飛び出した。汪伯彥と黃潛善の二大臣は、此の時一緒に食事をしてゐたが、中書省の官吏が「陛下は既におでましになりました」と呼んだので、急に武裝を整へて、南を指して走つて出た。途中揚州をふりかへつて見ると、(早や金軍が火をかけたと見えて)焰は舌を吐き、黑煙は天を包んでゐた。呂頤浩・張浚は帝に瓜洲で追ひついた。そこで小舟を見つけて楊子江を渡り、鎭江に至り、遂に杭州に行つた。そして黃潛善、汪伯彥の兩人を罷めさせて、朱勝非を宰相に任じた。所が近衞の將軍の苗傅、劉正彥の二人が亂を作して、帝に迫つて皇位を皇子旉に讓らしめた。しかし皇子はまだ三歲にも足らぬ幼少なので、孟太后が攝政をされた。呂頤浩・張浚は勤王の兵を率ゐて大いに

奮戰した。韓世忠は先鋒となり、張浚はその羽翼となつて助け、劉光世は游撃隊として殿をつとめた。朱勝非は苗傅と劉正彦の二人の悪者に説いて速に正道に歸つて王命を奉ずるやうにすゝめた。此の時孟后を尊んで隆祐皇太后の尊號を奉つた。しかし朱勝非は(亂を鎭める事が出來ないので)罷められて、呂頤浩が之に代つた。苗傅・劉正彦の二賊は遂に都を逃げ出したが、韓世忠が之を追撃して二人とも誅殺した。

語釋 二相方會食(二相は黄潛善と汪伯彦。唐以來、宰相は毎日政事堂に於て會食する例であつた。) ○堂吏(堂は政事堂の意。卽ち中書省の官吏のこと。) ○戎服(戎はイクサ。戎服は武裝すること。甲冑。) ○烟焰漲レ天(ほのほと煙が、そら一杯に漲うてゐる。) ○瓜洲(揚州に在る。今の江蘇省江都縣南江濱。一名瓜埠洲ともいふ。) ○鎭江(今の江蘇省丹徒縣。) ○杭州(今の浙江省杭縣。) ○御營將(近衞軍の將。) ○苗傅・劉正彦作レ亂(この二人は宦官と仲が悪く、遂に亂を起して、このどさくさ紛れに、帝に迫つて位を讓らせたのである。) ○游撃(豫め攻撃の敵を定めず、臨機應變に襲撃する軍隊。游撃隊) ○二兇(兇は惡者の意。苗傅と劉正彦を指す。) ○反正(正しき道にかへる。常道に復すること。ではは叛意を去つて歸服する意である。) ○隆祐皇太后(前に見えた元祐孟太后のこと。元の字が后の祖の諱であるので、之を避けて隆祐としたのである。)

上如ニ建康一。以ニ浚爲一川陝宣撫處置使ト。隆祐太后如ニ南昌一。聞下兀朮請ニ於粘罕一、將上レ犯ニ江浙一故也。杜充爲ニ右僕射一守ニ建康一。上如ニ杭州一。升レ杭爲ニ臨安府一。自ニ臨安一

臨安府
金人追太后

如浙東。金人分兩道。一軍自蘄黃渡江。劉光世在江州。以爲蘄黃小盜遣王德拒之於興國軍。始知爲金人。金人自大冶趨洪撫・建昌・臨江・吉州。追隆祐太后。不及。遂陷袁・潭・荊南・澧州。乃自石首北渡而去。

訓讀 上、建康に如く。浚を以て川陝宣撫處置使と爲す。隆祐太后、南昌に如く。兀朮が粘罕に請ひて、將に江浙を犯さんとすと聞くが故なり。杜充、右僕射と爲り、建康を守る。上、杭州に如く。杭を升せて臨安府と爲す。臨安自り浙東に如く。金人、兩道に分れ、一軍は蘄黃より江を渡る。劉光世、江州に在り、以て蘄黃の小盜と爲して、王德を遣し、之を興國軍に拒がしめ、始めて金人たるを知る。金人、大冶より洪撫・建昌・臨江・吉州に趨き、隆祐太后を追ふ。及ばす。遂に袁・潭・荊南・澧州を陷る。乃ち石首より北に渡りて去る。

通釋 帝は建康に行き、張浚を以て川陝宣撫處置使に任じた。隆祐太后は南昌に行つた。これは、金將の兀朮が粘罕に請うて近く江浙地方に兵を進めようとして居るといふのを聞いたからである。杜充は右僕射となつて建康を守つた。帝は杭州に行かれて(此處を都とさだめ)、州を昇格して臨安府と

改稱された。（しかし臨安も亦危くなつたので）、又浙東に行かれた。金軍は二手に分れて攻めて來た。一軍（主將は婁宿といふもの）は蘄州・黃州から楊子江を渡つて來た。時に劉光世は江州に居たが、（寄せ來る賊を單なる蘄黃地方の小土匪であると思つて、王德を遣して、興國軍の兵を率ゐて之を防がせた處、始めて金の軍隊であることが分つた。金軍は大冶から洪撫・建昌・臨江・吉州に馳せ、隆祐太后を捕へようとあせつたが、遂に追ひつかなかつた。そこで遂に金軍は袁潭・荊南・澧州を陷落させ、石首から江を渡つて北方に歸つて行つた。

語釋　建康（江蘇省江寧府上元縣。）　○川陝宣撫處置使（四川陝西省地方の人民を治め政務を處理する官。）　○南昌（江西省南昌縣。）　○江浙（江南浙江地方。）　○兀朮（正しくはウチユウと讀む。烏珠とも書く。但し姑らく漢音のまゝにコツジユツと讀んでおく。金の武元帝の第六子で、豪蕩膽勇、猿臂、善く射る。常に盟を破つて兵を擧げて南宋を征することを主張し、南宋三十餘州を破つたが、終りには和好を說くやうになつた。宋の丞相にして元帥を兼ねた。）　○升杭爲臨安府（今まで杭州は普通の州であつたのを、都に奠めて臨安府と改稱した。卽ち今の浙江省杭縣の地である。臨安は前都汴京より南に當るから、以來、宋を南宋と稱することは、既に述べた。）　○浙東（浙江の地を浙東浙西に分ちて斯くいふ。）　○蘄黃（蘄州は今の蘄春縣。黃州は今の黃岡縣。共に湖北省。）　○江州（今の湖北省潯陽の地。）　○大冶（今の湖北省武昌府大冶縣。）　○洪撫・建昌・臨江・吉州（洪撫は洪州撫州の兩地、皆今の江西省の地に在る。）　○袁潭（袁州は江西省に屬し、潭州は湖南省に屬す。）　○荊南（湖北省に屬す。）　○澧州（湖南省澧州。）　○石首（湖北省石首縣。）

一軍自滁和向江東馬家渡、濟江陷建康。杜充及守臣皆降於兀朮。通

楊邦乂
寧爲趙氏鬼
兀朮進侵
韓世忠奮戰

判楊邦乂不從。刺血書裾曰、寧爲趙氏鬼、不作他邦臣。衆擁見兀朮。誘諭累日。輒叱罵。卒大罵見殺。兀朮長驅陷杭州。上去已七日。兀朮進陷越州。四年春陷明州。時上已次台州章安鎭。金人以船犯昌國縣、欲追襲上舟。提領海舟張公祐、引大船擊散之。乃退回兵陷秀・平・江・常州、至鎭江。韓世忠邀之、以海舟與戰數十合、多俘獲。伏卒金山龍王廟、幾獲兀朮。

訓讀　一軍は滁和より江東の馬家渡に向ひ、江を濟りて建康を陷る。杜充及び守臣皆兀朮に降る。通判楊邦乂、從はず。血を刺して裾に書して曰く、「寧ろ趙氏の鬼と爲るも、他邦の臣と作らじ」と。衆、擁して兀朮に見えしむ。誘ひ諭すこと累日。輒ち叱罵す。卒に大いに罵りて殺さる。兀朮、長驅して杭州を陷る。上去りて已に七日なり。兀朮進みて越州を陷る。四年春、明州を陷る。時に、上已に台州章安鎭に次す。金人、船を以て昌國縣を犯し、追ひて上の舟を襲はんと欲す。提領海舟の張公祐、大船を引きて之を撃ち散す。乃ち退き、兵を回して秀・平・江・常州を陷れ、鎭江に至る。

韓世忠、之を邀へ、海舟を以て與に戰ふこと數十合、俘獲多し。卒を金山の龍王廟に伏せて、幾んど兀朮を獲んとす。

〔通解〕他の一軍（主將は兀朮）は滁州・和州から江東の馬家渡に向ひ、楊子江を渡つて建康を陷れた。杜充を初めとして宋の臣は皆金の兀朮に降參したが、通判の楊邦乂だけは從はなかつた。自ら我身を刺して、その血を以て衣の裾に書きつけた。「寧ろ趙氏の鬼となるとも他邦の臣とならじ」と。（其の意味はたとへ今宋の朝廷の爲めに死んでも、他國の臣とはならない。卽ち忠臣は二君に仕へずとの意である）。それを無理に引きずり出して兀朮に見えさせた。（兀朮は邦乂の男らしい態度に敬服して）、味方に降參させて役に立てようと、幾日も〳〵誘ひ諭したが、邦乂はその度毎に却つて兀朮を叱り罵り、最後には口を極めて罵倒して、遂に殺害された。兀朮は勝に乘じて、長驅して杭州を陷れた。それは實に帝が杭州を逃げ出されてから、僅か七日後のことであつた。兀朮は更に進んで越州を陷れ、翌四年の春には明州を陷れた。この時、帝は已に台州の章安鎭に留つて居られた。金軍は船に乘つて昌國縣に攻め來り、遂に帝の御座船を追うて襲擊しようとした。時に宋の提督の張公祐が巨艦を率ゐて金軍と戰ひ、さん〴〵に擊ち破つた。そこで金軍は一時退却して、鋒先を轉じて秀州・

平・江・常州を陷れて鎭江に來た。韓世忠が之を待ち構へて、軍艦を率ゐて數十度の戰をなし、多數の俘虜を獲た。尙ほ世忠は兵を金山の龍王廟に伏せて、金軍の不意を襲ひ、もう少しで兀朮を生捕りにするところであつた。

語釋　滁和(滁州と和州。何れも今の安徽省に在る。)　○江東(長江卽ち揚子江の東の地一帶。)　○馬家渡(今の安徽省太平縣にある渡船場。)　○通判(一州の政事を監督する官、前に屢〻見えた。)　○刺血書裾(指を傷つけ、その血を以て衣の裾に書いたのである。)　○趙氏鬼(趙氏は宋の皇室の姓。鬼は死者の靈魂。皇室の爲めに殉して護國の神となるといふこと。)　○誘諭(いざなひさとす。こゝでは金に降參せよとすゝめること。)　○越州(浙江省會稽縣。)　○明州(浙江省鄞縣。)　○台州(浙江省台州府。)　○昌國縣(浙江省定海縣。)　○提領海舟(提督。艦隊司令官、海舟卽ち軍艦を引きすべる官の意。)　○秀・平・江・常州(秀州は浙江省、他の三州は江蘇省に屬す。)　○邀(音エウ。むかへる。待ち構へること。)　○金山(江蘇省丹徒縣。鎭江城を去ること七里。本名を浮玉山といふ。)　○龍王廟(金山に在る。龍王を祭つた祠。)

相持於黃天蕩。兀朮求假道甚恭。不許。欲自建康北歸。不得去。或敎於冶城西南隅蘆場地鑿大渠。一夕成。次早出舟趨建康。世忠大驚、尾擊之。一日値無風、海舟不能動。兀朮乃引其舟出江北去。疾如飛。以火箭射海舟。世忠軍亂奔還。兀朮乃得北遁。統制岳飛、邀擊敗之於六合。

【訓読】黄天蕩に相持す。兀朮、道を假らんことを求めて甚だ恭し。許さず。建康より北に歸らんと欲す。去るを得ず。或ひと敎へて冶城の西南隅の蘆場の地に於て大渠を鑿たしむ。一夕にして成る。次早、舟を出して建康に趨く。世忠大いに驚き、尾して之を擊つ。一日風無きに値ひて、海舟動く能はず。兀朮乃ち其の舟を引きて、江に出でゝ北に去る。疾きこと飛ぶが如し。火箭を以て海舟を射る。世忠の軍亂れて奔り還る。兀朮乃ち北に遁るゝを得たり。統制岳飛、邀へ擊ちて之を六合に敗る。

【通釋】兩軍は暫く黄天蕩に睨み合つたまゝ、互に敵の樣子を覗つてゐた。金將兀朮は（やうやく味方の不利なるを感じて、占領した土地は悉く宋に返して北に歸るから）、道を通して貰ひたいと、大變謹んで願つて來た。しかし世忠は許さなかつた。そこで兀朮は建康を通過して北に歸らうと思つたが、それも出來なかつた。（今や金軍は絕體絕命といふ時）、或人が兀朮に敎へて「冶城の西南の隅に蘆の茂つた地がある。そこに大きな渠を掘つて舟を通はしたら歸れる」と言つた。兀朮は其の言葉通りに渠を掘つたところ、難なく一晩で出來上つた。そこで翌早朝、舟に乘つて、そこから建康に趨いた。韓世忠は大いに驚いて兀朮の後を追ひ擊つたが、不幸にして、其の日は終日風が凪いでゐたので、

軍艦を動かすことが出來なかつた。兀朮はその間に舟を率ゐて楊子江に出で、飛ぶやうな速力で北に逃げて行つた。そして火矢を射て追撃して來る世忠の軍艦をなやました。世忠の軍は遂に艦列を亂して逃げ還つた。そこで兀朮は無事に金に歸る事が出來た。（時に統制官たる岳飛は、逃げゆく金軍を待ちうけて、六合縣に戰ひ大いに之を破つた。（此の戰に、韓世忠は僅か八千人の兵を以て金軍十萬の大兵を破つて、一時宋の勢を盛り返したが、久しからずして此の失敗をしたのである。けれども此の後金軍は、再び長江を渡つて南下しなかつた。

語釋　相持（お互に陣を張つて睨み合つて居ること。對峙。）　○黄天蕩（今の江蘇江寧の上元縣の北東。）　○求レ假レ道（他國へ對し、その國の道を通してくれと頼むこと。）　○冶城（江蘇省江寧縣に在り。）　○蘆場（蘆（アシ。ヨシ）の密生して居る處。）　○大渠（大きなほり。こゝでは運河。）　○次早（翌日の早朝。）　○火箭（矢に火をつけて射るもの。火矢。）　○六合（今の江蘇六合縣の地。）

初張浚西行、上命レ浚。三年而後用レ師。及レ是撻辣・兀朮皆在二淮東一。浚聞二兀朮躊躇一、必再犯二東南一、議下出レ師攻取、以分中其勢上。士大夫及諸將、皆以爲二不可一。浚決レ策、移二檄粘罕一問レ罪、遣二吳玠一入二長安一。金人遂調二兀朮一、自二京西一星馳赴二陝西一、

與婁室合。浚合六路兵至富平。婁室擁兵驟至。鐵騎直擊環慶路趙哲軍。佗路不援。哲離所部。諸軍退。金遂乘勝而前。浚斬趙哲。諸路兵皆散去。陝西大震。浚駐軍興州。遣劉子羽訪諸將所在。各引所部來會。人心粗安。吳玠走保大散關東和尚原。

訓読 初め張浚の西に行くや、上、浚に命ず。三年にして後師を用ひよと。是に及んで撻辣・兀朮、皆淮東に在り。浚、兀朮の躊躇するを聞き、必ず再び東南を犯すとなし、師を出して攻め取り、以て其の勢を分たんと議す。士大夫及び諸將、皆以て不可と爲す。浚、策を決し、檄を粘罕に移して罪を問ひ、吳玠を遣して長安に入らしむ。金人、遂に兀朮を調し、京西より星馳して陝西に赴き、婁室と合す。浚、六路の兵を合して富平に至る。婁室、兵を擁して驟に至る。鐵騎直ちに環慶路の趙哲の軍を撃つ。佗路、援けず。哲、所部を離る。諸軍退く。金、遂に勝に乘じて前む。浚、趙哲を斬る。諸路の兵皆散じ去る。陝西大に震ふ。浚、軍を興州に駐め、劉子羽を遣して諸將の在る所を訪は

しむ。各々所部を引きて來り會す。人心粗ぼ安し。呉玠、走りて大散關の東、和尙原を保つ。

通釋　これよりさき、張浚が（四川・陝西の宣撫處置使となつて）任地に赴く時、帝は張浚に「三年の後に兵を用ひよ。（それまでは決して兵を動かしてはならぬ）」と命じた。所が今や金の將の撻辣・兀朮等は、皆淮水の東に兵を屯してゐる。張浚は兀朮の態度の曖昧なることを聞いて、これは必ず再び我が東南地方を侵すつもりであらうと考へ、（聖旨は聖旨として）、今兵を出して金に侵されてゐる土地を攻め取つて、金軍の勢を二つに斷ち切らうと建議したが、宋の朝臣及び諸將はその議に贊成しなかつた。そこで張浚はひとり計略を定めて、檄文を粘竿に送つて其の罪を數へ立て呉玠を遣して長安に入らせようとした。金は遂に兀朮に出動命令を下し、京西から急行軍で陝西に馳せ赴いて金の將婁室と合體させた。そこで張浚は（同州・鄜延・環慶・熙河・秦鳳・涇原）六路の兵四十萬人を合せて富平縣に赴いたが、此の時婁室は急に兵を率ゐて押し寄せ、其の勇敢な騎兵は、環慶路（六路の一つ）の趙哲の軍を襲擊した。他の五路の軍がまだ之を救ひに來ないうちに、趙哲は勝手に自分の部下と離れてしまつたので、（部下は驚いて逃げだし）、他の諸軍も皆敗走した。金軍は勝に乘じて前進を續けた。張浚は趙哲の罪を責めて之を斬つた。諸路の兵は皆所屬の隊を脫走して散り散りになつてし

駐越
檜南歸
自南北
北

まつた。陝西地方の人民は（金軍の來襲を聞いて）震ひ恐れた。張浚は軍を興州に駐屯させ、一方、劉子羽を遣して諸將の所在を訪ねさせた。やがてそれらの將軍等が部下の兵をつれて集つて來たので、人心もやゝ安定した。呉玠は狼狽して逃げ出し、大散關の東なる和尙原に行つて其處を守つた。

語釋 躊躇（ぐづ〳〵して態度を決しない。洞ケ峠の日和見。）○調（軍隊を選び發する意。卽ちこゝでは兀朮に命じて軍隊を出動させる意。）○星馳（星の流れるやうに早く馳せること。急行。）○婁室（金將の名。）○京西（今の河南省洛陽以西黃河以南の土地。）○六路（同州・鄜延・環慶・熙河・秦鳳・涇原の六方面。）○富平（陝西省西安府富平縣。）○興州（陝西省漢中府略陽縣。）○大散關（陝西省鳳翔府寶雞縣の西南。）

○上自海道回駐越州。呂頤浩罷、范宗尹爲相。秦檜南歸赴行在。檜在北、依撻辣、爲所任用。撻辣、南侵、檜參謀其軍。嘗爲草檄、下山東州郡。挈全家泛小舟、抵漣水軍。自言、逃歸。朝士多疑之。檜言、如欲天下無事、須是南自南、北自北。乞上致書撻辣、以求好。其言皆撻辣意也。

訓讀 上海道より回りて越州に駐る。呂頤浩罷められ、范宗尹、相と爲る。秦檜南に歸りて行在

に赴く。檜、北に在り、撻辣に依り、爲めに任用せらる。撻辣の南侵するや、檜其の軍に參謀たり。嘗て爲めに檄を草して、山東の州郡を下す。全家を挈へて小舟を泛べて漣水軍に抵る。自ら言ふ、「逃れ歸る」と。朝士多く之を疑ふ。檜言ふ、「如し天下の無事を欲せば、須らく是れ南は自ら南、北は自ら北なるべし」と。上に乞ひて書を撻辣に致して、以て好を求めしむ。其の言皆撻辣の意也。

通解 帝は海岸に沿うて還り、越州に行在所を定めた。此の時、宰相呂頤浩は官を罷められ、范宗尹が代つて宰相となつた。(先きに秦檜は二帝に從つて金の都燕京に行つて居たが)、今や宋に歸つて、越州の行在所に赴いた。秦檜は金に居るとき、撻辣に取り入つてその爲めに用ひられたので、撻辣が攻めて來た時には、彼はその參謀であつた。前に撻辣の命を受けて檄文を書いて、山東の州郡を金に降伏させた事があつた。今家族を小舟に乘せて宋の漣水軍に着き、自ら云ふには、「おれは(金の監視人を殺して、舟を奪つて)逃げ歸つて來たのだ」と。けれども宋の朝廷の人々多くは檜の行動を怪しんだ。檜が言ふには若し天下の泰平を希望するなら、南は南、北は北であるべきだ。(卽ち宋と金と、各々其地を治めて互に干渉しなければよい)」と。かくて帝に乞うて、撻辣に手紙を贈つて、好みを求められたいと願つた。實は其の言葉は皆撻辣の意を受けて來たものである。

語釋 行在（天子が巡幸の折りの假りの宮居。行宮。） ○挈二全家一（家族全部を引きつれての意。） ○漣水軍（漣水は地名。今の江蘇省安東縣北。其地に在る軍隊の名。） ○求レ好（仲よくすることを希望する。修好を結びたいと願ふ。）

○是歲、劉豫稱レ帝。豫景州人、於二建炎戊申一、以二濟南守一降レ金、爲二之用一、得レ知二東平府一、兼節二制河南一。粘罕白二金主一、循二邦昌故事一、立レ豫國、號二大齊一。後遷二都于汴一。粘罕既得二關中地一、悉割以與レ豫。○紹興元年、命二張浚一討二江淮盜李成一。成據二江淮六七州一、連二兵數萬一、有下席二卷東南一之意上。尋陷二江・筠・臨江一。浚擊二其軍一、復二三郡一。成遁降レ齊。

訓讀 是の歲、劉豫、帝と稱す。豫は景州の人、建炎戊申に於て、濟南の守を以て金に降り、之が用と爲り、東平府に知たるを得、兼ねて河南に節制たり。粘罕、金主に白し、邦昌の故事に循ひて、豫を立てヽ國を大齊と號せしむ。後、都を汴に遷す。粘罕既に關中の地を得、悉く割きて以て豫に與ふ。○紹興元年、張浚に命じて、江淮の盜李成を討たしむ。成、江淮の六七州に據り、兵數萬を

連ね、東南を席卷するの意有り。尋いで江・筠・臨江を陷る。浚、共の軍を撃ちて三郡を復す。成、遁れて齊に降る。

通釋 是の歳劉豫が自立して帝號を稱した。豫は元來景州の生れで、建炎二年に宋の濟南の知事であつたのが、金に降參して金の爲に働き、遂に重く用ひられて東平府の知事となり、兼ねて河南を指揮監督した。粘罕は金主に言上して、前に宋の張邦昌を立てゝ楚君とした例にならつて、劉豫を立てゝ王となし國を大齊と稱へさせた。大齊は後に都を(宋の舊都の)汴に遷した。粘罕はさきに關中の地を攻め下してゐたが、悉くこれを割いて豫に與へた。○紹興元年に帝は張浚に命じて、江淮地方の賊の李成を討伐させた。成は江淮地方の六七州を根據地として、數萬の兵を率ゐて、東南地方を悉く占領する豫定で、間もなく江西地方を侵して、江州・筠州・臨江(いづれも江西省にある)を陷れた。張浚は(詔によつて)成の軍を撃つて、江・筠・臨江の三郡を取り戻した。成は軍に敗れ、遁れて齊(即ち劉豫)に附いた。

語釋 景州(今の河北省東光縣。) ○建炎戊申(建炎二年が戊申に當る。) ○濟南(山東省濟南府歷城縣。) ○東平府(山東省泰安府東平州。) ○節制(指揮管轄する意。支配すること。) ○邦昌故事(さきに張邦昌が金の爲めに立てられて楚君と僭稱した事を指す。前に出づ。) ○關中(函谷關以西の地の稱。上卷三九三頁に詳し。) ○江淮(揚子江・淮水間の地。) ○席卷(席は

（ムシロ。席を片方から卷くやうに、片端から土地を侵略すること。）

○張浚盡失陝西之地。惟餘階・成・岷・鳳・洮、五郡、及鳳翔府之和尚原、隴州之方山原而已。浚退保閬州。統制曲端有威名。浚先用譖、罷其兵柄、安置萬州。西人倚端爲重。及貶、軍情不悅。至是又送恭州獄殺之。士大夫軍民皆悵恨。西人益以是非浚。金人分兩道向蜀。吳玠與弟璘、大敗之於和尚原。又選將敗之於箭筈關。兩道皆不能入。

訓讀 張浚、盡く陝西の地を失ふ。惟だ階・成・岷・鳳・洮の五郡、及び、鳳翔府の和尚原、隴州の方山原を餘すのみ。浚、退きて閬州を保つ。統制曲端、威名有り。浚、先に譖を用ひて、其の兵柄を罷め、萬州に安置す。西人、端に倚りて重きを爲す。貶せらるゝに及びて、軍情悅ばず。是に至りて又恭州の獄に送りて之を殺す。士大夫、軍民、皆悵恨す。西人益々是を以て浚を非る。金人、兩道に分れて蜀に向ふ。吳玠、弟璘と、大いに之を和尚原に敗る。又將を選びて之を箭筈關に敗る。

兩道皆入る能はず。

通釋　張浚は(先きに富平縣の戰に敗れてから、盡く陝西の土地を取られて了つた。惟だやうやく、階・成・岷・鳳・洮(鳳は陝西省、他はみな甘肅省)の五郡と、鳳翔府の和尚原及び隴州(四川省)の方山原を保つばかりであつた。そこで浚は退いて閬州(四川省)を守つて(金に備へた)。統制官の曲端は武威もあり、評判もよかつたが、浚は先きに讒言を信じて、端の將軍たる資格を奪ひ、萬州(四川省)に流した。元來陝西の民は端を力と賴んで尊敬してるたのに、今やその端が斥けられたので、軍中の人氣は(端に同情して)浚の處置を悅ばなかつた。然るに浚は更に端を恭州の獄舍に送つて遂に殺害したので、陝西の官吏は勿論兵卒人民に至るまで、皆端の死を惜しんで悵み悲しんた。これよりして陝西の民は愈々浚の行爲を非難するやうになつた。其の後金軍は道を二道にわけて蜀に向つて來たが、吳玠が弟の璘と力を協せて、大いにこれを和尚原で敗つた。又別に部將を選び遣して、金軍を箭筈關で敗つた。かくて金軍は兩道ともに敗れて、宋に侵入することは出來なかつた。

語釋　譖(そしる。讒言。)　○兵柄(柄は權力。軍兵を司る權力。)　○西人(こゝは陝西地方の民をいふ。)　○倚(力として賴ること。)　○貶(斥けおとす。地位を下げおとすこと。)　○軍情(情は人々の心の奧。即ち軍人たちの心。)　○悵恨(悵はうらみ、なげく。恨は、みらむ。嘆きうらむこと。)　○箭筈關(今の陝西省汧陽縣の南。)

○范宗尹罷。秦檜昌言曰、我有二策。可以聳動天下。遂爲右相。呂頤浩爲左相。○兀朮會諸道及女眞兵、造浮梁於寶雞縣、渡渭攻和尙原。玠・璘三日三十餘戰、大破之。兀朮中流矢、僅以身免。始自河東歸燕山。○紹興二年、上自越州還臨安。言者劾奏檜專主和議、沮止恢復遠圖。檜罷。朱勝非爲右相。

訓讀 范宗尹、罷めらる。秦檜、昌言して曰く、「我に二策あり。以て天下を聳動す可し」と。遂に右相と爲る。呂頤浩、左相と爲る。○兀朮、諸道及び女眞の兵を會して、浮梁を寶雞縣に造り、渭を渡りて和尙原を攻む。玠・璘、三日に三十餘戰し、大いに之を破る。兀朮、流矢に中り、僅に身を以て免る。始めて河東より燕山に歸る。○紹興二年、上、越州より臨安に還る。言ふ者、秦檜、專ら和議を主として、恢復の遠圖を沮止するを劾す。檜、罷められ、朱勝非、右相と爲る。

通釋 范宗尹が宰相を罷められた。秦檜は大風呂敷をひろげて、自分は二つの計略を有つてゐる。

撒離曷
金人陷興元

之を行つたならば天下の人々を大いに驚かすであらう」と言ひふらした。帝は其の言に惑はされて、遂に彼を右相(右大臣)と爲し、呂頤浩を左相とした。○兀朮は(占領せる宋の)諸道及び金の兵を集めて、舟橋を寶雞縣に作り、渭水を渡つて和尙原を攻めた。吳玠・吳璘の兄弟は、三日の間に三十餘度も戰つて、大いに兀朮の軍を破つた。その時兀朮は流矢に中つて危い所を、命からがら逃げのびて河東から燕山に歸つた。○紹興二年、帝は越州から臨安に歸つた。此の時(呂頤浩が侍御史の黃龜年といふ者を使つて)、「秦檜は一にも二にも金と和睦をする事ばかりを主張して、宋の天下を恢復する遠大な謀の妨げをしてゐる」と彈劾させたので、秦檜は罷められて、朱勝非が右相となつた。

語釋　昌言(通鑑綱目に「揚言」に作る。元來昌言とは書經に「汝亦昌言」とあり、正大な言といふ意味であつて、此の場合には適當でない。揚言とは、大言すること。得意になつて自家廣告的に大風呂敷をひろげること。此の方がよい。即ち秦檜はその位を得ようとして廣告的に云つたのである。)　○聳動天下(天下の人々を大いに動かす。)　○浮梁(河に舟をならべて作つた浮橋をいふ。)　○寶雞縣(今の陝西省寶鷄縣。)　○渭(渭水のこと。)　○河東(今の山西省。)　○燕山(京兆の薊縣の南。)　○劾(彈劾、劾奏の意。官吏の失策を非難して君主に申し上げること。)　○恢復遠圖(宋國を元通りの盛大に返さんとする遠大なる計畫。)

○紹興三年春、金撒離曷、自鳳翔・長安、聲言東去。實由商於出漢陰、直趨金・商。吳玠急引兵扼之饒風嶺。金人間道遶出其後。玠遽還仙人關。金人

遂進陷興元。知府劉子羽、退保三泉縣・潭毒山。撒離曷食盡。乃引還。吳璘以無糧拔寨、棄和尚原。金人得之。玠度其必深入、乃嚴兵以待。兀朮果與撒離曷來犯仙人關。玠・璘與戰七日、金人不能支宵遁。玠設伏扼其歸路、又敗之。是擧也、金人決意入蜀、卒不得志。是歲浚又失洮・岷・關外、惟存階・成・秦・鳳。浚召還。尋與劉子羽皆貶竄。浚是行本欲由關・陝取中原、乃盡喪關・陝而歸。賴得玠・璘保蜀而已。

訓讀 紹興三年春、金の撒離曷、鳳翔・長安より東に去ると聲言す。實は商於より漢陰に出で、直に金・商に趨く。吳玠、急に兵を引いて之を饒風嶺に扼す。金人間道より遶りて其の後に出づ。玠、遽に仙人關に還る。金人、遂に進みて興元を陷る。知府劉子羽、退きて三泉縣・潭毒山を保つ。撒離曷、食盡く。乃ち引きて還る。吳璘、糧無きを以て寨を拔き、和尚原を棄つ。金人之を得たり。玠、其の必ず深く入らんことを度り、乃ち兵を嚴にして以て待つ。兀朮、果して撒離曷と來りて仙人關を

犯す。玠・璘、與に戰ふこと七日、金人支ふること能はずして宵遁る。玠、伏を設けて其の歸路を扼し、又之を敗る。是の擧や、金人意を決して蜀に入らんとし、卒に志を得ず。是の歲、浚又洮・珉・關外を失ひ、惟階・成・秦・鳳を存するのみ。浚召されて還る。尋いで劉子羽と皆貶竄せらる。浚の是行本、關・陝より中原を取らんと欲し、乃ち盡く關・陝を喪ひて歸る。玠・璘を得たるに賴りて、蜀を保つのみ。

【通釋】紹興三年の春、金將撒離喝は鳳翔府及び長安から「我軍は近く東に去る」と聲明して、その實は商於を拔け、漢陰を通過し、直ちに金・商の地に向つて進軍した。吳玠は急に兵を率ゐて之を饒風嶺の險に喰ひ止めようとしたが、金軍は拔け道からまはつて、宋軍の後に出た。玠は周章てゝ軍を引き纏めて仙人關に還つた。金軍は遂に進んで興元を陷れた。興元の知事の劉子羽は、退いて三泉縣及び潭毒山を守つた。撒離喝は兵糧が盡きたので、兵を率ゐて歸途についた。吳璘も亦糧食が無くなつたので、寨を取り拂つて和尙原の守を放棄すると、金軍は直ちに之を占領した。玠は、金軍は必ず深く侵入して來るであらうと察して、兵備を嚴重にして待ち構へてゐると、果して兀朮の軍は撒離喝の軍と合併して、仙人關に攻めて來た。玠・璘の兄弟は七日の間金軍と戰ひ、遂に金軍は宋軍の猛

擊を支へきれず、夜中に遁げ出した。玠は伏兵を設けて金軍の退路をふさいで、又之を敗つた。此の戰には金軍は決心の臍をかためて、是非とも蜀に入らうとしたが、卒に志を遂げることが出來なかつた。（此の戰は實は翌紹興四年の四月であるが此處に併せ述べたのである。）是の歲、張浚は又洮・岷・關外の地を失つて、たゞ僅かに階・成・秦・鳳の諸州を保ち得たに過ぎない。（度々の敗戰に）遂に張浚は朝廷から召還され、劉子羽と共に皆それ〴〵地位を下げられ、浚は福州に、子羽は白州に流された。最初張浚は是の遠征によつて關中陝西地方から更に進んで中原の地を取り戻さうと考へたのであつたが、結果は却つて盡く關中陝西の地を失つて歸つた。たゞ僅に吳玠・璘の兄弟二將の奮戰によつて蜀を保ち得たのみである。

語釋　聲言（言ひふらすこと。）　○商於（河南省淅川縣の西。）　○漢陰（縣の名陝西省漢中道の地。）　○金商（州名。金州は今の陝西省安康縣、商州は今の陝西省商縣。）　○扼（おさへつける喰ひ止めること。）　○饒風嶺（今の陝西省石泉縣の西にあたる。）　○仙人關（陝西省鳳縣の西南にある。）　○興元（今の陝西省南鄭縣。）　○三泉縣（陝西省寧羌縣。）　○潭毒山（三泉縣内に在り。）　○洮・岷・關外（洮州岷州。何れも今の甘肅省鞏昌府及び關外の地。）

○齊遣李成攻陷鄧・襄・隨・郢・唐州・信陽軍等。岳飛復隨・郢。成棄襄陽而遁。

齊金南侵
上親征

○呂頤浩・朱勝非、相繼罷。趙鼎爲右相。○齊以金兵、分道南侵。上詔親征。出如平江。以張浚知樞密院。先是浚極言。北方既無西顧憂。必併力窺東南。上思其言、遂召之。浚至。請遣岳飛渡江入淮西、以牽制北兵之在淮東者。從之。上命浚視師江上。將士見浚來、勇氣皆倍。

訓讀 齊、李成を遣して、攻めて鄧・襄・隨・郢・唐州・信陽軍等を陷る。岳飛・隨・郢を復す。成、襄陽を棄て〻遁る。○呂頤浩・朱勝非、相繼いで罷めらる。趙鼎右相と爲る。○齊、金兵を以て、道を分ちて南侵す。上、詔して親征す。出で〻平江に如く。張浚を以て樞密院に知たらしむ。是より先、浚、極言す。北方既に西顧の憂無し。必ず力を併せて東南を窺はん」と。上その言を思ひて遂に之を召す。浚至る。請ひて岳飛を遣して、江を渡りて淮西に入らしめ、以て北兵の淮東に在る者を牽制せんとす。之に從ふ。上、浚に命じて師を江上に視しむ。將士、浚の來るを見て、勇氣皆倍す。

通釋 (さきに金に立てられて帝と稱し、國を齊と號した)。劉豫は李成を遣して、宋の鄧・襄・隨・郢・唐州・信陽軍等を攻め陷したが、宋の勇將岳飛が隨・郢の二州を取り戻し、(其の勢恐るべきも

のがあつたので）、李成は襄陽を棄てゝ逃げ歸つた。〇呂頤浩・朱勝非は、相繼いで宰相を罷められて、趙鼎が右僕射となつた。〇齊は金の兵を率ゐ、道を分けて宋に侵入して來た。帝は詔を出して、自ら軍を率ゐて平江に出陣せられた。そして再び張浚を用ひて樞密院の長官に任じた。是より前、張浚が「金は既に西方陝西方面の心配が無くなつたので、必らず力を併せて東南に攻めて來るであらう」と、（兵の防備を）極力主張したことがあつたが、其の豫言が的中したのを思うて今再び召し出されたのである。浚は岳飛に命じて、楊子江を渡り、淮西に兵を進めて、以て淮東に在る金軍を牽制したいと帝に願ひ出た。帝は此の計略を取上げ、又浚に命じて楊子江岸一帶の宋の軍隊を視察せしめた。宋の將士は浚の巡視に來たのを見て俄に勇氣百倍し、全軍の士氣は日頃に倍加した。

【語釋】 鄧・襄・隨・郢・唐州・信陽軍（鄧縣は今の河南省、襄は襄陽で今の湖北省。隨・郢ともに湖北省。唐・信陽はともに河南省に屬す。）〇平江（今の江蘇省呉縣治。）〇極言（極力主張する。强く言ひ張ること。今は極端に言ひ切るといふ意に用ひられる。）〇北方既無西顧憂（北方の金は西の陝西地方はすつかり占領したから、最早や心配する必要がない。）〇窺（うかゞふ。相手のすきをみて入り込まうとすること。）〇淮西（淮水の西の地方。）〇牽制（敵の勢を引きつけて、自由の行動をさせぬこと。）〇視軍（軍を視察すること。）〇江上（楊子江沿岸地方を指す。）

時韓世忠駐揚州。先已大敗金兵於大儀鎭、擒其將撻也。解元・成閔與戰

上還二臨安一

于承州、十三捷。仇悆・孫暉敗之壽春、安豐、王德敗之於滁州。岳飛遣牛臯等、攻之於廬州。撻辣・兀朮知爲世忠所扼、江不可渡引還。齊劉麟・劉猊、棄輜重遁去。○紹興五年、上自平江還臨安。趙鼎・張浚、爲左右相。浚兼都督諸路軍馬。尋復命浚視師江上。浚至鎭江、召韓世忠、使擧兵移屯楚州。浚至建康、撫張俊軍、至太平州、撫劉光世軍。無不踊躍思奮。以岳飛爲河北京西招討使。

【訓讀】時に、韓世忠、揚州に駐る。先に已に大いに金兵を大儀鎭に敗り、其の將撻也を擒にす。解元・成閔與に承州に戰ひて十三捷す。仇悆・孫暉、之を壽春の安豐に敗り、王德、之を滁州に敗る。岳飛、牛臯等を遣して之を廬州に攻めしむ。撻辣・兀朮、世忠の扼する所と爲り、江の渡る可からざるを知りて、引きて還る。齊の劉麟・劉猊、輜重を棄てゝ遁れ去る。○紹興五年、上、平江より臨安に還る。趙鼎・張浚、左右の相と爲り、浚、兼ねて諸路の軍馬を都督す。尋いで復た浚に命じて師を

江上に視しむ。浚、鎭江に至り、韓世忠を召して、兵を擧げ移りて楚州に屯せしむ。浚、建康に至りて張俊の軍を撫し、太平州に至りて劉光世の軍を撫す。踊躍して、奮はんことを思はざるもの無し。岳飛を以て河北京西の招討使と爲す。

通釋 此の時に韓世忠は楊州に駐屯して居たが、是より前に大儀鎭で大いに金軍を破つて、其の將撻也を擒にした。解元と成閔の二將は共に金軍と承州で戰つて十三回にわたつて勝利を得た。又仇悆と孫暉は壽春府の安豐縣で金軍を敗り、王德は滁州で勝つた。尙又岳飛は部下の將牛皐等を遣して廬州の金軍を攻めさせた。撻辣・兀朮の金の兩將は韓世忠に喰ひ止められて、とても楊子江を渡る事の出來ないのを悟つて引き還した。（其の爲めに金軍に從つて來た）齊の劉豫の子の劉麟と姪の劉猊の二人は輜重車までも棄てゝ命から〳〵逃げ還つた。○紹興五年に帝は平江から臨安に還られた。趙鼎は左相に張浚は右相に任ぜられた。又浚は各地の軍隊の總司令の役をも兼任した。尋で又帝は浚に命じて楊子江沿岸の軍隊を視察せしめた。浚は先づ鎭江に行き韓世忠を召して其の兵を楚州に移動させた。それから建康に行つて張俊の軍をねぎらひ、太平州に到つて劉光世の軍をねぎらつた。將士は皆こをどりして喜び、次の戰ひには決死の奮鬪をしようと覺悟せぬ者はなかつた。ついで帝は岳飛

を河北京西の招討使に任じた。

【語釋】 ○大儀鎭（江蘇省揚州府甘泉縣の西。）○承州（江蘇省揚州府高郵州。）○壽春（今の安徽省壽縣。）○安豐（壽春の屬縣。）○滁州（今の安徽省滁縣。）○廬州（今の安徽省合肥縣）○輜重（輜は武器兵糧を載せて運搬する車。重は重い荷物をのせる車。軍需品・兵糧の意味。）○都ニ督諸路軍馬一（諸地方の軍隊を統率すること。軍馬とは兵馬といふに同じく、軍隊のこと。）○楚州（今の江蘇省山陽縣。）○太平州（今の安徽省太平縣。）○張俊（張浚とは別人である。）○撫（いたはる。ねぎらふ。）○踊躍（をどり上つてよろこぶ。）○河北京西招討使（官名。職官志に、招討使は盜賊を收招討殺するの事を掌り、常には置かずとある。招討とは命に服し從ふ者は招き、服さぬ者は討つといふ意。）

○先レ是建炎庚戌中、有ニ武陵人鍾相一。起ニ於鼎州一、僭シテ號レ楚。鼎・澧・潭・辰・岳之境、皆盜區ナリ。相敗レテ就レ擒。其徒ニ有ニ楊么者一。據ニ洞庭一、遂ニ爲ニ劇寇一。官軍陸ヨリ襲レ之則入レ湖、水ヨリ攻レ之則登レ岸。曰、有ニ能害一レ我。除レ是飛來。浚謂、上流不ニ先去一、么爲ニ腹心害一、將レ無ニ以立一レ國。請自行。浚至ニ湖南一。會ニ岳飛兵至一、急ニ攻ニ其水寨一。么窮蹙シテ赴レ水ニ死シ、遂ニ平グ。浚自ニ湖南一轉シテ由ニ兩淮一、會ニ諸將一議ニ防秋一。乃入リテ見ユ。

【通釋】 是れより先、建炎庚戌中、武陵の人鍾相といふ者有り。鼎州より起り・僭して楚と號す。

鼎・澧・潭・辰・岳の境、皆盜區なり。相、敗れて擒に就く。その徒に楊么といふ者有り。洞庭に據り、遂に劇寇を爲す。官軍、陸より之を襲へば則ち湖に入り、水より之を攻むれば則ち岸に登る。曰く、「能く我を害する有らんには、除是れ飛び來れ」と。浚謂へらく、上流先づ去らずんば、么、腹心の害を爲し、將に以て國を立つる無からんとす」と。請うて自ら行く。浚、湖南に至る。岳飛の兵の至るに會して、急に其の水寨を攻む。么、窮蹙して水に赴きて死し、遂に平らぐ。浚、湖南より轉じて兩淮に由り、諸將を會して防秋を議す。乃ち入りて見ゆ。

（通解）是より以前、建炎、庚戌（建炎六年）中に武陵の生れで鍾相と云ふ者があつて、鼎州から身を起して、遂に僭越にも（自ら皇帝の位に卽き）、國號を楚と稱へてゐた。鼎・澧・潭・辰・岳（皆湖南省に屬す）の諸州の地は、皆相の勢力範圍となり、盜賊の横行する區域と化したが、後次第に敗れて、相は生捕りにされた。しかし其の部下に楊么といふ者があつて、相の敗れた後も尙洞庭湖を根據地として兇暴を逞しうした。討伐の官軍が、之を陸から襲ふと湖中に逃げ、水上から攻めると早速岸に登つて、（全く以て始末に負へなかつた）。いゝ氣になつた么は、自分を殺さうと思つたら唯空を飛んで來い。（貴樣等にやられる俺ではないぞ）」と豪語した。張浚はひとり考へて見て、（建康は東南の都

金主晟殂
曷囉馬立

であるが)、洞庭は上流に當るから、先づ此處に居る楊么を除き去らなければ、他日必ず宋の致命傷となつて、國家を立てゝ行く事は出來ないであらうと判斷し、そこで自ら願つて討伐に湖南まで行つた。丁度その時、岳飛の軍がやつて來たので、協力して急に楊么の水寨を攻めた。流石の么もこの奇襲に進退谷つて、遂に湖中に身を投げて死んだ。かくて楊么の騷ぎも一段落ついた。張浚は湖南から淮東、淮西地方に出て、諸將を集め、最早や氣候は秋となり、(所謂天高く馬肥ゆるの時となつて、金軍は此の期に乘じて南侵するのが例であるからといふので)、その防禦の方法について協議した。其の會議が終つてから、浚は都に歸つて帝に拜謁を賜つた。

語釋　武陵(今の湖南省武陵縣。)　○鼎州(湖南省常德府。)　○盜區(盜賊の横行する地域。)　○楊么(綱目に姓名は楊太とある。楚では年少者を么と云ふと。楊公自ら大聖天王と號したといふ。)　○劇寇(暴虐なる侵略掠奪をなすこと。)　○除是(除は俗語で唯に同じ。故に唯是と同じ。)　○腹心害(心は胸。腹や胸の害、命をとる大害。即ち致命傷のこと。)　○窮蹙(きはまりちゞまる。行き詰つて如何ともすべからざること。)　○赴水死(水中に身を投げて死ぬこと。)　○防秋(秋になり天高く馬肥ゆるの時、胡人南下して侵略を爲すのが彼等の常習である。よつて之を防ぐ事を防秋といふ。即ち北狄の侵入に備へること。)

○金主晟殂。諡文烈。初旻與晟約。兄終弟立。而後復歸旻之子。故晟捨己子宗盤、而立旻長孫曷囉馬、爲諳版孛極烈。儲副位也。曷囉馬名亶。至是

遂卽レ位。宗盤與二旻之別子及粘罕一、皆爭レ立而不レ得。粘罕時已失二兵柄一、與二悟室一並相。粘罕絕レ食、縱飮而死。蒙國叛レ金。蒙在二女眞之北一。在レ唐爲二蒙兀部一。亦號二蒙骨斯一。

訓讀 金主晟、殂す。文烈と謚す。初め旻、晟と約す。「兄終らば弟立たん。而して後復た旻の子に歸せん」と。故に晟、已の子宗盤を捨てゝ、旻の長孫曷囉馬を立てゝ、諳版孛極烈と爲す。儲副の位なり。曷囉馬、名は亶、是に至りて遂に位に卽く。宗盤、旻の別子及び粘罕と、皆立たんことを爭ひて得ず。粘罕、時に已に兵柄を失ひ、悟室と竝び相たり。粘罕、食を絕ち、縱飮して死す。蒙國、金に叛く。蒙は女眞の北に在り。唐に在りては蒙兀部と爲す。亦蒙骨斯と號す。

通釋 此の年（紹興五年）に金主の晟が死んだ。謚を文烈といふ。初め金の太祖旻（晟の兄）は弟の晟と相續について約束をした。それは若し兄が死んだならば弟が跡をつぐことにしよう。そしてその次は又旻の子に繼がせるといふのであつた。故に晟は自分の子の宗盤を立てないで、旻の第一の孫曷囉馬を立てゝ諳版孛極烈と爲した。諳版孛極烈とは皇太子の位のことである。曷囉馬は名を

亶といひ、今太祖が死んだので遂に帝位に卽いた。宗盤・旻の庶子及び粘罕等は皆帝位に卽かうと競爭したが、何れも失敗に終つた。粘罕は此の時已に將軍の權力を失つて、悟室と同列で宰相と爲つて居たが、(不平でたまらず)遂に絕食をして酒ばかりあふり、醉ひつぶれて死んで了つた。時に、蒙古が金に叛いた。蒙古は女眞の北に居つて、唐の時代には蒙兀部と云ひ、亦、蒙骨斯とも稱へてゐたものである。

【語釋】金主晟(金の太宗、旻の弟で二代目の王である。)　○長孫(孫の中の最年長者。)　○曷囉馬(金志に曷剌烏とある。旻の子宗峻の子である。)　○諳版孛極烈(蒙古語で、諳版は大、孛極烈は長官の意だといふ。卽ち總司令といふやうな意。而して皇太子が此の職に當るのが例であつたから、諳版孛極烈は卽ち皇太子の位を指すことになつてゐた。)　○儲副(まうけのきみ。皇太子の事。)　○別子(庶子のこと。)　○縱飮(ほしいまゝにのむ。むやみと酒を飲むこと。)　○蒙國(蒙古のこと。此の頃より漸く強大となつて、後に國號を元と改めて金を亡し、遂に宋を亡すに至る。)

○紹興六年、張浚復出視師。上自臨安如平江。齊人分道入寇。初劉豫因粘罕得立。知奉粘罕而已、蔑視他帥。及是請兵於金。宗盤沮之、聽豫自行。而遣兀朮提兵黎陽以觀釁。劉光世時駐廬州。以爲難守。張俊駐泗州。亦請益兵。衆情洶懼。張浚以書戒俊及光世。有進擊無退保。趙鼎等請上親

書付浚、欲退師還南保江。浚力爭。以爲可保必勝。一退則大事去矣。

訓讀 紹興六年、張浚復た出でゝ師を視る。上、臨安より平江に如く。齊人、道を分ちて入寇す。初め劉豫、粘罕に因りて立つことを得たり。粘罕を奉ずるを知るのみにして、他の帥を蔑視す。是に及びて兵を金に請ふ。宗盤之を沮み、豫の自ら行くを聽す。而して兀朮を遣して兵を黎陽に提して以て釁を覩しむ。劉光世、時に廬州に駐る。以爲らく、守り難しと。張俊、泗州に駐る。亦兵を益さんことを請ふ。衆情恟懼す。張浚、書を以て俊及び光世を戒む。「進み撃つこと有りて退き保つこと無れ」と。趙鼎等、上に請ひ、親書して浚に付し、師を退けて南に還り、江を保たんと欲す。浚力めて爭ふ。以爲らく、「必勝を保す可し。一たび退かば則ち大事去らん」と。

通釋 紹興六年、張浚は復た軍隊の視察に出た。帝は臨安から平江に行かれた。時に齊の軍が道を分つて入寇して來た。初め劉豫は金の粘罕に立てられて齊王となる事が出來たので粘罕の命令を奉ずる事を知るばかりで、他の金の大將を馬鹿にして居た。（所が今や高宗自ら出馬されると聞いて）驚いて援兵を金に求めたが、金の宗盤は之をはねつけ、たゞ豫自身の兵力で宋に攻め入ることを許し

た。そして金は別に兀朮を遣して、兵を率ゐて黎陽に出で、隙を狙はさせた。此の時、劉光世は廬州に駐屯して居つたが、如何に死守するも結局は奪取せられるであらうと觀念してゐた。張俊も泗州に屯して居たが、（これも亦到底防ぎきれぬと云つて）援兵を朝廷に願つた。この爲めに宋では人々皆怖氣をふるつて落ち着いて居れぬので、張浚は書面を以て俊及び光世を戒めた。其の意は、飽くまで進んで戰へ。（攻勢に出よ）。決して退いて守るといふ受身になつてはならぬ」と。所が趙鼎等は帝に願つて御親筆の書を浚に下付されて、全軍を後退させて南に引揚げ、楊子江の流を境としてそれ以南の地を保持しようとした。浚は極力此の議に反對した。浚の主張は今金軍と戰へば必ず勝てる。若し一たび南方に退いたならば、宋の興復は最早や望めない」といふのであつた。

語釋　蔑視（ないがしろにする。馬鹿にする意。）○黎陽（今の河南省濬縣の東北。）○覦レ釁（釁はスキマ。すきをうかがふこと。）○泗州（今の安徽省盱眙縣の北。）○衆情恂懼（人心が恐怖に襲はれて動搖すること。びくびくしてゐること。）○付レ浚（付は、交付、下付の付で、授けわたすこと。）○保レ江（長江卽ち楊子江の一線にて守ろうと云ふこと。）○大事去（國家の大業が駄目になつてしまふといふ意で、こゝでは國家興隆の重大な機會をのがすといふこと。）

光世已舍廬州而退。浚卽星馳至采石、遣人喩其衆、若有一人渡江、卽斬

以徇。仍督光世復還廬州。光世不得已、乃駐兵、遣王德・酈瓊三敗齊兵於霍丘・正陽及前羊市。時劉猊至淮東、阻韓世忠兵不敢進。乃從淮西渡。浚遣張俊、統制官楊沂中至濠州、與俊合兵。沂中敗猊前鋒。猊引兵欲會劉麟于合肥、而後進。沂中與遇於藕塘合戰。猊大敗。麟聞猊敗、望風潰去。光世乘勝追襲亦捷。北方大恐。上曰、克敵之功、皆出右相。趙鼎遂罷。

訓讀　光世、已に廬州を舍てゝ退く。浚、即ち星馳して采石に至り、人を遣して其の衆を喩さしむ。若し一人の江を渡るもの有らば、即ち斬りて以て徇へんと。仍りて光世を督して復た廬州に還らしむ。光世已むを得ずして、乃ち兵を駐め、王德・酈瓊を遣し、三たび齊の兵を霍丘・正陽及び前羊市に敗る。時に劉猊、淮東に至り、韓世忠の兵に阻まれて敢て進まず。乃ち淮西より渡る。浚、張俊の統制官楊沂中を遣して濠州に至らしめ、俊と兵を合す。沂中、猊の前鋒を敗る。猊、兵を引きて劉麟に合肥に會し、而る後進まんと欲す。沂中、與に藕塘に遇ひて合戰す。猊大に敗らる。麟、猊敗ると聞き、

風を望みて潰え去る。光世、勝に乘じて追ひ襲うて亦捷つ。北方大いに恐る。上曰く、「敵に克つの功は、皆右相に出づ」と。趙鼎遂に罷めらる。

通釋　劉光世は已に廬州を舍てて退却した。是を聞いた張浚は大急ぎで采石に馳せつけ、それより使を遣して全軍に諭して云ふには「今度の戰に一人でも長江を渡つて退却するものがあつたら、直ちに斬り殺して全軍のみせしめにするであらう」と。そして劉光世を督促して復た廬州に引き還らしめた。光世は浚の命により已むなく其の兵を廬州に駐屯させて、部下の王德・酈瓊の二將を遣つて、三度まで齊の軍を霍丘・正陽・前羊市(みな安徽省に屬す)で破つた。其の時に齊の劉猊は淮東まで來たが、韓世忠の兵に喰ひ止められて前進する事が出來ず、遂に淮西から淮水を渡つた。張浚は張俊の部下の統制官の楊沂中を濠州に遣つて、張俊と共同して金軍に當らせた。沂中は先づ劉猊の先鋒を敗つたので、猊は部下の兵を引きつれて、一先づ劉麟の軍と合肥で落ち合つて、其の後に前進しようと考へて居る中に、沂中の軍が又之と藕塘で遭遇して合戰し、其の結果、猊の軍は大敗した。劉麟は猊の敗報を得て、(宋軍の勢の盛なのに驚き)、威風を望み見たゞけで戰はずして退却した。光世の軍は勝に乘じて之を追擊して、又復勝利を得た。此の戰から金・齊は大いに宋を恐れ出した。帝は浚の功

を嘉されて「敵に克つことの出來たのは、皆、右相張浚の功による」と言はれ、(働きのない)左相趙鼎を罷めさせた。

【語釋】 釆石(今の安徽省當塗縣西北二十里牛渚山麓の釆石磯、前に出づ。) ○徇(こゝでは懲らしめの爲め、罪を人にあまねく告げる意。みせしめにすること。) ○淮東、淮西(淮水と長江との間の地で、東の方を淮東といひ、西を淮西と言つた。) ○浚遣二張俊統制官楊沂中一、至二濠州一與レ俊合レ兵(張俊の二字は衍文である。このとき張俊は泗州(濠州)に屯して居ることは前に見えた。而して援兵を請うたので、張浚は統制官楊沂中を遣はして援けしめたのである。但し通釋は今假りに原文に從つておいた。地理志に、建炎四年泗州を濠州に屬すとある。) ○合肥(今の安徽省合肥縣。) ○耦塘(安徽省定遠縣の東にある。) ○望レ風潰去(遠くから樣子をながめただけで其の威力に恐れ、戰はずして總崩れとなつて退去する。)

○上皇以二五年四月一殂。至二七年春一、凶問始至。壽五十四。二帝自二建炎初一、由二燕山一如二中京一。古奚國霫郡也。在二燕山北千里一。次年又自二中京一移二韓州一。在二中京東北千五百里一。後二年又自二韓州一移二五國城一。在二金國所レ都東北千里一。上皇終レ焉。○岳飛爲二湖北・京西宣撫使一。時淮東宣撫使韓世忠・江東宣撫使張俊、皆久已立レ功。而飛以二列將一拔起。世忠・俊不平。飛屈レ己下レ之。二人皆不

答。及飛破楊么、俊益忌之。於是嫌隙日深。上自如平江、如建康。飛因扈駕以行、入見、疏論恢復。

訓讀 上皇、五年四月を以て殂す。七年の春に至りて、凶問始めて至る。壽五十四。二帝、建炎の初より、燕山より中京に如く。古の奚國霫郡なり。燕山の北千里に在り。次年又中京より韓州に移る。中京の東北千五百里に在り。後二年又韓州より五國城に移る。金國の都する所の東北千里に在り。上皇焉に終る。○岳飛湖北・京西の宣撫使と爲る。時に淮東の宣撫使韓世忠・江東の宣撫使張俊、皆久しく已に功を立つ。而るに飛、列將を以て拔起す。世忠・俊、不平なり。飛已を屈して之に下る。二人皆答へず。飛の楊么を破るに及びて、俊益々之を忌む。是に於て嫌隙日に深し。上、自ら平江に如き、建康に如く。飛、因りて駕に扈して以て行き、入りて見え、疏して恢復を論ず。

通釋 上皇(徽宗)は紹興五年四月に(金で)崩ぜられたが、七年の春になつて、崩御の報知が宋に來た。御年は五十四歳であつた。徽宗・欽宗の二帝は建炎の初年に(金の軍に囚はれて)燕山から金の中京に行かれた。中京は古の奚國霫郡で、燕山の北千里の地點に在る。翌年又中京から金の韓州に移

されられた。韓州は中京の東北千五百里の處に在る。其の後二年にして又韓州から五國城に移された。此處は金國の都(燕京)から東北千里の處に在る。上皇は此の寒地で崩御されたのである。○岳飛は湖北・京西の宣撫使と爲つた。此の時、淮西の宣撫使韓世忠と江東の宣撫使張俊の二人は、何れも皆久しい以前から金軍と戰つて功を立てゝゐた。然るに岳飛は一將官の地位から拔擢されて、(今湖北西京の宣撫使となつたので)、世忠・俊の兩人は心中甚だ不平であつた。飛は(これを知つてゐたので)此の兩人に對しては、ことさら腰を低くして尊敬した。けれども怒りに燃えた兩人は(何を岳飛がといふ態度で)和いだ挨拶をしてくれなかつた。飛が楊么を破つてからは、張俊は益々飛を忌み嫌ひ(二人の仲は日に〱溝が深くなつた)。帝は自ら平江に如き、それから建康に赴かれたので、飛は行列にお供して建康に行き、帝に拜謁を賜つて、上奏文を奉つて、宋恢復の策を論じた。

語釋 上皇(徽宗帝のこと。) ○凶問(死去の報知。訃音。) ○二帝(金に囚はれた徽宗・欽宗の二帝を指す。) ○燕山(京兆の薊縣の東南にある。) ○中京(今の河北省熱河平泉縣の東北。金はこゝを中京と稱した。) ○韓州(今の奉天昌圖縣の地。) ○五國城(今の吉林省東北部、依蘭縣治の近傍。) ○京西(今の河南洛陽以西黄河北南の地。) ○列將(列國・列侯の列に同じく、ならびつらなる將官達といふ意。即ち特別でなく、普通の一將官。) ○拔起(拔擢起用。低い官から急に引き上げて任用すること。) ○屈レ己(己れの考を枉げて强ひて人に從ひ、へりくだること。) ○嫌隙日深(日に日に仲が惡くなる。) ○扈レ駕(天子の御車におともして從ふこと。扈はシタガフと訓じ、扈從と熟す。)

秦檜主和議

張浚罷

秦檜時爲樞密副使。主和議。忌飛成功沮之。飛以內艱去。上力起之。劉光世以言者論其退師幾誤事、罷兵柄。張浚以王德統其軍。德與酈瓊等夷。不相下。大譟詣督府訴德。浚乃召德還、爲督府都統制、而以呂祉爲督府參謀、領其軍。祉簡倨不通將士之情。聞瓊等反側、密乞罷之。瓊叛執祉、以所部數萬降齊。張浚遂以言罷。浚之用德與祉。岳飛嘗言其不可。浚不聽。故敗。趙鼎復相。

訓讀　秦檜時に樞密副使たり。和議を主として、飛の成功を忌みて之を沮む。飛、內艱を以て去る。上、力めて之を起す。劉光世、言者が、其の師を退けて幾んど事を誤らんとせしを論ずるを以て、兵柄を罷めらる。張浚、王德を以て其の軍を統べしむ。德、酈瓊と等夷なり。相下らず。大いに譟ぎて督府に詣りて德を訴ふ。浚、乃ち德を召して還らしめ、督府都統制と爲し、而して呂祉を以て督府參謀と爲し、其の軍を領せしむ。祉、簡倨にして將士の情に通ぜず。瓊等の反側を聞きて、密に之を

を罷めんと乞ふ。瓊叛き、祉を執へ、所部數萬を以て齊に降る。張浚遂に言を以て罷めらる。浚の德と祉とを用ふるや、岳飛嘗て其の不可なるを言ふ。浚聽かず。故に敗る。趙鼎復相たり。

通釋 秦檜は（さきに退けられたがまた召されて）、樞密副使となつた。（檜は專ら和議を主張し、岳飛の戰功を忌み嫌ひ、飛の上奏文にけちをつけてお取上げのないやうに邪魔立てをした。時に飛は母の死にあひ、官を辭して鄕里に歸つたが、帝は服喪中の飛を强ひて起用して、もとの官に復したのである。劉光世はさきに廬州から兵を退けて、危く重大事を引き起さうとした事があつたが、これについて猛烈な非難をする者があつたので、遂に將軍の權を取り上げられた。張浚は光世の代りに王德を以て其の事を統べさせ、酈瓊をその副將とした。しかし德と酈瓊とは元來同輩の間柄であつたので、（瓊は德の下につくことを潔とせず）、互に權を爭つて下らなかつた。遂に瓊は不平やるかたなく、督府にやかましく怒鳴り込んで德を訴へた。そこで浚は德を召還して、更めて督府の都統制となし、呂祉を其の參謀に任じて、前の軍を統べさせた。所が祉は傲慢無禮の性格の上に、部下の將士の實情に通ぜず、瓊等が謀叛の意があるといふことを聞いて、密に之を免官したいと乞うた。瓊は（最早や愚圖々々して居れぬので）、直に叛旗を飜し、先づ祉を執へて之を殺し、その部下の兵數萬を率ゐる

金廢劉豫
詔議講和

て齊に降參した。すると此の事を論じて、(是は張浚が將を用ひる法を誤つたからであると、責任を浚に歸する者があつたので)、間もなく浚は官を罷められた。浚が初め王德と呂祉とを任用したときに、岳飛はそれはいらぬと反對したが、浚は耳を傾けなかつたので、今此の失敗を招いたのである。(浚が退いて)次は趙鼎が復た宰相の椅子に坐つた。

語釋 樞密副使(樞密院の長官を樞密使といひ、副使はその次官である。參謀次長と云つた格。詳しくは前に述べた。) ○沮レ之(之とはすぐ前にある岳飛の宋國恢復の上疏文をさす。其の實行されることを邪魔したのである。) ○內艱(母の喪を內艱、父の喪を外艱といふ。) ○力起レ之(强ひて喪に居る岳飛を起復した。起復とは喪中にあるものを元の通り起用すること。即ち喪を停めて職を授けたのである。) ○言者(是は左司諫の陳公輔等を指す。彼等が光世を難じたのである。) ○等夷(夷は儕の意で、同輩、同僚といふこと。等夷は同等の同輩。即ち仲間・同輩といふ意。) ○譟(サワグと訓ずる。やかましくさわぎたてること。) ○督府(一地方統轄の軍の役所。) ○都統制(一督府の諸將を統一してゆく將。今の司令官とか參謀長とかいふに當る。) ○簡倨(簡は簡略で、人に對して丁寧にせず、ゾンザイにすること。倨は倨傲あなどりおごる。傲慢無禮なること。) ○反側(寢返へりする。謀叛すること。) ○張浚遂以レ言罷(以言罷は言者の論ずる所と爲つて罷められた。即ち何人か非難する者があつた爲に罷められたとの意。しかし以レ言は以レ之の誤であるとの說もある。)

○金人以₃劉豫不₂レ能レ立レ國、廢レ之。齊立八歲而亡。○紹興八年上自₂建康₁還₂臨安₁。秦檜復相。趙鼎罷。詔議講レ和。自₂建炎₁以來、無₃歲不₂レ遣レ使。直願去₂尊號₁、奉₂其正朔₁、比₂於藩臣₁。金人不レ從。使者往多拘囚。後數南侵不レ利。知₂江南不₁

可圖、然後遣檜爲間。至豫廢、和議乃決。金使張通古來。

訓讀 金人、劉豫が國を立つる能はざるを以て、之を廢す。齊立つこと八歳にして亡ぶ。○紹興八年、上、建康より臨安に還る。秦檜復た相たり。趙鼎罷めらる。詔して和を講ずるを議せしむ。建炎より以來、歳として、使を遣して直に尊號を去り、其の正朔を奉じて、藩臣に比するを願はざる無し。金人從はず。使者往いて多く拘囚せらる。後數々南侵すれども、利あらず。江南の圖る可からざるを知りて、然る後檜を遣して間を爲さしむ。豫の廢せらるゝに至りて、和議乃ち決す。金使張通古來る。

通釋 (元來金は齊を置くことによつて、宋を牽制するつもりであつたが、劉豫の人物では、とても一國を立てゝゆく事は出來ぬことがわかつたので、豫を引き下して齊を廢した。齊國は建國以來八年で亡んだのである。○紹興八年に帝は建康から臨安に還幸した。(この年愈々都を臨安に定めたのである)。秦檜が復た宰相となつて、趙鼎は罷めさせられた。時に帝は詔を下して、金との講和を議せしめた。抑も建炎の年以來、宋は毎年使を金に遣はして、「宋は直ちに帝號を去り、金の暦を戴いて、

屬國の禮をとるから、(攻めて來ることだけはゆるして貰ひたい)」と、願はぬ歲はなかつたのである。しかし金は其の都度、宋の提議をはねつけ、其の使者は多く捕へられて(歸つて來なかつた)。金は後度々宋の侵略を企てたが、つひぞ成功したためしはなかつた。そこで金も楊子江以南は攻め取ることが出來ぬのを悟つて、初めて(さきに二帝と共にとらへておいた)秦檜を反間として、宋に遣はして、(彼を利用して和議を宣傳させたのである。此の事は建炎三年の記事に見えた)。ところが此度劉豫が廢せられると、急に宋金の和睦の議が決定し、金からは使節張通古が宋へやつて來た。

語釋 奉二正朔一(正は正月で年の初め、朔は一日で月の初め。故に正朔は暦の意となる。古、朝廷が變る時には、暦を改正して廣く諸侯に配つた。故に正朔を奉ずるとは、その朝廷の暦を奉ずること。つまりその朝廷の統治に服することで、こゝでは宋が金の臣となる意である。) ○比二於藩臣一(諸侯と同じ待遇をうける。) ○江南(長江の南。南宋は江南の地だけを領してゐたから斯くいふ。) ○不レ可レ圖(討ち滅さうと企み圖ることが出來ぬといふ意。) ○爲レ間(間は反間である。金が宋の使者たる秦檜を以て之に和議の意を含ましめて、反つて之を敵の宋に致さしめること。或は單に間者の意と解する說もある。)

編修官胡銓上疏。以爲、陛下一屈レ膝、則祖宗廟社之靈、盡汚二夷狄一、祖宗之赤子、盡爲二左衽一、朝廷宰執、皆爲二陪臣一。異時豺狼無レ厭、安知レ不下加レ我以二無禮一如中劉豫上。夫三尺童子、無レ知、指二犬豕一而使レ拜、則怫然怒。堂堂天朝、相率而拜二

犬豕。曾無童稚之羞邪。奉使王倫、誘致北使、以招諭江南爲名、欲臣妾我。執政孫近、附會秦檜。臣義不與檜等共戴天。乞斬倫・檜・近三人頭、竿之藁街。然後羈其使責無禮、興問罪之師。三軍之士不戰而氣自倍。不然臣有蹈東海而死耳。寧能處小朝廷求活邪。書上。連貶竄。

通讀 編修官胡銓、上疏す。以爲らく、「陛下一たび膝を屈せば、則ち祖宗廟社の靈、盡く夷狄に汚され、祖宗の赤子盡く左衽と爲り、朝廷の宰執、皆陪臣と爲らん。異時豺狼の厭く無き、安んぞ我に加ふるに無禮を以てすること、劉豫の如くならざるを知らんや。夫れ三尺の童子の知る無きも、犬豕を指して拜せしめば、則ち怫然として怒らん。堂々たる天朝、相率ゐて犬豕を拜せんとす。曾ち童稚の羞なきか。奉使王倫、北使を誘致し、江南を招諭するを以て名と爲し、我を臣妾にせんと欲す。執政孫近、秦檜に附會す。臣、義として檜等と共には天を戴かず。乞ふ倫・檜・近三人の頭を斬り、之を藁街に竿して、然る後其の使を羈して、無禮を責め、問罪の師を興さん。三軍の士戰はずして、氣自

ら倍せん。然らずんば、臣、東海を踏んで死する有らんのみ。寧んぞ能く小朝廷に處つて活を求めんや」と。書上る。速りに貶竄せらる。

〔通釋〕歷史編修官胡銓が、(屈辱的講和に反對して)上書して云ふには、「若し陛下が一たび金に膝を屈して藩臣の禮を執られたならば、建國二百年の宗廟社稷は、盡く夷に汚され、歷代聖天子の御愛撫を受けた人民は、皆左衽の夷の風俗となりはて、朝廷の宰相執政等を始めとして、文武百官悉く夷の又家來と爲るでありませう。しかも山犬や狼のやうな厭く事を知らない貪欲な彼等のことでございますから、將來いつか約束を反故にして、ちやうど劉豫に加へたやうな無禮を我が國に加へ、(遂に朝廷廢滅の憂目を見んとも限りません)。あの無智な五つ六つの子供でも、犬や豚を指して、あれを拜めと言ひましたならば、必ずむつとして怒るでありませう。まして、祖宗以來の堂々たる朝廷が、上下擧つて犬や豚に等しい夷狄を拜さうとして居られます。これは何もわからぬ子供でさへも羞しく思ふことであります。一體、さきに君命をかしこんで金に使しました王倫は、江南地方を招き諭すといふ無禮な口實で、金の使者をさそつて來まして、陛下を初め、我宋の民を悉く臣としようとして居るのでございます。それに侍郎の孫近は、秦檜の考へにわけもなく調子を合せて從つて居ります。不

胥胡銓は、道義上檜等と共に同じこの天をいたゞいて、生きてながらへて居ることは出來ません。どうか陛下速にこの不忠の王倫・秦檜・孫近の三人の首を斬り、之を竿の先きにつけて居留地に曝し、其の上で金の使者を捕縛して其の無禮を責め、堂々と彼が罪を問責する軍を起されたならば、全軍の士氣は、戰はぬうちから彌が上にも高まり、（きつと金軍を破る事が出來ませう）。若し陛下が、臣の意見をお用ひ下さらなければ、臣は（かの古の魯仲連に從つて）東海に跳び込んで死ぬばかりでございます。どうして金の屬國たる小朝廷に仕へて、おめ〳〵と生き長らへませうか」といふのであつた。此の書が上呈されると、帝は大いに怒られ、編修官の地位を落されて、詔州に流され、（それから新州、海南と）次ぎ次ぎに遠地に移された。

語釋 編修官（官の名。國史編纂官。） ○胡銓上疏（原文は「上高宗封事」といふ題で文章規範の中にある。本文に其の節錄である。） ○屈レ膝（腰をかゞめて服從する意。） ○祖宗廟社（先祖代々の宗廟と社稷。宗廟とは皇室のみたまや。社稷は土地の神と五穀の神。それで多くは國家の意に取るか、此處は字義に從つて神と取つたがよい。） ○赤子（天子は民の父母、故に赤子は人民といふこと。） ○爲ニ左衽ー（夷狄の風俗で、着物を左前に着ること。こゝは中國の風俗をすてゝ夷狄の風俗にならふといふ廣い意である。） ○宰執（宰相執政。こゝでは廣く文武百官の意。） ○陪臣（またげらい。卽ち家來の家來である。宋が金の臣となれば、宋の臣は金ノマタゲライとなるわけ。） ○異日（他日又は後日といふこと。） ○豺狼無レ厭（豺はやまいぬ。狼はおほかみ。貪を貪つて飽くを知らない豺狼のやうな金人の要求をいふ。） ○怫然（むつとして怒る貌。） ○曾無ニ童稚之羞ー邪（羞はハヅと訓ず。はにかむ意。子供さへも之を羞しく思はないことがあらうか、必ず羞かしいと感ずる。それを堂々たる朝廷が行ふのかといふ意。曾は普通カツテと訓むが、こゝにスナハチと訓んで事の意外なるを表はす詞。「かへつてまあ」など譯したらよからうかと思ふ。）

金　還レ地
李世輔

○奉使（君命を奉じて外國に行く使者。）○王倫（前に宋から金に遣した使者であるが、却つて金に降つて金の手足となつて働いた。）○臣妾（臣といふに同じ。妾はこゝでは意味がない。男は臣に、女は妾にとの說もあるが、妾は臣の帶字を見て、字に拘泥せぬがよい。）○附會（つけあはす。道理をまげて強ひて人の說につけあはすこと。）○不二共戴一レ天（彼と共には此の天を戴いて生きては居れない。我死ぬか彼死ぬか、そのけじめをつけずには居られぬ敵。即ち生かしておけぬ敵といふ意。不倶戴天の仇ともいふ。）○藁街（長安城南門内にあつて、蠻人の住居のあつた處、それより外人居留地の意となる。）○羈（馬をつなぐ意から轉じて、縛る意となる。）○問罪之師（敵國の罪狀を數へあげて責め問ひ、これを膺懲する軍隊。）○三軍（支那周代の軍制で、上軍中軍下軍の三軍。一軍は一萬二千五百人。三軍は大諸侯の率ゐる軍である。併し多くは大軍全軍といふ意に用ひる。）○有下蹈二東海一而死上耳（魯仲連の故事。上卷二七八頁に詳し。つまり之が民たることを願はずといふ意である。）○小朝廷（獨立を失つて、他國の屬國となつた權威のない朝廷の意。こゝでは宋が金の屬國となつた場合の朝廷を假想して小朝廷と云つたのである。）○遷貶竄（つぎから次ぎと立てつゞけに、官をおとして遠地へ追ひやられる。）

○紹興九年、金人先以二陝西・河南地一歸レ宋。朝廷遣レ官、謁二陵寢一、交二地界一、除二汴京留守一。○靑澗城李世輔來歸。世輔之先、累世爲二蕃族都巡檢使一。父子雖二嘗仕一レ齊、每相泣恨レ不レ得レ歸レ宋。齊用二世輔一知二同州一。嘗得レ間生二擒撒離曷一、欲レ歸レ朝。金兵來追。縱レ之而奔二西夏一。其父母及二子一孫、皆被レ戮。至レ是乞二兵於夏一、以復。既出則知二陝西已還一レ宋、乃部二夏兵一而來。上慰勞加二賜賚一、賜二名顯忠一。

【訓讀】紹興九年、金人、先づ陜西・河南の地を以て宋に歸す。朝廷官を遣して、陵寢に謁し、地界を交し、汴京の留守を除す○青澗城の李世輔來り歸る。世輔の先は累世蕃族都巡檢使たり。父子嘗て齊に仕ふと雖も、毎に相泣きて宋に歸るを得ざるを恨む。齊、世輔を用ひ同州に知とす。嘗て間を得て撒離曷を生擒し、朝に歸らんと欲す。金兵來り追ふ。之を縱ちて、西夏に奔る。其の父母及び二子一孫、皆戮せらる。是に至りて兵を夏に乞ひて以て復せんとす。既に出づれば、則ち陜西已に宋に還りしを知り、乃ち夏の兵を部して來る。上、慰勞して賜賚を加へ、名を顯忠と賜ふ。

【通釋】紹興九年に金は陜西・河南の地を宋に返した。そこで、宋の朝廷では官吏を遣して、歷代の御陵を參拜して(金との講和を報告させ)、尙金との國境を定めて、舊都汴京に守護の官吏を任命した。○(此の年陜西の)青澗城の李世輔が、夏から宋に歸つて來た。世輔の先祖は代々宋の蕃族都巡檢使の役をつとめてゐた。嘗て世輔は其父李永奇と共に、齊の劉豫に仕へた事があつたが、常に涙を流して宋に歸ることの出來ないのを悲しんでゐた。齊は世輔を用ひて同州の知事とした。世輔は嘗て金將撒離曷を生け捕りにしたので、それを土産にして宋に歸服しようとしたが、金の兵が追ひ迫つて來たので、已むなく之を縱して、命から〲西夏に出奔した。しかし其の際に世輔の父母及び子供二人、孫

一人は、金軍の爲に殺されて了つた。そこで世輔は西夏に願つて其の兵を借り、金軍を撃つて復讐しようとしたが、既に夏を出陣して(途中延安といふ處まで來ると)、陝西の地は已に宋に返されたといふことを聞いたので、直ちに同行の夏の大將に最早や戰爭する必要がなくなつたから、此のまゝ歸つてくれよと勸めたが、夏の大將はどうしてもそれに應じないので)、やむなく夏の兵を撃ち郤けて宋に歸り來つたのである。帝は世輔を慰めいたはつて、御下賜品などあり、名も顯忠と賜つた。

語釋 以₂陝西・河南地₁歸ₗ宋(是より先き紹興七年に金は徽宗の靈柩、韋太后及び河北の地を返すを約束し、今其の手初めに陝西河南を返すので、先づと言つたのである。) ○陵寢(みさゝぎ。天子及び皇族のお墓寢は廟の意。河南には宋代々の天子の陵がある。) ○交(交はマジハルで、接すること。卽ち境界を接する意。こゝでは國境をきめること、) ○除(除官。舊官を除いて新官につけること。我國でも昔は除目(ヂモク)といつた。任官のこと。) ○靑澗城(今の陝西省綏德州淸澗縣。) ○都巡檢使(宋代に要塞地方及び沿江沿海の方面に置いて、數州又は數縣を掌り、盜賊などを取締る役。) ○其父母及二子一孫、皆被ₗ戮(父の名は永奇、是の時金兵に追及され、家屬家從三百人が殺害され、世輔は僅かに二十三人を率ゐて夏に奔つた。紹興八年の事である。) ○至ₗ是乞₂兵於夏₁以復(西夏の兵を借りて復讐としようと欲したのである。) ○乃部₂夏兵₁(部は卻の誤であらうと云ふ。卻は撃ち退ける意。其の方が史實に合する。) ○賜賚(下されもの御下賜品。賚は音ライ。たまもの。)

○金國有₂謀ₗ反者₁。事連₂宗盤等₁。皆坐誅。左副元帥撻辣、實楊割之長子、金主亶之大父行也。自₂粘罕死₁、宗戚大臣皆懼。撻辣與₂悟室₁、尋亦以ₗ謀ₗ叛、先後₂

誅。金與宋和、實撻辣主之。撻辣既死。於是右副元帥兀朮爲左相。乃密奏於其主、以宋未議歲貢・正朔・誓表・冊命、而撻辣擅許割地。遂渝盟。

訓讀　金國に、反を謀る者有り。事、宗盤等に連る。皆、坐して誅せらる。左副元帥撻辣は、實は楊割の長子にして、金主亶の大父行也。粘罕の死せしより、宗戚大臣皆懼る。撻辣、悟室と、尋いで亦叛を謀るを以て先後に誅せらる。金、宋と和せしは、實に撻辣之を主とせしなり。撻辣既に死す。是に於て右副元帥兀朮、左相と爲る。乃ち密に其の主に奏するに、宋未だ歲貢・正朔・誓表・冊命を議せざるに、撻辣擅に地を割くを許すを以てす。遂に盟を渝ふ。

通釋　金で謀叛を企てた者があつたが、それが宗盤等に關係ある事が知れて、皆、罪に連坐して誅殺された。左副元帥の撻辣は實に楊割(金祖阿骨打の父)の長男であつて、金主亶の從祖父に當る身分であつた。撻辣が死んでからは、皇族外戚大臣皆撻辣を懼れて居た。處がその撻辣が悟室と共に間もなく謀叛を企てゝ、相前後して誅戮された。一體、金が安と和睦をしたのは、實に撻辣が主任者となつて取り行つたのである。撻辣が既に誅せられたので、右副元帥の兀朮が左相となつた。朮は密に

秦檜召二還岳飛一

金主に上奏して曰ふには、「宋からの年々の貢物の額もまだ決定せず、我か朝の暦を奉ずる事も、誓約の表文を差出すことも、又我が册命を受ける事も、一つとしてまだ議定しないうちに、撻辣は勝手に土地を割いて宋に返すことを許したのでございます。(これは甚だ怪しからぬことで、御取り消しになつたがよろしうございます)」と言上した。其の爲めに、折角出來たばかりの條約も、金は破棄して了つた。

【語釋】坐(連坐すること。ともに關係して罪に陷ること。まきぞへを喰ふ。前出。) ○大父行(從祖父。祖父の兄弟。即ち「おほをぢ」のこと。) ○宗戚(宗族外戚。) ○歲貢(年々の貢物。) ○誓表(臣下より君主に奉る誓書。) ○册命(君主より爵位封祿を授ける辭令。こゝでは宋の王に封ずるといふ金主からの勅書を指す。) ○渝レ盟(渝はカフと訓む。變ふ。盟約を破ること。)

○紹興十年、金兵分二四道一南侵。劉錡大破二兀朮於順昌府一。檜急啓レ上、召レ錡還。岳飛敗二之於郾城一、幾擒二兀朮一。飛至二朱仙鎭一。檜急啓レ上召レ飛還。韓世忠敗二金人於淮陽之泇口一。兀朮還レ汴、撿二兩河軍與二蕃部一、以謀二再擧一。

【訓讀】紹興十年、金兵、四道に分れて南侵す。劉錡、大いに兀朮を順昌府に破る。檜、急に上に啓して、錡を召して還らしむ。岳飛、之を郾城に敗り、幾んど兀朮を擒にせんとす。飛、朱仙鎭に至る。

岳飛之墓

檜、急に上に啓して、飛を召して還らしむ。韓世忠、金人を淮陽の泇口に敗る。兀朮、汴に還り、兩河の軍と番部とを檢し、以て再擧を謀る。

通釋 紹興十年に金の兵は山東・陝右・河南・東京の四道に分れて宋に侵入して來た。宋の大將劉錡は順昌府で兀朮の軍を大いに破つた。すると秦檜は（金軍を破つて和議の妨げになるといふので）急に帝に奏上して劉錡を戰場から呼び還した。又此の時岳飛も金軍を郾城で打ち破つて今少しで兀朮を捕虜とする處であつた。飛は尚も追擊して朱仙鎭に至つた時、檜は又々帝に奏上して、飛をも召し還した。一方韓世忠は金軍を淮陽の泇口で敗つた。兀朮は危い所を逃れる事が出來て、汴京まで引上げ、河南・河北の軍と金から率ゐて來た本國の兵とを閱兵して、再び南侵の再擧を計畫した。

語釋 順昌府（今の安徽省阜陽縣。） ○郾城（今の河南省郾城縣。） ○朱仙鎭（今の河南省開封府祥府縣の西南。）

秦檜解兵策

張俊逮岳飛

○淮陽（今の河南省淮陽縣の西。）　○兩河（河南河北の地。）　○蕃部（本國から率ゐて來た軍隊。）

○十一年、兀朮陷廬州、侵和州。劉錡・楊沂中、敗之於橐皐。檜又啓上、亟班師。沂中自瓜州渡、返行在。張俊自宣化歸建康。劉錡自采石歸太平州。罷宣撫司、以其兵隸御前。遇出師時、臨時取旨。以韓世忠・張俊爲樞密使、岳飛副使。飛・世忠尋罷。兀朮以書抵檜曰、爾朝夕以和請、而岳飛方爲河北圖。必殺飛、乃可。張俊又構成飛罪、逮赴獄。

訓讀　十一年、兀朮、廬州を陷れ、和州を侵す。劉錡・楊沂中、之を橐皐に敗る。檜、又上に啓して、亟に師を班さしむ。沂中、瓜州より渡りて行在に返る。張俊、宣化より建康に歸る。劉錡、采石より太平州に歸る。宣撫司を罷め、其の兵を以て御前に隸す。師を出す時に遇へば、時に臨みて旨を取る。韓世忠・張俊を以て樞密使と爲す。岳飛副使たり。飛・世忠、尋いで罷めらる。兀朮、書を以て檜に抵して曰く、「爾朝夕和を以て請ふも、岳飛方に河北の圖を爲す。必ず飛を殺さば乃ち可な

らん」と。張俊又飛の罪を構成し、逮へて獄に赴かしむ。

【通釋】翌十一年に、兀朮が廬州を陥れ、和州に進んで來たが、劉錡・楊沂中の兩將が之を防いで、槖皐で撃破した。秦檜は(例によつて)帝に奏上して、至急劉錡・楊沂中の軍隊を引返へさせた。沂中は瓜州から楊子江を渡つて臨安の行在所に歸つた。張俊は宣化から建康に歸り、劉錡は采石から太平州に歸つた。そして皆、宣撫司を罷められて、所屬の兵は天子の親兵に編入し、若し出兵する必要の起つた場合には、臨時に勅許を得て出動さすことにきめた。韓世忠・張俊を樞密使に任じて、岳飛はその副使にあてられたが、飛と世忠とは間もなく罷めさせられた。兀朮は手紙を秦檜に送つて曰ふには、「お前は朝に晩に煩しい程和を請うて來るが、お前の部下の岳飛は現に河北を占領しようとして居るではないか、間違ひなく岳飛を殺せば軍をやめてやらう。(さもなければ和議などとは思ひもよらぬ事だ。)」と言つて來た。そこへ張俊が又飛の成功を嫉んで(國家の大事をも思はず、私情にとらはれて)飛の罪をでつち上げたので、遂に飛は捕へられて獄に投ぜられた。

【語釋】和州(今の安徽省和縣。) ○槖皐(今の安徽省巣縣。) ○班(かへすと訓ず。ひきもどすこと。) ○瓜州(江蘇省江都縣の南。) ○隷二御前一(隷は隷屬、部下として屬すること。天子の親兵となること。) ○臨レ時取レ旨(時に臨んで天子の思召しに從ふ。) ○抵(致す。寄せる。わたす。) ○河北圖(河北の攻略。) ○構二成罪一(罪をでつち上げる。ない事

秦檜誅ニ岳飛ニ　歸ニ太后於梓宮ニ

を作つて人を罪に陷すこと。）　○逮（逮捕の意。捕へること。）

檜奏誅飛及張憲・岳雲。和議遂諧。歸韋太后及徽宗梓宮於宋。金人不惟盡悔所許陝西・河南地、仍割唐・鄧等州入金、盡淮中流爲界、西割商秦之半、棄和尚・方山原。時宣撫使呉玠卒四年矣。胡世將代之。力以和尚原等地爲不可棄。兀朮必欲之。遂以大散關爲界。

訓讀　檜、奏して、飛及び張憲・岳雲を誅す。和議遂に諧ふ。韋太后及び徽宗の梓宮を宋に歸す。金人惟に盡く許す所の陝西・河南の地を悔ゆるのみならず、仍唐・鄧等の州を割きて金に入れ、淮の中流を盡して界と爲し、西、商秦の半を割きて、和尚・方山原を棄てしむ。時に宣撫使呉玠卒して四年なり。胡世將之に代る。力めて和尚原等の地を以て棄つ可からずと爲す。兀朮必ず之を欲す。遂に大散關を以て界と爲す。

通釋　秦檜は又上奏して岳飛及び張憲と飛の子の岳雲を殺した。これによつて金との和議はやうや

く成立し、帝の生母韋太后及び徽宗帝の柩を宋に返した。金は紹興九年に陝西河南の地を一旦宋に返したが、後悔して翌十年には取り戻したのであつた。しかし金の貪慾はこれだけではをさまらず、（今度の講和の條件として）唐州鄧州等の地までも割いて金に入れさせ、南は淮水の流れの中央を以て國境とし、西は商州・秦州の半分を割かせ、和尚原・方山原までも割讓させた。時に宣撫使の呉玠が死んでから四年になり、後任は胡世將がつとめてゐて、和向原等の地を放棄することは絶對に出來ぬと主張してやまなかつたが、兀朮はどうしても其地を獲たいと言つてきかぬので、遂に大散關を國境として、（和尚原・方山原を棄てゝ了つた。）

【語釋】諧（とゝのふと訓む。成立すること。）○梓宮（天子の柩。梓はあづさ。天子の柩はあづさの木で作る故かくいふ。）○盡二淮中流一（盡は畫の誤であらう。淮は淮水。中流は兩岸から等距離の所、即ち淮水の中流を國境としての意。）○棄（放棄すること。即ち宋が放棄して金に與へること。）

于レ時金國屢有二內叛一。宗戚大臣相繼誅夷。且北有二蒙兀一。自號二大蒙一。稱レ帝改レ元。連歲用レ兵。卒不レ能レ討。而與レ之和。南侵又不レ得レ逞。而宋之猛將精兵方日盛。恢復實不レ難。沮二於秦檜一、有志之士、扼レ腕歎息。兀朮且レ死曰、南朝軍勢強

甚。宜益加和好俟十數年。南軍衰老。然後圖之。張浚・趙鼎皆遠竄。鼎卒於海外。當時異議之人、貶竄殆盡。無復敢言兵者。

〔訓讀〕時に金國屢〻内叛有り。宗戚大臣相繼いで誅夷せらる。且つ北に蒙兀有り。自ら大蒙と號し、帝と稱して、元を改む。連歲兵を用ふ。卒に討つこと能はずして之と和す。南侵して又逞しうするを得ず。而も宋の猛將精兵方に日に盛なり。恢復、實に難からず。秦檜に沮まれ、有志の士腕を扼して歎息す。兀朮且に死せんとして曰く「南朝の軍勢强きこと甚し。宜しく益々和好を加へて十數年を俟つべし。南軍衰老せん。然る後に之を圖れ」と。張浚・趙鼎・皆遠竄せらる。鼎、海外に卒す。當時、異議の人、貶竄せられて殆んど盡く。復た敢て兵を言ふ者無し。

〔通釋〕時に金では屢々内亂があつて、宗族、外戚大臣等が、續々と罪を得て誅戮された。尙其の上に北には蒙兀といふ種族が起つて自ら國を大蒙と號し、其の酋長は帝と稱し、年號を改めて、（其の勢力は愈々盛になつて來た。）金は每年之と戰爭してゐたが、どうしても討滅出來なかつたので、遂に和睦をした。又金は南は宋にと侵入したけれども、これも思ふやうに勢力をのばす事が出來なかつた。

しかも宋の猛將精兵は日增しに勢力を得て來たので、此の機會に宋は金軍を追ひ拂つて中原を恢復する事も左程困難なことではなかつたのであるが、一秦檜の爲めに引きとめられて、(志を達することが出來ず、國家の衰亡を傍觀するのみで、天下の志士は腕を握つて憤り慨いた。金將兀朮は臨終に當つて遺言して曰ふには、宋軍の勢は今非常に强いから、「今之と決戰してはいけない。講和をして好みを重ね、徐ろに十數年の後を俟つたがよい。その間に宋軍は次第に衰へるであらう。其の時こそ大いに攻めて之を取れ」と云つた。當時宋では張浚・趙鼎等は皆遠く僻地へ流された。卽ち浚は連州に鼎は興化軍から漳州に流され、後又潮州に流され、遂に南海の邊地で死んだ。そんなわけで當時朝廷には檜に反對する者は皆官をおとされて遠くへ流され、異論者は殆んど姿を消して、再び回天の事業を興さうといふ主戰論者は一人もなくなつた。

語釋　誅夷(夷は平ぐ。討ち平げられること。こゝは誅戮と同じく罪により殺される意。)　○海外(僻地の海岸の意。)　○扼腕(扼はおさへる。握る。自ら腕を握つて憤慨する貌。日本ならばすぐ腕まくりをする所である。)　○南朝(宋をさす。)　○異議之人(反對論者。こゝでは秦檜の講和主義に反對する者を指す。)

○紹興十九年、金主亶爲其下所弑。共立海陵王亮。旻之孫也。○紹興

二十年、金主亮、以上京僻在一隅、城燕京徙居之。改燕京析津府爲大興府、號中都。以中京會寧府爲北京、汴京開封府爲南京。而舊遼陽府爲東京、大同府爲西京如故。分蕃漢地爲十四路、置總管府。○二十五年、秦檜卒。檜秉政十八年、臨終猶起大獄、欲殺異己者張浚・李光・胡寅等五十三人。幸檜病已不能書、得免。沈該・方俟卨・湯思退・陳康伯・朱倬相繼爲相。

（訓讀）紹興十九年、金主亶、其の下の弑する所と爲る。共に丞相岐王亮を立つ。旻の孫なり。○紹興二十年、金主亮、上京は僻して一隅に在るを以て、燕京に城き、徙りて之に居る。燕京析津府を改めて大興府と爲し、中都と號す。中京會寧府を以て北京と爲し、汴京開封府を南京と爲す。而して舊の遼陽府を東京と爲し、大同府を西京と爲すこと故の如し。蕃漢の地を分ちて十四路と爲し、總管府を置く。○二十五年、秦檜卒す。檜、政を秉ること十八年、終に臨みて、猶大獄を起し、己に異なる者、張浚・李光・胡寅等五十三人を殺さんと欲す。幸に檜病みて已に書する能はずして、免

ることを得たり。沈該・方俟卨・湯思退・陳康伯・朱倬、相繼いで相と爲る。

通釋 紹興十九年に金主の亶は、其の臣下の阿里出虎、僕散忽士等の爲めに弑せられた。(實は丞相岐王完顏亮の陰謀によるのである。) そこで群臣協議して亮を立てゝ主と仰いだ。亮は太祖旻の孫で(亶の從弟に當る。) ○紹興二十年に金主亮は、上京卽ち會寧府があまり北方にかたより過ぎてゐるので、燕京に都城を築いて帝都と奠めた。名も燕京析津府を改稱して大興府と云ひ、中都と號した。そこで中京大定府を北京、汴京開封府を南京、舊の遼陽府を東京と、各々名稱を改めた。たゞ大同府を西京と稱へる事だけは故の通りである。舊領地と侵略した新領土とを十四路に區分し、一路毎に總管府を置いて治めさせた。○紹興二十五年に秦檜が死んだ。檜は十八年の久しい間宋の政を專にし、臨終に及んでも猶大獄を起して反對派の主戰論者、張浚・李光・胡寅等五十三人を殺さうとしたが、幸にして筆を握る力を失つて、(判決文を書くことが出來ず)、その爲に五十三人は處罰を免れたのである。檜の死後、沈該・方俟卨・湯思退・陳康伯・朱倬等が相繼いで宰相と爲つた。

語釋 金主亮、以㆔上京僻在㆓一隅㆒、城㆓燕京㆒徙居㆑之(通鑑綱目には金主が宮室を燕に營んだのは二十一年で、その遷都は二十三年とある。) ○上京(卽ち會寧府今の吉林省阿城縣の南。) ○燕京析津府(今の北平の地) ○中京會寧府(本文會寧府とあるは大定府の誤り、今の河北省熱河平泉縣の東北。) ○汴京開封府(今の河南省開封縣。) ○遼

欽宗凶問至

金主亮殺母擧兵

陽府(今の遼寧省遼陽。) ○大同府(今の山西省の北部に當る。) ○蕃漢(蕃は萬里の長城より北、所謂胡地、卽ち金の舊領地、漢は長城の南、宋を侵して占領した土地。) ○十四路(上京・咸平・河北東西・山東東西・大名・河東・南北・京兆・鳳翔・鄜延・慶原・臨洮。) ○總管府(總督府・其の地方の軍行政を司る役所。) ○大獄(大刑事事件。)

○三十一年、欽宗凶問至。以去年冬、殂於五國城。年六十。○金主亮修汴京。蓋經營南侵幾年矣。嘗因使來、密藏畫工、圖繪臨安山水・城市・宮室以歸、題詩其上。有立馬呉山第一峯之句。是秋徙居汴。遂渝盟擧兵。其母諫。殺之以威衆。兵號百萬。陷淮西諸郡。江淮浙西制置使劉錡、遣王權迎敵。權逗留。已而退還奔采石。報至。中外大震。有浮海避狄之議。陳康伯不可。命葉義問視師。中書舍人虞允文參謀軍事。

訓讀 三十一年、欽宗の凶問至る。去年の冬を以て五國城に殂す。年六十。○金主亮、汴京を修む。蓋し南侵を經營すること幾年なり。嘗て使の來るに因りて、密に畫工を藏し、臨安の山水・城市・宮室

を圖繪して以て歸らしめ、詩を其の上に題す。馬を吳山の第一峰に立つるの句有り。是の秋、徙りて汴に居る。遂に盟を渝へて兵を擧ぐ。其の母諫む。之を殺して以て衆を威す。兵百萬と號す。淮西の諸郡を陷る。江淮浙西制置使劉錡、王權を遣して敵を迎ふ。權、逗留す。已にして退き還りて采石に奔る。報至る。中外大いに震ふ。海に浮びて狄を避けんの議有り。陳康伯可かず。葉義問に命じて師を視しむ。中書舍人虞允文、軍事に參謀す。

通釋 紹興三十一年に、欽宗帝崩御の知らせが宋に着いた。帝は前年の冬、五國城に於て崩ぜられたのである。御歲六十歲であつた。○此の年金主亮は南都汴京を修理した。思へば亮が宋侵略を企てゝから、早や幾年の歲月は流れた。曾て使者を宋の都臨安へ遣した時、密に畫工を一行の中に入れて臨安の山水・城市・宮室の模樣を寫生して來させた。金主は其の繪の上部に自作の詩を書いた。其の詩の中には「馬を吳山の第一峯に立てん」といふ句がある。(吳山は臨安の山、卽ち吳山の最高峯に我馬を立てゝ宋を滅ぼさんとの意である。)是の秋に金主は汴京に移つた。かくて遂に宋との盟約を破つて兵を擧げて南侵する事となつた。金主の母徒單太后は之を憂へて諫めたが金主は却つて母を殺して、以て臣下を威した。當時、金の兵は百萬と號し、進んで宋の淮西の諸郡を陷れた。江淮浙西制置使

の劉錡は部將王權を遣して之を迎へ擊たせようとしたが、王權は途中に留つたまゝ進まず、やがて退却して采石に逃げた。その報知が臨安に達したので、朝廷の內外を問はず。皆大いに怖れ驚いた。或は船によつて海に逃れて金軍を避けようとの議論も出たが、陳康伯は是を抑へつけて、葉義問に命じて軍の取締りに任じ、中書舍人の虞允文を參謀とした。

語釋　修汴京(汴京を修理すること。)　○因使來、密藏畫工(金の使が宋に來たこと。金から言へば使を遣すであるが、宋人の記錄であるから來ると言ふ。其の使者の一行の中に畫工を入れてやつたのである。)　○立馬吳山第一峯(吳山は宋の都臨安の山。第一峯は最高峯。馬を宋都臨安の吳山の頂きに立てる。卽ち宋國を征服するといふ事になる。今詩の全句を錄すれば、萬里車書合混同、江南豈有別提封、提兵百萬西湖上、立馬吳山第一峯。)　○制置使(官名。邊鄙の地の軍隊の事を掌る。)　○逗留(とゞまること。)　○浮海避狄(船で海上に逃れ出て、狄卽ち金軍を避けるといふこと。)　○中書舍人(中書省に屬する官。天子の詔誥制勅を掌り、當時權任の極めて重い官であつた。)

金人陷揚州、趨瓜州。劉錡遣將敗之於皁角林。有詔。令錡還軍專防江上。金主欲由采石渡。朝廷以李顯忠代權。而未至、金人舟來。虞允文亟督水軍、海鰍船迎擊死鬪。金人不能濟。時亮聞有內變、又聞舟師由海道來者、已爲李寶所焚、而荆・鄂諸軍方自上流而下、忿甚。乃回揚州、召諸將約。三

日必濟。過レ期盡殺。諸將遂弑レ亮。

【訓讀】金人、揚州を陷れて、瓜州に趨く。劉錡、將を遣して之を皁角林に敗る。詔有り。錡をして軍を還し、專ら江上を防がしむ。金主、采石より渡らんと欲す。朝廷李顯忠を以て權に代ふ。而して未だ至らざるに、金人の舟來る。虞允文亟に水軍を督し、海鰍船をもつて迎へ擊つて死鬪す。金人濟ること能はず。時に亮、內變有りと聞き、又、舟師の海道より來る者は、已に李寶の焚く所と爲り、而して荊・鄂の諸軍方に上流より下ると聞き、怒ること甚し。乃ち揚州に回り、諸將を召して約す。三日にして必ず濟らん。期を過ぐれば盡く殺さんと。諸將遂に亮を弑す。

【通釋】金軍は揚州を陷れて瓜州に向つた。宋の大將劉錡は部將を遣して皁角林で敗つた。高宗帝は詔を下して、錡に軍を還して專ら長江沿岸の防備に當らせられた。金主亮は采石から長江を渡る計畫をした。宋では李顯忠を以て王權に代つて防がせたが、まだ顯忠の到着しない先きに早くも金の艦が進んで來た。そこで虞允文は急に自ら海軍を指揮し、海鰍船といふ軍艦によつて敵の軍艦を迎へ擊つて、死力を盡して奮鬪した。この爲めに金軍は遂に長江を濟る事が出來なかつた。時に金主亮は

本國に已を廢して葛王を立てようとの陰謀のあると聞き、又金の海軍の海路から進んだものは、已に宋將李寶の爲めに舟を焚かれ、其の上荊州・鄂州方面の宋軍が將に上流から下つて來るといふことを聞いて、激怒してたゞちに揚州に引き還し、直に部下の諸將を召して嚴命して曰ふには「今日から三日以内に必ず長江を渡れ。若し三日を過ぎても渡る事が出來なければ死刑に處するから左樣心得ろ」と云つた。ところが耶律元宜等の諸將は亮の命令の餘りに暴虐なるに憤慨し、遂に一致して亮を弑してしまつた。

語釋　皁角林(今の江蘇省江都縣の南。)　○海鰍船(これを戰闘船の一種とする說と、同じく戰闘艦の艦名とする說とあり。今前者に從ふ。尙一本に鰍を鰌に作る。)　○死鬭(必死に鬭ふこと。俗にいふ死物狂ひのたゝかひ。)　○荊・鄂諸軍(荊州鄂州地方の軍隊。荊州は今の湖北省荊州江陵縣、鄂州は今の湖北省武昌府江夏縣。)

擁立葛王

方亮之引而南也、渤海一軍叛去。已擁立葛王褎于遼陽。聞亮死、遂入燕京。追諡亶爲閔宗、廢亮爲海陵王、諡曰煬。褎晟之孫也。後改名雍。

張浚先見

先是數年、張浚嘗言、金必渝盟。時相湯思退等大駭、以爲狂。至是浚起判建康。上自臨安如建康。浚迎謁。衞士見其復用、以手加額。○三十二年上還臨安。

金使來。遣レ使報レ之。復尋ニ和議一。夏六月、上内禪、退居ニ德壽宮一。在位三十六年、改元者二、曰、建炎・紹興。皇太子立。是爲ニ孝宗皇帝一。

訓讀 亮の引きて南するに方りてや、渤海の一軍叛きて去る。已にして葛王褎を遼陽に擁立す。亮の死を聞きて、遂に譙京に入る。亶を追謚して閔宗と爲し、亮を廢して海陵王と爲し、謚して煬と曰ふ。褎は晟の孫なり。後名を雍と改む。是より先數年、張浚嘗て言ふ、「金は必ず盟を渝へん」と。時の相湯思退等大いに駭き、以て狂と爲す。是に至りて浚起ちて建康に判たり。上、臨安より建康に如く。浚迎へ謁す。衞士其の復用ひらるゝを見て手を以て額に加ふ。○三十二年、上臨安に還る。金使來る。使を遣して之に報ぜしむ。復た和議を尋ぐ。夏六月、上、内禪し、退いて德壽宮に居る。在位三十六年、改元する者二、曰く、建炎・紹興と。皇太子立つ。是を孝宗皇帝と爲す。

通釋 金主亮が兵を率ゐて南侵する時に當つて、渤海の一軍が叛いて歸り、やがて葛王の褎を遼陽に盛り立てた。褎は亮が死んだ事を聞いて、遂に國都譙京即ち燕京に入つた。直に(亮に弑せられた)先帝亶に謚を贈つて閔宗といひ、亮の帝號を奪つて海陵王となし、謚を煬とつけた。褎は太宗晟

の孫で後に名を雍と改めた。是より數年前に宋の張浚が豫言したことがあつた。「金は必ず盟約を破つて再び我が國に攻め來るであらう」と。是を聞いた當時の宰相湯思退等は大いに驚いて狂者の出鱈目であるとなして取上げなかつた。處が今、浚の言が的中したので、浚は召し出されて建康の長官に任ぜられた。帝は臨安から建康にゆかれた。浚は帝をお迎へ申して拜謁を賜つた。近衞の兵士たちは浚が再び任用されて來つたのを見て、手を額にかざして望み見て悅んだ。〇三十二年に帝は臨安に還られた。金主雍は(宋との和睦をはかり、)高建忠といふ者を使者として入宋させたので、宋からも使節を遣して講和の協定を續けさせた。夏六月に帝は內輪で位を禪られて、德壽宮に隱居せられた。在位三十六年、その間に年號を改めたこと二回、建炎・紹興といふ。次は皇太子が卽位された。是を孝宗皇帝と云ふ。

語釋 渤海(今の河南省滄縣。) 〇譙京(燕京卽ち中都のこと。) 〇追謚(死んだ人を後からおくり名すること。) 〇駭(おどろくと訓ずる。) 〇判(官位の高い者が低い職につく時判といふ役不足のつとめ。) 〇衞士(近衞の兵。) 〇以レ手加レ額(手を額にかざし珍らしげに其の人の來るを望み見て悅ぶ樣子。又一說に南膜拜の事といふ。南膜拜とは南無南無と唱へて佛に禮拜する意で、其のとき合掌の手は額の上に來るから手を以て額に加ふといふ。) 〇尋(繼ぐと同じこと。繼續すること。) 〇內禪(天子が位を禪るに廣く天下に發表せずに、宮中だけで內々位を禪ること。)

孝宗皇帝
夢崔府君出迎
選太祖之後

孝宗皇帝、初名伯琮、宗室追封秀王、諡安僖子偁之子、太祖七世孫也。母張氏、夢崔府君擁一羊來曰、以此爲識。高宗爲康王、出使至磁州。磁人夢、崔府君出迎。張氏以是歳丁未、生伯琮於秀州。有嘉禾之瑞。小名羊。高宗喪太子旉。命選太祖之後。得伯琮鞠宮中、賜名瑗。適與崔府君名同。封晉安郡王。秦檜疾其英明、而不能害也。竟立爲皇子、賜名瑋、封楚王。紹興末賜名眘。立爲皇太子、尋詔卽位。尊奉上皇帝、爲光堯壽聖皇帝、皇后吳氏爲壽聖太上皇后。

【訓讀】孝宗皇帝初名は伯琮、追封は秀王、諡は安僖、子偁の子にして、太祖七世の孫なり。母は張氏、夢に崔府君一羊を擁して來りて曰く、「此を以て識と爲せ」と。高宗、康王たりしとき、出でて使して磁州に至る。磁人夢む、「崔府君出でゝ迎ふ」と。張氏、この歳丁未を以て、伯琮を秀州に生む。嘉禾の瑞有り。小名は羊。高宗、太子旉を喪ふ。命じて太祖の後を選ばしむ。伯琮を得て宮中に鞠ひ、

名を瑗と賜ふ。偶々崔府君の名と同じ、晉安郡王に封ぜらる。秦檜、その英明を疾み、而も害することと能はざるなり。竟に立てゝ皇子と爲す。名を瑋と賜ひ、楚王に封ぜらる。紹興の末、名を眘と賜ふ。立てゝ皇太子と爲し、尋いで詔して位に卽かしむ。上皇帝を尊奉して、光堯壽聖皇帝と爲し、皇后呉氏を壽聖太上皇后と爲す。

〔通譯〕孝宗皇帝は初めの名は伯琮と云ひ、秀王子偁その人は皇族で、死後に秀王と追封され諡を安僖と賜つた人の子で、太祖七世の孫に當る。母は張氏といふ。或時後漢の崔府君といふ神が、一匹の羊を抱いて張氏の夢にあらはれ、「此の羊を以てしるしにせよ」と言つた。高宗帝がまだ康王であつた頃、勅使として都を出て磁州に行つた。此の時磁州の或る人が、崔府君が康王を出迎へる夢を見た。張氏は此の丁未の歳(紹興元年)に秀州で伯琮を生んだが、この時稻の穗に珍らしいのが出來て不思議がられるなどの事があつた。(二つの夢といひ、未の年に伯琮が生れたことゝ言ひ、又この稻穗の瑞祥といひ、他日伯琮が天子に爲る前兆と思はれた)。よつて伯琮の幼名は羊とつけられた。高宗は皇太子の瑋を喪つたので、朝臣に命じて太祖の後裔から皇太子を選ばせた(是は太宗の子孫のみ帝位に卽いて創業の英主たる太祖の子孫が今まで帝位を繼ぐことの出來なかつたのは、太祖

の靈に對して相濟まぬといふので、この機會に太祖の血統を立てゝ其の靈を慰めようとしたのである）。そこで、この選に當つたのが伯琮である。かくて宮中に迎へて養育し、名を瑗と賜つた。それが圖らずも崔府君の名瑗と同名であつたのも、（前の夢兆等と考へ合はせられて面白いこと、で伯琮は崔瑗の生れ代りだなどゝ謂はれた）後に瑗（伯琮）は晉安郡王に封ぜられた。秦檜は瑗の聰明を憚つて、（何とか始末したいと思つてゐたが）、之を殺すことは出來なかつた。高宗は竟に瑗を立てゝ皇子となし、名を瑋と賜ひ、楚王に封じた。紹興の末年に名を昚と賜つて皇太子に立てられた、尋いで高宗は詔を出して位を讓り、昚を帝位に卽かしめた。（これが卽ち孝宗である）。そこで新帝は上皇高宗に尊號を奉つて光堯壽聖皇帝と言ひ又皇太后には壽聖太上皇后の尊號を奉つた。

語釋　宗室（本家。皇族。こゝでは宋の本家たる太祖の血統を指す。）　○追封（死んだ人に其の人生前の勳功を嘉して封爵を贈ること。）　○崔府君（神の名である。後漢の大儒崔瑗を祭る。崔瑗は字は子玉といひ、かつて汲縣の令と爲つた時に其處の民が瑗の德を稱へて歌つて云ふには「天降二神明一、賜二我慈仁父一」と。このやうに慕はれたので死後神に祀られた。）　○識（音シ、しるし。）　○磁州（今の河北省磁州の地。）　○秀州（今の浙江省嘉興縣。）　○嘉禾之瑞（禾は稻麥などの總稱。嘉禾はめでたい稻のこと。稻の一莖に多くの穗を生ずるやうな祥瑞を云ふ。東漢光武紀にも見えた。）　○小名（幼名。）　○太祖（宋の太祖趙匡胤。）　○晉安（今の福建省閩縣の東北）　○上皇帝（上皇のこと。こゝは位を讓つて上皇となつた高宗を指す。）　○選二太祖之後一（左にその系圖を示す。）

○以史浩爲右相。張浚樞密使。督師江淮。遂北伐。浩不與其議。力丐罷。李顯忠出濠州趨靈壁。敗金兵。邵宏淵出泗州圍虹縣。降金將。進克宿州。金副元帥紇石烈志寧、率兵至。顯忠與戰連日未決。諜報金人大興河南兵將至。會宏淵與顯忠不相能。而顯忠又不犒士。士憤怨。遂潰而歸。金人亦解去。

〔訓讀〕史浩を以て右相と爲す。張浚、樞密使たり。師を江淮に督す。遂に北伐す。浩、其の議に

與らず。力め丐ひて罷める。李顯忠、濠州より出でゝ靈壁に趨きて、金兵を敗る。邵宏淵、泗州より出でゝ、虹縣を圍みて金の將を降す。進みて宿州に克つ。金の副元帥紇石烈志寧、兵を率ゐて至る。顯忠、與に戰ふこと連日、未だ決せず、諜、報ず「金人大いに河南の兵を興して將に至り會せんとす」と宏淵顯忠と相能からず。而して顯忠、又士を犒はず。士憤り怨む。遂に潰えて歸る。金人亦解きて去る。

〔通譯〕○史浩を右相に任じて、張浚を樞密使に任じた。浚は長江及び淮水一帶の軍隊を總督してゐたが、遂にいよ〳〵金を伐つことになつた。史浩は右相でありながら其の計畫に與らなかつたので、心中不平でたまらず、强ひて辭職を願ひ出て朝廷を退いた。先づ李顯忠は濠州から靈壁に赴いて金の兵を敗つた。邵宏淵は泗州から擊つて出で虹縣を圍んで金の將を降服させ、尙進んで宿州に至り又金軍を破つた。此の時、金の副元帥の紇石烈志寧は兵を率ゐて來り、顯忠はこれと數日に亘つて戰つたが勝敗がつかなかつた。時に間者が歸つて來て、「金軍は大いに河南の兵をくり出し、將に來つて會戰しようとしてゐる」と報じた。折から宋軍では宏淵と顯忠の二將が仲が惡く、其の上、顯忠は又部下の士卒を勞はなかつたので、士卒は顯忠に對して大いに憤慨してゐる時であつたから、（金の大軍が來

復議和
白首不渝
張浚遺命

るといふ報知を聞くと）遂に全軍は（鬪志を失つて）ちりぢりになり、勝手に勝つてしまつた。しかし一方金軍も亦戰をやめて引き上げて行つた。

語釋 力丐罷（丐は乞と同意で、コフと訓じ、請ふこと。强ひて乞うて役をやめらせることをいふ。或は罷を北伐をやめる意に解する說もある。）〇紇石烈志寧（紇石烈は姓、志寧は名。）〇諜報（敵の様子をさぐつて味方へ知らせること。）〇不犒士（犒はネギラフ。士卒に酒食を饗してその勞を慰めること。前にも見えた。）〇濠州（今の安徽省鳳陽縣。）〇靈壁・泗州・虹縣・宿州（みな同上鳳陽縣の地。）

上銳意恢復。是役不利。乃復議和。陳康伯罷、湯思退・張浚、爲左右相。浚仍以都督視師。數月而罷。未幾卒。浚許國之心、白首不渝。終身不主和議。遺命付其二子、以不能復中原雪國耻、不得祔葬先人之墓。

訓讀 上意を恢復に銳くす。是の役利あらず。乃ち復和を議す。陳康伯罷められ、湯思退・張浚左右の相と爲る。浚、仍都督を以て師を視る。數月にして罷められ、未だ幾くならずして卒す。浚、國に許すの心、白首まで渝らず。終身和議を主とせず。遺命して其の二子に付するに、中原を復し國耻を雪ぐこと能はず。先人の墓に祔葬するを得ざるを以てす。

通釋 帝は中原を復して再び元の宋にかへさうと非常な熱を以て努力されたが、この度の戰爭に敗れたので、やむなく再び金との媾和を協議した。陳康伯は罷められて湯思退・張浚の二人が左右の僕射となつても尙從前通りに都督の職にあつて軍隊の監督をした。しかし湯思退の陰謀で右正言の尹穡に彈劾されて）數月の後、官を罷められ、間もなく死んだ。浚は國家へ御奉公の心は白髮の老翁となるまで終始一貫變ることなく、生涯金との媾和に反對して、（宋を元の盛大に返さうと努力した）。臨終に際して二人の子供に遺言して云ふには「わしは中原を恢復して國家の恥を雪ぐことが出來なかつた何の題目あつて祖先の靈に見えることが出來ようか。わしが死んでも先祖の墓の側に埋葬しては呉れるな」と命じて死んだ。

語釋 銳ニ意恢復ニ（銳意は一心になつて努力すること。宋の恢復に心血をそゝいだとの意。）○許レ國之心（國家の爲めに我が身を捧げてどこまでで忠義を盡さうとする心。）○二子（一は名は栻、卽ち儒者として有名な張南軒である。一は名は杓。）○白首（白髮の頭。しらがあたま。）○祔葬（合葬と云ふこと。こゝでは墓の側の意である。張浚、死に臨んで二子に遺言して曰ふには「吾嘗相レ國不レ能下恢ニ復中國一雪中祖宗之恥上。卽死不レ當レ葬ニ我先人墓左一。我葬ニ衡山一足矣」と。）

○湯思退密有ニ召レ虜議レ和之迹一。言者論ニ罷竄之一。道死。康伯復相。和議成。先レ是國書大宋去ニ大字一、皇帝去ニ皇字一。書用ニ君臣之禮一、有ニ再拜等語一。金使至則

起立問金主起居、降坐受書。奉使者自同陪臣。館伴之屬、皆拜其來使。至是始稱上爲宋皇帝。止爲叔姪之國、易歲貢爲歲幣。歲幣減十萬之數、地界如紹興之時。而餘禮往往竟不能盡改。上終身憤之。

訓讀 ○湯思退、密に虜を召して、和を議するの迹有り。言者論じて之を罷竄す。道に死す。康伯復和たり。和議成る。是より先、國書に大宋、大の字を去り、皇帝、皇の字を去る。書は君臣の禮を用ひ再拜等の語有り。金の使至れば、則ち起立して金主の起居を問ひ、坐を降りて書を受く。奉使の者は自ら陪臣に同じうす。館伴の屬、皆共の來使を拜す。是に至りて始めて上を稱して宋皇帝と爲し、止だ叔姪の國と爲し、歲貢を易へて歲幣と爲す。歲幣は十萬の數を減じ地界は紹興の時の如くす。而れども餘の禮は往々竟に盡く改むること能はず。上、身を終るまで之を憤る。

通釋 湯思退は密に金人を招いて和睦を協議した形跡があつた。そこで官吏彈劾の任にある者（晁公武等）は帝に論奏して思退を罷免し、遠く永州へ放ち流した。（ところが太學生張觀等七十二人が、また思退の國家を誤つた罪を數へ立て、之を死刑に處せられたいと願ひ出たので、思退は流される途

中この事を聞いて、心配のあまり）遂に道中で死んだ。陳康伯が復僕射と爲つて金との和議が成立した。是れまでは宋から金に贈る國書には大宋と書くべきところを大の字を去つて、單に宋と記し、また皇帝と書くべきところを、皇の字を去つてたゞ帝と記してゐた。そしてその書式はすべて金を敬つて臣の君に對する禮を執つて、再拜などいふ語を用ゐた。尚又、金の使者が宋に來た時には、天子自ら起立して、金主の安否を問ひ、下坐に降つて金主からの書を受け取つたのである。宋から金に使者を出す場合には自然陪臣と同じやうに取り扱はれてゐたのに金の使者を接伴する官吏は、皆その使者を拜して（恰も君主に對するやうな禮をとつてゐた）。ところが今度の媾和條約によつて、始めて帝を宋皇帝と稱し、宋と金主との關係はたゞ金を叔父とし宋を甥とするの關係にとゞめ（君臣の禮を除いた）。そして（年々のみつぎものは）歳貢と言はずして歳幣といふことにし、その歳幣の數も毎年十萬だけ減じ、宋金の國境も紹興年間の時のやうにした。けれども其の他の禮は（時々改めようと交渉をしたが）、竟にすつかり改めることは出來なかつた帝は生涯之を憤慨して居られた。

語釋　迹（痕迹形迹に同じ。行なつた事實が殘つてゐること。）　○言者（言官、卽ち天子を諫め百官の罪を彈劾する官。こゝは晁公武等を指す。）　○國書（國と國との公文書。）　○起居（安否に同じ。）
○降レ坐（下坐にさがること。）　○陪臣（家來の家來、俗にいふ「またけらい」のこと。）　○館伴之屬（使者に應接する小役人。）　○叔姪之國（姪は甥（おひ）兩國の相對關係が叔父と甥の格式に當る國卽

無下輔二帝志一者上
陳浚卿虞允文

ち金が叔父で、宋が甥である。）○歳貢（毎年の貢物。）○歳幣減二十萬之數（通鑑綱目によると歳幣二十萬とある。してみると眞宗の朝に絹二十萬匹、銀十萬兩合計三十萬と約したのより十萬減じたわけである。）○往々竟云々（時々改めようと交渉したが、竟にみながみなまで改めるといふことは出來なかつたといふ意。）

其後屢請還河南陵寢地、改受書禮。金人卒不從。蓋上雖有志復讐、而無能輔其志者。自陳康伯卒後、共适・葉顒・魏杞・蔣芾・陳浚卿・虞允文・梁克家・曾懷・葉衡・史浩・趙雄・王淮・周必大・留正相繼爲相。惟浚卿・允文並相時、有經營北方之議。而浚卿持重、卒與允文不合。允文所爲、人亦議其虛誕、竟不效。如浩、尤不主用兵。

【訓讀】其の後屢々河南陵寢の地を還し、受書の禮を改めんことを請ふ。金人卒に從はず。蓋し上讐を復するに志有りと雖も、而も能く其の志を輔くる者無し。陳康伯卒してより後は、共适・葉顒・魏杞・蔣芾・陳浚卿・虞允文・梁克家・曾懷・葉衡・史浩・趙雄・王淮・周必大・留正相繼いで相と爲る。惟だ浚卿・允文並び相たる時、北方を經營するの議有り。而も浚卿、持重して、卒に允文と合はず。允文

の爲す所人も亦其虚誕を議し、竟に効あらず。浩の如し、尤も兵を用ふるを主とせず。

【通釋】 其後しば〳〵河南の歴代天子の御陵地を還すこと、金から國書を受ける時の禮を對等の格式に改めるやうに金主に請うたが、金は卒に此の請ひを容れなかつた。帝は復讐の精神は十分にもつて居られたけども、帝の志を輔佐する賢臣がないのが殘念であつた。陳康伯が卒してから後は其适、葉顒等の人々が相繼いで宰相となつた。しかし是等の人物は多くは平和論者で、たゞ陳浚卿と虞允文が相並んで宰相の地位にあつた時に、金を伐つて領土を恢復しようとの議が起つたけれど、陳浚卿が自重しすぎた爲めに卒に虞允文と意見が合はず、(そのまゝお流れとなつて了つた。)又允文の言行については其の議論に根據がなく出鱈目が多いと世間では批評した。事實彼の議論は結局國家に何の益する所もなかつた。史浩の如きは尤も戰爭を嫌ひ、專ら金との媾和論者であつた。

【語釋】 陵寢(御陵。宋代々の天子の陵墓。) ○受書禮(國書を受ける時の禮式。卽ち金から國書を受ける禮式を指す。) ○共适・陳浚卿(共は洪が正しく、浚は俊とするが正しい。) ○持重(自重する。大事をとる。) ○虚誕(根據のない出鱈目。)

必大從容廟堂、善類多所引進。朱熹以淳熙十五年被召。必大作相時也。

朱熹

楊時・趙鼎・胡安國・尹焞

三魂

初程頤卒於徽宗之世。其徒楊時在欽宗・光堯時。皆被擢。趙鼎雖不及識頤、而主張其學。惡之者、以楊時爲還魂、鼎爲尊魂、胡安國爲强魂。其後又有尹焞。見召入經筵。焞蓋頤晩年高弟也。

〔訓讀〕 必大は廟堂に從容として、善類引き進むる所多し。朱熹、淳熙十五年を以て召さる。必大の相と作る時なり。初め程頤、徽宗の世に卒す。其の徒楊時、欽宗・光堯の時に在り。皆擢んでらる。趙鼎、頤を識るに及ばずと雖も、而も其の學を主張す。之を惡む者、楊時を以て還魂と爲し、鼎を尊魂と爲し、胡安國を强魂と爲す。其の後、又尹焞あり。召されて經筵に入る。焞は蓋し頤が晩年の高弟なり。

〔通釋〕 周必大は朝廷に在つて（戰亂の最中にも）落着き拂つて政治を執り、公平無私の善人を大勢朝廷に引き入れた。（有名なる大儒）朱熹は淳熙十五年に召し出されたが、これ亦必大が宰相の任に在つた時のことである。さてそれより以前、程頤は既に徽宗の世に死んだが、其の門人の楊時が欽宗及び高宗の御代に在つて拔擢せられた。趙鼎は（頤の卒した後に生れたので）頤に面接して之を識ること

は出來なかつたが、頤の學說を受けついで之を主張して居た。故に當時程子の學を惡む人々は（此等の學者を罵つて）、楊時を還魂、趙鼎を尊魂、胡安國を强魂と呼んだ。（還魂とは程子の魂の再來、尊魂とは程子の魂を尊ぶもの强魂とは程子の魂をして氣强くさせるものといふ意である。）其の後、尹焞といふ者があつて召されて朝廷の御學問所に出仕した。焞は程頤の晩年の高弟である。

語釋　從容（落ち付きはらつて。）　○善類（皆人の仲間。多くの賢人。）　○程頤（哲宗の條に詳し。）　○光堯（高宗のこと。）　○不レ及レ識レ頤（程頤の死後に生れて頤を直接見識ることが出來なかつたといふ意。）　○楊時（字は中立、程頤に學ぶ、官は龍圖閣直學士に至つたが、後に罷めて著書講學を以て務となす。朱熹が程氏の學を得たのも、その源は楊時に出づるのである。學者之を稱して龜山先生といふ文靖と諡せらる。）　○經筵（天子に經書を講ずる席。宮中の御學問所。）　○高弟（すぐれた門弟のこと。又一番弟子といふ意にもいふ。）　○胡安國（字は康侯、屢々官に就けども直ちに罷め、在官四十年、實歷は六年に及ばずといふ。强學力行、常に時艱を救ふに志あり、天下を視るに一切の私心を挾まず。春秋傳の著あり、卒して文定と諡された。）　○尹焞（字は彥明、程頤を師として德行あり、仕へて禮部侍郎となる、和靖集の著がある。）

士大夫名二程氏之學一曰二道學一。時好所レ尙、或冒二此名一以進。時好不レ同、亦多以二此名一見レ擠二於世一。延平李侗、受二學於楊時之門人羅從彥一。而熹又受二學於侗一。胡銓嘗薦二熹於光堯一。熹不レ至。乾道以來屢召不レ起。特旨改二秩奉祠一、召入レ館。不レ就。後爲二南康守一。浙東荒。除二熹提擧一、往救レ之。過レ闕嘗一入奉レ事。至レ是召對

時好の同じからざる、亦多く此の名を以て世に擠さる。延平の李侗、學を楊時の門人羅從彥に受く。而して熹又學を侗に受く。胡銓、嘗て熹を光堯に薦む。熹、至らず。乾道以來、屢〻召せども起たず。特旨をもつて秩を奉祠に改め、召して館に入らしむ。就かず。後、南康の守と爲る。浙東荒る。熹を提擧に除して、往きて之を救はしむ。闕を過ぎ嘗て一たび入りて事を奏す。是に至りて召對して兵部郎に除せらる。侍郎林粟と合はず。卽ち奉祠して去る。

〔訓讀〕士大夫、程氏の學を名づけて道學と曰ふ。時好の倘ぶ所、或は此の名を冐して以て進む。

除兵部郎。與侍郎林粟不合。卽奉祠去。

〔通釋〕當時朝廷の士大夫は程頤等の主唱する學問を道學と名づけた。當時の人は道學が流行して世間に喜ばれると、道學者の名前をかぶつて立身出世する者があり、又反對に時勢が變つて道學が受けられなくなると道學の名によつて社會から蹴おとされる有樣であつた。延平郡の李侗は楊時の門人の羅從彥に學問を受けた。朱熹は此の李侗に學を受けたので(程子の道を根本にしてゐるのである)。嘗て胡銓が熹を高宗に推薦して重用されたいと思つたが、熹は朝廷に出なかつた。其の後乾道年間以來し

ばく召されたけれども、熹はどうしても出で丶仕へなかつた。そこで特別の思召しを以て（臺州の崇道觀の）奉祠の役を命じて（祿を賜ひ）、秘書館に召し入れようとせられたが、熹は辭して就任しなかつた。其の後（餘りの御召しに固辭しかねて）南康郡の太守と爲つた。浙東地方に饑饉の起つた時朝廷では熹を監督官として派遣して之を救濟させた。嘗て宮中に參內して意見を奏上したことがあつたが、淳熙十五年又召されて孝宗帝の御下問に奉答し兵部郞に任ぜられた。しかし侍郞の林栗と意見が合はなかつたので直ちに其の官を罷めて再び奉祠の官となつて朝廷を去つた。

語釋　道學（聖人の道統を得たる學問といふ義で、特に宋に始まつて明儒に傳はつた心性理氣の學と言ふ。程子を祖とし朱子を宗とするので、程朱の學とも言ふ。哲宗の條に略記した程子の說と、次に述ぶる朱子の學說とを併せ讀まば、其の大意を知るであらう。）○時好所レ尙云々（年代の人氣が道學を尙ぶ時であれば道學者の看板を掲げて、それで立身出世する者があり、又反對に世間の人氣か道學に反對するやうな時には却つて道學者であるからとの理由で排斥される者もあつた。）○延平（今の福建省延平府南平縣）○乾道（孝宗の時の年號。）○特旨（特別のおぼしめし。）○改ニ秩奉祠一（秩は食祿、食祿を賜つて改めて奉祠の役に任じたといふこと。奉祠とは宋代に於て功臣や老學者を優遇する爲めに各地にある朝廷の尊崇する神祠等を掌らしめて秩祿を與

朱熹封事

張南軒

義利之辨

へた閑散な役である。朱熹は臺州崇道觀の奉祠となつた。）○入レ館（館はこゝでは秘書省の意で卽ち秘書郞の役に任じたのである秘書は圖書を掌る役。）○南康（今の江西省南康府。）○荒（飢饉のこと。）○提擧（官名、事務の監督をする首領者のことで、當時多くの官職に用ひられた。此の場合は熹を浙東の常平茶鹽の提擧に任じたのである。）○闕（宮。門。）

數月復召。熹辭。惟進封事言天下之大本與今日之急務。大本在陛下之心。急務則輔翼太子。選任大臣、振擧綱維、變化風俗、愛養民力、修明軍政、六者是也。熹之同志有廣漢張栻者。魏忠獻公浚之子。其學得之胡宏。宏安國子也。栻之言曰。有所爲而爲者利也。無所爲而爲者義也。學者誦爲名言。稱栻爲南軒先生。

訓讀　數月復召さる。熹辭す。惟封事を進めて天下の大本と今日の急務と言ふ。「大本は陛下の心に在り。急務は則ち太子を補翼し、大臣を選任し、綱維を振擧し、風俗を變化し、民力を愛養し、軍政を修明する、六つの者是れ也」と。熹の同志に廣漢の張栻といふ者あり。魏忠獻公浚の子なり。其の學之を胡宏に得たり。宏は安國の子なり。栻の言に曰く、「爲にする所有りて爲す者は利也。爲に

する所無くして爲すものは義也」と。學者、誦して名言と爲す。栻を稱して南軒先生と爲す。

通釋　それから數月たつて復召されたけれども固辭して就かす。唯一封の書を上つた。それには天下を治める政治の根本と今日の時世に最も急務とすべき事を述べて居る。卽ち國を治める大本は陛下自らが御心を正される事にあり、次に今日の急務は第一に皇太子の輔導を誤らぬこと、第二に大臣の任用を愼重にすること、第三に綱紀肅正を行ふこと、第四に風俗を矯正すること、第五に民力を涵養すること、第六に軍備を改正すること以上の六點を擧げた。朱熹と志を同じうする人に廣漢の張栻といふ者があつた栻は魏國の忠獻公張浚の子で、其の學問は胡宏から傳つた。宏は安國の子である。栻の言葉に「自分の爲めを考へて爲すものは利であり、自身の爲めを思はずして爲すものは義である」と。當時の學者は此の栻の言葉を以て義利の別を明らかにした名言であるといつて感嘆した。そして栻を（其の書齋の名によつて）南軒先生と稱して尊敬した。

語釋　封事（上奏文のことであるが、特に國家の大事に關し、秘密を必要とする爲めに、堅く封書にして奉る意見書をいふ。）　○振擧（ふるひおこすこと。）　○綱維（大本となるすぢみち。綱紀に同じ。）
○廣漢（四川省成都府漢州の地。）　○魏忠獻公浚（魏は封國の名、忠獻は謚、浚は張浚のこと。）　○南軒先生（南軒はその書齋の號である。）

呂東萊　朱晦菴　泰山北斗　陸象山

有呂祖謙者。公著之五世、希哲之四世孫也。亦祖程氏之學。學者稱爲東萊先生。皆先是數年卒矣。惟熹學問老而彌篤。學者共師宗之。稱爲晦菴先生。四方仰其人、如泰山北斗。南使至北、金人必問朱先生安在。同時有臨川陸九淵、世號象山先生者。與熹爭論太極圖說。且謂學有悟入。譏熹從事訓解。意見頗立異云。

訓讀 呂祖謙といふ者有り。公著の五世、希哲の四世の孫なり。亦程氏の學を祖とす。學者、稱して東萊先生と爲す。皆是より先き數年にして卒す。惟だ熹のみ學問老いて彌よ篤し。學者共に之を師宗とす。稱して晦菴先生と爲す。四方共の人を仰ぐこと泰山北斗の如し。南使、北に至れば、金人必ず朱先生安在なりやと問ふ。同時に臨川の陸九淵、世に象山先生と號する者有り。熹と太極の圖說を爭論す。且つ謂ふ、「學に悟入有り」と。熹の訓解に從事するを譏りて、意見頗る異を立つと云ふ。

通釋 呂祖謙といふ人があつた。これは呂公著の五代の孫で、呂希哲から四代目に當る。祖謙も亦

程氏の學をもとにしてゐる。當時の學者は（其の居所から號を取つて）東萊先生と言つて尊んだ。以上の諸學者は皆何れも數年前に死去した。唯だ朱熹だけは學問愈々老熟し、道に勵むこと益々熱心であつた。で當時の學者は共に熹を大先生と仰ぎ、その書齋の名をとつて晦菴先生と言つて敬つた。まことに天下の人々が朱熹を仰ぎ慕ふことは、恰も泰山北斗星を仰ぐやうであつた。宋の使者が金に行く度に、金人は必ずに朱先生は御機嫌よろしいかと尋ねたといふ。（朱熹はそのやうに金人にまで、尊ばれたのである）。朱熹と時代を同じくした臨川の人で陸九淵といつて世に象山先生と號する人があつた。この人は周惇頤の太極圖說に就いて朱熹と論爭したことがあつた。「學問といふものは自ら心に悟るところがあつて、自得發明しなければならぬ。（さもなければどれ程讀書しても何等の益もない）と言ひ、熹が經書の讀み方や解釋ばかりに從事して居るのを譏り、その學問の立て方が朱熹とは全然異なつてゐたといふことである。

語釋　東萊先生（東萊は土地の名、取つて以て號となし尊稱としたものである。）　○先レ是（朱熹の封事を進めた時より以前の意。）　○師宗（大先生・學統の本家の意。）　○晦菴先生（晦菴はその書齋の名。）　○泰山北斗（泰山は支那五嶽中にて最も尊ばれる山東省の名山。北斗は北斗七星のことで、北天にかゝり、その形はヒシヤクのやうに列んでゐて、星座中で最も明かである。學德高くして人に仰ぎ慕はれる形容。略して泰斗ともいふ。）　○南使（宋の使者。）　○安在（無事に暮してゐること。或はイヅクニカアルと讀んで、どこに居られるかと、その安否を尋ねる意と解する說もある。）　○臨川（今の江西省臨川縣。）　○太極圖說　哲宗の條に詳しく說明してある。周

濂溪の發明。）　〇悟入（己れの心に悟る所があって自得發明すること。）　〇訓解（文字文章の讀み方解釋。）

餘論　朱晦菴と陸象山とは、當時の學界の二大潮流をなす大立者である。今參考のために、二人の說の大略を述べ、その異同を說明すれば、大凡、左の如くである。

（一）朱晦菴の學說

宇宙の本體を太極といふ。太極は理氣の二元を統ぶ、理は形而上の道で、氣は形而下の器である。理あれば氣あり、氣あれば理あり、必ず二者相依りて存し、各單獨にては意味を爲さぬ。世界のありとあらゆる物は悉く本體即ち太極の發現であつて、人と物との區別のあるのは、受くる所の氣に正淸なるものと偏濁なるものとあるからである。元來理は無差別のものである

けれども、偏り濁つた氣の中に於ては完全に實現し得ないのである。改めて言へば、理は人間も他の存在物も全く平等に受けてゐるが、氣に於ては人間は正しく淸らかなるものをうけ、動物內至他の物質は偏つた濁つたものを享けたのである。さてかくして生れて來つた人間の性は如何。

これについて朱子は本然の性と氣質の性とに分けて說いてゐる。卽ち本然の性は理より生じ、氣質の性は氣より受く。理はもと完全なものであるから、本然の性には惡はない。萬人悉く善である。氣質の性は、氣に正偏淸濁がある以上、人間と生れてもやはり其の差別は免れ得ない。卽ち正淸の氣をうけた者は善、偏濁の氣をうけた者は惡、卽ち善もあれば惡もあるわけである。聖人の氣質は淸らかであるから、本然の光は曇ることはないが、凡人の氣質は濁つてゐるので、本然の光も蔽はれて切角の善心も曇つてゐるのである。しかし氣質は修養によつて變化して淸らかにすることが出來る。氣質さへ變化すれば、本然の性は本來の面目を發揮し得る。其の實際的方法として、居敬と窮理の二つをあげてゐる。居敬とは何か、內面的工夫としての我が心の反省、外面的方法としての靜坐である。窮理とは何か、學問である。知識である。而して此の居敬と窮理とは車の兩輪、鳥の兩翼の如く、一方だけでは意味をなさぬ。必ず二つを共に實行せねばならぬ。以上が朱子の學說の大意である。

（二）陸象山の學説

宇宙の本體を理といふ。理は天地の間に充ち塞り、人間にあらはれて心となる。卽ち心と理とは別物ではない。象山の言を以て言へば、宇宙は卽ち是れ吾が心、吾が心は卽ち是れ宇宙、東海に聖人ありて出づるも此の心同じく此の理同じ。西海に聖人ありて出づるも此の心同じく此の理同じ。南海に聖人ありて出づるも此の心同じく此の理同じ。千百世上千百世下に至り、聖人ありて出づるも此の理も亦同じからざるなしと。又曰く、心は一心、理は一理、至當一に歸し精義二無し。此の心此の理實に二あるべからずと。これが陸象山の心卽理である。さて人の心は理である。從つて心のまゝは天理に反くわけはない。足を良知良能といふ。朱子のやうに本然氣質天理人欲などゝ區別するものは一つもない。心はたゞ一二あるに過ぎないのである。しかし此の良知良能も、心を蔽ふものがあつて遂に惡を生ずるのである。故に人は此の心を蔽ふものを除いて自己本來の良知を明にしなければならぬ。心を蔽ふものとは何か。第一に氣質、第二に惡い風俗習慣、科學卽ち官吏登用試驗、第三に程子朱子などの學問といふのである。此の三點に留意し、實踐躬行することである。朱子のやうにあれやこれやと机に向つて勉强し、書物の研究に沒頭するのは愚の至りである。唯實行にあり、實行さへすれば

心に悟つて良知の光明を輝し得るといふ。

以上は陸象の學說の大意であるが、これがやがて明代に至つて王陽明によつて大成され、朱子學派、陽明學派となつて、根本的にその主張を異にし、日本にもはいつて德川時代學者論爭の因をなすのである。一言にして盡くせば、朱子は理氣の二元論者であり、陸子は理の一元論者である。朱子は心を複雜に解釋したるに對して、陸子は心を一つとして分たず、心卽理と簡明に立てたのである。倫理說については、朱子は居敬窮理を說き小心翼々として日に〱研究を重ねて知識を充積し、その結果道に達するといふに對して、陸子はまつしぐらに吾が良心に從つて實行せよといふ。朱子は歸納的、經驗的、樂充的であり、陸子は演繹的、唯心的、實踐的である。

○上久有與子之意。會光堯皇帝壽八十二而崩。乃詔內禪。上奉德壽二十六年、考養備至。既升遐哀慕尤切。以不得日奉几筵、欲退終喪制、移居重華宮。在位二十八年。金世宗雍、以是歲殂。其嗣允恭先卒。孫璟立。雍賢

北方小堯舜
南北休息

明仁恕。號爲北方小堯舜。故金之大定三十年。與宋之隆興・乾道・淳熙相終始、南北皆得休息、彼此無可乘之釁。上之齎志、不克大有爲者以此。太子立。是爲光宗皇帝。

訓讀 上、久しく子に與ふるの意有り。會々光堯皇帝壽八十二にして崩ず。乃ち詔して內禪す。上、德壽に奉ずること二十六年、孝養備に至れり。既に升遐して哀慕尤も切なり。日に几筵に奉ずるを得ざるを以て、退きて喪制を終へんと欲し、移りて重華宮に居る。在位二十八年なり。金の世宗雍、是の歲を以て殂す。其の嗣允恭、先ちて卒す。孫璟立つ。雍賢明仁恕なり。號して北方の小堯舜と爲す。故に金の大定三十年、宋の隆興・乾道・淳熙と相終始し、南北皆休息を得、彼此乘ず可きの釁無し。上の志を齎して、大いに爲す有る克はざる者は此を以てなり。太子立つ。是を光宗皇帝と爲す。

通釋 帝は久しい以前から皇子に位を讓らうと思つてゐたが、たま〳〵高宗帝(上皇)が御年八十二歲で崩御されたので、直ちに詔を下して、極く內輪で御讓位された。帝は二十六年の間、德壽宮

に隱居された上皇（高宗帝）に奉仕し、その間至れり盡せりの孝養をせられた。今、上皇の崩御にあひ、哀痛思慕の情やるかたなく、日夜お側に侍して孝養することが出來ぬのである、三年の喪をつとめようとて（位を讓つて宮中を出で、重華宮即ち前の德壽宮に移られた。帝の在位は二十八年であつた。金主の世宗雍も是の歲即ち淳熙十六年に崩じた。世繼ぎの允恭は、雍に先きだつて死んだので、孫の璟が位に卽いた。雍は聰明な上に思ひやり深く、珍しい明君として、北方の小堯舜と謳はれた。故に雍の在位中、大定の三十年間は、宋の孝宗帝の隆興・乾道・淳熙の時代と同時代であつて、宋、金の兩國ともに賢君が現はれて、戰爭などの血腥いこともなく、南北共に國民は皆休息することが出來た。金も宋もお互につけ込むすきまがなく、孝宗帝が大いに宋恢復の雄圖を抱かれながら、遂にこれぞといふ活動の出來かなつたのも此の爲めであつた。皇太子が立たれた。是を光宗皇帝といふ。

語釋　内禪（宮中で内輪に御位をゆづられること。既に前に見ゆ。）○德壽（德壽宮のこと。高宗が上皇となつてから住んだところ。こゝでは上皇の意味に用ひてある。）○備至（つぶさに至る。非常にゆきとゞいてゐること。）○升遐（登遐も同じ。遠い處に昇る義で、天子の崩御をいふ。こゝでは上皇の崩御のこと。）○哀慕（哀しみ慕ふこと。）○奉二几筵一（几はヒジカケ（脇息）、筵は敷物、座席。轉じてお側に仕へる義となる。）○重華宮（德壽宮の改名。）○仁恕（情深くおもひやりの深いこと。）○相始終（お互に同じ頃に始まつて同じ頃に終る。同時代を經過すること。）○釁（すきま）○齎レ志（國運恢復の志を抱いて居ること）

疑疾

光宗皇帝名惇、年四十四、自東宮受禪。尊太上皇帝、爲至尊壽皇聖帝。周必大罷。留正・葛邲爲左右相。改元。曰紹熙。皇后李氏、大將李道女也、悍而妬。欲亟立太子嘉王爲儲嗣。因內宴請於壽皇。不許。后不遜。壽皇有怒語。后銜之。乃造誣罔、謂壽皇有廢立意。致上驚恐得疑疾。及聞後宮有暴死者、上震懼。疾愈甚。不復過重華宮。近兩載始一至。壽皇彌不懌。上亦不能視疾。壽皇居重華踰五載。壽六十八而崩。一不能執喪。一日忽仆於地。中外危懼。太皇大后立嘉王。是爲寧宗皇帝。

訓讀 光宗皇帝名は惇、年四十四、東宮より禪を受く。太上皇帝を尊びて、至尊壽皇聖帝と爲す。周必大罷められ、留正・葛必、左右の相と爲る。改元して紹熙と曰ふ。皇后李氏は大將李道の女なり。悍にして妬、亟かに太子嘉王を立てゝ儲嗣と爲さんと欲す。內宴に因りて壽皇に請ふ。許さず。

后、不遜なり。壽皇、怒語有り。后、之を銜む。乃ち誣罔を造り、壽皇廢立の意有りと謂ふ。上、驚恐して疑疾を得るを致す。後宮に暴死の者有りと聞くに及びて、上、震懼す。疾愈々甚し。復た重華宮に過ぎらす。兩載に近くして始めて一たび至る。壽皇彌懌ばず。上も亦疾を視る能はず。壽皇、重華に居て五載を踰ゆ。壽六十八にして崩ず。上、喪を執る能はず。一日忽ち地に仆る。中外危懼す。太皇太后、嘉王を立つ。是を寧宗皇帝と爲す。

〔通釋〕光宗皇帝は名を惇と云ひ、年四十四で皇太子から孝宗の禪を受けて帝位に卽かれた。上皇(孝宗)を尊んで至尊壽皇聖帝の尊號を奉つた。周必大は僕射を罷められて、留正、葛必の二人が左々の僕射となつた。此の年號を改めて紹熙といふ。皇后李氏は大將李道の女である。性來氣が强くて嫉妬深く、早く自分の腹に出來た皇子嘉王を立てゝ皇太子につけたいと思ひ、或時宮中の御內輪の御宴會に乘じて、之を壽皇に御願ひしたが許されなかつた。此の時皇后は怒りを外にあらはして壽皇に對して不遜の言動を爲したので、壽皇も怒つて叱りつけられた。皇后は此の事を深く遺恨に思ひ、根もないことを作り上げて「壽皇は陛下を廢して別に天子を立てようとしてゐられる」と帝に告げた。帝は之を聞かされて非常にびつくりし、遂に恐怖病をおこされた。(時に皇后は黃貴妃が帝の寵愛を得

てゐるのを妬んで、之を殺して何喰はぬ顔で急病で死んだと告げた。是を聞いて帝は益々震ひ懼れて恐怖病は一層重くなつた。それからといふものは帝は重華宮に行幸して（上皇を訪ねられることもなく）、殆んど二ケ年も經つて（臣下の諫めによつて）始めて一回伺候された位である。上皇（孝宗）に於てもいよ／＼帝に不滿を抱き、帝もまた壽皇の大病の御見舞さへもしなかつた。上皇は重華宮に隱居してから五年の後、齡六十八歳で崩御になつた。此の時帝は病と稱して喪をつとめなかつた。或日帝は朝廷に臨御して、突然、地に打ち倒れたことがあつたので、朝廷内外の百官は皆如何なる不吉なことが起るかと心配した。そこで壽皇の母の太皇太后は嘉王を立て、位に卽かしめた。寧宗皇帝がこれである。

〔語釋〕　太上皇帝（太上は天子の父、又は上皇のこと、こゝでは孝宗を指す。）　○悍而妬（俗にいふ勝氣で嫉み心が強いこと。）　○太子（皇子の誤であらう。）　○不遜（無禮。謙遜でないこと。）　○銜レ之（心に遺恨に思ふこと。）　○造二誣罔一（跡形もないことを造つて、有るやうに云ひ人を陥れること。）　○廢立（其の人を廢して別の人物を立てること。こゝでは帝を廢する意。）　○疑疾（疑ひ懼れる病。恐怖病、一種の神經衰弱である。）　○後宮（宮中の奥殿、卽ち皇后妃の居られる御所。轉じて直ちに皇后、妃をいふ。）　○暴死（暴はニハカと訓ず。俄に死すること。急死。）　○不レ能レ視レ疾不レ能レ執レ喪（いづれも不能とあるが、實はことさらに見舞もせず、喪にも服しなかつたのである。）　○太皇太后（壽皇の母を指す。）

寧宗皇帝、名擴、初封嘉王。孝宗崩。光宗疾病。知樞密院事趙汝愚、密建翼戴之議。知憲聖慈烈吳太皇太后、以宗社爲憂。將白事、而難其人。有知閤門事韓侂冑者、琦之曾孫、而太皇女弟之子也。乃因以入白。太皇垂簾、引嘉王入即位、代執孝宗之喪。中外危疑者乃定。光宗居壽康宮、後六年而崩。壽五十四。

訓讀 寧宗皇帝、名は擴、初め嘉王に封ぜらる。孝宗崩ず。光宗疾病なり。知樞密院事趙汝愚、密に翼戴の議を建つ。憲聖慈烈吳太皇太后、宗社を以て憂と爲すを知る。將に事を白さんとして、其の人を難んず。知閤門事韓侂冑といふ者有り。琦の曾孫にして、太皇の女弟の子也。乃ち因りて以て入りを白す。太皇、簾を垂れ、嘉王を引きて、入りて位に卽かしめ、代りて孝宗の喪を執らしむ。中外危疑する者乃ち定まる。光宗、壽康宮に居り、後六年にして崩ず。壽五十四。

通釋 寧宗皇帝は、名は擴といひ、初め嘉王に封ぜられてゐた。孝宗が崩御され、次の光宗は又病

氣で、容易ならぬ症狀であつたので、知樞密院事の趙汝愚が、こつそりと、(しかるべき方を)お立て申して、天子の御位に卽いて貰はねばならぬとの意見を立て、憲聖慈烈吳太皇太后(高宗の皇后)が、皇室の將來について深く心配して居られることを知つたので、汝愚は、何とかして自分の意見を御耳に入れたいと思つてゐたが、(これを取次いでくれる適當な)人がないので困つてゐた。ところが、こゝに、知閤門事の韓侂胄といふ者があつた。これはかの韓琦の曾孫にあたり、太皇(太后の誤)の妹の子であつたので、(汝愚は、これならばよからうと思ひ、侂胄に)賴んで大奧に入らせて、この事を太皇太后に奏上した。そこで、太皇は(遂に意を決し)、簾を垂れて嘉王を引見し、(御所に)入れて帝位に卽かせ、(光宗に)代つて孝宗の喪に服せしめた。そこで朝野の(國家の前途を)心もとなく思つてゐた人心も、やうやく安定したのであつた。かくて光宗は、壽康宮に居ることゝなり、六年の後に崩御せられた。齡五十四であつた。

【語釋】疾病(病氣が重い。ともにヤマヒといふ意であるが、こゝでは疾は名詞、病は形容詞として用ひて病の重ること。論語述而篇に「子疾、病。子路請レ禱」とある。)○翼戴(もりたてゝ天子にいただく。)○憲聖慈烈吳太皇太后(高宗の皇后吳氏。紹熙の初年に光宗が此の尊號を奉つたのである。)○宗社(宗廟社稷。卽ち皇室と國家の意味であるが、こゝでは、主として皇室の義。)○爲レ憂(心配する。氣にかける。)○難二其人一(難はカタンズと訓む。むつかしいとして困ること。奏上を依賴するに足る人物を得るに困るをいふ。)○太皇(太后の誤である。)○女弟(妹のこと。)○中外危疑(中外は朝廷の内と外。卽ち朝野。危疑は心もとなく思つて

上傾二心於朱熹一

近習御筆

疑ふこ。）

上之爲嘉王也、黃裳爲翊善、講說開道。光宗嘗宣諭曰、嘉王進學、皆卿之功。裳曰、若欲進德修業、追蹤古先哲王、須尋天下第一人乃可。問、爲誰。以朱熹對。彭龜年繼爲宮僚。因講每及熹說。上傾心已久。喜在光宗時、守潭州。後守潭州。爲湖南安撫。至上登極、首被召除待制兼侍講。熹未至。已聞近習用事、御筆指揮皆有漸、深憂之。留正罷。汝愚爲相。韓侂冑自負有定策功、希不次之賞。汝愚不肯驟除。遂怨。

訓讀 上の嘉王たるや、黃裳、翊善と爲りて、講說開道す。光宗、嘗て宣諭して曰く、「嘉王の學に進むは、皆卿の功なり」と。裳曰く、「若し德に進み業を修め、古先哲王に追蹤せんと欲せば、須らく天下第一の人を尋ねて、乃ち可なるべし」と。問ふ、「誰をか爲す」と。朱熹を以て對ふ。彭龜年、繼ぎて宮僚と爲る。講に因りて每に熹の說に及ぶ。上、心を傾くること、すでに久し。熹、光宗の時

に在つて、漳州に守たり、後、潭州に守たり。湖南安撫となる。上の登極に至つて、首として、召されて、待制兼侍講に除せらる。熹、未だ至らず。已に近習事を用ひ、御筆指揮して、皆漸ありと聞き、深く之を憂ふ。留正罷む。汝愚、相となる。韓侂胄、自ら定策の功あるを負んで、不次の賞を希ふ。汝愚、肯て驟に除せず、遂に怨む。

【通釋】帝がまだ嘉王として外にある際、黄裳といふ者が、翊善の官となつて、書物を講義して帝の智徳を開き導いたのであつた。そこで光宗は或る時、(黄裳に)御言葉を賜つて、「嘉王の學問が進歩したのは、皆卿の功勞である」と言はれた。此の時裳は、「若し殿下の徳を進め、學業を修め、以て古の聖王の道を踐ませようとの思召でございますなら、是非とも天下第一等の人物をお尋ねになつて、(此の人について御修養遊ばすのが)宜しからうかと存じます」と言上した。光宗は「では、誰が天下第一等の人物であるかと問はれたので、裳は「朱熹(こそ其の人物)であります」と奏上した。(黄裳が退くと)彭龜年が代つて、東宮附となつた。(龜年は書物を)講義する際、いつも(朱熹はかく〳〵申して居りますと言つて)朱熹の說に說き及ぼしたので、(これに影響されて)帝は久しい以前から朱熹に心を寄せてゐられた。熹は光宗の代には、漳州の太守となり、後に潭州の太守となり、

更に湖南安撫となつたが、今上の卽位に及び、第一に召出されて待制兼侍講に任ぜられた。熹は、未だ上京しなかつたが、早くも、（帝側近の）近習が（かれこれと）策を弄して（政務を處理し、又天子は、大臣にも相談せず）御墨付を下して國政を左右せられる（といふやうな弊習が）、次第に起つて來たと聞いて、深く心配してゐた。時に留正は相を罷めると、汝愚が後をついで相となつた。そこで韓侂冑は、さきに自分が帝を卽位させるについて、手柄のあつたことを鼻にかけて、破格の恩賞を期待したが、汝愚は、おいそれとは好い地位を與へてくれなかつたので、遂に（侂冑は、汝愚を）怨むやうになつた。

語釋 翊善（官名。もと說書と云つた官で、淸の經筵講官に當り侍講のことである。）○講說開導（書物を講義說明して智德を開き導く。）○追蹤（追は後世よりの意、蹤は足跡をふむ。先人を手本として、その事迹を實行すること）○古先哲王（古の聖人の君。）○宮僚（東宮附の官。）○傾レ心（心をよせて慕ふ。）○漳州（今の福建省龍溪縣。）○潭州（今の湖南省長沙縣。）○湖南（今の湖南省。）○登極（卽位。）○待制（官名、侍制學士。侍從顧問の官。）○侍講（天子に書物の講義をする官。）○近習（天子側近の者。）○用レ事（わがまゝ勝手に切りまはすこと。專橫に政務を處理すること。）○御筆指揮（天子が大臣らに相談せず獨斷で親筆の書を下して政治を左右する。）○有レ漸（次第に起る。）○負（タノムと訓む。恃む。鼻にかける。）○定策功（天子を定め立てた手柄。）○不次之賞（破格の恩賞。次は順序、卽ち順序によらざる義。）○不ニ肯驟除ニ（驟はニハカと訓じ、急にの意。おいそれと承知して、すぐさまよい官につけるやうなことをしない。）

汝愚爲レ政ヲ。方ニ務メテ引ニ進シ善類ヲ、裁ニ抑ス僥倖ヲ。小人滋ゝ不レ悅バ。相與ニ共ニ排レス之ヲ。朱熹既ニ至ル。

朱熹在朝四十六日

韓侘冑併逐汝愚

上疏忤侘冑。在朝甫四十六日而罷。言者以爲熹有宮祠之命。遠近相弔、天下大老去之、誰不欲去。若正人盡去、何以爲國。汝愚袖還內批、且諫且拜不聽。侘冑欲併逐汝愚。而難其名。或敎之曰、彼宗姓、誣以謀危社稷、則一網盡矣。侘冑然之。汝愚在相位數月罷、連貶竄、服藥以死。

訓讀 汝愚、政を爲す。方に務めて、善類を引進し、僥倖を裁抑す。小人滋〻悅ばず。相與に共に之を排す。朱熹、既に至る。上疏して侘冑に忤ふ。朝に在ること四十六日にして罷む。言者、以爲へらく、「熹、宮祠の命あり」と。遠近相弔ひ、天下の大老、之を去らば、誰か去るを欲せざらん。若し正人盡く去らば、何を以て國を爲めん」と。汝愚、袖より內批を還して、且つ諫め且つ拜すれども、聽かず。侘冑、併せて汝愚を逐はんと欲す。而も其の名を難かる。或ひと之に敎へて曰く、「彼は宗姓、誣ふるに、社稷を危くせんと謀るを以てせば、則ち一網にして盡くさん」と。侘冑、之れを然りとす。汝愚、相位を在ること、數月にして罷め、連りに貶竄せられ、藥を服して以て死す。

〔通釋〕汝愚は政を行ふにあたり、つとめて善良な人物を引き進め、僥倖(を願ふやうな小人)を抑へつけた。(その爲に)小人らは、益々快く思はず皆ぐるになつて汝愚を排斥した。朱熹は既に(朝廷に)至り、書を上つて(苦言を呈したが、その言ふ所が)侂冑の意に逆らつたので、(彼の怒を招き)朝廷に在ること、僅か四十六日にして罷免され、奉祠の閑職に移され(田舍へやられてしまつた。)當時(游仲鴻の如き)は、「熹が今回奉祠となつて朝廷を逐はれたことについては、天下の民悉く惜しみ悲しんでゐる。天下の元老が官を退けられるやうでは、(正義の士)誰が朝廷を去るを欲しない者があらう。若し正義の士が盡く朝廷を去つてしまつたならば、どうして國を治めるのだ」と言つて(慨嘆した)。汝愚は、袖の中から(朱熹罷免の)御沙汰書を(取り出して)返上し、三拜九拜してお諫め申したけれども、帝はこれを承知しなかつた。侂冑は、(熹と)一緒に、汝愚をも放逐しようとしたが、その罪名が無いので困つてゐた。そこへ或者が、「汝愚は(趙氏で)皇室と同姓ですから、國家を乘つ取らうとの陰謀を企てゝゐると中傷するには(持つて來い)です。この藥がきけば、彼始め、その一味まで)一網で取り盡させませう」と敎へた。侂冑は、成程と肯いて(これを實行したので)、汝愚は、宰相の位に在ること數月にして罷められ、引續き罪におとされ、遂に毒藥を呷つて自殺し果てた。

語釋 引ニ進善類一（善良な人物を、朝廷に引き進める。）○裁ニ抑僥倖一（不正な立身出世を望む者を抑へつける。）○滋（マスマスと訓む。益と同じ。）○忤（サカラフと訓む。意見に反對する。）○言者（批評する者。こゝでは登聞鼓院の游仲鴻を指す。）○宮祠之命（奉祠の任命。道教の寺の守（モリ）。功臣優遇の道として閑散な職で祿を賜はるのである。）○大老（年老いた賢者。熹は時に七十歳であつた。）○正人（正義の士。）○內批（天子親筆の書付。天子が宰相の議を待たずして親ら事を處するのを內批といふ。卽ち前出の「御筆指揮」の御筆である。霏雪錄に「宋の故事に、禁中、事を處分して外に付す、之を內批と謂ひ、又御筆と謂ふ」とある。こゝでは朱熹罷免の御沙汰書を指す。）○難ニ其名一（其の罪名の無いのに困る。）○宗姓（宗室卽ち天子と同じ姓。趙氏であることを指す。）○誣（音フ。訓シフ。中傷する。）○服レ藥以死（藥は毒藥のこと。汝愚は永州に赴く途中、衡州で毒を飲んで自殺した。）

侂胄用ニ李沐·何澹·劉德秀·胡紘·沈繼相等一、爲ニ鷹犬一、搏ニ擊善類一無レ遺。彭龜年·劉光祖·章穎·葉適·徐誼·沈有開·吳獵·黃由·黃度·鄧馹·陳傅良·樓鑰·鄭湜·李祥·楊簡·呂祖儉·詹三聘·游仲鴻·項安世·孫元德·袁燮·陳武·汪逵·范仲黼·黃灝·詹體仁等、貶逐。不レ可ニ勝紀一。籍ニ記黨人姓名一、目曰ニ僞學一、以ニ朱熹一爲レ首。在レ籍者數十人。蔡元定、坐ニ熹黨一、道州編管。大學生楊宏中等六人、亦坐ニ上書救ニ黨人一編管。留正以ニ嘗引ニ用黨人一亦黜竄。兪端禮·京鏜·謝深甫相繼爲レ相。

訓讀 佗冑、李沐・何澹・劉德秀・胡紘・沈繼相等を用ひて、鷹犬と爲し、善類を搏擊して遺すなし。彭龜年・劉光祖・章穎・葉適・徐誼・沈有開・吳獵・黃由・黃度・鄧馹・陳傅良・樓鑰・鄭湜・李祥・楊簡・呂祖儉・魯三聘・游仲鴻・項安世・孫元德・袁燮・陳武・汪逵・范仲黼・黃灝・詹體仁等、貶逐せらる。勝げて紀すべからず。黨人の姓名を籍記し、目して僞學といひ、朱熹を以て首となす。籍に在るもの數十人。蔡元定、熹の累に坐して、道州に編管せらる。大學生楊宏中等六人、亦、上書して黨人を救ふに坐して、編管せらる。留正、嘗て黨人を引用せるを以て、亦黜竄せらる。兪端禮・京鏜・謝深甫、相繼ぎて相と爲る。

通釋 佗冑は、李沐・何澹等を用ひて(鷹狩りの)鷹か犬かのやうに(手先に)使ひ、善良な人物を根こそぎに彈壓した。彭龜年外二十六人、盡く位を貶され、(朝廷から)放逐されたのであつたが、(それらの性名は)、一々(こゝに)書き上げることの出來ぬほど多數に上つた。(其の上、正義の)黨人の姓名を帳簿に記錄し、僞學といふ汚名を被せて(眞正の學者ではないとし)、朱熹を其の首魁とした。それに記錄せられた者は數十人に上つた。蔡元定も亦朱熹の一味と目されて、地方に流された。大學生の楊宏中等六人も亦、上書して黨人を救はうとし、却て罪に坐して、地方へ流され、(宰相)留正も嘗

朱熹卒

呂祖泰

風俗大壞

て黨人を引き進めたかどで、黜けられて、流罪の身となつた。(其の後)兪端禮・京鏜・謝深甫が、相繼いで宰相となつた。

語釋 鷹犬(手先。狩する時に鷹や犬に獲物を捕らすやうに、思ひのまゝに使用される人物。) ○搏擊(二字共にウツと訓む。たゝきつける。ひどい目にあはす。) ○無レ遺(遺はノコス。卽ち盡く、根こそぎの意。) ○籍記(姓名を帳簿に記入する。) ○編管(罪あつて遠地に流されること。) ○黜竄(チュツザン。黜はシリゾク、竄はナガスと訓ず。官を退けられて、流される。)

○朱熹以慶元庚申卒。時僞學黨禁雖嚴、會葬者亦數千人。呂祖泰、上書論雪僞學、乞誅侂胄及其黨蘇師旦・周筠、罷逐陳自强之徒、召用周必大。不然事將不測。書出。中外大駭。杖一百、不刺面配欽州。必大亦坐謫降。熹沒踰年、黨禁稍解。諸人或復官自便。然消沮變化之餘、風俗已大壞矣。

訓讀 朱熹、慶元庚申を以て卒す。時に僞學の黨禁嚴なりと雖も、會葬する者亦數千人なり。呂祖泰、上書して僞學を雪がんことを論ず。「乞ふ、侂胄及び其の黨蘇師旦・周筠を誅し、陳自强の徒を罷逐し、周必大を召用せん。然らずんば、事將に測られざらんとす」と。書出づ。中外大いに駭く。杖

すること一百、面を刺さずして、欽州に配せらる。必大亦坐して謫降せらる。熹、沒して年を踰えて黨禁稍々解く。諸人或は官に復して自ら便にす。然れども、消沮變化の餘、風俗已に大いに壞る。

【通釋】朱熹は慶元（六年）庚申の年に逝去した。時恰も、謂はゆる僞學の黨人に對する禁令が嚴しかつたけれども、（猶ほ彈壓を恐れずに）會葬する者が數千人に上つた。呂祖泰は上書して、僞學（といふ汚名）を雪がうとして論じ、「願はくは、佗冑及び其の一味の蘇師旦・周筠を誅し、陳自强等を罷免放逐し、（再び）周必大を召し用ひていたゞきたう御座います。さなくば、（このさき）如何なる事態が發生せんとも、測り難く存ぜられます」と奏上した。その書面が提出されると、朝野の人々は皆大いに駭いた。（祖泰はこの爲に）、杖つこと一百の刑に處せられ、顏に刺青することだけは赦されて、欽州に配流された。必大も亦（この事件に連坐して）流罪となつた。朱熹の死後、年の經つにつれて、黨人の禁令も、稍弛み、連坐した者も以前の官に復して、其の身の自由を許されるに至つた者も大勢あつたけれども、國勢衰微して、（以前とは比べやうもなく）、すつかり變つてゐる時とて、風俗はすべて大いに亂れてゐたのであつた。

【語釋】陳自强（佗冑の幼時の師であつた關係か、簽書樞密院事となつた。）〇事將レ不レ測（事態がどのやうになるかわからぬ。大事を引き起すかも知れぬといふ意。）〇杖（笞刑に處す。笞でたゝく刑。）

侘胄僭侈

蒙古侵レ金

○不レ刺レ面(面部に刺青を施すことだけ免れた。流罪に處せられるものは、いれずみする例であつたのである。)　○欽州(今廣東省欽縣。)　○自便(自由の身となる。)　○消沮變化之餘(消は衰へる、沮は停止する。國勢のおとろへ變化したあげく。)　○壞(ヤブルと訓む。亂れる。)

○謝深甫罷。陳自強爲レ相。侘胄以二太師平原郡王一、平章軍國事。權傾二人主一、威制二上下一、服御擬二於乘輿一、土木侈二於禁苑一。諛者至三稱爲二恩王聖相一。或作二詩九章一、每レ章用二一錫字一。侘胄亦不レ辭。稔二積罪惡一、至下於生レ事開上レ邊而極。先レ是、有二蒙古部一、興二於北方一。在二金世宗時一、已強盛。稱レ帝。至二璟立一、蒙古兵來輒長驅。金始多レ事。侘胄聞二金有一レ此釁一、謂二中原可一レ圖。

【訓讀】謝深甫罷めらる。陳自強、相と爲る。侘胄、太師平原郡王を以て、平章軍國事たり。權、人主を傾け、威、上下を制し、服御、乘輿に擬し、土木禁苑より侈る。諛者、稱して恩王聖相と爲すに至る。或は詩九章を作り、章每に一の錫の字を用ふ。侘胄も亦辭せず。罪惡を稔積し、事を生じ邊を開くに至つて極まる。是より先、蒙古部有り北方に興る。金の世宗の時に在つて、已に強盛なり。帝

と稱す。璟、立つに至りて、蒙古の兵來つて輒ち長驅す。金始めて多事なり。侂胄、金に此の釁有りと聞いて、謂へらく、中原圖るべしと。

通釋 謝深甫が官を退き、(代つて)陳自强が宰相となつた。時に侂胄は、太師及び平原郡王の位に居り、その上に、平章軍國事の職に在つて、其の權力は天子を壓倒し、其の威勢は上下の人々を抑へつけ、その衣服や乘物は、天子を眞似し、(其の邸宅の)建築は、天子の御苑よりも贅澤であつた。おべつかい使ひたちは、彼を恩王聖相(恩德高き有難い王樣、聖人のやうな尊い大臣樣)などゝ呼ぶに至り、或は、九章の詩を作つて、一章毎に錫の字を一字づゝ用ひ、(天子から名譽ある九錫を賜はることを寓して、諛ふ者もあつたが)、侂胄も亦これを辭退せずに(寧ろ得々としてゐた。)かくて種々の罪惡がつもりつもつて、隣國の金と問題を起すに至つて、(彼の不臣は)頂點に達したのである。是より以前、蒙古部(といふ部族)が北方に興つた。金の世宗の時には、すでに(その勢力が)强盛となつて、(其の酋長は)帝と稱してゐた。其の後に璟が立つて(金主となるに及んで)、蒙古の兵は、度々長驅して(金に侵入したので)、金もやうやく安閑として居れなくなつた。侂胄は、金にかういふ隙があると聞き、(この隙に乘じて金を伐つたならば、さきに宋の失つた)黃河流域の中央地方を奪回することが出來る

吳曦稱レ帝

曦伏レ誅

と考へた。

語釋 太師(三公の一、天子の師。) ○權傾二人主一(權力が君主を壓倒する。) ○服御擬二於乘輿一(擬はナゾラフと訓む。眞似ること。衣服乘物を、天子に眞似る。) ○土木侈二於禁苑一(邸宅の建築造園等が天子の御苑よりも贅澤である。侈はオゴルと訓む。) ○每レ章用二一錫字一(これは天子より九錫を賜はることを寫したのである。九錫は、大臣などを優待する時、特に天子より車馬・衣服・樂器・朱戸・納陛・虎賁・鈇鉞・弓矢・秬鬯を賜ふをいふ。前にも屢々見えた。) ○稔積(ジンセキ。稔はミノルと訓む。熟し積ること。) ○生レ事開レ邊(紛擾を生じ隣國と仲たがひする。開レ邊は開二邊釁一の意。國境に事變を生ずること。) ○璟(金の章宗である。)

有二吳曦者一。前蜀帥吳挺之子、璘之孫也。吳氏世職二西陲一、威行二西蜀一。留二其子孫於京一。蓋累朝之遠慮。曦有二異志一久。欲レ歸レ蜀而不レ許。侘胄遣歸數年。蓋欲レ使二西蜀出一レ兵。○開禧二年丙寅、以レ伐レ金詔告二四方諸路一進レ師。曦首以二關外四州一獻レ金、求レ封爲二蜀王一。尋卽稱レ帝。賴下李好義・楊巨源與二安丙一密謀上、曦僭號踰レ月而誅。

訓讀 吳曦といふ者有り。前の蜀帥吳挺の子にして、璘の孫なり。吳氏世々西陲に職として、威、

西蜀に行はる。其の子孫を京に留む。蓋し累朝の遠慮なり。曦、異志有ること久し。蜀に歸らんと欲して許されず。侂胄遣り歸すこと數年。蓋し西蜀をして兵を出さしめんと欲するなり。○開禧二年丙寅、金を伐つの詔を以て、四方諸路に告げて、師を進む。曦、首として關外四州を以て金に獻じ、封を求めて、蜀王となる。尋いで、卽ち、帝と稱す。李好義・楊巨源が安丙と密に謀るに賴りて、曦、僣號すること、月を踰えて誅せらる。

通釋 こゝに吳曦といふ者があつた。これは前の蜀の將、吳挺の子で、璘の孫である。吳氏は代々、西方の國境地方の守護に任じて、威名が西蜀に響いてゐたので、(朝廷は)、其の子孫を都に留めて置いた。思ふに(これは萬一吳氏が西邊で叛旗を飜すやうなことのあつた際の準備に)歷代の朝廷の深い思慮があつたからである。曦は、久しい以前から謀叛心を抱いてゐたので、蜀に歸らうと思つて(朝廷に許可を求めたが)、許されなかつた。然るに侂胄は(之を許し)、(曦を蜀に)歸して數年間放任しておいた。(侂胄の腹では)、西蜀から兵を出して、(金を伐たせようとの)考であつたのだ。○開禧二年丙寅の年に、宋は金征討の詔を天下の各地方に下して、軍を出さしめた。吳曦は、(時こそ來れと叛旗を飜して)最先に關外の四州を金に獻じて、請うて蜀王に封ぜられた。その後間もなく自ら

元太祖

成吉思汗

帝と稱したが、李好義・楊巨源・安丙らが、ひそかに（曦を誅しようと）謀り、そのために曦は帝號を僭稱すること一ケ月餘にして誅せられてしまつた。

語釋　職二西陲一（陲は邊に同じ。國のはづれ。西のはて、地を治めること。）　○累朝遠慮（歴代の朝廷の深い思慮。萬一吳氏が西邊で叛いた際、子孫を誅しようとする深い考へ。）　○異志（謀叛の野心。）
○開禧二年丙寅（この年、元の太祖は始めて元年と稱した。）　○首（はじめに。第一番に。まつさきに。）　○關外四州（關外は長城外の地。四州は階州・秦州・成州・鳳州の四州で、何れも今の甘肅省に屬す。）

○是歲、元太祖即位於斡難河之源。太祖姓奇渥溫氏、諱鐵木眞、蒙古部人也。其先世爲蒙古部長。至太祖之父、曰也速該、始併呑諸部落。愈强大。後追謚曰烈祖神元皇帝。初神元征塔塔兒部、獲其部長鐵木眞。宣懿后月倫、適生太祖。手握凝血、如赤石。神元異之。因以所獲鐵木眞名之。志武功也。元年、大會諸王群臣、建九斿白旗、即位。群臣共上尊號、曰成吉思皇帝。時金章宗泰和六年也。

訓讀　是の歲、元の太祖、斡難河の源に即位す。太祖、性は奇渥溫氏、諱は鐵木眞、蒙古部の人

なり。その先世々蒙古部の長たり。太祖の父に至つて、也速該といひ、始めて、諸部落を併呑す。愈よ強大なり。後、追謚して烈祖神元皇帝といふ。初め、神元、塔塔兒部を征し、その部長鐵木眞を獲たり。宣懿后月倫、適〻太祖を生む。手に凝血を握る。赤石の如し。神元、之を異とす。因つて、獲る所の鐵木眞を以て、之に名づく。武功を志すなり。元年、大いに諸王群臣を會し、九斿の白旗を建て〻位に卽く。群臣、共に尊號を上り、成吉思皇帝といふ。時に金の章宗泰和六年なり。

成吉思汗像

通釋 この歳、（西暦一二〇六年十二月）元の太祖が、斡難河の上流で卽位した。太祖は、性を奇渥溫氏、諱を鐵木眞といひ、蒙古部の人である。その祖先は、代代蒙古部の酋長であつたが、太祖の父也速該に至つて、はじめて諸部落を併せ領して、愈々強大となつた。（この也速該は）、後に烈祖神元皇帝と謚された人である。はじめ神元（卽ち也速該）は、塔塔兒部を征服し、その部長の鐵木眞といふ者を虜にした。丁度その時、（後に）宣懿（と謚された）皇

后の月倫が太祖を產んだ。その子は手に赤い石のやうな血の塊を握つてゐた。父の神元は、これは、不思議なことだといふので、其の時捕虜にした鐵木眞の名をとつて、(そのまゝ此子の)名とした。(これは塔塔兒部を征服した)武功を記念する爲であつた。かくて元年には、太祖は(蒙古の)諸王群臣を悉く召集し、九斿の白い吹流しの旗を押し立てゝ、卽位の大禮を擧げた。群臣は、諸共に尊號をたてまつつて、成吉思皇帝と稱した。時に、金の章宗の世、泰和六年のことである。

語釋　蒙古部(前の高宗の條に見た蒙兀即ち大蒙のこと。蒙古とは蒙古語で銀といふ意。北方民族は金屬の名を部族や國につけることを好んだ。女眞が金と稱したのもそれである。黑龍江の上流、オノン河、ケルレン河の間に部落したもので、唐代の韃靼の一部である。始は遼に、後には金に屬してゐたが、十二世紀になつて、酋長哈不勒(カブル)が始めて汗と稱し、孫の也速該に至つて强大となり、その子鐵木眞になつて大發展を見るに至つたものである。)　○斡難河(オノン河と訓む。黑龍江の上流、外蒙古車臣汗の肯特山の西より流る。)　○奇渥溫(キャンと訓む。)　○也速該(エスカイと訓む。)　○塔塔兒(タタルと訓む。)　○宣懿后月倫(宣懿は諡、月倫は名で、蒙古語でオエルンといふ。)　○適(たまたまと訓む。丁度其の時の意。)　○凝血(血のかたまり。)　○異レ之(之を不思議に思ふ。)　○志(シルスと訓む。記念すること。)　○九斿白旗(斿は旗の末に垂れたもの。はたあし。我國のふきながしの類である。蒙古は白色を貴ぶ故に白旗を用ふ。九旗の白の吹流し。)　○成吉思皇帝(ジンギス皇帝と訓む。即ち成吉斯汗(ジンギスカン)のことで、蒙古語で「强大なる君主」の義。)

○丁卯開僖三年、時北伐諸軍、所レ向無レ不二潰敗一而退。金人大發レ兵、連陷二蜀・漢・荊・襄・兩淮諸郡一。東南大震。亟遣レ使通二謝於金一。而侂胄弄レ兵之意猶未レ已。

中外患レ之、遂有ニ誅レ兇之議一。皇后楊氏、知ニ書史一通ニ古今一。當時、侍郎史彌遠、建ニ密策一。而旨從レ中出者、皆后實爲レ之。一日侂冑入朝。彌遠使ニ殿帥夏震、以レ兵邀ニ之塗一、擁出ニ玉津園一椎ニ殺之一。

訓讀 丁卯開僖三年、時に北伐諸軍の向ふ所、潰敗して退かざる無し。金人大いに兵を發して、速りに、蜀・漢・荊・襄・兩淮諸郡を陷る。東南大いに震ふ。亟〻使を遣して、金に通謝せしむ。而して侂冑、兵を弄するの意猶ほ未だ已まず。中外之を患へ、遂に兇を誅するの議有り。皇后楊氏、書史を知り、古今に通ず。當時、侍郎史彌遠、密策を建つ。而して旨の中より出づる者は、皆后、實に之を爲すなり。一日、侂冑、入朝す。彌遠、殿帥夏震をして、兵を以て之を塗に邀へ、擁して玉津園に出で、之を椎殺せしむ。

通釋 丁卯開僖三年、時に北方(金)を征伐に赴いた(宋の)諸軍は、行く先き〴〵で片端から全滅して退却した。金は大兵を發して、次ぎ〴〵にと蜀・漢・荊・襄・兩淮の諸郡を陷れたので、宋では（今にも金軍が攻め寄せてくるかと）皆ぶる〴〵とふるへ上つて了つた。（そこで宋の朝廷は）、しばしば

使者を遣はして、金に謝罪の意を通じさせた。それにも關らず侂冑の無暗に戰爭をしたがる意志は、なほ止まなかつたので、朝野の人々は、之に困りはて、遂に兇賊(韓侂冑)を誅せよといふ議論が起つて來た。皇后の楊氏は、學問もあり史書を讀んで、天下興亡の理に通じて居られたので(內心侂冑を憎んで居られた)。時に(禮部)侍郎の史彌遠がこつそりと(侂冑誅伐の)策略を立てゝゐた。間もなく(侂冑を誅せよとの)密旨が宮中から出る運びになつたのは、實は皆(彌遠の奏上を)皇后の贊成せられたのによるのである。そこで或日、侂冑が朝廷に參內する日を機會に、彌遠は殿帥の夏震に命じ、兵を率ゐて之を途中に待ちうけさせ、むりやりに玉津園に引張りこんで、槌で撲り殺させてしまつた。

語釋 東南(金を北方と言ふに對して南宋を東南と記したのである。) ○大震(震はフルフ。すつかり震へあがつて懼れる。) ○亟(シバ〱と訓む。たびたび。) ○通謝(謝罪の意を通ずること。) ○弄兵之意(深い思慮もなく、無暗に兵を動かして戰爭をしようとする意志。) ○兇(兇者侂冑をさす。) ○知書史(書物を讀み、歷史を知る。) ○通古今(古今の今は意輕く古の義である。古の國家興亡の理に通ずること。) ○旨(侂冑誅伐の思召。) ○殿帥(御所警衛兵の長官。) ○邀之塗(邀はムカフと訓む。途中で待ちうける。塗はミチと訓む途に同じ。) ○擁(取り卷く。) ○玉津園(御苑の名。) ○椎殺(椎は槌。槌で撲り殺す。)

○先是、元太祖征西夏、拔力吉里塞而還。至是秋再征之。○戊辰嘉定元年、陳自強竄死、蘇師旦處斬、周筠決配。侂冑函首謝金、和議復成。錢象祖

函首 謝金

爲相。史彌遠累還、與象祖並相。象祖罷、彌遠獨相。○金章宗璟、在位二十年而殂。無子。立世宗之別子允濟。於璟爲叔。○己巳嘉定二年春、元太祖入河西、屢破西夏兵。夏主李安全、納女請和。

訓讀 是より先、元の太祖西夏を征し、力吉里塞を拔きて還る。是秋に至りて、再び之を征す。○戊辰嘉定元年、陳自强、竄せられて死し、蘇師旦、斬に處せられ、周筠決、配せらる。侂胄は、首を函して金に謝し、和議復た成る。錢象祖、相と爲る。史彌遠、累遷して、象祖と竝び相たり。象祖、罷められ、彌遠獨り相たり○金の章宗璟、在位二十年にして殂す。子無し。世宗の別子允濟を立つ。璟に於て叔と爲す。○己巳嘉定二年春、元の太祖、河西に入り、屢々西夏の兵を破る。夏主李安全、女を納れて和を請ふ。

通釋 是より以前に、元の太祖は西夏を征し、力吉里塞を攻め落して還つたが、此の歳の秋、再び遠征に向つた。○戊辰嘉定元年、（侂胄の一黨）陳自强は流罪に處せられて死亡し、蘇師旦は死刑に處せられ、周筠はたゝきにされた上流罪となつた。朝廷は侂胄の首を箱に入れて金に送り、（これを證

太祖襲レ金

中原皇帝天上人做

據として金に）謝罪の意を表し、やうやく和議が再び成立した。錢象祖が宰相となり、史彌遠も次第に昇進して、象祖と並んで宰相となつた。其の後、象祖が罷められたので、彌遠のみ獨り宰相の椅子に坐つてゐた。○金の章宗璟は、在位二十年の後に崩じた。子が無かつたので、世宗の庶子の允濟を位に卽けた。璟からは叔父にあたる人である。○嘉定二年己巳の年の春元の太祖は河西に攻め入つて、たび〳〵西夏の兵を破つたので、夏主の李安全は、その娘を（太祖に）妻はせて、和を請うた。

語釋 力吉里塞（西夏北邊のとりでの名。）○決配（決は杖でたゝくこと。配は流罪に處すること。）○函レ首（首を箱に入れる。）○累遷（次第に官位が昇進する。）○別子（妾腹の子。庶子。）○河西（黃河の西。）○納レ女（女はムスメと訓む。娘。娘を送つて妻にする。）

庚午嘉定三年、金謀レ討レ元、築ニ烏沙堡一。太祖遣レ將、襲ニ殺其衆一、遂略レ地而東。初太祖貢ニ歲幣于金一。金主使ニ衛王允濟受ニ貢于靜州一。太祖見ニ允濟一不レ爲レ禮。允濟怒、歸欲ニ請レ兵攻一レ之。會ニ金主璟殂一、允濟嗣レ位。有レ詔。至レ國傳言當レ拜。太祖問ニ金使一曰、新君爲レ誰。曰、衛王也。太祖遽ニ南唾一曰、我謂、中原皇帝、是天上人做。

此等亦爲之耶。何以拜爲。卽策馬去。金使還言。允濟益怒。欲俟太祖再入貢而害之。太祖知之、遂與金絕。

訓讀 庚午嘉定三年、金、元を討たんと謀り、烏沙堡を築く。太祖將を遣して、襲ひて其の衆を殺し、遂に地を略して東す。初め、太祖、歳幣を金に貢す。金主、衞王允濟をして、貢を靜州に受けしむ。太祖、允濟を見て禮を爲さず。允濟怒り、歸りて兵を請うて、之を攻めむと欲す。金主璟の殂するに會し、允濟、位を嗣ぐ。詔あり。國に至りて、傳へ言ふ、當に拜すべしと。太祖、金使に問うて曰く、「新君は誰とかなす」と。曰く、「衞王なり」と。太祖、遽に南に唾して曰く、「我、謂へり、中原の皇帝は、是れ天上の人做と。此れ等も、亦た之を爲すか。何を以て拜するを爲さん」と。卽ち馬に策つて去る。金使、還りて言ふ。允濟、益々怒る。太祖の再び入貢するを俟つて、之を害せんと欲す。太祖、之を知り、遂に金と絕つ。

通釋 庚午嘉定三年、金は元を討たうと謀り、先づ烏沙堡を築いて（國境の守備を固めた）ので、（元の）太祖は、大將を遣はして之を襲擊して多數の金兵を殺させ、遂に金の地を侵略して東に攻め進

んだ。これよりさき、太祖は、例年の貢物を金に獻上したところ、金主は衞王允濟に命じ、その貢物を靜州に於て受納させた。（その時）太祖は、允濟に會つても禮をしなかつたので、允濟は（無禮の仕打ちとかんかんに）怒つてしまひ、金に歸るなり直に兵を請うて元を攻めようと思つた。（ところが折惡しく）金主璟が崩御したので、允濟は位を嗣ぐことになつた。（其の卽位の）詔書が元に送られ、再拜して此の書を受取れと傳へた。其の時太祖は金の使者に、「新君は一體どなたであるか」と問うた。使者は、（さきの衞王殿下であらせられる」と答へた。（それを聞いた）太祖は、矢庭に南へ向いて唾を吐き棄てゝ、「我はこれまで、中原（金）の皇帝は、（並々の人ではない）天上の人が作られるものとばかり思つてゐたのに、こんな（允濟如き）者でも、帝位に卽くのか。どうして（こんな者に、頭を下げて）拜することがならうか」と言ふなり、（ひらりと）馬に（跨がり）、一鞭あてゝ立ち去つてしまつた。金の使者は立ち還つて、この次第を奏上した。新帝允濟はいよ〳〵怒つて、太祖が再び入貢するのを待ち受けて、之を殺してしまはうと構へてゐたが、太祖は（早くも）これを知り、遂に金と交を絶つてしまつた。

語釋　略レ地（土地を攻め取る。土地を占領する。）　○靜州（内蒙古郭爾羅斯の境。吉林省の西北部であらうといふ。）　○南唾（南は即ち元より見て金を指す。金に向つて唾したのである。）　○天上人

做（天上の人、即ち並々ならぬ貴人が天子になるとの意。做は俗語で作の字と同じ意味。ナルとも〻ナスとも訓む。）○此等亦爲レ之耶（こんな人物でも亦、帝位に即くのか。）

辛未嘉定四年春、元太祖南侵、敗二金兵一、襲二群牧監一、驅二其馬一而還。自レ是連歲、攻二取金州郡一。○癸酉嘉定六年、金主衞紹王允濟、在位五年、無二歲不一レ受レ兵、幾不レ能レ支。且失二將士心一、爲二大將所一レ弑。追廢爲二東海郡侯一、立二豐王珣一。珣之兄也。是爲二宣宗一。太祖分二兵三道一、並進取二燕南・山東・河北五十餘郡一。

訓讀 辛未嘉定四年の春、元の太祖南侵し、金兵を敗り、群牧監を襲ひ、其の馬を驅つて還る。是より連歲、金の州郡を攻取す。○癸酉嘉定六年。金主衞紹王允濟、在位五年、歲として兵を受けざるはなく、幾んど支ふる能はず。且つ將士の心を失ひ、大將の弑する所と爲る。○追廢して、東海郡侯と爲し、豐王珣を立つ。珣の兄なり。是を宣宗となす。太祖、兵を三道に分つて、並び進んで、燕南・山東・河北の五十餘郡を取る。

通釋 辛未嘉定四年の春、元の太祖は南方金に侵入して金兵を破り、（勢に乘じて進み、中都の）

金乞二和于元一

金遷レ汴

群牧監を襲つて、その馬を奪ひ、驅り立てゝ凱旋した。この後每年、(元は)金の州郡を攻めては奪つた。○嘉定六年癸酉の年の記事。金主の衞紹王允濟は、在位五年の間、一年として元兵(の侵入)を受けぬ年はなく、到底これを防ぐだけの實力は無かつた上に、將士らの人望をも失ひ、(遂に)大將(の胡沙虎)に弑せられてしまつた。しかも死後金主の帝號を奪ひ取つて、東海郡侯とし、(新たに)豐王珣を立てた。(珣は)璟の兄で、これが宣宗である。(元の)太祖は、兵を三道に分ち、並び進ませて、燕南・山東・河北の五十餘郡を取つた。

語釋 群牧監(官立牛馬飼養所。) ○不レ能レ支(防ぎきれぬ。) ○追廢(死後その位を廢すること。) ○五十餘郡(綱目には五十を九十として居る。) ○爲二大將所一レ弑(大將は右副元帥の胡沙虎を指す。) ○豐王珣(豐王は昇王とするが正しいとの說。)

甲戌嘉定七年、元太祖駐二蹕燕北一。金主以二岐國公主及童男女五百、馬三千匹金帛一、以獻乞レ和。雖レ見レ許、度レ不レ能二自立一於燕一、五月、遷二于汴一。留二丞相完顏福興、輔二太子守忠一居レ燕。太祖遣レ兵圍レ之。守忠走レ汴。後一年而燕京陷。元兵自二河東一渡レ河而南。距レ汴二十里而去。金人自レ是地勢益蹙。山東叛レ之。東阻

河、西阻潼關而已。欲窺宋川・蜀・淮・漢、以自廣、遂敗盟來侵。宋以黃榜募忠義人、進討京東路。忠義李全、以歲戊寅、率衆來歸。全本漣水縣弓手。在開禧乙丑間、已嘗應募焚其縣矣。

訓讀 甲戌嘉定七年、元の太祖、蹕を燕北に駐む。金主、岐國公主及び童男女五百、馬三千と金帛とを以てし、以て獻じて、和を乞ふ。許さると雖も、燕に自立する能はざるを度り、五月、汴に遷る。丞相完顏福興を留めて、太子守忠を輔けて燕に居らしむ。太祖、兵を遣して之を圍ましむ。守忠、汴に走る。後一年にして燕京陷る。元の兵河東より河を渡りて南す。汴を距ること二十里にして去る。金人是より地勢益々蹙る。山東之に叛く。東は河を阻て、西は潼關を阻つるのみ。宋の川・蜀・淮・漢を窺ひて、以て自ら廣めんと欲し、遂に盟を敗りて來り侵す。宋、黃榜を以て忠義の人を募り、進みて京東路を討たしむ。忠義の李全、歲の戊寅を以て、衆を率ゐて來り歸す。全は本と漣水縣の弓手なり。開禧乙丑の間に在りて、已に嘗て募に應じて、其の縣を焚けり。

通釋 嘉定七年甲戌の年、元の太祖は（遂に馬を進めて）燕城の北に駐まつた。そこで金主（宣宗

は)、(允濟の女の)岐國公主並びに男兒女兒各々五百人、馬三千匹、金及び絹布若干を獻じて和を乞うた。(太祖は之を)許したが、(金主は、もはや)燕に自立することは到底不可能だと見てとり、五月汴に遷り、燕京には丞相の完顏福興を留めて、太子の守忠を輔佐させた。ところが、太祖は、(和解しながら都を遷すのは、乃公を疑つてゐるのだと怒つて)、兵を遣はして燕京を圍ませたので、守忠は逃れて汴に赴いた。それから一年の後に、燕京は陷落した。更に元兵は、河東から黃河を渡つて南に進み、汴京を距ること二十里の所まで攻め寄せたが、(此の時は金軍がよく防戰したので志を得ず)、其のまゝ引き上げて行つた。金は最早や元の爲に土地が益々狹められた上に山東が背いたので、(その領土は)東は黃河を境とし、西は潼關の關所一つで(元と接觸し頗る不安な狀態に陷つた。そこで金は窮餘の策として)、宋の川・蜀・淮・漢をねらつて、領土を廣めようとし、遂に前の條約を破つて來り侵した。宋は黃色の紙に詔勅を書いた立札を立て、忠義の士を募り、進んで京東路地方を討伐させた。勤王の武士李全は、戊寅(開禧十一年)の年に、部兵を率ゐて、宋軍に加はつて來た。全は以前、漣水縣の弓隊の士で、開禧乙丑(開禧元年)に、すでに宋の募に應じて、(一旦金に取られた)漣水縣を燒打ちして(囘復し)たことがあつた。

語釋 駐レ蹕（蹕は天子の行幸にさきばらひをすること。それより轉じて天子の行列又乘物。それをとゞめることで、卽ち天子の逗留すること。）○岐國公主（前主允濟の女。公主は皇女のこと、又はセマルと訓む。）○蹔（チヾマル狹められること。）○黃榜（黃色の紙に詔勅を書いた立札。宋は唐の制に倣つて勅書に黃紙を用ひた。故に黃榜といふ。榜は立札の意。事物紀原に「唐の勅書は白紙に書き、多く蟲に食まる。高宗（唐）の上元三年に至り始めて黃紙を用ふ。之を黃勅といふ。黃紙は辛苦（からくにがい）の物を用て紙を染め、以て蟲を避く。其色黃なり」とある。）○忠義李全（忠義軍と稱する軍隊の李全。）○漣水縣（今の江蘇省漣水縣。）○弓手（弓隊の士。）○焚（燒打ちにする）

丁丑嘉定十年、元以木華黎爲太師、封國王。率諸軍南征、克大名府、定益都・淄・萊等州。○戊寅嘉定十一年、元木華黎自西京入河東、克太原・平陽及忻・代・澤・潞等州。是歳伐西夏、圍其王城。夏主李遵頊走西京。○高麗王瞰降于元、請歳貢方物。○己卯嘉定十二年、西域殺元使者。太祖親征。○庚辰嘉定十三年、元木華黎徇地、至眞定、又徇河北諸郡。

訓讀 丁丑嘉定十年、元、木華黎を以て太師と爲し、國王に封ず。諸軍を率ゐて南征し、大名府に克ち、益都・淄・萊等の州を定む。○戊寅嘉定十一年、元の木華黎、西京より河東に入り、太原・

金復請二和于元一

平陽及び忻・代・澤・潞等の州に克つ。是歳、西夏を伐ちて、其の王城を圍む。夏主李遵頊、西京に走る○高麗王瞰、元に降り、歳ごとに方物を貢せんと請ふ○己卯嘉定十二年、西域、元の使者を殺す。太祖親征す。○庚辰嘉定十三年、元の木華黎、地を徇へ、眞定に至り、又河北の諸郡を徇ふ。

通釋（文意明瞭であるから通釋を省略する。尚ほ語釋を見られたい）。

語釋 丁丑（ヒノトウシと訓む。）○大名府（今の河北省大名縣。）○益都（今の山東省膠東道益都縣。）○淄・萊（今ともに山東省に屬する。）○戊寅（ツチノエトラと訓む。）○平陽（今の山西省臨汾縣。）○忻（今の山西省雁門道忻縣。）○代（今の山西省雁門道代縣。）○澤（今の山西省晉城縣。）○潞（今の山西省長治縣。）○走二西京一（京は涼の誤。西涼は、今の甘肅省武威縣。）○方物（土地の産物。）○己卯（ツチノトウと訓む。）○徇レ地（徇はトナフと訓む。土地を征服する。）

壬午嘉定十五年。元ノ太子拖雷、克ツ二西域ノ諸城ヲ一。遂ニ與二太祖一會ス。秋金主復遣シテレ使ヲ請フレ和ヲ。太祖時ニ在リ二回鶻國ニ一。謂ヒテレ之ニ曰ク、我向ニ令メ二汝ガ主ヲシテ授ケ一レ我ニ河朔ノ地ヲ一、令メ二汝ガ主ヲシテ爲ラ一河南王ト一、彼此罷メントスレ兵ヲ。汝ガ主不レ從ヘ。今木華黎已ニ盡ク取ルレ之ヲ。乃チ始メテ來ツテ請フ耶ト。遂ニ不レ許サ。○癸未嘉定十六年、春三月、元ノ太師、魯國王木華黎卒ス。○五月、元初メテ置ク二達魯花赤ヲ一

監二治郡縣一。○金章宗珣、在位十二年而殂。子守緒立。是爲二哀宗一。

【訓讀】 壬午嘉定十五年。元の太子拖雷、西域の諸城に克つ。遂に太祖と會す。秋、金主復使を遣して和を請ふ。太祖時に回鶻國に在り。之に謂ひて曰く、「我、向きに汝が主をして我に河朔の地を授けしめ、汝が主をして河南王と爲らしめ、彼此兵を罷めんとす。汝が主從はず。今木華黎、已に盡く之を取る。乃ち始めて來つて請ふや」と。遂に許さず。○癸未嘉定十六年。春三月、元の太師、魯國王木華黎卒す。○五月、元初めて達魯花赤を置き、郡縣を監治せしむ。○金の章宗珣、在位十二年にして殂す。子守緒立つ。是を哀宗と爲す。

【通釋】 嘉定十五年壬午の年、元の太子拖雷は、西域の諸城（を攻めて、之）に勝ち、遂に、太祖と會合した。秋、金主は再び使者を（元に）遣して和議を願つた。其の時、太祖は回鶻國に陣してゐたが、金の使者に向つて、「自分はこの前、その方の君主に對して、こちらへ河北の地を讓らせ、その方の君主は河南王にしてやるから、互に戰爭を中止しようと言つたのであつたが、その方の君主はこれに從はなかつた。（然るに）今、木華黎が已に盡く地を占領したので、（最早や敵はぬとなつて）始めて（和

耶律楚材
角端

を乞ひに來たのか。(それは蟲がよすぎるといふものだ)」と言つて、遂に之を承諾しなかつた。○翌嘉定十六年癸未の年、春三月、元の太師、魯國王木華黎が卒去した。○五月、元は初めて達魯花赤(と稱する官)を置いて、(新領土の郡縣を監督統治させた。○金の章宗珣は、在位十二年にして崩じたので、其の子の守緒が位に卽いた。是を哀宗といふ。

蒙古大汗發輦の圖

語釋　回鶻(國名。トルコ族。西夏の西。今の新疆省の地。)　○河朔地(黄河以北の土地。)　○達魯花赤(地方官の官名。太祖既に西域を定め、其の領土を子弟に分與したが、支那に於ける領地とアム河より西南の地とは、特に封王を置かず、達魯花赤に管領せしめる。)　○監治(監督統治の意。)

甲申嘉定十七年、元太祖至東印度、駐鐵門關。有一獸。鹿形馬尾、綠色而一角。能作人言。謂侍衛者曰、汝主宜早還。太祖以問耶律楚材。曰、此獸名角端。能言四方語。好生而惡殺。此天降符、

以告陛下。願承天心宥此數國人命。太祖即日班師。

訓讀 甲申嘉定十七年、元の太祖、東印度に至り、鐵門關に駐る。一獸有り。鹿形、馬尾、綠色にして一角あり。能く人言を作す。侍衛の者に謂ひて曰く、「汝が主、宜くて早く還るべし」と。太祖以て耶律楚材に問ふ。曰く、「此の獸は角端と名づく。能く四方の語を言ふ。生き好んで殺を惡む。此れ天、符を降して以て陛下に告ぐるなり。願くは天心を承けて此の數國の人命を宥めよ」と、太祖即日師を班す。

通釋 嘉定十七年甲申の年、元の太祖は東印度に侵入し、鐵門關に陣した。(其の時)一匹の奇獸が現はれた。それは形は鹿のやうで、馬に似た尾を有し、全身綠色で、一本の角があつた。しかも人間の言葉を話すことが出來て、太祖の御附の者に向ひ、「お前の主人は、早く(本國へ)還つた方がよい」と告げた。(これを聞いた)太祖は、(隨行の學者)耶律楚材に、(この奇獸について)尋ねた。楚材は、「此の獸は角端と申して、各地の言葉を語ることが出來ます。(其の性質は)物を生かすことが好きで、殺すことの嫌ひな(獸で御座います。今此の獸が出ましたのは、察するに)、天がかういふ珍らしい兆

侂冑彌遠之政

(角端)を降して、陛下に告げられるので御座いませう。どうか(陛下には)、天意に御從ひ遊ばされて數國の人命を(奪ふことを)御許し遊ばされますやうに」と答へたので、太祖は、その日直ちに、軍隊を引き還した。

語釋 鐵門關(パミル高原の西。サマルカンドの南にあり。) ○侍衛者(御附の者、) ○耶律楚材(蒙古の語としてはエリチユツアーと讀むのであるが、有名な人で、普通に漢音讀みにしてヤリツソザイと讀んでゐるから、今便宜上それに從つておく。もと遼の宗室であるが、太祖は一見して之を偉として、留めて國政に參せしめた。楚材、太祖に仕へて獻替する所多く、元の制度文物は主として彼れの力によつて出來たといはれる程である。その詳細は後文に見えて來るから、こゝには略する) ○角端(宋書符瑞志に、「角端者、日行二萬八千里一、又曉二四裔之語一。」と見えてゐる。四裔は四方の外國の意。) ○符(符瑞の意で、めづらしいシルシ。ふしぎなキザシ。瑞兆。) ○承二天心一(天意に從ふ。) ○宥(ユルス又はナダムと訓む、ゆるし自由にすること。) ○班レ師(軍隊を引還す。班はカヘスと訓む。主として軍をかへすにいふ。前に出づ。)

自二歳丁丑一以後、宋與レ金戰、雖二迭有二勝敗一、然三邊無二歳不一レ被二其擾一。上在位三十年。改元者四。謙恭仁儉、終始如レ一。然慶元・嘉泰・開禧、凡十三年、則侂冑之政、嘉定十七年、則彌遠之政。壽五十七而崩。彌遠定レ策立レ嗣。是爲二理宗皇帝一。

【訓読】歳の丁丑より以後、宋、金と戰ひ、迭に勝敗有りと雖も、然れども三邊、歳として其の擾を被らざる無し。上、在位三十年。改元する者四。謙恭仁儉終始一の如し。然れども慶元・嘉泰・開禧、凡そ十三年は、則ち侂冑の政にして、嘉定十七年は、則ち彌遠の政なり。壽五十七にして崩ず。彌遠、策を定め、嗣を立つ。是を理宗皇帝と爲す。

【通釋】（嘉定十年）丁丑の歳より以後、宋は金と戰つて、互に勝つたり負けたりしてゐたが、然し（宋の東西北）三方の國境は、一年として兵亂を被らぬ（平和な）年はなかつた。帝は位に在ること三十年、（其の間）四回年號を改めた。（帝は）謙遜恭敬で、情深く節儉家で、終始押し通してゐたが、然し、慶元・嘉泰・開禧の約十三年間は、韓侂冑が惡政を行つた（時代であり）、嘉定の十七年間は、史彌遠が政を執つた（時代である）。齢五十七で崩じたので、彌遠が新帝擁立の計を立て、（詔を矯つて）後嗣を定めた。是が理宗皇帝である。

【語釋】三邊無ニ歳不レ被ニ其擾ニ（擾は騷擾。みだれ、さはぎ。宋の東西北三方の國境が、擾亂を被らぬ年は一年もなかつた。）　○謙恭仁儉（謙遜恭敬で慈愛深く節儉なること。）　○定レ策（定策と熟語になる。新帝を選び定めること。）

疾史彌遠

理宗皇帝初名與莒、宗室追封榮王、諡文恭、希瓐之子、太宗十世孫也。寧宗子多而不育。鞠宗室子。名詢、立爲太子。薨。初皇從弟沂靖惠王柄無子。嘗以宗室子賜名貴和、爲之後。及失太子詢、遂立貴和爲皇子、賜名竑、封濟國公。竑慧而輕。嘗疾史彌遠專權、謂異日不可容。彌遠聞而惡之。故陰爲之計。

訓讀 理宗皇帝初の名は與莒、宗室追封は榮王、諡は文恭、希瓐の子にして、太宗十世の孫なり。寧宗子多けれども育せず。宗室の子を鞠ふ。名は詢、立てゝ太子となす。薨ず。はじめ皇從弟沂の靖惠王柄子なし。嘗て宗室の子を以て名を貴和と賜ひ、之が後となす。太子詢を失ふに及び、遂に貴和を立てゝ皇子と爲し、名を竑と賜ひ、濟國公に封ず。竑慧にして輕なり。嘗て史彌遠の權を專にするを疾んで、謂ふ「異日容すべからず」と。彌遠、聞いて之を惡む。故に陰に之が計をなす。

通釋 理宗皇帝は、初の名を與莒といひ、(其の血統をたづねると)、皇族の一人で死後榮王に追封

され、文恭と諡された希瓐といふ人の子で、卽ち太宗から十世の孫にあたる。寧宗は子供が大勢あつたが、皆育たなかつたので、本家の血統を引いた詢といふ子を養つて、皇太子にした。（ところがこれも亦）、薨去した。是より前のこと、帝の從弟に當る沂の靖惠王柄は、子供が無かつたので宗室の（希瓐）の子に貴和といふ名を賜ひ、自分の後嗣としてゐた。ところが、皇太子詢が薨去したので、遂に帝は其の貴和を引き取つて、立てゝ皇子となし、名を竑と賜ひ、濟國公に封ぜられた。竑は賢いことは賢いが、輕率な缺點があつた。嘗て（宰相の）史彌遠が橫暴だといふので、憎さの餘り「他日は容しておかない（流しものにしてやるのだ）」と口走つた。彌遠はこれを耳にして、竑を憎み、ひそかに竑を廢してやらうと陰謀を企んでゐる。

語釋 太宗十世（太宗十世、これは太祖十世とするが正しい。）○不育（そだたぬ。幼くして死ぬ。）○鞠（ヤシナフと訓む。養育する。前に屢〻見えた。）○皇從弟（天子のいとこ。）○慧（さといこと。頭がよくてすばしこい。）○輕（輕率。かるはづみ。）○異日不レ可レ容（異日は他日、後日。不可容は容赦しないの意。竑は曾て机の上に「彌遠は宜しく八千里に流すべし」と書いたことがあり、又地圖を展いて廣東の瓊州を指し、われ他日志を得ば、彌遠を此の地に配流するであらうと言つたことがあり、又彌遠を呼んで新恩と言つたが、それは新州にあらずんば恩州に流してやるといふ意味であつたといふ。）○爲二之計一（これに對して計を企んだ。皇太子を廢しようと企てたのである。）

一大王相似

彌遠廢立

與莒幼不好弄。群兒聚嬉、輒獨登高坐不動。長上見者、指以語群兒曰、汝曹不效此人。恰一大王相似。群兒每羅拜其下。遂有趙大王之號。彌遠物色得之。嘗取應得擧矣。特旨補官。竑既爲寧宗子、遂以與莒爲沂王後、賜名貴誠、除邵州防禦使。寧宗大漸、乃白中宮、以貴誠爲皇子、改名昀、宣遺詔即位、進竑濟陽郡王、出判寧國府。恭聖仁烈楊后同聽政。事定、然後撤簾。

訓讀　與莒、幼にして弄を好まず。群兒聚嬉すれども、輒ち獨り高きに登り、坐して動かず。長上の見る者、指して以て群兒に語げて曰く、「汝が曹、此の人に效はざれ。恰も一大王に相似たり」と。群兒、每に其の下に羅拜す。遂に趙大王の號あり。彌遠、物色して之を得たり。嘗て取りて擧に應じ得たり。特旨もて官に補す。竑既に寧宗の子と爲り、遂に與莒を以て沂王の後と爲し、名を貴誠と賜ひ、邵州の防禦使に除せらる。寧宗大漸なるとき乃ち中宮に白して、貴誠を以て皇子となし、名を昀

と改め、遺詔を宣べて位に卽かしめ、竑を濟陽郡王に進め、出でゝ寧國府に判たらしむ。恭聖仁烈楊后同じく政を聽く。事定まり然る後に簾を撤す。

通釋 さて與莒は、幼時にも玩具を持つたりして遊戯することを好まなかつた。多くの子供が集つて遊んでゐる時にも、いつも與莒は獨り高い處に登つて、じつと坐つて居た。これを見た大人達は、與莒を指さしてみなの子供らに、「お前らは、この子の眞似をしてはならぬよ。この子の樣子はまるで一大王樣のやうだ」と言つてたしなめた。それから子供等は（與莒を王樣扱ひにして）いつもその前にづらりと並んでお辭儀をした。そこで與莒は遂に趙大王といふ綽名をつけられて了つた。史彌遠は、（これを聞き心に思ふところがあつたので）、人相書を廻してこれを搜させ、遂に見つけ出すことが出來た。後大勢の秀才の中から選拔して官吏登庸試驗を受けさせたが（首尾よくこれに及第した）。そこで與莒は帝の御聲がゝりで官吏に任ぜられた。この頃、竑は旣に帝（寧宗）の子となつてゐたので、遂に與莒を沂王の後嗣とし、名を貴誠と賜ひ、邵州防禦使に任じた。後帝の（病氣が重くなつて）、臨終の迫つた時、彌遠は中宮（寧宗の后、楊后）に言上して、貴誠を皇子とし、名を昀と改め、（寧宗の）遺詔を公表して、これを位に卽かせ、竑を濟陽郡王に進め、都を出でゝ寧國府の知事に命じた。後に恭

聖仁烈と諡された楊太后(寧宗の后)は、(新帝即位のはじめ)、同じく(朝廷に出て)政を聽いてゐたが、廢立の一段落がついたので、始めて手をひかれた。

語釋　弄(玩具を持つたりして遊戯すること。)　○群兒聚嬉(多くの子供が集り戯れる。)　○輒(スナハチと訓むが、その度毎にの意であること、前に出づ。)　○長上(年長者。大人。)　○效(ナラフと訓む。眞似する。)　○羅拜(羅はナラブ。ならんで敬禮する。前出。)　○號(あだな。綽名。)　○物色(人相書をまはして人を搜すこと。轉じて人物を得ようとして、彼是と見立てることをもいふ。)　○取應二得擧一矣(取は選び取る。選拔する擧は官吏登庸試驗。應得は、試驗に應じて及第する。)　○除(任官。舊官を除いて新官に補する意。除目。)　○邵州(今の湖南省湘江道寶慶縣。)　○大漸(漸は段々にすゝむこと。病氣がすゝんで危篤になるをいふ。臨終が迫る。)　○中宮(前項の楊后を指す。)　○濟陽(今の安徽省淮泗道懷遠縣。)　○寧國府(今の安徽省蕪湖道寧國縣。)　○恭聖仁烈楊后(恭聖仁烈は諡。寧宗の后。)　○事定(事件が片附く。廢立のごたごたが、一段落ち着く。)　○撤レ簾(皇太后の攝政の際には簾を垂れて政を執る。これを無簾の政といふ。撤レ簾とはこれをやめること。)

李全擧レ兵

○乙酉寶慶元年、時外議籍籍。有下謀二作レ亂立一竑者上。事不レ克皆死。李全在二楚州一。與二制置許國一相失、殺レ國、亦以二問罪一爲レ辭、擧レ兵南向、圍二楊州一幾陷。○丙戌寶慶二年、元太祖伐二西夏一、取二甘肅等州一、遂踰二沙陀一至二黃河九渡一。

訓讀　乙酉寶慶元年、時に外議籍籍たり。亂を作して竑を立てんと謀る者あり。事克たずして皆死す。李全、楚州に在り。制置許國と相失し、國を殺し、亦問罪を以て辭となし、兵を擧げて南向し、

楊州を圍み、幾んど陷らんとす。○丙戌寶慶二年、元の太祖、西夏を伐つて、甘肅等の州を取り、遂に沙陀を踰えて、黃河九渡に至る。

通釋 寶慶元年乙酉の年、世間では(彌遠が廢立の不公平なことを攻擊して)、いろいろと議論がやかましかつた。時に(開州の潘壬等が)亂を起して濟陽王竑を立てようと謀つたが、失敗して皆誅殺されてしまつた。(竑も亦、この時に殺された。)又李全は楚州に在つて、制置使の許國といふ者と仲たがひをし、國を殺した上、これも亦君側の姦を除くのを口實として、兵を擧げ南に向ひ、楊州を圍んで、殆んどこれを陷落させようとした。○寶慶二年丙戌の年、元の太祖は西夏を伐つて、甘州・肅州等の地を取り、遂に沙陀を踰えて黃河の九渡にまで迫つた。

語釋 外議籍籍(籍々は人々の口のやかましいこと。即ち世間の議論がやかましい。) ○不レ克(不成功。失敗。) ○楚州(今の江蘇省淮揚道淮安縣、) ○制置許國(制置は制置使といふ官名。許國は人名。) ○相失(仲たがひする。) ○爲レ辭(口實とする。) ○甘肅等州(甘州肅州等の州の意。ともに今の甘肅省に屬す。抑も甘肅省の名はこの二州の名を合し、其餘の州をも含めたのである。) ○沙陀(沙陀は既に屢々見えた通り、今の新疆省の地である。然るに甘肅省を取つてから、新疆省を越えて黃河に迫るといふのは意味をなさない。恐らく何かの誤であらう。一說に沙陀は沙瓜(シヤクワ)の誤であらうといふ。沙瓜は沙州瓜州で甘州肅州と相距る遠からぬ地であるから、或はそんな事かも知れぬ。) ○九渡(黃河上流の地。)

○丁亥寶慶三年、元滅夏、以夏主李晛歸。○七月、元太祖殂于六盤山。臨殂謂左右曰、金精兵在潼關、南據連山、北限大河。難以遽破。莫若假道于宋。宋金世讐。必能許我。則下兵唐鄧、直擣汴京。汴急必徵兵潼關。然以數萬之衆、千里赴援、人馬疲弊、雖至弗能戰。破之必矣。言訖而殂。在位二十二年、壽六十六。葬起輦谷。至元二年冬、追諡曰聖武皇帝、廟號太祖。太祖深沈有大略。用兵如神。故能滅國四十。其勛績甚衆。史之紀載不備。惜哉。

【訓讀】丁亥寶慶三年、元、夏を滅し、夏主李晛を以て歸る。○七月、元の太祖、六盤山に殂す。殂するに臨んで、左右に謂ひて曰く、「金の精兵、潼關に在り。南は連山に據り、北は大河を限る。以て遽に破り難し。道を宋に假るに若くはなし。宋金は世讐なり。必ず能く我に許さん。則ち兵を唐鄧に下し、直に汴京を擣け。汴急ならば必ず兵を潼關に徵さん。然れども數萬の衆を以て千里赴き援けば、人馬疲弊して、至ると雖も戰ふこと能はじ。之を破らんこと必せり」と。言訖りて殂す。在位二十二

年、壽六十六。起輦谷に葬る。至元二年冬、追謚して聖武皇帝と曰ひ、廟を太祖と號す。太祖深沈にして大略有り。兵を用ふること神の如し。故に能く國を滅すこと四十。其勛績甚だ衆し。史の紀載備はらず。惜いかな。

通釋 寶慶三年丁亥の年、元は夏を滅し、夏主李晛を捕虜にして歸つた。○七月、元の太祖は六盤山に於て死んだ。死に臨んで側近の者に向つて曰ふには、「金の精兵が潼關を固めてゐる。(潼關は)、南は連山に據り、北は大河(黃河)を限つた地であるから、急に攻め破ることは出來ぬ。だから宋に賴んで道を通してもらふが上策である。宋と金とは代々仇敵同志の國であるから、賴めば必ず通してくれるであらう。さうしたら兵を唐鄧に出し、一擧に汴京に攻め入れ。金は、汴京が危くなれば、必ず潼關の守備軍を徵しよせて救ふであらうが、數萬の大兵が、千里も行軍して汴京救援に向つたならば、人馬ともに疲れきつて、假令(汴京に)到着したところで、もはや物の役には立つまい。金を擊ち破ることは必定だ」と言つた。言ひをはるとゝもに、息が絶えた。在位二十二年、齡は六十六歲であつた起輦谷に葬つた。至元二年の冬、追謚して聖武皇帝と曰ひ、その廟を太祖と號した。太祖は、度胸の据つた落ちついた人で、雄大な計略を持つてゐた。しかも兵を動かすことは神の如く、(戰ふとして勝

元太宗立

元始立朝儀

たぬことはなかつた。）それ故四十の國を滅し、その勳功は非常なものであつた。歷史の記載が不充分なために、（此の英雄の事蹟を詳しく知ることの出來ぬのは）、まことに殘念なことである。

語釋 元滅夏（夏は元昊が帝と稱してより亡に至るまで十主、二百一年にして亡んだのである。）○六盤山（今の甘肅省涇原道固原縣の地。）○假道于宋（道を假るとは、其國を通過させてくれと賴み込むこと。挨拶して通ること。）○世讐（代々の仇敵。）○擣（ツクと訓じ、衝に同じ。突き破る。攻め入る。）○起輦谷（今の蒙古オルドス右翼中旗。黃河の西北の阿彌坦山に在り。元の諸帝は皆こゝに葬る。）○深沈（深重沈着。どつしりと落ちついてゐること。）○大略（大なるはかりごと。）○勛績（勛は勳の古文。いさほし。勳功。）

○太祖既殂。時皇子窩闊台、留霍博之地、國事無所屬。皇子拖雷監國。以俟皇太子至而立之。越二年、皇太子始立。是爲太宗。○己丑紹定二年、元太宗名窩闊台、太祖第三子、母曰光獻皇后弘吉剌氏。是歲夏奔喪、至忽魯班雪不只之地。皇弟拖雷來見、大會諸王百官、以太祖遺詔即位。始立朝儀、皇族尊屬皆就班以拜。○元始置倉廩、立驛傳命。

訓讀 太祖既に殂す。時に皇子窩闊台、霍博の地に留り、國事、屬する所無し。皇子拖雷、國を

監す。皇太子の至るを俟つて、之を立てんとす。越えて二年、皇太子始めて立つ。是を太宗と爲す。○己丑紹定二年、元の太宗名は窩闊台、太祖の第二子、母を光獻皇后弘吉剌氏と曰ふ。是の歲、夏、喪、に奔り、忽魯班雪不只の地に至る。皇弟拖雷來り見え、大いに諸王百官を會し、太祖の遺詔を以て位に卽かしむ。始めて朝儀を立て、皇族尊屬、皆班に就いて以て拜す。○元始めて倉廩を置き、驛を立て、命を傳ふ。

通釋 太祖は既に崩じたが、時恰も、皇子の窩闊台は霍博の地に留まつてゐたので、(一時)國政を執る人が無かつた。そこで皇子の拖雷が、政事を監督して、皇太子(卽ち窩闊台)の歸つて來るのを待つて、これを立てようとした。二年の後皇太子窩闊台が帝位についた。これ卽ち太宗である。○(以下紹定二年己丑の歲のこと)。元の太宗は、名を窩闊台といつて、太祖の第二子である。母は光獻皇后、弘吉剌氏と曰ふ。是の歲の夏、(窩闊台は霍博の地から太祖の)喪に急ぎ會した後、忽魯班雪不只の地に至つたが、そこへ皇弟の拖雷が來つて面會し、諸王百官を大勢喚び集めて、太祖の遺詔に從ひ(窩闊台を天子の位に卽かせた)。(これまでは、儀式らしい儀式とてはなかつたが此の時から、)始めて朝廷の儀式を定め、皇族や、皇帝の目上の親族まで、皆(それ〲定めの)席に著いて拜禮した。○

李全被レ誅

宋殺二元使一

是の歲、元は始め（穀物貯藏の爲に）倉庫を設置し、又宿驛の制を立てゝ、（朝廷の）命令を各地に傳へることにした。

【語釋】霍博（今の外蒙古の和林（カラコルム）の北にある。）○國事無レ所レ屬（國の政事を執る人が無い。屬はショクと訓んで、從事するの意。）○監レ國（國事を監督する。國事を監督するのは皇太子の役目である。）○光獻皇后弘吉剌氏（太祖の第一皇后。光獻は謚號、弘吉剌は入内前の姓。）○奔レ喪（葬儀に急ぎ赴く。）○忽魯班雪不只（蒙古のケルロン河のほとりであらう。）○皇族尊屬（皇族は一般皇族。尊屬は、皇帝の目上の親族。）○就レ班（制定された席次に著く。）○倉廩（倉も廩も米藏、嚴密に言へば、倉は屋根が無くて、刈つた儘集めて置く處で、廩は屋根があつて、こなした穀物を入れて置く處。）○立レ驛傳レ命（宿驛の制を立てゝ朝廷の命令を各地に專送する。宿驛とは、我が國の東海道五十三次の宿場のやうに、飛脚の仲繼をする所。馬を以て傳送させる。）

○庚寅紹定三年、元遣レ兵、取二京兆一。七月、太宗、自將伐レ金。皇弟拖雷・姪蒙哥、帥レ師從。○辛卯紹定四年春、趙范・趙葵、大敗二李全于楊州城下一。時屬二上元張一レ燈、全置二酒高會于平山堂一。城中諜知、夜遣レ兵、出二其不意一劫レ之。全、走陷二于濠一、爲二亂槍所一レ斃。其餘奔走北去。○二月、元太宗、克二鳳翔一、攻二洛陽・河中諸城一、下レ之。五月、元遣レ使、來假レ道。宋殺レ之。

訓讀 庚寅紹定三年、元、兵を遣して、京兆を取る。七月、太宗、自ら將として金を伐つ。皇弟拖雷・姪蒙哥、師を帥ゐて從ふ。〇辛卯紹定四年、春、趙范・趙葵、大いに李全を楊州城下に敗る。時に、上元燈を張るに屬し、全、平山堂に置酒高會す。城中の諜、知り、夜、兵を遣して、その不意に出でゝ、之を劫す。全、走りて濠に陷り、亂槍の斃す所となる。其の餘は奔走して北げ去る。〇二月、元の太宗、鳳翔に克ち、洛陽・河中の諸城を攻めて、之を下す。五月、元、使を遣し、來つて、道を假る。宋、之を殺す。

通釋 紹定三年、庚寅の歲、元は兵を遣して京兆を取つた。七月に、太宗は自ら出馬して金を伐ち、皇弟拖雷及び甥の蒙哥が、共に兵を率ゐて親征に從つた。〇(次は宋の話し)紹定四年辛卯の歲、正月早々、趙范・趙葵(の兄弟)は、(昨年の冬から謀叛して入寇した)李全を、散々に楊州城下に敗つた。(李全擊滅の次第といふのは)、恰度上元(即ち正月十五日)で、家々に燈火をともす習慣であつたので、李全は(城外の)平山堂といふ樓臺で大宴會を催し、酒を飲んで居た。城中では間者を遣して、其のことを知つたので(時を外さず)夜中に兵を遣して、不意に李全の軍を襲つたから、(狼狽した)全はあわてゝ走り出し、城の堀にはまりこんだ。(そこで、愚圖々々してゐる間に)無茶苦茶に突き出す

元立二中書省一

元兵圍レ汴

多數の槍に突き刺されて息絶えた。(指揮者を失つた)その餘の兵は、皆走つて逃げ去つた。○二月、元の太宗は、(金の鳳翔を陷し、洛陽・河中の諸城を攻めて之を降した。五月、元は使者を(宋に)遣して、(金の汴京を取る爲に、淮南の)道を借りたいと申込んで來たが、宋は(受けつけず)この使者を殺して了つた。

語釋　京兆(今の陝西省關中道長安縣。) ○春(新春の意で、正月のこと。) ○上元(陰曆正月十五日。) ○張レ燈(燈火をともす。張は盛に設け施すこと。) ○置酒高會(置酒は酒宴。高會は盛大な宴會。前に出づ。) ○濠(城の堀。) ○亂槍(無茶苦茶に突き出す多數の槍。) ○北去(北はニゲルと訓む。逃げ走ること。敗北など熟する。) ○河中(今の山西省河東道永濟縣。) ○元遣レ使、來假レ道云々(元は速不罕を遣はして宋に道を假らしめたところ、宋の沔州の統制、張宣といふものが之を殺した。拖雷は「宋自ら食言し、好誼を棄つ。今日の事、曲直、歸する所がある」と言つて怒つたといふのである。)

八月、元、始立二中書省一、改二從官名一、以二耶律楚材一爲二中書令一、粘合重山爲二左丞相一、鎭海爲二右丞相一。○十二月、元太宗、取二河中一。太弟拖雷、發二騎六萬一、分レ兵自二西和州一入二興元一、由二金房道一、襄陽至二唐鄧一、與二金人一壘二戰於陽翟一。潼藍之戍亦潰、西兵畢至、合二圍於汴一。

【訓讀】八月、元、始めて中書省を立て、從官の名を改め、耶律楚材を以て中書令となし、粘合重山を左丞相となし、鎭海を、右丞相となす。〇十二月、元の太宗、河中を取る。太弟拖雷、騎六萬を發し、兵を分ちて、西和州より興元に入り、金房より襄陽に道して唐鄧に至り、金人と陽翟に鏖戰す。潼藍の戍も亦潰え、西兵、畢く至り、汴を合圍す。

【通釋】八月、元は始めて中書省を設置し、省內の官名を改め、耶律楚材を中書令とし、粘合重山を左丞相とし、鎭海を右丞相とした。〇十二月、元の太宗は河中を取つた。太宗の弟拖雷は六萬の兵を繰り出し、その兵を分つて、西和州より興元に入り、金房より襄陽を通つて唐鄧二州に至り、金軍と（河南の）陽翟で戰ひ之を全滅させた。又（金の）潼關・藍田關の守備兵も支へきれずして逃げ散つたので、西兵（卽ち元の兵）は、盡く汴京に押し寄せて、之を取り圍んだ。

【語釋】中書省（禁中の事務、主として詔勅等の事を掌る。）〇從官（從屬の官名。卽ち中書省の官吏の名。元史には「改二侍從官名一」に作る。又一說には從は定の誤で「改二定官名一」と讀むべしともいふ。）〇西和州（今の甘肅省渭川道西和縣。）〇興元（今の陝西省漢中道南鄭縣。）〇金房（地名未詳。）〇陽翟（今の河南省開封道禹縣。）〇鏖戰（鏖は皆殺しにする。敵を全滅さすこと。）〇潼藍（潼關と藍田關。潼關は陝西省關中道潼關縣。藍田關は陝西省關中道藍田縣。）〇戍（音ジユ。訓マモル。守備兵のこと。）〇西兵（元の兵を指す。）

金主弟質レ元

○壬辰紹定五年、元太宗由白坡渡河、次鄭州、攻鈞州克之、遂取商・虢・嵩・汝等十四州。使速不臺圍金汴京。金主遣其弟訛可入質。太宗還、留速不臺守河南。八月、金兵救汴。諸軍與戰敗之。九月、太弟拖雷、卒于師。金主守緒突圍出、走歸德府。

訓讀 壬辰紹定五年、元の太宗、白坡より河を渡りて、鄭州に次し、鈞州を攻めて之れに克ち、遂に商・虢・嵩・汝等十四州を取る。速不臺をして金の汴京を圍ましむ。金主、其の弟訛可をして、入りて質たらしむ。太宗還り、速不臺を留めて河南を守らしむ。八月、金の兵汴を救ふ。諸軍、與に戰ひて之を敗る。九月、太弟拖雷、師に卒す。金主守緒、圍を突きて出で、歸德府に走る。

通釋 紹定五年壬辰の年、元の太宗は、白坡から黄河を渡つて、鄭州に陣をとゞめた。（時に太弟拖雷は）、鈞州を攻めて金兵に勝ち、遂に商・虢・嵩・汝等十四州を取つた。（太宗は其の將）速不臺に命じて、金の汴京を包圍させた。金主は其の弟訛可を（元の方へ）人質に出して和を請うたので、太

宗は（蒙古に歸り）、速不臺を留めて河南を守らせた。ところが、八月に金の兵は汴京を救はうとしたので、元の諸軍は協力して戰つて金兵を破つた。九月、太弟拖雷は軍中に死亡した。次いで金主守緒は、（元兵の）包圍を突き破つて歸德府に逃げ走つた。

語釋 白坡（白坡鎭。今の河南省舊沁陽縣に在る。）○次（ヤドルと訓じ、宿ること。滯在する。軍をとゞめる。）○鄭州（今の河南省開封道鄭縣。）○鈞州（今の河南省開封道禹縣。）○商・虢（何れも今の陝西省關中道に屬す。）○嵩・汝（いづれも今の河南省河洛道に屬する。）○速不臺（スブタイ。元の將軍。）○質（音チ。人質。）○歸德府（今の河南省開封道商邱縣。）

○元再使王檝來議夾攻伐金。京湖制置使史嵩之以聞。朝臣皆以爲可遂復讎之擧。獨趙范不喜曰、宣和海上之盟、厥初甚堅。迄以取禍。不可不鑑。帝不從。詔嵩之報使許之。嵩之乃遣鄒伸之報謝。且議夾攻汴京。元人許俟成功以河南地歸宋。

訓讀 ○元、再び王檝をして來りて、夾み攻めて金を伐たんことを議せしむ。京湖の制置使史嵩之、以聞す。朝臣皆以爲へらく、復讐の擧を遂ぐべしと。獨り趙范喜ばずして曰く、「宣和海上の盟、厥の

初甚だ堅し。以て禍を取るに迄べり。鑑みざる可からず」と。帝從はず。嵩之に詔し、使に報じて之を許す。嵩之、乃ち鄒伸之を遣して報謝せしめ、且つ汴京を夾み攻めんことを議せしむ。元人、成功を俟ちて、河南の地を以て宋に歸さんことを許す。

通釋 元は再び王檝を使者として宋に寄越し、(元宋同盟して)金を挾み撃ちにしようと、相談して來た。そこで京湖の制置使の史嵩之が、これを取次いで奏上した。宋の朝廷の諸臣は、(この機會に、金に對してこれまでの)復讐をしたがよいと思つた。ところが、趙范だけは獨りこの意見を喜ばないで、「宣和年間に(徽宗帝の御命令を受けて、馬政が海に浮んで金に使し、ともに遼を挾み撃ちしようと約束した、あの)海上の盟も、最初はなか〱堅つたのであるが、(間もなく金は其の約束を反古にし)、そのために我が國はひどい目にあつた。(今度の元の申出も、これによく似てゐるから、過去の失敗に)鑑みて自重しなければならぬ」と主張した。けれども、帝は(趙の反對説に)從はず。史嵩之に詔して、元の使者に對して承知の旨を返答させた。嵩之はそこで、鄒伸之を遣して、(元使に)返事させ、その上汴京を挾み攻めることについて相談させた。元は、(この計畫が)成功したら河南の地を宋に歸さうと申出た。

語釋 ○制置使（數路の軍事を兼務する職で、明朝時代の總督に類するものであつた。） 以聞（イブンと讀む。天子に奏上すること。） ○復讐之擧（金は宋にとつて、年來の仇敵であるから、此の機會に金を擊つて積年の腹いせをしようと言ふのである。） ○宣和海上之盟（徽宗の宣和元年、馬政を遣はして海に浮んで金に使せしめ、遼を夾み攻めて燕雲を取ることを約したことを指す。） ○迄ニ以取ㇾ禍（取ㇾ禍とは、徽宗と欽宗とが金に捕虜となつたことを指す。謂はゆる靖康の難である。迄はオヨブと訓んで及の意。又ツヒニと訓じて、「迄に以て禍を取る」と讀むもよい、「竟に」の意である。）

○癸巳紹定六年、金主奔ㇽ歸德ニ。糧絕ユ。乃チ趨ㇽ蔡州ニ。其ノ將崔立、以テ汴京ヲ降ㇽ元ニ。四月、元ノ速不臺進ンデ至ㇽ青城ニ。崔立以テ金ノ太后王氏・皇后徒單氏・荊王從恪等ヲ至ㇽ軍ニ。速不臺遣ムㇼ送リ北ニ還サ。○元以テ孔子五十世ノ孫元楷ヲ襲封シ衍聖公ニ、整修セシム孔子ノ廟及渾天儀ヲ。

讀讀 癸巳紹定六年、金主、歸德に奔る。糧絕ゆ。乃ち蔡州に趨る。其の將、崔立、汴京を以て元に降る。四月、元の速不臺進んで青城に至る。崔立、金の太后王氏・皇后徒單氏・荊王從恪等を以て、軍に至る。速不臺、北に送り還さしむ。○元、孔子五十世の孫元楷を以て、衍聖公に襲封し、孔子の廟及び渾天儀を整修せしむ。

宋元圍二蔡州一

蒙古の戰士

【通釋】紹定六年癸巳の年、金主は（元兵と戰つて敗れたゝめに）歸徳に逃げ去つたが、糧食が絶えたので、更に蔡州に逃げた。時に金軍の將崔立は、汴京を明け渡して元に降參した。四月、元の將、速不臺は靑城にまで攻め進んだ。崔立は、金の太后の王氏・皇后の徒單氏・荊王從恪等を元軍の陣に引き連れて來たので、速不臺はこれを蒙古の和林に送り還させた。○元は、孔子五十世の孫の孔元楷といふ人に、衍聖公（の爵位を繼がせ、孔子の廟及び（其の中に藏せる）地球儀を修理させた。

【語釋】蔡州（今の河南省汝陽道汝南縣。）○青城（汴京の南北二箇所に在る。前に詳述した。）○遣二送レ北還一（速不臺は、金の二王及び族屬を殺し、后妃等を和林に送つた。）○衍聖公（孔子の子孫に授けられる爵號。）○渾天儀（天文を見る器械。今日の地球儀のやうな形にして天體を象り、之に地平環を装置し、更に黃・赤二道の遊動環を交錯せしめて、日月星辰の運行を測るに用ひたもの。）

○宋丞相史彌遠卒。鄭清之爲レ相、史嵩之爲二京湖制帥一、在二襄陽一。南北有下夾二攻蔡州一之約上。嵩之遣二孟珙一、以二兵

四萬人、先至圍其東南。元兵圍其西北。○甲午端平元年正月、金主守緒、傳位於宗室子承麟。宋孟珙入蔡州。元師從之。守緒自經死。函其首送于宋、獲承麟殺之。金自完顏旻稱帝、至是九世、一百一十七年而亡。

訓讀 宋の丞相史彌遠、卒す。鄭淸之、相となり、史嵩之、京湖の制師となりて、襄陽に在り。南北蔡州を夾攻するの約あり。嵩之、孟洪を遣し、兵四萬人を以て、先づ至つて其の東南を圍ましむ。元兵其の西北を圍む。○甲午、端平元年正月、金主守緒、位を宗室の子承麟に傳ふ。宋の孟珙、蔡州に入る。元師、これに從ふ。守緒自經して死す。其の首を函して、宋に送り、承麟を獲て、之を殺す。金は、完顏旻、帝と稱してより、是に至るまで九世、一百一十七年にして亡ぶ。

通釋 （さしもに暴威をふるつた）宋の丞相史彌遠も遂に世を去り、（これに代つて）、鄭淸之が丞相となり、史嵩之は京湖の制師（卽ち制置使）となつて襄陽に居た。そこで南北（卽ち宋と元が協力して）蔡州を夾み擊ちにする約束がまとまつたので、嵩之は孟珙に兵四萬人を率ゐて、先づ（自分より一足先に、蔡州に）至つて、その東南を圍ませた。元兵は、その西北を圍んだ。○端平元年甲午の

計二趙恢復

致二元兵一自レ此始

年正月、金主守緒は、その位を世祖の子孫承麟に傳へた。(城中の疲弊を知つた)孟珙は、(突然)蔡州城に攻め入り。元の兵も續いて亂入した。(逃れる術なきをさとつた)守緒は、遂に首をくゝつて死んだ。(そこで宋元聯合軍は)、守緒の首を函に入れて宋に送り、尙ほ承麟を捕へて、之を殺した。かくて金は、太祖完顏旻が帝號を稱してより、九世百十七年で亡んだのであつた。

語釋 制帥(制置のこと) 〇南北(南は宋、北は金。) 〇自經(經は縊死すること。自ら首をくゝる。)

〇夏四月、獻金俘于太廟。會淮帥趙范・趙葵、乘金人之亡、爲恢復計。朝臣多以爲未可。獨鄭清之力主其說。帝乃命范移司黃州、刻日進兵。范參議官丘岳曰、方興之敵、新盟而退。氣盛鋒鋭。寧肯捐所得以與人耶。我師若往、彼必突至。非惟進退失據。開釁致兵、必自此始。且千里長驅、以爭空城。得之當勤饋餉。後必悔之。

訓讀 夏四月、金の俘を太廟に獻ず。會ま、淮帥趙范・趙葵、金人の亡びしに乘じて、恢復の計を

爲す。朝臣多く以て未だ可ならずとなす。獨り鄭淸之、力めて其の說を主とす。帝乃ち范に命じ、移して黃州を司らしめ、日を刻して兵を進む。范の參議官丘岳曰く、「方に興るの敵、新に盟つて退く。氣盛に鋒銳なり、寧んぞ肯て得る所を捐てゝ以て人に與へんや。我が師、若し往けば、彼必ず突至せん。惟に進退據を失ふのみに非ず。釁を開き兵を致すこと、必ず此れより始らん。且つ千里長驅して以て空城を爭ふ。之を得とも當に饋餉を勤むべく、後必ず之を悔いん」と。

通釋 夏四月、(宋では)金の捕虜を太廟に獻じて(戰勝を報告した)。時に淮水地方にゐた宋將趙范・趙葵の兩人は、金の滅亡に乘じて、中原を恢復しようと計畫した。朝廷の諸臣の多くは、未だ其の時でないと言つて(反對した)が、獨り丞相の鄭淸之だけは、熱心に其の(恢復の)說を支持した。帝はそこで趙范に命じて、(淮より)黃州に移して(軍務を)司らせ、日を定めて兵を(北方へ)進めさせた。其の時趙范の參謀の丘岳が言つた。「新興の元が、新に(我が宋と)盟約を結んで引き上げたばかりのところです。意氣は天を衝き、兵は飽くまで强い元が、どうして一度自分の手に入れた土地を投げ出して、他人に與へることを承知するものですか。我が軍が若し出掛けて往けば、彼は、必ず(之に應じて)突き進んで來るでせう。(若しさうなつた曉には、我が軍は)、進むこともならず、退くことも

淮漢無二寧日一

出來ず。遂に足溜りを失つて全滅して了まふでせう。(それもそれで濟めばよろしいが、)必ずこれが發端となつて、元と不和になり、其の襲來を受けることになりませう。又一方考へて見ますに(我が軍が)千里のかなたまで、はる〴〵進軍して行つて(何一物も殘つてゐない空つぽの城を、)元と爭つて(取らうとするのは)、たとひこれを手に入れることが出來たにしても、(遠方から)兵糧運搬に勤めなくてはなりませんから、後日必ず後悔する日がありませう」と。

語釋 俘(俘虜ともいふ。擒虜ととりこ。) ○黃州(今の湖北省黃岡縣。) ○刻レ日(日を定めて。) ○氣盛鋒銳(新興の意氣に燃えて、兵の鋒尖が銳い。) ○捐(音エン、スツと訓む。與へてしまふといふ意。義捐金など、熟す。) ○進退失レ據(進むことも退くことも出來ぬ。苦境に陷る。) ○開レ釁致レ兵(仲を惡くし敵兵をよびよせろ。釁は音キンですきまのこと。仲たがひのことを釁隙ともいふ。致はマネクの意。) ○空城(金穀等何もない空つぽの城。金敗戰のあとゝて何一つ殘つてゐない城。) ○饋餉(キシヤウ。糧食運搬。饋も餉も食物を送ること。)

范不レ聽。史嵩之亦言、荊襄方爾饑饉。未レ可レ興レ師。杜杲復陳二出レ師之害一。范・葵故荊湖制帥趙方之子、習二於兵一、銳二意攻取一、募二山東忠義一、皆響應。仲之未レ回、而宋師出矣。仲之等幾被レ羈二留於燕一、詭辭得二與レ檝俱來一。檝曰、何爲而敗レ盟也。自レ是淮漢之間無二寧日一矣。不二數日一、汴人以レ城附レ宋。宋師入レ汴、卽趨レ洛。元

兵戍洛者無幾、姑避去。宋師入洛、不數日糧絕。聞元生兵且大至、潰而歸。給嵩之主和、不肯運糧致誤事。

訓讀 范聽かず。史嵩之も亦言ふ「荊襄方に爾く饑饉す。未だ師を興す可からず」と。杜杲も復師を出すの害を陳ぶ。范・葵は故の荊湖の制師趙方の子、兵に習ひ、攻取に鋭意し、山東の忠義を募る、皆響應す。仲之未だ回らず、而るに宋の師出づ。仲之等殆んど燕に羈留せられ、詭辭して檄と倶に來るを得たり。檄曰く、「何爲れぞ盟を敗る」と。是より淮漢の間、寧日無し。數日ならずして、汴人、城を以て宋に附き、宋師、汴に入り、卽ち洛に趨る。元兵、洛を戍る者幾くも無くして、姑く避け去る。宋師、洛に入り、數日ならずして粮絕ゆ。元の生兵且に大いに至らんとすを聞きて、潰えて歸り、嵩之が和を主として、肯て糧を運さずして事を誤るを致すを咎む。

通釋 併し趙范は此の言を聽き入れなかつた。史嵩之も亦、「荊州襄陽地方は今このやうに饑饉に苦しんでゐるから、未だ戰爭をはじめる時でない」と言ひ、杜杲も亦出兵の害を述べた。趙范と趙葵とは、もとの荊湖制置使趙方の子で、軍事に習熟してゐたので、非常な意氣込みで（元を伐つて宋の舊

領土を)攻め取らうと、山東方面の忠義の士を募つたところが、皆響の聲に應ずるやうに直に應募して來た。時に、(金を夾み撃ちにする盟約の使者として元に赴いてゐた)鄒仲之は未だ歸國してゐなかつたのであつたが、(それを待てず)宋軍は早くも出征したのであつた。(その爲に)仲之等は危く(元人に捕へられ)燕に抑留せられさうになつたのであるが、いろ〳〵と辯解して巧みに僞り、やつとのことで(元の使者)王檝と共に歸國することが出來た。王檝は、(宋に來て)「何故に、あの盟約を破られたか」と詰問したといふ。是れより淮水から漢水に至るまでの間は、(戰雲みなぎつて)平和な日は一日とて無くなつた。(宋の出兵後)數日經たぬに、汴人は城を開け渡して、宋に降つたので、宋の軍隊は汴城に入り、それから直ちに洛陽に進んだ。洛陽を守つてゐた元の守備兵は、いくらも居なかつたので、一時(宋軍を)避けて退却した。そこで宋軍は(意氣揚々として)洛陽にも入城した。しかし數日の後には、宋の軍は兵糧が絶えてしまひ。(そこへもつて來て)、元の新手の兵が、今に大擧して押し寄せて來るといふ情報があつたものだから、(それは大變とばかりに)、這々の態で逃げ歸つた。(こんな大失態を演じたのも)、史嵩之が和議を主張して、兵糧運搬を承諾しなかつた爲に、事毎に手違ひが生じたのであるといつて、嵩之を咎めた。

【語釋】山東（こゝの山東は、一に山南東とも曰ひ、荊州・襄陽等數州の名稱である。今の湖北省。）○響應（響の聲に應ずるやうに、直ちに應じ來ること。）○回（カヘルと訓む。歸に同じ。）○羈留（羈は音キ、馬をつなぐ綱。つなぎとゞめる。）○詭辭（詭は巧みに言ひくるめる意。詭辭は僞つて言ひわけすること。）○無寧日（寧日は安らかな日。安穩な日がない。平和な日がない。）○姑（シバラクと訓む。つかのま。一時。暫時。）○生兵（新手の兵。）

○乙未端平二年春、元城和林、作萬安宮。遣諸王拔都・太子貴由・姪蒙哥、征西域、太子闊端侵蜀漢、太子曲出及胡士虎侵宋、唐吉征高麗。○丙申端平三年、元印造交鈔行之。六月耶律楚材請於燕京立編修所、於平陽立經籍所、編集經史、召儒生梁陟充長官、以王萬慶・趙著副之。秋、闊端取宋關外數州。十月入成都、取秦鞏等四十餘州。

【通釋】乙未、端平二年春、元、和林に城き、萬安宮を作る。諸王拔都・太子貴由・姪蒙哥を遣して、西域を征し、太子闊端、蜀漢を侵し、太子曲出及び胡士虎、宋を侵し、唐吉、高麗を征す。○丙申端平三年、元、交鈔を印造して之を行ふ。六月耶律楚材、請ひて燕京に於て編修所を立て、平陽に於て

現時の和林及び其附近の元代の遺物

經籍所を立て、經史を編集し、儒生梁陟を召して長官に充て、王萬慶・趙著を以て之に副たらしむ。秋、闊端、宋の闕外の數州を取り、十月成都に入り、秦鞏等の四十餘州を取る。

【通釋】端平二年乙未の年の春、元は和林に城をきづいて、中に萬安宮といふ宮殿を作つた。王族拔都・太子貴由、甥蒙哥を遣して、西域（の諸國）を征伐させ、（又）太子の闊端は、蜀漢に侵入し、太子曲出及び胡士虎は宋に侵入し、唐吉は高麗を征伐した。○端平三年丙申の年、元は（はじめて）紙幣を印刷して、（之を以て物資賣買の風を興した。）六月に耶律楚材は、（元主に）願つて燕京に編修所を立て、平陽に經籍所を立てゝ、經書及び歷史を編纂收集し、儒生梁陟を召してその總裁に任じ、

王慶・趙著をその副總裁にした。此の秋闊端は、宋の領地である關外の數州を取り、十月には成都に入つて、秦鞏等の四十餘州を攻め取つた。

語釋 城二和林一(和林は今の外蒙古庫林の西南に在る。元は此の地を領内各地の會同地と定めて、周圍五里の城を築き、中に萬安宮を作つたのである。) ○諸王(王族。) ○太子(蒙古では、次の皇帝は豫め決定せず、フリルタイと云ふ大聚會があつてそれで決定す。從つて諸皇子皆其の候補者である。) ○交鈔(金及び元では紙幣を交鈔と稱した。唐では錢引、宋では交子といふ。) ○燕京(今の北平。) ○編修所(文書を編集して記錄を作る所。歷史編纂所。) ○平陽(今の山東省濟寧道鄆縣。) ○經籍所(經書を集めて置く所。) ○經史(經書と歷史。) ○秦鞏(秦州は今の甘肅省渭水道天水縣。鞏州は同省蘭山道隴西縣。)

○時和議既不復諧。蜀遂破陷、荊・襄・淮・甸、無歲不受攻哨。○元以耶律楚材言、始定天下賦稅。上田每畝稅三升、中田二升半、下田二升、水田一畝五升、商稅三十分之一、五戶出絲一斤、以給諸王功臣湯沐之賜。鹽每銀一兩四十斤、永爲定額。朝臣皆謂太輕。耶律楚材曰、將來必有以利進者、則已爲重矣。

訓讀 時に和議既に復、諧はず。蜀、遂に破陷し、荊・襄・淮・甸、歲として攻哨を受けざるは無し。

○元、耶律楚材の言を以て、始めて、天下の賦稅を定む。上田は、每畝に稅三升、中田は二升半、下田は二升、水田は一畝に五升、商稅は三十分の一、五戶に絲一斤を出さしめ、以て諸王功臣湯沐の賜に給す。鹽は銀一兩每に四十斤、永く定額となす。朝臣、皆甚だ輕しと謂ふ。耶律楚材曰く、「將來必ず利を以て進む者有らん。則ち已に重しと爲す」と。

【通釋】時に(元との)和議はもはや再びととのはず、蜀は、遂に(元に)攻め破られて陷落し、荊・襄・淮・甸地方は、元兵の侵入を受け掠奪せられぬ年とては無かつた。○(一方)元は、(內治に意を用ひて)、耶律楚材の進言に從ひ、始めて稅制を確立した。(卽ち)上畑は一畝について稅三升、中畑は二升半、下畑は二升、水田は一畝について五升とし、商業稅は利益の三十分の一とし、又(戶數割として)五戶每に一斤の割で生絲を上納させて、これを諸王及び功臣の俸祿として給與した。又鹽の價格は、銀一兩について四十斤とし、これは永久に實施すべき標準とした。(此の時)朝廷の諸臣は、皆、「これでは稅が輕過ぎる」と反對したが、耶律楚材は(これに對して)、「(いやいや)、將來必ず、上の御利益筋ですからと言つて、種々の稅の取立方を進言する者があらう。(さうなると、これ以上多くの名目の稅が出來るから、)今の賦稅の規定でも、既に重いことになるだらう」と答へた。

試儒 杜杲破元兵 呂文德

語釋 諾（カナフと訓む。とゝのふ、成立する。） ○荊・襄・淮・甸（荊及び襄は湖北、淮は江蘇。甸は南宋の都臨安の周圍五百里半徑の地即ち畿内。） ○攻哨（攻撃掠掠。哨は掠に通じてかすめること。掠奪。） ○上田（田は畑のこと。上は肥えた状態下これにつぐ。） ○絲一斤（絲は生絲。） ○湯沐之賜（沐は髪を洗ふ。湯をつかひ髪を洗ふ料即ち御化粧料。但しそれは名儀で、實は俸祿のことである。） ○定額（一定した數量。額は數。）

○丁酉嘉熙元年、詔經筵進講朱熹通鑑綱目。○八月、元試諸路儒士。中選者、除本貫議事官、得四千三十人。元兵、略地至黃州。宋孟珙敗之。○戊戌嘉熙二年、先是、杜杲、却元人安豐之兵、復破察罕八十萬兵於廬州、後解儀眞之圍。以功權刑部尚書、復進敷文閣學士。○呂文德、總統兩淮出戰軍馬、進淮西招撫使。文德安豐人。魁梧勇悍、微時鬻薪城中。趙帥葵、道傍見遺屨長尺有咫、驚訝訪求得之。留之麾下。後、以邊功至顯官。

通釋 丁酉、嘉熙元年、經筵に詔して、朱熹の通鑑綱目を進講せしむ。○八月、元、諸路の儒士を試む。選に中る者は、本貫議事の官に除して四、千三十人を得たり。元兵、地を略して、黃州に至

る。宋の孟珙、これを敗る。〇戊戌嘉熙二年、是れより先、杜杲、元人安豐の兵を卻け、復察罕八十萬の兵を廬州に破り、後儀眞の圍を解く。功を以て權に刑部尙書たらしめ、復敷文閣學士に進む。〇呂文德、兩淮出戰の軍馬を總統し、淮西招撫使に進む。文德は安豐の人なり。魁梧勇悍微なりし時薪を城中に鬻ぐ。趙帥葵、道傍に遺屨の長さ尺有咫なるを見て、驚き訝り、訪ひ求めて之を得たり。之を麾下に留む。後、邊功を以て顯官に至る。

【通釋】嘉熙元年丁酉の年、帝は經書御講義掛に詔を下して、朱熹の(著はした)通鑑綱目を(御前に於て)進講せしめた。〇八月、元は、各地方の儒學の學力を試驗した。そしてその試驗に及第した者は、本籍地の議事官に任命したが、其の人數は四千三十人に達した。元兵は(宋の)領地に兵を進めて黄州にまで攻め寄せたが、孟珙がこれを擊退した。〇(以下は嘉熙二年戊戌の年の記事)これより前に(宋將)杜杲は、安豐に侵入した元兵を擊退したが、今再び(元將)察罕の率ゐた八十萬の大軍を、廬州に於て打破り、次いで儀眞を包圍してゐた(元軍をも破つて、その)圍を解いた。(この度〻の)戰功によつて、かりに刑部尙書と爲り、更に敷文閣學士に進んだ。〇呂文德は、兩淮の出戰した軍馬を總指揮する役であつたが、淮西招撫使に進んだ。此の文德は安豐の人であつて、其の體軀は

巨大雄偉、其の性質は極めて勇敢な人であつた。(その昔)まだ身分の卑しかつた時に、薪を城中に賣つてゐたが、(たまたま)將軍趙葵が、道ばたに棄てゝある古屨の長さ一尺八寸もあるのに驚き、好奇心に驅られて、(その使用者を捜し、遂に文德が用ひたものであることを知り)、之を訪ね出して自分の配下に留め置いたのである。後に(この文德)が國境に於て幾度も戰功を立て、遂に立派な地位に進んだのである。

語釋 經筵(天子に經書の講義をする場所。又その學者。) ○通鑑綱目(書名、朱子の著、司馬光の資治通鑑は餘り尨大で、全卷を通讀することは容易なことではない。そこで朱子が其の要領をつまんで通鑑綱目を作つたのである。)
○試二諸路儒士一(耶律楚材の議に從ひ、經義・詞賦及び論の三科に分けて試驗したのである。) ○本貫(本籍地。) ○安豐(今の安徽省泗道壽縣。) ○廬州(今の安徽省安慶道合肥縣。)
○儀眞(今の江蘇省淮揚道儀徵縣。) ○總統(總指揮。) ○魁梧勇悍(身體が大きくて勇氣がある。魁は大、梧は壯大、悍はたけだけしい。) ○微(微賤。) ○鬻(ひさぐと訓ず。賣ること。)
○趙帥葵(帥葵の誤であらう。趙葵將軍。) ○遺(遺棄。) ○屨(わらぐつ。) ○尺有咫(咫は八寸。有は又、加へる意。一尺八寸。咫尺と言へば八寸が一尺極く間近のこと。) ○驚訝(おどろきいぶ
かる。) ○麾下(旗本。) ○邊功(國境地方に於ける戰功。) ○顯官(高い官位。)

○元塔思軍至二北峽關一。宋將汪統制降。先レ是曲出、率二張柔等一攻二郢州一拔レ之。至レ是宋孟珙復取二襄陽一。○元領中書行省楊惟中、建二太極書院于燕京一、延二

河朔知ニ道學ニ

趙復爲レ師。時濂溪周子之學、未レ至ニ於河朔ニ。惟中用ニ師于蜀湖京漢ニ、得ニ名士數十人ヲ、始メテ知ル其ノ道之粹ヲ、乃チ收ニ集メテ伊洛ノ諸書ヲ、載セテ送ル燕京ニ。及ンデ師還ルニ、遂ニ建テ太極書院、及ビ周子ノ祠ヲ、以テ二程・張・楊・游・朱ノ六子ヲ配食セシム。由リテ是ニ河朔始メテ知ル道學ヲ。

【訓讀】元の塔思の軍、北峽關に至る。宋の將汪統制降る。是より先き曲出張柔等を率ゐて、郢州を改めて之を拔く。是に至つて宋の孟珙復襄陽を取る。○元の領中書行省楊惟中、太極書院を燕京に建て、趙復を延いて師と爲す。時に濂溪周子の學、未だ河朔に至らず。惟中師を蜀湖京漢に用ひ、名士數十人を得、始めて其の道の粹を知り、乃ち伊洛の諸書を收集して、載せて燕京に送る。師還るに及んで、遂に太極書院、及び周子の祠を建て、二程・張・楊・游・朱の六子を以て配食せしむ。是に由りて河朔始めて道學を知る。

【通釋】元の塔思の軍が、北峽關にまで攻め至ると、宋將、統制の官の汪某といふ者が（元に）降服した。是より以前に、（元の太子）曲出は張柔等を率ゐて郢州を攻め、之を陷れて（宋の旗色は思はしくなかつた）が、是の時に至つて、宋將孟珙は、再び襄陽を取り戻した。○元の領中書行省の楊惟中

は、太極書院を燕京に建て、趙復を迎へて先生とした。當時は未だ、周濂溪の學は河北にまで傳はつてゐなかつた。(ところが)、惟中は蜀湖京漢地方に出兵して戰つた際、名ある人物、數十人を得て、(これに依り)始めて周敦頤の學說の純粹なことを知つたので、(非常に敬服して)、(周敦頤の流を汲む)程明道・程伊川の著書を收集し、これを車に載せて燕京に送つた。(其の後)軍隊と共に(燕京に)歸つた際、遂に太極書院と周敦頤祠を建て、二程即ち程明道・程伊川と張載・楊時・游酢・朱熹等六人を合せ祭つた。これで、始めて河北地方に程朱の道學が知られるやうになつたのである。

語釋 汪統制(統制は官名、汪の名は不明。) ○郢州(今の湖北省襄陽道鍾祥縣。) ○拔(陷落させる。) ○領中書行省(元の中書省の長官。中書省を中書行省とも、或は行中書省とも稱した。) ○延(ひき迎へる。招聘する。) ○濂溪周子之學(周子は周敦頤のことで、溪は其の住居の地、又號既に詳しく說けり。) ○河朔(河北。) ○粹(純粹まじりけのない儒教の眞髓の意。) ○伊洛諸書(伊洛は二つの川の名、程氏の家はこの川の間にあるので、程氏の著はした諸書を伊洛の諸書といふ。) ○載(車にのせる。) ○二程・張・楊・游・朱六子(程明道・程伊川・張載・楊時・游酢・朱熹の六人。) ○配食(合祀。)

○庚子嘉熙四年春、元太子貴由、克西域、未下諸部。元勅州郡、失盜不獲、以官物償之。國初多盜。下令、凡失盜去處、令本路民戶代償。民苦之多亡

耶律楚材濟二民疾苦一

命。至レ是罷レ徵。又官民、貸二回鶻金銀一、償レ之者歲加倍。謂二之羊羔利一。往往破レ家、至下以二妻子一爲上レ質、終不レ能レ償。耶律楚材請悉以二官物一代還。凡七萬六千錠。仍令。凡假貸歲久、惟子本相侔而止。著爲レ令。

訓讀　庚子嘉熙四年春、元の太子貴由、西域の未だ下らざる諸部に克つ。元州郡に勅して、盜を失つて獲ざれば、官物を以て之を償はしむ。國初盜多し。令を下して凡そ盜を失する去處は、本路の民戸をして代りて償はしむ。民之に苦しんで多く亡命す。是に至りて徵を罷む。又、官民、回鶻の金銀を貸り、之を償ふ者歲に加倍す。之を羊羔利と謂ふ。往往家を破り、妻子を以て質と爲すに至るも、終に償ふこと能はず。耶律楚材、請ひて悉く官物を以て代へて還さしむ。凡そ七萬六千錠、仍りて令すらく、「凡そ假貸歲久しきものは、惟子本相侔しくして止む」と。著して令と爲す。

通釋　嘉熙四年庚子の年の春、元の太子貴由は西域地方の、未だ(元に)降らなかつた諸部(を撃つて之)に勝つた。(此の年)元は、州郡に勅令を下して、盜人を逃がして捕へ得ない際には、(州郡管理の)官物を以て(その損害を)辨償させることにした。建國の初めの頃は、非常に盜人が多かつたので、

令を下して、すべて盜人をとり逃がした地では、其の地の民家に命じて代つて辨償させたので、人民らはその負擔に苦しむのあまり、多く他國に逃亡したのであつたが、此の年に至つて(かういふ)徴發を廢止することにしたのである。又官吏や人民で、回鶻から金錢を借りて之を償ふ者は、歲每に利子が倍にもなつて行つた。(丁度羊が羔を生むやうに利子が增加してゆくので)、これを羊羔利と言つた。(その爲に人民は、金の返濟に苦しんで)、往々破產し、妻子を抵當に入れたりするまでしても、それでも猶終に償ふことの出來ぬ始末であつた。(そこで)耶律楚材は、(元主に)願つて、すべて官物を下げて(その借金を回鶻へ)還させた。(其の金高は)合計七萬六千錠であつた。そこで法令を下して、「すべて年久しく借金して居る者は、拂つた利息が元金と同じになれば、それで張消しにせよと命令し、これを書き記して、一つの法令と定めた。

語釋　失レ盜不レ獲(盜人をとり逃がして捕へることが出來ぬ。)　○國初(元建國の初。)　○去處(俗語で蹤跡。足跡、の意。)　○本路(其の土地。)　○民戶(民家。)
○歲加倍(毎年利息が倍額に增加する。)　○羊羔利(羔は小羊、羊が仔を生むやうに增加する利息。我が國でいふ鼠算に同じ。)　○破レ家(破產。)　○質(音チ。人質。抵當。)　○七萬六千錠(錠とは、金を鎔解して槽に入れ、之を取り出したもので、饅頭のやうた形をしたもの。一說に金五兩・銀十兩を一錠と稱するともいふ。)　○假貸(借金。)　○子本(利子と元金。)　○侔(ヒトシと訓む。等に同じ意。)
○著爲レ令(書き記して國法と定める。)

帝謁孔子

元太宗殂

○辛丑淳祐元年、宋詔追封周敦頤汝南伯、張載郿伯、程顥河南伯、程頤伊陽伯、朱熹徽國公、並從祀孔子廟庭、黜王安石從祀。帝謁孔子、遂臨大學。○十一月、元太宗出獵、殂于鈋鐵鍏胡蘭。年五十六。葬起輦谷、後追謚曰英文皇帝、廟號太宗。太宗、自寬弘之量、仁恕之心、量時度物、擧無過事、華夏殷富、庶民樂業、行旅不齎糧。時稱治平。元、自太宗殂後、皇后乃馬眞氏、臨朝稱制凡五年、不立君。

訓讀　辛丑、淳祐元年、宋、詔して周敦頤を汝南伯に、張載を郿伯に、程顥を河南伯に、程頤を伊陽伯に、朱熹を徽國公に追封し、並びに孔子の廟庭に從祀し、王安石の從祀を黜く。帝、孔子に謁し、遂に大學に臨む。○十一月、元の太宗出で丶獵し、鈋鐵鍏胡蘭に殂す。年五十六。起輦谷に葬る。後追謚して、英文皇帝といひ、廟を太宗と號す。太宗、寬弘の量、仁恕の心より、時を量り、物を度りて、擧に過事なく、華夏殷富にして、諸民業を樂み、行旅糧を齎さず。時に治平と稱す。元、

太宗殂してより後、皇后乃馬眞氏、朝に臨んで制を稱すること凡そ五年、君を立てず。

通釋 淳祐元年辛丑の年、宋は詔勅を下して、周敦頤を汝南伯に、張載を郿伯に、程顥を河南伯に程頤を伊陽伯に、朱熹を徽國公に追封して、更にこの五人の靈を孔子の廟に附屬させて祀ることゝし、(これまで)王安石が(孔子の廟に)從祀してあつたのを取り除けてしまつた。ついで帝は、孔子(の廟に親しく)參詣し、遂に大學にも臨幸された。〇十一月、元の太宗は狩に出で銚鐵鍏胡蘭で崩じた。(時に)年五十六。遺骸は起輦谷に葬つた。後、追謚して英文皇帝といひ、廟を太宗と號した。太宗は、度量が廣く大きく、情深い性質で、(事を行ふのに)時と事とをよく考へて(行つたので)、する事にしくじりがなかつた。(それ故)中原の地は繁昌裕福となつて、人民は皆家業を樂しみ、旅行者は食物を用意しなくても(行く先きに飲食の便があるといふ有樣で)、當時治平の世と稱された。(かくて)元は太宗の歿後、皇后の乃馬眞氏が朝廷に臨んで(政治をとり、天子と同じ様に)詔を發して、五年間といふものは君を立てなかつた。

語釋 寛弘之量(廣く大きい度量。) 〇仁恕之心(仁は情深い、恕は思ひやり深い。情深い心。) 〇量レ時度レ物(時と事とを考へて行ふ。) 〇擧(行ふ事。) 〇過事(仕損じ。) 〇華夏(中國。) 〇殷富(繁昌富裕。) 〇行旅(旅行者。) 〇治平(太平無事。) 〇稱レ制(詔制を發することを行ふ。天子の事を行ふ。)

○甲辰淳祐四年、先是、鄭淸之罷相、喬行簡・李宗勉等繼爲政。無所決斷。上、思史嵩之之言、自督府入爲相。雖欲議和、輒爲衆論所沮。嵩之、丁父彌遠憂。聞訃數日乃行。詔起復爲相。言者目爲權姦、力攻之。遂不復相。范鍾・游侶・鄭淸之・謝方叔・吳潛・董槐・程元鳳・丁大全等、相繼爲相、每歲以防秋爲常事。

訓讀 甲辰、淳祐四年。これより先、鄭淸之、相を罷め、喬行簡・李宗勉等、繼いで政を爲す。決斷する所無し。上、史嵩之の言を用ひ、督府より入らしめて相となす。和を議せんと欲すと雖も、輒ち衆論の沮む所と爲る。嵩之、父彌遠の憂に丁る。訃を聞いて、數日にして乃ち行く。詔して起復して相と爲す。言者、目して權姦と爲し、力めて之を攻む。遂に復た相たらず。范鍾・游侶・鄭淸之・謝方叔・吳潛・董槐・程元鳳・丁大全等、相繼ぎて相と爲り、每歲防秋を以て常事と爲す。

通釋 淳祐四年甲辰の年の記事。是より前(宋では)鄭淸之は丞相の地位を退き、喬行簡・李宗勉

等が相繼いで政を行つた。(併し彼等は、決斷心がなかつたので、帝は、(嘗て)史嵩之が(元との和議を力說した、あのてきぱきした態度を)思ひ出して、督府から(招き寄せ、朝廷に)入らせて、丞相に任じた。(帝は)和議を爲させようといふ腹であつたが、それを實行しようとすれば其の度毎に、反對說が多く出て、之に沮止されて實行が出來なかつた。史嵩之は、父彌遠が死んで、其の死の報知を受けてから數日後、葬儀に赴いた。(ところが、未だ忌明けのならぬうちに、帝は)詔して、嵩之の忌服を免じて、之をもとの宰相に復して出仕させられた。(そこで世間の)あれこれ嵩之を非難する者は(喪中は遠慮すべきであるのに、嵩之は)權力を擅にするしれ者だといつて、しきりに攻擊した。(そこで)嵩之は再び丞相となることが出來なかつた。(此の後)范鍾・游侶・鄭淸之・謝方叔・吳潛・董槐・程元鳳・丁大全が相繼いで丞相となつだが、毎年秋になつて北方から元が攻めて來るのを、防禦することを年中行事とするだけであつた。

語釋　無レ所ニ決斷一(一思ひにきっぱりと物事を處理することが出來ぬ。)　○督府(地方にある總督府をいふ。時に史嵩之は京湖制置使として、其の任地にあつた。)　○丁レ憂(喪にあたる。喪に服する。)　○起復(忌服を免されてもとの官になること。親の喪にあへば官を免ぜられるのが例である。)　○言者(非難する者。)　○權姦(權力を擅にするしれ者。)　○防秋(秋になつて天高く馬肥ゆれば北方から夷が攻め來る。これを防禦することを防秋といふ。)　○常事(おさだまりの仕事。)

耶律楚材死

楚材剛直

○元中書令耶律楚材卒。后嘗以儲嗣事問楚材。對曰、此非外臣所敢知。自有太宗遺詔在。守而行之、社稷之幸也。后嘗以御寶空紙付幸臣奧都刺合蠻、令自書塡行之。楚材奏曰、天下者先帝之天下、朝廷自有憲章。今欲紊之。臣不敢奉詔。事遂止。復有旨。凡奧都刺合蠻所奏准、令史不爲之書者、斷其手。楚材曰、軍國之事、先帝悉委老臣。令史何與焉。事若合理、自當奉行。如不可行、死且不避、況斷手乎。

訓讀 元の中書令耶律楚材卒す。后、嘗て儲嗣の事を以て、楚材に問ふ。對へて曰く、「此外臣の敢て知る所に非ず。自ら太宗の遺詔の在る有り。守りて之を行はゞ、社稷の幸也」と。后、嘗て御寶の空紙を以て、幸臣奧都刺合蠻に付し、自ら書塡して之を行はしむ。楚材、奏して曰く、「天下は先帝の天下にして、朝廷自ら憲章有り。今之を紊さんと欲す。臣敢て詔を奉ぜず」と。事遂に止む。復、旨有り、凡そ奧都刺合蠻の奏准する所にして、令史之が爲に書せざる者は、其の手を斷てと。楚

材曰く、「軍國の事、先帝悉く老臣に委す。令史何ぞ與らん。事若し理に合はゞ、自ら當に奉行すべし。如し行ふ可からずんば、死すとも且つ避けじ。況や手を斷つをや」と。

〔通釋〕元の中書令耶律楚材が死んだ。(楚材についてこんな挿話がある)。嘗て皇后が、(太宗の歿後)、誰を皇太子に爲すべきかと楚材に問うたことがあつたが、楚材はこれに答へて言つた。「此れは他國から參つた臣などには、一向に分らぬ事で御座ります。此の事につきましては(太宗の)御遺詔のあることで御座りますれば、それを御守りになつて御遺詔通りに遊ばされましたならば、國家にとつて一番の幸福かと存じまする」と。又皇后は嘗て、天子の印を捺した白紙を寵臣の奧都剌合蠻に渡して、勝手に思ふことを書き入れさせて、これを詔勅として施行させたので、楚材は奏上して、「(そもそも元の)天下は先帝陛下の天下で御座ります。(尙又)朝廷には憲法典章と申すものが、(しかと設けられてが御座ります。今(陛下が)それを勝手に紊さうと遊ばしますとも、臣は決して仰せには御從ひ申しません」と言つた。(その爲に)この事は沙汰止みとなつた。又、皇后から令旨が下つて、すべて奧都剌合蠻が奏上して允許を願ふ文書を、令史が(彼の言ふまゝに)筆記しなかつたならば、その令史の手を斷ち切つても苦しうないとの命令が出た。(すると又)楚材が、「軍國に關する事は、何事も先

帝はこの老臣に御任せ下されました。(かの) 令史などの知つたことではございません。(ところで、拙者の考へと致しましては)、道理に適つた事ならば、勿論御意に從つて實行致しまするが、若し行つてはよからぬ筋の事で御座りましたならば、假令一命を召し上げらるゝが如きことが御座りませうとも、かまはず(反對致しまする)。況して手の(一本や二本)斷ち切られるほどのことでは、いつかなこと動きませぬ」と述べ立てた。

語釋 后(乃馬眞氏。) ○儲嗣(皇太子。) ○外臣(他國より來た外姓の臣。成吉思汗金を征し燕京を下して楚材を得たので、楚材はもと契丹の族である●) ○社稷(社は土地の神を祀りしもの。稷は五穀の神を祀りしもの。國家には必ず社稷あり。故に國家のことを社稷といふ。) ○御寶空紙(天子の印の捺された白紙。) ○幸臣(寵臣。お氣に入りの臣。) ○憲章(憲法典章。國法。) ○奏准(准は許。天子へ奏上して允許を請ふこと。) ○令史(中書令の史官。) ○委(まかす。) ○奉行(意を奉じて施行する。)

后以其先朝勛舊、加敬憚焉。楚材天資英邁、夐出人表。雖案牘滿前、酬答不失其宜。正色立朝、不爲勢屈。欲以身徇天下、每陳國家利病、生民休戚、辭色懇切。太宗嘗曰、汝又欲爲百姓哭耶。楚材每言、興一利不若除一害。生一事不若滅一事。平居不妄言笑。及接士人、溫恭之容溢于外。莫不

感㆓其德㆒焉。

訓讀 后其の先朝の勛舊なるを以て、曲げて敬憚を加ふ。楚材、天資英邁、夐に人表に出づ。案牘前に滿つと雖も、酬答其の宜を失はず。色を正して朝に立ち、勢の爲に屈せず。身を以て天下に徇ぜんと欲し、毎に國家の利病、生民の休戚を陳べて、辭色懇切なり。太宗嘗て曰く、「汝又百姓の爲に哭せんと欲するか」と。楚材毎に言ふ、「一利を興すは一害を除くに若かず。一事を生ずるは一事を減ずるに若かず」と。平居妄りに言笑せず。士人に接するに及んで、溫恭の容外に溢る。其の德に感ぜざるものなし。

通釋 (こんなに容赦なくぴしぴし述べ立てゝも)、皇后は、楚材が先朝の勳功ある舊臣であるので、蟲を殺して敬ひ憚つた。楚材は、生れつき聰明で、遙かに人よりぬけ出てゐた。文書が前に山のやうに積み上げられてゐても、(片端からそれを片附けていつて)それらに對する返答にへまをやるやうなことはなかつた。朝廷に立つた時には、嚴肅な態度で臨み、權勢のために抑へつけられて、自分の意見を主張し得ぬやうなことはなかつた。彼の欲する所は、(たゞ)一身を抛つて國家の爲に盡したいと

いふ(一事で)あつて、いつも國家の利害、人民の禍福に關して(意見を)陳べる時には、言葉にも顏色にも誠意が溢れてゐた。(いつでもかういふ有樣だつたので)、或時(例の如く楚材が、國家人民について論じようとした時)、太宗が、「お前は又人民の爲に聲をあげて泣きに來たのか」と言つたことがあつた。楚材は、いつも、「一の利益ある事をはじめるよりは、一の害あることを除く方がましである。(すべて物事は、派手に手廣くやるのは間違ひのもとで)、新しく一事をはじめるよりも、(從來存した)一事を減らすことの方が有意義だ」と言つた。(かういふ深重堅實な人であつたから)、平常無暗に高笑ひをして無駄話に興ずるやうなことはなかつたが、(併し決して無愛想といふのではなく)、人々に應接する時には、溫みのある恭々しい態度が自然に外にあらはれて見えたので、楚材の人格に感嘆しない者はなかつた。

語釋　勛舊(勛は勳に同じ。いさをし。舊は舊臣。勳功のある舊臣。)　○曲(自分の心を曲げて。蟲ス殺して。)　○敬憚(うやまひはゞかる。)　○天資(うまれつき。)　○英邁(二字にすぐれる。)　○夐(はるかにと訓む。)　○出二人表一(表は外、又は上。人にぬけ出る。)　○案牘(案は文書報告書や請願書の類。牘は手紙。)　○酬答(請願書や手紙等に對する返事。一説に人と應答すること。それでも通ずる。)　○徇二天下一(天下國家に一命を抛って盡す。徇は殉に通ず。)　○正レ色(顏色を正す。嚴肅な態度をとること。)　○利病(りへイ。病は弊。利害。)　○生民(人民。)　○休戚(休は喜ぶべきこと、戚は悲しむべきこと。禍福。)　○辭色(言葉と顏色。)　○百姓(人民。)　○哭(聲をあげて泣くこと。)　○興二一利一不レ若除二一害一云

々（一種の滑稽主義とも見られようが、これこそ彼の永い體驗より得た堅實な施政方針であつた。）　○言笑（談笑。高笑ひしながらの無駄話。）　○溫恭（溫和恭敬。なごやかで頭の低いこと。）　○溢二于外一（態度に溢れる。）

○元便宜總帥汪世顯卒。世顯善レ兵、能將。重レ儒愛レ民、勤儉自持。有二古名將之風一。○丙午淳祐六年、元定宗卽二位于速蔑禿都一。定宗名貴由、太宗長子也。母曰二六皇后一。乃馬眞氏。初太宗有レ旨。以二皇孫失烈門一爲レ嗣。及レ殂后臨レ朝稱レ制者五年、乃議立二定宗一。

訓讀　元の便宜總帥汪世顯卒す。世顯、兵を善くし能く將たり。儒を重んじ民を愛し、勤儉自ら持す。古名將の風あり。○丙午淳祐六年、元の定宗速蔑禿都に卽位す。定宗名は貴由、太宗の長子なり。母を六皇后と曰ふ。乃馬眞氏なり。初め、太宗旨あり。皇孫失烈門を以て嗣と爲す。殂するに及んで、后、朝に臨み制を稱するもの五年、乃ち議して定宗を立つ。

通釋　元の便宜總帥、汪世顯が歿した。世顯は、用兵の術に秀で大將の器であつた。（尚又）、儒學

を重んじ、人民を愛し己が身を守ること勤儉で、古の名將の面影があつた。○淳祐六年丙午の年、元の定宗が、速蔑禿都に於て卽位した。定宗、名は貴由といひ、太宗の長子であつて、母は六皇后と言ひ、(其の氏は)乃馬眞氏である。(定宗卽位に至るまでの成行を述べてみると)、最初、太宗は、皇孫失烈門を後嗣とする旨を申したのであつたが、(太宗が)崩ずると、皇后が朝廷に臨んで、五年間に亘り政を執つて、(其の間國君といふものが無かつたので、朝臣らが)相談の上、定宗を立てることにしたのである。

【語釋】善レ兵(兵を用ふることが巧み。) ○能將(將たるの才能を有してゐた。卽ち大將の器であつた。) ○重レ儒(儒學を尊んだ。) ○風(風貌。佛。) ○速蔑禿都(地名) ○六皇后(后妃の第六位にあつたので、六皇后といふ。)

○戊申淳祐八年、元定宗、尸位三年而殂。壽四十三。葬二起輦谷一。追二諡簡平皇帝一。○元自二馬眞氏臨一レ朝以來、法制不レ一。內外離レ心。定宗既殂、皇后海迷失、抱二子失烈門一、垂レ簾聽レ政。諸王大臣不レ服。共議立二太弟蒙哥一。後二年、是爲二

憲宗即位。○辛亥淳祐十一年、元憲宗名蒙哥、太祖第四子、拖雷之長子。先是諸大臣欲奉屈出之子失烈門。久而不決。至是兀良哈歹以太祖諸孫、惟憲宗謙愼、宜立。遂大會于闊帖兀阿蘭之地而即位焉。失烈門不服。憲宗因察諸王有異同者、竝羈縻之、取主謀者誅夷之。由是始定。○余玠大敗元人于興元。

【訓讀】戊申、淳祐八年、元の定宗、尸位三年にして殂す。壽四十三。起輦谷に葬る。簡平皇帝と追諡す。○元は馬眞氏の朝に臨んでより以來、法制一ならず。内外心を離す。定宗既に殂し、皇后海迷失、子失烈門を抱き、簾を垂れて政を聽く。諸王大臣服せず。ともに議して太弟蒙哥を立つ。後二年、これを憲宗と爲す。位に卽く。○辛亥淳祐十一年、元の憲宗名は蒙哥、太祖の第四子、拖雷の長子なり。是より先諸大臣屈出の子失烈門を奉ぜんと欲す。久しくして決せず。是に至りて、兀良哈歹以へらく、太祖の諸孫、惟〻憲宗のみ謙愼なり、宜しく立つべしと。遂に大に闊帖兀阿蘭の地に會し

て位に卽かしむ。失烈門服せず。憲宗、因りて、諸王の異同有る者を察し、竝びに之を覊縻し、主謀者を取りて之を誅夷す。是に由りて始めて定まる。○余玠大いに元人を興元に敗る。

通釋 淳祐戊申の年、元の定宗は、唯皇帝といふばかりで(在位中實權は乃馬眞氏に奪はれ)、三年の後に崩じた。時に年四十三。起輦谷に葬つて簡平皇帝と追謚した。○元は、皇后乃馬眞氏が朝廷に臨んで(政を執るやうになつて)以來、國の法律制度が亂れて(すつかり信用を失つてしまつて)內外の人心が朝廷を離れてしまつた。(かゝる際に)定宗は崩じ、その皇后たる海迷失が、(養子の)失烈門を抱き簾を垂れて政を聽いたが、(そんな事でうまく行く筈がなく)、諸王大臣らは之に服しなつた。(そこで、此れらの人々が)寄合つて相談した結果、太弟の蒙哥を擁立することゝし、二年の後位い卽いた。是を憲宗といふ。○淳祐十一年辛亥の年の記事。元の憲宗は、名を蒙哥といつて、太祖の第四子拖雷の長子である。是より以前に、諸大臣は屈出の子失烈門を奉じて(君に立てようと思つたのであるが)、いつまでたつても(その相談が)決定しなかつた。そこで兀良哈歹は、太祖の諸孫の中で獨り憲宗だけが謙遜で愼み深いから、彼を立てたがよからうと考へ、(これを諸臣に相談し)、遂に闊帖兀阿蘭の地に大會議を開いた上、憲宗を位に卽かせた。(ところが)失烈門は、(自分が位に卽

けるはずであつたのだから)、この決議に服しなかつた。そこで憲宗は、諸王族中、(自分の即位について)異議を存してゐる者のあることをひそかに知り、それらの人々をすべて捕縛監禁し、主謀者は、之を捕へて死刑に處してしまつた。これで(人心が)始めて鎮定した。〇此の年(宋將)余玠は、元人を興元に於て撃破した。

語釋 尸位(尸はかたしろ、祭の際神の代理となるもの。何もすることが出來ないので、其の位にあつてぼんやりしてゐる者に譬ふ。) 〇垂簾(皇后が政を執ること。簾を下して行ふによる。前出。) 〇後二年(二は三の誤である。) 〇謙愼(謙遜謹愼。へりくだつてつゝしみ深い。) 〇異同(相違。異議。同は帶字で意味がない。例へば緩急の緩、多少の多の如し。) 〇羈縻(キビ。羈も縻も綱でつなぐこと。捕縛監禁。) 〇誅夷(死刑に處すること。) 〇始定(始めて人心が一定した。)

〇元憲宗、命太弟忽必烈、總治蒙古・漢地民戶事、開府于金蓮川。先是、姚樞、隱居蘇門、以道自任。太弟召之。樞至。見太弟聰明、才不世出、虛己受言、將大有爲、乃盡其平日所學、爲書數千言上之。首以二帝三王爲學之本、爲治之序、與治國平天下之大經、彙爲八目。曰、修身・力學・尊賢・親親・畏天・

愛民・好善・遠佞。次及時政之弊、爲條三十、本末兼該、細大不遺。太弟太奇其才、動必見詢。○元、以史天澤・趙璧爲河南經略使。

訓讀 元の憲宗、太弟忽必烈に命じて、蒙古・漢地の民戸の事を總治し、府を金蓮川に開かしむ。是より先、姚樞、蘇門に隱居し、道を以て自ら任ず。太弟之を召す。樞至る。太弟の聰明にして、才は不世出、己を虛しくして言を受け、將に大いに爲す有らんとするを見、乃ち其の平日學ぶ所を盡して、書數千言を爲りて之を上る。首に二帝三王、學を爲すの本、治を爲すの序と、治國平天下の大經とを以て、彙めて八目と爲す。曰く、修身・力學・尊賢・親親・畏天・愛民・好善・遠佞と。次に時政の弊に及び、條三十を爲り、本末兼該、細大遺さず。太弟太だ其の才を奇とし、動けば必ず詢はる。元、史天澤・趙璧を以て河南經略使と爲す。

通釋 元の憲宗は太弟忽必烈に命じて、蒙古地と漢地との民戸の事を總べ治めさせ、その役所を金蓮川に設置させた。是れより以前に、姚樞は蘇門に隱居して、聖人の道を明らかにすることを自分の任務としてゐた。樞は忽必烈の召しに應じて彼の許へ至つたが、其の時忽必烈が聰明で、世に珍し

い才智を有ちながら我意をすて丶他人の言を聽き、將來大活躍を爲しさうな人物であるのを見て、(これならばと信じ)、平常自分が學び得た所を殘す所なく盡くして、數千字の書物を著して之を獻上した。(その書物には)、開卷第一に、堯舜禹湯文武が學問をした根本精神と、政治を行ふ順序と、國を治め天下を平にする筋道とを述べ、更に之を分類して八項目として(詳述した。八項目とは)、身を修めること、學問をつとめること、賢者を尊敬すること、親族を親しむこと、天を畏れること、人民を愛すること、善を好むこと、へつらふ者を遠ざくることである。次いで當時の政治の弊害に說き及ぼし、三十ケ條に分けて(之を論じた)。かやうに根本から枝葉まで兼ね合はせて論述し、細大漏らさず(論じ盡くしたものであつた)。太弟は、姚樞の才に感心して事を行はうとする際には必ず、彼の意見を求めた。元は史天澤・趙壁を河南經略使とした。

語釋 總治(すべ治める)　○府(役所。)　○金蓮川(今の河北省多倫縣上都河屯地方。灤河の上流に在り。)　○蘇門(今の河南省河北道衞輝縣。)　○以レ道自任(聖人の道を明らかにすることを自分の任務とした。)　○不世出(世にめつたに出ないすぐれた。)　○虛レ已受レ言(我意をすて、へりくだつて、人の言を聽き入れること。)　○平日(平常。平生。)　○首(最初。眞先きに。)　○二帝三王(堯・舜・禹・湯・文武。)　○爲レ學之本(學問を爲す根本精神。)　○序(順序。)　○大經(大經路。大筋道。)　○彙(アツムと訓む。同じ類のものを集めること。分類する。)　○八目(八項目。)　○遠佞(へつらふ人間を遠ざけること。)　○時政之弊(當時の政治の弊害。)　○本末兼該(根本と枝葉とをかね合はせる。兼も該もともに、かねること。)

忽必烈
撰二關中一

(動(事を爲す。)) (詢(上の者が下の者に意見を求めて相談する。))

○壬子淳祐十二年、元定宗后及失烈門母、以厭禳事覺、並賜死、謫失烈門及其黨於沒脫赤之地。○六月、元憲宗、以中州漢地封同姓。太弟、於汴京・關中自擇其一。姚樞曰、南京河徙無常、土薄水淺、潟鹵生之。不若關中。厥田上上、古名天府陸海。太弟、遂請關中。由是、太弟有關中・河南之地。

訓讀 壬子淳祐十二年、元の定宗の后及び失烈門の母、厭禳、事覺はれしを以て、並に死を賜ひ、失烈門及び其黨を沒脫赤の地に謫す。○六月、元の憲宗、中州の漢地を以て同姓を封ず。太弟、汴京・關中に於て、自ら其の一を擇ぶ。姚樞曰く、「南京は、河徙つて常なく、土薄く、水淺く、潟鹵之れに生ず。關中に若かず。厥の田は上の上、古より天府陸海と名づく」と。太弟、遂に關中を請ふ。是に由りて、太弟關中・河南の地を有す。

通釋 淳祐十二年壬子の年、元の定宗の皇后及び失烈門の母は、(憲宗を)祈り殺さうとした事が發

必烈　大理

覺したので、兩人とも死を賜り、失烈門及び其の一派の人々を沒脫赤の地に流罪にした。○六月、元の憲宗は、中原の地に同姓の一族を封じた。其の時太弟の忽必烈には汴京と關中とどちらでも好きな方をとれとの命であつた。（時に忽必烈の顧問役）の姚樞が、「南京（汴京）は黃河の流が（絶えず）徙り變るので、（地味は瘦せ）、少し土を起すと、すぐ水がじく〱湧き出し、じめ〱した土地干潟の地が澤山出來てゐます。（ですから）關中の方を選ばれた方がよろしうございます。（關中は）その田地がよく肥えてゐて、昔から天然の富庫、陸上の海と呼ばれてゐる（ほど、物產の豐かな土地であります）」とすゝめた。そこで忽必烈は、遂に關中が頂戴したいと願つた。そこで太弟は、關中・河南の地を有することゝなつた。

語釋　厭禳（音エフジヤウ。二字共にはらふと訓む。まじなひをして人をのろひ殺す。呪咀。）○沒脫赤（和林の西北の地であるといふ。）○謫（流刑にする。流し者にする。）○中州漢地（中原の地。所謂支那本部。）○南京（汴京。）○河徙無常（河流が絶えず移り變る。）○土薄水淺（土を僅かに掘ると水の湧き出して來ること。）○潟鹵（音セキ。潟は水の溜つた地。鹵は鹽分を含んだ地。卽ち潮がくれば海となり潮が退けば陸となる地。こゝでは黃河の水を受けたり干いたりする不毛の地をさす。）○天府陸海（天然の府庫、陸上の海。海は無限の寶庫であるからそれに譬へたのである。）

○癸丑寶祐元年、四川制置使余玠卒ス。以テ二余晦ヲ一爲ス二四川宣諭使ト一。○元ノ太弟

惟忠寃死

忽必烈平大理國。○甲寅、寶祐二年、時余晦宣撫四川。以私恨誣奏。利路安撫王惟忠、潛通北境。大理陳大方承旨鍛成之。惟忠、將斬於市、色不變。謂大方曰、吾死訴於天。既斬。血逆流而上。未幾、大方入朝、恍惚與惟忠還、遂卒。

訓讀 癸丑寶祐元年、四川の制置使余玠卒す。余晦を以て四川宣諭使と爲す。○元の太弟忽必烈、大理國を平ぐ。○甲寅寶祐二年、時に余晦四川に宣撫たり。私恨を以て誣奏す。「利路安撫王惟忠、ひそかに北境に通ず」と。大理陳大方旨を承けてこれを鍛成す。惟忠、將に市に斬られむとするや、色變ぜず。大方に謂つて曰く、「吾、死せば、天に訴へん」と。既に斬る、血逆流して上る。未だ幾ならずして大方入朝し、恍惚として惟忠と還り、遂に卒す。

通釋 寶祐元年癸丑の年、四川の制置使余玠が死んだ。(その後任として)、余晦を四川宣諭使に任じた。○元の忽必烈は、大理國を伐つて降した。○寶祐二年甲寅の年、時に、余晦は四川に宣撫使

となつてゐたが、私上の怨みによつて、「利路安撫王惟忠は、北方（の元）に內通してゐます」と讒言した。大理（の官にある）陳大方は、（余晦の）旨を受けて、（惟忠を罪に陷れる爲、ことさら）無實の罪を捏造し、（遂に惟忠は有罪に決した。）かくして將に（臨安の）市で斬罪に處せられようとしたが、（其の場に臨んで惟忠は、落ちつき拂つて）顏色一つ變へず、陳大方に向つて、「儂は死んだら、（無實の罪によつて殺されたことを）天に訴へようぞ」と叫んだ。刀を下せば、血が天に向つて噴き上つた。後間もなく大方は朝廷に歸つて來たが、（たちまち）意識がぼんやりとして氣が遠くなり、惟忠が自分を誘ふやうに感じるとゝもに、（その儘）遂に息を引き取つてしまつたのであつた。

語釋 制置使・宣諭使・安撫使（いづれも地方官で其の初には各々特定の職務があつた。當時は皆軍政に預り權力を專にした。）○大理國（國名。今の雲南の地一帶。）、○私恨（私事上の怨。）
○誣奏（誣はしふと訓む。中傷的上奏。）○利路安撫（利路は、利州西路の略で、利州は今の四川省嘉陵道廣元縣。安撫は官名。）○北境（元をさす。）○大理（刑法を掌る官。裁判官。）
○鍛成（無實の罪を捏造すること。でつちあげること。）○恍惚（意識がぼんやりして氣の遠くなること。）

先是、朝廷用彭大雅理蜀。甚有威名。重築重慶城。余玠遷蜀郡平曠之地、分治險要。如合州治釣魚山之類。在蜀二十年。民藉以安。至余晦貪繆罔

功、敗失要地。以和州守劉雄飛爲四川制置。胡頴、毎見淫祠即毀之。人謂之胡打鬼。經略廣東。廣有僧寺。佛像中有巨蛇。時出享人祭祀。僧托之、題疏得數千緡。頴至毀佛擊蛇。其怪遂息。

訓讀 是より先、朝廷彭大雅を用ひて蜀を理めしむ。甚だ威名有り。重ねて重慶城を築く。余玠、蜀郡平曠の地を遷して、險要を分治す。合州に釣魚山を治むるの類の如し。蜀に在ること二十年。民藉りて以て安し。余晦に至りて貪繆功罔く、敗れて要地を失す。和州の守劉雄飛を以て、四川の制置と爲す。胡頴、淫祠を見る毎に即ち之を毀つ。人之を胡打鬼と謂ふ。廣東に經略たり。廣に僧寺有り。佛像中に巨蛇有り。時々出でゝ人の祭祀を享く。僧之に托して、疏を題して數千緡を得たり。頴至りて佛を毀ち蛇を撃つ。其の怪遂に息む。

通釋 是より以前、朝廷では彭大雅を用ひて蜀を治めさせたが、(大雅は)、(蜀で)非常に威光もあり人望もあつて、二度まで重慶城を築いた。(それに次いで)余玠は、蜀郡の平坦な土地(にある城)を數ケ所も險岨要害(の地に)遷して、(そこに)守りを置いた。(例へば)合州城を釣魚山に移したことな

ど、その例である。(かくして玠は)、二十年間蜀の地に駐まり、人民は玠のお蔭を蒙つて生活し、すつかり安心しきつてゐた。(ところが、これに代つて)余晦が赴任してゆくと、貪慾で間違つたことばかりして、さつぱり功績があがらず。(戰爭には)敗れて肝要の地を失つて仕舞ふといふ始末であつたので、(遂に余晦は召還され、代つて)和州の守劉雄飛が四川制置使となつた。(話が傍道へ外れるが、この頃)胡顗(といふ者があつて、彼)は、人を惑はす怪しげな鬼神を祀つた祠を見ると、直に之を叩き毀して仕舞ふのが常であつた。(そこで)人々は顗に胡打鬼といふ綽名をつけた。(顗が)廣東の經略使となつた時のことである。廣州に一佛寺があつて、そこの佛像の中に、大きな蛇が棲んでゐた。(この蛇が)時々這ひ出して來ては、お供への御供物を食ふので、坊主がそれをよいことにして勸化帳を作つて數千緡の錢を儲けた。(これを耳にした)顗は、直ちに其の寺に押し掛けて行つて、佛像を打ち毀し、其の蛇も撃ち殺してしまつた。(これで)蛇の怪事は、すつかり消えて了つた。

語釋　理(治に同じ。)　○重慶城(今の四川省重慶。)　○遷ニ蜀郡平曠之地一、分ニ治險要ニ(蜀郡の平坦な土地にある城や險阻要害の地數ケ所に遷して、其處を守りとして之に備へた。)　○合州(今の四川省東川道合川縣。)　○藉(依頼する。お蔭を蒙る。)　○貪繆(タンビウ。貪は貪慾、繆は無理非道。)　○罔レ功(功績があがらぬ。罔は無に同じ。)　○失ニ要地一(紫金城を失つたことなどをさす。)　○和州(今の安徽省安慶道和縣。)　○淫祠(淫はまどはす。神祠、即ち朝廷の祀典に載つて居ない人を惑はす怪しげな鬼神を祀つた祠。)　○胡打鬼(胡は胡顗の胡。鬼神を打ち毀す胡顗の意。)

元建₂開平府₁

○廣（廣州、今の廣東省番禺縣。）　○享₂人祭祀₁（人が祭りをしてお供へした物を食ふ。享は饗に同じ。）　○題ㇾ疏（勸化帳を作る。疏は勸進の趣意をしるした帳面。題は書きしるすこと。）　○緡（ビン。さし。錢を通す緒。即ち緡に通した錢。）

○丙辰寶祐四年、高麗王細嵯甫・雲南酋長摩合羅嵯、及素州諸國朝₂于元₁。○元憲宗欲ᴸ建₂城市₁爲₂都會之所₁。太弟忽必烈言、劉秉忠、精₂於天文・地理之術₁。乃命相ᴸ宅。秉忠以₂桓州東、灤水北之龍岡₁爲ᴸ吉。乃命₂秉忠₁營ᴸ之、名曰₂開平府₁。三年而畢ᴸ功。

訓讀　丙辰寶祐四年、高麗王細嵯甫・雲南の酋長摩合羅嵯、及び素州の諸國元に朝す。○元の憲宗城市を建て丶都會の所と爲さんと欲す。太弟忽必烈言く、「劉秉忠、天文・地理の術に精し」と。乃ち命じて宅を相せしむ。秉忠、桓州の東、灤水の北の龍岡を以て吉と爲す。乃ち秉忠に命じて之を營ましめ、名づけて開平府と曰ふ。三年にして功を畢ふ。

通釋　寶祐四年丙辰の年、高麗王細嵯甫・雲南の酋長摩合羅嵯及び素州の諸國が元に入朝した。○

朕獨有
此何用

元の憲宗は、新たに市街を建設して、人民及び貨物の聚合地を拵へたいと思つた。(この時)太弟忽必烈が、「(城市を御建てになるなら)、劉秉忠か、天文・地理の術に精通して居ります(から、彼に御相談なさいませ)」と言つた。そこで(憲宗は、劉秉忠に)命じて其の場所を見立てさせたところ、桓州の東、灤水の北にある龍岡が吉祥の地でありますと奏上したので、因つて秉忠に命じて設計工事をさせ、(この城市に)開平府と命名した。それは三年かゝつて竣工した。

語釋　素州(元史には素丹と記されてある。)　○都會(人民や貨物の多く集合する所。所謂都會もとその意によつたのである。)　○相宅(宅は土地。場所を見立てる。)　○桓州(今の庫爾圖巴哈孫城。)　○營(經營。設計工事を指す。)　○開平府(所謂上都である。今の河北省口北道赤城縣獨石口東北に在り。)　○畢功(工事を終へる。竣工。)

○丁巳寶祐五年、元回鶻獻水精盆・珍珠傘、可直銀三萬餘錠。憲宗曰、方今百姓疲弊。所急者錢耳。朕獨有此何用。却之。○十月、元兀良哈台、伐安南、屠其城。○戊午寶祐六年二月、安南王、傳國於長子光昺、遣使以方物獻于元。

訓讀　丁巳寶祐五年、元の回鶻、水精盆・珍珠傘を獻ず。銀三萬餘錠に直す可し。憲宗曰く、「方今百姓疲弊せり。急なる所の者は錢のみ。朕獨り此れを有するも何に用ひん」と。之を却く。○十月、元の兀良哈歹、安南を伐ちて、其の城を屠る。○戊午寶祐六年二月、安南王、國を長子光昺に傳へ、使を遣し方物を以て元に獻ず。

通釋　寶祐五年丁巳の年元に服屬せる回鶻が水晶の盆と、珍しい珠で飾つた傘とを（元に）獻上して來た。（其の價格は）、銀三萬餘錠に相當する（高價な）ものであつた。（ところが）憲宗は、「現今人民は疲弊しきつて、さしあたつて必要なものは、唯金錢だけである。朕一人が、此の（高價な贅澤品を）所持してゐたとて、何の役に立たうぞ」と言つて、これを却けて（受けなかつた。）○十月、元の兀良哈歹は、安南を征伐して、其の城を根こそぎにぶち壞して大殺戮を行つた。○寶祐六年戊午の年二月、安南王は、國を長子の光昺に讓り、使者を元に遣して、國の產物を獻上した。

語釋　水精盆（水精は水晶。水晶製の盆。）　○珍珠傘（珍奇な珠で飾つた傘。珠は水中よりとる。例へば眞珠、珊瑚珠の如し、山から出るたまは玉といふ。）　○直（値に同じ。價格がする。）　○方今（現今。）　○疲弊（つかれきる。經濟的につかれてゐる意。）　○急者（さしあたつて必要なもの。）　○何用（何の役に立たう。何の使ひ途があらう。）　○屠二其城一（其の城を根こそぎに破壞し、大掠奪、大殺戮を行ふこと。）　○方物（土地の產物。國の產物。）

似道
右相

○元、討回回哈里發平之。九月、憲宗親帥大軍入蜀、攻苦竹隘。宋守將楊立・張實死之。是時、元人勢欲順流東下。一軍自大理國斡服南來、歷邕・桂之境、以至潭州。一軍渡江圍鄂州。○罷丁大全、以吳潛爲左相、卽軍中拜賈似道爲右相。趙葵樞密策應使。杜庶兩淮制置。夏貴總領舟師。呂文德等、乘風戰勝。潛、以向士璧守潭。適南來二哥元帥、遇宋候騎而死。潭圍先解。高達等守鄂、似道駐漢陽、爲鄂援。

訓讀 元、回回哈里發を討ちて、之れを平ぐ。九月、憲宗、親ら大軍を帥ゐて蜀に入り、苦竹隘を攻む。宋の守將楊立・張實これに死す。是の時、元人勢、流に順つて東に下らんと欲す。一軍は大理國斡服の南より來り、邕・桂の境を歷て、以て潭州に至り、一軍は江を渡りて鄂州を圍む。○丁大全を罷め、吳潛を以て左相となし、軍中に卽いて、賈似道を拜して右相となす。趙葵は樞密策應使たり。杜庶は兩淮制置たり。夏貴は舟師を總領す。呂文德等、風に乘じて戰ひて勝つ。潛、向士璧を以て、

潭を守らしむ。適〻南來の二哥元帥、宋の候騎に遇うて死す。潭の圍先づ解く。高逵等鄂を守り、似道漢陽に駐つて、鄂の援となる。

【通釋】元は回回哈里發を討伐して、之を平げた。九月、憲宗は、親ら大軍を帥ゐて蜀に侵入し、苦竹隘を攻めた。苦竹隘の守將、楊立と張實とは、此の戰で戰死した。蜀で成功した元軍は自然、(長江の)流に順つて東に下らうとし、其の一軍は大理國幹服の南より來つて、邕州・桂州の境を通過し、潭州に攻め寄せ、一軍は江を渡つて鄂州を包圍した。〇(宋は)丁大全を罷免し、吳潛を左丞相に任命した。又、軍中で、賈似道を右丞相に任じた。趙葵は樞密策應使と爲り、杜庶は兩淮制置使と爲り、夏貴は水軍の總司令官と爲つた。呂文德等は、(折柄の)風を利用して、(元軍と)戰ひ、勝利を得た。吳潛は向士璧に命じて潭州を守らせたが、其の時偶然にも南方から攻めて來た(元の)二哥元帥が、宋の騎兵斥候にぶつかつて戰死を遂げた。それで(元軍は退却をはじめて)潭州の圍は先づ解けた。高逵等は鄂州を守り、賈似道は漢陽に駐まつて、鄂州(にある宋軍)の後援となつた。

【語釋】苦竹隘(今の四川省嘉陵道劍閣縣の北小劍山頂に在り。) 〇勢(自然。今元軍は蜀にあり、東に出るのは揚子江の流れに從つて下るので、最も進軍し易い位地にあるので、自然といふ意。) 〇大理國幹服(大理國は今の雲南省の地。) 〇邕桂(邕州は今の廣西省南寧道邕寧縣。桂州は同省桂林道桂林縣。) 〇潭州(今の湖南省湘江道長沙縣。) 〇鄂州(今の湖北省江漢道武昌縣。) 〇罷二丁大全一(罷は官を免ずるこ

と。是れは元兵が次第に侵入して來るにも拘らず、大全は之をかくして報告しなかつたからである。）○拜（拜命。任命に同じ。）○賈似道（京湖南北四川の宣撫大使であつた。）○總領（總指揮。）○舟師（水軍。）

○乘風戰勝（風に乘じて、元軍の架けた涪江の浮橋を攻めて、之に勝つたのである。）○適（不意に。偶然に。）○候騎（候はうかゞふもののみの騎兵。）○遇（であふ。不意にぶつかる。）

○己未開慶元年、元憲宗圍合州、遣使招諭守將王堅。堅殺使者、固守拒之。○七月、元憲宗殂於釣魚山。在位九年、壽五十二。後追謚曰桓肅皇帝。憲宗剛明雄毅、沈斷寡言、不樂宴飮、不好侈靡。雖后妃亦不過制。太宗末年、群臣擅權、政出多門。至憲宗、凡詔旨必親起草、更易數四、然後行之。御群臣甚嚴。嘗諭曰、汝輩若得朕奬諭、即志氣驕逸。災禍未有不隨至者。汝輩其戒之。時太帝進攻鄂州。宋守將張堅、守不下。遂死之。

訓讀　己未開慶元年、元の憲宗、合州を圍み、使を遣して、守將王堅を招諭せしむ。堅使者を殺して、固守してこれを拒ぐ。○七月、元の憲宗、釣魚山に殂す。在位九年、壽五十二。後、追謚して桓肅皇帝といふ。憲宗、剛明雄毅、沈斷寡言にして、宴飮を樂まず、侈靡を好まず。皇妃と雖ども

亦制に過ぎず。太宗の末年、群臣權を擅にし、政多門より出づ。憲宗に至りて、凡そ詔旨は必ず親ら起草し、更め易ふること數四、然る後に之を行ふ。群臣を御すること甚だ嚴なり。嘗て諭して曰く、「汝輩、若し朕の奬諭を得ば、卽ち志氣驕逸せん。災禍未だ隨ひて至らざる者有らず。汝輩其れ之を戒めよ」と。時に太帝進みて鄂州を攻む。宋の守將張堅、守りて下らず。遂に之に死す。

【通釋】開慶元年己未の年、元の憲宗は合州を包圍し、軍使を(城内に)遣して、守將王堅に降服を勸めさせた。(しかし深く心に決した)堅は、其の使者を殺し、懸命に守つて、元軍を防禦した。○七月、元の憲宗は釣魚山に於て崩じた。位に在ること九年、時に齡五十二であつた。後に諡を奉つて桓肅皇帝といふ。憲宗は、しつかり者で聰明、勇敢で忍耐強く、其の上沈着で決斷心があり、しかも口數の少い人で、酒宴を催して樂しむやうなことはなく、(すべて)派手贅澤を好まなかつた。(かういふ人物であるから)、皇后達でも、規定以上の贅澤な服裝はさせなかつた。太宗の末年には、群臣が銘々權力をふりまはして、朝廷の政令があちこちから出たが、憲宗の世になつて、凡べて詔勅は必ず親ら草稿し、(しかも、その文案は)、再三再四書き改め(て修正し)た上で、始めて之を施行したのであつた。群臣の統御は非常に嚴重で、或る時、(群臣に)諭して、「お前らは、朕にほめられたな

らば、すぐに調子に乘つて增長するであらう。(さすれば)あらゆる災禍がそれに引續いて起つて來るに違ひない。お前らは、この事を(充分)警戒せよと言つたことがあつた。(憲宗の崩じた)時、太弟忽必烈は進んで鄂州を攻めてゐた。宋の守將張憲は、懸命に守備して、なか〳〵降服しなかつたが、遂に悲壯な最後を遂げた。

語釋 合州(今の四川省東川道合川縣。) ○招諭(まねきさとす。降參を勸めること。) ○釣魚山(合州城下の山。) ○剛明雄毅(剛は心のしつかりしてゐること。正は聰正、雄は勇しい。毅は辛抱強い。) ○沈斷寡言(沈は沈着おちついてゐること。決斷心のあること。寡言は口數が少い。) ○宴飮(酒宴。) ○侈靡(シビ。侈は奢侈贅澤。靡も無用に金錢を浪費する、つまり贅澤。) ○雖二后妃一亦不レ過レ制(后妃でも、服飾等一定の制度以上の贅澤は許さなかつた。) ○政出二多門一(政令があちこちの家から出て一途に出ぬ。) ○起草(草案を作る。) ○御(統御す。) ○獎諭(ほめさとす。) ○志氣驕逸(調子に乘つて心が増長する。) ○災禍未レ有下不二隨至一者上(それに引續いて起つて來た災禍は無い、即ちあらゆる災禍がそれに引續いて起つて來る。) ○太弟(忽必烈。)

○似道自二漢陽一至レ鄂督レ師。而太弟忽必烈、攻レ城益急。城中死傷者至二萬三千人一。似道大懼、密遣二宋京一詣二元營一、請二稱レ臣納一レ幣。太弟不レ許。會合州守王堅、遣レ人走レ鄂、以二憲宗訃一聞二于似道一。再遣二宋京一往二元營一。

【訓讀】似道漢陽より鄂に至りて師を督す。而して太弟忽必烈城を攻むること益々急なり。城中死傷する者三千人に至る。似道大いに懼れ、密に宋京を遣して元の營に詣らしめ、臣と稱して幣を納れんと請ふ。太弟許さず。會々合州の守王堅、人を遣して鄂に走らしめ、憲宗の訃を以て似道に聞す。再び宋京を遣して元の營に往かしむ。

【通釋】賈似道は、漢陽から鄂州に赴いて軍を指揮した。ところが太弟忽必烈が城を攻めること、益々猛烈となり、城中の死傷者一萬三千人にも達した。似道は（これに）すつかり怖氣づいて仕舞ひ、ひそかに（部下の）宋京を元の陣營に遣し、（今後、宋は元に對して）臣と稱し、且つ（毎年）貢物を獻上するから（休戰して引上げて貰ひたいと）願はせたが、忽必烈は（之を）聽き入れなかつた。恰度其の時、合州の守將王堅が、使者を鄂州（の似道の許）に走り遣はし、憲宗死去の旨を知らせたので、（似道は、この際ならば、元も恐らく折れて出てくるだらうと思ひ）、再び宋京を遣はして、元の陣營に赴かせ（前と同じ言葉を繰り返させた）。

【語釋】督レ師（軍隊を指揮する。）○急（はげしい。猛烈。）○詣（いたると訓む。至に同じ。）○稱レ臣云々（宋主が元主に對して臣と稱する。即ち宋が元の屬國になるのである。）○會（恰度その時。）○訃（死去のしらせ。）

太弟亦聞阿里不哥欲襲尊號。郝經曰、若彼果稱遺詔、便正位號、下詔中原、行赦江上、欲歸得乎。願大王、以社稷爲念、班師議和、置輜重、率輕騎而歸、直造天都、遣大軍、逆大行靈舁、收皇帝璽、遣使召旭烈・阿里不哥諸王、會喪和林、差官諸路安輯、命王長子眞金、鎭守燕都、示以形勢、則大寶有歸、而社稷安矣。太弟然之、乃許似道和、且約歲幣之數、遂拔寨而去、留張傑・閻旺、以偏師候湖南元良哈歹之兵。

訓讀 太弟も亦阿里不哥が尊號を襲はんと欲すと聞く。郝經曰く、「若し彼果して遺詔と稱して、便ち位號を正し、詔を中原に下して赦を江上に行はゞ、歸らんと欲すとも得んや。願くは大王、社稷を以て念と爲し、師を班して和を議し、輜重を置き、輕騎を率ゐて歸り、直に天都に造り、大軍を遣り、大行靈舁を逆へ、皇帝の璽を收めて、使を遣して旭烈・阿里不哥諸王を召し、和林に會喪し、官を諸路に差して安輯し、王の長子眞金に命じて、燕都を鎭守し、示すに形勢を以てせば、則ち大寶

歸する有りて、社稷安からん」と。太弟之れを然りとし、乃ち似道に和を許し、且つ歲幣の數を約し、遂に寨を拔いて去り、張傑・閻旺を留め、偏師を以て、湖南の元良哈歹の兵を候す。

〔通釋〕忽必烈も亦（亦憲宗の死に乘じ、國にある）阿里不哥があとを繼いで天子になる腹であるといふことを耳にした。（そこで忽必烈は群臣を集めて善後策を協議したところ）、郝經が意見を述べて曰ふには、「若し（噂の通りに）阿里不哥殿下が、（憲宗陛下の）御遺詔であると仰せられて、直ちに帝位に御卽き遊ばし、（新領土の）中原地方に詔を御下しになつて、大赦令を長江沿岸の地一帶に御發布遊ばされますならば、（大王は、國都に）御歸還遊ばさうと思召されても、もはや相協はぬことゝ存じます。願くは大王殿下におかせられましては、たゞ國家のみを御心にかけさせられて、（今宋と交戰中の）軍隊を引き還して和睦し、（足手纏ひの）輜重は（この地に留め）置き、輕裝の騎兵のみを率ゐて御歸還遊ばされ、直ちに國都燕京に御乘り込み遊ばして、（其處より）大軍を御差遣はしになつて、御兄陛下の御靈柩を御迎へになり、皇帝の御璽を（御手に）御收め（遊ばしませ。その上で）使者を御遣はしになつて、旭烈・阿里不哥の諸王殿下を御召しになつて、和林の御葬儀は御一緒におつとめになり、（次いで）官吏を諸路へ御差遣しになつて民心を安んじ、大王の御長子眞金殿下に燕都の鎭守

を御命じなり、最早や天下はどなたがどうなさらうと大王殿下の手の中から動かぬことを御示しになりますならば、帝位は（自ら大王殿下に）歸して、國家も（はじめて）安泰といふもので御座います」と。忽必烈は（郝經の）言を成程と思ひ、そこで似道の（和睦の申出を）承諾し、同時に（今後宋より獻上すべき）毎年の貢物の數量を約束し、遂に塞を引き拔いて撤兵し、張傑と閻旺の兩將のみを留め、一部隊を以て、湖南（地方より來る）兀良哈歹の兵を待ち受けるやうに命じた。

【語釋】阿里不哥（忽必烈の弟。）○尊號（皇帝の稱號。）○便（すぐに。）○赦（大赦令。憲宗の崩御。）○江上（長江一帶の地。）○社稷（國家。前に出づ。）○班レ師（軍隊をかへす。）○輜重（兵糧軍需品。輜は衣車、重は重い物を載せる車、即ち軍に必要な物品の意。）○造（いたると訓む。到着。）○元都（元の國都燕京を指す。）○大行靈舁（先帝の靈柩。大行は、天子が崩じて未だ埋葬もせず謚もつけぬ間の稱。謚法に大行は大名を受くと。其意味は生前立派な行ひのあつた天子は崩後立派な謚號を受けるといふこと。即ち今崩御になつて將に立派な謚をつけらるべき天子の意。靈舁は天子の棺。）○璽（天子の印。）○安輯（安んじをさめる。）○王長子（忽必烈の長子。）○形勢（天下の形勢最早や忽必烈のものときまつて動かぬこと。）○大寶（帝位。）○歲幣（毎年の貢物。この時、銀二十萬兩絹二十萬匹約束した。）○寨（寨柵。とりで。）○偏師（一部の軍隊。）○候（待つ。）

○庚申景定元年。元世祖、名忽必烈。憲宗同母弟也。憲宗既殂。阿藍答兒・渾都海等、謀立世祖弟阿里不哥。憲宗后、聞之、遣使馳至鄂、請還。速春三

賈似道奏捷詐

月、至開平。諸王大臣、同勸進。三讓乃卽位。○元亮良哈歹、會張傑于鄂州、帥師北還。宋賈似道、命夏貴、敗其後軍于新生磯。遂匿其議和、稱臣納幣之事、上表言、鄂圍始解、江面肅淸、宗社危而復安。實萬世無疆之休。帝以、似道有再造功。下詔褒美、賞賚甚厚。

訓讀 ○庚申景定元年。元の世祖、名は忽必烈、憲宗の同母弟なり。憲宗既に殂す。阿藍答兒・渾都海等、世祖の弟阿里不哥を立てんと謀る。憲宗の后、之れを聞きて、使を遣し、馳せて鄂に至り、請うて速に還らしむ。春三月、開平に至る。諸王大臣、同じく、勸進す。三讓して乃ち位に卽く。○元の兀良哈歹、張傑に鄂州に會し、師を帥ゐて北に還る。宋の賈似道、夏貴に命じて、その後軍を新生磯に敗り、遂に其の和を議し、臣と稱して幣を納るゝの事を匿して、表を上つて言ふ「鄂の圍、始めて解け、江面肅淸、宗社危くして復安し。實に萬世無疆の休なり」と。帝、以へらく、似道再造の功有りと。詔を下して褒美し、賞賚甚だ厚し。

通釋 ○景定元年庚申の年の記事。元の世祖は、名は忽必烈といひ、憲宗と同じ腹に生れた弟で

ある。(是より前)、憲宗は既に崩じたので、阿藍答兒•渾都海等は、世祖の弟阿里不哥を立てゝ(帝位に卽かせようと)企てた。憲宗の皇后は、このことを聞き、使者を(忽必烈の駐屯してゐる)鄂に

元世祖

驅けつけさせ、急いで(國都に)歸るやう懇願させた。(そこで、世祖は)、三月に開平府に歸着したところ、諸王大臣から、口を揃へて帝位に卽くやうに進め、三度まで辭退しても承知しないので、遂に位に卽いたのである。○元の兀良哈歹は、鄂州に於て(彼を待ち受けてゐた)張傑と會合し、軍隊を引率して本國に歸つた。(それと見てとつた)宋の賈似道は、(部下の)夏貴に命じて、(前の和議を破り)、元の後軍を新生磯で攻めて擊破し、遂に(さきに元と)和議を結び、(今後、宋主に元主に對して)臣と稱して、貢物を奉るといふ條約を定めたことを絕對秘密にし、帝に上奏文を奉つて、(白々しくも)、「鄂州の圍みもやつと解けまして、(今や)長江(の波も全く)

元建元中統

元尋盟徵和議

靜まり、(一時は如何になることがと)危ぶまれました宋の國家も、再び安泰となるを得ました。まことに萬々歲の慶事と存じます」と奏上した。(何も知らぬ)帝は、賈似道こそ國家再興の(殊勳者である)と信じ、詔を下して、似道の勳功を賞讃し、莫大の賞與を下賜されたのであつた。

語釋 勸進(二字共にすゝめる。) ○三讓(三度辭退する。但し必ずしも三度と拘泥せず、幾度も辭退した意。) ○後軍(殿軍。しんがりの軍。) ○新生磯(今の湖北省江漢道黃岡縣の西北に在り。) ○表(上奏文。) ○江面肅淸(長江の水面が靜まり澄み渡る。揚子江沿岸の地が兵亂おさまつたことをいふ。) ○宗社(國家。宗廟社稷の略。前に屢く說明した。) ○萬世無疆(疆は限り。萬代の後までも限りない。天壤無窮も意は同じ。) ○休(慶事。) ○再造功(國家再興の手柄。) ○褒美(二字共にほめる意。賞詞。) ○賞賚(賚はたまもの。賞與としての賜物。) ○厚(莫大。)

○元阿里不哥、僭號于和林城曲。○五月十九日、元建元中統。○進中統交鈔。○元世祖、自將討阿里不哥。○元廉希憲、大敗西軍于姑臧、斬阿藍答兒及渾都海。○元、以梵僧八合思人爲國師。○元、遣郝經來尋盟、且徵前日請和之議。賈似道、既還朝、使其客廖瑩中撰福華編、稱頌鄂功。朝廷不知其求和也。

【訓讀】○元の阿里不哥、和林の城曲に僭號す。○五月十九日、元、元を中統と建つ。○中統交鈔を進む。○元の世祖、自ら將として阿里不哥を討つ。○元の廉希憲、大いに西軍を姑臧に敗り、阿藍答兒及び渾都海を斬る。○元、梵僧八合思人を以て國師と爲す。○元、郝經を遣して、來りて盟を尋ねしめ、且前日和を請ふの議を徵す。賈似道、既に朝に還り、其客廖營中をして福華編を撰して、鄂の功を稱頌せしむ。朝廷其の和を求めしことを知らざる也。

【通釋】○元の阿里不哥は、和林の城西に於て、僭越にも自ら帝と稱して位に卽いた。○五月十九日、(從來年號を設けなかつた)元は、(此の年はじめて)年號を制定して中統と稱した。○つゞいて中統交鈔(と稱する紙幣)を發行した。○元の世祖は、自ら將として(軍を率ゐ)阿里不哥討伐に向つた。○元の廉希憲は、西軍(卽ち阿里不哥軍)を、姑臧に於て大いに敗り、(阿里不哥の部下である)阿藍答兒と渾都海とを斬り殺した。○元は佛教僧八合思人に、國師の稱號を與へた。○元は、郝經を(宋に遣はし、以前の)盟約を復活させ、同時に、前日(鄂州に於て結んだ)媾和條約の實行を迫つた。(當時)賈似道は既に宋の朝廷に還つて居て、自家の客分にしてゐる留營中に、福華編といふ書物を編纂させて、鄂州に於ける(自分の)戰功をほめたゝへさせた。朝廷では、彼が元に和議を申し込んだ

吾學爲有用

ことを、さつぱり知らなかつたのである。

語釋 城曲（元史には曲を西に作る。恐らく本文は誤りであらう。） ○僭號（僭は分を越えた我儘。自分勝手に帝と稱すること。） ○進中統交鈔（進は造の誤。交鈔は紙幣。） ○西軍（阿里不哥の軍。） ○姑臧（今の甘肅省甘涼道武威縣。） ○梵僧（梵は佛教のこと。佛僧。） ○尋盟（尋は燖に通じて、あたゝめること、熱がさめて立ち消えになつてゐた盟約を復活すること。） ○請和之議云々（前に似道が元と結んだ媾和條約の實行を迫る。徵はあきらかにする意。つまりはつきりと實行させる。） ○客（客分として寄食させてゐる人。） ○撰（文章を作ること。） ○稱頌（稱はほめる。頌は功德をほめたゝへる。又其の文をも頌といふ。）

○元世祖既立。廉希憲、請遣使以息兵講好、命軍北歸、俾恩威並著。世祖善之、而未得其人。王文統、素忌郝經才德、乃遣經行。或謂經曰、盍以疾辭。經曰、自南北構難、江淮遺黎、弱者被俘略、壯者死原野、兵連禍結、斯亦久矣。聖上一視同仁、務通兩國之好。雖以微軀蹈不測之淵、苟能弭兵靖亂、活百萬生靈於鋒鏑之下、吾學爲有用矣。遂行。

訓讀 元の世祖既に立つ。廉希憲、使を遣して以つて兵を息め、好を講じ、軍に命じて北に歸り、

恩威をして竝び著はさしめんと請ふ。世祖之を善しとして未だ其の人を得ず。王文統、素より郝經の才德を忌む。乃ち經を遣して行かしむ。或ひと經に謂ひて曰く、「盍ぞ疾を以て辭せざる」と。經曰く、「南北難を構へてより、江淮の遺黎、弱き者は俘略せられ、壯者は原野に死し、兵連り、禍結んで斯れ亦久し。聖上一視同仁、兩國の好みを通ぜむことを務む。微軀を以て不測の淵を踏むと雖も、苟も能く兵を弭め、亂を靖んじ、百萬の生靈を鋒鏑の下に活かさば、吾が學、用有りとなす」と。遂に行く。

【通釋】○元の世祖は既に卽位した。廉希憲は、世祖に請うて、使者を（宋に）遣はして、戰爭を中止して、兩國の好みを明かにし、（一方）遠征軍を北方に引き上げさせ、恩惠と威光とを與に示すやうにしたいと願ひ出た。世祖はこれに贊成したが、（使者として宋に乘込ませる）人物が見つからなかつた。（こゝに）王文統といふ者は、平素から郝經の才德あるのを忌み嫌つてゐたので、これ勿怪の幸と、經を行かせようとした。（これを知つた）或人が經に向つて、「（宋に赴くのは、一命に拘る危險な事だ。）何故、病氣で行けませんといつて（使者の役を）辭退しないのか」と言つた。（すると）經は、「宋と元とが、干戈を交へるやうになつて以來、江淮地方（の民は多く兵亂に死し、今日）生殘つてゐる

似道拘留郝經

者も、弱い者は捕虜とされ、强い者は原野に斃れ、久しい間戰爭が打ち續いて、禍絶けない。(今や)聖上陛下は、敵味方一樣に、仁慈の御眼を以て御覽遊ばされ、(宋元)兩國の好みを通じようと努力遊ばしておいでになる。數ならぬ我が身を以て、如何なる危險の潜んでゐるかも分らぬ敵地へ乘り込まうとも、萬一戰爭を止め、兵亂を鎭めて、槍や弓矢の下におのゝいてゐる百萬の人民を救ふことが出來るならば、我が學問も初めて役に立つといふものだ」と答へて、遂に(命を奉じて)出發した。

語釋 息兵(戰爭をやめる。) ○講好(好を通ずる。和睦する。) ○恩威(恩惠と威光。) ○素(平素より。) ○忌(いみきらふ。) ○構難(構は結ぶ。不和となつて戰ふ。) ○江淮遺黎(黎は黎民、人民のこと。長江淮水地方の生殘つた人民。) ○被俘略(捕虜となる。) ○兵連(戰爭がつゞく。) ○一視同仁(一樣に仁慈の眼で眺める。) ○微軀(つまらぬ身體。數ならぬ身。) ○不測之淵(どれほどの深さか分らぬ淵、即ち如何なる危險が潜んでゐるか分らぬ地。) ○弭兵(戰爭を止める。弭はやむと訓む、止に同じ。) ○靖(やすんずと訓む。安に同じ。) ○生靈(生民も同じ。人民のこと。) ○鋒鏑之下(鋒は「ほこ」、鏑は「かぶらや」。槍や弓矢などの下、即ち戰禍の意。)

王文統、陰諷李壇侵宋、以沮撓之。欲假手以害經。經、踰淮。賈似道、懼姦謀呈露、遂以李壇爲辭、拘留經于眞州之忠勇軍營。驛吏防守、嚴於獄犴。介佐、或不能堪。經語之曰、將命至此。死生進退、聽其在彼。守節不屈、盡其在

レ節不
屈在レ我

レ我豈能不幸不義、以辱中洲士太夫乎。但公等不幸。須忍死以待。揆之天命人事、宋祚殆不遠矣。衆感其言、皆自振勵。

訓讀 王文統、陰に李壇に諷して、宋を侵して、以て之を沮撓せしめ、手を假りて以て經を害せんと欲す。經、淮を踰ゆ。賈似道、姦謀の呈露せんことを懼れ、遂に李壇を以て辭と爲し、經を眞州の忠勇軍の營に拘留す。驛吏防守、獄犴よりも嚴なり。介佐、或は堪ふること能はず。經、之れに語げて曰く、「命を將て此に至る、死生進退は、其の彼に在るに聽す。節を守つて屈せざるは、盡く其れ我に在り。豈に能く不忠不義にして、以て中州の士大夫を耻かしめんや。但公等不幸、須らく死を忍びて以て待つべし。之れを天命人事に揆るに、宋の祚殆んど遠からず」と。衆、其の言に感じて、皆自ら振勵す。

通釋 王文統（は、更に郝經を危地に陷れようとし）、ひそかに李壇に、（我が意中を）それとなく遠廻しに告げて、（兵を率ゐて突然）宋に侵入させ（て宋を怒らせ）、それによつて（郝經の使命を）妨害し、（宋人の）手を借りて、郝經を殺させようとした。（そんなことゝは露知らぬ）經は、淮水を渡つて

(宋に入らうとした)。(一方)賈似道は、(經にやつて來られては、うそでかためた自分の)惡事が露顯するので、これを懼れ、遂に元の李壇(が國境へ侵入したこと)を口實として、經を眞州の忠勇軍の陣營に拘留して仕舞つた。宿驛の官吏の見張りの嚴重なことは監獄以上である。(經の)隨行員の中には、(其の虐待に)堪へ切れずに(苦痛を訴へる)者もあつた。(すると)經は、これらの者(を勵まして)語つた。「命を奉じて此處までやつて來た以上、もはや生死進退は宋人の爲すまゝに任せるの外はない。しかし操を守つて屈しないのは、盡く我が覺悟一つで出來ることであるから、(たとへどのやうな事にならうともへこたれてはならぬ。)我等不忠不義(の未練の振舞ひをして)どうして(卑劣極る)中國の士大夫を辱しめることが出來ようぞ。(しかし)たゞ諸君は、まことに氣の毒である。(兎に角)死ぬほどの苦しみも忍んで(時の至るを)待たねばならぬ。天の曆數と、人事(の狀態)とによつて考へて見るに、宋の運命も殆んど遠からず(して盡きさうであるから、今しばらくの辛抱だ)」と。一同は彼の言に感動して、皆自ら振ひ立つた。

語釋　諷(それとなく遠廻しに語る。)　○沮撓(はゞみたわます。邪魔する。)　○假(借に同じ。)　○姦謀(わるだくみ。)　○呈露(二字共にあらはる。あらはす。)　○爲レ辭(口實とする。)　○眞州(今の江蘇省淮揚道儀徵縣。)　○防守(見張り。監察。)　○獄犴(二字共に監獄。)　○介佐(二字共に助ける。副使。介添役。隨行員。)　○聽(まかすと訓む)

勝手次第）と訓む。）〇在レ我（我が心にある。我が覺悟一つによるのである。）〇辱二中州士大夫一（中國。自分の國を指す。中州の士大夫は王文統、李壇の徒をさす。卑劣極る彼等の良心を苦つの意。）〇揆（はかると訓む。考察することゝ。）〇宋祚（祚は、さいはひ。宋の國運。）〇振勵（勇氣を振ひおこす。）

帝、聞レ有二北使一、謂二宰執一曰、北朝使來。事體當レ議。似道奏和、出二彼謀一、豈容二一切輕徇一、偷以二交鄰國一之道上、來當レ令二入見一。賈似道忌二害閫臣一。兵退行下打二算費用一法上、欲三以レ此汚二之。向士璧・趙葵・史岩之・杜庶等皆坐二侵盜掩匿一、罷レ官徵レ償。而士璧所レ償尤多、竟安置而死。復拘二其妻妾一而徵レ之。猶不レ能レ足。信州謝枋得、以二趙葵檄一給二錢粟一、募二民兵一守禦。枋得曰、不レ可下以累二趙宣撫一也上。自償二萬緡一。餘不レ能レ辨。乃上二書似道一有レ云。千金而募二徒木一。將レ取二信於市人一、一卵而棄二干城一、豈可レ聞二於隣國一。遂得レ免二徵レ餘者一。

訓讀 帝、北使有りと聞き、宰執に謂つて曰く、「北朝の使來らば、事體當に議すべし」と。似道奏

す、「和は彼の謀に出づ。豈一切輕しく徇ふべけんや。倘し隣國に交るの道を以て來らば、當に入見せしむべし」と。賈似道閫臣を忌害す。兵退いて費用を打算するの法を行ひ、此を以て之を汚さんと欲す。向士璧・趙葵・史岩之・杜庶等、皆侵盜掩匿に坐し、官を罷めて償を徵せらる。而して士璧、償ふ所、尤も多く、竟に安置せされて死す。復其の妻妾を拘へて、之を徵す、猶足る能はず。信州の謝枋得、趙宣の檄を以て錢粟を給し、民兵を募りて守り禦がしむ。枋得曰く、「以て趙宣撫を累はす可からざる也」と。自ら萬緡を償ふ。餘は辨ずる能はず。乃ち似道に上書して云ふ有り。「千金もて募りて木を徙さしむるは、將に信を市人に取らんとするなり。二卵をもつて干城を棄つるは、豈隣國に聞かしむ可けんや」と。遂に餘を徵す者を免るゝを得たり。

通釋　(理宗)帝は、元の使者が來るといふことを聞いて、宰相執政等に向ひ、「元の使者が來たら問題も解決をつけねばならぬ」と言はれると、賈似道(が首を振つて)、「今回の和議は、元の方から持ち出した事で御座いますから、何も、一切合切輕々しく同意しなくとも宜しう御座います。(併し先方が)もしも隣國と交際する相當の禮儀を以てやつて來るのでしたら、(兎に角)朝廷に引き入れて、拜謁をお許しになるが宜しう御座いませう」と奏上した。賈似道は、他の將軍連を嫌つて、之を彈壓

しようと企らんだ。(其の方法として)軍隊を戰場から引き上げさせると、軍事費清算の法を實施して、(不足額等の生じた場合には)、之に依り(官金横領の名目の下に、將軍達を)處罰しようとした。(その爲に)、向士璧・趙葵・史巖之・杜庶等(の諸將軍)は、皆(軍事費を)横領したとか、隱匿したとかといふ罪に引きかゝつて、免官になつた上、賠償金をとられた。その中でも、士璧の賠償金は最も多額であつたので、遂に(漳州に)流されて死んで仕舞つた。(そこで似道は)、更に(士璧の)妻妾を拘留して、(賠償金を)徵發したが、それでも尙不足であつた。(是より前)、信州の謝枋得は、趙葵から督勵狀が廻つて來たので、官の金錢米穀を(その地方の人民に)給與して民兵を募集し、(元兵を)守り禦いたのであつたが(今、其の費用を清算しなくてはならなくなつたので)、枋得は、「この事の爲に、趙宣撫使に迷惑をかけては相濟まぬ」と言つて、自ら一萬緡だけの金は償つたが、其の餘は辨償出來なかつた。そこで似道に書を上つて、「(昔、秦の商君が)千金の懸賞金を出し、人を募つて一本の木を南の城門から北の城門に移させ、(約束通りの賞金を與へたのは、唯市人の信用を得ようが爲であつた。(又孔子の孫子思が)、二鷄卵を食つたゞけで國家の盾ともとりでともなる名將を棄てるのは、隣國に聞かれたらいゝお笑ひ草だと言つて衛君を諫めたことがありました。(今民をして我

似道妬功臣

が朝廷を信ぜしめようとて、お金やお米を民に與へたが爲に、清算に不足を生じたのでございます。それに私を責められては、地下の商君は何を申しませう。僅ばかりの費用に決損があるからとて、忽ち勳功ある將軍を處分せられては、地下の子思は亦何を申しませう。これこそ隣國に聞かしむべからずでございます)」と述べた。(この上書によつて)遂に汸得は、殘りの徵發を免がれることが出來た。

語釋 北使(北方よりの使者、即ち元の使者。) ○宰執(宰相と執政。宋の宰相は僕射、執政は侍郎。) ○事體(事件の樣子。) ○徇(したがふと訓む。同意すること。) ○忌害(嫌ひにくんで迫害する。) ○閫臣(將軍。閫は「しきゐ」、宮廷外の事は將軍に一任するといふ意から、將軍の任務を閫外の任といふ。) ○打算(勘定。) ○汚(惡名をつける。罪に陥れる。) ○侵盜掩匿(侵はかすめる。掩はおほひかくす。即ち横領隱匿。) ○安置(遠隔靜寂の地に置かれること。謫刑。) ○信州(今の江西省豫章道上饒縣。) ○檄(戰爭で兵を召したり、至急任務を與へる時などに出す廻狀。) ○錢粟(金錢米穀。) ○纍(迷惑をかける。) ○千金而募云々(上卷。三三〇頁參照。) ○二卯而棄干城(上卷一六九頁參照。) ○餘(殘餘の賠償金。)

○呂文德、制置荊湖、知鄂州。○辛酉景定二年、瀘州守劉整、叛降于元。先是止遷蹕之議者吳潛、盡守城之力者向士璧、奏斷橋之功者曹世雄・劉整。既而似道妬功、譖士璧・世雄、皆貶死。整已懼禍。而蜀帥鄭興、復以宿憾遣吏至瀘算軍前錢粮。適北軍厭境。遂叛去。

【訓讀】呂文德、荆湖に制置として、鄂州に知たり。○辛酉景定二年、瀘州の守劉整、叛いて元に降る。是より先遷蹕の議を止むる者は吳潛、守城の力を盡す者は向士璧、斷橋の功を奏する者は曹世雄・劉整。旣にして似道功を妬み、士璧・世雄を譖し、皆貶死す。整已に禍を懼る。而して蜀帥鄭興、復宿憾を以て吏を遣して瀘に至らしめ、軍前の錢粮を打算せしむ。適々北軍境を壓す。遂に叛き去る。

【通釋】呂文德は、荆州湖州の制置使となり、鄂州の知事を兼ねるに至つた。○景定二年辛酉の年、瀘州の守將劉整は叛いて元に降つた。是より以前、(元の攻擊を避ける爲め)都を遷さうとの議論があつたが、それを諫止した者は吳潛であつた。又潭州城を死守して(元兵を喰ひ止めた)者は向士璧であり、(新生磯に於て、元軍の架けた)浮橋を斷ち切つて戰功をたてた者は曹世雄・劉整の兩人であつた。(然るに)賈似道は、(これら諸將の)功を妬み、向士璧と曹世雄とを讒言したので、兩人とも流罪に處せられて死んだ。整は(この有樣を見るにつけ)、既に禍が(我が身にふりかゝつて來ることを)懼れてゐたのであるが、(そこへもつて來て)蜀の將帥の鄭興が、また以前から(劉整に對して)恨みを抱いてゐて、(復讐の爲に)役人を瀘州に遣はし、(劉整が)戰爭前に預つてゐた軍資金と兵糧とを計

元建國史院學校官

算させ、（其の勘定の不足に依つて彼を罪に陷れようと企てた。かくて劉整は最早や助る術もなく思案にくれてゐる處に）元軍が國境へ攻め寄せて來たので、遂に（意を決して）宋に叛いて元へ去つて仕舞つたのである。

【語釋】瀘州（今の四川省永寧道瀘縣。）○遷蹕（國都を他へ遷すこと。遷都。蹕はさきばらひ、それより天子の行列をさす。）○宿憾（年來の遺恨。）○軍前（戰爭前。）○壓レ境（國境へ攻め寄せる。）

○元命軍中所俘儒士、聽贖爲民。七月、元初立翰林國史院。○立諸路提學、學校官。○元諸將、敗西軍。阿里不哥北遁。○元封皇子眞金爲燕王、領中書省事。○壬戌景定三年呂文德復瀘州。○元江淮大都督李壇、以京東漣海來歸。詔封壇爲齊郡王、復其父全官爵。○元宰臣王文統、坐與壇通謀伏誅。○元史天澤、圍李壇于濟南。壇復降于元。元人誅之。○元以董文炳爲山東路經略使。○元立十路宣慰司、立諸路轉運司。

【訓讀】元、軍中俘ふる所の儒士に命じて贖ひて民と爲ることを聽す。七月、元初めて翰林國史院を立つ。○諸路の提擧、學校の官を立つ。○元の諸將、西軍を敗る。阿里不哥北に遁る。○元、皇子眞金を封じて燕王と爲し、中書省の事を領せしむ○壬戌景定三年、呂文德瀘州を復す○元の江淮大都督李壇、京東漣海を以て來歸す。詔して壇を封じて齊郡王と爲し、其の父全の官爵を復す。○元の宰臣王文統、壇と謀を通ずるに坐して誅に伏す。○元の史天澤、李壇を濟南に圍む。壇復元に降る。元人之を誅す○元、董文炳を以て山東路の經略使と爲す○元十路の宣慰司を立て、諸路の轉運司を立つ。

【通釋】文意明瞭なるにつき通釋を略す。語釋を見られたい。

【語釋】所レ俘儒士云々（是の時淮蜀の儒士の捕へられた者は、皆奴隷とされたのであつたが、翰林學士の高智耀といふ者が之を諫めたので、此の命が下つたのである。）○贖（身代金を出す。即ち金を出して自由になること。）○翰林國史院（歴史編纂所。）○提擧學校（諸路に一人づゝ、博學の老儒を選んで學校のことを掌らしめた官、其の官は凡そ三十人であつた。）○西軍（皇帝阿里不哥の軍。）○濟南（今の山東省濟南道濟南。）○宣慰司（軍民を統治する。）○轉運司（徵税等を掌る官。）

○癸亥景定四年二月、元、以二王德素一爲レ使、劉公諒爲レ副、致レ書來詰二其稽留一

郝經之故。○三月、元始建太廟。五月、初立樞密院、以太子燕王眞金守中書令、兼判樞密院事。以開平府爲上都。元以姚樞爲中書左丞。樞曰、陛下、於基業爲守成、於治道爲創始。正宜睦親族、以固本。建儲副、以重祚。定大臣、以當國。開經筵、以格心。修邊備、以防虞。蓄糧餉、以待歉。立學校、以育才。勸農桑、以厚生。世祖納之。

訓讀 癸亥景定四年二月、元、王德素を以て使と爲し、劉公諒を副となし、書を致し、來つて、其の郝經を稽留するの故を詰る。○三月、元、始めて太廟を建つ。五月、始めて、樞密院を立て、太子燕王眞金を以て、中書令を守らしめ、兼ねて樞密院事を判す。開平府を以て上都となす。元、姚樞を以て中書左丞と爲す。樞曰く、「陛下、基業に於ては守成と爲し、治道に於ては創始と爲す。正に宜しく親族を睦じくして、以て本を固くし、儲副を建てゝ、以て祚を重くし、大臣を定めて、以て國に當らしめ、經筵を開いて、以て心を格し、邊備を修めて、以て虞を防ぎ、糧餉を蓄へて、以て歉を待

ち、學校を立てゝ、以て才を育し、農桑を勸めて、以て生を厚くすべし」と。世祖、之を納る。

【通釋】景定四年癸亥の年二月、元は、王德素を正使とし、劉公諒を副使として（宋に）國書を持ち來らせ、（さきに遣した）使者郝經を抑留した理由を詰問した。〇三月、元は初めて太廟を立てゝ、（祖宗の靈を祀つた。）其の年五月初めて樞密院を立てゝ、太子燕王眞金を（從前通り）中書令を据え置くと共に、兼ねて樞密院の事務を執らせた。（それから）開平府を上都と呼ぶことにした。姚樞を中書左丞に任ずると、樞は（世祖に向つて）、「陛下は、建國の御事業に於ては、（太祖より既に五代の後に在しませば）守成と申上ぐべきで御座いませうが、國を治める道に於ては、（すべてこれから新に着手すべき事ばかりでありますから）、創始のお方と申し上ぐべきで御座いませう。（然らば今後の御方針としては）、正に（第一に）御親族を睦まじく遊ばされて（國の）基を御固めになること、（第二に）皇太子を御立てになつて、皇位に動きなきやうに遊ばされること、（第三に）（有能な）大臣をお選びになつて、國務を掌らしめ給ふこと、（第四に）經書御學問所を御開遊ばされて、（陛下御自ら）御修養遊ばされること。（第五に）國境の守備に手を加へて、夷狄の侵入を防禦遊ばされること、（第六に）糧食を貯へて凶年に御備へになること、（第七に）學校を設立して、人才教育に御力めになること、（第八

黑灰團

元人置二榷城一

に）農業養蠶を御奬勵遊ばして、人民の生計を豐かになされること、（この八項目を施政の大綱として御實行あるが宜しう御座いませう」と奏上した。世祖は、これを（成程と思つて）聞き入れた。

【語釋】致レ書（手紙を送る。）○稽留（二字共にとゞめる。ひきとめること。）○太廟（皇祖皇宗の靈を祀る所。）○基業（國家の基を定める事業。建國の大業。）○守成（既に出來上つてゐるものを、そのまゝ傷けぬやうに守つてゆくこと。）○治道（國家を治める道。）○儲副（皇太子。）○重レ祚（皇位にゆるぎなきやうにする。例へば皇太子が定つてゐないと、天子崩御の後御家騷動が起るなどのことを防止するのである。）○經筵（經書を講ずる所。筵は「ムシロ」で、席、場所といふ意。）○格レ心（格はたゞすと訓む。正しくすること。格心は大學の正心に同じ。）○糗餉（食糧。）○待レ歉（歉は音ケン食物の不足即ち凶年のこと。凶年に備へる。）○育レ才（人才を教育する。）○勸二農桑一（農業養蠶を奬勵する。）○厚レ生（生活を豐かにする。）○納（受け入れる。聞き入れる。）

○呂文德、復二瀘州一。文德、號二黑灰團一。劉整、獻二言於元一曰、南人、惟、恃二黑灰團一。然可三以レ利誘二。乃、遣レ使獻二文德於玉帶一、求レ置二榷場於襄城外一。文德許レ之。使曰、南人無レ信。願築二土城一以護二貨物一。文德不レ許。使者復至。文德、請二於朝一許レ之、開二榷場於樊城外一、築二土墻於鹿門山一、外通二互市一、内築レ堡。文德、弟呂文煥知レ被レ欺、兩申二制置一。爲二吏所一レ匿。元人、又於二白鶴城一築二第二堡一。文煥再申。方達。文德、大

驚曰、誤朝廷者我也。卽請自赴援。會〻病卒。

訓讀 呂文德、瀘州を復す。文德、黑灰團と號す。劉政、元に獻言して曰く、「南人、惟、灰團を恃む。然れども、利を以て誘ふべし」と。乃ち、使を遣して、玉帶を文德に獻じ、榷場を襄城外に置かんことを求む。文德、之を許す。使曰く、「南人信なし、願くは、土城を築いて、以て貨物を護せん」と。文德、許さず。使者、復至る。文德、朝に請うて、之を許し、榷場を樊城外に開き、土城を麓門山に築き、外互市を通じ、內堡を築く。文德の弟呂文煥、欺かるゝを知りて、再び制置に申す。吏の匿す所と爲る。元人、又、白鶴城に於て第二堡を築く。文煥、再び申す。文德、大いに驚いて曰く、「朝廷を誤るものは我なり」と、卽ち請うて、自ら赴きを援く、會〻病んで卒す。

通釋 (前に述べた通り) 呂文德は瀘州を取り戻した。文德は (色が黑かつたので、人々は) 黑灰團 (卽ち炭團) と綽名をつけた。劉政といふ者が元主に獻言して、「宋は、たゞあの黑灰團一人を恃みにして居ます。然し (彼は) 利を以て誘惑すれば骨拔きにすることが出來ます」と言つた。そこで (劉政の發案に從ひ) 使者を遣はして、玉で飾つた (見事な) 帶を文德に獻じ、貿易場を襄城の外に

設置したいと申込んだ。文德は、之を承諾した。そこで使者は（更に）、「どうも宋の人は信用出來ませんから、（貿易場の周圍に）土堤を築いて、貨物を保護したいのですが」と言つた。（流石に）文德は之を許さなかつた（ので、使者は其の時はその儘歸つた）。（併し、其の後元の）使者は、再び文德の許に來て、（前の要求を繰返した）。（そこで）文德は、朝廷に願つて（許可を得た上）、元の要求を入れたので、（元は、占めたとばかり）、貿易場を樊城外に開き、土堤を麓門山に築き、（表面は）貿易するやうな樣子を見せて、（その實）、立派なとりでを築いて仕舞つた。（この形勢に）、呂文德の弟の呂文煥は、（早くも元に）欺かれたことを知つて、二度まで荆湖制置使（たる文德）に（その旨）上申したのであつたが、（その上申書は、文德の）屬官に握りつぶされて（兄の眼にふれなかつた。かうして、ゐる間に）、元人は又、白鶴城に第二のとりでを築いたので、文煥は再び（文德に）上申した。（今度の上申書は文德の手に屆いたので、彼は）大いに驚き、「朝廷の大失策を興した責任者は自分である」と言つて、直に（朝廷に）願つて、自ら國家救援の爲出征しようとしたが、折惡しく病氣に罹つて死んでしまつた。

語釋　黑灰團（黑灰の團子即ち炭團。たどんのこと。）　○恃（たのむと訓む、力にする。たよりにする。）　○玉帶（玉で飾つた帶。）　○榷場（榷は物品を政府で專賣すること。政府經營の貿易場。）

星見
尤旗

○襄城（襄陽城の略。襄陽は今湖北省襄陽道襄陽縣。） ○南人無レ信（南人は宋人。宋人は信用が出來ぬ。） ○土城（土牆も同じ。周圍に土堤をめぐらしたとりでの類。） ○樊城（同じく湖北襄陽縣に在り。）
○鹿門山（同じく湖北省襄陽縣の東南に在り。本名を蘇嶺山といふ。） ○通二互市一（互市は貿易。貿易不通ずる。） ○堡（とりで。小城。） ○制置（荊湖制置使たる呂文德を指す。）

○甲子景定五年七月彗星長十數丈、芒角燭レ天。自二四更一從レ東見、日高方二斂一。月餘乃不レ見。楊棟、因指二言蚩尤旗一、因レ此、遭レ論、去レ國。○八月、元、以二燕京一爲二中都大興府一。劉秉忠、請レ定二都于燕一。世祖從レ之。○元、改二元至元一。時阿里不哥兵、屢敗。至レ是、與二諸王玉龍答失・罕速帶・音里吉合、及其謀臣不魯花・脫忽思等一來歸。詔、諸王、皆太祖之裔。並釋不レ問。其謀臣不魯花伏レ誅。

訓讀 甲子景定五年七月、彗星、長さ十數丈、芒角天を燭す。四更より、東より見れ、日高くして方に斂まる。月餘にして乃ち見えず。楊棟、因りて指して蚩尤旗と言ひ、此に因つて、論に遭ひて國を去る。○八月、元、燕京を以て中都大興府と爲す。劉秉忠、都を燕に定めむことを請ふ。世祖、之に從ひしなり。○元、至元と改元す。時に阿里不哥の兵、屢〻敗る。是に至つて、諸王玉龍答失・罕

速帶・音里吉合、及び共の謀臣不魯花・脫忽思等と來歸す。詔す。「諸王は、皆太祖の裔なり」と。並びに釋して問はず。その謀臣不魯花のみ誅に伏す。

通釋 景定五年甲子の年七月、彗星（が天に現はれた。）十數丈の尾をひいて天を照らした。（毎夜）午前二時頃から東方に現はれ、日が高く昇つた頃見えなくなつた。これが一ケ月餘も續いて、見えなくなつた。楊棟といふ者が、この星を指して、「あれは蚩尤旗といふ（星で、何も不吉なことはない）」と言つたので、輿論の攻擊をうけて遂に官を退かねばならなくなつた。○八月、元は燕京を中都大興府とした。（これは）、劉秉忠が、國都を燕に定めるやう願つたので、世祖が之に從つたのである。○元は、年號を至元と改めた。時に阿里不哥の軍は、度々敗けたので、（遂に兜を脫いで）、此の年に至つて、王族玉龍答失・孛速帶・音里吉合及びその參謀役の臣不魯花、脫忽思等とゝもに降伏して來た。（そこで世祖は）、「諸王は皆太祖の子孫である。（諸王に手を加へることは出來ぬ）。と言つて、皆に之を釋してその罪を問はず、たゞその謀臣の不魯花のみが死刑に處せられたのであつた。

語釋 彗星（はうき星。） ○芒角（星の光。芒は放射する光のこと、星の光は、角だつてゐるので、芒角といふ。） ○燭（てらすと訓む、明るくすること。） ○四更（午前二時。夜の時をいふに初更より五更まで五つに數へる。初更は午後八時、それより二時間置きに二更、三更、四更と數へ、午前四時を五更といふ。） ○斂（をさまると訓む、光が消える。） ○蚩尤旗（彗星に似て、少しく異つた星、其の稜端が屈曲するので、之を旗に象つて蚩尤旗といふ。）

此の星が現はれる時は、王者四方を征伐する兆であるといふ。） ○論（論難攻擊する。天象を僞り天子を欺いたのを攻擊したのである。） ○裔（子孫・後裔。） ○釋（ゆるすと訓む。）

○元立諸路行中書省。○冬十月、上崩。在位四十一年、改元者八。寶慶・紹定、則彌遠十年之政。端平初元、善類滿朝、有眞德秀・魏了翁等、爲執政侍從人。以比慶曆・元祐。自嘉禧以後、至于淳祐、則有嵩之數年之政。嵩之既去。自淳祐至寶祐、正人指邪爲邪、邪人指正爲邪、互爲消長、而狠猾莫如開慶丁大全之政。景定改元、大全與吳潛、雖人品不同、各以竄死。似道獨相。遂執國政。末年寖有君臣相猜之跡。未及更變而崩。壽六十一。上臨御以來終始、崇獎周程張氏及朱張呂氏諸儒義理之學。故廟號理宗。太子立。是爲度宗皇帝。

【訓讀】元、諸路の行中書省を立つ。○冬十月、上、崩ず。在位四十一年、改元するもの八。寶慶・

紹定は、則ち彌遠十年の政なり。端平の初元には、善類朝に滿ち、眞德秀・魏了翁等有りて、執政侍從人たり。以て慶曆・元祐に比す。嘉禧より以後、淳祐に至るまでは、則ち嵩之數年の政あり。嵩之既に去る。淳祐より寳祐に至るまでは、正人、邪を指して邪と爲し、邪人、正を指して邪と爲し、互に消長を爲す。狼狽するは、開慶丁大全の政に如くは莫し。景定改元に、大全と吳潛と、人品同じからずと雖も、各竄を以て死す。似道、獨り相たり、遂に國政を執る。末年寖く君臣相猜ふの跡有り。未だ更め變ふるに及ばずして崩ず。壽六十一。上、臨御以來、終始、周程張氏及び朱張呂氏諸儒の義理の學を崇獎す。故に廟を理宗と號す。太子立つ。是を度宗皇帝と爲す。

通釋 元は、各地に行中書省を立てた。○此の年冬十月に宋の理宗皇帝が崩じた。(帝は)、位に在ること四十一年、(その間)八囘年號を改めた。(卽ち)寳慶と紹定年間は、史彌遠が十年間(專斷な)政を行つた時であり、端平の初年には、善人が朝廷に滿ちて居て、眞德秀・魏了翁等が、執政となつたり侍從となつたりした時であつて、(仁宗の)慶曆年間、(哲宗の)元祐年間にも比すべき(世であつた)。嘉禧より以後淳祐に至るまでは、嵩之が數年間政を執つた時代であつたが、嵩之は間もなく朝廷を去つた。淳祐より寳曆に至るまでは、(朝廷に於て、正義派と邪惡派とが鎬を削り合ひ)、正

人は邪人を指して邪人といひ、邪人も亦正人を指して邪人といひ(相下らなかつた。)かういふ風に、正邪兩派が)互に、一方が進むと一方が退き、一方が強くなれば一方が弱るといふやうにして啀み合つた。(蒙古の侵入によつて)あわてふためいて(醜態を暴露したのは)、開慶年間に丁大全が政を執つた時が最もひどかつた。景定元年には、丁大全と呉潛とは人物が同じではなかつたが、兩人とも、(同樣に)流罪に處せられて死んだ。(それで)賈似道が(誰憚ることなく)獨り相として、遂に國政を執るに至つた。本年には、帝と賈似道とが、次第に疑ひ合ふやうな樣子が見えたが、未だ(その弊害を)改め變へる所まで手が屆かぬうちに、帝は崩じて了はれたのである。(時に)御齡六十一であつた。帝は卽位以來、終始、周惇頤・程頤・程顥・張載及び朱熹・張南軒・呂東萊等諸儒の唱へた義を尋ね理を窮める學問を、尊び奬勵したので、其の廟を理宗と號した。(帝が崩じて)太子が卽位された。是が度宗皇帝である。

語釋 行中書省(行とは首都にある官廳の分署であつて、中書省に限らず、元ではすべて地方にあるものを行樞密院、行御史臺等と稱した。元の中書省は政務の總括をする所、卽ち內閣に當る。行中書省は先づ地方廳の如きもの。) ○善類(善人。) ○爲二消長一(一方が強くなれば一方が弱り、一方が進めば一方が退くといふやうに勢力に强弱があつた。) ○狼狽(うろたへる。あわてる。) ○人品(人格。ひとがら。) ○竄(流罪。) ○寖(やうやくと訓む。次第に。) ○猜(うたがひそねむ。) ○臨御(卽位。) ○周程張氏(周惇頤・程頤・程顥・張載。) ○朱張呂氏(朱熹・張南軒・呂東萊。) ○義理之學

度宗皇帝

賈似道專政

（義を尋ね理を窮むる學問。諸儒義理の學は哲宗の條に詳しく述べ。）

度宗皇帝、初名孟啓、福王與芮之子、理宗之猶子也。理宗子多而不育。鞠孟啓於宮中、改名孜、又改名禥、立爲皇子。封忠王。已而建儲、改名叡。歲甲子即位。時則蒙古部、國號大元、紀元至元之初也。賈似道、專政、進平章軍國重事魏國公、立相以自副。○臨安府士人葉李・蕭規等、上書詆似道專權害民誤國。似道怒、以他事罪竄遠州。

訓讀　度宗皇帝、初の名は孟啓、福王與芮の子にして、理宗の猶子也。理宗子多くして育せず。孟啓を宮中に鞠ひ、名を孜と改め、又名を禥と改め、立てゝ皇子と爲す。忠王に封ぜらる。已にして儲に建てられ、名を叡と改む。歲の甲子、位に卽く。時に則ち蒙古部、國を大元と號し、至元と紀元するの初め也。賈似道、政を專らにし、平章軍國重事魏國公に進み、相を立てゝ以て自ら副とす。○臨安府の士人、葉李・蕭規等、上書して似道が權を專にして、民を害ひ國を誤るを詆る。似道怒り、他

事を以て罪して遠州に竄す。

【通釋】度宗皇帝は、初めの名は孟啓といひ、(理宗の弟)福王與芮の子で、卽ち理宗の甥に當る。理宗は大勢の皇子があつたが、一人も育たなかつたので、孟啓を宮中に於て養育し、名を孜と改め、次いで又禥と改めた上、皇子に立てゝ、忠王に封じた。其の後、禥は皇太子に立てられ、名も[illegible]と改めたが、甲子の歳に、遂に帝位に卽いた。時は恰も、蒙古が國を大元と號し、至元と定めた初年であつた。(宋の宰相)賈似道は、我儘勝手の政治をやり、平章軍國重事となつて魏國公に封ぜられ、別に宰相を立てゝ、之を自分の女房役とした。○臨安府の太學生の葉李・蕭規等は、帝に書を上つて、似道が力を振り舞はし、人民をそこない、國家を誤ることを訴へた。似道はこれを怒り、(まさか自分を非難したことを理由には出來ぬので)、外に理由を拵へて罪に陷れ、島流しにして了つた。

【語釋】猶子(甥。猶は「なほ……の如し」と訓む。「兄弟の子は猶ほ子の如し」といふので、甥を猶子と稱する。) ○鞠(ヤシナフと訓む。養育すること。) ○儲(後嗣。皇太子。) ○號二大元一(甲子は理宗の景定五年である。蒙古が大元と稱したのは帝の咸淳七年の事である。史實と相違せり。) ○自副(副はソヘルの意。自分の添へ役にする。自分の女房役にする。) ○士人(科學の試驗に應ずる者や學校で學業を習ふものを士子とも士人ともいふ。こゝは太學生。) ○詆(ソシルと訓む。惡口を言ふ。)

伯顏爲レ相
元兵威漸振

○詔馬廷鸞・留夢炎、兼侍讀、李伯玉・陳宗禮・范東叟兼侍講、何基・徐幾兼崇政殿說書。○元以王盤爲翰林學士承旨。○乙丑咸淳元年、元以安童爲右丞相、伯顏爲左丞相、以劉秉忠爲太保、參中書省事。○丙寅咸淳二年、呂文煥守襄陽。元人自開互市以來、築城置堡、江心起萬人臺・撒星橋、以遏南兵之援、時出師哨掠襄樊城外。兵威漸振。

訓讀 馬廷鸞・留夢炎に詔して侍讀を兼ねしめ、李伯玉・陳宗禮・范東叟に、侍講を兼ねしめ、何基・徐幾に、崇政殿の說書を兼ねしむ。○元、王盤を以て翰林學士承旨と爲す○乙丑咸淳元年、元、安童を以て右丞相と爲し、伯顏を左丞相と爲し、劉秉忠を以て太保と爲して、中書省の事を參せしむ。○丙寅咸淳二年、呂文煥襄陽を守る。元人、互市を開いてより以來、城を築き、堡を置き、江心に萬人臺・撒星橋を起し、以て南兵の援を遏め、時に師を出して、襄樊域外を哨掠し、兵威漸く振ふ。

似道秕
路求ニ
職ニ
風大肆

通釋（初めの三節は）文意明瞭につき通釋を省く。語釋を見られたい。○咸淳二年丙寅、宋の呂文煥は襄陽の守備に任じた。元人は（前年にあつたやうに、宋を欺いて、この地に）交易場を開いてより後、城を築いたり、とりでを設けたり、また長江の眞中に萬人臺・撒星橋などを作つて、これによつて宋兵の救援を喰ひ止めることが出來るやうにした上、時々軍を出しては襄陽城や樊城の城外に侵入して掠奪させた。（かやうにして、その計畫通り）元の兵威は次第に盛になつて來たのである。

語釋 侍讀、侍講・說書（共に學者の官名で、天子に經書の講義を進むる意。）○互市（互ひに交易すること。）○江心（揚子江の中心。）○遏（トヾムと訓む。喰ひとめること。）○襄樊城外（襄陽城外や樊城外。）○哨掠（かすめとる。）○伯顏（蒙古語ではバヤンと讀む。彼は才文武を兼ね。世祖を助けて四方を戡定したる元朝の元勳である。臨安を陷れて北に歸る時、一詩を詠じて曰く「電掃狼烟過嶺馳。千師到處悉平夷。擔頭不帶江南物。只挿梅花一兩枝」と。これは彼が高潔なる心事を知るべき詩として有名である。）

○似道建第西湖葛嶺、自娛。五日一乘湖船入朝、不赴堂治事。吏抱文書、就第呈署、他相書紙尾而已。內外諸司彈劾薦辟擧刺、非關白不敢行。一時正人端士、斥罷殆盡。吏爭納賂以求美職、圖爲帥閫監司郡守者、貢獻至不可勝計。趙溍輩、爭獻寶玉。貪風大肆。兵喪于外、匿不以聞。民怨于下、

誅責無稽、莫敢言者。

【訓讀】○似道、第を西湖の葛嶺に建てゝ、自ら娛む。五日に一たび湖船に乘りて入朝し、堂に赴いて事を治めず。吏、文書を抱いて、第に就いて呈署し、他相は紙尾に書するのみ。內外の諸司の彈劾薦辟擧劾、闢白するに非ざれば、敢て行はず。一時の正人端士、斥罷せられて殆んど盡く。吏、爭うて賂を納れて以て美職を求め、帥閫監司郡守と爲るを圖る者、貢獻、勝げて計るべからざるに至る。趙溍輩、爭つて寶玉を獻ず。貪風大いに肆なり。兵、外に喪へども、匿して以聞せず。民、下に怨むも、誅責無稽。敢て言ふものなし。

【通釋】○似道は、邸宅を（風光明媚な）西湖のほとりの葛嶺に建てゝ自分ひとり娛しんでゐた。（政務の方はと言へば）、五日目に一度づゝ湖水に浮べた船に乘つて朝廷に出仕するだけで、（平日は）役所に出て政務を處理することはなかつた。（屬官が文書を抱へて、（わざ〳〵似道の）邸宅に赴き、之を見せて決裁の印を貰ふといふ始末で、他の大臣達は、（ほんの形式的に（その文書の終りに署名するだけで、（全く員に備るのみといふ偶人の坊であつた）。中央から地方に至るまで諸役人の彈劾も推薦も

起用も、罷免もすべて（似道に）上申してその手を經ぬ限り、全然實行されなかつたのである。當時の正義潔白の人物は、退けられて、殆んど朝廷から影を沒してしまつた。役人達は、たゞもう競爭的に似道に賄賂を送つて、よい役に就かうとし、將軍や監司や郡守にならうとする者から贈賄賂は、とても數へ切れぬほど多數に上つた。趙潛等の連中は、爭つて（高價な）寶玉を獻上するといふ有樣で、貪慾の惡風がすつかり世間に漲つてしまつた。（似道は）國境で敗北しても、これを秘して、帝に申し上げず、人民が上を怨んでゐても、（うつかり下手なことを口にすると）、無暗に處刑されるので、（それが恐しさに）思ひ切つて（似道の非を）言ふ者もないといふ狀態であつた。

語釋　第（邸に同じ。邸宅。やしき。）　○西湖（今の浙江省杭縣の西に在り。三面山を環らし、一名を錢塘湖といふ。絕景の地として有名である。）　○葛嶺（西湖北岸の地。）　○湖船（湖水に浮べた船。）　○堂（政治堂。宰相の役所。）　○呈署（書類を提出して裁可の印を取ること。）　○紙尾（紙のハシ。文書の終り。）　○彈劾（罪過をあばいて上に告げること。）　○薦辟（薦は推薦。人をすゝめ上げること。辟はメスと訓み、人を召し出して役目を言ひつけることゝ。）　○擧劾（官に擧用することゝ、名籍を削つて罪する事。）　○關白（あづかりまうす。一度必ず其の人の手を經て政務を處理すること。漢書の宣帝記に「諸事皆先關ニ白光一、然後奏御」とある。光は霍光を指す。我國の關白といふ官名もこゝから出たのである。）　○正人端士（端も正しい意。正義潔白の人士。）　○斥罷殆盡（排斥免職されて、殆んど朝廷から姿をかくした。）　○美職（立派な役。）　○帥閫（大將。詳しくは前に說いた。）　○監司（提刑、安撫、轉運司、提擧の四監。）　○貢献（献上物。）　○貪風大肆（貪慾の風潮が勝手次第に行はれた。肆はホシイマヽと訓む。勝手次第に行はれること。）　○兵喪ニ于外一（兵が國境の外に於て敗戰する。）　○以聞（天子に奏上する。）　○誅責無稽（無稽は據り所のないこと。理由なくして死罪に處したり責め罰したりすること。一說に、稽を藝に作る。藝は極の意で、きまりがないことを云ふと）

遺ニ書日本ー

襄陽受レ圍

○元立ニ制國用使司ヲ以ニ阿合馬ヲ爲レ使ト、封ニ世子南木合ヲ爲ニ北平王ト○賜ニ日本國王ニ書ヲ○初メテ給ニ官吏ニ俸及ビ職田ヲ○元封ニ太子忽哥赤ヲ爲ニ雲南王ト○丁卯咸淳三年、元以ニ史天澤ヲ爲ニ左丞相ト忽都答兒・耶律鑄、降リテ爲ニ平章政事ト伯顏降ニ右丞ニ、廉希憲降ニ左丞ニ○戊辰咸淳四年、襄陽受レ圍ヲ。文煥告レ急ヲ、遣シテ高達・范文虎ヲ赴キ援ケシム。道不レ通ゼ。二將モ亦不レ用ヒ命ヲ。○三學ノ士人、上書シテ乞フ下調シテ諸道ノ兵ヲ併セテ力ヲ救ハント上襄ヲ。不レ報ゼ。

訓讀 元、制國用使司を立て、阿合馬を以て使と爲し、世子南木合を封じて北平王と爲す。○日本國王に書を賜ふ。○はじて、官吏に俸及び職田を給す。○元、太子忽哥赤を封じて雲南王と爲す。○丁卯咸淳三年、元、史天澤を以て左丞相と爲す。忽都答兒・耶律鑄、降りて平章政事と爲り、伯顏は右丞に降り、廉希憲は左丞に降る。○戊辰咸淳四年、襄陽圍を受く。文煥急を告ぐ。高達・范文虎を遣はして、赴き援けしむ。道通ぜず。二將も亦た命を用ひず○三學の士人、上書して諸道の兵を調

し、力を併せて襄を救はんと乞ふ。報ぜず。

【通釋】（初めの四節は文意明かであるから省略する。なほ語釋を參照されたい）。○咸淳四年戊辰の年、襄陽が（元軍に）包圍された。（宋の守將の）呂文煥が危急を報じたので、（朝廷では）、高達・范文虎の兩人に命じて、救援に赴かせた。（けれども元兵に遮られて）行くことが出來ないので、高・范兩將も朝廷の命令に從はうとしなかつた。○文學・武學・宗學の三學校の學生が上書して、諸道の兵を徵發し、力を併せ襄陽城の危難を救ひたいと請願したが、何の反響もなかつた。

【語釋】制國用使司（官廳の名。國家の財政を掌る役所。大藏省に當る。） ○阿合馬（蒙古音ではアハマと讀む。もと回紇（ウイグル）人である。） ○爲レ使（使は制國用使のことで、制國用使司の長官である。） ○世子（王侯の嫡嗣をいふ。太子。） ○俸（俸給。こゝに「給官吏俸」とは、今でいへば官吏の俸給令を制定したことである。） ○職田（官吏在職中に限り賜る田。即ち知行。職分田。） ○范文虎（賈似道の壻である。） ○道不レ通（道が塞がつて通れない。妨害されて行くことが出來ぬ。） ○三學（文學・武學・宗學の三學校。宗學は宗室の學校の意で、皇族貴族の學校、即ち我が學習院の如きもの。） ○調（徵發。） ○不レ報（返事をしない。沙汰がない。）

【餘論】本文にいふ「賜二日本國王書一」とは、元が我國におくつた第一回の牒狀のことである。その書は至元三年、卽ち我が龜山天皇の文永三年八月の日付であるが、風浪の爲に容易に我國に持ち來すことが出來ず、やうやく我が文永五年正月に至つて、始めて我國に呈したものである。卽ち元の世

祖は、その臣黑的を使者とし、高麗王に嚮導を命じたので、高麗の臣潘阜が之を持つて太宰府に來た。太宰府は之を鎌倉幕府に致したので、北條時宗は之を京師に差出した。その文は左の如くである。

上天眷命
大蒙古國皇帝、奉二書
日本國王一。朕惟自レ古小國之君、
境土相接尙務二講信修睦一。況我
祖宗、受二天明命一、奄二有區夏一、遐方異
域、畏レ威懷レ德者、不レ可二悉數一。朕卽
位之初、以三高麗无辜之民、久瘁二
鋒鏑一。卽令下罷レ兵還二其疆域一反中其
旄倪上。高麗君臣感戴來朝。義雖二
君臣一、而歡若二父子一。計
王之君臣、亦已知レ之。高麗、朕之

上天の眷命する
大蒙古國皇帝、書を
日本國王に奉ず。朕惟ふに古より小國の君、
境土相接するすら、尙講信修睦に務む、況や我が
祖宗、天の明命を受け、區夏を奄有す。遐方異
域、威を畏れ德に懷く者、悉く數ふべからざる
をや。朕卽
位の初め、高麗无辜の民、久しく鋒鏑に
瘁るゝを以て、卽ち、兵を罷め、其の疆域を
還し、其の旄倪を反さしむ。高麗の君臣、感戴
して來朝す。
義は君臣と雖も、歡は父子の如し。計るに
王之君臣も亦已に之を知らん。高麗は朕の東

東藩也。日本密ニ邇高麗一、開國以來、亦時通ニ中國一。至レ於ニ朕躬一、而無ニ一乘之使、以通ニ和好一。尙恐王國知レ之未レ審。故特遣レ使持レ書、布ニ告朕志一。冀自今以往、通レ問結レ好、以相親睦。且聖人以ニ四海一爲レ家。不ニ相通好一、豈一家之理哉。至レ用レ兵、夫孰所レ好。

王其圖レ之。不宣。

至元三年八月日

藩なり。日本は高麗に密邇し、開國以來亦時に中國に通ぜしに、朕が躬に至りては一乘の使の以て和好を通ずるなし。尙ほ恐る王國の之を知ること未だ審らかならざるを。故に特に使を遣し書を持して、朕が志を布告せしむ。冀くば自今以往、問を通じ好を結び、以て相親睦せんことを。且聖人は四海を以て家と爲す。相通好せずんば豈一家の理あらんや。兵を用ふるに至つては、夫れ孰か好む所ならんや。王其れ之を圖れ。不宣。

至元三年八月日

（蒙古國牒狀、南都大寺專勝院藏本）

この書は和親通商を求めるとはいひ條、無暗と自國のえらさを吹聽して、高麗を征服したことを述べ暗に我國を以て之に擬し、まかり違へば兵力を以て威壓せん勢ひを示す。たとへそれが小國を威嚇す

推排田畝

無以邊事言者

るの常套手段であるとはいへ、他の國はいざ知らず、之を國民的自覺の强い日本に用ひたのは、思はざるも甚だしといはねばならぬ。果然、我が快男兒時宗は、その無禮を憤つて返書を與へず、太宰府に命じて使者を却け還らしめた。而も元は尙ほ懲りずに使者をよこすこと再三再四。こゝに文永の役となり、元使の斬首となつて、遂に弘安の元寇とまでなつたのである。

○弓量推排田畝。○葉夢鼎辭位。不允。徑去。○江萬里・馬廷鸞爲相。○元立御史臺及諸道提刑按察司、行新製蒙古字。更號僧八合思馬、爲帝師。築堡鹿門山。立諸路蒙古字學。○庚午咸淳六年、江萬里請援兵救襄。議不合罷去。○上一日問似道曰、襄陽受圍三年。奈何。對曰、北兵已退。陛下得何人之言。上曰、適有女嬪言之。詰問、誣以他事賜死。自是無敢以邊事言者。

訓讀 弓量にて田畝を推排す○葉夢鼎・位を辭す。允されず。徑に去る○江萬里・馬廷鸞、相と

爲る○元、御史臺及び諸道の提刑按察司を立て。新製の蒙古の字を行ふ。僧八合思馬を更め號して帝師と爲す。堡を鹿門山に築く。諸路の蒙古字學を立つ。○庚午咸淳六年、江萬里、援兵を請ひて襄を救はんとす。議合はずして罷め去る○上、一日似道に問ひて曰く「襄陽圍を受くること三年なり。奈何せん」と。對へて曰く、「北兵既に退く。陛下何人の言を得たるか」と。上曰く、「適々女嬪有り、之を言ふ」と。詰問し、誣ふるに佗事を以てして死を賜ふ。是より敢て邊事を以て言ふ者無し。

通釋 ○八尺の檢竿で民の田畑を測量して面積をはかり出し、(租稅を增す考をした)。○葉夢鼎は(賈似道の横暴を憤つて)辭職を願ひ出た。そしてまだ聽きとゞけられないうちに、さつさと都を立ち退いてしまつた。○江萬里、馬廷鸞が各々左丞相、右丞相に任命された。○元は御史臺及び諸道の提刑按察司を設けた。又新たに制定した蒙古文字を廣く使用させることゝした。そして（その考案者の）八合思馬といふ僧に改めて、帝師の稱號を與へた(更に)鹿門山にとりでを築き、各地に蒙古文字を敎へて學校を設立した。○咸淳六年、庚午の年江萬里は援兵派遣を請願して、襄陽を救はうとしたが、他の朝臣らと意見が一致しなかつたので、職を辭して朝廷を去つた。○帝は或日、賈似道に、「襄陽が(元に)包圍されてから既に三年にもなるが、これは一體どうしたものであらう」と尋ねた。

(すると賈似道は、怖ろしい顔をして)、「(陛下には何を仰せられます)。元兵はとつくの昔に退却してをりますのに、何者からそのやうなことを御聞きなさいましたか」と(つめよせた)。帝は、「ふとしたことである女官が左樣に申したのぢや」と答へた。そこで賈似道は、その女官を召し出し、さん〲いかいとつちめた上、他の事にかこつけて無實の罪を被せて、遂に自害を申しつけてしまつた。(これに懲りて)、以後は國境方面の事について、とやかく批評する者がなくなつた。

語釋　弓量(弓は土地を測量する長さの單位、二尺を肘と言ひ、四肘を弓といふ。即ち八尺の測量尺で測量すること。この一節は理宗の景定五年の事であるから、こゝに入れたのは誤だといふ說。宋史・宋元通鑑には弓量の二字がない。)　○推排(間數を量り出す。ずるい量り方をして實際百步の所も百二歩に量り出せば、從つて租稅が多くなるわけである。)　○不レ允(允はユルスと訓む。聽許すること。)　○徑(タダチニと訓む。すぐさま。)　○僧(ラマ敎の僧である。もと吐蕃。チベット人である。)　○八合思馬(蒙古音ではパシユパといふ。前出の八合思八のこと。音譯であるから、馬は八に通ずる。)　○蒙古字學(蒙古文字を敎へる學校。蒙古族は、もと文字を有しなかつたので、太祖の時ウイグル文字を借り、又漢字をも用ひてゐた。世祖の時ラマ僧の八合思馬(パシユパ)に文字を考案させた、故に之をパシユパ文字ともいふ。)　○得二何人之言一(誰から御聞きになつたか。)　○女嬪(宮中の女官。)　○佗事(佗は他に通ずるほかの事。)　○賜レ死(自殺を申し付ける。)　○邊事(國境方面の事。元軍との戰爭の事など。)

○似道權傾二人主一、諛者動以下周公輔二成王一擬上レ之、親王・外戚・宦官・近習、皆箝制不二敢恣一。當世望士、亦引用登レ朝爲二儀羽一、而服心不レ在焉。在レ外監司郡守、

亦參用廉介、非其人而得進者、各有蹊徑。最以吝賞誅貨、失將師心。劉整降北、獻策取東南。謂緩取則經營自蜀而下。急則由襄淮直進。時諸將、北降、知國虛實者、相繼。似道方以粉飾太平爲事、略不爲意。

訓譯 ○似道の權、人主を傾け、諛者、動もすれば、周公、成王を輔くるを以て之に擬し、親王・外戚・宦官・近習、皆箝制せられて、敢て恣にせず。當世の望士も、亦引用して、朝に登せて儀羽と爲す。而も服心在らず。外に在る監司郡守も、亦廉介を參用し、其の人に非ずして進むを得る者は、各々蹊徑有り。最も吝賞誅貨を以て、將師の心を失ふ。○劉整、北に降りて、東南を取ることを獻策す。謂ふ「緩く取らば、則ち經營して、蜀よりして下らん。急ならば則ち襄淮より直ちに進めと。時に諸將、北に降り、國の虛實を知る者、相繼ぐ。似道、方に太平を粉飾するを以て事となし、略ぼ意と爲さず。

通釋 ○賈似道の權力はすばらしいもので、天子をも凌ぐ勢ひであつた。胡麻すり連中は、どうか

すると昔、周公が成王を輔佐したことを言ひ出して(似道を周公に)なぞらへる始末で、親王、外戚、宦官、近習等は、(皆、似道に)抑へつけられてぐうの音も出なかつた。(似道は又)、當時人望のある人物を抱き込んで、朝廷に擧用し、(如何にも朝廷に賢人が集つてるやうに)見せかけたけれど、しかし實際に(似道が)腹心と賴む者は、彼らの中には居なかつたのである。國都外(の諸地方)に居る監司や郡守には、矢張り廉潔な節操のかたい人物をまじへ用ひはしたものゝ、(そこにはいろ〳〵の「からくり」があつて)、まさかと思ふ人物で、好地位に進むことの出來た者は、皆それ〴〵(不正な)近道を辿つた者であつた。(ところで似道は)、人の功を賞することには吝嗇で、(反對に)財貨をせめ取ることには拔け目がなかつたので、將軍連の心は、すつかり彼から離れてしまつたのであつた。○劉整は元に降服した上、東南卽ち宋を攻め取るについての策を上申した。曰く「ゆる〳〵と取らうと思召すならば、蜀から手をつけて下つてゆくがよく、又一氣に取つてしまはうと思召すならば、襄水淮水から直ちに進むがよろしうございます。」と。時に宋の諸將は、相繼いで元に降り、(しかも此等の諸將は)、宋の事情をよく知つてる者ばかりであつたので、(宋にとつては大打擊であつた)。然るに似道は、たゞ〳〵如何にも天下は太平であるやうに取りつくろふ事に沒頭して、(元軍の襲來について

は、殆ど氣にかけなかつた。

語釋 權傾二人主一（權力が天子をも凌ぐ程になつた。） ○謏者（へつらひを言ふ者。胡麻すり連中。） ○擬（なぞらいる。にせる。あてはめる。ひきあてる等。） ○箝制（しめつけること。身動きならぬやうに抑へつける。箝は百枷「くびかせ」。） ○不レ恣（思ふまゝに振舞へない。） ○望士（人望のある者。） ○儀羽（羽儀ともいふ。易の漸卦に「鴻漸二于陸一、其羽可二以爲一レ儀」とあり、鴻の鳥は進退擧動が優美であるから、その羽ぶりを模範とする義から、人の模範とすべき立派な儀容、又は單に模範のことをいふ。轉じて堂々たる風采を以て朝廷に出仕する意。こゝもその意味であるが、朝廷に立派な賢人が集つてゐるといふ形式を整へること。形式上立派に見せかける意に用ひたのである。） ○服心（服は腹の誤、腹心は自分の腹となり胸となる人物で、十分信頼するに足る手下。） ○參二用廉介一（廉潔で節操のかたい人物をまじへ用ひる。） ○非二其人一（適任者でない者。） ○蹊徑（近道。卽ち役目にありつくテヅルのこと。情實や賄賂の類。） ○吝賞誅貨（吝はケチ。誅はセメル。賞與はケチで、民の財產をせびり取ることは拔け目がない。） ○綴取（ぼつ／＼と攻め取る。） ○忩（一擧に取る。） ○襄淮（襄水と淮水。） ○國虛實（國の備へのあるのと備へのないのと。卽ち內實。內幕。） ○粉二飾太平一（太平らしく見せかける。太平らしくとりつくろふ。粉飾は女子が天性容貌の惡いのに白粉を塗つて飾り立てる意。）

○元平章政事廉希憲罷。世祖嘗令レ受二帝師戒一。希憲對曰、臣已受二孔子戒一。世祖曰、汝孔子亦有レ戒耶。對曰、爲レ臣當レ忠、爲レ子當レ孝。是也。有二方士一。請レ錬二大丹一、敕二中書一、給二其所一レ需。希憲奏曰、前世人主、多爲二方士一誑惑。堯舜得レ壽不レ假二靈大丹一也。世祖善レ之。以二許衡一爲二中書左丞一。時阿合馬專レ權無レ上、蠹レ國害レ民。

嘗テ欲ス以テ其ノ子ヲ典ラシメント兵柄ヲ。

【訓讀】○元の平章政事廉希憲罷む。世祖、嘗て帝師の戒を受けしむ。希憲、對へて曰く、「臣、已に孔子の戒を受く」と。世祖曰く、「汝の孔子も亦戒有りや」と。對へて曰く、「臣とならば當に忠なるべく、子とならば當に孝なるべし。是なり」と。方士有り。大丹を錬らんと請ひ、中書に敕して、其の需むるところを給す。希憲奏して曰く、「前世の人主、多く方士に誑惑せらる。堯舜の壽を得しは、靈を大丹に假らざればなり」と。世祖之を善しとす。許衡を以て中書左丞と爲す。時に阿合馬、權を專にして、上を無みし、國を蠹し、民を害す。嘗て其子を以て兵柄を典らしめんと欲す。

【通釋】○元の平章政事の廉希憲は官を退いた。世祖は嘗て彼に、帝師(八合思馬)について戒律を受けるやうに勸めたことがあつたが、希憲は、「私は旣に孔子の戒を受けて居ります。(故にその必要がありません)」と答へた。世祖は、「(戒律といふものは儒教などでは行はぬことだと思つたが)、お前の(學んでゐる)孔子にも、矢張り戒律があるのか」と尋ねた。希憲は之に答へて、「(如何にも御座います)。臣と爲つては君に忠をつくすべく、子となつては親に孝をつくすべしといふのが、卽ち孔子敎

の戒律であります」と言つた。又、或る方士が、(世祖の爲に不老長壽の仙藥たる)大丹を錬り作りたい旨を請願したので、世祖は中書省に勅して、必要な、(大丹の)材料を供給させようとした。すると希憲は、「これまで帝王で方士に誑された者が隨分澤山にあります(方士の神仙の術によつて不老不死などは思ひもよりません。)寧ろ堯帝や舜帝があのやうに長壽を保たれたのは、大丹などの靈藥を飲まなかつたからであります」と言つて之を諫止した。世祖は成程と思つて(之を中止した)。世祖は許衡を中書左丞に任じた。時に阿合馬は、權力を振りまはして、帝を帝とも思はず、國を害し、民をそこなふやうな(無道の行が多かつた)。或時(阿合馬は)自分の子に兵權を握らせようとしたことがあつた。

語釋 帝師戒(戒は宗教上まもるべき戒律。帝師は八合思巴を指す。してはならぬ戒。守らねばならぬきまり。佛教でも授戒といつて、僧侶が信徒に戒律を申渡す。こゝはラマ教の戒律である。) ○方士(方術の士。神仙の術を行ふ者。前に屢〻見えた。) ○大丹(不老長壽の仙藥の名。) ○錬(ネルと訓む、ねりかためて藥を作ること。) ○給ニ其所レ需(大丹製造のために入用な原料を給與する。) ○誑惑(たぶらかしまどはす。だますこと。) ○靈藥(靈驗。おかげ。) ○蠹レ國(國を害す。蠹は木のしんを喰ふ蟲。) ○兵柄(兵權。) ○典(つかさどると訓む。役について事務を取り扱ふこと。)

衡曰、國家事權、兵民財三者而已。父位尚書省、典レ民典レ財。而子又典レ兵、太

元定朝儀

重。世祖曰、卿慮阿合馬反耶。衡對曰、此反道也。古者姦邪未有不由此者。世祖以衡語語阿合馬。由是怨衡。○辛未咸淳七年、元劉秉忠・許衡進所定朝儀。○立司農司、以張文謙爲司農卿。○敎水軍七萬、造戰艦五千、築環城、以逼襄陽。○元以許衡爲集賢大學士・國子祭酒。

訓讀 衡曰く、「國家の事權は、兵・民・財の三者のみ。父、尙書省に位して、民を典り財を典る。而して子又兵を典るは太だ重し」と。世祖曰く、「卿、阿合馬の反を慮るか」と。衡對へて曰く、「此れ反道也。古より姦邪未だ此れに由らざる者有らず」と。世祖、衡の語を以て阿合馬に語ぐ。阿合馬是に由りて衡を怨む。○辛未咸淳七年、元の劉秉忠・許衡、定むる所の朝儀を進む。○司農司を立て、張文謙を以て司農卿と爲す。○水軍七萬を敎へ、戰艦五千を造り、環城を築きて、以て襄陽に逼る。○元、許衡を以て、集賢大學士・國子祭酒と爲す。

通釋 その時、許衡の言ふには、「國家の政事上の權力は、兵政・民政・財政の三つだけであります。

然るに今、父(阿合馬)が尙書省の官に任じてゐて、民政と財政とを掌つてゐますのに、更に其の子が兵政を掌りましては、(親子だけで、國家政上の全權力を握つてしまふことになりますから、權力が)餘りに重過ぎませう」と(帝に注意を促した)。帝は、「お前は、阿合馬が謀叛しはしないかと、それを心配してゐるのではないか」と言ふと、衡はそれに答へて、「(まあさう言へば、さうも言はれませう。とにかく此の三大權を一手に握らうとするのは)謀叛の道程でございます。昔から惡者が(國家を亂すのに)、此の道に出らなかつた者は有りません」と奏上した。(後に)世祖は、許衡の言葉を阿合馬に告げたので、阿合馬はこれを根に持つて許衡を怨むやうになつた。○咸淳七年辛未の年、元の劉秉忠と許衡とは、兩人が制定した朝廷の儀式(の草案)を、(世祖に)進めて(閲覽を願つた)。○(元は)司農司(農業を司る官)を設け、張文謙を(その長官たる)司農卿に任じた。○(元は、從來重視して居なかつた水軍の充實を計り)、水兵七萬人を教育し、戰艦五千艘を新造した。(そして陸の方でも)襄陽の周圍の城を築き、(襄陽を取り卷いて)じり〳〵と之に攻め寄せることにした。○許衡を集賢大學士・國子祭酒に任命した。

語釋 事權(政事上の權力。) ○反道(謀叛の道。それを辿つて居れば自から謀叛するに至る道。) ○朝儀(朝廷の儀式典禮。) ○還城(敵城を中心にして之を取り卷いて築いた環狀の城。) ○集

建國號大元

賢大學士（集賢殿の大學士。集賢殿は學者を集めて經書を調べ、散佚せる書物を捜求する役所。其の官を學士といひ、大學士は其の上席者。）○國子祭酒（國子は國子學卽ち大學のこと。祭酒は其の長。卽ち大學長。前に度々見えた。）

○十月、建國號大元。詔曰、誕膺景命、奄四海以宅尊。必有美名。紹百王而紀統。肇從隆古。匪獨我家。且唐之爲言蕩也。堯以之而著稱。虞之爲言樂也。舜因之而作號。馴致禹興而湯造。互名夏大以殷中。世降以還、事殊非古。雖乘時而有國、不以義而制稱。爲秦、爲漢者、蓋從初起之地名。曰隋曰唐者、又卽始封之爵邑。是皆徇百姓見聞之狃習、要一時經制之權宜。概以至公、得無少貶。

【訓讀】十月、國號を大元と建つ。詔に曰く、「誕に景命に膺り、四海を奄ひて、以て尊に宅る。必ず美名有り。百王に紹ぎて統を紀す。肇まること隆古に從ふ。獨り我が家のみに匪ず。且つ唐の言たるや蕩なり。堯之を以て著稱す。虞の言たるや樂なり。舜之に因りて號と作す。禹興りて湯造るに馴

致す。互に夏は大と殷は中とを名とす。世降りて以還、事殊に古に非ず、時に乘じて國を有つと雖も、義を以て稱を制せず。秦となし、漢となすものは、蓋し初めて起るの地名に從ひ、隋といひ、唐と曰ふ者は又始めて封ぜらるるの爵邑に卽く。これ皆百姓見聞の狃習に徇ひ、一時經制の權宜を要す。概するに至公を以てすれば、少貶なきを得んや。

通解 咸淳七年、(元の至元八年)十月、元は國號を大元と定めた。其の時の世祖の下した詔は次の通りである。「天の大命を受け、天下を悉く所有して、天子の尊位に在る者は、必ず立派な國號を建てゝ、重代の天子の跡を受けて王業を繼承するものである。(この事は)、古よりの(慣例に)從ふものであつて、獨り我が國家のみが行ふことではない。更に(古の國號について考へてみるに)、唐は蕩(卽ち廣大)といふ意味であつて、堯は之を以て國號とした。虞は樂しむといふ意味で、舜はそれを以て國號とした。(次いで)禹が興り、(更に)湯が國を治めるやうになつた。(禹の定めた國號の)夏は大といふ意味、(湯の定めた國號の)殷は中といふ意味で、(どちらもめでたい意味であるから)、いづれもこれを國號としたのである。(然るに)、世が降つてより後は、(國號の)事も古と違つて、時勢に乘じて天下を取つた者も、(もはや古の如く)字義に因んで國號を建てるといふことを行はぬやう

になつた。或は秦と稱し、或は漢と稱したのも、思ふに最初に起つた所の地名を取つたものであり、隋と稱し唐と稱したのも、又始めて封ぜられた領土の地名をその儘用ひたものである。これらは凡べて、人民の見なれ聞きなれてゐるのに從つたもので、その場限りに取り極めた便宜上の（國號であつて極めて公平なる立場より一括して評すれば、（夏殷以前の國號に比して）、少しく劣ると言はざるを得ぬのである。（詔は尙續く）。

語釋　誕膺二景命一（寅大な天命を受ける。誕は大、膺は當る。景命は大命即ち天子に命ずるといふ天命。）○奄二四海一（奄はオホフと訓む。すつかり掩うて。即天下を殘らず有つこと。）○宅レ尊（尊は尊位、天子の位。宅はヲルと訓む。居ること。天子の位に在ること。）○紹二百王一而紀レ統（古來の多くの帝王に引續いて帝王の大業を持ち續けてゆく。紀はシルス。統は帝統で帝位の系統。）○隆古（隆は盛。盛んであつた昔。）○唐之爲レ言蕩也（唐といふ語の意味は蕩である。蕩は廣大の意。）○著稱（稱號を着ける。名をつけること。稱號とすること。）○馴致（次第にさうなること。）○互名三夏大以二殷中一（以は與と同じく、トと讀む。夏は大といふ義と、殷は中といふ義とを以て、國に名づけたといふ意。）○世降以還（世が末になつてより以來。）○事殊非レ古（事はこゝは國號命名の事。それが昔とは違つて來たといふ意。）○不三以レ義而制二稱（文字の持つ意義によつて國號をつけることをしない。）○始封之爵邑（始めて封ぜられた領地。）○狃習（狃はなれること。なれしたしんでゐること。）○一時經制之權宜（その時限りに取極めた便宜。）○概（一括して評する。）○以二至公一（極めて公平な立場から。）○少貶（少しおとる。）

我ガ太祖聖武皇帝、握二リテ乾符一ヲ而起二リ朔土一ヨリ、以二テ神武一ヲ而膺二リ帝圖一ニ、四ニ振二ヒ大聲一ヲ、大イニ恢二ニス土

宇。輿圖之廣、歷古所無。頃者耆宿詣廷、奏章伸請謂、既成於大業、宜早定於鴻名。在古制以當。然於朕心乎何有。可建國號曰大元。蓋取易經乾元之義。茲大治流形於庶品。孰名資始之功。予一人底寧爲萬邦。尤切體仁之要。事從因革、道協天人。於戲、稱義而名固匪爲之溢美。孚休惟永。尙不負於投艱。嘉與敷天共隆大號。咨、爾有衆、體予至懷。從太保劉秉忠之議也。

訓讀 我が太祖聖武皇帝、乾符を握りて、朔土より起り、神武を以て、帝圖に膺り、四に大聲を振ひ、大に土宇を恢にす。輿圖の廣き、歷古無きところなり。頃ろ耆宿廷に詣り、奏章伸請して謂ふ、『既に大業を成す。宜しく早く鴻名を定むべし』と。古制に在りて以て當れり。然れども、朕の心に於て何か有らん。國號を建てゝ大元と曰ふべし。蓋し易經乾元の義に取る。茲に大いに治り、形を庶品に流く。孰か資つて始むるの功を名づけん。予一人、萬邦を寧んじ爲むるを底す。尤も仁を體する

の要を切にす。事、因革に從ひ、道、天人に協ふ。於戲、義に稱うて名づく。固より溢美を爲すに非ず。孚に休くして惟れ永かれ。尙ほ艱に投ずるに負かず。敷天と共に大號を隆にするを嘉す。咨、爾有衆、予の至懷を體せよ」と。太保劉秉忠の議に從ふ也。

〔通釋〕我が太祖聖武皇帝は、天命を受けて、北方より興り、神の如き武勇を以て帝位に卽かれ、勇名を四方に轟かせ、盛に領土を擴げられた。その領土の廣きことは、實に前古未曾有のことである。近頃或る古老が朝廷に來り、上奏文を捧呈して『最早かくの如く大事業を完成し給うた上は、早く國號を制定遊はされたい』と願ひ出たが、これは古制にも在ることで、當然さうすべきことである。されば朕の心に於ても何の憚る所もない。(そこで今より後)國號を建てゝ大元と稱することにする。(大元の稱は)易經の乾元(卽ち天德といふ)義に取つたものである。(つらつら惟んみるに)、天下方に大いに治まり、萬物悉く天の惠みに沾うてその形を成してゐる。天が本となつて萬物を生じてゐるその(廣大無邊な)功績をば、誰が取つて以て我が名前となし得るものがあらうぞ。(それは天子の外には出來ないわけだ。朕は今その天子で、天が萬物を造り始めるに等しい德を有するものである)。朕、今や萬邦を安んじ治むるに至つたに就いては、特に仁を我が身に體得するの必要を切に感ずる。(天の

德は人に於ては畢竟仁に外ならぬからである）。かやうに、事は當然の推移に從ひ（敢て人爲を加へずに）之を爲し、道は天の思召しと人の心とに一致するやうにするのであるから、あゝ（大元といふ名は最も）其の意義に適つて國號である。勿論無暗にほめすぎた國號ではない。唯まことに國安らかに久しかれと（願ふのである）。朕は今後とも、天より委ねられた（民を救ふといふ）極めて艱難な仕事の中に跳び込んで、天意にそむかぬやう心懸ける覺悟であつて、汝等天下の臣民と共に、このよき國號に光榮あらしめることを（衷心）悦ぶものである。あゝ、汝ら萬民、朕が切なる心を己が身にゝゝと附けて忘れるなよ」と。（此の大元の國號は、太保の官にある劉秉忠の建議に從つたものである。

語釋 乾符（乾は天、符はめでたいしろし、天より授けられためでたいしろし、即天子となるべき天帝の命令。）○朔土（朔は北、北方の土地。蒙古をさす。）○神武（神の如き勇。）○膺ニ帝圖一（帝圖は帝王の順序を記した未來記。それに當るとは、天命を受けて天子になること。）○四振ニ大聲一（四方に威名を轟かす。）○恢ニ土宇一（恢は大。土宇は土地。領土を廣げる。）○輿圖（地圖の義であるが、こゝでは領土のこと。輿は萬物をのせるもの、即ち地のこと。）○歷古（古來。）○耆宿（古老。元老。）○奏章伸請（上奏文を奉つて請願する。）○鴻名（立派な名前。偉大なる國號。鴻は大。）○於ニ朕心一乎何有（朕の心中何の憚る所かあらう。）○乾元之義（乾は天、元は大。天の通、天の德といふ意義。）○大治（又大冶と作る。大冶は莊子の語で造化のこと。天地自然。こゝは大冶とある方がよいやうである。）○資始之功（資はもとを與へる義。トルと訓む。天が本となり萬物の出來はじめる功績。造化の靈功をいふ。）○流ニ形於庶品一（乾元即ち天德が、總ての物にゆきわたつて形をこしらへてやる義。易經に「大哉乾元、萬物資始、乃統レ天、雲行雨施、品物流レ形」とあるに據つたのである。）○予一人（天子の自稱。朕。）○底レ寧ニ爲萬邦一（底はイタル又はイタスと訓む。天下を安んじ治めることを致した。）○切ニ體レ仁之

襄陽陷

守レ城六年

要ニ(仁を我が身に體得するの必要を切に感ずる。) ○因革(うつりかはり。自然の推移。) ○天人(天の思召しと人々の希望するところ。) ○於戲(アヽと訓む。嘆美の稱。) ○溢美(ほめすぎ。)
○孚(マコトニと訓む。) ○休(ヨシと訓む。こゝでは高らかの意。) ○永(國運永久の意。) ○投レ艱(身を萬民救濟の難事業の中に投ずるといふ意。書經に出づ。) ○敷天(普天に同じ。あまねき天の下。天下。)
○咨(アヽと訓む。) ○有衆(多くの者共。有は美稱。萬民。) ○體ニ予至懷一(朕が切なる心を身につけて忘れるなよ。)

○壬申咸淳八年、葉夢鼎再相。以下與二似道一意上不レ合去。○襄陽陷。先レ是理宗初年、襄陽、以下制臣失二撫御一、致中王旻作レ亂而陷上。謝方叔爲レ相、喩二李曾伯一、遣レ將取レ之。北方亦不レ苦レ爭。及三劉整策行二、重兵圍二襄陽一。呂文煥守レ城六年、扞禦備至。而似道不レ肯二調援一。雖二糧食未一レ乏、衣裝薪芻無レ所二措辦一。至下撤二廬舍一爲レ薪、緝二關楮一爲上レ衣。援兵不レ至。遂以レ城降、爲二元人之用一。

訓讀 壬申咸淳八年、葉夢鼎再び相たり。似道と意合はざるを以て去る。○襄陽陷る。是より先、理宗の初年、襄陽、制臣撫御を失せしを以て、王旻亂を作して陷るを致す。謝方叔相と爲り、李曾伯に喩して、將を遣して之を取らしむ。北方も亦苦爭せず。劉整の策行はるゝに及んで、重兵、

襄陽を圍む。呂文煥、城を守ること六年、扞禦備さに至る。而して似道肯て調援せず。糧食未だ乏しからずと雖も、衣裝薪芻、措辦する所無し。廬舍を撤して薪と爲し、關楮を緝めて衣と爲すに至る。援兵至らず。遂に城を以て降つて、元人の用と爲る。

通釋 咸淳八年壬申の年、(宋では)葉夢鼎が再び相となつたが、賈似道と意見が合はなくて、すぐ罷めて歸つた。○(此の年遂に)襄陽が陷つた。是より以前、(卽ち理宗の初年に、)地方官が將卒を怒らせたために、王旻といふものが亂を起して、一時城が陷つたことがあつた。(其後)謝方叔が宰相となるに及んで、李曾伯に命じて將を遣はして之を取り戻させたのであつた。(此の時には)元も死に者狂ひになつて爭ひはしなかつた。(ところが)劉整の謀が元で採用されるやうになり、元の强兵が襄陽城を包圍した。(それ以來)六年間といふもの呂文煥は城を固く守つて、防禦の備へは至れり盡せりであつたが、似道はさつぱり兵を出して救援に赴かせなかつた。(それで、城中では)、食糧は幸ひ未だ缺乏してゐなかつたけれども、衣服・燃料・秣の供給が杜絕えたので、(止むを得ず)家屋を毀して薪とし、役所の用紙を綴り合はせて衣服として(凌いだけれども、遂に)援兵が來なかつたので、城を開け渡して降參し、(呂文煥は、伯顏の參謀となつて)、元の用をつとめた。

文天祥致仕

語釋 制臣(地方官。卽ち制置使をいふ。史嵩之や趙范を指す。) ○撫御(士卒を愛撫し統御する。) ○劉整策(元の至元元年に、劉整が世祖に言ふには「宋を攻むるの方略は、宜しく先づ襄陽に從事すべし。襄陽は吾が故物なり。棄てゝ守らざるに由て、宋をして竊かに築いて强藩となすを得しむ。若し襄陽を復し、漢に浮んで江に入らば、則ち宋は平ぐべき也」と。世祖はこの說に從つたのである。) ○苦爭(死に者狂ひで爭ふ。) ○重兵(强兵又は大兵といふ。) ○扞禦備至(扞も禦も、ふせぐ意。扞禦が行き屆く。) ○調援(兵を遣してたすける。) ○衣裝薪芻(衣裝は衣服、薪は燃料、芻は秣。) ○措辦(まかなふ。供給する。) ○撒二盧舍一(撒は音サツ。撒壞と熟してバラに散らしこはすこと。家屋を打ちこはす。) ○緝二關楮一(官廳の用紙を綴り合はす。緝はアツムと訓む。綴り合はせること。關楮の關は關文の意で、官文書又は政府の出す受取諮の類をいふのであるが、こゝでは單に官廳の用紙の意。楮は紙。舊注には「關會之紙也、如二今之鈔一」とあり。關會は關子會子交子など云つて紙幣のこと。卽ち交鈔の謂であると說く。) ○爲二元人之用一(呂文煥は、降服した後、襄陽大都督に任命されて、元人の用をつとめた。)

○賈似道累章出督、而陰諷朝廷留之。卒不行。○元併尚書省、封皇子忙哥剌爲安西王。○直學士院文天祥致仕。初賈似道稱疾乞致仕、以爲要君。似道諷張立志劾罷之。天祥遂引錢若水例乞致仕。時年三十七矣。○癸酉咸淳九年、平地產白毛。如銀線菜。臨安尤多。元侵樊城。守將張漢英、及都統制范天順・牛富死之。

訓讀 賈似道、章を累ね出でゝ督せんとし、而も陰に朝廷に諷して、之を留めしむ。卒に行かず。

〇元、尙書省を併せ、皇子忙哥剌を封じて安西王と爲す。〇直學士院文天祥、致仕す。初め賈似道病と稱して致仕を乞ふ。以て君を要すと爲す。似道、張立志に諷し、劾して之を罷む。天祥、遂に錢若水の例を引きて致仕を乞ふ。時に年三十七。〇癸酉咸淳九年、平地に白毛を産す。銀線菜の如し。臨安尤も多し。元、樊城を侵す。守將張漢英、及び都統制范天順・牛富、之に死す。

【通釋】賈似道は、幾通も上奏文を奉つて、都を出て軍隊の總指揮をしたいと請ひ、しかも、裏面では朝廷（の重だつた役人ら）に謎をかけて、自分を引き留めるやうにさせた。かうして遂に（戰場には）行かず、（しかも巧みに責任を廻避したのであつた）。〇元は、（中書省に）尙書省を合併し、皇子の忙哥剌を封じて安西王とした。〇直學士院に出仕してゐた文天祥は、官を辭して退いた。初め賈似道が、病氣を口實として辭職を願ひ出たことがあつたが、（文天祥は）これは（辭職が目的でなく）、無理に自分の願を押し通して君を困らせようとするのだと考へた。（この爲に）賈似道は、（文天祥を憎み）張立志にそれとなく旨を含めて、彼を彈劾させた上、免職させようとした。（事こゝに至つた爲め）、文天祥は遂に錢若水（が、彈劾せられて免職された例を引き）、願ひ出て辭職したのであつた。時に年三十七歳であつた。〇咸淳九年癸酉の年、平地に白い毛のやうなものが生じ、（その形狀は）銀線菜の

許衡勤儉

僧德公

やうであつた。(しかもこれが)臨安に最も多く生じた。元は樊城に侵入し、守將張漢英及び都統制の范天順と牛富とが此の戰で討死した。

語釋　累レ章(章は書面。書面を幾度も差し出す。)　○出督(都を出て、軍隊を指揮する。)　○陰(裏面では。内々に。)　○諷二朝廷一(朝廷の重臣らにそれとなくさとす。謎をかける。)
○安西(今の甘肅省安肅道に屬す。)　○直學士(學士の下の官。)　○致仕(仕を致す。官を返す。辭職すること。)　○要レ君(要はもとめる。おびやかす意。臣が無理に君に自分の願を聽かせようとすること。)
○錢若水(人名。眞宗の朝、直學士院に出仕してゐたが、彈劾せられて免職された。)　○銀線菜(一名銀淥菜、和名「ふかのひれ」即ち鱶の鰭で、鮫又は鱶の鰭を採つて、皮を去つたもの、透明で光り、形狀は絲のやうである。支那人は之を珍重して食用とする。)

○元國子祭酒許衡乞レ罷。許レ之。衡居レ家勤儉、強二於自治一、公愛兼盡。不レ嚴而整、閨門之内若二朝廷一然。夫婦相待如レ賓。凡喪葬一遵二古制一、不レ用二佛老一。懷孟之間化レ之。旁舍有二僧德公者一。年百餘歲。嘗謂二其徒一曰、老僧苦行百年、亦不レ能レ作レ佛。徒爲二不孝之人一、羞レ見二祖宗于地下一。但願小僧輩、還俗以壽二汝祖宗之嗣一。自レ是不三復度二弟子一。蓋化レ之也。○甲戌咸淳十年、賈似道丁二母憂一、隨起

復ス。○陳宜中、僉書樞密院タリ。○七月、上崩ズ。在位十年。改ニ元咸淳ト一。壽三十五。似道立ニ皇子㬎ヲ一。年四歲。是爲ニ孝恭懿聖皇帝ト一。

訓讀 元の國子祭酒、許衡、罷めんことを乞ふ。之れを許す。衡、家に居て勤儉、自ら治むるに强む。公愛兼盡、嚴ならざれども整、閨門の內、朝廷の若く然り。夫婦相待すること賓の如し。凡そ喪葬一に古制に遵ひ、佛老を用ひず。懷孟の間、之に化す。旁舍に僧德公といふ者有り。年百餘歲。嘗て其の徒に謂つて曰く、「老僧、苦行百年、亦佛となる能はず。徒に不孝の人となれり。祖宗を地下に見ゆるを羞づ。但だ願くは、小僧輩、還俗以て汝が祖宗の嗣を壽せよ」と。是より復弟子を度せず。蓋し之に化するなり。○甲戌咸淳十年、賈似道、母の憂に丁る、隨つて起復す。○陳宜中、僉書樞密院たり。○七月、上崩ず。在位十年。咸淳と改元す。壽三十五。似道皇子㬎を立つ。年四歲。これを孝恭懿聖皇帝と爲す。

通釋 元の國子祭酒の許衡が、辭職を願ひ出でゝ許可された。衡の日常生活を見るに、勤勉儉約で、自己の身の修養に努力し、(事を爲すにあたつては)、公平と慈愛とを兼ね盡くし、寬大であるが、

しかも萬事きちんと整つてをり、家庭内の奧向の樣子も、朝廷のやうに整つてゐたので、夫婦の間柄でも、互に賓客に對するやうに（禮儀が正しかつた）。すべて喪中及び葬式の儀禮は、全然古い掟の儒敎の制に則つて行ひ、佛敎や道敎の儀式を用ひなかつた。（其の德は鄕里の人を動かし）、懷州孟州地方は、（自ら許衡に）敎化されてしまつたのである。（許衡の）近所に德公といふ坊さんが住んでゐた。德公は百餘歲の老人であつたが、或時その弟子たちに向つて、「自分は、（今日に至るまで）百年間も苦行して來たが、それでも佛となることが出來ぬ。だゞ徒らに（父母の血統を絕やしてしまつて）不孝の人間になつただけである。地下で祖先の人々に顏を合はすのに面目ない次第だ。そこでお前等に望むことは、お前らは今より俗人に還つて、めい／＼の先祖からの血統を、末長く絕やさぬやうにして貰ひたいことである」と言つた。それ以後は、もう二度と弟子を得度して僧侶とするやうなことはしなかつた。思ふに德公も亦許衡に感化せられた（一人で）あらう。○咸淳十年甲戌の年、賈似道は、その母が死んだので、喪に服する爲め一時退職したが、（度宗は）葬儀が終ると直ちに、喪服を脫がせて前の位に復させた。○陳宜中は僉書樞密院事となつた。○七月に帝が崩ぜられた。在位十年、其の間咸淳と改元した。崩御の時、齡三十五であつた。そこで似道は、皇子の㬎を帝位に卽かしめた。時に

年僅かに四歳、これが孝恭懿聖皇帝である。

語釋 強二於自一（強はツトムと訓む。自ら自己の身を治めることに努力する。） ○公愛兼盡（公平と慈愛と共に兼ねてゆきとどく。） ○不レ嚴而整（嚴しくはないが、整つてゐる。寛大ではあるが引きしまつてゐる。） ○閨門之內（閨門は室のこと。夫婦間の關係をいふ。） ○懷孟之間（懷州は今の河南省河北道武陟縣の西南。孟州は今の河南省河北道孟縣の西。） ○旁舍（近所の家。） ○其徒（その弟子達。） ○爲二不孝之人一（僧は妻帶せず。故に出家して祖先よりの血統を絶やしたから不孝の人であるとの意。支那では子なくして祖先の祭りの絶えたいのを非常な不孝とする。） ○還俗（我國はゲンゾクと讀む。僧侶が頭髮を伸ばして俗人となること。） ○壽二汝祖宗之嗣一（お前らの先祖の血統を末長く續くやうにせよ。） ○度（得度、剃髮して僧侶にすること。） ○丁二母憂一（母の死に出あつた。丁はアタルと訓む。丁度その時に遭遇すること。） ○隨起復（隨は直ちにの意。葬儀が終ると直ちに喪服を脱がせて前の位に戻らせた。）

孝、恭、懿、聖皇帝、名ハ㬎、皇后全氏ノ出也。太皇太后謝氏、臨ミテレ朝ニ稱レ詔ヲ。改メテ二元ヲ一德祐ト。

○封ジテ二兄建國公昰ヲ一爲シ二吉王ト一、弟永國公昺ヲ爲ス二信王ト一。○元ノ太保劉秉忠卒ス。秉忠以テ二天下ヲ一爲シ二己ガ任ト一、知リテ無クレ不ルレ言ハ、言ヒテ無シレ不ルレ聽カレ。其ノ薦ムル二人才ヲ一各稱ヘリレ器ニ。使ムルヤ下城カ二開平ニ一城カ中燕都ニ上、皆秉忠相ス二其ノ地ヲ一。至リテレ是ニ無クシテレ疾端坐シテ而卒ス。世祖聞キテ驚悼シテ謂ヒテ二群臣ニ一曰ク、秉忠事フルコトレ朕ニ三十餘年。小心愼密ナリ。其ノ陰陽術數之精、唯朕ノミ知ルト之ヲ。

訓讀 孝恭懿聖皇帝　名は㬎、皇后全氏の出也。太皇太后謝氏、朝に臨みて詔を稱す。德祐と改元す。○兄建國公昰を封じて吉王と爲し、弟永國公昺を信王と爲す。○元の太保劉秉忠卒す。秉忠、天下を以て己が任と爲し、知りて言はざる無く、言ひて聽かれざる無し。其の人才を薦むる、各々器に稱ふ。開平に城き燕都に城かしむるや、皆秉忠其の地を相す。是に至り、疾無くして端坐して卒す。世祖聞きて驚悼して羣臣に謂ひて曰く、「秉忠、朕に事ふること三十餘年。小心愼密なり。其の陰陽術數の精、唯だ朕のみ之を知る」と。

通釋 孝恭懿聖皇帝は、名を㬎といひ、(度宗の)皇后全氏のお腹である。(帝はまだ幼少であつたので)、太皇太后の謝氏が、朝廷に出て政治を視られ、年號を德祐と攻められた。○皇兄建國公昰を吉王に封じ、弟永國公昺を信王に封じた。○元の太保の劉秉忠が死んだ。秉忠は天下を安んずる事を以て自分の任務とし、氣付いたことは必ず上奏し、それがまた一つとして聽き入れられぬことはなかつた。(それほど世祖に信賴されてゐた)。彼が(朝廷に)推薦した人物は皆、適材適所で、(有用な人物ばかりであつた)。世祖が開平と燕京に築城したのも、皆秉忠が其の土地を見定めたのであつた。(その秉忠は)、これといふ病氣もなく、正しく坐つたまゝ死んでしまつたのである。世祖はこれを聞き、驚

元軍南侵
吾曹彬也
史天澤

きかなしんで、群臣に向ひ、「あの秉忠は、三十餘年の久しい間、朕に事へて呉れたが、用心深く愼重で緻密な人物であつた。又彼が陰陽學に通じて、運命の豫言に長じてゐたことは、たゞ朕の外誰も知るまい。(それほど彼は己が長所を伐らぬ人物であつた)」と言つて、(之を惜しんだ)。

語釋 ○稱レ詔(自分の命令を詔と稱へた義で天子に代つて政治を執ること。) ○稱レ器(任じた役柄が人物に適當する。卽ち適材適所。) ○相二其地一(地勢をしらべて土地を見定める。) ○端坐(端は正。正しく坐る。) ○小心愼密(注意深く愼重で緻密なこと。小心は小膽とは別。注意の細かいことである。) ○陰陽術數之精(陰陽學に明るく運命の豫言に精通すること。陰陽學は漢代に興つた一種の迷信で、易の陰陽に五行說を加へ、卽ち天地間のあらゆる現象を、陰陽の二元と木火土金水の五元素の變化を以て說明する學である。) ○劉秉忠(幼より學を好み、老に至るまで倦まず。位、人臣を極めても、齋居蔬食、平日と異ることなく、自ら藏春散人と號して、詩文十卷の著がある。卒して太傅を贈られ、趙國公に封ぜられ、文貞と諡された。)

元命二中書平章史天澤・中書左丞相伯顏一、師二諸軍一南侵。陛辭。世祖諭レ之曰、古之善取二江南一者、唯曹彬一人。汝能不レ殺、是吾曹彬也。天澤有レ疾而還、尋卒。先レ是世祖遣レ醫馳視。天澤附奏曰、臣大限有レ終。死不レ足レ惜。第願天兵渡レ江、以二殺掠一爲レ戒。言訖而卒。天澤忠亮有二大節一。出二入將相一近二五十年一、柱二石四朝一、師二表百辟一。可レ謂二社稷之臣一。其視二富貴權勢一、斂レ迹退避、若レ將レ浼レ之者。故能

善始令終。爲開國元臣。

【訓讀】元・中書平章史天澤・中書左丞相伯顏に命じて、諸軍を帥ゐて南侵せしむ。陛辭するや、世祖之に諭して曰く、「古の善く江南を取る者は、唯々曹彬一人のみ。汝能く不殺ならば、是れ吾が曹彬なり」と。天澤、疾有つて還り、尋いで卒す。是より先、世祖、醫を遣り馳せて視しむ。天澤、附奏して曰く、「臣、大限、終り有らん。死、惜しむに足らず。第だ願くは天兵、江を渡らば、殺掠を以て戒と爲さんことを」と。言訖りて卒す。天澤、忠亮にして大節有り。將相に出入すること五十年に近く、四朝に柱石として、百辟に師表たり。社稷の臣と謂ふべし。其の富貴權勢を視るや、迹を斂めて退避し、將に之に浼されんとする者の若くす。故に能く始めを善くし終りを令くす。開國の元臣と爲る。

【通譯】元は中書平章の史天澤と中書左丞相の伯顏とに命じて、諸軍を率ゐて南のかた宋に侵入させた。(この兩人が)帝に御暇乞ひに參內すると、世祖は二人に諭して、「昔から巧みに長江の南を攻め取ることの出來た者は、たゞ曹彬一人のみである。汝らも、無暗に人を殺さずに南方を攻め取ること

が出來たならば、是れ當代の曹彬と謂はうぞと言つた。（かくて兩人は出陣したのであつたが）、天澤は病氣に罹つて歸國し、次いで死亡した。天澤が死ぬ前、世祖は醫者を馳けつけさせて容態を診察させた時に天澤は、（醫者に）ことづけて次のやうな言葉を帝に申上げた。「臣の壽命も最早や終りになりました。死は悲しむべきことではありませんが、たゞ氣懸りになつてお願ひ致し度いのは、我軍が長江を渡つて（敵地に侵入しましたならば）、無暗に人を殺したり財物を掠奪せぬやうにお戒め下さいませ。（これのみが私の最後の願ひでございます）」と。かう言ひ終るとゝもに、彼の息は絶えたのであつた。天澤は忠義誠實な人物で、（人臣たる）大事な節操を全うした。出でゝは將軍となり、入りては宰相となること實に五十年に近く、太宗・定宗・憲宗・世祖の四代に仕へて、國家を背負つて立ち、朝廷百官の手本となつた。まことに國家と運命を共にするの重臣といふべきである。又、天澤は富貴權勢を視ること（さながら穢物の如く身をかくして之を避け、まるで我が身が、穢物でけがされでもするかの樣子であつた。かういふ人であつたから、始から終まで少しの失敗もなく、遂に元の國家を開いた第一の重臣となつたのである。

語釋 史天澤（平生、自ら能に誇らず、大節に臨み大事を論ずるに及んで、毅然として天下の重きを以て自ら任ず。年四十に至つて始めて節を折つて書を讀み、尤も資治通鑑に熟す。その立論人の意表に出づ。將相たること五十餘年、上疑はず、下怨言なし。人以て

郭子儀・曹彬に方ぶと、これ舊注の記すところである。）○陛辭（陛はキザハシ。宮城の階段である。陛辭とは階段の下で天子にお暇乞ひすること。卽ち天子にお訣れすること。）○曹彭（金陵を圍んだ時、城を破るに、安りに人を殺さなければ、彬が病は癒えるであらうと諸將に語つたことは、太祖の條に出てゐる。）○附奏（人に託して奏上する。）○大限（人間の大命の定限。天命、壽命。）○天兵（皇軍。官軍。）○殺掠（人を殺したり、財物を掠奪すること）○爲レ戒（禁物とする。）○忠亮（亮はマコトと訓む。忠義誠實。）○柱石（柱は大黒柱。石は土臺石。國家を背負つて立つ重臣。）○四朝（こゝは元の太祖・定宗・憲宗・世祖の四代の朝廷。）○師二表百辟一（辟は君、くは諸侯。こゝでは高官。百官の師匠であり手本である。）○社稷之臣（社稷は國家の意。國家と運命を共にする臣。前に屢ゞ見えた。）○斂レ迹（斂はヲサムと訓む。かくす意。かくれる。）○退避（逃げさける。）○若二將レ浼レ之者一（浼はケガル又ケガスと訓む。まるで、これに身をけがされさうな樣子である。）○令レ終（令はヨシと訓む。令聞・令孃などの令皆然り。終りをよくす。終りを全うする意。）○開國元臣（元の國を開いた第一の重臣。元は大。元老重臣の意。）

○元伯顏丞相、大會二兵于襄樊一。九月、以二降人劉整一領二騎兵一出二淮泗一、呂文煥、領二舟師一出二襄陽一、爭レ先向導、水陸並進、攻二沙市新城一。都統邊居誼、帥二所部三千人一、力戰死レ之。策應使夏貴、力戰。元兵出二其不意一。兵敗。沿二西南岸一縱レ火、歸二廬州一。宣撫朱禩孫、提二重兵一、不レ戰歸二江陵一。○鄂州降。○天目山崩。○詔二天下一勤レ王。○乙亥德祐元年、元伯顏留二阿里海牙一、以二兵四萬一守レ鄂、而與二阿朮一率二

伯顏攻宋

水陸並進

詔二天下一勤レ王

大軍渡江、順流東下。時沿江諸將、多呂氏部曲、望風降附。

訓讀 元の伯顏丞相、大いに兵を襄樊に會す。九月、降人劉整を以て騎兵を領して淮泗に出でしめ、呂文煥をして、舟師を領して襄陽に出でしめ、先を爭うて向導し、水陸並び進み、沙市の新城を攻む。都統邊居誼、所部三千人を帥ゐて、力戰して之に死す。策應使夏貴、力戰す。元兵、その不意に出づ。兵敗る。西南岸に沿ひて、火を縱つて、盧州に歸る。宣撫使朱禩孫、重兵を提げ、戰はずして江陵に歸る。○鄂州降る。○天目山崩る。○天下に詔して、王に勤めしむ。○乙亥徳祐元年、元の伯顏、阿里海牙を留め、兵四萬を以て鄂を守らしめ、而して阿朮と大軍を率ゐて江を渡り、流に順つて東に下る。時に沿江の諸將、呂氏の部曲多く、風を望んで降附す。

通釋 元の丞相伯顏は、襄陽と樊城とに大軍を集めた。九月、(宋より)降つて劉整に騎兵を指揮させて、淮州泗州に進軍させ、呂文煥には水軍を率ゐて襄陽に出でさせた。(かくて二軍は)、先を爭つて(元軍を)案內し、水陸並び進んで沙市の新城を攻めた。(宋の)都統の邊居誼は、部下三千人を率ゐて奮戰したが、(力及ばずして)戰死した。また策應使の夏貴も奮戰して、(一時元軍を沮止したが)

元兵は更に、その不意を襲つて之を攻めたので、宋軍は敗北し、(長江の)西南岸に沿つて自ら火を放ち、廬州に引き上げた。(時に鄂州も危くなつたので)、宣撫使の朱禩孫は大兵を引率して(救援に赴いたが、夏貴等の敗戰を聞き)、戰はずして江陵に逃げ歸つた。○鄂州は(救援が無い爲に)陷つた。○(宋の高山)天目山が(大霖雨のために)崩れた。(時節柄、宋にとつて凶兆である)。○(宋は事態危急となつたので)天下に詔して、勤王の兵を募つた。○德祐元年乙亥の年、元の伯顏は、阿里海牙を殘して兵四萬を以て(さきに占領した)鄂州を守らせておいて、自分は阿朮と共に大軍を率ゐて長江を渡り、流れに順つて東に下り、(臨安を目指して進んだ)。時に長江沿岸を守つてゐた宋の諸將は多く呂文煥の舊部下であつたので、(元軍の)優勢なのを見て其威風に怖れをなし、戰はずして續々と降參した。

語釋　伯顏丞相(正しくは丞相伯顏といふべきを、當に俗に伯顏丞相と云つてゐたのでその儘に稱呼としたのであらう。)　○降人(宋から元に降つた者。)　○領(指揮する。引率する。)　○淮泗(淮州は今の河南省汝陽道正陽縣、泗州は今の安徽省淮泗道陽縣。)　○向導(嚮導に同じ。道案內。)　○沙市新城(沙市は今の湖北省江陵縣城南十五里にあり。新城は新しく築いた城。但しこゝは沙洋新郢の誤であらうといふ。沙洋は鎭名、今の湖北省荊門縣の東南である新郢は漢水の北にある。鄂州城に對して新たに漢水の南に築いた城をいふ。)　○鄂州(今の湖北省江漢道武昌縣。)　○天目山(宋の國都臨安(今の錢塘道臨安)の西北にある高山で、兩峯をなして各々其の頂に池があるので、天目の名がある。)　○部曲(部下といふに同じ。配下。)　○望レ附降附(威風を望み見たゞけで、戰はずして降つて附き從ふこと。)

似道遷延

許レ竭ニ轉官資ー

○江州降。運使錢眞孫自縊。○劉整自愧出淮無功、憤死無爲軍城下。○似道都督軍馬、遷延不出。聞兵已下建康、始率諸軍發行在、迂道而行、數日始達蕪湖。將趨安慶府、牽制下流之師。未至三日、安慶帥范文虎、乃呂氏婿、已降、將士無復固志。似道、許竭轉官資。諸軍詬曰、要官資做甚。已未庚申官資何在。似道不能答。鳴鑼一聲、退兵于珠金砂。十三萬衆一時潰散。似道奔入楊州。

【訓讀】江州降る、運使錢眞孫、自ら縊る。○劉整自ら淮に出でゝ功無きを愧ぢ、無爲軍の城下に憤死す。○似道、軍馬を都督し、遷延して出でず。兵已に建康に下ると聞き、始めて諸軍を率ゐて行在を發す。迂道して行き、數日にして始めて蕪湖に達す。將に安慶府に趨きて、下流の師を牽制せんとす。未だ至らざること三日、安慶の帥范文虎、乃ち呂氏の婿、已に降り、將士復固き志無し。似道、官資を竭轉することを許す。諸軍詬りて曰く、「官資を要して甚をか做さん。已未庚申の官資何に

か在る」と。似道答ふること能はず。鑼を鳴らすこと一聲、兵を珠金砂に退く。十三萬の衆一時に潰散す。似道奔りて楊州に入る。

通釋 江州城陷り、運使の錢眞孫は自ら首をくゝつて死んだ。○劉整は、呂文渙とゝもに元軍の嚮導をつとめ）、自分は淮州に出て宋の無爲軍を攻めたが、功を奏しなかつたところへ（文渙の捷報が傳はつたので）、遂に愧ぢて城下に憤死した。○賈似道は、（皆に尻を押されて止むを得ず、臨安に都督府を開いて、諸路の）軍隊を指揮してゐたが、尙も愚圖〳〵と出發を延ばして戰場に向はなかつた。ところが建康の兵が旣に元に降つたと聞いて、始めて諸軍を率ゐて都督府を出發した。（それからわざ〳〵）廻り道をして、數日の後やつと蕪湖に到着した。それより安慶府に赴いて、（水軍で）下流の敵軍をおびき寄せようとの計略であつたが、（安慶に）到着する三日前に、安慶の守將の范文虎が呂文渙の兄の文德の女婿であつた關係から、旣に（元軍に）降參し、宋の將士はもはや鬪志を失つてゐた。（似道は何とかして鼓舞しようと思つて）、將士の官位昇進の令を出したが、將士は之を罵つて、「（今頃）官位を求めたとて何になるものか。己未の年と庚申の年の（兩戰爭に約束した）官位昇進のことはどうなつたかと騷ぎ立てた。（流石の）似道も、これにはぐうの音も出ず、銅鑼を一鳴らし鳴らし

文天祥勤王

趙昂發夫妻死節

て（退却の命令を發し）、軍を珠金砂に退却させた。（そして、これに乘じて攻め寄せた元軍の爲に）、（浮足立つた）十三萬の大軍は一たまりも無くもみつぶされ、似道は（這々の態で）楊州に逃げ入つた。

語釋 錢眞孫自縊（眞孫は江州の知事であつたが、呂師夔と共に元に降つたのである。この時死んだのは折から江州にゐた知壽昌軍の胡夢麟といふ者が自殺したのが事實であるとの說。）　○江州（今の江西省潯陽道の地。）　○憤死（憤慨の極死ぬこと。）　○都督（官名。こゝでは動詞に用ひて總指揮の意。）　○遷延（ぐづぐづと日を延ばす。）　○行在（臨安は宋の故都でないから行在といつたのだといふのが一說。又一說では、在は府の誤りで、張浚が都督となつて以來行府の名があるから、都督の本營の意であるとする。今、後說に從ふ。）　○迂道（まはり道。）　○蕪湖（今の安徽省蕪湖道蕪湖縣。）　○安慶府（今の安徽省安慶道懷寧縣。）　○牽制（おびきよせる。）　○竭轉官資（竭は擧げる。官資は官等。即ち官位を昇せ進めること。）　○詬（ソシルと訓む。怒りのゝしる。）　○做甚（なにをかなさんと訓む。做は爲、甚は何、何になるものかといふ意。俗語である。）　○己未庚申（己未は理宗の開慶元年、庚申は理宗の景定元年。その年、元の蒙哥の兵が攻めて來た時、賈似道は、軍士に官位を上げてやると言ひ勵ましながら、實行しなかつた。）　○鳴鑼（鑼はドラのこと。進軍には太鼓を打ち、退却には銅鑼を鳴らすが例。）　○楊州（今の江蘇省淮揚道江都縣。）

○江西提刑文天祥、募兵勤王。天祥吉州廬陵人也。丙辰、魁進士第。○殿帥韓震、謀劫遷都。陳宜中、以計誅之。○池州破。通守趙昂發將死、與其妻訣。妻曰、卿能爲忠臣。妾顧不能爲忠臣妻耶。昂發喜具衣冠、與倶縊。明日

伯顏入レ城、見而憐レ之、具二衣棺一葬焉。○建康破。趙淮死レ之。

訓讀　江西の提刑文天祥、兵を募りて王に勤む。天祥は吉州廬陵の人也。丙辰、進士の第に魁たり○殿帥韓震、劫して都を遷さんと謀る。陳宜中、計を以て之を誅す。○池州破る。通守趙昴發、將に死せんとして、其妻と訣る。妻曰く、「卿能く忠臣たり。妾顧つて忠臣の妻たる能はざらんや」と。昴發喜びて、衣冠を具して、與に倶に縊る。明日伯顏城に入り、見て之を憐み、衣棺を具へて葬る○建康破る。趙淮之に死す。

通釋　江西の提刑たる天祥が勤王の兵を起した。天祥は吉州廬陵の人で、丙辰の年(卽ち理宗の寶祐四年)に、進士の試驗に首席で及第した。○殿前都指揮使の韓震が、(帝を)脅して都を遷さうと企てたので、(參知政事の)陳宜中が、計略を以て之を殺害した。○池州が陷落したが、(その際)通判の趙昴發は、自ら城

と運命を共にしようとし、その妻に別れを告げて（立退かせようとした）。すると妻は、「あなたは、さうして忠臣となられるのに、私は忠臣の妻となることが出來ぬのでせうか」と言つて（恨んだので）、その翌日昂發は（妻の覺悟を）喜んで、兩人ともに衣冠を正しく着用し、諸共に首をくゝつて死んだ。○建康が（元將）伯顏は城に入り、（兩人の死骸を見て）深く同情し、衣棺をとゝのへて丁寧に葬つた。元の手に落ち、趙淮は（節を守つて）死んだ。

語釋 吉州（今の江西省廬陵縣吉水縣。）○廬陵（吉水縣の東。）○提刑（獄訟の監察官。）○魁二進士第一（進士の試驗に首席で及第した。進士の試驗とは官吏登用試驗で、我が高等文官試驗の如し。魁は第一位といふこと。）○殿帥（殿前都指揮使近衞の將軍の一で平素は宮城を護衞し、行幸の際は儀仗となる。）○劫（「おびやかす」と訓む。脅迫すること。）○以レ計誅レ之（作って袁を召し、壯士を伏せて鐵槌で擊ち殺させた。）○池州（今の安徽省蕪湖道貴池縣。）○通守（通判の誤。通守は隋煬帝の置いた官で、唐以後廢せられた。）○訣（人と永く別れる。又生き別れ。永訣、訣別。）○具二衣冠一（衣冠を正しく着用する。）

○京師戒嚴。朝臣接レ踵宵遁。○王爚陳宜中等、劾二似道不忠不孝之罪一。宜中本受二賈恩一。至レ是亟劾レ賈、以自解。○似道赴レ貶。鄭虎臣以二父仇一監押至二障州一、即二廁上一拉二其胸一殺レ之。○張世傑以レ兵入衞。元兵在レ境。陳宜中等、惟攻二擊

賈黨略、無備禦之策。司馬夢求、監江陵沙市鎭。力戰死。徵諸帥入衞。夏貴・昝萬壽石等、不至。○六月、庚申朔、日蝕。晦冥。鷄栖于塒、咫尺不辨人物。自巳至午、明始復。○留夢炎相。

訓讀　○京師戒嚴す。朝臣踵を接して宵遁る。○王爚・陳宜中等、似道の不忠不孝の罪を劾す。宜中、本、賈の恩を受く。是に至りて亟賈を劾して、以て自ら解く。○似道、貶に赴く。鄭虎臣、父の仇を以て、監押して漳州に至り、廁上に即いて、その胸を拉して之を殺す。○張世傑、兵を以て入りて衞る。元兵、境に在り。陳宜中等、惟だ賈の黨を攻撃し、略ぼ備禦の策無し。司馬夢求、江陵の沙市鎭を監す。力戰して死す。諸帥を徵して、入り衞らしむ。夏貴・昝萬壽・黃萬石等、至らず。○六月庚申朔、日蝕す。晦冥なり。雞塒に棲み、咫尺、人物を辨ぜず。巳より午に至り、明、始めて復す。○留夢炎、相たり。

通釋　○京師臨安は、(危險が迫つたので)警備が嚴重になつた。朝廷の群臣たちは、續々と夜にまぎれて、都から逃げ出した。○王爚・陳宜中等は、賈似道の不忠不孝の罪を彈劾した。宜中は、元來、

賈似道の引き立てによつて出世した者であるが、此の際、屢々賈似道の罪をせめたてゝ、自分がその仲間でないことを世間に辯解した。○賈似道は遂に遠地に流されることになつた。鄭虎臣は、(自分の父が似道のために流罪に處せられたので)、父の仇を報いようと、(進んで)似道護送の任にあたり、漳州まで來た時、遂に厠に於て似道の胸を打ち碎いて殺してしまつた。○張世傑は兵を率ゐて(臨安に)入り、皇居を衞つた。時に元兵は國境にまで迫つて居たが、陳宜中等は、たゞ賈似道一味の攻撃に汲汲としてゐて、さらに元に對する防禦の計を立てなかつた。司馬夢求は、江陵の沙市鎭の防備に任じてゐたが、遂に奮戰して討死を遂げた。(朝廷では)、諸將を召し寄せて、都に入つて警護させようとしたが、夏貴・昝萬壽・黃萬石等は皆この召に應じなかつた。○六月一日、庚申の日に日蝕があつて、眞暗になつてしまつた。雞は(夜と間違へて)塒にはひり、目の前の人も物も見分けがつかぬほどであつた。(この日蝕は)午前十時頃に(始まり)、正午頃になつて始めてもとの明るさにかへつた。○留夢炎が右丞相となつた。

語釋 戒嚴(警戒を嚴重にすること。戰爭其他非常の變事の際、人心動搖して、愈々禍亂を大にするを防ぐため、特に嚴重に警戒することである。) ○接レ踵(踵はカガト。踵と踵が相接するといふので、あとから續々と引きつゞく形容。) ○宵(よると訓む、夜に同じ。徹夜を徹宵といふが如し。) ○亟(シバと訓む、たび〳〵。此の字又別にスミヤカと訓む。) ○自解(自ら辯解す。一身上の釋明をする。) ○赴貶(貶は官をおとす、官をおとして流される

文天祥入衞

陳宜中持重

李芾死節

地へ向ふ。） ○監押（押は、とらへあづかる。檢束。罪人を警護して送ること。護送。押送。） ○漳州（今の福建省汀漳道龍溪縣。似道は初め婺州に謫せられたが、その地方の人々が之を穢はしいと言つて逐ひ返したので、更に建寧に謫せられた。然し此處でも朱子講學の地であるから神聖を傷けると言つて拒絶されたので、遂に漳州に赴くことになつたと云ふ。） ○拉其胸（其の胸を打ち碎いて。） ○司馬夢求（司馬光五世の孫。） ○江陵（今の湖北省荊宜道江陵縣。） ○晦冥（二字共にクラシと訓ず。まつくら。） ○咫尺（咫は音シ。八寸。尺は一尺。即ち極めて短い距離の意。） ○自巳至午（巳は午前十時頃に當る。午は正午。）

○文天祥將民兵峒丁二萬餘人入衞。與夢炎意不相樂。以尚書除江淅制置、守呉門。○州郡、連降。元兵、距臨安百里、獨松關告急。時張世傑、軍五萬、諸路勤王兵四十餘萬。天祥、與世傑議、兩軍堅守閩廣、全城王師血戰、萬一得捷、猶可爲也。世傑大喜、議出師。宜中以王師務持重、降詔沮之、遣使乞和。○詔天祥等罷兵。○潭州陷。時一軍自湖南圍潭州。守臣李芾、戰守屢捷。經八九月城將陷、闔門死之。

訓讀 ○文天祥、民兵峒丁二萬餘人に將として入りて衞る。夢炎と意相樂まず、尚書を以て、江淅制置に除せられ、呉門を守る。○州郡、連りに降る。元兵、臨安を距ること百里、獨松關、急を告

ぐ。時に張世傑の軍五萬、諸路勤王の兵四十餘萬あり。天祥、世傑と議す、「兩軍堅く閩廣を守り、全城の王師血戰し、萬一捷を得ば、猶ほ爲すべきなり」と。世傑、大いに喜び、師を出さんと議す、宜中以へらく、王師務めて重を持すと。詔を降して之を沮み、使を遣して和を乞はしむ。〇天祥等に詔して兵を罷めしむ。〇潭州陷る。時に一軍は湖南より潭州を圍む。守臣李芾、戰ひ守りて屢々捷つ。八九月を經て、城將に陷らんとし、闔門之に死す。

通釋　文天祥は、民兵及び溪峒山の蕃丁二萬餘人を帥ゐて、首都臨安の防備に來たが、留夢炎と互ひに面白からぬ感情となつたので、尙書兼江浙制置使となつて、(都を出て)吳門を守備することゝなつた。〇(宋の)州郡は、續々と元に降つた。元兵は臨安を距ること百里の近くまで攻め寄せて、獨松關も危急との報知があつた。時に(宋の兵力は)、張世傑の率ゐる兵が五萬と、諸路に起つた勤王の兵が四十萬(通鑑輯覽・續通鑑等には「僅三四萬」とある)あつた。そこで文天祥は張世傑と相談し、「我々兩軍でしつかりと閩・廣を守り、全城の官軍が決死の奮戰をなし、若し勝利を得ることが出來たならば、まだ〱(宋の天下は見棄てたものではない)必ず勢を盛り返すことが出來る」と言つた。(この賴母しい言葉に)世傑は非常に喜び、直ちに兵を出して一戰しようと議したが、陳宜中の

諸王航レ海

考へでは、王者の軍は輕卒なことをしてはならぬ。もつと自重すべきであるといふので、詔を降して出軍を中止させ、使者を元に遣はして和議を乞うた。○（宜中の意見により）帝は天祥等に詔して、戰爭を中止させた。○遂に潭州も陷落した。是より先、（元の）一軍は湖南より（進んで）潭州を包圍したのであつたが、守將の李芾が懸命に防戰して、屢々（元軍を）打ち破り、八九ケ月間ももちこたへてゐた。（最後に力盡きて）將に落城しようとする時、李芾は家族全部を殺して、城と運命を共にした。

語釋 民兵峒丁（民兵は郡中の人民から募集した兵。峒丁は溪洞山に住む蠻民の壯丁。）○意不二相樂一（意見が一致せず、互に面白からぬ感情となる。）○獨松關（今の浙江省錢塘道餘杭縣の西北七十五支里に獨松嶺あり。其處にあつた關所。）○閩・廣（閩は今の福建省。廣は廣東廣西の二省をいふ。）○血戰（死物狂ひで戰ふ。決死の奮戰。）○猶可レ爲也（まだ〳〵回天の事業をなすことが出來る。まだ〳〵望みがある。）○持レ重（大事をとる。自重する。）○闔門死レ之（闔は全の意。すべて。門は一門家族。闔門は全家族。李芾は落城に臨み、樓下に薪を積み、家族を悉く樓上に上げて酒宴を催し、人に命じて悉く之を斬らせ、四面に火をかけ、自ら腹を屠つて死んだのである。）

○丙子德祐二年正月、秀王與𢍰、奉二皇兄益王昰・皇弟廣王昺等一航レ海。○世傑去レ朝。○元兵駐二高亭山一。去二都城一三十里。○宜中夜遁。○文天祥右丞

相。辭不拜。○賈餘慶・吳堅相。○天祥出使軍前。辭氣慷慨、議論不屈。伯顔留之。○元兵入臨安。賈餘慶等、奉三宮以降。手詔諭諸路內附。○伯顔遣宰執、先赴大都。天祥亦登舟、北行至鎭江、得間逸去。

訓讀 丙子德祐二年正月、秀王與睪、皇兄益王昰、皇弟廣王昺等を奉じて海に航す。○世傑、朝を去る。○元兵、高亭山に駐る。都城を去る三十里なり。○宜中、夜遁る。○文天祥を右丞相とす。辭して拜せず。○賈餘慶・吳堅、相たり。○天祥、出でゝ軍前に使す。辭氣慷慨、議論屈せず。伯顔之を留む。○元兵、臨安に入る。賈餘慶等、三宮を奉じて以て降る。手詔して諸路に諭して內附せしむ。○伯顔、宰執を遣し、先づ大都に赴かしむ。天祥、亦舟に登りて北行して鎭江に至り、間を得て逸れ去る。

通釋 （いよ〳〵臨安も危くなつたので）、德祐二年丙子の年正月、秀王與睪は、皇兄益王昰と、皇弟廣王昺等を奉じて、舟に乘つて海路南に移つた。○張世傑は、（一時）朝廷より退いて（再擧を計畫した）。○（次第に攻め寄せて來た）元兵は、今や高亭山に足を駐めたが、そこは國都臨安を距る

こと僅か三十里の地である。○陳宜中は（逸早く）夜にまぎれて（溫州へ）逃亡してしまつた。○（朝廷では）、文天祥を右丞相に任じやうとしたが、天祥は之を辭退して拜受しなかつた。○そこで賈餘慶と吳堅とが、宰相となつた。○（元の伯顏の申出に應じて）、文天祥は（吳堅とゝも）朝廷を出て元の陣營に使者として赴いた。（元との交涉にあたつて）、天祥の語氣は銳く、悲憤慷慨、堂々と議論して少しもへこまなかつた。そこで伯顏は、（吳堅のみを還し、）天祥を引留めて還るを許さず（折あらば口說いて降參させ、自分の用を務めさせようと思つた）。○元兵は遂に臨安に攻め入つたので、賈餘慶等は帝及び太皇太后・皇太后の三陛下を奉じて元に降服した。（太皇太后謝氏は幼帝に代つて自ら）詔書を發し、國內の諸路に命じて元に降服させた。○伯顏は、賈餘慶以下の宰相執政を拘へて、先づ元の大都燕京に引き立てた。文天祥も亦（この一行とゝもに）舟に乘せられて北に向つたが、途中鎭江にまで至つた際、隙を窺つて逃げ歸つた。

語釋　世傑去レ朝（張世傑は、この時三宮を移して海に航し、而して衆を帥ゐて城を背にして一戰せんと請うたのであるが、陳宜中は之を許さず、强ひて降伏を主張したので、世傑は部兵を帥ゐて臨安を去り、海に航して興復を圖つたのである。）

○高亭山（高は諸書に皐に作る、今の浙江省錢塘道杭縣の東北に在り。）○辭氣慷慨（語氣になげきいきどほる情が溢れる。慷も慨も共になげくこと。）○三宮（理宗の皇后謝氏、度宗の皇后全氏及び孝恭帝。）○手詔（天子親筆の詔。こゝでは太皇太后謝氏が帝に代つて書いたのである。）○內附（降服。十八史略の撰者曾先之は元人であるから、降附とすべき處を內附としたのである。內附は、なづき來る[illegible]。）○宰執（宰相と執政。丞相以下の高官をさす。）

宋帝降封

益王即位

○大都（元の燕京を指す。卽ち後の北京。）　○鎭江（今の江蘇省金陵道丹徒縣。）　○得レ間（隙をはかつて。）

○三宮北還。宮室、駙馬、宮人、內侍、太學等數千人、皆在遣中。過眞州。守苗再成奪駕。幾遂不克。○五月、宋帝至上都、降封瀛國公。帝在位二年、改元者一、曰德祐。○益王・廣王、由海道至溫州。蘇劉義・陸秀夫、來會、陳宜中・張世傑、海舟亦至福州。宣謝太后手詔、以二王爲天下都副元帥、召諸路忠義。五月朔、陳宜中・陸秀夫・張世傑等、共立益王昰爲帝。卽位于福州。是爲端宗皇帝。

訓讀　三宮、北に還る。宮室、駙馬、宮人、內侍、太學等數千人、皆遣中に在り。眞州を過ぐ。守苗再成、駕を奪はんとす。幾んど遂げんとして克はず。○五月、宋帝、上都に至り、瀛國公に降封せらる。帝、在位二年、改元するもの一、德祐と曰ふ。○益王・廣王、海道より溫州に至る。蘇劉義・陸秀夫、來り會し、陳宜中・張世傑、海舟にて亦、福州に至る。謝太后の手詔を宣し、二王を以て天

下都副元帥と爲し、諸路の忠義を召す。五月朔、陳宜中・陸秀夫・張世傑等、共に益王昰を立てゝ帝と爲す。福州に卽位す。これを端宗皇帝となす。

【通釋】三宮は、北方元の地へ遷されることゝなつた。宋の一門・婿君・女官・侍從・三學の學生等數千人が、皆、(この北方へ)遣られる人數の中へ加へられた。(この一行が、途中)眞州を過ぎた際、其の地を守つて居た(宋の臣の)苗再成といふ者が、天子を奪ひ戻さうとし、今一息で成功といふ所で失敗してしまつた。○五月、宋帝は元の上都(開平)に到着し、元に降つて瀛國公に封ぜられた。(かくて)帝は在位二年、その間年號を改めること一回、卽ち德祐といつた。○(帝の兄弟である)益王と廣王とは、海岸の道を通つて溫州に到着した。蘇劉義・陸秀夫の兩人がそこへ來合はせて一緒になり、陳宜中と張世傑も亦、海上より舟で福州にやつて來た。そこで謝太后の御親筆の「詔」を宣布して、(益王・廣王の)二王を立てゝ天下都副元帥とし、諸路の忠義の士を召し集めた。更に五月一日に至り、陳宜中・陸秀夫・張世傑等は、ともに(相談した結果)、益王昰を立てゝ帝とすることに決し、福州に於て卽位の禮を行つた。これが端宗皇帝である。

【語釋】宮室(皇族。これは宗室とすべきであるとの說である。) ○駙馬(もと官名、駙馬都尉の略。天子の副車の馬事を司る官。然るに魏晉以來皇女の配偶者は駙馬都尉に任命されるのが例となつたので、天子の女壻を駙馬と稱するやうになつた。)

端宗皇帝
遂上二帝
尊號

○宮人（後宮に仕へる婦人。宮女。女官。） ○內侍（宮に仕へて天子の左右に侍する宦ノ國では女官の官名とする。） ○太學（太學生とすべきであろ。三學の學生。） ○在遣中（遣られる人數の中にあろ。卽ち共に元に引きつれてゆかれたといふ意。） ○眞州（今の江蘇淮揚道儀徵縣。） ○駕（駕は乘り物。天子の駕。直接指さずして乘物を以て天子をあらはす。） ○幾遂不克（もう少しで成功するところであつたが遂に失敗した。） ○忠義（忠義の士の意。） ○降封（皇帝の位を降して、改めて元の一大名として封する。） ○海道（海上道路。） ○溫州（今の浙江省甌海道永嘉縣。） ○福州（今の福建省閩海道閩侯縣。）

端宗皇帝名昰、孝恭懿聖皇帝兄。卽位、改元景炎。遂上帝尊號、爲孝恭懿聖皇帝、太皇太后爲壽和聖福至仁太皇太后、皇太后爲仁安皇太后。尊度宗淑妃楊氏爲皇太后、同聽政。○封廣王昺爲衞王。陳宜中左丞相。張世傑少保。○文天祥至。除右丞相。以與宜中・世傑異意、不肯拜。

訓讀　端宗皇帝、名は昰、孝恭懿聖皇帝の兄なり。位に卽いて、炎と改元し、遂に帝に尊號を上つて孝恭懿聖皇帝と爲し、太皇太后を壽和聖福至仁太皇太后と爲し、皇太后を仁安皇太后と爲す。度宗の淑妃楊氏を尊んで皇太后と爲し、同じく政を聽かしむ。○廣王昺を衞王と爲す。陳宜中、左丞相たり。張世傑、少保たり。○文天祥至る。右丞相に除せらる。宜中・と意を異にする

天祥開レ督募レ兵

天祥製レ服

を以て、肯て拜せず。

【通釋】 文意明瞭につき通釋を省く。なほ語釋を見られたい。

【語釋】 遙上二帝尊號一(三宮は元軍に捕へられて、遠く北方に居られたから「遙に」といつたのである。) ○淑妃(女官の號。) ○同聽レ政(楊太后は度宗の妃で、端宗の生母である。故に帝と同じく政治を聽かれることにしたといふ意。) ○少保(三公に次ぎて三孤あり。少師・少傅・少保といふ。公の下、卿の上に居る。) ○以レ異レ意不二肯拜一(意見が違ふので丞相をお受けしなかつた。肯の字、敢に比すれば受動的で、敢はおしきつて進んでする意あり。肯は承諾する、引き受ける意。)

○九月、天祥開二督南劍州一、募レ兵得二數千一。遂復二邵武軍一。冬十月、天祥帥レ師次二于汀州一。興化軍通判張日中等來會。時贛寇猖獗、血二江・閩・廣之路一。日中等、聞二天祥開レ督勤一レ王、遂各起レ兵來應。天祥遣二趙時賞・張日中・趙孟濚一、將二一軍一、趨レ贛、以取二寧都一、遣二吳浚一將二一軍一取二雩都一。劉洙・蕭明哲・陳子敬、皆自二江西一起レ兵來會。○鄒元與二元人一戰二于寧都一敗績。武岡教授羅開禮、起レ兵復二永豐縣一。亦死。天祥爲レ製レ服哭焉。

訓讀 九月、天祥督を南劍州に開き、兵を募りて數千を得たり。遂に邵武軍を復す。冬十月、天祥師を帥ゐて汀州に次す。興化軍の通判張日中等來り會す。時に、贛の寇猖獗にして、江・閩・廣の路を血にす。日中等、天祥が督を開きて王に勤むと聞き、遂に各々兵を起して來り應ず。天祥、趙時賞・張日中・趙孟深を遣し、一軍を將ゐて贛に趨かしめ、以て寧都を取り、吳浚を遣し、一軍を將ゐて雩都を取らしむ。劉洙・蕭明哲・陳子敬、皆江西より兵を起して來り會す。○鄒㵯、元人と寧都に戰ひて敗績す。武岡の教授羅開禮・兵を起して永豐縣を復す。亦死す。天祥爲に服を製して哭す。

南宋地圖

【通釋】九月、文天祥は、南劍州に都督府を設け、勤王の兵を募つて數千人を集め得たので、遂に邵武軍の屯所を回復した。冬十月、文天祥は兵を率ゐて、一時汀州に駐屯した。そこへ興化軍の通判の張日中等が來つて勢を合はせた。時に贛州に土匪が起つて其の勢なか〳〵強く、江西・福建・廣東・廣西の諸路に於て(兇暴を極め)、流血の慘を見たが、日中等は、天祥が、都督府を開いて勤王の兵を興したと聞き、遂に各々兵を起して來り應じたのである。そこで文天祥は、趙時賞等を遣はし、一軍を率ゐて贛州に赴いて寧都を取らせた。一方また吳浚を遣はし、一軍を率ゐて雩都を取らせた。時に劉洙等が、皆江西より兵を起して、(續々と、勤王の軍に)來り加はつた。○鄒渢は、元兵と寧都に於て戰つて敗れ、又武崗の學校の教授の羅開禮は、兵を起して永豐縣を取り戻さうとしたが、これ亦戰死を遂げた。文天祥は、爲に喪服を作つて之を着て(彼等の死を)弔ひ哭したのである。

【語釋】開督(都督府を設ける。)　○南劍州(今の福建省建安道南平縣、)　○邵武(今の福建省建安道邵武縣。)　○次(とゞまる。一時駐屯する。多く軍隊の駐泊するにいふ字。)　○汀州(今の福建省汀漳道長汀縣。)　○興化(今の福建省厦門道仙遊縣の東北。)　○通判(官名。一州の政事を監督する官。前に屢々見えた。)　○贛(今の江西省贛南道贛縣。)　○寇(こゝは土匪の意。)　○猖獗(勢の強くあらいこと。惡強い時に限る。)　○江・閩・廣(江は今の江西。閩は今の福建。廣は今の廣東・廣西。)　○寧都(今の江西省贛南道寧都縣。)　○雩都(今の江西省贛南道雩都縣。)　○敗績(戰にまけ[illegible]こと。[illegible]敗[illegible])　○武崗教授(武崗は今の湖南省湘江道武崗縣。教授は地方の學校の教官をいふ。)　○永豐(今の江西省廬陵道永豐縣、)　○製レ服哭(哀悼の意を表す爲め喪服を作り自ら之を着用して悲しみ哭く。哭は死を悲しんで大

聲で泣くこと。）

○十一月、元阿刺罕・董文炳、入建寧府、遂侵福州。宜中・世傑、奉帝及衞王・楊太后等航海、由潮州至廣州、趨富陽、遷謝女峽。○丁丑景炎二年、阿刺罕入汀州。文天祥奔漳州。謀入衞、道阻不通。往來江廣間、戰有勝負。○吳浚降于元。因趨漳、說天祥降。天祥責以大義誅之。○三月、文天祥復梅州。○四月、天祥復興國縣。○五月、張世傑復潮州。○天祥自梅州出江西、遂復會昌縣。與趙時賞・張日中之兵、皆會之。

【通釋】十一月、元の阿刺罕・董文炳、建寧府に入り、遂に福州を侵す。宜中・世傑、帝及び衞王・楊太后等を奉じて、海に航し、潮州より廣州に至り、富陽に趨き、謝女峽に遷る。○丁丑景炎二年、阿刺罕汀州に入る。文天祥漳州に奔る。入り衞らんことを謀れども、道阻して通ぜず。江廣の間に往來し、戰ひて勝負有り。○吳浚、元に降る。因りて漳に趨き、天祥に說きて降らしめんとす。天祥

責むるに大義を以てし、之を誅す。○三月、文天祥梅州を復す。○四月、天祥、興國縣を復す。○五月、張世傑、潮州を復す。○天祥、梅州より江西に出で、遂に會昌縣を復す。趙時賞・張日中の兵と、皆、之に會す。

〔通釋〕十一月、元の阿剌罕・董文炳の二將は、建寧府に攻め入り、遂に福州に侵入したので、陳宜中と張世傑とは、帝及び衞王・楊太后等を奉じて、海路より、潮州を經て廣州に至り、更に富陽に赴き、遂に謝女峽に移つた。○景炎二年丁丑の年、元將阿剌罕は汀州に攻め入つた。(死守するの不利を覺つた)文天祥は、漳州に逃れた。(天祥は、心は、帝の許に)馳せつけて御護りしなければならぬとあせつたが、途中は(元兵に遮られて)行くことが出來なかつたので、(已むを得ず)江西・廣東の間に轉戰して、勝つたり負けたりしてゐた。○宋の將の吳浚は元に降參し、漳州に赴いて、文天祥を說き伏せて元に仕へさせようとしたが、(却つて)天祥は(君臣の)大義を說いて(吳浚の不義を)責め、之を誅してしまつた。(下略)。

〔語釋〕建寧(今の福建省建安道建寧縣。) ○潮州(今の廣東省潮循道潮安縣。) ○富陽(富場の誤、今の廣東省粤海道寶安縣の[illegible]南。) ○謝女峽(一名仙女澳、廣東省粤海道香山縣の西南の海中に在り。) ○汀州(今の福建省汀漳道長汀縣。) ○阻(へだたる。こゝでは元兵に遮られて行くことが出來ない意。) ○江廣之間(江西の廣廣の間。) ○有勝責(勝つたり負けたりした。) ○漳州

廉希憲卒
宰相中眞宰相
男子中眞男子

（今の福建省汀漳道龍溪縣。）○大義（大いなる人倫の道。人臣たるべきもの丶守るべき道、君臣の大道をいふ。）○梅州（今の廣東省潮循道梅縣。今の潮循道梅廣東省縣。）○興國縣（今の江西省贛南道興國縣。）○會昌縣（今の江西省贛南道會昌縣。）

○元中書政事廉希憲卒。希憲在江陵。遠近向化。及有疾召還、民皆垂涕擁送、建祠繪像、以祠之。卒世祖歎曰、無復有決大事、如廉希憲者矣。伯顏亦曰、廉公宰相中眞宰相、男子中眞男子。世以爲名言。○六月、天祥敗元人于雩都、遂次于興國縣。秋七月、使張日中・趙時賞等帥師、復吉贛諸縣、遂圍贛州。○張世傑回師由潮州圍泉州。不克。○帝舟還于潮州之淺灣。

【通釋】元の中書政事廉希憲、卒す。希憲、江陵に在り。遠近化に向ふ。疾有りて召し還さるゝに及びて、民皆涕を垂れて擁し送り、祠を建て、像を繪いて、以て之を祠る。卒するとき、世祖歎じく曰く、「復、大事を決すること廉希憲の如き者ある無し」と。伯顏亦曰く、「廉公は宰相中の眞宰相、男子中の眞男子なり」と。世、以て名言と爲す。○六月、天祥、元人を雩都に敗り、遂に興國縣に次す。

秋七月、張日中・趙時賞等をして、師を帥ゐて、吉贛の諸縣を復せしめ、遂に贛州を圍む。○張世傑、師を回して潮州より泉州を圍む。克たず。○帝の舟、潮州の淺灣に遷る。

通釋　元の中書政事の廉希憲が死んだ。希憲は江陵に居たが、附近一帶の人民等は、希憲に感化されて（其の德に懷いてゐた。それ故、希憲が）病によつて（本國へ）召し還されることになると、民は皆涙を流し　彼を取り卷いて見送り、（其の後で）、祠を建て、肖像を描いて（之を祠の中に納めて）彼を祀つた。世祖は希憲の死を聞き、「今後は國の大事を廉希憲ほど見事に處理する者は最早やあるまい」と言つて歎いた。伯顏も亦、「廉公は、宰相中の眞の宰相であり、男子中の眞の男子である」と（賞讚したが）、世間では、これを（如何にも廉希憲をほめるにふさはしい）名言だと評した。（下略）。

語釋　向レ化（感化を受けて次第に善良に赴く。）　○擁送（取り卷いて見送る。）　○繪（ヱガクと訓む。肖像をかくこと。）　○泉州（今の福建省廈門道晉江縣。）　○潮州之淺灣（淺灣は今潮州南澳山の近くにある錢澳のことであらうといふ說である。）

李恒襲二天祥一

○元李恒、遣レ兵援レ贛、而自將襲二天祥于興國一。天祥不レ意二恒猝至一。乃引レ兵走、卽二鄒渢于永豐一。渢兵先潰。恒窮追二天祥一。天祥至二方石嶺一。恒及レ之。鞏信拒戰、

文天祥走

趙時賞代天祥

箭被體而死。天祥至空阬。恒又及之。張日中奮力戰。元兵少却。恒麾鐵騎横擊之。日中身被十餘創、猶手刄十餘騎而死。兵盡潰。天祥妻歐陽氏、男佛生・環生、及二女、皆見執。趙時賞坐肩輿後。元人問爲誰。時賞曰、我姓文。衆以爲天祥、禽之。天祥由是得挺身。與其長子道生、及杜滸・鄒渢、乘騎逸去、遂奔循州。散兵頗集。乃屯于南嶺。幕僚客將皆被執。

訓 元の李恒、兵を遣して贛を援けしめ、而して自ら將として天祥を興國に襲ふ。天祥、恒猝に至るを意はず。乃ち兵を引きて走り、鄒渢に永豐に卽く。渢の兵先づ潰ゆ。恒、天祥を窮追す。天祥方石嶺に至る。恒之に及ぶ。鞏信拒ぎ戰ひ、箭體に被りて死す。天祥空阬に至る。恒又之に及ぶ。張日中、奮ひて力戰す。元の兵少しく却く。恒、鐵騎を麾きて横に之を撃たしむ。日中、身に十餘創を被り、猶十餘騎を手刄して死す。兵盡く潰ゆ。天祥の妻歐陽氏、男佛生・環生、及び二女、皆執へらる。趙時賞、肩輿に坐して後す。元人問ふ、「誰とか爲す」と。時賞曰く、「我が姓は文」と。

衆以て天祥と爲して之を禽にす。天祥是に出りて身を挺くを得、其の長子道生、及び杜滸・鄒渢と、騎に乘りて逸れ去り、遂に循州に奔る。散兵頗る集る。乃ち南嶺に屯す。幕僚客將、皆執へらる。

通釋　元の李恒は、援兵を送つて贛州を救はせ、自らは兵を率ゐて、興國にある文天祥を襲擊した。天祥は、李恒が突然攻めて來ようとは思はなかつたので、直ちに兵を引きまとめて走り、永豐に赴いて鄒渢の軍に合しようとした。ところが渢の軍は既に全滅して居て（賴る所がなかつたので）、李恒は飽くまで天祥を追ひ詰めた。天祥は方石嶺まで逃げたが、恒は之に追ひついた。宋將の鞏信は之を扼ぎ戰ひ、全身に矢を受けて悲壯の最期を遂げた。（この間に）文天祥は空阬といふ心まで落ちのびたが、李恒は猶も之に追ひついた。（今度は）張日中が奮戰したので、元の兵は少し退却した。すると恒は、嚴重に武裝した騎兵を指揮して、橫あひから之を襲擊させた。日中は（此の戰ひで）身に十餘ケ所の創を受けたが、少しもひるまず、猶ほ元兵十餘騎を手づから斬り殺して、（壯烈な）死を遂げた。（そこで）宋兵は全滅してしまひ、文天祥の妻の歐陽氏、息子の佛生及び環生、それに二人の娘らは皆捕へられた。（この時）趙時賞は、肩輿に乘つて、一行の後部に居た。元兵は（之を見て）、「お前は誰か」と問うた。時賞は、（文天祥を逃がしてやらうと思ひ、身代りになつて、）「我が姓は文とい

死耳何必然

劉深襲淺灣

ふ」と答へた。元兵らは、(それ天祥だぞとばかりに、折り重つて)之を捕へてしまつた。天祥は、この御蔭で危地を脱することが出來、長子道生及び杜滸・鄒渢らと、馬に乘つて逃げ去り、遂に循州に奔つた。(そこへ)さきに散亂した敗兵が、ぼつ〱と集つて來、其の數も非常にふえたので、嶺に駐屯した。(此の一戰の爲に、文天祥の)麾下の將校も客分の將校も悉く捕虜されてしまつた。

〔語釋〕 卽(ツク訓む。くつついて一つになる。合すること。) ○方石嶺(今の江西贛南道興國縣の東北。) ○麾(指揮する。) ○鐵騎(武裝厳めしい騎兵。勇敢な騎兵。) ○手刃(手づから斬り殺す。) ○肩輿(肩に載せてかつぐコシ。) ○後(最後に在る。しんがりする。) ○禽(とりこ。擒に同じ。いけどりにすること。) ○挺レ身(我身だけをぬき出して脱れる。命からがら身一つで逃れる。また「挺レ身而進」など云へば、我が身だけを他より先へぬき出して一人で進むことである。) ○循州(今の廣東省潮循道龍川縣。) ○散兵頗集(ちよ〱ばら〱になつた兵が多少集つた。散兵は今いふ散開した兵の意ではない。頗は少しの意である。) ○南嶺(江西と廣東との間の山脈。) ○幕僚(部下の參謀將校。) ○客將(客分の大將。)

時賞至隆興、奮罵不屈。臨刑劉洙頗自辨。時賞叱曰、死耳。何必然。於是將佐幕屬、被執者皆死。而天祥妻子家屬、送于燕。二子死于道。○廣州陷。○十一月、元劉深以舟師襲淺灣。張世傑戰不利。奉帝舟走秀山。陳宜中之占城求兵。遂不復還。十二月、帝再遷于井澳。颶風作。帝有疾。元劉深復以

舟師來襲井澳、執俞如珪。帝舟遷于謝女峽。

訓讀 時賞、隆興に至り、奮罵して屈せず。刑に臨み劉洙、頗る自ら辨ず。時賞叱して曰く、「死せんのみ。何ぞ必ずしも然らん」と。是に於て、將佐幕屬、執へらるゝ者皆死す。而して、天祥の妻子家屬、燕に送られ、二子道に死す。○廣州陷る。○十一月元の劉深、舟師を以て淺灣を襲ふ。張世傑、戰ひて利あらず。帝の舟を奉じて、秀山に走る。陳宜中、占城に之いて兵を求む。遂に復還らず。十二月、帝、再び井澳に還る。颶風作る。帝疾有り。元の劉深、復た舟師を以て、來つて井澳を襲ひ、俞如珪を執ふ。帝の舟、謝女峽に遷る。

通釋 （捕虜となつた）時賞は、（護送されて）隆興に赴いたが、元兵を罵つてやまなかつた。（いよ／＼）刑場に引き出されると、劉洙は、（醜くとも）しきりに辯解して（死を免がれようとしたので）、時賞は之を叱りつけて、「死ぬだけじやないか。此の場に臨んで何を喋舌ることがあるか」と言つた。こゝで連れられて來た將校以下皆死刑に處せられた。文天祥の妻子や召使らは燕に押送されたが、二人の子は途中で死んだ。○廣州が陷つた。○十一月元の將軍劉深は、海軍を率ゐて淺灣の（行在）を

襲撃した。張世傑は之を防ぎ戰つたが、遂に敗れ、帝の舟を奉じて秀山に逃げた。（この時）陳宜中は、援兵を求めに占城に赴いたが、（國勢挽回の見込のないのを見てとつて）、遂に再び歸つて來なかつた。十二月、帝（の舟）は、再び井隩に遷つたが、（折惡しく）暴風に見舞はれ、（舟は遭難して）、帝は其の爲に病氣となられた。そこへ元の劉深が、再び海軍を率ゐて攻め來り、井隩を襲ひ、兪如珪を捕へて去つた。（元軍が一時引上げたので）帝の舟は再び謝女峽に遷つた。

【語釋】隆興（今の江西南昌縣。）○奮厲（盛な意氣込で厲る。）○不屈（へこまない。まけてゐない。）○頗自辨（しきりに一身上の辯明をする。）○將佐幕屬（將校以下の部下。）○秀山（一名虎頭山、俗に虎頭門と號す。今虎門と名づく。今の廣東省粤海道東莞縣の西南海中に在り。）○占城（國名、今の安南南部の地。）○井隩（井澳の誤であるといふ。井澳は今の廣東粤海道香山縣の南の海中の横琴山下に在り。）○颶風（はやて。突然に海上に起る暴風。）

○戊寅景炎三年、張世傑、遣レ師討ニ雷山一。不レ克。○三月、文天祥、會レ兵次ニ于麗江浦一。○元以ニ張弘範一爲ニ都元帥一、李恒副レ之。師入ニ閩廣一。○帝舟遷ニ于硇州一。夏四月、帝崩ニ于硇州一。陸秀夫立ニ衛王一爲レ帝。是爲ニ帝昺一。

【訓讀】○戊寅景炎三年、張世傑、師を遣して雷山を討たしむ。克たず。○三月、文天祥、兵を會

帝昺

以二一旅一興二一成一中

して、麗江浦に次す。○元、張弘範を以て、都元帥となし、李恒、これに副たり。師を率ゐて閩廣に入る。○帝の碙州に遷る。夏四月、帝、碙州に崩ず。陸秀夫、衞王を立てゝ帝と爲す、是を帝昺と爲す。

通釋 文意明かであるから通釋を略する。なほ語釋を見られたい。

語釋 雷山(今の廣東省高雷道海康縣。) ○麗江浦(今の廣東省潮循道海豐縣の南。) ○閩廣(前に出づ。) ○碙州(又碙洲に作る。今の廣東省高雷道吳川縣の南に在って海中に屹立する。)

帝昺、端宗皇帝弟也。名昺、卽位改元祥興。皇太后楊氏同聽政。先是群臣多欲散去。陸秀夫曰、度宗皇帝一子尚在。將焉置之。古人有以一旅一成中興者。今百官有司皆具、士卒數萬、天若未欲絶宋、此豈不可爲國耶。乃與衆共立帝。年八歲矣。適有黃龍見海中。遂改祥興、而升碙州爲翔龍縣。

訓讀 帝昺は端宗皇帝の弟なり。名は昺。位に卽きて祥興と改元す。皇太后楊氏、同じく政を聽く。是より先、群臣多く散じ去らんと欲す。陸秀夫曰く、「度宗皇帝の一子尚在り。將焉にか之を置

かん。古人、一旅一成を以て中興せし者有り。今百官有司皆具はり、士卒數萬あり。天若し未だ宋を絕つを欲せずんば、此れ豈に國を爲す可からざらんや」と。乃ち衆と共に帝を立つ。年八歳なり。適々黃龍有り、海中に見はる。遂に祥興と改め、硇州を升せて翔龍縣と爲す。

通釋 帝昺は端宗皇帝の弟で、名は昺といふ。卽位とゝもに年號を祥興と改め、皇太后の楊氏が(玉座の側にあつて)帝と同じく政を聽いた。是より先、(端宗帝が崩じた時に)、群臣の多くは(最早や宋の皇室もこれまでと見切りをつけて)解散しようとしたのであつたが、陸秀夫が、「度宗皇帝の御子樣が、尙一人在しますではないか。(諸君は此の君を)どうしようとするつもりであるか。古にも(夏の少康の如く)僅か五百人の兵と方十里の地から興つて、(國運を)恢復した者もある。(我が宋に於ては)今なほ朝廷の諸役人は皆揃つてをり、士卒も數萬ある。(少康に勝ること萬々ではないか)。天がもし未だ宋國を滅さないものならば、これで十分國を立てゝ行けぬといふことがあるものか」と說いたので、(人々も成程とうなづき)、そこで彼は百官とともに帝を立てたのである。時に帝は年僅かに八歳であつた。折も折、海中より黃色の龍が現はれて(天に昇つたので、これぞ國國中興の瑞兆であるといふので)、年號を祥興と改め、(行在地たる)硇州を昇格させて翔龍縣と改稱した。

陸秀夫正レ笏立　秀夫勸講　帝舟遷二匡山一

【語釋】將焉置レ之(この君をどうしようとするのか。)　○以二一旅一成二中興一者(夏の少康の故事。上卷四十二頁に詳しい。旅は兵五百人、成は方十里の地をいふ。)

以二陸秀夫一爲二左丞相一、兼二樞密使一。時播二越海濱一、庶事疎略。每二時節朝會一、獨秀夫儼然正レ笏立、如二治朝一。或在二行中一、悽然泣下、以二朝衣一拭レ涙。衣盡濕。左右無レ不二悲慟一者。及下拜二首相一、與二張世傑一共秉上レ政、外籌二軍旅一、內調二工役一、凡出二其手一。雖二忽遽流離中一、猶日書二大學章句一、以勸講。○六月、帝舟遷二于新會之匡山一。○有二大星一。南流墜二海中一。小星千餘隨レ之。聲如レ雷、數刻乃止。

【訓讀】陸秀夫を以て左丞相と爲し、樞密使を兼ねしむ。時に海濱に播越して庶事疎略なり。時節朝會每に、獨り秀夫のみ儼然として笏を正して立ち、治朝の如し。或は行中に在つて、悽然として泣下り、朝衣を以て涙を拭ふ。衣盡く濕ふ。左右悲慟せざる者無し。首相に拜せらるゝに及びて、張世傑と共に政を秉り、外は軍旅を籌り、內は工役を調する、凡て其の手に出づ。忽遽流離の中と雖も、猶ほ日に大學章句を書して、以て勸講す。○六月、帝の舟新會の匡山に遷る○大星有り。南に流れて

海中に墜つ。小星千餘、之に隨ふ。聲雷の如し。數刻にして乃ち止む。

通釋 そこで陸秀夫を左丞相とし、樞密使を兼任させた。(かやうに)一天萬乘の君が轉々として海岸を流浪してゐられる時のことゝて、(朝廷の儀式なども)萬事疎略になつたのであるが、時々の儀式、朝廷の集會の行はれる毎に、陸秀夫のみは、衣紋を正し、笏を手にして席に列り、その樣子は、國家無事の際の朝廷に於けるのと變らなかつた。又時には席に列つてゐながら、(今昔の感に堪へ兼ねて)さめ〴〵と涙を流し、朝衣の袖で之を拭つて、衣服をしと〴〵に濡らすこともあつた。(この有樣に)周圍の人々も皆貰ひ泣きせずには居られなかつた。(今や陸秀夫は)首相を拜命するに至つたので張世傑とゝもに政を執り、外は軍隊の作戰計畫より、內は工事賦役の整理まで、すべて彼の手によつてなされた。(しかも、かやうな)忙はしく諸方を流浪してゐる時でも、猶ほ毎日、(朱子の)大學章句を書いて、(幼帝に)講義してお聽かせ申した。○六月、帝の御座舟は新會縣の厓山島に遷つた。○(奇怪な)大きな暈が空に現はれ、南に流れて海中に落ちた。それと共に千餘の小さな星がつゞいて海中におちた。この時恰も雷のやうな響がして、しばらくにして止んだ。(人々は、この妖變を、或は、宋國滅亡の前兆ではないかと言つて怖れた)。

帝舟遷二厓山一

天祥家屬俱盡

文天祥被レ執

語釋 播二越海濱一(播は音ハ。遷る意。越はサスラフこと。流浪して諸所に遷り歩くこと○海濱は海岸。海岸にさまよふ。) ○時節朝會(時節は月の朔望(一月十五日)や何かの目出度い日などに行はれる儀式。朝會は朝廷の集會。) ○儼然(いかめしく正しい形容。) ○正レ笏(笏は音コツ。但し骨の音に通ずるのを忌んで我國ではシヤク(尺)といふ。笏を正しく持つ。卽ち衣冠をとゝのへること。) ○治朝(太平無事の世の朝廷。) ○行中(行は班行。並んでゐる席次。列坐の中。) ○悽然(悲痛のさま。心をいたましめる貌。) ○朝衣(朝廷出仕の際に着る禮服。) ○悲慟(かなしみなげく。慟は度を越して體をゆすつて悲しむこと。) ○籌二軍旅一(籌はハカルと訓む。軍隊の作戰計畫をする。) ○調二工役一(工事賦役を整理する。) ○怱遽流離(怱遽二字共に(ニハカ)の意。倉卒といふに同じ。流離は、さすらひあるくこと。卽ち忙はしく諸方を流浪すること。) ○勸講(講勸ともいふ。進講に同じ。天子に侍して書物を講義して聽かせること。勸はスゝムで、學問道德を說き聽かせて善に導く意である。) ○新會之厓山(新會縣の厓山。厓山は島の名で、今の廣東粤海道新會縣の南の海中にある天險の地なので、帝の一行はこゝに行宮を急造したのである。)

○天祥聞二帝卽一レ位、上表自劾下敗二于江西一之罪上、乞レ入レ朝。不レ許。而加二少保一、封二信國公一。會軍中大疫、士卒多死。天祥子道生復亡。家屬俱盡。○元以二許衡一爲二集賢大學士一、兼二領大史院事一。○文天祥屯二潮陽一。鄒渢・劉子俊、皆集レ師會レ之。遂討二盜陳懿・劉興于潮一。興死、懿遁、道二張弘範兵一濟二潮陽一。天祥、力不レ支、帥二其麾下一走二海豐一。張弘正追レ之。天祥方飯二五坡嶺一。弘正兵突至。衆不レ及レ戰、皆頓

首伏草莽。天祥被執。吞腦子不死。

〔訓讀〕 天祥、帝の卽位を聞き、上表して自ら江西に敗れし罪を劾し、入朝せんことを乞へども許さず。而も少保を加へ、信國公に封ず。會々軍中大いに疫し、士卒多く死す。天祥の子道生復亡す。家屬倶に盡く。○元、許衡を以て集賢大學士と爲し、兼ねて太史院の事を領せしむ。○文天祥、潮陽に屯す。鄒渢・劉子俊、皆師を集めて之に會し、遂に盜陳懿・劉興を潮に討つ。興は死し懿は遁れて、張弘範の兵を導いて、潮陽を濟ふ。天祥、力支へず、其の麾下を帥ゐて、海豐に走る。張弘正、之を追ふ。天祥、方に五坡嶺に飯す。弘正の兵、突至す衆、戰ふに及ばず、皆頓首して草莽に伏す。天祥執へらる。腦子を呑むも死せず。

〔通解〕 文天祥は帝の卽位を聞き、書を上つて、自分自ら江西に於て敗戰したことを責めて（深く罪を謝し）、一度入朝して（お裁きを受けたい）と願つたが、（朝廷では）之を許可されず、却つて少保の官に進め、信國公に封ぜられた。丁度この時、（文天祥の）軍院中に非常な流行病があつて、天祥の子の道生も死亡した。かくて天祥の家族は、盡くなくなつてしまつたのである。○元は許衡を集

賢殿大學士とし兼任として、太史院の事務を掌らしめた。○文天祥は潮陽に陣を布いた。鄒渢と劉子俊とは、皆兵を集めて之に合同し、遂に潮州の盗賊陳懿・劉興を討つた。興は死んだが懿は遁れ奔り、(元將)張弘範の兵の手引をして、潮陽攻撃の加勢をした。文天祥は(とても元兵を)防ぎ止めることが出來ないので、部下を率ゐて海豐に奔つた。(元將)張弘正は、その後を追つて文天祥の軍が、丁度五坡嶺で食事してゐる時、突如として襲撃して來た。(不意の事だつたので、狼狽した)宋の軍兵らは陣を整へる暇もなく、皆頭を下げ(息をころして、あたりの)草叢に潛り込んで隱れた。

文天祥書

(遂に)文天祥は捕へられ、腦子毒藥を呑んで(自殺を企てたが)死にきれなかつた。

天祥不屈
彼忠義也

語釋 大疫（疫は流行病をいふ。）○集賢大學士（前に出づ。）○太史院（國史を編修する官。）○道（ミチビクと訓む。導に同じ、手引すること。）○濟ニ潮陽一（潮陽を攻めてゐる元軍の加勢をしたのである。）○張弘正（元の大將張弘範の弟。）○五坡嶺（今の廣東省潮循道海豐縣の北に在る。）○不レ及レ戰（戰ふヒマもない。）○頓首（首を下げる。）○伏ニ草莽一（草叢にもぐりこむ。）○腦子（一名附子、雙鸞菊「トリカブト」の根のこと。我國のアイヌ人の如きはその液汁を鏃に塗つて斃すといふ、極めて有毒なものである。）

鄒渢自頸。劉子俊、自詭爲ニ天祥一、冀レ可レ免ニ天祥一。及下執ニ天祥一至上、各爭ニ眞僞一。遂烹ニ子俊一、而執ニ天祥一見ニ弘範一。左右命レ之拜。天祥不レ屈。弘範釋ニ其縛一、以ニ客禮一見レ之。天祥固請レ死。弘範不レ許。或謂ニ弘範一曰、敵人之相、不レ可レ測也。不レ宜レ近レ之。弘範曰、彼忠義也。保レ無レ他。求ニ族屬被レ俘者一、悉還レ之、處ニ舟中一、以自從。○葬ニ端宗于匡山一。○元阿里海牙、自ニ海南一還ニ師上都一。

訓讀 鄒渢自剄す。劉子俊、自ら詭つて天祥と爲り、天祥を免ずべきを冀ふ。天祥を執へて至るに及びて、各〻眞僞を爭ふ。遂に子俊を烹て、而して天祥を執へて、弘範に見えしむ。左右之れに命じて拜せしむ。天祥屈せず。弘範、其の縛を釋き、客禮を以て之を見る。天祥、固く死を請ふ。弘範許さ

ず。或ひと弘範に謂つて曰く、「敵人の相、測るべからざるなり。宜しく之を近づくべからず」と。弘範曰く、「彼は忠義なり。他なきを保す」と。族屬の俘にせられしものを求めて、悉く之を還し、舟中に處いて、以て自ら從はしむ。○端宗を厓山に葬る。○元の阿里海牙、海南より師を上都に還す。

通釋 鄒渢は自ら頸を刎ねて死んだ。劉子俊は、自分が文天祥だと詭つて、(心中に)文天祥がうまく危難を免れるやうに願つてゐたが、(やがて)ほんもの丶天祥が捕へられて、引立てられて來たので、(眞の天祥と僞の天祥とが、互に相手を庇ひあつて、自分の方が眞の文天祥であると言ひあつて下らなかつたが、遂に子俊は(僞物だと分つて、)煮殺されてしまつた。(元兵は)、文天祥を引立て丶張弘範の面前に連れて來た。(弘範の)左右の兵が、(天祥に)弘範を拜せよと命じたが、天祥屈せず、(それをはねつけた)。弘範は、(天祥の)捕縄を解かせ、客人に對する禮を以て、之に對面した。天祥は(深く覺悟の樣子で)、ひたすら殺して吳れと願つたが、弘範は之を許さなかつた。(その後)或人が弘範に向つて、天祥は、何しろ敵國の宰相なのだから、心中どのやうな考へを抱いてゐるやらわからぬ。餘り彼を間近く置いては危險ではないか」と注意したが、弘範は、「いや、彼は忠義一徹の人物であるから、決して他の惡い考へを持つてゐないことを、自分は保證する」と答へ、そして(天祥の)一族で、

捕虜となつてゐる者は、一々さがし出して全部(天祥に)還してやり、(天祥を)舟に乗せていつも自分の傍に置いた。○(さきに崩ぜられた)端宗を、やつと厓山に葬つた。○元の阿里海牙は、海南地方(の宋兵)を伐つて、上都に凱旋した。

語釋　自刎(自ら頸を刎ねて死ぬこと。自刎。)　○詭(うそをつくこと。)　○烹(煮殺すこと)　○客禮(客人に對する禮儀。)　○敵人之相(敵國の宰相。)　○保無他(卑怯な他意の無いことを保證する。)　○自從(自分の傍に置いたこと。)　○海南(今の廣東省の沿岸地方。)　○上都(元の上都。開平府。前に出づ。)

○己卯祥興二年正月、元張弘範兵至厓山。張世傑力戰禦之。弘範無如之何。時世傑有甥韓、在元師中。弘範三使韓至宋師、招世傑。世傑不從、曰、吾知降生且富貴。但義不可移耳。因歷數古忠臣以答之。弘範乃命文天祥爲書招世傑。天祥曰、吾不能扞父母。乃教人叛父母可乎。

通讀　己卯祥興二年正月、元の張弘範の兵厓山に至る。張世傑力戰して之を禦ぐ。弘範之を如何ともする無し。時に世傑に甥韓といふもの有り、元の師中に在り。弘範三たび韓をして宋の師に至

ず。或ひと弘範に謂つて曰く、「敵人の相、測るべからざるなり。宜しく之を近づくべからず」と。弘範曰く、「彼は忠義なり。他なきを保す」と。族屬の俘にせられしものを求めて、悉く之を還し、舟中に處いて、以て自ら從はしむ。○端宗を厓山に葬る。○元の阿里海牙、海南より師を上都に還す。

通釋 鄒渢は自ら頸を刎ねて死んだ。劉子俊は、自分が文天祥だと詭つて、(心中に)文天祥がうまく危難を免れるやうに願つてゐたが、(やがて)ほんものゝ天祥が捕へられて、引立てられて來たので、(眞の天祥と僞の天祥とが、互に相手を庇ひあつて、自分の方が眞の文天祥であると言ひあつて下らなかつたが、遂に子俊は(僞物だと分つて、)煮殺されてしまつた。(元兵は)、文天祥を引立てゝ張弘範の面前に連れて來た。(弘範の)左右の兵が、(天祥に)弘範を拜せよと命じたが、天祥屈せず、(それをはねつけた)。弘範は、(天祥の)捕繩を解かせ、客人に對する禮を以て、之に對面した。天祥は(深く覺悟の樣子で)、ひたすら殺して吳れと願つたが、弘範は之を許さなかつた。(その後)或人が弘範に向つて、「天祥は、何しろ敵國の宰相なのだから、心中どのやうな考へを抱いてゐるやらわからぬ。餘り彼を間近く置いては危險ではないか」と注意したが、弘範は、「いや、彼は忠義一徹の人物であるから、決して他の惡い考へを持つてゐないことを、自分は保證する」と答へ、そして(天祥の)一族で、

弘範招ニ世傑ー義不レ可移 殺レ人叛ニ父母ニ可乎

捕虜となつてゐる者は、一々さがし出して全部（天祥に）還してやり、（天祥を）舟に乘せていつも自分の傍に置いた。○（さきに崩ぜられた）端宗を、やつと厓山に葬つた。○元の阿里海牙は、海南地方（の宋兵）を伐つて、上都に凱旋した。

語釋 自剄（自ら頸を刎ねて死ぬこと。自刎。） ○詭（うそをつくこと。） ○烹（煮殺す。） ○客禮（客人に對する禮儀。） ○敵人之相（敵國の相。） ○保レ無レ他（卑怯な他意の無いことを保證する。） ○自從（自分の傍に置いたこと。） ○海南（今の廣東省の沿岸地方。） ○上都（元の上都。開平府。前に出づ。）

○己卯祥興二年正月、元張弘範、兵至ニ厓山ニ。張世傑力戰、禦レ之。弘範無レ如レ之何。時世傑有ニ甥韓ニ在ニ元師中ニ。弘範三使下韓至ニ宋師ニ招ニ世傑上。世傑不レ從曰、吾知レ降生且富貴。但義不レ可レ移耳。因歷ニ數古忠臣ニ以答レ之。弘範乃命ニ文天祥ニ爲レ書招ニ世傑ニ。天祥曰、吾不レ能レ扞ニ父母ニ。乃教ニ人叛ニ父母ニ可乎。

訓讀 己卯祥興二年正月、元の張弘範の兵厓山に至る。張世傑力戰して之を禦ぐ。弘範之を如何ともする無し。時に世傑に甥韓といふもの有り、元の師中に在り。弘範三たび韓をして宋の師に至

りて世傑を招かしむ。世傑從はずして曰く、「吾降らば生き且つ富貴なるを知る。但義移す可からざるのみ」と。因りて古の忠臣を歷數して以て之に答ふ。弘範乃ち文天祥に命じ、書を爲りて世傑を招かしむ。天祥曰く、「吾父母を扞ること能はず。乃ち人に敎へて父母に叛かしめて可ならんや」と。

〔通釋〕祥興二年己卯の年の正月、元の張弘範の兵は厓山に迫つたが、張世傑が奮戰して防いだので、弘範はどうすることも出來なかつた。時に世傑の甥に韓といふ者があつたが、これが元の軍の中に居たので、弘範は韓に命じて、三度まで宋の軍中に赴いて世傑を味方に引き入れるやうに口說かせた。(然し)世傑は弘範の招きに應ぜず、「自分は今(元に)降參さへすれば命を全うし、且つ富貴になることが出來るとは、よく知つてゐる。(それを承知で降參しないのは)、たゞ人臣の道として、二心を抱くことが出來ぬからである」と答へ、そこで古よりの忠臣の事跡を數へたてゝ、(自分もこの例に倣ふ覺悟であると)返答した。(此の手では駄目だと悟つた)弘範は、今度は(手をかへて)、文天祥に命じて、手紙を書かせ、世傑を勸誘させようとしたが、天祥は、「自分は、父母とも慕ひ奉る我が君を守護し奉ることが出來なかつたのに、今また他人を誘惑して、我が君に叛かせることが出來るものか」と(言つて承諾しなかつた)。

語釋 義不レ可レ移（人臣の道として、心を變へることは出來ぬ。） ○歷數（一々數へあげる。） ○扞（マモルと訓む。外の害を防いで我を守ること。フセグとも訓む。ふせぎまもること。） ○父母（君主の意、上君は民の父母であるから斯くいふ。詩經泂酌篇に「豈弟君子、民之父母也」とある。）

固命レ之。天祥遂書下所レ過零丁洋詩上與レ之。其末有レ云。人生自レ古誰無レ死。留二取丹心一照二汗青一。弘範笑而置レ之。弘範復遣レ人、語二厓山士民一曰、汝陳丞相已執、汝欲二何爲一。士民、亦無二叛者一。弘範又以二舟師一據二海口一。宋師樵汲道絶。兵士茹二乾糧一十餘日。而大渴。乃下掬二海水一飲上レ之。水鹹、飲卽嘔泄。兵士大困。世傑帥二蘇劉義・方興等一、旦夕大戰。元李恒、自二廣州一以レ師會攻。弘範命下恒守二厓山北面上。

訓讀 ○固く之に命ず。天祥遂に過ぐる所の零丁洋の詩を書して之に與ふ。其の末に云へる有り。人生古より誰か死無からん。丹心を留取して汗青を照さんと。弘範笑ひて之を置く。弘範復人を遣はし、厓山の士民に語げしめて曰く、「汝が陳丞相は已に去り、文丞相は已に執へらる。汝何を

爲さんと欲するか」と。士民も亦叛する者無し。弘範、又舟師を以て海口に據る。宋師、樵汲の道絕ゆ。兵士、乾糧を茹ふこと十餘日。而して大いに渴す。乃ち下りて海水を掬して之を飲む。水鹹く、飲めば卽ち嘔泄す。兵士大に困しむ。世傑、蘇劉義、方興等を帥ゐて、旦夕大いに戰ふ。元の李恒、廣州より師を以て會し攻む。弘範、恒に命じて厓山の北面を守らしむ。

通釋 (弘範は)飽くまで(手紙を書けと)命じてやまぬので、天祥は遂に(筆を執つて)、さきに舟に乘つて零丁洋を過ぎた時に作つた詩を書いて與へた。詩の終りの句は「人生自レ古誰無レ死。留ニ取丹心一照ニ汗青一。」といふのであつた。(其の意味は人と生れて來たかぎり古より一人として死を兎れ得た者は無い。どうせ死ぬる命だ。卑怯未練な振舞はすまいぞ。我はたゞ一片の赤心を此の世に留めて、未來永劫に歷史の上に輝かんのみだ。といふのである)。これでは役にたゝぬので、弘範は苦笑して、それ以上追求しなかつた。そこで弘範は(最後の手段として)再び厓山に人を遣はして、宋の士民らに、「お前らの宰相陳宜中は既に行方不明となり、今一人の宰相文天祥は(我軍)に捕へられてしまつた。(お前の國の運命は最早や盡きてゐるのに)、お前らはこの上何をしようといふのか。(無益な苦しみをするよりも、早く我が國に從つたがよからう)」とすゝめさせたが、(厓山の)市民誰一人と

して（この言葉に乘つて）祖國に叛く者はなかつた。（そこで）弘範は、今度は、（厓山の）灣口に軍艦を張り込ませ、（一方、陸軍を以て、陸路を斷ち全く封鎖して了つたので）、宋軍は、薪や飲料水の供給が杜絶してしまつた。（止むを得ず）兵士らは、乾飯ばかり食べたが、これが十日餘もつゞくと、どうにも咽喉が渇いてたまらなくなつた。そこで海邊に下りて來て海水をすくつて飲んだが、とても鹹くて呑めたものではない。咽喉へ通すや否や嘔いたり下したり、却て苦悶するといふ始末で、兵士らは非常に苦しんだ。（そんなに苦しみながらも）世傑は、蘇劉義や方興等を率ゐて、朝となく夕となく、奮戰を續けた。時に元の李恒は、廣州から兵を率ゐて來り會し、（弘範の軍と）聯合して、宋軍を攻めることになり、弘範は李恒に命じて、厓山の北側を包圍させた。

語釋 零丁洋（今の廣東省珠江の河口に在つて、寶安縣の南に當る海を內零丁洋と言ひ、香港の南に在るを外零丁洋といふ。其處を通過する際、文天祥の作つたのが零丁洋の詩である。）○留取二丹心一（丹心は赤心に同じ。誠心。我が誠心を世に留めおく。留取の取は、看取、記取の取と同じく、輕く添へただけの字。）○汗青（歷史。古よ、竹の札を火に炙つて汗ばませて青氣をそぎ、之に文字を書いた。從て汗青は書物の義であるが、轉じて、史書とか歷史といふ意味に用ひられるに至つた。）○陳丞相（陳宜中のこと。彼は安南に援兵を求めに赴いたまゝ還らなかつた。）○樵汲之道（樵は薪をとる。汲は水を汲む。薪を取りに行つたり飲料水を汲みに行く道。）○茹二乾糧一（水分のない乾した食物を食ふ。「ほしひ」の類。茹はクラフと訓む、食ふに同じ。）○掬（手ですくふ。）○鹹（しほからい。）○嘔泄（オウセツ。吐き下し。）○旦夕大戰（朝夕の別なく大戰する。）

餘論 文天祥の過二零丁洋一の詩とは次の七言律をいふのである。

辛苦遭逢起一經。　干戈落々四周星。　山河破碎水漂絮。
身世浮沈風打萍。　皇恐灘頭說皇恐。　零丁洋裏歎零丁。
人生自古誰無死。　留取丹心照汗青。

今、その大意を說く。
自分は一經學書生より身を起して、今や國家艱難の時に際會して辛苦してゐる。戰爭に從事し、志のみ大にして、事成らざること玆に四年に及ぶ。我國の山河は、敵のために割取されて、宛ら水に漂ふ柳絮の如く、我身の浮き沈みも、風に打たるゝ萍のやうに定めがない。嘗て皇恐灘といふ早瀬を過ぎては、その名の如く國家の前途に就て恐れの念を抱いたが、今また零丁洋を渡るに際して、その名のやうに、我が身囚はれとなつた零落を歎ずることである。さりながら、今更に歎ずるを止めよ、人生誰れか死せざるものあらん。死は生の果である、死生の如き、固より自分の問ふところでない。たゞ忠義の赤心をこの世に殘し留めて、以て千載青史を照さんこと、これ我が願望である。

○二月戊寅朔世傑將陳寶、叛降于元。己卯都統制張達、夜襲元師、敗還。

元人進薄世傑之舟。甲申弘範四分其軍、自將一軍。相去里許。令諸將曰、宋舟西艤厓山。潮至必東遁。急攻之、勿令得去。聞吾樂作乃戰。違令者斬。先麾北面一軍、乘早潮而戰。世傑敗之。李恆等、順潮退師。午潮上。元師樂作。宋師以爲且懈。不設備。弘範以舟師犯其前。南師繼之。宋師南北受敵、兵士皆疲。不能復戰。

訓讀　二月戊寅朔、世傑の將陳寶、叛いて、元に降る。己卯、都統制張達、夜元の師を襲ひ、敗れ還る。元人、進みて、世傑の舟に薄る。甲申、弘範、その軍を四分し、自ら一軍に將となる。相去ること里許。諸將に令して曰く、「宋の舟、西のかた厓山に艤す、潮至らば必ず東に遁れん。急に之を攻めて、去るを得せしむる勿れ。吾が樂の作るを聞かば、乃ち戰へ。令に違ふ者は斬らん」と。先づ北面の一軍を麾ぎ、早潮に乘じて戰はしむ。世傑之れを敗る。李恆等、潮に順ひて師を退く。午潮上る。元の師樂作る。宋の師以爲へらく、且つ懈ると。備を設けず。弘範、舟師を以て其の前を犯す。

南師これに繼ぐ。宋の師、南北より敵を受け、兵士皆疲れて、復戰ふこと能はず。

〔通釋〕二月一日戊寅の日、世傑の部下の將、陳寶は、世傑に叛いで元に降つた。己卯の日（卽ちその翌日）に、都統制の張達は、夜に乘じて元軍を襲擊し、却つて擊ち破られて逃げ還つた。元兵は（これに乘じ）進んで世傑の舟に迫つた。甲申の日（卽ち其の月七日）には、弘範はその軍を、四軍に分け、自らその一軍を率ゐることにした。各軍の距離は、一里ほどであつた。（軍の編成が出來ると）、諸將に命令を下して、「宋の舟は、西方厓山に於て出船の用意をしてゐる。潮が滿ちて來たら、必ず東へ脫出するであらう。（その際）急に之を攻めて、遁がさぬやうにせよ。（但し）我が軍に於て奏樂が始まつたのを聞いてから、戰を始めよ。もし此の命令に背く者は、（容赦なく）斬り捨てるから左樣思へ」と嚴命した。かくて先づ（厓山の）北面を包圍してゐる（李恆の）軍に命じて、朝の引潮に乘じて戰はせたが、（併し）張世傑に擊破せられて、折柄の引潮に乘つて退却した。正午頃になつて潮が滿ちて來た。（その時）元軍から奏樂が聞えて來た。宋軍では、今、敵はふざけてゐるのだと思つて、戰鬪準備をしてゐなかつた。（其の時）弘範は、海軍を率ゐて前面から攻擊して來た。つゞいて南方を固めてゐた軍も前進して來たので、宋軍は南北より敵を受けてしまつた。（しかも午前の戰で）兵士

檣旗仆

陸秀夫負帝同溺

らは皆疲れ切つてゐるので、再び戰ふ氣力も無かつた。

語釋 薄(セマルと訓む、迫ること。間近く攻め寄せること。) ○艤(出航の準備をする。舟出の用意。) ○作(オコルと訓む、起りはじまること。) ○北面一軍(厓山の北面を包圍してゐる李恆軍のこと。) ○早潮(朝の潮。これは退潮(ひきしほ)である。厓山は奇石山と相對して相扉の如く、潮汐の出入に當つてゐる。) ○順潮(引潮に乘じて。) ○午潮上(正午頃の潮が滿ちて來た。) ○擗(オコタルと訓む。) ○犯共前(氣をゆるめる宋軍の前面に突撃して來る。)

俄有一舟、檣旗仆。諸舟之檣旗皆仆。世傑知事去、乃抽精兵入中軍。諸軍大潰。元師薄宋中軍。會日暮、風雨。昏霧四塞、咫尺不辨。世傑乃與蘇劉義斷維、以十六舟奪港而去。陸秀夫走帝舟。帝舟大且諸舟環結、度不得出走、乃先驅其妻子入海、卽負帝同溺焉。帝崩。後宮諸臣、從死者甚衆。越七日、屍浮海上者十餘萬人。因得帝屍及詔書之寶。

訓讀 俄に一舟の檣旗の仆るゝあり。諸舟の檣旗皆仆る。世傑、事の去れるを知り、乃ち精兵を抽きて中軍に入る。諸軍大に潰ゆ。元の師、宋の中軍に薄る。會々日暮れて風雨あり。昏霧四塞し、咫

尺も辨ぜず。世傑乃ち蘇劉義と維を斷ち、十六舟を以て港を奪つて去る。陸秀夫、帝舟を走らせんとす。帝舟大にして、且つ諸舟環結す。出走するを得ざるを度り、乃ち先づその妻子を驅りて海に入らしめ、卽ち帝を負ひて同じく溺る。帝崩ず。後宮諸臣、從ひ死する者甚だ衆し。七日を越えて、屍、海上に浮ぶ者、十餘萬人。因りて帝の屍及び詔書の寶を得たり。

〔通釋〕突然（宋の）一船のマストに掲げた戰鬪旗が仆されると、（ばた〳〵と）諸船の戰鬪旗が皆仆れてしまつた。（卽ち皆降服の意を表したのである）。張世傑は（これを眺めて）、もう迚も駄目だと思つたので、精兵をよりすぐり、之を率ゐて中軍に走り入つた。（かくて、宋の）諸軍は、さん〴〵に擊ち破られてしまつた。（勢に乘じた）元軍は、宋の中軍に（じり〳〵と）迫つた。折しも日は暮れて風雨荒く、加ふるに霧があたりを閉ぢ罩めて、一寸先きも見えなくなつたので、世傑はこれ幸と、蘇劉義とゝもに、船を繫ぎ合はせてあつた綱を斷ち切り、十六艘の船を率ゐて、港口を切りぬけて落ち延びた。この時、陸秀夫は、帝の舟を脫出させようとしたが、帝の舟は大型である上に、多くの船がこれを取り卷いて繫いであるので、とても逃がすことが出來なかつた。それと見てとつた陸秀夫は、先づ自分の妻子を促して海に跳び込ませ、直ちに自ら帝を背負つて同じく海中に入つた。（かうして遂

趙氏一塊肉

楊太后投レ海

一君亡復立二一君一

に）帝は崩じ、後宮の女官や百官の之に從つて入水して死んだ者は非常な數に上つた。七日の後に海上に浮び上つた屍骸は、實に十餘萬の多きに達し、その中から元は、帝の御遺骸と詔書の御璽とを手に入れた。

語釋 檣旗（檣はマスト。旗はマストに掲げてある戰鬪旗。これを仆すのは敵に降服を合圖するのである。）○知二事去一（すべての事が駄目になつた。萬事休したことをさとる。）○抽二精兵一（强兵をよりすぐる。）○昏霧四塞（暗い霧が四方に立ち罩める。）○斷レ維（維は綱。初め諸船をつなぎあはして決死の計をしたのであるか、今それを斷ちきつたのである。）○斷レ維（敵の據れる港を切りぬけて、舟の通路を取ること。）○諸舟環結（多くの舟が周圍に結びつけてある。）○後宮（女官。）

已而世傑、復還二匡山一收レ兵。遇二楊太后一、欲下奉以求二趙氏後一而復立上レ之。楊太后始聞二帝崩一、撫レ膺大慟曰、我忍レ死艱關至レ此者、正爲二趙氏一塊肉一耳。今無レ望矣。遂赴レ海死。世傑葬二之海濱一。世傑將レ趨二安南一。至二平章山下一、遇二颶風大作一。舟人欲レ艤レ岸。世傑曰、無二以爲一也。焚レ香仰レ天、呼曰、我爲二趙氏一亦已至矣。一君亡復立二一君一。今又亡。我未レ死者、庶下幾敵兵退、別立二趙氏一以存上レ祀耳。今如レ此。豈

天意耶。若天不欲我復存趙祀、則大風覆吾舟。舟遂覆。世傑溺焉。宋亡。

訓讀 已にして世傑、復匡山に還りて兵を收む。楊太后に遇ひ、奉じて以て趙氏の後を求めて、復之を立てんと欲す。楊太后始めて帝の崩ぜしを聞き、膺を撫して大いに慟きて曰く、「我の死を忍び艱鬪して此に至れる者は、正に趙氏の一塊の肉の爲のみ。今や望無し」と。遂に海に赴きて死す。世傑之を海濱に葬る。世傑將に安南に趨かんとす。平章山下に至つて、颶風大いに作るに遇ふ。舟人岸に艤せんと欲す。世傑曰く、「以て爲すこと無れ」と。香を焚き天を仰ぎて呼びて曰く、「我趙氏の爲にする、亦た已に至れり。一君亡びて復一君を立つ。今又亡ぶ。我の未だ死せざる者は、敵兵退かば別に趙氏を立てゝ以て祀を存せんと庶幾ふのみ。今此の若し。豈天意なるか。若し天我が復趙の祀を存するを欲せずんば、則ち大風吾が舟を覆せ」と。舟遂に覆る。世傑溺る。宋亡ぶ。

通釋 やがて世傑は再び匡山に還つて、散亂した敗兵を呼び集めた。楊太后に出逢つたので、太后を奉じて趙氏（宋の皇室の姓）の子孫をさがし出し、帝位に卽けて（尙も宋の國家を維持して行かうと）思つたが、楊太后は、こゝで始めて帝が崩じたことを聞き、胸を打つて身も魂も消え入るばか

りになげき悲しみ、「自分が死すべき命を生きながらへて、艱難辛苦してこゝまでやつて來たのは、たゞ趙氏の一塊の肉（生き殘つた只一つの血統）たる帝昺があつたればこそである。（その帝昺が崩じてしまつたのでは）、もはや何の望もない」と言つて、遂に海中に身を投げられた。世傑はその遺骸を、海岸に葬つた。（そこで）世傑は、これより安南に赴いて（再擧をはからうとし、舟に乘つて）平章山の下まで行くと、そこで又大暴風に出遇つた。水夫らは、船を岸につけて避難したいと願つたが、世傑は「それには及ばぬ」と言つて、香を焚き、天を仰いで叫んだ。「私が趙氏の爲に盡すことも、もはやこれ以上爲すことは無くなりました。さきに端宗が崩ぜられましたので、帝昺をもり立てゝ（宋の社稷をつないで來ましたが、その君も）今又崩ぜられてしまひました。しかも私が未だ生きながらへて居りますのは、敵兵が退いた後、別に趙氏（の血統の者）を立てゝ、祖宗の祭を續けてゆきたい一念からでございます。（しかるに）今このやうな大颶風の起つたのは、（我が宋の國を滅さんとする）天の思召によるのでございませうか、天もし私が趙氏の祀を存することをお認め下さらぬならば、大風によつて此の船を覆して下さい」と。遂に船は覆つて、世傑は溺死し、いよ／＼宋は亡びてしまつたのである。

丞相忠孝盡

天祥痛根不レ食

語釋 收レ容(ちらばらになつてゐる兵を集めまとめる。) ○趙氏(宋の皇室。) ○撫レ胸(胸をうつ。膺はムネと訓む、胸のこと。) ○艱闘(間關とも書く。道が險しくて進みかねるさま。艱難辛苦のこと。) ○趙氏一塊肉(趙氏の一かたまりの肉。生き殘つた唯一の血すぢの者。卽ち帝昺を指す。) ○平章山(海陵山の東峰の名、今の廣東省高雷道陽江縣の南海中に在る。) ○艤岸(岸に舟をつける支度をすること。こゝでは避難の意。) ○存祀(子孫を立てゝ先祖の祭を絶やさぬ。國家を存續する意。)

○厓山既破。元張弘範等置酒大會。謂二文天祥一曰、國亡。丞相忠孝盡矣。能改レ心、以レ事レ宋者一事レ今、不レ失レ爲二宰相一也。天祥泫然出レ涕曰、國亡不レ能レ救。爲二人臣一者死有二餘罪一。況敢逃二其死一而貳二其心一乎。弘範義レ之。遣レ送二于燕京一。道經二吉州一。痛恨不レ食八日、猶生。乃復食。十月、天祥至レ燕。不レ屈繫レ獄。勵操愈堅。

訓讀 厓山既に破る。元の張弘範等置酒大會す。文天祥に謂ひて曰く、「國亡びぬ。丞相の忠孝盡きたり。能く心を改め、宋に事へし者を以て今に事へば、宰相爲るを失はじ」と。天祥泫然として涕を出して曰く「國亡びて救ふこと能はず。人臣たる者、死すとも餘罪有り。況んや敢て其の死を逃れて其の心を貳にするをや」と。弘範之を義とす。燕京に送らしむ。道、吉州を經、痛恨して食はざ

北平文天祥廟

ること八日、猶生く。乃ち復食ふ。十月、天祥燕に至る。屈せずして獄に繋る。勵操愈々堅し。

通釋 厓山は既に破れ（宋は全く滅んだので）、元の（總司令官）張弘範等は大酒宴を開いて（戰勝を祝した。其の時、弘範は）、文天祥に向つて、「（もはや宋の）國も亡び申した。（かくなれば）丞相の忠孝も盡く終られたと申すもので御座れば、（なんと今後は）心を改め、（今まで）宋に事へられたほどの誠意を以て、今の元へお事へめされたならば、宰相の地位は間違ひありますまい。（如何で御座らう）」と（勸めたが、）天祥ははら／＼と涙を落して、（御言葉では御座るが）、祖國が亡びるのに、之を救ひ得なかつたことは、これ人臣として

死すとも尙ほ餘ある大罪で御座る。まして、死を逃れんが爲め、心を二つにして（敵國に仕へる）などは、以ての外の事ぢや」と（きつぱり拒絕した）。弘範は、天祥が人臣の道に厚いのに感じて、（その儘）燕京へ護送させた。（天祥は）途中（自分の故鄕である）吉州を通過したが、（國は亡び其の身は俘となつたことを）深く悲しみ、絕食して（自殺を企て）たが、八日經つても、まだ死ねないので、再び食を攝ることにして、（後日の機を待つた）。十月には燕京に到着したが、飽くまで屈しない爲に牢獄に繫がれた。しかし、氣をはげまして操を守ることは益々壯であつた。

〔語釋〕置酒大會（大酒宴を催す。）　○丞相（文天祥を指す。）　○以二事レ宋者一事レ今（宋に事へたほどの忠義の心を以て今の元に仕へたならば）　○不レ失レ爲二宰相一（宰相となることは間違ひない。）　○泫然（はらはらと涙を流す形容。）　○死有二餘罪一（死んでも尙ほ償ひきれぬほどの罪がある。）　○痛恨（痛は、ひどくの意。ひどく恨む。）　○勵操愈々堅（氣をはげまして操をいよいよ堅く守る。）

安南

安南奉二貢于元一

○宋之故臣、亦有下由二嶺海一走二安南一者上。安南自二其國王李乾德、卒二於紹興一、子陽煥立。陽煥卒。子天祚立。天祚卒二於淳熙一。子龍翰立。龍翰卒二於嘉定一。子昊旵立。世奉二宋正朔一。當二龍翰時一、有二閩人陳京一。入二其國一、得レ政爲二國壻一。京子承、再

世執₂其國柄₁。及₂昊昂時₁、承奪₂其國₁、傳₂子威晃₁。理宗、受₂其貢₁、而封ʟ之。威晃傳₂子日照₁。宋亡。乃改₂名日烜₁、奉₂貢于元₁。

訓讀　宋の故臣、亦た嶺海より安南に走るもの有り。安南は、其國王李乾德、紹興に卒してより、子陽煥立つ。陽煥卒す。子天祚立つ。太祚淳熙に卒す。子龍翰立つ。龍翰嘉定に卒す。子昊昂立つ。世宋の正朔を奉ず。龍翰の時に當りて、閩人陳京といふものあり。その國に入り、政を得て、國壻と爲る。京の子承、再世、其國柄を執る。昊昂の時に及びて、承、その國を奪ひ、子威晃に傳ふ。理宗、その貢を受けて、之を封ず。威晃、子日照に傳ふ。宋亡ぶ。乃ち名を日烜と改め、貢を元に奉ず。

通釋　(「子昊昂立」まで意味明かであるから通釋を略す。)安南王は代々、宋の支配に從つてゐた。龍翰の世に、閩人の陳京といふ者が安南に入り來り、(國王の信任を得て)政權を握り、遂には國王の娘の壻になりすました。)この陳京と)その子の承との二代に亙つて、安南國の政權を握つたが、昊昂の世に至り、承は遂に安南國を乘取つてしまつて、之を自分の子の威晃に傳へた。(宋帝)理宗は、威晃よりの貢物を受納し、威晃を安南國王に封じた。威晃は國を、その子の日照に傳へたが、この時宋

一汴二杭三閩四廣

凡三百二十年而亡

は亡びたのである。そこで日照は、名を日烜と改めて、貢物を元に奉つて（其の屬領となつた）。

語釋 故臣（もとの家臣。舊臣、）○亦有下由二嶺海一走中安南上者（亦とはさきに張世傑が安南に赴かうとしたことがあるから、こゝで亦と云つたのである。）○嶺海（五嶺の南の海岸地帶、卽ち今の廣東、廣西。）○紹興（宋の高宗の年號。）○淳熙（宋の孝宗の年號。）○嘉定（宋の寧宗の年號。）○奉二宋正朔一（正は年の始、朔は月の始、二字で暦の意。宋の暦を奉ずといふのは宋の朝廷から暦を戴いてこれを用ふる義で、屬國となることを意味する。）○閩（今の福建省。）○得レ政（政權を握る。）○國壻（國王の娘の壻。）○再世（二世。）

初、邵雍、與レ客語及二國祚一、取二晉出帝紀一示レ之。靖康驗矣。至二德祐一益驗。陳摶亦嘗有二一汴、二杭、三閩、四廣之說一。宋果至二閩廣一而盡。自二太祖建隆一至二欽宗靖康一、一百六十七年。自二高宗建炎一至二祥興一、又一百五十三年。

右宋自二太祖建隆元年庚申一至二帝昺祥興己卯一、凡三百二十年而亡。

訓讀 邵雍、客と語つて、國祚に及ぶや、晉の出帝紀を取り、之に示す。靖康驗あり。德祐に至つて益〻驗あり。陳摶も亦た嘗て一汴、二杭、三閩、四廣の說有り。宋、果して閩廣に至つて盡く。太祖の建隆より欽宗の靖康に至るまで、一百六十七年、高宗の建炎より祥興に至るまで、又一百五十三

年なり。

右、宋は太祖の建隆元年庚申より、帝昺祥興乙卯に至るまで、凡て三百二十年にして亡べり。

【通釋】（さて）、これよりさき（北宋時代）に、邵雍が客と話をした際、話が國運のことに及んだところ、（五代の）晉の出帝紀を取り出して、之を（客に）示し、（我が朝にも、出帝が契丹に執はれたやうなことが起るであらうと言つたが）、康靖年間にそれが事實となつて、（徽宗は金に執へられ）、德祐年間に至ると益々そのしるしがあらはれた（少帝は元に執へられた）。又、陳摶も嘗て、一汴、二杭、三閩、四廣の説を立てたが、（太祖は汴に都し、高宗は杭州の臨安に遷り、端宗は）閩の地（即ち福州に即位し、帝昺は）廣州（即ち厓山に於て崩じて、こゝ）に至り宋は亡んだ。（かくて宋は）太祖の建隆元年（に國を建てゝ）より、欽宗帝の靖康年中（帝がその父徽宗と共に金に執へられる）まで百六十七年間（之を北宋といひ）、高宗の建炎より（帝昺の）祥興まで百五十三年間である。（之を南宋といふ）。

右、宋は、太祖の建隆元年庚申の年より、帝昺の祥興己卯の年に至るまで、三百二十年にして亡びた。

【語釋】邵雍（宋の哲宗の條を見よ。）○國祚（國の運命。朝廷の運命。）○晉出帝紀（五代の晉の出帝の本紀。）○陳摶（宋の太宗の條を見よ。）

【餘論】宋の末路のあはれにも亦はかなき中に、史を讀む者をして痛く心を動かしむるものは、忠臣義士の輩出したことである。文天祥然り、陸秀夫然り、張世傑然り、謝枋得また然りである。殊に文天祥の如きは、その壯烈千古を曠しうするもの。有名なる正氣歌は、元の爲に捕はれた獄中の作で、我が國でも人口に膾炙され、藤田東湖、吉田松陰、廣瀨中佐、皆天祥に和して正氣歌を作る。以てその影響するところの大なるを知るべしである。天祥、元に斬らるゝ時、年四十七從容として南に向ひ、再拜して死す。その衣帶中に賛があつた。曰く「孔曰成仁。孟曰取義。惟其義盡。所以仁至。讀聖賢書。所學何事。而今而後。庶幾無愧」と。世祖、その死を聞いて愛惜して禁ずる能はなかつたと云ふ。

想ふに宋一代の特色は、政治でもない、軍事でもない、學問である。濂（周惇頤）洛（程顥・程頤）關（張載）閩（朱熹）の諸儒、前後に輩出して、義理を重んじ、道德を實踐し、三百年間、名節を尙び忠孝を奬勵した結果、亡國の運命に際會して幾多の忠臣烈士を出したのである。之を彼の唐の末路に比較すれば、正に霄壤の差ありと謂はねばならぬ。

十八史略新釋　卷七　終

宋代圖
遼西
燕京
遼
(契丹)
河間
中山
太原
黃河
金
澶州
南京(應天府)
洛陽
汴京(京師)
下邳
淮水
許昌
鄢城
潼關
朱仙鎮
長安
樊城
揚州
廣陵
鎮江
揚子江
建康
南宋
南鄭
襄陽
南陵
臨安
鄂州
潯陽
成都
建安
吉州
永豐
廬陵
贛州
福州
潮州
五坡嶺
廣州(番禺)
循州
新會
厓山
建寧
交趾

昭和六年五月廿五日印刷
昭和六年五月廿八日發行

第二十四回配本

昭和漢文叢書
十八史略新釋
（下卷二）

不許複製

著作者　中山久四郎
著作者　鹽野新次郎
東京市神田區北神保町十一番地
發行者　辻本卯藏
東京市神田區今川小路二丁目一番地
印刷者　山縣精一

東京市神田區北神保町十一番地
發行所　弘道館
電話九段一三六八・一三六九番
振替口座東京八一一五番

印刷所　山縣製本印刷株式會社